HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働-生活過程 : 北海道標茶町虹別地区Ⅰ及びS部落と大樹町尾田地区T部落における比較研究　第2編
Author(s)	布施, 鉄治; 岩城, 完之; 小林, 甫 他
Citation	北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書, 15, 1-481
Issue Date	1978-03-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/88006
Type	departmental bulletin paper
File Information	vol_15.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設
研究報告　15

ISSN　0385−6070

酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働−生活過程

—— 北海道標茶町虹別地区Ｉ及びＳ部落と大樹町尾田地区Ｔ部落における比較研究 ——

第　２　編

１９７８．３

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設

酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働－生活過程

—— 北海道標茶町虹別地区Ｉ及びＳ部落と 大樹町尾田地区Ｔ部落における比較研究 ——

布施鉄治
岩城完之
小林甫
白樫久
酒井恵真
安倍喜美子
安倍恒雄
鎌田明子
藤井史朗
加藤慶一

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設

序

この産業教育計画研究施設報告書第15号は，北海道十勝畑作地帯・大樹町の大規模酪農の実態調査分析を主内容とする。それは本研究施設布施研究員の指導による本学部教育社会学研究グループの一連の研究プロジェクトの成果の一つで，昨1977年公刊の研究報告書第12号，根釧大規模酪農専業地帯の分析につづくものである。

いま，北海道農業は深刻な激動期にあるが，その重要な基調の一つとして，大規模専作化，大型機械化の動態過程をあげねばならない。それは農業法，商品金融公社による政府買入れ，余剰農産物処理法，ＰＬ408号による輸出等，手厚い国家独占資本主義的農産物市場編制下で，他の製造工業をうわまわる農業生産力ののびを展開した戦後のアメリカには比すべくもないとしても，1970年代の大型機械化の進行はわが国の農業にもかつてない歴史的な変化を与えており，その過程の科学的な把握なしには農業教育計画の適確な樹立は困難というほかはない。その意味では，本報告書はそうした重要かつ緊急な課題に応えるための一連の作業成果の一つでもある。すでに知られているように農業の大規模化，大型機械化は農民の生産・労働―生活過程を大きく変え，とりわけその労働過程は一方では現代資本主義の重化学工業の生産力水準の反映として独占資本主義的生産諸関係に鋭く条件づけられ，規定されつつも，他方ではその大型機械を導入しうる内的根拠の面で，小農的生産様式独自の家族関係に規定され，しかも同時に家族関係を変質させるという複雑な合成結果をもたらしている。

そうした小農そのものの実存形態および性格変化をめぐって ― その展望にもかかわって ― いま農業経済学，社会学，法学等の各分野でそれぞれホットな研究論議がかわされてきているが，その中で家族関係プロパーの研究方法としての社会学，とりわけ苦闘の生活史をもつ農民諸個人の生産・労働―生活過程分析と，生業史の裏うちをもつ「家」―経営過程分析と，社会機構―構造分析の三つのレベルの具体的分析の縦横の照応・連結から戦前の家父長制的「家」の「解体」・変質，さらに家族協業から社会的協業への萌芽的形成のメカニズムについてヴィヴィドに本質分析を試みた布施社会学の本成果は重要な指摘を行っている。

むろん，農家の「家」の「解体」過程は本研究分析をもって全面的に完結しうるものではない。たとえば，農業の基本的な生産手段である土地の調達＝利用，所有＝継承の面からみた場合の小農的生産様式の性格変化ないし矛盾をどうとらえるか，これもまた家族関係にかかわりをもつ重要問題として残されている。だが，それの解明はむしろ農業経済学，法学研究者に負託された課題というべきで，本報告はまたそうした関連領域の研究の一層の深化を要請し促迫しているものと考えられる。

本報告書がそうした一投石として，大方の批判を得て，隣接科学の研究の前進と，それらの総合による農業教育計画研究発展の機縁となり，本産業教育計画研究施設がそうした研究交流の場となれれば，と願って公刊する次第である。

1978 年 3 月

北海道大学教育学部附設
産業教育計画研究施設　施設長　美土路　達　雄

酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働－生活過程

第 2 編・目　　次

緒　論　第2編を編むにあたって …… 7
Ⅰ　北海道酪農村分析の位置づけについて …… 7
Ⅱ　分析方法についての補説 …… 12
Ⅲ　第2編の構成について …… 16
第3部
序　章　大樹町尾田地区T部落と標茶町虹別地区との相違 …… 25
　第1節　大樹町尾田地区T部落における諸特徴 …… 25
　第2節　尾田及び虹別両地区における自然－経済・社会的諸条件の相違 …… 26
　第3節　現T部落の経済・社会構造の史的文脈における諸特徴 …… 28
第1章　大樹町における農民層分解の進展と産業・社会構造の変化 …… 31
　第1節　地域社会の史的発展過程 …… 31
　第2節　戦後における地域社会変容の諸特徴 …… 32
　第3節　農業生産構造の豆作から酪農への構造的変容過程 …… 38
　　第1項　20～30年代にかけての諸特徴 …… 38
　　第2項　37年以降の地域酪農確立期における諸問題 …… 39
　　第3項　地域農業の酪専への移行とそこにおける諸問題 …… 41
　第4節　農村社会の再編にかかわる諸問題 …… 53
第2章　酪農民の階級・階層区分と生産・生活組織体としての「家」の構造 …… 59
　第1節　生産・経営における農家諸階層の諸特徴 …… 59
　　第1項　販売収入別階層区分 …… 59
　　第2項　農家諸階層にみる生産構造 …… 61
　　第3項　経営内容からみた農家諸階層 …… 67
　第2節　生産・生活組織体としての「家」の構造 …… 79
　　小　序 …… 79
　　第1項　家族構成上の特徴 …… 79
　　第2項　生産・生活組織体としての「家」の構造 …… 81
　　(1)　夫婦家族の生産・生活組織体としての構造 …… 83
　　(2)　直系家族の生産・生活組織体としての構造 …… 86
　第3節　諸階層の生産・労働－生活過程の特質 …… 93
　　第1項　酪農家における生産・労働－生活過程と「家」の構造 …… 93
　　第2項　諸階層の生産・労働－生活過程の諸相と矛盾克服の方向 …… 98
　第4節　結　び …… 107
第3章　「生業」の展開と「大規模酪農経営」の形成過程 …… 111
　小　序 …… 111

第1節　T部落における「生業」の展開過程 …… 111
(1)　入植と営農の確立段階 …… 111
(2)　戦中・戦後の農業生産衰退と再建段階 …… 114
(3)　戦後畑作経営の発展段階 …… 115
(4)　冷害と酪農への転換段階 …… 116
(5)　酪農専業化段階 …… 116
第2節　T部落各階層における「大規模酪農」経営の形成過程 …… 116
第1項　各階層における土地集積の相違 …… 116
第2項　各階層における自家保有労働力の変遷 …… 119
第3項　農業構造改善事業と機械化の進展 …… 122
第4項　舎内労働の合理化／その機械化の進展 …… 128
第5項　階層別「多頭数飼育」の進展過程 …… 129
第3節　「大規模酪農」経営の形成過程と経営収支にかかわる諸問題 …… 132
第1項　収入構造からみる諸階層 …… 132
第2項　農業所得と所得率 …… 139
第3項　経済余剰と最終余剰～家計支出と負債～ …… 144
第4項　「組勘」収支 …… 150
第4章　日本資本主義発展の諸階梯と「家」の対応形態／その生活史の分析 …… 157
序 …… 157
第1節　T部落入植者の入植前生活史と「家」の形成 …… 160
第1項　実習場一期生層の入植前生活史と「家」の形成 …… 160
第2項　一般入植者層の「家」の形成 …… 164
第3項　戦中・戦後入植者層の入植と「家」の形成 …… 166
第4項　要　　約 …… 169
第2節　戦前・開拓期における「家」の生業と生活の展開 …… 169
第1項　実習場一期生の「家」の生業と生活の展開 …… 169
第2項　一般入植者層の「家」の生業と生活の展開 …… 174
第3項　要　　約 …… 177
第3節　戦中から終戦直後にかけての生業と生活 …… 179
小　序 …… 179
第1項　実習場一期生の生業と生活 …… 181
第2項　一般入植者層の生業と生活 …… 185
第3項　戦中・戦後入植者層の生業と生活 …… 187
第4項　要　　約 …… 189
第4節　戦後農業の再編成期における生業と生活 …… 191
小　序 …… 191
第1項　旧T部落における生業と生活 …… 193
第2項　旧P部落における生業と生活 …… 198
第3項　旧H部落における生業と生活 …… 201

第4項　要　　約 …… 203
第5節　「大規模」酪農専業体制への移行期における「家」と生活 …… 205
小　序 …… 205
第1項　旧T部落における「家」の生活と対応 …… 206
第2項　旧P部落における「家」の生活と対応 …… 213
第3項　旧H部落における「家」の生活と対応 …… 216
第4項　要　　約 …… 218
第6節　「大規模」酪農専業体制形成－確立期における「家」の対応 …… 220
小　序 …… 220
第1項　旧T部落における「家」の対応と諸問題 …… 223
第2項　旧P部落における「家」の対応と諸問題 …… 225
第3項　旧H部落における「家」の対応と諸問題 …… 228
第4項　要　　約 …… 230
第7節　日本資本主義の発展と「家」の生活史 …… 233
第1項　「家」の世代的発展と農民層分解にかかわる諸問題 …… 234
第2項　「家」のライフステージのもつ意味とその変容 …… 238
補　節　子弟の他出構造の変化と労働力構成の変容 …… 245
第5章　酪農「大規模化」に伴なう技術習得過程と経営認識・経営志向に関する分析 …… 253
第1節　経営規模階梯別における問題点 …… 253
第1項　「多頭化」に伴なう問題の発生 …… 253
第2項　問題解決のための情報ルート …… 256
第2節　酪農民の現状における経営問題の把握と経営の志向性 …… 257
第1項　経営における問題点の把握 …… 257
第2項　打開策と経営志向の特質 …… 259
第3節　農民層の営農志向と学習にかかわる諸問題 …… 272
第4節　要　　約 …… 275
第6章　村落社会構造とその変動・変革過程の分析 …… 277
第1節　部落社会の史的変遷と構造的特質 …… 277
第1項　はじめに …… 277
第2項　旧T部落における土地共有制 …… 277
第3項　戦後における土地共有制の解体過程 …… 282
第4項　農民層のモビリティと部落社会 …… 284
第2節　旧T部落における部落社会の変質－昭和9～48年に至る
部落「出納帳」の分析－日本資本主義の発展に位置づけて …… 286
小　序 …… 286
第1項　部落会「歳入構造」の変化からみた村落社会の変容 …… 286
第2項　部落会「歳出構造」の変化からみた村落社会の変容 …… 295
第3節　現T部落における社会構造の諸特質 …… 304

第１項　血縁のネットワークと階層的諸関係 …… 304
第２項　役職構造と農民層の所属集団 …… 308
第３項　部落における諸社会関係Ⅰ－生活諸関連－ …… 312
第４項　部落における諸社会関係Ⅱ－生産諸関連－ …… 313
第５項　営農推進におけるインフォーマルリーダーと諸機関 …… 321
第４節　部落社会及び営農諸機関の変容と農民層の主体的対応 …… 325
小　序 …… 325
第１項　部落社会の変容と農民層の受けとめ方 …… 326
第２項　諸機関の機能変化と農民層の受けとめ方 …… 330
(1)　農協と農民層 …… 331
(2)　普及所と農民層 …… 332
(3)　共済組合及び乳業会社と農民層 …… 342
第３項　農民層の諸要求と諸機関 …… 344
第５節　部落をこえる農民層の社会的諸関係の諸相 …… 352
第１項　部落をこえる血縁のネットの地域的拡がりとその機能 …… 352
(1)　世代別にみた血縁者の職業のひろがりとその変遷 …… 352
(2)　世代別にみた血縁者の地域的ひろがりとその生活関連における諸機能 …… 353
(3)　血縁者間の相互交流と階層的緒特徴 …… 361
第２項　Ｔ部落農民層の日常の生活行動範域 …… 363
第６節　Ｔ部落農民層の政治的態度と部落の社会構造 …… 363
小　序 …… 362
第１項　農民層の政治的態度と階層・地縁・血縁関係 …… 364
第２項　家族成員の政治的態度 …… 366
第３項　「家」の生産－生活連関と農民の政治的態度 …… 367
第４項　農民運動とＴ部落農民層の政治的態度 …… 368
終　章　社会的協働・協業体への志向性と地域農業システム化 …… 371
序 …… 371
第１節　酪農経営の「大規模化」と後継者問題
－あらたなる段階での社会的協働・協業への志向性－ …… 377
小　序 …… 377
第１項　「酪農放棄型」の「家」と後継者 …… 382
第２項　酪農「後発－上昇型」・「停滞型」の「家」と後継者 …… 386
第３項　「上昇－発展型」の「家」と後継者 …… 389
第４項　「非酪農型」の「家」と後継者 …… 393
第５項　結　び …… 397
第２節　地域農業のシステム化構想と酪農民の生産・労働－生活過程 …… 399
第１項　地域農業のシステム化のもつ意味 …… 399
第２項　大樹町における「地域農業システム化」の展望過程 …… 400
第３項　酪農民の生産・労働－生活過程と地域農業システム化の構想に関連して …… 403

補　説　私たちの採用しているモノグラフィー法について …… 406
補　論　北海道拓殖実習場・十勝実習場における農民教育の特質 …… 410
序　問題提起 …… 410
(1)　最近の農業高校教育における伝習農場精神への着目の動き …… 410
(2)　北海道における農業後継者教育とその問題点 …… 411
第1節　北海道拓殖実習場の目的と沿革 …… 415
第1項　第2期北海道拓殖計画と拓殖実習場 …… 415
第2項　拓殖実習場創設当時の基本的性格 …… 416
第3項　拓殖実習場と「満蒙」開拓 …… 420
第4項　戦後の実習場とその終焉 …… 421
第2節　松野伝と根釧原野開拓の教訓 …… 423
第1項　根釧原野における穀菽農業の失敗 …… 428
第2項　根釧原野農業開発5カ年計画 …… 427
第3節　十勝実習場における教育過程 …… 429
第1項　拓殖実習場への入場資格・待遇条件 …… 429
第2項　第一期生の出身と実習場への期待 …… 431
第3項　十勝実習場における「教育」の位置づけ …… 436
第4項　教師集団 …… 438
第5項　実習・教習・集団生活の内容 …… 441
第4節　まとめにかえて
－現在における旧T部落一期生の実習場及び集団入植に対する評価－ …… 452
附　表 …… 465

緒　論　　第2編を編むにあたって

本研究『酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働ー生活過程 ── 北海道標茶町虹別地区Ⅰ及びS部落と大樹町尾田地区T部落における比較研究 ── 』は，すでに第1編第1部でふれたような問題意識に立った解決課題及び理論的な課題をとくための一里塚として設定されている。こゝにおける分析のねらいは，現国独資体制下，激しい農民層の階級階層分化の中で，国策に沿って形成されつつある「北海道新酪農地帯」における酪農生産，酪農民の生活，そうしてその中での農村地域社会変動の諸過程を，何よりも酪農民の現実の生産・労働ー生活過程に立ちかえって，すなわち言葉を替えるならば，自らの生の証として現実を生きぬいている農民層のもつ生産・労働・生活の諸相にふみこんで，その中で自らの生活の変革と共に，すゝんで地域社会の変革を志向せざるを得ない農民層自身が有する内在論理の剔出にある。

ここで，本研究のもつ諸特徴に若干ふれておくならば，それは次のように要約することができよう。

Ⅰ　北海道酪農村分析の位置づけについて

私たちは，北海道の農村社会の建設過程を，日本資本主義の発展過程におけるひとつの「社会的実験場」として設定している。その意味は第一に，この北の大地には本州都府県のごとく先資本主義的諸制度をもつものとしての社会の構造は存しなかったということ。第二に，移住者の多くは棄民政策（日本資本主義が構造的に生みだした階級的矛盾を緩和させるための本州都府県からの国民の〝まびき〟政策）によって北の大地に定植せられた層として位置づけられるということ。つまり，かかる意味において明治以降の日本資本主義経済の発展そのものが農業及び農民生活そして農村社会に与えた諸構造がこゝでは所謂「封建遺制」といわれる社会的諸慣行を抜きにして観察しうる。北の大地に定植せられた人びとは，いわば裸の形で日本資本主義経済の網の目の中にまきこまれた。生きてゆくために，その厳しさ故に，それだけ体制的に上からもたらされる融資，補助金に依存する度合が強かったといえる。言葉を替えるならば「行政の力」は本州都府県とは比べものにならぬほど強力であったといえるが ── このことは，日本資本主義経済の発展に相応した経済過程及びそれに相応したところの諸政策の諸影響をいわばストレイトにうける中で地域社会形成がなされたことを意味する。事実，現在においても「農基法農政」以降の構造改善事業の受けいれ率は，本州都府県に比べて北海道農村ではきわだって高い。

たしかに，北海道の農村社会は本州都府県のそれに比較して浅い生活の歴史しか有していない。

けれども，私たちが着目するのは，かような経済・政治的状況の中で，北の大地に定住した農民層は，その苦渋にみちた生産・労働ー生活史の中で何回かの坐折を味わいながら，しかも自らの人間としての誇りを失なわずに着実に彼らにとっての社会を，総体としての国民社会の「生産力」の発展に照応して自らをきたえあげながら形成してきているという事実である。もとよりそれは階級的矛盾の「るつぼ」の中で展開せられている。そして，かかる形で観察しうる諸相は，実は何も北海道において特殊的にみられるものではなしに，明治以降の日本資本主義の発展過程の中で本州都府県の農村部においても当然にもたらされていた経済・社会・政治過程であったということを知らなければならな

い。そこにはたしかに，特殊日本資本主義の発展がもたらす階級的諸矛盾を〝社会〟としてはねかえすバネの問題，すなわち農民層が培った累重的な生活の英智の相違がある。そしてこのことのもつ意味は現時「経済的社会構成体」の前進的移行の問題と関連しての「アジア的生産様式」の再検討としても問題とせられている点でもあるが，しかし私たちは，国独資体制下におけるわが国資本主義経済のより一層の発展の中で，その資本主義的生産様式の胎内から生まれつゝあるあらたなる段階での社会的協働・協業組織の確立の問題を射呈に入れて考えると，北海道の農民層のその自らにとっての農村社会の建設過程の中には，本州都府県においても共通せるところの階級的諸矛盾の中で，それを農民層自らが，諸個人としてはねかえすバネがいわばきわめてクリヤーに立ちあらわれていると捉えることができると考えている。かつての「家」「むら」はすでにその内実としては解体しているとみてよい。社会的な諸個人，その社会的主体性の問題が，まさにかかる意味での諸個人の形成しつゝあるあらたなる社会の建設の問題として提起されざるを得ない状況下にあると私たちは現状をみている。私たちが北海道農村社会の分析を，それ自体，日本資本主義の発展過程におけるひとつの「社会的実験場」として位置づける所以はまさにこゝにある。さて，上述の論理展開はあまりにも手短かすぎる。私たちがかく述べるとき，そこで含意している研究主体者としての論理を日本資本主義経済の発展と，村落及び農民層の生産・労働ー生活に関連して，以下の補注で若干展開しておこう。

補注　私たちは，戦前段階におけるわが国農村社会の構造的あり方，すなわち，その所謂「半封建的」なあり方を，たんなる「封建遺制」の立場からのみ捉えてはいない。天皇制絶対主義の確立はまさに特殊日本近代を特徴づけるものであったし，寄生地主制そのものにフォーマルな権力が与えられたのも明治以降のことであったことを看過してはならない。私たちは日本資本主義の発展過程そのものが所謂「半封建的」といわれた戦前のわが国農村社会の構造をたゆまず再生産した側面を重視している。[1] 言葉を替えるならば，農民層が古い慣行を墨守しているから，「半封建的」な構造が「遺制」として残存したという立場ではなく ── かかる立場自体，直接的生産者である農民層の生きた人間としての創造性を看過している ── わが国における天皇制絶対主義体制下の特殊日本資本主義の発展そのものが，すでに民俗学者らがあきらかにしているわが国農民層が有する良き慣行を，権力をもって上から破壊し，その経済的土台としての寄生地主制に相応した社会のあり方をとりわけその教育体系をとおして，国民のもつ「社会的性格」それ自体の改変を伴なうものとして，特殊日本近代の身分階層制として再編した側面を重視している。けれどもそうしたいわば国民社会レベルからもたらされた外在的規定性の中で，直接的生産者層は，自らの現実の生産・労働ー生活過程を土台として，国民社会のあり方を一歩一歩，統体としての国民社会の生産力水準の発展にともなう社会変動に相応して，変革せしめてきた事実にこそ私たちは着目している。事実，第1次世界大戦後の小作争議にしめされたように，激しい闘争をとおして，農民層は，その保有せる諸力を，村落構造のあり方自体としても変革せしめてきた。[2] しかしながらそうした営為は，周知のように，国家権力のうちつよく労働運動，小作争議の弾圧の中で，昭和初期の世界恐慌期には，体制的には，農村社会の再建は，〝報徳精神〟を基調とした「自力更生」を旗印としてなされた。昭和ファシズム期に照応せる特殊日本近代における，身分階層的な村落社会構造の再編の試みである。けれどもこの期におけるわが国村落社会の構造は，第1次世界大戦をへての，わが国資本主義の統体としての発展の中であきらかに異なってきていた。わが国資本主義経済の独占段階への移行は，あきらかに寄生地主層の経済・政治的力量を弱めざるを得なかったし，小作争議の激発の中で，寄生地主層は国家権力の力をかりながら，田，畑への寄生から，山林への寄生へ転進を図ったことは，周知の事実である。さらに，かような現実に対応してすでに，明治30年段階において，わが国の寄生地主体制を体制的に確立するための，体制的補強としての農会，及び産業組合機構の全国的な強化が，この段階において下部の集落単位にまでおりて，図られた。つまり

寄生地主層による部落支配の紐帯の弱化にともない，国家権力が直接的に，全体制的な経済・政治機構の強化，その下部にまでおりての農民層の部落単位での掌握が，この段階において顕在化する。同時にこの段階以降，国家資金なしには，自作農の創設すら不可能になっていたということ，つまり「家」にもとづく小農生産様式下における「経営」の確立が体制的に不可能になっていたという現実を私たちは看過してはならない。(この期における体制的な危機回避のための自作農創設運動をみよ) たしかにこの段階で寄生地主制が廃絶せられたわけではない。国家権力による補強がある。しかし，この段階は，明治以降の寄生地主層の世代交替がいよいよ普遍化した時期に相応し，同時に世代交替をとげつゝあった小作農民層の諸力のたかまりがそれに相応していた。その中で寄生地主層の田・畑寄生からの徹退が図られ，(しかし山林寄生へと転進したこの層が，戦後の農地改革において，山林解放がなされなかったという事実の中で戦後期において，とりわけ地方レベルにおいての経済・政治的権力を掌握し，それが現段階における体制的秩序の経済・政治的な支えとなっている点を看過してはならない) さらにすでに河村望，蓮見音彦が指摘しているように[3]寄生地主→「耕作地主」への転化，また小作争議でのリーダー層の自作化による村落構造それ自体の変革が農民層にとっての社会の変動・変革としてあきらかになされていた。寄生地主層の経済・政治的な地位はあきらかに弱化していた。けれども小作，自作農の生活はより一層疲弊していた。負債の累増という事実は，すでに資本主義的貨幣経済の中に，彼らの生産・労働一生活過程がふかくつゝみこまれていたことを物語る。そうして「自力更生」の農村経済更生運動は，こうした現実を逆手にとって，村落社会を日本型ファシズムの温床たらしめたといわれる。しかしながら，以降，大平洋戦争期間をとおして，小作争議がけっしてとだえることがなかったという現実を知らなければならない。主幹労働力を徴兵される中で，農村工業も興された。農民層は，耐えながら，自らの人間としての誇りを失なわずに，その年輪をきざんだ。とりわけ，主婦層が体験した生活史を看過してはならない。そうして，戦時の統制経済は，寄生地主層の経済力を決定的に弱めた。

私たちは，戦後の農地解放をたんに「上から与えられたもの」としては位置づけていない。以上垣間みたような，それ自身，自らの社会のあり方の漸次的変革をとおして具現化されつゝあった農民層の諸力の伸長を土台において，それが遂行せられたという点を重視する。事実，戦後の農地改革は，激しい農民運動を伴ないながら遂行せられた。[4]

昭和２０年代はわが国農村社会にとっては，それ以前，また以降の期に比して特別の段階を劃していたと私たちはみている。寄生地主制は解体し，国独資段階下での自作小農制が確立した。けれども「半共同体」としての〝むら〟また「家」は現に機能しつづけた。考えてみるならば，大平洋戦争をとおして，わが国資本主義経済は，潰滅的な打撃をうけていた。したがってその「生産力」水準を如何に回復させるか，という課題を当然に資本は有していたということができる。そうして，それは国民の最低限の食糧を確保するということと同時に，何よりも所謂「傾斜生産方式」による工業生産の復興に端的にしめされていた。ところで，そのさいの財源であるが，都市における工業が潰滅していたわけだから，とりわけ農民層によりかゝったことは，指摘するまでもない。つまり，独占資本は，それ自体，すでに自らが形成した「体力」に見合った生産様式の急速なる回復を図るために，国家権力の助けをかりて，農民層からの諸収奪，とりわけ税収奪を強化した。「半共同体」としての〝むら〟また農民層にとっての生産・労働一生活のもっともたしかなるよりどころである「家」は，その社会的互助組織として，生きつづけたし，また生きつづけざるを得なかったといえる。その上当時，農民層は自らの社会の中に，多くの所謂「過剰人口」をかかえていた。

けれども，このことは，けっして，わが国農民層が貝のように，その殻を閉ざしていたということではない。とりわけ，朝鮮事変を転期として，わが国資本主義がその「体力」を回復させた以降，耕転機の普及等「家」にもとづく小農生産様式に見合った生産手段を導入しながら，農民層は着実に日本国民社会における農業生産

力をたかめていった。当時の事情は，昭和３２年に出された第１回『農業白書』が端的に伝えている。そこでは，すでに政策的に地域にみあった「主産地形成の思想」がうちだされると共に，農村における二・三男対策がもうひとつの柱として用意せられていた。

さて，昭和３０年段階以降，わが国農村社会の，すなわち農業・農民層の所謂資本主義的分解過程が音をたてて展開せられることになる。もとより，それは，国家権力の力を借りての，それに癒着したところの独占資本の諸要求にそうものであったことはいうまでもない。しかしながら，そこには幾つかの階梯がある。第１階梯は，国レベルの総経済過程での，所謂「高度経済成長政策」の農業・農民版としての「農基法」制定にまず立ちあらわれた。この段階，それは農民層に対するあらたなる段階での〝教化〟という意味あいがきわめて強かったといえる。そのさい①すでに形成せられている都市勤労者層対農民層の生活水準格差＝所得格差は，農民層が主体的に「近代化」していないところにもとめられた。②そこでいわれた「近代化」とは，２０年代の「民主化」思想とも，もはやその内実を異にしていたし，これまでわが国農民層が伝統的に培ってきた農業生産に対する価値志向のいわば180度の転換をせまるものであった。すなわち，土地生産性の向上をもっぱら志向しての自己を無にしての長時間労働の「愚」をそれは指摘し，替って農業生産における「労働生産性」の向上が主要なる価値志向として措定せられた。③また国民の生活様式の「近代化」に相応する食糧生産の選択的志向の要がとかれた。具体的にはそれは，非稲作部門による「主産地形成」の要である。④かかる意味での「農業近代化」の担い手として「家」を単位とした「自立経営」が措定され，それらを「協業経営」としてくくっての高度の機械化集団を作る，という目ろみであった。農民層がそれ自身の力で「富農化」する条件がないわけであるから当然に，国・都道府県からの巨額の財政投融資が，そのさい前提とならざるを得ないし，それは逆にいうならば，農民層が多くの負債を背負うということを意味した。

第２階梯は，こうした「農基法」農政が農業構造改善事業の進展として，具現化せられ，それが所謂「総合農政」として展開せられたその過程の中にもとめることができる。政策にはつねに表と裏がある。「農基法」農政以降，まず客観的に展開せられた諸事実は，すでに周知のように，①農業就業者の大巾な減少，その老令，女性化を伴なった農民層の広汎な兼業化という事実，②また食糧自給率の低下，③そうして「自立経営」→「協業経営」の点として展開であった。④同時に，耕地は大巾に潰廃せられていた。「農基法」制定当時，わが国独占資本は，そのキャパシテイの一段階の飛躍のために，何よりも，わが国資本主義の「高度経済成長」に見合うところの広汎な若年労働力を必要としていた事情，さらに，その上に上積みしての「家」の主幹労働力を含めての農民そのものの兼業農層としての掌握（土地もち低廉労働者層の広汎なる創出）が当時，所謂「職工農家群」の創出の思想として立ちあらわれていたことを看過すべきではない。（昭和初期の「自作農創設運動」を想起するならば，それは広汎な小作農に対して，自作に身分階層的に上昇しうる「道」をひらきながら，実際，この段階で，政府資金（郵便貯金）の助けをかりて，自作農になった層はきわめて限られていた。一現実的にはその経済基盤からいってもなりえなかった。）　また，低賃金政策のためには不可欠の要件である「安価な食糧」供給，その基盤整備の必要もあった。ところでこの段階，激しい農民層の自立限界線の上昇の中で多くの農民層は，何よりまず，自らの生存を維持するために，兼業化，また，北海道においてはとりわけ脱農・離村がすゝむことになるわけだが，兼業化した農民層，そうして「自立経営」を志向する層においても，片時も，かつて生業であった，また生業としての「農業生産」への志向性と誇りを失なわなかった点を看過してはならない。

たとえば，昭和４０年代，稲作の反収全国一を記録した佐賀県三日月村の事例においても[5]その主体は兼業農民である。そこでの反収を基準とした生産力水準は，あきらかに集落単位での所謂〝稲作集団共同化〟としての田植期における協働作業にある。そうしてそれを支えるそれ自体合理的思考によって裏づけられた協業組

織への志向性は農協をキイ・ステーションとして確立せられつゝある。さらにまた愛知県安城市等にみられる地域農民層のいわば総兼業化の中で形成・展開せられつゝある「農業請負耕作」も，農協をキイ・ステーションとして現時するどく展開せられている。こうした農民層の諸営為は北海道においても異なることはない。しかし，北海道においては，とりわけ「自立経営」を志向せる層において，かかる営為が展開せられているところに，本州都府県農村と異なる特質がある。

さて，第3階梯は，こうした過程をへて 現段階においてするどく展開せられている。その一端は，すでに本研究第1編第1部でみた『新全総』それ自体が指摘せざるを得ない諸矛盾の累積・増大となって立ちあらわれており，国策においても，とりわけ農業就業者面では，その予測すらも立ちえない段階になっている。農業における「労働生産性」の過度の強調は，一応の機械化の進展と共に，土地を手段視する思想を生み，農薬・化学肥料の多投により，地力そのものゝ生命は急速に失なわれつゝある。「自立経営」の伸長は全国的にみるならば依然〝点〟でしかありえない。農民層の兼業化はすゝみ，その地域共同諸施設は，たとえばライス・センターの設置など，直接的生産過程というよりも，流通過程へ傾射しながら進展している。言葉を替えるならば，現国独資体制下，上からのいわば独占資本の意図が先行しての地域農業システム化の構想が定着化せられつゝあるといえる。そこで追及せられているものが，資本にとってのより一層の効率の論理の追及であることはいうまでもあるまい。

ところで，かような状況下で，第1階梯期とはあきらかに質的に異なった形での農業政策の進展がみられる。それは水田の積極的潰廃政策，すなわち「米の減反政策」に端的にみられる。年を追って，政策によって，その潰廃面積は増大している。また同時に所謂第2種兼業農家整理の方向が打ちだされた。
これは所謂零細な土地もち労働者，すなわち「職工農家群」の整理政策でもあるが，こうした政策そのものが所謂オイルショック後の構造的不況下で打ちだされること自体，一体如何なる展望にもとづいているのか。下層，兼業農民層の生活の疲弊は目にみえているし，さらに，国連統計をもちだすまでもなく，世界的な食糧不足が現実の問題となっているとき，かかる政策自体のもつ意味は，人類史的にみても大きく問題とされざるを得ないであろう。[6)]

さて，かような形で理解される現況の中で，北海道農村地帯にはより深刻な形での階級的諸矛盾がおおいかぶさってきている。そこでは何よりも地域社会の中での在宅兼業先が乏しい故，農民層の階級分化は，挙家離農（村）という形でもたらされ，残った農家層は，体制的梃子入れによって「自立経営」として「上層化」しつゝあるが，それが所謂「富農化」する条件はないといってよい。もとより北海道水田地帯にも「減反政策」の波はおしよせている。とりわけ水稲の北限地帯では，本州都府県では考えられない割合での減反政策がうちだされている。そこにおいては，酪農への転換，しかも現時の政策下では，所謂「大規模機械化」酪農経営しか存立の条件はないといってよい。しかも，そのまさに体制的な梃子入れによって現時形成されつゝある「大規模化」を農民層の生産・労働一生活過程レベルに立ちもどって分析すると，本研究においてあきらかにする如きさまざまな矛盾が指摘できるのである。酪農民の現実の労働過重は，かつてとは質的に異なった形でかえって強化された。巨額の負債下，「経営」は危機に瀕している。「自立経営」としての「家」は，もはや親の世代の意志によって，その継承性が保証されるものではない。かつての〝むら〟の社会的紐帯は大きくくずれ，地域営農指導諸機関を中核とした農民層自身の手による下からの地域社会再編成が不可避的に要請せられている。しかしそのすべを自らの力量において，その腕中にかかえるほど農民層の力能は，現状では高まっていない。しかしながら，そうした中で自らの諸力能をたゆまず高めつゝしかも自らにとっての社会を同時に変革しつゝある営為がそこに看取されるのである。こゝに立ちあらわれている諸矛盾の現象形態は，たしかに本州都府県農村と同一ではない。けれども本州都府県においても同様にもたらされている諸矛盾がより顕在化した形

で，そうして，それを下から止揚しながら，あらたなる生産力の発展段階での農業生産様式確立への道すじが本事例研究において端的に看取されると私たちは信じている。私たちが北海道農村社会をひとつの「社会的実験場」として措定するということの意味は，かような文脈の中に位置づけられる。

Ⅱ　分析方法についての補説

さて，第2にふれておきたいのは，本稿において私たちが採用している分析方法についての若干の補説である。私たちの分析方法は，本稿第1編第1部でふれたように，私たちがいう農民層の「生産・労働－生活過程」分析をすゝんで「社会機構－構造」分析に連鎖するという視点に立っている。[7] つまり私たちは，諸個人の現実の生産・労働－生活の営みがわが国の「経済的社会構成体」の前進的移行に総体としての社会のあり方自体として ── 当然にそれは経済機構を軸としているが，政治機構を包摂せる社会機構－構造のあり方自体として ── 如何に結びつくものとして把握できるか，という問題意識に立っている。

分析的には，農民層の「生産・労働－生活過程」分析レベルと「社会機構－構造」分析レベルとは異なる。後者は，当然にも特定の「経済的社会構成体」として具現化している社会の機構－構造分析となる。

そのさい，私たちは第1に，今日の段階では社会の構造といわれるものは，それ自体自生的なものとしてではなしに，累重的に人類がつみあげた社会の骨組としての諸機構との関連を抜きにしては語ることはできない，と考えている。つまり諸社会集団，諸組織といわれるものは，それ自体，機関と機関の上下の階梯によって構成される諸機構との連鎖は不可欠にもたざるを得ないわけであって，現実には，人びとの日々の生産・労働－生活過程を土台においての機構それ自身の生成－発展－消滅の過程が進展している。そうして，すでに存立している経済機構，社会機構，政治機構もたゆまず自らを変動させているのであって社会構造の変動は，かかる意味での機構概念を抜きにしては語ることはできない。第2に，これらの機構それ自体は，現実には，わが国の場合，国独資体制下における資本主義的生産様式を支えるものとして，つまり資本主義的な経済法則に規定され，それを内実から支える土台としての役割を果しているといえるが，同時にそこには，すゝんで資本主義的な生産様式そのものを止揚せざるを得ない役割をもつ諸機構が，まさにその社会の胎内において形成され発展せしめられている点を看過してはならない。この意味において，こゝで私たちが社会の構造を支える骨組みとしての「機構」というものは，一国の社会が到達しえた生産力水準を社会そのものゝ中に累重的に定着化，客観的に反映せしめているものとして措定することができる。当然に「経済的社会構成体」がより高次なものへ変革せしめられた場合，かつての階級的な諸機構は廃絶せらるか，死滅し，あらたなる生産様式にみあった諸機構が創設せしめられるであろう。しかしながら，その創設とは勝手気儘になされるものではけっしてなく，生産力の発展水準にまさに規定せられている点を銘記しなければならない。（こゝで，かようなものとして機構を位置づける場合，それはたんにその機構の存在形態のみではなしに，それら機構の諸機能，すなわち具体的には大きくわけて，それら機構が掌握せる経済過程，社会過程，政治過程の具体的なあり方の変容・変革が ── 当然にその価値志向を含めて ── 含意せられている。こゝにこれら機構の権力のあり方，とりわけ現段階においてはその民主化が問題とせられる所以がある。）

さて，当然のことながら，ひとつの地域社会に存する主幹的な諸組織はそれ自体こうした全国的

な形で構成せられた諸機構の中に組みこまれている。そうしてまた，統体としての国民社会は，こうした下部からのつみあげの中で，まさにその階級的な力の拮抗関係の中で，その機構のあり方自体を変動せしめているということができる。したがって，統体としての地域社会の構造を分析するためには，こうした射呈の中で，地域の中に存する諸組織のあり方，その相互関連を分析しなければならぬ，ということになる。ところで，本稿はこうした意味での酪農村における地域社会の現段階における統体としての変動・変革過程を，私たちのいう「機構ー構造」分析にもとづいて解析することを直接的な研究課題としては設定していない。[8)]

本稿での主要な研究課題は，表題『酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働ー生活過程』にあきらかなように，私たちのいう農民層の「生産・労働ー生活過程」分析からの，すでに第1編第1部でみた解決諸課題に対する村落社会の変動・変革を射呈におさめたアプローチとして設定せられている。しかし，いうまでもないことだが，ここでは当然に「機構ー構造」分析との接点は大きな領域を構成せざるを得ないし，事実，私たちはぎりぎりの追いあげは果している。すなわち，第2部標茶町虹別での分析でもそうであったが，とりわけ本第2編，第3部，大樹町尾田の分析においては，地域営農指導機関のあり方を抜きにしては，農民層の現実の生産・労働ー生活を語ることができない構造はより一層顕在化している。所謂，諸機関の「民主化」という場合，そこで肝要なのは何か，という問題である。私たちの分析射呈は当然にそこにまで及んでいる。

さて，本研究の主要なる分析軸である農民層の「生産・労働ー生活過程」分析は二つの柱をもっている。

ひとつは，現実の農民層の生産・労働ー生活過程そのものゝ分析である。①そこでは当然に農民層の生活そのものゝ経済的土台として経営分析がまず基底としてなされる。所謂「農民層分解論」の視点を，具体的に個々の「家」＝経営レベルにおろしてのインテンシブな分析がこれに当る。かかる意味での農民層の生活の基底である経済過程の分析，そこでの諸矛盾の剔出が第一に必要とせられるであろう。②ついで，生産・生活組織体としての「家」の構造分析が，家族諸成員の現実の労働ー生活過程との関連で問題にされる。現段階における農村の「家」と農民家族の集団・組織体としての分析である。集団・組織体としての「家」が現に激しく解体しつゝあるわけであるから，その分析は当然に個々の家族成員のレベルにまで立ちかえってなされなければならない。その上で，現に惹起している「家」・家族の諸矛盾が剔出されなければならない。③ところで，私たちの「生産・労働ー生活」分析は，かかる意味での「家」・家族分析レベルから，当然に，個々の農民の，現実の生産・労働ー生活過程を土台においた所謂「主体形成」のレベルにまで及ぶ。こゝに指摘するまでもないことだが，現段階における諸個人は，農民層においても「家」内，「むら」内といったいわば局地的な〝閉された社会〟の中で，その全生活の社会的再生産過程をまっとうしているわけではけっしてない。その現実の行動空間をみても，また，その親族，さらにそのコミュニケーションのネットワークをみても，それはもはやあきらかに「開かれた社会」の中の諸個人として客観的に与えられている。しかし，彼らはけっして〝孤立した個人〟として存在しているわけではない。彼らの社会，そうして彼らの形成・創造せざるをえない社会をつねに有している。それは言葉を替えるならば，「開かれた社会」の中に存する諸個人は，その中で形成せられた諸力を，自らの生の証として体現しうる場，すなわち，その生業・生活の場をつねに有しているということである。

その意味において，農民層は何よりも「家」また農民家族をその土台として，その現実的な変革過程をとおして，言葉の正しい意味での主体形成を着実に自らのものとなしてきているということが

できる。そこには幾つかの道すじがある。農民として生きるか。兼業化するか。離農するか。しかし何れにしても，「開かれた社会」の中で形成せられた諸力は，農民としての「家」のおかれた条件，状況の中で，その自らの生業・生活との展望の中での一定の価値判断を不可欠に強いられているということができる。そうして，農民として生きる方向を選択した場合，その形成せられつゝある諸力は何よりも「家」の現実の解決課題・諸矛盾の認知過程を土台においての，その課題の具体的解決方法として体現化されなければならぬものとして与えられているということができる。もとよりその場合，家族内諸成員が如何なる形で，その諸力能を伸長させているか，という具体的な教育＝学習過程が存することはあきらかであるが，さらに，現段階においては，幾つかの階梯別に異なる学習課題そのものが，とりわけ本事例分析の場合，重層的にもたらされているという現実にふれなければならない。かつて私たちは昭和３０年代の「農基法」農政下において，畑作農民層の学習課題が，ａ直接的生産技術レベル，ｂ経営レベル，ｃ農産物価格形成・全体社会の経済・農政過程レベルへといわば累進的に発展せざるを得ない，ということについてふれたが[9]本事例分析の場合においても，酪農経営の急速なる「大規模化」の中で，かかる形での三重の学習領域が累重的に展開せられていることが指摘できる。しかし現段階においては同時に，家族成員の現実的協働形態のあり方の模索の問題が提起されているといわなければならない。「家父長的」といわれた家族協業体，その中での協働形態のあり方そのものに大きな矛盾が惹起しているのである。④ところでこの問題は，「家」をこえる社会的協働の問題を当然に提起する。所謂〝むら〟の資本主義的解体の問題，と同時に，その中で形成せざるを得ないあらたなる段階での社会的協働形態確立の問題である。この問題領域は日々の直接的な生産・労働連関，それを土台においた生活連関の中での社会的協働のあり方の問題と，さらに，そうした社会的協働を土台として，それを下部単位として包摂するより広範域な，地域社会レベルでの地域社会再建の問題を基本的に提起する。地方自治体の問題，また地域営農指導諸機関のあり方の問題がこうして提起されることになる。諸個人の現実の生産・労働－生活過程での生活の営為は，彼らにとっての地域社会建設のレベルにおいて，かような分析領域を提供することになる。そうして，それは当然に，日本国民社会のあり方への射呈をその背後に有しているということになる。

さて，私たち研究グループの分析のもうひとつの大きな特徴は，農民層の生産・労働－生活史分析にある。「家」としての生業史のあり方と，諸個人の生産・労働－生活史のあり方とは同一の分析領域を構成するものではない。前者は少なくとも家族協業体としての生業のあり方として，それ自体，日本資本主義の発展にふかく規定されたあり方をいわば不可避的にとらざるを得ないのに対して，後者，すなわち諸個人の生産・労働－生活史の分析は，そうした規定性の中での苦渋にみちた家族諸成員の「家」としての生活の営為が展開せられた史的過程としての分析領域を構成することになる。そこでは，家族の世代的発展のライフ・ステイジに規定された家族集団の中での諸個人の生活の英智に支えられた創意が現実の問題として展開せられ，家族集団の中での諸個人の自立化，諸力の発展が現実の問題として生起している。

近時，社会学においては「深層社会学」のひとつの流れがある。それは例えばＥ．フロムにみられるような精神分析学との接点を用意し，さらには，所謂ポスト・パーソンズの流れの中からにわかに浮上したかにみえる所謂，現象学派社会学も，この中に入るであろう。しかしながら，私たちは，人びとの現に構成する社会，そうしてその社会を生きる諸個人の生産・労働－生活過程の立場に立ちかえって，しかもそこからの社会の変動・変革という射呈のもとに，いわば動的に社会の発展法則を考えると，社会学における「深層的アプローチ」とは，少なくとも現実を生きぬいてきた諸個人の，

その生産・労働ー生活史の中にこそ，その客観的根拠を求める必要があると考える。前述のように，精神分析学レベルにおける，また現象学レベルにおける個人にとっての〝深層〟部分が存することはあきらかである。しかしながら，社会学において諸個人を問題とするさいには，当然のことながら社会的諸個人が問題とせられるわけであるし，そのさいの諸個人とはけっしてアトム化した個人ではない。そこには現実の問題として生産・労働ー生活する諸個人の現実の生の証としての彼らにとっての社会がつねに存している。その彼らにとっての社会を人びとはつねにあらたに創造してきたという疑いもない現実に私たちは逢着する。そうした社会の創造・変革の基底にたちかえってみると，現に存する社会を精神分析学，心理学，哲学レベルとは異なった〝深層〟として社会学的にとりおさえるためには，諸個人のまさにその生産・労働ー生活史レベルでの分析領域こそ，その名に値する現に変動・変革されつゝある社会の深層をなしているものと私たちは考えている。

こゝで，私たちが含意していることは，人びとがその自らの生産・労働ー生活過程を史的に，その苦渋にみちた生活史として変容・変革してきたさい，それは統体としての国民社会の生産力の発展水準にみあった形で，また自らの力能の伸長の反映として，何よりも，彼らにとっての社会そのものの変革をつねに同伴してきたし，こゝに所謂下からの生産力形成の土台を見出しているということである。

さて，こうした意味での下からの生産力の形成過程の分析，その確証ということは，表層的に，現段階でいわば横断面で切った農民層の「生産・労働ー生活過程」分析のみでは，とりわけ現実の「経済的社会構成体」の前進的移行という射呈とそれを直接結びつけた場合，たゞちには解けぬ諸問題を解決する糸口を与えることになる。すなわち第1には，研究者の立場からみた場合，客観的に与えられた状況下における農民層それ自体にふりかかる階級的諸矛盾が現段階においては，すでに本緒論Ⅰ補注でみたように，昭和30年代とは，あきらかに質的に異なった意味で一層深化していると認識されるにもかゝわらず，農民層自身による農村社会の構造的変革は何故に〝急速〟に展開せぬのか，という問題，第2にはそれにもかかわらず，それはきわめて遅々たる歩みではあるが，農村社会は，農民層自身の手によって着実に変革されつゝあるというたしかなる展望を与えるということ，つまり第3に指摘しうる点は，私たちが志ざす科学自体がより現実に密接した形で，別の言葉でいうならばおそらく「国民のための科学」として，蘚生するそうした土台を与えるであろうということである。

かような意味で「生産・労働ー生活史」分析の軸は，私たちの「生産・労働ー生活過程」分析にとって，かゝせぬ重要な柱を構成している。そうして，かゝるレベルからの分析と前述の「機構ー構造」分析が，いわば史的に累重的に，つまり〝立体的〟にクロスされる形での分析枠を私たちは用意している。

以上，私たちは，本編で私たちが採用している方法論が内在的に有する論理について，若干の補足を述べてきたが，本研究『酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働ー生活過程』のもうひとつの大きな特徴は，それがモノグラフィー研究として構成せられているところにある。私たちが現に採用しているモノグラフィー法の特質については終章第2節で述べてあるので参照してほしいが，このさい私たちは戦後の日本農村社会学が培った福武直らの「構造分析」，また島崎稔らの「農民層分解論」の諸成果の上に立って，そこで培われた諸力を前提としている。したがって，私たちの採用しているモノグラフィー法は戦前段階のそれとは質的に異なった内容を有しているといわなければならない。

Ⅱ　第2編の構成について

第3部，十勝，大樹町尾田地区T部落の事例研究は，第2部，根釧，標茶町虹別地区Ⅰ，S部落の事例研究と基本的には同一の構成をとっている。それは，目次にすでに示してあるので，こゝではあえてくりかえさないが，第3部，序章でみるように，標茶町，虹別地区の開拓政策の失敗に学んで大樹町，尾田地区T部落の開拓そのものが立案，展開せられたということ，そのさい現T部落の中核をなす旧T部落は，昭和9年，北海道拓殖実習場・十勝実習場において，あらかじめ教育訓練をほどこされた青年層が「土地共有制」をもとにして開拓した部落であるということ等々，対象のもつ諸属性の相違，さらに第2部，標茶町，虹別地区Ⅰ，S両部落の事例分析をへての私たちの研究の進展に伴なっての，研究の深化に相応した若干の構成変更がある。

すなわち，全体的に各章とも分析レベルは第2部に比してふかまっているが，第2部ではかならずしも十分であるとはいえなかった日本資本主義の発展にともなう村落社会構造の変動，すなわち，その資本主義的解体過程に関しては，昭和9年から48年の部落統合に至る旧T部落の「部落収支帳」をもとに，かなり克明に問題の剔出を行なうことができた。さらに，農民層の生活史分析から，大平洋戦争が刻印した諸結果 ── 現在にまで及ぶ ── を明確に剔出しえた。そうして，私たちのゲスとしてのあらたなる段階における多様なる道をとっての家族協業体→社会的協業体への移行にとって，「家」の世代的発展，すなわち，その後継者問題は，彼らの諸力能の伸長と共にきわめて大きな意味をもつので，後継者問題と「地域農業システム化」構想を論ずる終章をとくに用意した。そこでは「家」の世代交替の問題をかみあわせて，とくに現代における村落社会変動の諸相を構造的に剔出したが，かかるレベルでの分析は，当然に地域営農諸機関の民主化の問題，すなわち彼らにとっての社会の下からの建設，下からの生産力形成の問題と結びつくことになる。第6章につゞいて終章で，この問題を論ずることになるが，終章は同時に本第3部の「まとめ」としての役割も果している。「家」の後継者問題は，後継者教育の問題とふかくかゝわっている。私たちは，本3部において，とくに補論として根釧原野開拓の失敗に学んで，松野伝指導のもとに作られた戦前の「北海道拓殖実習場・十勝実習場」の教育過程の問題をとりあげた。そこで現に展開せられ，また農民層の生活史の中にふかく刻みこまれた教育内容は，いちがいに「農本主義的」とは論じられない農民の人間教育としてより豊かな内実を有していた点をけっして看過してはならない。もとより当時の「十勝実習場」における教育が現段階における農民教育，とりわけ後継者教育にたゞちに連動するものではない。しかし，そこを貫ぬく精神は，現代の後継者教育が忘れている〝あるもの〟を私たちになげかけてやまない。

ところで次にことわらなければならぬことは，当初の予定では本研究『酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働ー生活過程』は第2編第3部での大樹町尾田地区T部落の事例分析のあと，第4部で，標茶町虹別地区Ⅰ，S両部落との比較分析を第1部で提起した問題提起にそって行なうことになっていたが，本稿においては，とくに第4部を設定しない，ということについてゞある。

大きな理由のひとつは，家族協業体としての「大型酪農」経営の社会的協働・協業形態への移行が，まさに多様な道すじをとって，現時下からの農村地域社会再編の過程として生起しているとみる私たちの立場からいって，さらに幾つかの事例分析が必要であると判断したからである。北海道において現に進行している「大型酪農」経営確立の動きを総合的に分析し，そこにおける諸問題を語る場合，根釧，十勝のほか，天北の事例分析が不可欠に必要である。さらにまた，すでに社会的協業体として存立し，長い歴史を有する「大型酪農」経営も北海道には存する。そうした社会的協業体としての

「大型酪農」経営は，現時，如何なる矛盾をかかえ，その矛盾を如何に乗りこえようとしているのか．かゝる事例分析は，私たちの研究主題からいって不可欠に必要である。「大型酪農」経営が所謂社会的協業体に脱皮すれば，すべて事が解決するというほど事態は甘くないからである。社会的協業体としての「大型酪農」経営がかゝえる諸矛盾も，同時に私たちは，その射呈の中に収めなければならない。そこには，その構成員の諸力能の問題，さらに成員の世代交替の問題，そして何よりも資金の問題等，生きるため「経営」自体が解決しなければならぬ問題が山積しているとみなければならない。また，彼らが現に下から再建しなければならぬ彼らにとっての地域社会の問題が，地域社会自体の有する共同の生産・生活諸手段の問題，それらの現実的機能，すなわち，誰のためにどう役立っているのかという問題等々，こゝには政策とのからみで，地方自治体，地域営農指導諸機関の所謂「民主化」の問題が当然に存するといわなければならない。

私たちは，すでに北海道天北地域での，腰をすえた「大型酪農」経営形成過程の調査研究，さらに「社会的協業体」としての「完全共同経営」の調査研究に着手している。

私たちは，かかる意味において，本研究『酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働ー生活過程』を，本第２編をもって，一応の終結としたい。そうして,そのことは,さらに別稿をおこし，本研究の主題をシリーズとして追及することを意味している。

ところで，このことは，いうまでもないことだが，本研究，第１編，第２編が，根釧・虹別と十勝・大樹との比較研究としての意味をもたない，ということではけっしてない。本第２編，第３部においては，第２部との比較研究を含意して私たちは事例分析を行なっている。かゝる点に留意してほしい。

さて，最後に私たちは次の諸点にふれておきたい。第１は，第２部，第３部でのモノグラフ分析によって私たちがあきらかにしえた諸点は，それ自体，農民生活史研究，農民層の生産・労働ー生活研究，農民意識研究，農民家族研究，村落社会変動研究等々，日本農村社会学の個別の研究分野での一定の前進を獲得しているということである。私たちの研究グループは，すでにすぎさった民俗の採取ではなく，いま，現段階における現実を生きぬく国民各層の，「変動期における人びとの生活の諸相」を，その変革への営為を含めて，あきらかにすることを，当面の目標としている。それは勿論，すでに前述してきたところであきらかなように，「経済的社会構成体」の前進的な移行という射呈の中に位置づけている。したがって，こゝでは，個別分野での学論の展開は，一応留保しているということである。それは今後展開すべき課題として残してある。第２は，そのことゝ深くかかわるが本研究の形成過程において，私たちはすでに，布施鉄治，白樫久，安倍恒雄「資本主義の＜高度成長＞と＜家＞及び＜村落社会＞の構造変動の論理」（『村落社会研究』第１１集，御茶の水書店1975所収）布施鉄治，白樫久，酒井恵真「家族協働・協業体としての＜家＞と酪農民の生活」（『村落社会研究』第１３集，御茶の水書店1977所収）という二論文を公表している。それら論考が含意するところの問題意識は本研究を土台としていることは指摘するまでもないが，それら論考は，本研究で私たち研究グループが現にあきらかにしつゝある主題からいうと，その氷山の一角を論じているにすぎない。かかる点に留意してほしい。

本研究，第１編，第２編は，もとより研究グループ全体の所産であるが，全体的統一は布施の責任においてなされている。

第二編における執筆分担

緒　論	
Ⅰ	布施　鉄治
Ⅱ	布施　鉄治
Ⅲ	布施　鉄治
第3部	
序　章	
第1節	布施　鉄治
第2節	布施　鉄治
第3節	布施　鉄治
第1章	
第1節	布施　鉄治
第2節	酒井　恵真
第3節	
第1項	酒井　恵真
第2項	酒井　恵真
第3項	酒井　恵真
第4節	布施　鉄治
	酒井　恵真
第2章	
第1節	
第1項	酒井　恵真
第2項	酒井　恵真
第3項	酒井　恵真
第2節	
小　序	鎌田　明子
第1項	鎌田　明子
第2項	鎌田　明子
第3節	
第1項	藤井　史朗
	布施　鉄治
第2項	鎌田　明子
第4節	布施　鉄治
第3章	
小　序	酒井　恵真
第1節	酒井　恵真
第2節	
第1項	酒井　恵真
第2項	酒井　恵真
第3項	酒井　恵真
第4項	酒井　恵真
第5項	酒井　恵真
第3節	
第1項	酒井　恵真
第2項	酒井　恵真
第3項	酒井　恵真
第4項	酒井　恵真
第4章	
序	小林　　甫
	安倍喜美子
第1節	
第1項	安倍喜美子
第2項	安倍喜美子
第3項	安倍喜美子
第4項	安倍喜美子
第2節	
第1項	安倍喜美子
第2項	安倍喜美子
第3項	安倍喜美子
第3節	
小　序	安倍喜美子
第1項	安倍喜美子
第2項	安倍喜美子
第3項	安倍喜美子
第4項	安倍喜美子
第4節	
小　序	安倍喜美子
第1項	安倍喜美子
第2項	安倍喜美子
第3項	安倍喜美子
第4項	安倍喜美子
第5節	
小　序	小林　　甫
第1項	小林　　甫
第2項	小林　　甫
第3項	小林　　甫
第4項	小林　　甫

第6節
小　序　小林　甫
第1項　小林　甫
第2項　小林　甫
第3項　小林　甫
第4項　小林　甫
第7節
第1項　小林　甫
第2項　小林　甫
補　節　酒井　恵真
第5章
第1節
第1項　岩城　完之
第2項　岩城　完之
第2節
第1項　安倍　恒雄
第2項　安倍　恒雄
第3節　岩城　完之
布施　鉄治
第4節　岩城　完之
第6章
第1節
第1項　布施　鉄治
第2項　布施　鉄治
第3項　布施　鉄治
第4項　布施　鉄治
第2節
小　序　布施　鉄治
加藤　慶一
第1項　布施　鉄治
加藤　慶一
第2項　布施　鉄治
加藤　慶一
第3項　布施　鉄治
加藤　慶一
第3節
第1項　小林　甫
第2項　布施　鉄治
岩城　完之
第3項　布施　鉄治
岩城　完之
第4項　布施　鉄治
岩城　完之
第5項　布施　鉄治
岩城　完之
第4節
小　序　布施　鉄治
第1項　布施　鉄治
第2項　布施　鉄治
第3項　布施　鉄治
第5節
第1項　岩城　完之
第2項　岩城　完之
第6節
小　序　白樫　久
第1項　白樫　久
第2項　白樫　久
第3項　白樫　久
第4項　白樫　久
終　章
序　布施　鉄治
第1節
小　序　小林　甫
第1項　小林　甫
第2項　小林　甫
第3項　小林　甫
第4項　小林　甫
第5項　布施　鉄治
第2節
第1項　布施　鉄治
第2項　布施　鉄治
第3項　布施　鉄治
補　説　布施　鉄治
補　論
序　小林　甫
第1節
第1項　小林　甫
第2項　小林　甫

第3項　小林　甫
第4項　小林　甫
第2節
第1項　小林　甫
第2項　小林　甫
第3節
第1項　小林　甫
第2項　小林　甫
第3項　小林　甫
第4項　小林　甫
第5項　小林　甫
第4節　小林　甫

<註>

1) 北海道農村社会においても，本家一分家，そうして「マキ」をもとにした村落社会の構造は形成せられている。かゝる点については，塚本哲人，布施鉄治「北海道農村における農事組合活動の実態」（北海道農務部農業改良課編「農業技術普及資料」第3巻第3号昭和34年所収）を参照してほしい。

2) かゝる点の一端については，布施鉄治，神田嘉延「機業村落の構造変化と農民運動」（上）（中）（下の1）（下の2）（『社会労働研究』15巻4号～16巻4号，昭和44～45年所収）を参照のこと。

3) 河村望，蓮見音彦「近代日本における村落構造の展開過程」（上）（下）（『思想』407～8号，昭和33年所収）

4) 前掲「機業村落の構造変化と農民運動」参照のこと。

5) 未完の論考であるが，その一端は，布施鉄治「村落における生産組織の変容と農民家族」（上）（『社会労働研究』17巻3・4号所収，昭和47年）に示した。

6) 私たちは晩年の鈴木栄太郎が語った言葉，すなわち，日本の庶民のすべての生活ーその血と汗ーが累重せる米を輸出産業にたかめる要，それを農業近代化政策を惰農政策として捉えて語った言葉と共に想起せざるを得ない。その思想の一端は「農村社会学ノート」（著作集Ⅳ，未来社，昭45年）にしめされている。

7) 私たちが立脚している方法論については，布施鉄治「戦後日本農村社会学の展開と農民層の<生産・労働ー生活過程>分析の視角」（石川淳志ほか『社会・生活構造と地域社会』所収，時潮社，昭和50年），布施鉄治，岩城完之，小林甫「生活過程と社会構造変動に関する一考察」（『社会学評論』99号，昭和49年），布施鉄治「社会機構と諸個人の社会的労働ー生活過程」（『北海道大学教育学部紀要』第26号，昭和51年），布施鉄治「結節的機関」（高橋勇悦ほか編『社会学』(5)地域社会，所収，有斐閣，昭和52年）を参照してほしい。なお私たちの方法論にもとづいて，都市労働者層の生産・労働ー生活過程を土台において，わが国「労働・産業社会学」のもつ特質の一端にふれたものとして，布施鉄治，小林甫「わが国における労働・産業社会学形成過程に関する一考察」（『社会学評論』110号，昭和52年），その実態を分析したものとして，小林甫，中川勝雄，岩城完之「炭鉱労働者の生活史分析に関する一考察」(『北海道大学教育学部紀要』,第27号，昭和51年），布施晶子「賃労働者の労働ー生活過程と家族の構造・機能」（『社会学評論』昭和51年），安倍喜美子「主婦の賃労働者化と現代における貧困問題」(『北海道大学教育学部紀要』,第28号，昭和52年),布施晶子,松浦勲「労働者家族の生活史(その1)」(『論集』第21号(人文編)札幌商大昭和52年)等々がある。

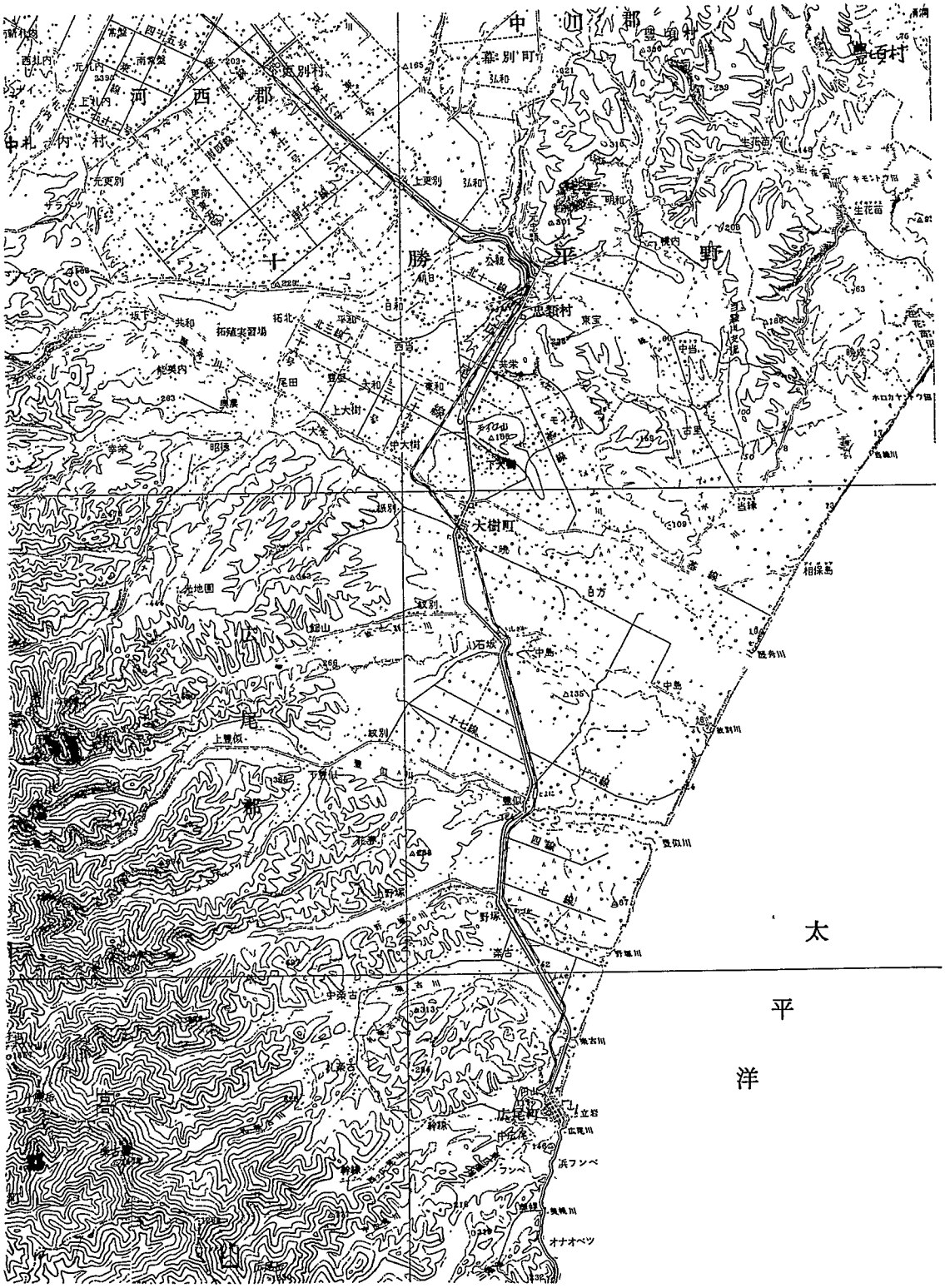
8) しかし，かゝる点，すなわち，農村地域における私たちのいう「機構ー構造」分析の視点よりする，しかも農民層の「生産・労働ー生活過程」分析と連鎖した形での調査研究にすでに私たちは着手していることにこゝではとくにふれておきたい。そうして，さらに，全国レベルにおける都市ー農村にお

ける地域変動を都市的諸機関の資本主義的分解過程として分析したものに，布施鉄治，岩城完之，小林甫ほか「地域社会変動構造把握に関する基礎的分析方法」（上・中）（『北海道大学教育学部紀要』，１９・２１号，昭和４７・４８年），布施鉄治，岩城完之，小林甫ほか「現段階における都市－農村の構造的変容に関する一考察」（『村落社会研究』第９集，塙書房，昭和４８年所収）等がある。また都市における自営業種層，とくに「１～４人規模層」の現時における資本主義的分解過程をあきらかにしたものとして，岩城完之，酒井恵真「現下の都市零細規模事業体の生成過程と労働力構成」（『北海道大学教育学部紀要』，第２４号，昭和５０年）がある。これらの諸論考での主題は，現在，さらに深められつゝあるが，私たちのいう「機構－構造」分析の一環として，これらの研究は組まれている。

9) 布施鉄治「農民層の〝生活の論理〟と農村社会再編過程」（『村落社会研究』第５集，塙書房，昭和４４年所収）

第　3　部

大樹町尾田地区、T部落における酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働——生活過程分析


中札内村
河西郡
十勝平野
大樹町
広尾町
太平洋

序章　大樹町尾田地区Ｔ部落と標茶町虹別地区との相違

第１節　大樹町尾田地区Ｔ部落における諸特徴

第３部で，私たちが分析対象とするのは十勝大樹町の尾田地区Ｔ部落である。第２部で分析した標茶町虹別地区が昭和４年，許可移民制度によって開発せられ，６年の冷害凶作，７年の晩霜による飢餓等々，農業恐慌と重なる形で北海道を襲った冷害，凶作によって開拓政策の抜本的変更を，当初の穀菽農業確立から有畜農業確立へと，開拓農民層の〝まびき〟を伴なって展開せざるを得なかった地区として特徴づけられるなら，大樹町Ｔ部落は，まさにその経験に学んでの開拓政策によって開拓せられた部落であるといえる。

すなわち現Ｔ部落は，旧Ｔ，Ｐ，Ｈの三部落よりなっているが，旧Ｔ部落の場合，打ちつづいた冷害をふまえた上で第２期北海道拓殖計画の実施にさいしての中堅開拓者育成の目的をもって昭和７年に開設せられた「十勝拓殖実習場」[1)]の第１期卒業生５０名中の１８名が，その隣接地に集団入地して開拓せられた部落である。その意味で第２部での標茶町虹別地区と比較して少なくとも入植者に対して〝組織的教育〟がなされ，その上で開拓せられた部落であるといえる。許可移民制度以降，北海道の開拓が，間接保護の形から直接保護の形に変ったとはいえ，入植者に組織的教育をほどこし然るのちに入植というのはきわめて数少ない事例であるといわなければならない。戦後の緊急開拓政策はもとよりのこと昭和３０年段階初頭の根釧パイロットファームの建設など，数少ない事例を除くと現時展開せられている〝新酪農村〟建設においてもかかる政策はとられていない。かような意味において，旧Ｔ部落の場合，虹別とは異なって，施策としてより目的意識的に部落開発がなされたといいうる。さらに現Ｔ部落を構成する旧Ｐ部落は，同時期に，かかる形での組織的教育をうけない所謂〝一般入植者〟によって形成せられた部落として特徴づけられる。そして旧Ｈ部落は主として戦後開拓者の定住によって形成せられた。

虹別地域においては，昭和４年以降の開拓によって定着しえた層を中心として分家が創出せられ，また戦後段階においては〝実習生分家〟がうまれていた。家相互間の姻戚関係としては，戦前段階においては同郷，近隣，現段階においては上層農家相互間といった形でそれは展開せられていた。しかしＴ部落の場合，虹別の場合とはかなり事態は異なっている。戦前段階において〝組織的〟に開拓せられた旧Ｔ部落は，若年層を中心として「十勝拓殖実習場」で教育をほどこされた若者たちが，入植にさいして，いわばその条件として花嫁を郷里からたずさえて入植した。したがって，ごく常識的に考えても，世代交替２５年と考えて，昭和３４年以降に，分家創出が可能となる。これに対して，一般入植者によって開拓せられた旧Ｐ部落の場合，すでに一家を構えてからの入植であるので，分家創出の条件は年代的により早かったといえる。そして周囲には，開拓可能な未墾地が存した。ところで旧Ｈ部落の場合，戦後旧Ｔ部落から分離したが，戦後入植者層がその主流である。そして現在，定着しえている層は，主として周辺地元次三男層である。かようにみてくるならば，ここにおいては，当初，入植した層，とりわけ組織的な教育をほどこされた旧Ｔ部落入植者層を中心としてこの現Ｔ部落が開拓せられたというのではなく，旧部落ごとの創設にかかわる，また当然に，その入植者の「家」の条件にかゝわって，この地域が開拓せられてきたことがあきらかとなる。したがって，現Ｔ部落を構成する各戸の血縁のネットワークの形成過程，またその現に存する構成は，第２部の虹別の場合と

は大きく異なっている。

ところで，現T部落の場合，その主流をなすのは，あきらかに，入植にさいして組織的教育をほどこされた旧T部落の各戸である。こゝには，あきらかに第2部で分析した虹別地区が，いわば自生的に血縁のネットをとおして自らの生活を培ってきたのに対して，それとは異なった組織的教育，それにもとづく〝地縁結合〟の問題が存するといわなければならない。そして，本第3部において私たちは，第2部においてはなお部分的にしか把握できなかった第2次世界大戦の影響が実はきわめて大きいものであったことを確証しえた。

そして，そのことの中で，現時の〝酪農機械化大型化〟が，旧部落の中での激しい農民層の階級分解を伴なって進展している。旧三部落の合併は，それに対応する行政的措置だが，その中で，かつての旧部落の社会的紐帯は，それなりの土壌をもつとはいえ，（すなわち部落合併によってたゞちに農民層の社会の単位がかわるものではない），あきらかに，従前に比して，より一層〝疎〟となり，個々の「家」に分化したものとなっている。しかし，そのことの中で，あらたなる社会的紐帯への志向性がたしかに看取しうる。そこに，すでに述べたような虹別との相違が，具体的に如何に看取されうるのか，かかる点の解明は本第3部のひとつの柱となる。

第2節　尾田及び虹別両地区における自然一経済・社会的諸条件の相違

ところで，このことは実は北海道における農業生産地帯としての自然条件の相違を両地区がその基底に有していることを土台において，それとの関連の中でさらに分析をふかめるべき問題を提起する。すなわち，前者虹別地区はまさに穀菽農業は不可能な地帯で，とりわけ豆作においてこのことは顕著で，牧草を生産して牛の腹をとおすことによっての商品化，つまり畜産形態の確立が地域社会を建設するその在り方としては不可避的なものであった。これに対し後者は，これまで豆作をはじめとする穀菽農業で〝当てる〟ことが可能であったし，また可能であると考えられていた地帯である。したがって，こゝでは穀菽農業への志向を含めて，前者に比してより多様なる農業生産形態が志向せられてきたし，また現に志向せられている。このことは別の言葉でいうならば，現在，両地区とも酪農専業化への道が政策的誘導のもとすゝめられているとはいえ，後者と前者とでは農民層のこれまでの生産・労働一生活史からいって，その受けとめ方は異なるということを意味する。

大樹町の場合，所謂〝近代的酪農主産地〟形成への道は，昭和40年代以降はじめられたが，それ以降，多くの農家が離農した。そして現段階においても離農を志向せざるを得ない農家層を地域社会は数多く抱えている。離農した農家層は現在市街地に雑業層として停留しつゝある。そして，この場合の離農志向農家層は，所謂下層農のみではない点に着目する必要がある。農業生産のあり方が家族協業経営形態をとるかぎり，「家」としての後継者確保の問題，家族としての将来への生活展望，家族諸成員の職業選択の過程があきらかに存している。こゝに，現在，形成されつゝある上層農の経営の内実，とりわけ家族成員の現実の労働一生活過程レベルにまでおりた諸分析が必要になる所以がある。現在の農民層は〝酪農〟のみを ── 形成すべきものとしての大型機械化酪農経営のみを ── かつての農民層のように自らに課せられた聖職と考えているわけではない。もはや「才覚」がなければ大型機械化酪農経営そのものゝ確立も不可能となっている。そのことは農民層自身が何よりも熟知している。農業生産の形態そのものが家族協業経営の形態をとるかぎり，後継者には，現段階における全体社会が開発した〝力能〟を自らの力能として内在化せしめること，それが不可欠の条件となって

いる。しかし，そうした主体的力能の個人的資質そのものとしての内在化過程は，同時に自らの生活の将来展望において，現状の大型機械化酪農をどう評価するか，というその〝経営〟の主体的評価の問題を同時に提起せざるを得ない。大樹町においても大型機械化酪農経営を自力で達成しうる農民層は数少ない。当然に，農業構造改善事業に端的に示される政府，道の体制的な融資政策に依拠せざるを得ない。そこには負債の重圧がある。その生活時間のぎりぎりまでを労働過程に費やさなければならぬという現実の生活の厳しさもある。そうした中で，大型機械化酪農経営への主体的選択がなされている。

そうした主体的選択を伴なって，地域社会そのものゝ具体的変革がなされている点を私たちはけっして看過してはならない。

第2部でみた標茶町虹別においても，かかる点は同様に看取されたところであるが，大樹町においては，かかる点はより鋭角的に立ちあらわれている。農業生産が家族協業経営形態をとるかぎり，「家」を単位として，それが営なまれざるを得ないことはいうまでもない。

虹別でもそうであったが ── 戦後開拓者のうち，定住しえたのは＜実習生分家＞のみであったという事実，つまり，血縁分家を除いて非血縁であるとはいえ，そこに「奉公人」として実習に入った〝本家〟を有しえた層のみが定住しえた ── 大樹においても，戦後入植者についてみるならば，地元に本家をもつ層，すなわちその分家層があきらかに現在も定住しえている。このことは，少なくとも，家族協業経営形態をとる農業生産においては，世代間にわたっての「家」としての労働の諸蓄積を基底において，はじめて分家が可能になるという事実を物語るものだが，そして，一代ではその生産ー生活基盤が容易に確立しえぬということを示めすものだが，こうした過程の中で定住しえた層の間にたしかに血縁のネットが形成せられ，それが彼らにとっての生産・生活の社会的基底を構成している。けれども，前述のように大樹尾田地区T部落においては，標茶虹別とは異なった地域社会の開発がなされている。血縁のネットは，いわば自生的に同一地区の上に重層するという形をとってはいない。

そこでは，当然のことながら，個々の「家」のもつ諸矛盾は，地縁を絆とした諸組織において解決せざるを得ないという問題が現実の問題として提起されざるを得ないという構造をとっている。現T部落においても，虹別と同様に，大型機械化酪農政策の進展にともなって，かつてみられた部落社会の紐帯はあきらかに大きく変容している。「家」単位の孤立化，自立化はたしかに進展している。このことは，構造改善事業の導入そのものが〝機械共同〟を主軸とした〝農業協同化〟を建前とした政策として展開せられたにもかかわらず，適期におけるサイレージ生産というやむにやまれぬ動因にもとづく大型機械の個別所有化を梃子として「家」単位の〝自立経営〟確立の志向性がより強く作動していたということでもある。農業経営そのものは，あくまでも〝私的〟なものとして，しかも家族協業経営として措定されている。

しかしながら，その中で現に多くの階級的矛盾が惹起している。そして彼らはその諸矛盾解決の方向として全体社会におけるあらたなる生産力の発展水準を，自らの生産・労働ー生活過程にフィードバックさせた形で，その生産・労働ー生活過程を土台において，あらたなる段階での，家族協業経営形態から社会的協業経営形態への志向性をもはや不可避的なものと感じつゝある。しかし，いうまでもないことだが，それは機械的に，家族協業経営形態→社会的協業経営形態という形で発展するものではない。その間にあらたなる生産力の発展段階に見合ったところの「家」相互間の社会的協働形態の変容，変革がつねに存するものとみなければならない。そうして，現実的必要にもとづいてのかかる，あらたなる段階での社会的協働形態の創出の中に私たちは，現段階におけるあらたなる共同社

会創出のプロセスそのものを見出すことができるであろう。以下の分析は，当然こうした射呈の中に位置づけられる。

そのさい，私たちは，「十勝拓殖実習場」をはじめとする教育諸機関との関連を重視しながらこの問題に接近する。

第3節　現T部落の経済・社会構造の史的文脈における諸特徴

本事例の分析対象，大樹町尾田地区T部落は，昭和51年現在農家戸数23戸である。しかし，農家戸数の急激に対応する全町的な昭和48年の部落統合までは，この23戸は旧T，P，Hの三部落を構成していた。旧部落ごとにみると旧P7戸，T12戸，H4戸となる。実行組合はいまでも旧部落ごとに構成されている。しかし，かつては計23戸ということではなかった。現時，これら三部落は急激にその農家戸数を減少させた。

1) 三部落のうちもっとも開拓の歴史の古いのは旧P部落である。かつてこの地帯は西当縁地区と呼ばれ，明治40年新田長次郎がタンニン製造事業（槲樹の樹皮からタンニンをとる）とあわせて新田農場として牧畜を営なんでいたのが開拓のはじめといわれるが，具体的には昭和5年，民有未墾地法制定によっての新田農場の解放にともない自作農維持創設資金によって83戸がこの地に入植（旧P部落には10戸入植），火山灰地に過燐酸石灰の金肥をほどこしての大豆生産をはじめたことから集落形成がなされたとみてよい。こゝへの入植者は次にみる旧T部落とは異なって〝一般入植者〟，しかも本州から北海道に渡ってのち，より適地をもとめての，また自作地をもとめてこゝへ移転してきた層である。現住戸7戸，昭和6年当初より存するのはわずか3戸であるが，この間のべ22戸がこゝへ住み，そして15戸が離農していった。P部落が西当縁部落から分離したのは昭和21年12月のことであったが，当時は16戸の農家戸数を数えた。離農者はとくに昭和30年後半から40年以降激しい。8戸が離農した。

2) これに対して，旧T部落は昭和9年3月，十勝拓殖実習場の第一期卒業生中の18名の集団入植によって拓かれた。昭和10年にさらに実習場卒業生2戸が入植，11年以降，2～3期生8戸が周辺に入植しているが，現在この旧T部落を構成する12戸中11戸までは実習場第1期卒業生である。かように旧Pに比して当初入植者の定住率は高いが，この旧Tにおいても今日まで延31戸が住みつき，19戸が離農している。モビリティの激しさは前者と変わらない。しかし旧Tの場合，戦前段階での離農者が多い点が第一の特徴になる。すなわち，昭和16～20年にかけて3戸が満州農業技術指導員として渡満・離農，また3戸は世帯主の応召・戦死のため留守家族が離農，さらに2戸は世帯主の長期応召・留守家族病弱のため離農，もう2戸も世帯主の応召と関連して離農している。昭和23年には旧T部落内には16戸の農家があった（うち1戸は戦後入植）。〔そしてその周辺にはかなりの戦後入植者もいた。この地つゞきの周辺地に定着し，この段階まで残った9戸は昭和24年H部落として独立した。── 後述3)参照〕。第2の特徴としてあげられるのは，旧P部落と同様，昭和30年代までは部落構成戸に変動はなく，40年以降の地域大型機械化酪農化の中で多くの離農者を輩出しているということである。51年までですでに4戸の離農者をみ，さらなる離農志向者も内包している。第3に，旧T部落について特筆しなければならぬことは，この部落が〝道庁の直轄部落〟として組織的に開拓せられたことと関連してのその土地所有のあり方である。そして，このことは旧P部落に比して開拓当初からの定住者が多いということとけっして無縁ではない。こゝでは昭和11年，

部落の各人の土地を〃部落共有〃にする申合せがなされ，事実，開墾5年目の成功検査，土地の登記にあたって「各人の土地は部落全員の保有するものであり，各人はその1/20を持分として耕作する」ということが実施せられている。これは具体的には「土地の処分にさいしては，持ち合うもの（20戸）に対して行なうが，持ち合うもの全員の了解をえなくてはならない」というフォーマルなとりきめであった。*

*これは昭和11年天皇が渡道の折，拓殖実習場と共に，その実践の地旧T部落を視察したが，行幸部落を部落として存続させるための行政的指導であったともいわれている。そして，この部落での〃土地共有利〃は昭和14年における開墾実績にのっとったそれであり，そのごの個人的な（私的な）土地集積をけっして排除するものではなかった。2)

部落構成戸の土地そのものが部落共有地であり，勝手に処分できぬというこのとりきめは，戦後の農地改革後に解除された。具体的には，かかる意味での共同所有地を一たん国に譲渡し，（国有地にし），然る後にこれを自作農創設法にもとづき各戸に個人所有地として売わたすという方法をとった。このさい未開墾地等々を含めて，実質各戸1.2～2.0町の増地となった。けれどもこのさい部落の共有地として32町を残した。そして昭和45年にこの32町の分割を旧T部落は行なうに至っている。

つまり，この段階において，かつての〃部落〃は，その激しい資本主義的分解の中で自らを変質せざるを得ない状況下に現実の問題としておかれてきたということができる。

3) 旧H部落は前述のように昭和24年，旧T部落からわかれた9戸によって構成された。旧T部落には土地所有を基底にした十勝拓殖実習場第1期生を中心とした部落秩序が戦前段階から構成されていた。その〃枠〃からはみでた周辺未墾地に入植した層，地理的には現忠類村に接した地区に入植した層によって，この部落は構成された。しかし入植者はすでに戦前段階からあった。昭和13年にⓀがこゝに入植，15年には△20を含めて6戸が定住，昭和20年にはすでに17年にⓀが離農したとはいえ，7戸が定住していた。けれども私たちの調査によると，このうち少なくとも3戸は戸主の応召・戦死により，終戦直後離農を余儀なくされている。戦後，この地区には△21△22を含めて8戸の所謂戦後開拓者が入植した。そして昭和24年の部落結成当時には，戦後入植者5戸（すでに3戸は離農）を含めて9戸があった。その後6戸の戦後入植者を加え，また多くの離農者を出しながら，昭和38年には9戸の農家があった（戦前入植者2戸）。しかし昭和51年には4戸の農家（戦前1戸）を数えるにすぎない。こゝにおいても所謂「高度経済成長」期以降の農家減は顕著である。つまり旧H部落においても，開拓以来24戸が入植し，うち20戸が離農している。そのモビリティの激しさは前二者に比してもきわだっているといわなければならない。入植者層は旧P部落に比して近隣部落からの移住者，あるいはぞこに本家をもつ地元次三男層が多いという特徴が看取されるにもかゝわらず，かかる現実のたゞ中に旧H部落はある。

かように現T部落の場合，その歴史のもっとも古い旧P部落においても昭和6年，旧T部落9年，H部落は13年以降開拓という歴史をもつのみである。しかし，こゝでは旧T部落にみられる入植者層に組織的教育がなされていることのほか，旧T部落では土地の共同所有制，そして旧P部落においても当初から10町，15町という地積を ── たとえば自己資金で，また30年償還 ── で得ており，さらに旧H部落においても10町，23町と（旧T部落は10町），定着時における地積は第2部でみた標茶町虹別町と比してあきらかに広大である。そしてまた旧三部落に共通せる特徴として戦前の

大平洋戦争の影響が大きい。また昭和40年以降の大型酪農経営地帯形成の中で急激に農家戸数が減少していること等が指摘できる。

ところで，次にふれなければならぬことは旧三部落はその生業形態において，それぞれ異なった特徴をもっているという事実である。詳細は以下の各章でみるが，現実の経営形態をみると，全体としては大型機械化酪農専業化の方向をたどっているが，そうして販売金額でみるかぎりその層が上層を構成しているが，それは旧T部落が主力であり，旧P部落は混同，また旧Hは畑作（＋肉牛）という土台をもっていることがわかる。かように旧部落ごとに現状の経営形態そのものが異なる。第6章

	上　層	中　層	下層 I	下層 II
酪農	④ ⑤ ⑥ ⑧ ⑨ ⑪ [14] [17]	② ③ ⑫	[15]	
混同		[16] [19]	[13]	
畑作		[18] △21 △22	△23	
その他				① ⑦ ⑩ △20

註　上，中，下Ⅰ，下Ⅱの階層区分については第2章第1節参照のこと。
なお，その他とは，すでに営農を放棄している層。
○ → 旧T　□ → 旧P　△ → 旧H

でみるように，この旧部落ごとの枠は，彼らの現に構成する社会関係そのものとしても機能しているが，そのことは昭和5年の世界恐慌，そうして昭和6年の農業恐慌以降うちつゞいた冷害，凶作からの教訓の上にたって，あるいはそのさなかに開拓せられた部落であるとはいっても，旧部落ごとのその生活史が色濃く刻印されているということを物語る。その生活史の展開に関しては第4章であきらかにするが，入植者の素質，また社会的属性の相違以外に，人間的自然条件としても旧P，Hが前述のタンニン製造業によってすでに灌木が切りはらわれた地帯であったのに対して，したがって畑作経営がすぐ展開しうる条件があり，その意味で畑作経営の歴史も長いのに対して，旧Tの場合，樹木の抜採，抜根作業からその生業は展開した。そして乳牛そのものもきわめて組織的に導入せられた，という相違がそこにはある。

かような生産・労働－生活史の文脈における相違をもつ現T部落構成各戸が，その〝生の証〟として，現段階における諸矛盾を如何にうけとめ，それを如何に打開しようとしているのか ── しかも自らの社会として，それを如何に形づくろうとしているのか，かゝる点を，個々の農民層の経済，そしてその上になりたつ社会諸関係の文脈にまでおりて，あらたに形成しようと志向しつゝある自らの社会への展望を含めて，解析するのが本第3部の目的である。

＜註＞

1)　「十勝拓殖実習場」における教育課程の諸特質に関しては補論を参照されたい。

2)　かかる点については，第6章第1節を参照されたい。

第１章　大樹町における農民層分解の進展と産業・社会構造の変化

第１節　地域社会の史的発展過程

大樹町は北海道十勝管内の南部に位置し，集落は平場に形成されている純農村である。

総面積８１５.７㎢のうち７５.５％は山林で，耕地は 11.2％，原野 9.３％である。気候は大陸型で，四季をとおして快晴の日が多いが，農作物の生育に太陽が必要な６～７月には，不順な日が多く，日照時間が短いことがしばしばある。春は遅く，初霜は９月下旬，初雪は１１月中旬と早く，農作物栽培にとって気候条件は仲々厳しい。かような自然条件の厳しさは，そこにおける人々の社会形成の厳しさと，そこでの独創性の発揮とその定着化を伴いつゝ，地域社会そのものが形成されざるをえないことを物語っている。そして，いうまでもなく，一国レベルでの農業生産にかかわる経済的諸条件の発展が彼らの地域社会形成に大きく作用している。

大樹町における地域社会の形成は，その産業の発展過程から次の五期に分けることができる。

第1期　大樹町に和人による開拓の鍬がおろされたのは明治１９年，十勝の拓聖といわれる依田勉三の率いる晩成社の人びとによってである。彼らは町の東部地域（晩成，生花地区）で牧畜業，バター等の製造を先駆的に行なったが，この伝統は地域社会の中にそのまま累重的に定着はしていない。現在の酪農化との間には大きな断絶がある。

第2期　それとは別に，内陸部の開拓が進められるが，十勝測候所（明治２５年），農業試験場（同２８），種畜牧場（同３４）等の設立にあきらかなように，それは行政的にすすめられる。麦類，雑穀類，特用作物（亜麻，ビート）のほか水稲の試作，また馬産も奨励された。そうして，大正年間には豆類重点に主産地を形成する。

第3期　しかし第１次大戦後の雑穀類価格暴落，また永年にわたる掠奪農業で地力が消耗し，地域産業のあり方の再考を余儀なくされる。この段階で，水稲化への試行もみられるが，昭和６年，７年，９年と打ちつゞく凶作は，抜本的な産業基盤の確立をこの地域に強いることになる。

十勝拓殖実習場は昭和７年に開設される。この実習場は，地域に見合った畜産（乳牛）経営〈自給的複合経営〉を志向すると共に，すすんで満蒙開拓要員養成を目的としていった。この段階で，再度，畜産化への志向が芽生えた点は注目してよい。しかし現実は，手っとりばやい，軍需目的にそう馬産，また燕麦の生産等々がその生計の柱となる。加えて第２次世界大戦の進行と共に，労働力の不足，農業資材の不足，そうして作付規制，また馬の供出等，再び自給的掠奪農業を地域農民は余儀なくされた。戦後，この地域は，本州からの入植者，また外地引揚者を緊急開拓農家として受けいれる。もちろん彼らが入植した土地は，これまで未開墾地であったもっとも劣悪な地域であった。

第4期　戦後，この地域が，戦前に蒔かれた「酪農化」への道を捨てなかったことは，たとえば昭和２１年に「家畜授精所」が設置されたことでもあきらかである。しかし，酪農経営への志向性が地域に根ざしたものとして明確化するためには，昭和２９年の冷害の諸結果を受けとめなければならなかった。この「冷害」は全道畑作地帯における安定した「寒冷地農業」確立のための，有畜化を大きく施策的に推進したものであるが，大樹町においても，「集約酪農地域」指定（３０年），「雪印乳業大樹工場」完成（３２年）とその農業生産構造の転換があきらかにすゝむ。しかしこの段階での酪農化は，所謂「混同経営」としての酪農化として位置づけられる。しばし，この構造は安定するかにみえた。

第5期　しかしながら，所謂「高度経済成長期」以降，農政レベルでいうならば「農基法」以降，大樹町における「酪農化」志向の「質」があきらかに転換する。すなわち，かっての「混同経営」の段階から「酪農専業経営」へと発展する。昭和３７年大樹町は第１次構造改善事業の指定をうける。そうしてこうした方向をより一層推進させる要因として，昭和３９年より連続した冷害がある。大樹町においては，５０年から第２次構造改善事業が実施されている。

第２節　戦後における地域社会変容の諸特徴

前節で述べた如く，大樹町の経済過程は，いくつかの時期を画して進展してきたが，それは，戦後に限ってみても次のような構造的変化を伴っていた。

才一に指摘できることは，農民層の資本主義的階級・階層分解がきわめて激しくあらわれていることである。３５年を100とする農家戸数は１５年後の５０年には半数以下の48.9％である。しかし農家一戸当りの経営耕地面積はあきらかに増加し，経営規模拡大が進んだことも事実である。それもその分解基軸は３５～４０年にかけては１０町層であったものが４０～４５年には１５町層に，そして４５～５０年では２０町以上層というように急激な上昇をともなっていた。そうした耕地面積の拡大にともない経営規模が大きくなり，農産物販売金額も年々上昇し，５０年にあっては1000万円以上の８ケタ農業が１２％もあらわれてきている。

しかし，こうした急激な農家数の減少は，地域人口の減少をもひきおこし，３５年を100とする人口数に対して，５０年は78.8％に減少している。特に４０年から４５年にかけては１５％にのぼる減少がみられ，過疎町としての指定をうけるにいたっている。しかし世帯数は，年々激増しており，当然，一世帯平均人員は減少し，３５年までは５人台であったのが５０年にあっては3.7人と縮少している。そして，もう一つ指摘しなくてはならないのは，減少した人口構成の老令化である。６５才以上の高令者の比率は，３０年の４％に対し５０年では８％を越え絶対数でも５０％増と老人の割合が高まっている。これは裏がえせば若年者の流出を意味している。かように大樹町はここ15年間大きな社会変動過程の中にある。（表１－２－１～２参照）

前述の如く，激しい農民層分解の進展の中で，上層の土地集積がすすんだが，それと交錯する形で生産構造も又変っていった。表１－２－３から表１－２－7　にみる如く，作付状況は30年代には豆作中心の畑作が大部分であったのが，４０年代以降とりわけ４５年以降の豆作の後退にかわる飼料作物の圧倒的増加は酪農経営への決定的転換がなされたことを物語るものである。乳牛頭数をみても３０年の1000頭から４０年の3000頭へと３倍増，さらに５０年には11000頭と３倍以上の増加を示している。３５年段階では飼養農家一戸平均3.3頭であったのが４０年には倍の７頭を越え４３年には１０頭，４７年には２０頭となり，５０年は２９頭と急成長をとげている。そして，こうしてできた酪農経営それ自体における階層分化も又激しく進展した。しかもそれは，４５年以降の動きがとりわけ激しく，分解基軸は，数階梯上昇している。

しかし，才二部でみた標茶町とは異り，その中心層が現在では２０～２９頭層にあり，多頭化では一歩遅れた段階にあるといえる。ところでこうした酪農大型経営の形成にともなう機械化も急速にすすみ３０年代後半には５０台にもみたなかったトラクター台数が45年には２００台をこえ，ついには５０年では個人・共同合わせて４７１となり，一戸当り0.9台となっている。更に，酪農大型経営を支えている「家」としての労働力構成においても家族農業従事者数は昭和３５年の3059

人が５０年では１６０８人と半減し，一戸当りの従事者数では４３年頃までの2.8～2.9人から４５年以降は3.1人前後と若干ふえてはいるものの，全体として従事者の年令は上っており，とりわけ６０才以上の高令者の割合が年々高まっている。他方家族外の雇用労働力の推移をみると３０年代には常雇・季節雇も少数とはいえ一定数存していたが，４０年代に入ってから急減し，酪農生産の主体が家族労働力へ収斂してきていることを示している。

以上の如く戦後の大樹町における産業構造はあらゆる面での変化をみせ，４０年頃をさかいにその経営形態も，豆作中心の畑作から酪農へと転換したことが看取できる。

表１－２－１　家業農業従事者年令別数

年度	男・女計	男 (人)				女 (人)				60才以上の就業者の割合(%)		
		16～29才	30～59才	60才～	計	16～29才	30～59才	60才～	計	男	女	男＋女
昭 35	3,059											
昭 38	2,764	282	797	172	1,341	504	815	104	1,423	12.8	7.3	10.0
昭 41	2,302	994		137	1,131	1,063		108	1,171	12.1	9.2	10.6
昭 43	2,016	227	627	150	1,004	281	642	89	1,012	14.9	8.8	11.9
昭 45	1,989	238	579	172	989	258	604	138	1,000	17.4	13.8	15.6
昭 47	1,727	227	513	144	884	196	542	105	843	16.3	12.5	14.4
昭 48	1,801	237	508	173	918	199	520	164	883	18.8	18.6	18.7
昭 49	1,689	225	481	160	866	187	491	145	823	18.5	17.6	18.1
昭 50	1,608	198	444	162	804	173	485	146	804	20.1	18.2	19.2

農業センサス，道農業基本調査より

表１－２－２　雇用労働力の推移

年度	常雇		季節雇		臨時雇	
	戸数	人数	戸数	人数	戸数	延人数
	戸	人	戸	人	戸	日
昭 34	45	48	41	45	401	16,299
35	40	45	40	88	439	16,315
36	31	37	12	16	371	14,600
37	33	43	16	19	411	16,982
38	18	21	11	12	411	20,482
40	12	25	—	—	(363	18,955)
41	12	13	4	3	335	18,018
42	9	12	—	—	(457	15,889)
43	13	8	—	—	(329	20,409)
44			—	—		
45	8		—	—	(337	18,442)
46			—	—		
47	14	21	—	—	(263	14,985)
48	15	19	—	—	(230	10,870)
49	9	11	—	—	(183	9,229)
50	8	11	—	—	(136	8,654)

道農業基本調査および農林センサスより作成，（）は季節雇を含む

表１－２－３
大樹町におけるトラクター普及台数の推移
（昭和３６年～４６年）

年度	所有別台数		
	個人有	共有	計
	台	台	台
昭 36	6	9	15
37	8	12	20
38	20	15	35
39	32	16	48
40	37	19	56
41	69	25	94
42	93	26	119
43	108	48	156
44	119	59	178
45	133	72	205
46	142	81	223

注）大樹町農業課調べ

表1－2－4　トラクター保有台数推移

年度		所有実農家数（戸）	総台数（台）	～10馬力 戸	～10馬力 台	10～20馬力 戸	10～20馬力 台	20～30馬力 戸	20～30馬力 台	30～50馬力 戸	30～50馬力 台	50馬力～（又は70まで） 戸	50馬力～（又は70まで） 台	70馬力～ 戸	70馬力～ 台
昭45	個人所有	123	136	—	33	—	22	—	12	—	55	—	13		
	共同所有	—	86	—	1	—	1	—	1	—	70	—	14		
昭46	個人所有	167	185	57	57	20	20	17	17	70	70	20	21		
	共同所有	248	129	6	3	8	4			259	104	68	18		
昭47	個人所有	178	215	39	40	22	22	24	24	88	89	39	40		
	共同所有	262	146	6	2	0	0	3	3	242	107	97	34		
昭48	個人所有	209	240	22	23	20	20	26	26	108	108	59	63		
	共同所有	214	114	3	1	6	2	4	2	213	92	50	27		
昭49	個人所有	253	269	36	38	15	15	27	27	136	140	67	71	16	16
	共同所有	240	130	3	2	4	1	5	3	208	92	93	26	19	6
昭50	個人所有	289	379	15	18	16	16	35	35	165	169	101	104	35	37
	共同所有	232	92	—	—	4	1	—	—	229	73	72	16	3	2

農業センサス，道農業基本調査より

表1－2－5　経営耕地面積別乳牛飼養頭数（昭30～41年まで）

面積＼年度	戸数 昭30	戸数 昭35	戸数 昭38	戸数 昭40	戸数 昭41	頭数 昭30	頭数 昭35	頭数 昭38	頭数 昭40	頭数 昭41	一戸当り頭数 昭30	一戸当り頭数 昭35	一戸当り頭数 昭38	一戸当り頭数 昭40	一戸当り頭数 昭41
～1ha	5	—	—	1	—	7	—	—	1	—	1.4	—	—	1.0	—
1～3		7	3	6	6		13	9	26	17		1.8	3.0	2.8	2.8
3～5	24	27	17	12	14	37	75	52	56	73	1.5	2.7	3.0	4.6	5.2
5～7.5	78	100	40	29	32	145	263	186	151	158	1.9	2.6	4.6	5.2	4.9
7.5～10	108	140	113	72	54	216	385	515	452	352	2.0	2.7	4.5	6.3	6.5
10～15	168	214	190	194	185	452	735	944	1,278	1,358	2.7	3.4	4.9	6.6	7.3
15～20	59	70	90	104	109	204	329	702	909	945	3.5	4.7	7.8	8.1	8.7
20～		20	16	41	56		108	164	430	681		5.4	10.3	10.5	12.2
合計	442	578	469	459	456	1,061	1,908	2,572	3,303	3,584	2.4	3.3	5.5	7.1	7.8

農業センサス，道農業基本調査より

表１－２－６　乳牛頭数規模別農家数（昭４０～５０年まで）

年度	飼養農家総数	成牛（２４カ月以上）飼養農家数（戸）								総頭数	(24カ月以上)	一戸当り平均頭数
		総　数	１～４頭	５～９頭	10～14頭	15～19頭	20～29頭	30～39頭	40頭以上			
昭40　年	459	418	224	165	25	4				3,303頭	2,000頭	7.2
昭41　年	456	456	128	181	96	37	12	2		3,584	2,249	7.9
昭42　年	433	433	110	160	98	39	23	3		3,794	2,399	8.8
昭43　年	446	446	84	146	92	72	48	4		4,757	3,046	10.7
昭45　年	446	435	68	114	132	76	42	3		6,872	4,809	15.4
昭46　年	429	411	41	116	123	71	58	2	—	7,670	4,967	17.9
昭47　年	413	390	31	96	112	73	73	5	—	8,357	5,149	20.2
昭48　年	400	367	42	66	92	72	81	13	1	8,748	5,205	21.9
昭49　年	379	344	35	46	71	68	98	23	3	9,532	5,574	25.2
昭50　年	381	352	29	35	54	67	99	(39～40頭) 61	(50～頭) 7	10,981	5,847	28.8

（注）４０～３０年までの頭数規模は２４ケ月末満のものも含めた総頭数

４０．４５．５０．年は農業センサス
その他の年は北海道農業基本調査より

表１－２－７　作付面積及飼養家畜の推移

		計	豆類(計)	馬鈴薯	雑穀類	工芸作物(ビート・アマ)	飼料作物	その他	馬	乳牛	豚	鶏	緬羊	肉牛
昭30年	作付面積	8,257ha	3,572	416	2,000	354	1,835	80	3,136	1,061	544	9,243	1,116	—
	作付比率	(100)%	(43.3)	(5.0)	(24.2)	(4.3)	(22.2)	(1.0)						
昭35年	作付面積	8,969ha	3,985	461	1,945	384	2,099	95	2,383	1,908	528	18,965	884	102
	作付比率	(100)%	(44.4)	(5.1)	(21.7)	(4.3)	(23.4)	(1.1)						
昭40年	作付面積	9,082ha	3,565	773	1,076	681	2,863	124	1,650	3,303	586	16,147	151	189
	作付比率	(100)%	(39.3)	(8.5)	(11.8)	(7.5)	(31.5)	(1.4)						
昭45年	作付面積	9,141ha	1,868	325	383	701	5,415	449	697	6,872	592	5,632	44	343
	作付比率	(100)%	(20.4)	(3.6)	(4.2)	(7.7)	(59.2)	(4.9)						
昭50年	作付面積	9,443ha	834	169	166	800	7,449	24	197	10,981	780	1,267	—	1,911
	作付比率	(100)%	(8.8)	(1.8)	(1.8)	(8.5)	(78.9)	(0.3)						

農業センサス より

表１－２－８(イ)経営耕地規模別農家戸数

	昭30	昭35	昭38	昭40	昭43	昭45	昭46	昭47	昭48	昭49	昭50
全戸数	995	1,073	948	890	701	637	611	584	565	541	525
～3ha	118	183	144	106	56	52	49	44	48	40	37
3～5	129	90	49	45	35	26	24	25	19	21	16
5～7.5	222	185	130	92	56	45	35	25	28	27	31
7.5～10	194	215	200	146	97	56	58	43	39	37	28
10～15	260	292	294	319	224	165	152	128	101	89	85
15～20	72	84	107	132	150	149	139	151	145	130	130
20～		23	23	50	83	142	154	167	184	195	197

表１－２－８(ロ)専兼別農家戸数

専業	794	684	677	592	538	402	450	451	391	365	360
第一種兼業	112	221	129	169	126	148	86	53	93	103	98
第二種兼業	89	168	142	129	37	87	75	80	81	73	67
専業農家率(%)	79.8	63.7	71.4	66.5	76.7	63.1	73.5	77.2	69.2	67.5	68.6

農業センサス，道農業基本調査より

表１－２－９　農産物販売金額別農家数（戸）

年度	総農家数	販売なし	～5万円	5～10万円	10～20万円	20～30万円	30～50万円	50～70万円	70～100万円	100～150万円	150～200万円	200～300万円	300～500万円	500～700万円	700万円以上
昭 35	1,073	70	88	69	147	161	308	135	75	20					
昭 40	890	69	62		79	157	197	143	97	86					
昭 45	637	26	12	22		36		27	50	87	90	149	113	25	
昭 48	565	—	36		33			52		24	53	110	152	105	
昭 49	541	—	26		26			26		35	48	70	159	151	
昭 50	525	19	(～7万円) 13		14		25		26	16	21	49	97	90	* 155

（＊700～1000万円　151戸，1000万円以上　64戸）

表１－２－１０　大樹町の人口・世帯数の年次別変化

年度	人口	世帯数	一世帯平均人員
昭 25	9,285人	1,609世帯	5.8人
昭 30	11,296	1,960	5.8
昭 35	10,932	2,148	5.1
昭 40	10,137	2,241	4.5
昭 45	8,814	2,274	3.9
昭 50	8,619	2,357	3.7

表１－２－１１　老人人口の年次別変化（65才以上）

年度	25年	30年	35年	40年	45年	50年
老人人口	333人	456	439	545	613	705
対人口比	3.58%	4.03	4.47	5.37	6.95	8.17

第３節　農業生産構造の豆作から酪農への構造的変容過程

第１項　２０～３０年代にかけての諸特徴

本節では，戦後の地域農業の展開過程，特に今日主軸をなしている酪農化の過程を詳述し，そこにみられる大樹町の農業展開における諸問題について明らかにしよう。

戦中，戦後の食糧緊急増産要求による強制的供出がとけ，本格的な販売作物生産がおこなわれるようになったのは，昭和２０年代の後半以降であった。そしてまず戦後の大樹農業の基幹的位置にあったのは豆を中心とする畑作物であり，それは，ほぼ３０年代の末ごろまで続いている。その間，昭和２８年～３１年にかけての冷害・凶作があって少なからぬ打撃をうけ，「寒冷地農業」の確立がやかましくいわれはしたものの，３０年代における比較的好気象によって投機的豆作を中心とする畑作に力点がおかれていた。

昭和３０年においては，全作付面積８２５７町の４３％が豆類で，次いで燕麦中心の麦類が１２％，飼料作物が２２％という割合を示し，豆がいかに中心作物であったかがわかる。当時の家畜飼養の状況をみると，乳牛は１０６１頭と飼養農家一戸当り2.4頭であるのに対して，馬は３頭，鶏１０羽，緬羊１頭というように多彩な飼養がなされている。乳牛についてみるならば，昭和２８年には783頭であったのが３０年には，１０６１頭へと増加し，３４年には約倍の２０５７頭へと増加し，急激な伸びがみられるが，３０年の乳牛飼養農家数は全農家の44.4％にあたる442戸であり，３５年においては53.8％の578戸と若干増加したものの全農家の半分である。又一戸当り平均飼養頭数も３０年の2.4頭から３５年の3.3頭へとわずか一頭増にとどまり，大樹町の農業構造の大きな変化を意味するものではなかった。

大樹の酪農はすでに述べたように戦前からの蓄積を持ち，戦後も昭和２８年に農林省が出した「集約酪農地域建設要領」による地域指定を昭和３０年に受けるなどの一定の政策はあったものの，２８年～３１年にかけての冷害・凶作による畑作物に対する大きな打撃をうけたのちにあっても急速な進展はみられなかったのは上にみた通りである，昭和３３年に大樹農協が設定した「農協拡充五カ年計画」にもみられた酪農の達成目標は３７年にいたっても６６％しか達成出来なかった，という指摘が農協事業報告においてなされている。この段階にあっては，政策が農民の生産動向と乖離していたことがうかがえる。

このことは，大樹農協事業報告「農協の財務からみた農家経済動向」を年次別にみるとより一層明らかとなる。つまり，およそ３０年代においては全販売収入が五億円以内にとどまり伸びが緩慢であることと，畜産収入の割合が半分以下になる。

＊畜産収入といってもこの期のは４０年代以降の如くその大部分が乳代であるのではなく，ニワトリ，豚といった中小家畜や馬の販売代金が大部分を占めており，この収入の割合で酪農化をすぐはかることはできない。ちなみに３６・３７年の２年間の実積では乳代が7,480万円と10420万円に対し，その他の畜産物代金は，6650万円と6880万円で，畜産収入中の乳代の割合は，それぞれ５０％強，６０％を占めているにすぎない。

とはいえ畜産収入の割合は年々上昇しているが３０％台を越えるのは３８年以降で，５０％を越えるのは４２年以降である。その間の主役は豆であり，３６年の場合，販売高の５５％を占め，耐冷作物として奨励されていたビート，馬鈴薯は１４％程度で，冷害で前年比２０％も減少となったといっても，豆は４４％を占めているなど基幹的位置はゆるがなかった。

以上の如く，２０年代後半から３０年代にかけての大樹農業は，その間に冷害・凶作の打撃をう

けつゝも，豆を中心とする畑作依存の生産構造を維持し「寒地農業」のエースといわれた酪農や耐冷作物であるビート，馬鈴薯といったものは，まだ補完的位置にとどまっていたということができる。

第2項　37年以降の，地域酪農確立期における諸問題

しかし，37年の長雨による湿潤害は，順調に過ぎてきた農家経済に打撃を与え，あらためて「酪農の振興と耐冷作物の増産」を課題とした。翌年の38年は後半の農産物価格の急落という経済変動による農家経済の悪化に加え，天候不順，霜害による豆の不作が2年連続して畑作経営をおそった。しかしながら，その中にあっても，農産物にあっては耐冷作物が30%の割合を占めるようになり，牛乳生産量も30%アップと順調な伸びを示し，これらが冷害に強いものであることを現実に立証してみせた。

一方，「開放経済体制」への移行のもとでの貿易自由化は，農産物価格に大きな影響を与えていた。「農基法」農政は，弱少農家の切りすてのもと，一部農家群の農業生産構造の「改善」を所謂「自立経営」育成の旗印で図りながら，「国際競争力」に耐えうる農業生産構造の改善を主張した。けれども大樹町においては実際には豆作依存の構造から抜けきれないでいた。しかし，この壁は，39年，41年とさらに続いた冷害・凶作，また，42年以降の「不足払い制度」実施による乳価の安定によって破られる。以降，地域の農民層分解はより一層促進せられた。

すなわち，昭和39年は，暖冬と異常な雪不足にはじまり，持続的な冷涼，多雨，日照不足に終始し，十勝では最大の被害を出した。十勝地方では112億円の被害総額で，大樹でも5億2千万円という額にのぼった。しかし最終的には販売高では前年比7%減となったが農産収入は，前年比の80.5%減となり，不作の前年を更に大巾に下まわった。一方畜産収入はこの3年連続の冷害にもかかわらず，39年においても10%近くの上昇をみせ，冷害に強いところをみせた。しかし，農家経済は3年連続の打撃を直接にうけ，負債の増加を一層すすめ，組合金融のみでも5億7千万円（一戸平均90万円）に達し，その年の全販売収入を上まわるものとなった。

農協もここにいたってようやく本腰を入れた寒冷地対策に取組むことになり，39年12月には酪農部を設置して酪農経営育成に本格的にのり出す一方，構造改善室を設け構造改善事業促進をはかるべく組織がえをおこなった。そして経営指導関係の予算を大巾にふやして，酪農に重点を置く次のような事業計画をたてた。

①農業経営構造の改善促進　②乳牛の改良増殖・乳牛導入資金利子補給　③飼育管理改善　④畜産奨励のための共励事業各種　⑤農業機械化の促進のための購入補助又は利子補給など。

これをみてもわかるように政策としてもスローガンから具体化の段階に入った。40年の農協事業報告は次のような総括をしている。

> 昭和40年度の本町農業は組合員各位の冷害の経験を生かした寒冷農業確立への御理解によって，馬鈴薯においては前年比43%の増大と平年の28%増収，甜菜でも前年比35%の増大と平年比27%の増収が記録され耐冷作物の生産性は著しく向上しました。加えて牛乳生産量において前年比30%の伸長をみ，本町農業の柱である酪農・馬鈴薯・甜菜の農協販売額が4億7千万円に達し，総販売高の74%を示す実績に到りました。

40年は平年並の作況であったので畑作も好調で畜産収入の割合は50%を越えるにいたらなかった。しかし販売収入額はそれ以前が4億円台に停滞したままであったのが50%近くの増収となった。そしてその支えとなったのは他ならぬ畜産収入一乳代であったし，農作物にあっても豆作から耐冷作物へ

と主軸を移しつゝあった。

冷害前年の３６年と４０年の実積比較をみると以下の如くである。

	総販売高	農産収入	畜産収入
昭和３６年	447百万円	306百万円	141百万円
昭和４０年	640百万円	343百万円	297百万円
増加率($\frac{40}{36}$年)	43.2％	12.1％	110.6％

３６年からみて農産収入はわずか１２％増にすぎないのに畜産収入は２倍にのぼり，その地位を一層高めていた。しかしその一方で貸付は更に前年より５千万円も増加し，生産の回復は農家経済の回復にまでいたらず，不安定要因が一層加わり憂慮される事態にあった。

こうした事態の中で農協は冷害根絶対策として，酪農７，耐冷作物３を基準とする「酪農振興基本対策要綱」をつくりそのための経営設計確立の集中的指導をおこなった。

しかし，そうした冷害に対する対応にもかかわらず昭和４１年は天候不順による冷害に直面せざるをえなかった。すなわち，融雪おくれなどによる春耕の大巾な遅れは，作付時期の遅れとなり，作付は豆作偏重を余儀なくされ，更に低温，日照不足による成育不良のまま夏をすごし，１０月の強霜と収穫時の長雨に締めくくられるという徹底した打撃で，豆作は３９年を上まわる被害を生じた。しかし全体としては３９年度に比べて２億円余の増収があり，畑作の前年比１０％減に対して畜産では２０％弱の伸びを示し，冷害における酪農の耐性と優位がまたも明らかとなった。しかし，この年組合の貸付金は前年比で更に４０％近くの２億円もふえ，冷害の結果が農家経済の悪化，とりわけ負債の固定化，増大となってあらわれており，組合員一戸平均の借入金は，180万円と前年より５０％増となった。３９年から２年間の間に，2.5倍増となり，この年も粗収入120万円を上まわる負債額となった。

以上みてきたように，３７年にはじまり４１年まで続いた冷害は，大樹町のみならず，北海道の畑作経営に大きな影響を与え，その生産構造の抜本的対応がせまられていた。しかし問題は冷害による農家経済の不安定の増大をどうたてなおすかということと，経営転換をいかになすかという二重の苦難をいかに解決するかということにあった。結果として，その苦難を克服することができずに離農やむなしにいたる多くの農民が生じたことは，衆知のことである。大樹町においても，冷害一年目の３７年には大樹農協組合員で666戸あった農家が，冷害５年目の４２年には１７％減の555戸となり４３年には更に498戸と５年間の間に¼にあたる農家が脱落していった。その間，４０年不況からの脱出によるあらたな経済成長にとって必要な労働力の吸収という要因が強く働いていたとしても，この流出は，何にもまして打ちつづく冷害・凶作の打撃によるものであることは，明らかである。

こうした中で，４１年の乳価の「不足払い制度」実施による安定化は，地域農業の酪農化への道を決定づけた。昭和４２年は異常気象による被害もなく農業生産は回復した。この年の農協の事業報告には次のように記してある。

「昭和４２年度における本町の農業生産はきわめて高い伸びを示しました。すなわち，４２年度の総販売額は９億４千万円となり前年に比して３億２千万円，46.8％の伸びとなりました。農業生産の特徴と作物別の状況をみると，作付比率では豆類が４２.９％→３０.３％に牧草飼料作物が３０.７％→４５.２％に馬鈴薯，甜菜は１４.５％→１９％にそれぞれ著しい転換がなされました。

販売金額では豆類は９月の長雨低温により品質が極端に低下し，前年より7.3％増の１億５千万円にとど

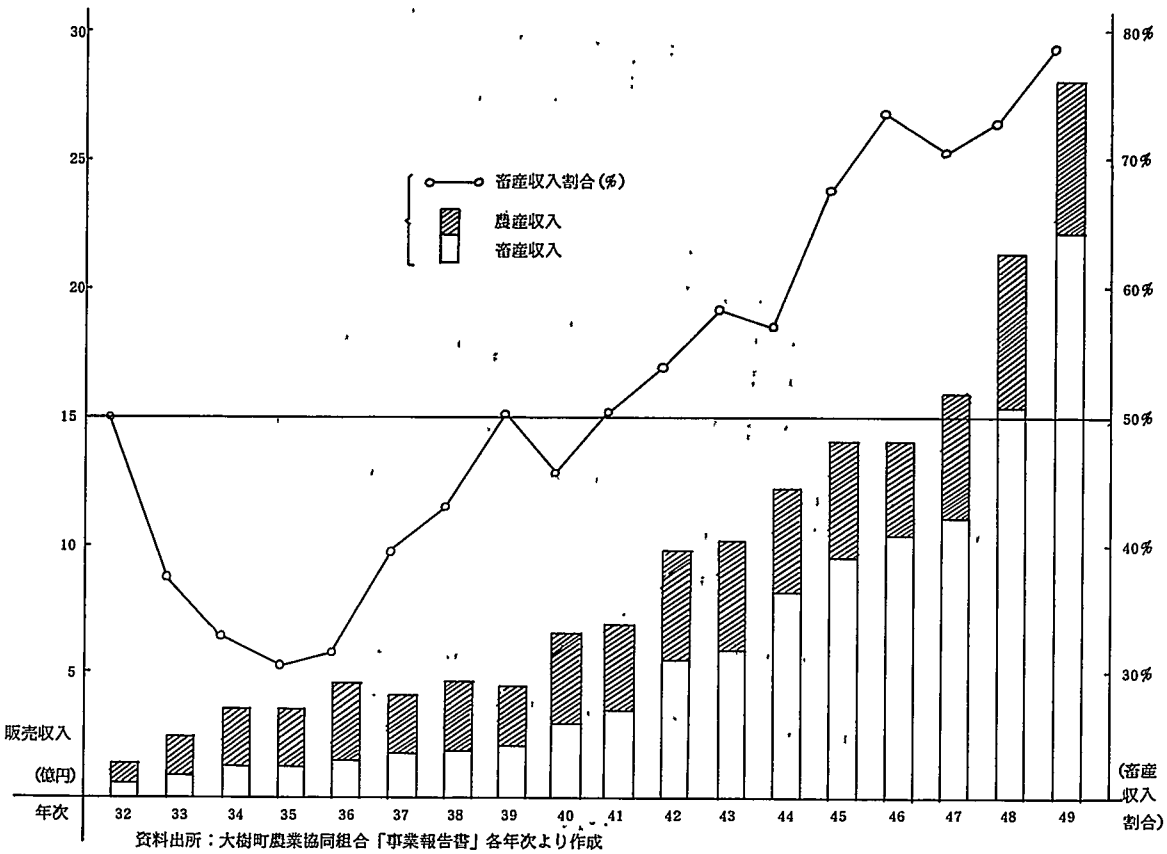
まったが乳牛頭数が前年より２０.８％増にもかかわらず牛乳販売高は３億９千６百万円と３９.５％増と健全な発展を示し，馬鈴薯・甜菜にあっては本年は８８.７％増の２億９千万円という驚異的な伸長をみせました。」

販売総額では７億円から一気に１０億円に近づく実績を上げ，生産が軌道にのり，農民もホッとした。販売総額に占める豆の割合は前年の２２％から更に１６％に減少し，もはや豆作中心の農業ではなくなったことは決定的であった。農協はその指導を酪農振興にしぼった。町当局もおくればせながら「大樹町酪農近代化計画」をたて，酪農を基幹とする農業目標を示した。その主要な内要は，昭和４６年における乳牛飼育頭数を９５００頭，生乳生産量２万４５７０.tとおき，酪農経営規模の安定的拡大と飼料生産基盤の確立による飼料自給度の向上であった。

第３項　地域農業の「酪専」への移行とそこにおける諸問題

大樹町の農業構造は以上の如く数年にわたる冷害を経て，その主軸は酪農生産に置かれ４２年以降は酪農経営の発展が順調に進んだ。４２年に町がたてた「酪農近代化計画」の実績をみると４６年にあっては，ほぼその９０％を達成した。乳牛頭数や産乳量においても年々２０％以上の上昇をみせ，畜産収入の全販売収入に対する割合も４１年までの５０％以下から４６年には７０％を越えるまでになった。酪農専業化の割合も高まり転換後の成果が確実に上ってきた。

図１－３－１　販売収入年次変化及畜産収入割合年次変化



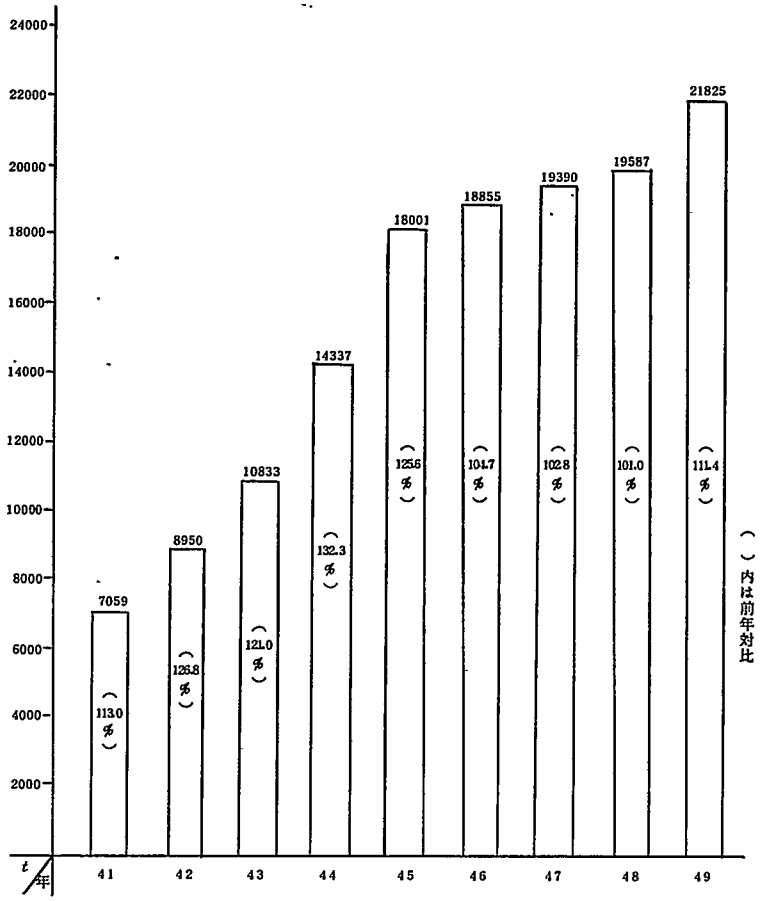
資料出所：大樹町農業協同組合「事業報告書」各年次より作成

表１－３－１　大樹町における酪農近代化計画と実績の対比

年次	項目	総頭数	成牛頭数	経産牛数	1頭当り産乳量	生産量
42	目標	4,863頭	2,959頭	2,657頭	4,200Kg	10,630 t
	実績	4,809	3,104	2,586	4,039	10,445
	達成率	98.8%	104.9	87.3	96.1	98.2
43	目標	5,953	3,454	3,137	4,250	12,852
	実績	6,121	3,898	3,282	4,134	13,568
	達成率	102.8	112.8	104.6	97.2	105.5
44	目標	7,154	4,176	3,821	4,300	15,729
	実績	7,294	4,643	3,971	4,241	16,836
	達成率	101.9	111.1	103.9	98.6	107.7
45	目標	8,573	5,084	4,703	4,400	19,972
	実績	7,797	4,812	4,712	4,350	20,502
	達成率	90.9	94.6	100.1	98.8	102.6
46	目標	9,500	6,050	5,687	4,500	24,570
	実績	8,471	5,235	4,890	4,400	21,500
	達成率	89.1	86.5	85.9	97.7	87.5

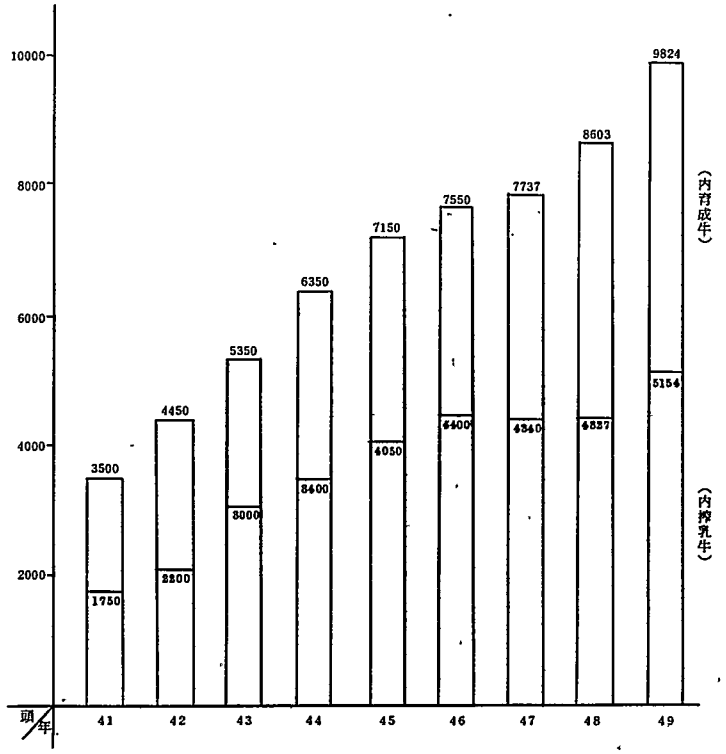
資料出所：大樹町「総合計画基本構想」1973 より

図１－３－２　年次別生乳生産量の変化



資料出所：大樹町農業協同組合「事業報告書」各年次より作成

図１－３－３　年次別乳牛頭数の増加



資料出所：大樹農業協同組合「事業報告書」各年次より作成

表１－３－２　年次別農業経営形態の変容

農業経営形態（クミカン実績より）　凡例｛酪専：畜産収入80%以上　畑酪：農産収入50～80%　肉畑：畜肉収入20～50%　酪畑：畜産収入50～80%　畑専：農産収入80%以上｝

年度＼形態	酪・専 戸	%	酪・畑 戸	%	畑・酪 戸	%	畑・専 戸	%	肉・畑 戸	%	その他 戸	%	計 戸	%
43	61	13	158	34	81	17	169	36	—	—	—	—	469	100
44	110	24	146	32	79	18	116	26	—	—	—	—	451	100
45	135	32	124	29	65	16	103	23	—	—	—	—	427	100
46	168	41	120	29	37	9	85	21	—	—	—	—	410	100
47	154	38	114	28	46	11	80	19	16	4	—	—	410	100
48	160	39	110	27	52	13	80	20	4	1	—	—	416	100
49	182	45	59	15	32	8	81	20	30	7	20	5	404	100

資料出所：大樹町農業協同組合「事業報告書」各年度より作成

表１－３－３　農業構造改善事業計画総括表（昭和４１年１月）

区分		事業種目	受益範囲 戸数	受益範囲 規模	事業量	事業費	負担区分 国庫補助金	負担区分 道費	負担区分 公庫資金	負担区分 近代化資金	負担区分 その他
			(戸)	(ha)		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補助事業	土地基盤整備	暗渠排水	1ケ所 6	33.6	33.6 ha	6,240	3,432	1,248	1,248		312
		客土	1ケ所 6	27.0	27.0 ha	3,500	1,925	700	700		175
		一般農道	1ケ所 12	72.4	2,016 m	3,960	2,178	792	792		198
		草地造成改良	2ケ所 21	32.3	32.3 ha	3,519	1,759	703	845		212
		予備費				1,721	929	344	358		90
		(小計)				(18,940)	(10,223)	(3,787)	(3,943)		(987)
	施設 経営近代化	トラクター	8ケ所 78	1,431.2	50ps 1台 作業機 179台 40ps 24台	93,840	46,326		28,895	9,106	9,513
		農機具格納庫	8ケ所 78	1,431.2	8棟 8,697 m²	4,800	2,373		1,212	738	487
		乳牛舎	1ケ所 5	83.0	1棟 587.2 m²	8,684	4,296		3,510		878
		飼料調整施設	1ケ所 13	52.0	1棟 172m² 乾燥機 1台	2,131	1,048			866	217
		(小計)				(109,455)	(54,048)		(33,617)	(10,700)	(11,095)
	計					128,395	64,266	3,787	37,560	10,700	12,082
融資単独事業	経営近代化施設 協業	乳牛導入	1ケ所 5		16頭	3,200			2,560		640
		(小計)				(3,200)			(2,560)		640
	経営近代化施設 個人	乳牛導入	48		127頭	25,600			20,480		5,120
		乳牛舎	44		45棟	36,684			29,344		7,340
		サイロ	43		44基	8,520			6,816		1,704
		尿溜	41		41基	3,440			2,752		688
		堆肥場	23		23基	2,700			2,160		540
		ミルカー	7		7台	595			476		119
		(小計)				(77,589)			(62,028)		(15,511)
	計					80,739			64,588		16,151
合計						209,134	64,266	3,787	102,148	10,700	28,233

資料出所：農業構造改善事業実施計画書　s41.1　大樹町

４８年の農協事業報告では，乳牛頭数６０００頭をこえ１０頭以上飼養農家戸数が全酪農家の６４％を占め，２０頭以上層は２０％も占めるとし４４年では，１戸当り，16.7頭と４３年より2.6頭も増加していること，多頭数飼育も進んでいることが報告されている。このように経営規模の拡大をともないつつ酪農大樹の礎は確実に形成されていった。

表１－３－４　地区別計画の構想（昭和４１年１月）

地区名			(1) 日方		(2) 中島		(3) 北大樹		地域全体	
基幹作目			牛乳・甜菜・馬鈴薯		牛乳・甜菜・馬鈴薯		牛乳・甜菜・馬鈴薯		牛乳・甜菜・馬鈴薯	
区分			現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標
経営類型の改善目標	商品生産農家	酪農		5				2	116	300
		畑酪農	39	35	3		29	31	841	200
		畑	1		2				804	209
	半商品生産農家						4			
	自給的農家									
	協業経営加入農家					5				5
	合計		40	40	5	5	33	33	761	714
土地面積	耕地	水田							4	
		普通畑	677.0	734.9	76.0	83.0	533.3	574.0	9,900	11,000
		小計	677.0	734.9	76.0	83.0	533.3	574.0	9,904	11,000
		（1戸当り）	16.9	18.4	15.2	16.6	16.2	17.4	(13.0)	(15.4)
	草地		72.1	77.7	9.8	6.6	80.0	82.4	3,601	2,679
	山林		432.1	388.7	10.8	5.0	146.5	130.0	5,974	5,800
	その他		29.6	27.1	1.6	3.6	244	149	1,033	1,033
	合計		1,210.8	1,228.4	98.2	98.2	7,842	801.33	20,512	20,512
主要生産目標	牛乳（成牛）		437 (248)	744 (544)	39 (28)	90 (70)	263 (140)	519 (383)	7,758t (2,155頭)	17,093t (4,110頭)
	馬鈴薯		75.2	88.0	5.7	5.7	51.1	68.0	772ha (17,602t)	1,500ha (38,700 t)
	甜菜		41.8	56.4	2.0	8.5	15.5	45.8	553ha (15,766 t)	1,000ha (31,000t)
構造改善事業費	補助事業費（1戸当り）		44,233 (1,106)		15,641 (3,128)		40,380 (1,224)		128,395 (1,646)	
	融資単独事業費（1戸当り）		38,185 (970)		3,200 (640)		38,724 (1,178)		80,739 (1,035)	
	合計（1戸当り）		83,048 (2,076)		18,841 (3,768)		79,104 (2,397)		209,134 (2,681)	

資料出所：農業構造改善事業実施計画書　S41大樹町より

表１－３－５　農業構造改善事業計画総括表（昭和４３年２月）

区分		事業種目	受益範囲 戸数	受益範囲 規模	事業量	事業費	負担区分 国庫補助金	道費	公庫資金	近代化資金	その他
補助事業	土地基盤整備	一般農道	(戸) 6ケ所 47	(ha) 345.4	7,398m	(千円) 29,080	(千円) 15,994	(千円) 5,816	(千円) 5,816	(千円)	(千円) 1,454
		予備費				2,092	1,150	418	418		106
		(小計)				(31.1.72)	(17,144)	(6,234)	(6,234)		(1,530)
	経営近代化施設	トラクター	5ケ所 79	2,00·4.7	40ps 20台 50ps 4台 作業機142台	94,120	45,653		38,787		9,698
		(小計)				(94,120)	(45,653)		(38,787)		(9,698)
	特認事業	農機具修理整備施設	1ケ所 570	227台		8,800	4,267			3,626	907
		(小計)				(8,800)	(4,267)			(3,626)	(907)
	(計)					134,092	67,046	6,234	45,021	3,626	12,165
融資単独事業	経営近代化施設 個人	乳牛導入	71		320頭	78,390			62,652		15,738
		乳牛舎	59		66棟 5,514.7m²	45,870			36,636		9,234
		尿溜	17		17基	1,420			1,136		284
		堆肥舎	21		21棟	2,240			1,792		448
		サイロ	42		48基	12,070			9,656		2,417
		農舎	8		8棟 642.5m²	1,850			1,480		370
		ミルカー	36		38台	4,660			3,728		932
	(計)					146,500			117,080		29,420
合計						280,592	67,046	6,234	162,101	3,626	41,585

資料出所：農業構造改善事業計画書（第２次）s 43. 2 大樹町より作成

表1－3－6　地区別計画の構想

地区名			(1) 上中島地区		(2) 開進地区		(3) 尾田地区		(4) 生花地区		地区全体	
基幹作目			牛	乳	牛	乳	牛	乳	牛	乳	牛	乳
区分			現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標
改善目標の経営類型	商品生産農家	酪専	3	12	17	21	3	20	9	11	32	64
		酪畑	3	4	2		6	7	1	3	12	14
		畑酪	4		1		9	1	3		17	1
		畑専	6		1		10		1		18	
		合計	16	16	21	21	28	28	14	14	79	79
土地面積	耕地	普通畑	271.1	283.5	316.4	319.4	469.6	475.6	101.3	328.1	1,158.4	1,406.6
		小計	271.1	283.5	316.4	319.4	469.6	475.6	101.3	328.1	1,158.4	1,406.6
		(1戸当り)	(16.9)	(17.7)	(15.0)	(15.2)	(16.8)	(17.0)	(7.2)	(23.4)	(14.7)	(17.8)
	草地		16.0	23.1	20.0	35.0	22.6	48.5	105.7	39.0	164.3	145.6
	山林		80.0	72.4	251.0	243.0	159.8	130.9	65.5	41.0	556.3	487.3
	その他		9.2	7.2	31.7	24.7	31.4	27.2	152.9	123.2	225.2	182.3
	合計		376.3	386.2	619.1	622.1	683.4	682.2	425.4	531.3	2,104.2	2,221.8
主要作目生産目標	牛乳		98頭 374.3t	251頭 1,081.3t	187頭 726.8t	347頭 1,561.5t	125頭 475.0t	426頭 1,831.8t	59頭 206.5t	238頭 999.6t	469頭 1,782.6t	1,262頭 5,474.7t
構造改善事業費	補助事業費(1戸当り)		26,480	(1,655)千円	29,147	(1,388)千円	47,695	(1,703)千円	19,878	(1,420)千円	134,092	(8,800)千円
	融資単独事業費(1戸当り)		18,550	(1,159)	40,355	(1,922)	60,335	(2,155)	27,260	(1,947)	146,500	
	合計(1戸当り)		45,030	(2,814)	69,502	(3,310)	108,030	(3,858)	47,138	(3,367)	280,592	(8,800)

資料出所：農業構造改善事業計画（第2次）s 48 大樹町より

このさい，農業構造改善事業の果たした役割は看過することはできない。その概要は表１－３－３～６にしめしたが，一回目の４１年にあっては，その事業対象となる地区の基幹作物は，牛乳と甜菜，馬鈴薯という酪・畑混同に目標がおかれたのに対して，４３年の場合は牛乳一本となり酪農専業への方向転換は顕著であった。こうした体制的梃子入れは，トラクターを中心とする農業機械化を促進し，生産諸条件の「大型化」をはたすことになるが，一方では多額の負債をかかえるという問題を残した。このことは，負債の返済をはかりつゝなお経営を維持・発展するための経営内容を確保しなくてはならないという困難な課題を農家が負うことを意味し，当然にも経営の合理化が求められつゝ，その収支がひきあうことに強い関心が持たれることになる。いわば，「生業」としての内容から「経営体」としての内容を問うことになり，必然的に，彼らの生産物の価格がいかようになるかが問題とされるようになる。つまり生産構造の大型化は，かってあまり強く意識されなかった問題を前面に引き出したが，それは，単に国内の産業政策のみならず，国際的経済環境につらなる大問題であった。

すでにみてきたように，大樹町における「大型機械化」酪農は，すぐれて家族労働力が担うものとして収斂してきていたが，そして，そのことは，酪農生産の主体である「家」における労働力の問題，言葉を替えるならば，家族構成員の好むと好まざるとにかゝわらぬ労働強化の問題を提起していたが，同時に生乳の「価格問題」がおゝくの酪農民に共通にふりかゝる解決課題となっていた。

国内における酪農振興策として打ちだされた「不足払い制」の実施は，たしかに乳価安定策に連らなり，国内における酪農振興に資したが，そのことによって「価格問題」がたゞちに解消されたわけではなく，４２年以降，国内産生乳は「不足の中の過剰」といわれる跛行的状態を続けていた。こうした事態は，「国内牛乳の再生産を確保することを旨」とする「不足払制度」の存続も問題視されるまでの価格不安を生じさせていた。

> 過剰生産の衝撃は生産者乳価の据置となって現われた。物価上昇，とくに飼料価格の引上げによる生産費の増加をカバーするため，酪農家団体は原料乳価（保証価格）キロ当り３５％アップの５８円６７銭を要求したが，１９７０年3月農林省は４３円７０銭と決定した。これは前年にくらべわずか２１銭のアップで物価上昇を考えると実質的引下げである。（大島清『米と牛乳の経済学』岩波書店）

この乳価の抑制は一方で着実に生産量を拡大させてはいるものの，生産費の上昇はその収支をつぐなえるものにしなかった。飼料（特に濃厚飼料）の外国依存が強まる中で昭和４９年は１０％をこえる値上りを示し，農業機械，生産諸資材の値上げもはげしく，年々の粗収入増のうらでは，支出の増加率はそれを上まわって大きくなっていった。

昭和４２年から４９年にかけての大樹町農家の経済状況をみると表１－３－７の如くである。

生産額では年々２０％台を示す一方で，経営費も又上昇し，対前年比は年々２０％もの伸びをみせ税金，家計費の上昇もこれと同様，そして，年々増加している負債償還額をあわせ，所得から控除すると，最終的余剰はほとんどなく，むしろ少なからぬ赤字を生じている。とはいえ各農家の農業所得額の分布を示した図１－３－４によると，昭和４３年から４６年にかけての動きは，180 万円以上の高額者が年々その割合を高め，180 万円～120 万円が４５年まで増加，120 万円～７０万円が４４年から減少，７０万円以下は６０％から３０％まで半減し，全般的に所得の上昇傾向がみられた。この意味では経営は順調に上昇し，諸経費の上昇はあるものの農業所得で一定の上昇が認められ，先に指摘した問題は内在化されて，表面化していなかったといえよう。

しかし，こうした経営展開と経営内容をウラで支えていたのは農協や政府機関の農家に対する貸付資金があったからであり，所得の上昇はその土台の上に可能であったのである。農協の毎年の事業

表１－３－７　農家経済の状況年次変化（一戸当り）　４２年～４９年 (千円)

									対前年比（%）						
	42	43	44	45	46	47	48	49	43	44	45	46	47	48	49
① 生産額	1,611	1,973	2,563	3,164	3,234	3,892	4,751	6,469	122.5	129.9	123.5	102.2	120.3	122.1	136.2
② 経営費	1,138	1,379	1,719	1,949	2,293	2,532	3,983	6,064	121.1	124.7	113.4	117.6	110.4	157.3	152.3
③ 家計費	423	509	600	719	691	797	916	1,220	120.2	117.9	119.9	96.1	115.1	115.0	133.2
④ 負債償還額	435	237	238	284	318	618	628	1,014	54.5	100.7	119.3	111.7	194.6	101.7	161.4
⑤ 所得額⑪—②※	415	498	742	1,091	941	787	768	404	125.6	141.9	144.0	77.4	144.5	56.5	52.4
⑥ 経済余剰⑤—③	△ 8	△ 11	142	371	95	564	△ 148	△ 816	—	—	—	—	—	—	—
⑦ 最終余剰⑥—④	△ 443	△ 248	△ 96	87	△ 222	54	△ 777	△1,830	—	—	—	—	—	—	—
1戸当り負債額	1,908	2,555	3,089	3,422	4,186	4,488	5,720	9,683	133.9	120.9	110.8	122.3	107.2	127.5	169.3
経営費割合(%)	70.6	69.8	67.1	61.6	70.9	65.1	83.8	93.7							
農業所得率(%)	29.4	30.2	32.9	38.4	29.1	34.9	16.2	6.3							

資料出所

４２～４６年町「総合計画基本報告」１９６８より
４７～４９農協「事業報告書」各年次より作成

※租税公課を引いた可処分所得を示す。

図１－３－４　農業所得別農家階層の構成比推移（大樹農協「事業報告書」より作成）

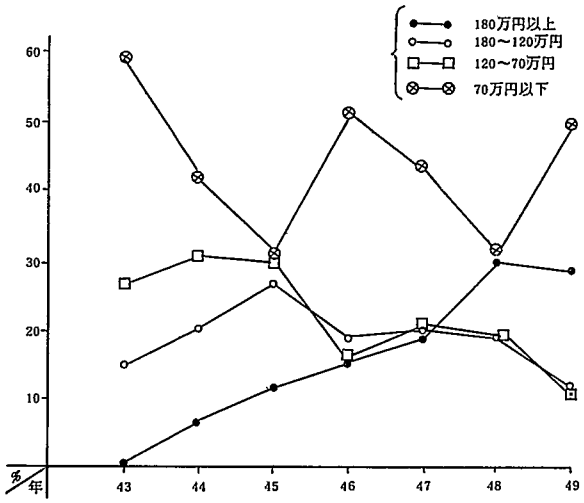
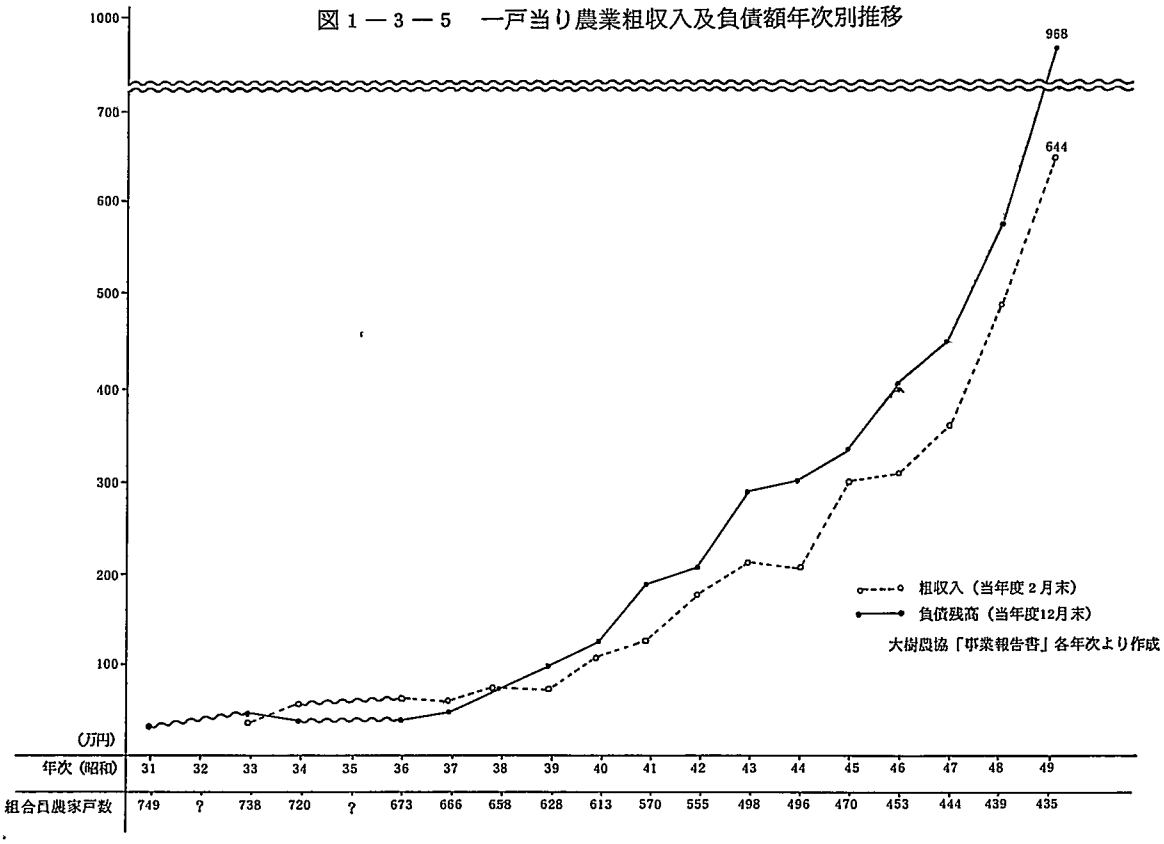


図１－３－５　一戸当り農業粗収入及負債額年次別推移



報告によれば，３７年～４１年の大冷害以来，農家負債は増加する一方で，構造改善事業の導入のはじまった４１年以降，伸び率は急となっている。その負債総額は，３７年からの大冷害以後一年間の粗収入額を上まわってその差は拡大していく方向にある（図１－３－５）。こうして，外面的には所得拡大はあってもその内実は負債の増大という不安定要素の拡大を同時に進行させているという矛盾があり，経営の拡大は，他人からの借入の上にこそ成り立つことが出来るという構造となっていた。

しかし，外形的ながらも順調にすゝんだ４０年代前半であったが，４６年またもや冷害にみまわれ冷害に強い酪農の弱体さがあらわれた。この年農産物は前年比８０％減と大きな被害をうけたほか，酪農でも１０％以下の伸びとここ１０数年にない低い上昇率にとどまった。この結果いかに冷害に強いとはいっても，そこにもウィークポイントのあることをあらためて示した。それは，飼料・粗飼料の減収と品質低下という問題であった。つまり言葉を替えるならば，牧草地における地力低下の問題である。大樹における草地は，いわば豆作によって収奪しつくされた大地であった。このことはただちに牛乳生産量にはねかえり減収をもたらすだけでなく，牛体そのものの維持に支障をきたし次年度以降の再生産にも影響を与えるという深刻な問題を提起した。農協は代替飼料の確保をすすめるほか配合飼料などへの助成をおこなうなどの緊急対策をたてて急場をしのいだ。

この問題はまず飼料作物の耐冷性といえども相対的なものでしかなく，乳牛頭数増が急のあまり余裕ある粗飼料確保の構造が出来ておらず，通常年において必要とする量をようやく確保していたにすぎない，ということが明らかとなった。つまり乳牛頭数と飼料生産基盤のアンバランス，大地と産業との問題，その点の人間的自然としての大地との共棲関係があらたな生産力の発展的段階において，あらためて明らかとなったわけである。

この結果農家経済は悪化し，経営費比率は前年の６０％から７０％へと上昇し，収支はかなりの赤字となった。必然的に負債額へのはねかえりが大きくなった。そして，農家の所得額における階層差は拡大してここ2・3 年は７０万円以下の低所得層の底あげが進行していたのが一転して３０％から５０％へと逆もどりをしてしまった。一方，180 万円以上の上層は若干の増となり，上層と下層との力の差がこの冷害を通して明確となり，今回の冷害が下層や弱体経営にとってより大きな打撃となったことを示している。

さてその後は４７・４８年と若干の天候異変にあいながらも生産は順調に伸び，経営規模の拡大及び生産手段の近代化が進められていった。つまり，トラクターを主軸とする動力機械は勿論のこと，自走式ハーベスターの導入，又バーンクリーナー，パイプラインミルカー，バルククーラーなど乳牛管理の省力化，乳質改善，搾乳作業の合理化も進められた。また農協では，飼料の高度利用のためのヘイキューブ生産工場の稼動をはじめるなど酪農生産における施設，設備上の高度化がはかられ，技術体系も一段と高度化された。ここ数年間に生産力は一段と向上してきたといってもいいほどになった。言葉を替えるならば，この間，下層農は淘汰され，上農層が生きのび機械化はより一層進展し，農協を中心としての地域酪農主産地形成への志向性，個別経営への補強が一層強化された。

しかし，生産における順調さとはうらはらに農業をめぐる経済情勢は，波乱，混乱が続き「上層農」として生きのびた農家にとっては自からの経営の方向性を見定めることが一層困難になってきている。彼らには，重化学工業を中心とする高度経済成長政策の犠牲が強られた。食糧自給の不安定，農業生産基盤整備への公共投資不足，農産物価格抑制の中で，農業に対する農民の意欲減退，不安は増大せざるを得なかった。つまり，国際通貨危機に端をはっした国際経済の動向の中でゆれ動くわが国の経済情勢は打続くインフレ物価高の中で，国民生活に深刻な打撃を与えていたが，農家に対しては，

自由化の圧力の下で価格抑制をおこなう一方，物価の異常高騰は生産資材の高価格と不足をもたらした。中でも輸入依存の濃厚飼料は世界市場レベルでの不足，高騰がそのまま持込まれ，冷害に強い酪農といえどもこの二重の経済的打撃は，経営にとって危機をまねくものであった。さらに追いうちをかけるように，４７・４８年にあっては，国内の肉需要が好調で，低迷する農産物価格の中にあって唯一つ価格高騰をきたし，牛個体の販売に拍車がかけられ，搾乳牛頭数の減少と牛乳生産の頭打ち停滞を招き，酪農危機が呼ばれるようになった。

そしてこのような構造的矛盾は４９年においてもみられ，生産者要求の１㎏あたり８８円４３銭の乳価要求に対して，前年より２１円５１銭高の７０円２銭にとどまり，生産費を償うものではないとの農民の強い反発をまねいた。又４７・４８年と高騰が続いた肉値も４９年にいたって暴落低迷が続くなど厳しい事態となった。

この年，大樹は，冷湿害による農産物の減収はみたものの，搾乳量は１１.4％の増とまずまずの生産をあげた。しかし，生産資材は，需要増加もあるが価格高騰によって，当初計画の 94.7％ 増の額となり，経営費の上昇は，生産上昇を帳消しにしたばかりか，所得の減少をまねくことになった。

農家経済の状況について４７年以降の推移をみると生産額では毎年10％以上の伸びであるが，経営費では４８・４９の両年は対前年比５０％増となり，経営費率は４７年の６５％から４８年は８４％，４９年は９４％へとかけのぼっている。したがって所得額も年々減少し，家計費すらまかなえず，４９年にいたっての最終余剰は１８０万円のマイナスを示している。

このため農協自身の貸付だけでも前年比８０％の増加を示し，一戸平均 650 万円近い負債となった。これに農林漁業金融公庫からの制度資金を入れると実に 968 万円（前年比６９％増）と約1千万円の大台に近づき，当年の粗収入平均650万円の150％分にあたるという状態で，経営危機の深化がみられる。

事実農業所得額別にみた農家階層では，４６年冷害の結果と同様に一層の階層間格差を生じた。すなわち１８０万円以上階層は４８年の 30.5％より若干減の 27.5％と持ちこたえたのに対し，１８０万円～７０万円の中位層が減少する中で７０万円以下は，４８年の３２.３％から４７.８％へと急増した。これは上層がこの悪環境の中で何とか持ちこたえたのに対して，中位層がおち込むという危機の広範化を示すものであった。このような農家経済の格差の増大と全般的悪化は，あらためて今日の農業経営のもつ矛盾を示し，生産の拡大による経営安定をはかる他，「農家間格差の平準化」を農協の政策としてうち出さざるをえなくなった土壌をなしている。

こうした農業危機に対して，大樹町では従来経営の拡大と生産量の増加に力を注いできたが，この矛盾した農業環境に対する行動をもってその是正に動き出した。

「農業政策の転換を求め，農畜産物価格の大巾引上げと，生産資材の値上りを防いで，大樹町の農業を守り抜く」農業危機突破大樹町農民大会を開催したのも４９年であった。

以上みたように，３７年～４１年の大冷害をきっかけに本格的な酪農経営への転換をなしとげた大樹町では，その後，酪農専業化，大型経営の道を歩んできたが，近年になってあらたなる矛盾はあきらかに立ちあらわれている。すなわち，生産装備の大型化，生産量の増大が家族経営の極限まですすめられたとしても，農民の生産と生活の安定向上には及ばぬものであり，「ゴールなき拡大」は自らの生活の糧にならぬという実態である。そうしてそのことの中で，農協を中枢として思考せられている「地域農業システム化構想」と　かかる現実の生活実態の上に成立する農民層の「家」にもとずく家族協働・協業からすゝんで「家」の枠をこえた社会的協働・協業を展望する志向性の間には，一定の距離があ

る。それは別の言葉で言うならば，上からの地域農業主産地形成と下からの地域農業主産地形成とその道すじの相違ということもできようが，いずれにしてもその間に，地域営農・生活諸機関の民主化の問題，そのプロセスの問題が介在していることはいうまでもない。

かような諸点に関しての分析が以下本稿の主題となる。

第4節　農村社会の再編にかかわる諸問題

次に問題としなくてはならないのは，こうした農民層の階級・階層分解の中で，農村地域社会の再編が鋭く進行しているという点である。表1－4－1は，大樹町における行政区割毎の35年から50年にかけての人口変動をみたものであるが，農業地区では人口が半減し，とりわけ，調査対象部落のある尾田地区では，50年は36％と1/3の割合にまでおち込んでいるのに対して，市街地地区では逆に3割増になっていることが目立っている。さらにこうした行政区も調査対象のT部落の如く近年再編成されて統合されたものもあって部落社会それ自体の消滅の過程の結果をも含み込んでいることは特に指摘されねばならない。45年から50年に至る間をみても，農村部では11の部落が消滅あるいは戸数減のために統合されている。そしてそれは戦後の緊急開拓による部落において顕著であり，例えば，尾田地区の光地園部落は，入植時の43戸が現在1戸を残すのみという有様が象徴的である。その他，同地区の現在住吉部落となった旧昭徳部落は，35年に10戸あったのが10年後には3戸に，また本事例部落であるT部落に合併された旧P部落は14戸から7戸に，また石坂地区の開進部落に含まれる旧舘山部落では14戸から5戸へというように激しい農家減少がみられる。

表1－4－1　行政地区別人口の年次別変化

		35年	40	45	50	50/35
石坂地区	暁	136	132	65	52	38.24
	日方	111	99	76	76	68.47
	開進	321	279	166	140	43.61
	石坂	453	425	315	274	60.49
	上中島	195	170	143	136	69.74
	中島	144	126	107	87	60.42
	瑞穂	74	73	63	60	81.08
	旭	216	192	173	189	87.50
	計	1,650	1,496	1,108	1,014	61.45

		35年	40	45	50	50/35
尾田地区	拓進	356	266	189	114	32.02
	相川	250	228	144	98	39.20
	住吉	132	101	48	34	25.76
	尾田	547	402	385	315	57.59
	拓北	426	177	143	112	45.53
	豊里	187	167	111	80	45.99
	大光	457	308	103	83	18.16
	計	2,355	1,649	1,123	841	35.71
東部地区	生花	625	514	429	296	47.36
	晩成	372	293	172	137	36.83
	計	997	807	601	433	43.43

		35年	40	45	50	50/35
舟地区	美成	237	192	111	100	42.19
	浜大樹	164	192	166	135	82.32
	更生	125	96	77	66	52.80
	下芽武	217	172	133	132	60.83
	芽武	187	151	118	108	57.75
	松山	104	74	51	42	40.38
	計	1,034	877	656	583	56.38
大樹地区	上萌和	159	120	78	52	32.70
	萌和	230	185	104	85	36.96
	下大樹	64	114	60	65	101.56
	東和	177	156	121	101	57.06
	大和	169	128	87	66	39.05
	上大樹	117	97	62	60	51.28
	中大樹	163	89	54	71	43.56
	振別	199	210	146	143	71.86
	計	1,119	1,069	712	643	57.46

		35年	40	45	50	50/35
農村地区計		7,134	5,928	4,200	3,515	49.27
市街地	東本通	386	392	434	432	111.92
	新通	605	589	576	570	94.21
	柏木町	102	121	197	418	409.80
	双葉町	223	238	251	279	125.11
	西本通	730	644	650	615	84.25
	寿町	769	670	757	676	87.91
	新大樹	606	689	511	409	67.49
	松並町	377	866	1,238	370	
	緑町	—	—	—	341	267.37
	鏡町	—	—	—	297	
	麻友	—	—	—	328	—
	南町	—	—	—	334	—
	計	3,798	4,209	4,614	5,069	133.46
	総計	10,932	10,137	8,814	8,584	78.52

もちろん合併・統合がないまでも旧来の農家数や人口を大巾に減らして部落社会のあり方を根本から変えざるをえない部落が多数形成されていることは指摘するまでもない。その一方では市街地にあって旧来の市街地においては農村部ほどではないにせよ一定の人口減少がみられるものの，周辺に形成された新市街地の人口増がみられ，まさに都市周辺部の新興地の如く，新住宅街ができつゝある。このように，農村部では人口の減少・部落の再編による社会変動がみられる一方で旧市街地の人口減と新市街地の形成による変化というように，大樹町全体が再編成されつゝあるということができる。

さてこの市街地への人口集中が35年段階では35%であったものが50年では60%もの集積をみせているが，この事情を国勢調査からみたのが表1－4－2である。50年現在就業者総数4,234名中，第一次産業就業者41.9%，第二次産業就業者19.2%，第三次産業就業者38.9%である。年次別にみると，第一次産業従事者の大巾減と第三次産業就業者，とりわけ，サービス業就業者の増が顕著である。また産業別生産額では48年現在，農業が全体の¼で第一次産業全体では45.2%である。総生産額の伸びでは実数で35年に比しては45年は約4倍，48年は5倍に増加している。第一次産業は一時的に停滞を示していたのに対して48年段階でふたたび伸びてきたが，今まで，微増を示していた製造業はその構成比をおち込ませている（表1－4－3）。このように市街地における人口増加，集中は，町全体の生産の伸長を背景とするものであるが，それが製造業を中心とする第二次産業によるよりは，卸・小売業やサービス業を中心とする第三次産業によるものであった。第三次産業部門に属する都市的サービス機能の増大は，農村部における生産と生活への商品経済の浸透にともなって増大する部分である。

図１－４－１　大樹町地域区分図

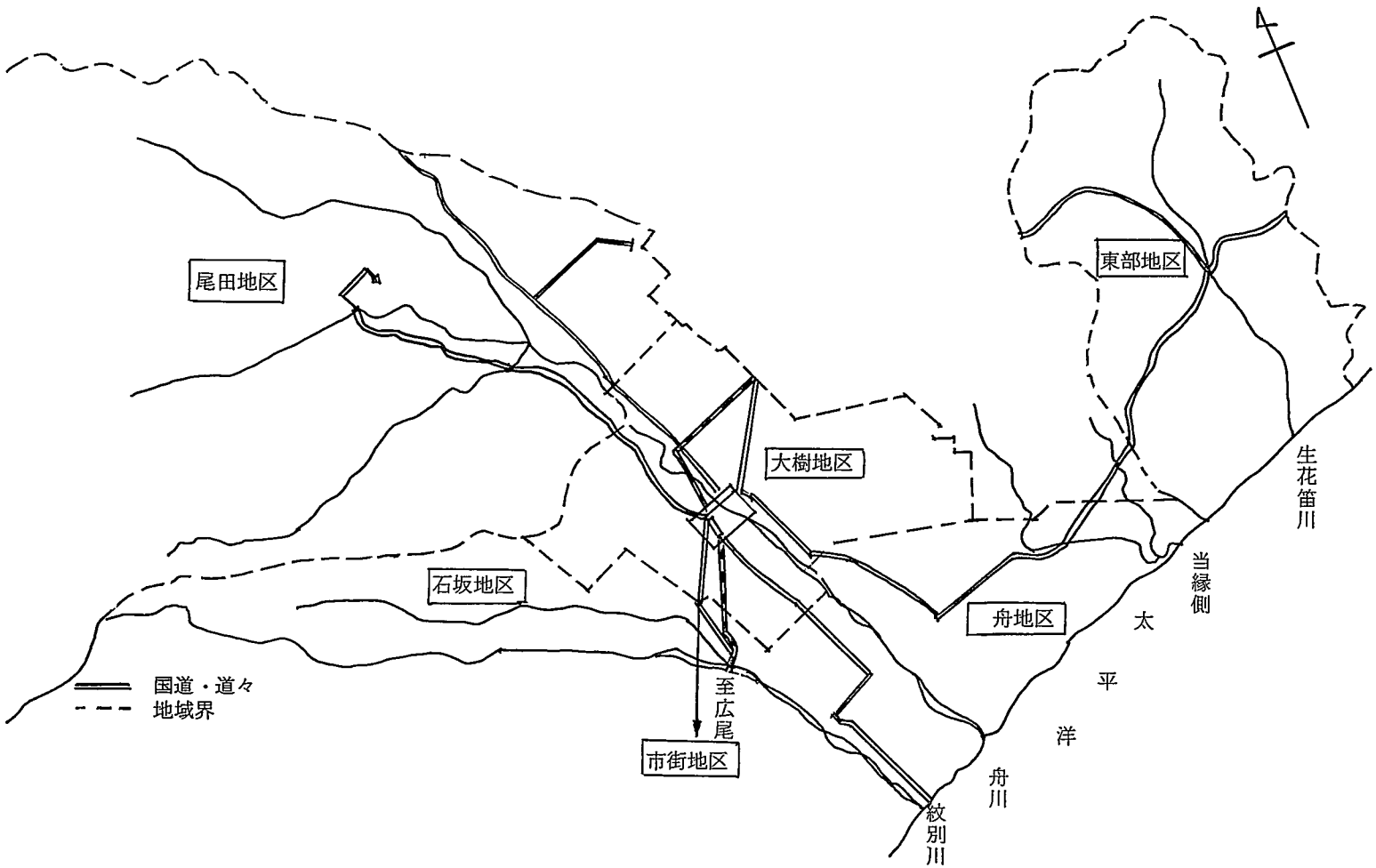


表１－４－２　大樹町における就業人口の推移

産業別＼年次		昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
		就業者	構成比	就業者	構成比	就業者	構成比	就業者	構成比
総数		人 5, 257	% 100	人 4, 926	% 100	人 4, 557	% 100	人 4, 234	% 100
第一次産業	農業	3, 056	58. 1	2, 322	47. 2	1, 890	41. 5	1, 398	33. 0
	林業	276	5. 3	259	5. 3	271	5. 9	257	6. 1
	水産業	139	2. 6	162	3. 3	122	2. 7	117	2. 8
	小計	3, 471	66. 0	2, 743	55. 8	2, 283	50. 1	1, 772	41. 9
第二次産業	鉱業	5	0. 1	—	—	13	0. 3	8	0. 2
	建設業	201	3. 8	412	8. 4	275	6. 0	314	7. 4
	製造業	373	7. 1	391	7. 9	422	9. 3	493	11. 6
	小計	579	11. 0	803	16. 3	710	15. 6	815	19. 2
第三次産業	卸・小売業	394	7. 5	492	10. 0	499	10. 9	523	12. 4
	金融・保険業	20	0. 4	30	0. 6	26	0. 6	32	0. 7
	運輸・通信業	190	3. 6	163	3. 3	200	4. 4	214	5. 1
	電気・ガス・水道業	14	0. 3	12	0. 2	9	0. 2	9	0. 2
	サービス業	508	9. 7	563	11. 4	684	15. 0	699	16. 5
	公務	80	1. 5	120	2. 4	144	3. 2	164	3. 9
	分類不能の産業	1				2		6	0. 1
	小計	1. 207	23. 0	1. 380	27. 9	1 564	34. 3	1. 647	38. 9

（注）　国勢調査による

表１－４－３　産業別総生産額の推移　＜千円＞

	農業	林業	漁業	製造業	その他	計
S 30	397, 460	150, 264	32, 303	95, 493	58, 929	734, 449
35	614, 704	294, 963	56, 710	753, 850	101, 499	1, 821, 726
40	957, 671	434, 096	147, 365	1, 609, 760	439, 180	3, 588, 072
41	815, 461	556, 534	166, 610	1, 276, 780	552, 000	3, 367, 385
42	1, 256, 628	763, 556	162, 339	1, 503, 810	667, 000	4, 353, 333
43	1, 453, 500	785, 308	174, 379	2, 749, 730	790, 000	5, 952, 917
44	1, 607. 000	725, 948	366, 475	2, 999, 950	1, 102, 000	6, 801, 374
45	1, 876, 557	754, 365	330, 704	3, 324, 730	1, 222, 689	7. 509, 045
46	1, 749, 000	845, 000	458, 816	3, 894, 600	1, 041, 256	7, 988, 672
47	2, 136, 000	953, 000	401, 000	3, 493, 910	1, 442, 290	8, 426, 000
48	2, 200, 000	1.193· 264	610, 000	3, 250. 110	1, 600, 000	8, 853, 374

資料出所：「大樹町過疎地域振興計画」より

この意味において，都市的諸機関の集積の場が市街地である。大樹町の場合，都市的事業所及び従業者の年次別変化をおうと（表１－４－４）あきらかに増加の方向にあるが，４７年から５０年にかけては従業者数は若干増ながら事業所減を示している。そしてこれらの増加の主軸は第三次産業にあった。

表１－４－４　大樹町における事業所ならびに従業者の推移　（非農林水産）（３８年＝１００）

	事業所数					従業者数				
	昭38年	昭41年	昭44年	昭47年	昭50年	昭38年	昭41年	昭44年	昭47年	昭50年
建設業	100.0 (16)	150.0	93.8	106.3	100	100.0 (89)	222.5	188.8	194.4	176.4
製造業	100.0 (24)	95.8	66.7	66.7	83.3	100.0 (428)	72.2	75.2	93.5	108.0
卸・小売業	100.0 (138)	102.9	111.6	113.8	119.6	100.0 (463)	107.8	114.7	133.5	131.1
金融・保険業	100.0 (4)	75.0	75.0	50.0	50.0	100.0 (31)	80.6	93.5	90.3	90.3
不動産業	100.0 (6)	166.7	183.3	16.7	16.7	100.0 (10)	120.0	110.0	10.0	10.0
運輸・通信業	100.0 (11)	136.4	109.1	90.9	90.9	100.0 (155)	80.0	107.1	116.8	84.5
電気・ガス・水道	100.0 (5)	80.0	80.0	80.0	80.0	100.0 (31)	35.5	25.8	38.7	32.3
サービス業	100.0 (119)	100.0	102.5	88.2	81.5	100.0 (510)	102.9	120.2	118.2	123.1
総数	100.0 (32.3)	105.3	104.3	99.1	106.2	100.0 (1717)	99.2	107.6	124.9	142.2

資料：事業所統計調査

表１－４－５　産業大分類別事業所数・従業者数及従業者規模別事業所数（昭和５０年）
（民　　営）

大分類	事業所数	従業者数	従業員規模				
			1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30人以上
農林水産業	18	294	3	3	2	1	1
鉱業	1	7	0	1	0	0	0
建設業	16	157	6	2	7	0	1
製造業	20	441	5	9	1	1	4
卸・小売業	165	607	125	31	7	0	1
金融・保険業	2	28	0	0	2	0	0
不動産業	1	1	1	0	0	0	0
運輸・通信業	10	131	1	1	2	1	0
電気・ガス水道業	4	10	3	0	0	0	0
サービス業	97	628	63	4	5	0	1
公務	9	137	—	—	—	—	—
計	343	2,441	207	51	26	3	8

事業所統計調査報告　昭和５０年より

しかし，これら都市的諸サービス機能を持つ機関も，その大部分は，小零細な規模のもので，全事業所の７５％は従業員規模9人以下である。とりわけ，三次産業はこの町の全事業所の８４％を占めるが，そのうち８０％以上が９人以下層である。又，卸・小売業とサービス業の二つで７６％を占めるが，その９４％は９人以下の規模である。市街地の人口増，集中はこのような零細な卸・小売業，サービス業を中心としておこなわれている。（表１－４－５）

一方製造業にあっては，大樹農業と密接な「雪印大樹工場」が最大規模を誇っているが原料立地をなすこの工場も，労働市場の観点からは，従業者の出身構成からみて大樹町とのかかわりは少なく一種の「租界地」を形成しているにすぎない。また９人以下層という，製菓や，豆腐製造などごく限られた製品市場に依拠した製造業にあっては，その後もあまり伸びがみられない。

さて，最後にふれておかなくてはならぬことは，市街地へ集積しつゝある層についてであるが，その多くは，農村部において，階級分解をとげた農民層，しかも若年層が都市へ転出したあと，とり残された老人層である。彼らの多くは，市街地において，所謂雑業層を形成している。[1)]

＜注＞ １）かゝる点の詳細については，布施鉄治ほか『農村社会における「家」の解体と老人生活 ── 北海道・新酪農地帯。大樹町における家族と老人生活に関する地域研究 ──』（北海道大学教育学部，産業教育計画研究施設，研究報告書第１６号，１９７８，８，刊行予定）を参照のこと。

第２章　酪農民の階級・階層区分と生産・生活組織体としての「家」の構造

ここでは，現段階（昭和５０年調査時点）における大樹町Ｔ部落農家の各階層毎の経済的，経営的諸特徴を明らかにし，農業生産諸条件とその経営収支についての検討をまずおこなう。次いで，それらの生産を現実的に，農業生産組織体として，また農民生活組織体として支える「家」の構造分析を行なう。わが国の農業生産は，いわゆる家族協業のもとでおこなわれているが，私たちは，その家族協業を支える個々の農民の生産労働一生活過程のレベルにまで立入って検討を加え；今日の「大型機械化」酪農を支える農民層にとっての諸問題をあきらかにする。

第１節　生産・経営における農家諸階層の諸特徴

第１項　販売収入別階層区分

農家諸階層の区分指標は，通常土地所有の広狭をもって行なわれるが，酪農経営にあっては土地は直接的に生産物を生み出すものではなく，家畜一乳牛を媒介とする生産であり，その点で土地の広狭を第一義的指標とすることはできない。

次に乳牛頭数による区分は調査対象が全部酪農経営である場合はかなり有効であるが，のちにみるように，今回の調査対象には畑作経営も含んでおり指標としての統一性に欠ける。その点で，あらゆる農業生産活動の規模を経営序列または階層差として比較しうる指標としては，生産物の販売額によるのがより有効である。勿論，それのみで唯一の有効適切な指標といえず，その他の生産諸条件との関連でこそより妥当な基準となりうる。

ここではとりあえず，販売収入金額の差異による区分を明かにし，次いで，それをもたらした生産諸条件を複合させて，階層としての特質を明らかにし，その構造の分析をおこなう。

表２－１－１は，調査時点で在村しているＴ部落２３戸を昭和４９年実績農産物販売収入高によって区分したものである。（昭和４９年組合員勘定取引実績，以下が「組勘」による）。

これによると，販売収入および総収入の金額では，ほぼ四つの農家群に区分することができる。すなわち，上位層は，販売収入および総収入ともに，１,０００万円台を越え，中位層は１,０００万円以下５００万円以上であり，さらに下位層は５００万円以下となっている。しかしさらに下位層では，１００万円以下のものがあり２００万円以上５００万円以下のものとは目立って低く別の層として区分できる。

しかし，この２３戸は同一の営農形態をとっておらず，上位層の８戸はすべて酪農専業であるのに対して，中位層，下位層では酪農専業，畑作専業，および酪・畑または畑・酪といわれる混同形態をとるなど分化がみられる。そして畑作の中には一部肉牛の導入もみられる。また，下位層の中でも販売収入１００万円以下の層は，実質的な商品生産を営む農業経営といえず農村滞留的階層として，他の下位層と区分されねばならぬものである。（詳しくは後述）

以上の如く，販売収入の金額によってほぼ四つの階層区分が可能であるが，それらをとりあえず，上層，中層，下層(Ⅰ)，下層(Ⅱ)，としておく。しかし，営農形態の差異は，収入構成および支出構成の差異また生産諸条件の差異をも示しており，販売収入の高・低といってもそれはただちに経営内容一所得の大・小を示すものではなく，相対的な経営規模の大きさを示したにすぎない。

表２－１－１　農家階層別収入構成

昭和４９年度（１月～１２月）組合員勘定取引実績より

（大樹町Ｔ部落）　（単位　千円）

		販売収入(C)									計	農外収入 ※1	資金借入	資金受	その他収入 ※2	収入合計(D) ( )内は資金借入分を含む	販売収入割合 C/D	畜産収入割合 B/C	経営形態 ※3	専兼別	他就業（30日以上）
		農産収入(A)					畜産収入(B)														
		豆類	馬鈴薯	甜菜	その他農産	小計	内	生乳	その他畜産	小計											
上層	④			460	522	982	470	12,050	18	12,538	13,520	1,990		144		15,656	86.4%	92.7%	○	専業	
	⑤			823	163	986	101	9,440	2,919	12,460	13,446	377		122	411	14,355	93.7	92.7	○	専業	
	⑥				145	145	1,752	11,122	233	13,107	13,252	637		660	22	14,571	90.9	98.9	○	専業	町会議員(父)
	⑧			1,281	326	1,607	368	9,163		9,531	11,138	373		123	249	11,920	93.4	85.6	○	専業	
	⑨			671	190	861	1,712	8,783	148	10,643	11,504	510	1,040	126		12,140 (13,180)	94.8 (87.3)	92.5	○	専業	
	⑪			1,370	97	1,467	2,724	8,986	245	11,955	13,422	557	3,130	259		14,239 (17,369)	94.3 (77.3)	89.1	○	専業	
	⑭		781	1,426	162	2,369	909	7,516	119	8,544	10,913	321		71	256	11,562	94.4	78.3	○	専業	
	⑰			936	142	1,078	1,839	9,732	656	12,227	13,305	342		131	196	13,974	95.2	91.9	○	専業	
中層	②			1,246	177	1,423	101	3,142	787	4,030	5,453	132		30	362	5,977	91.2	73.9	○	専業	
	③				181	181	73	6,325	113	6,511	6,692	244	2,781	91	4	7,032 (9,813)	95.2 (66.4)	97.3	○	専業	
	⑫			1,536	277	1,813	414	6,449	26	6,889	8,702	430		51	1	9,184	94.8	79.2	○	専業	
	⑯	862	1,053	1,364	283	3,562	110	4,599	6	4,715	8,277	637		92	337	9,344	88.6	57.0	◎	専業	
	⑱	1,341	1,670	1,797	738	5,546	833		94	927	6,473	346		12	570	7,405	87.4	14.3	□	専業	
	⑲		1,486	1,474	117	3,077	224	3,908	77	4,209	7,286	472		33	346	8,139	89.5	57.8	◎	専業	
	△1	920		2,140	1,163	4,223	1,063		184	1,247	5,470	695		11	852	6,176 (7,028)	886 (77.8)	22.8	□	一兼	日雇（あとつぎ）
	△2	2,629	2	2,252	309	5,192	1,210		7	1,217	6,409	648		13	305	7,378	86.9	19.0	□	一兼	日雇（三男）
下層(I)	⑬	548	56	1,510	35	2,149	61	2,079	85	2,225	4,374	121		24	57	4,576	95.6	50.9	◎	専業	
	⑮	419				419	4	1,851	2	1,857	2,276	564	400	18	3	2,863 (3,263)	79.5 (69.8)	81.6	○	専業	
	△3	1,345		1,476	158	2,979	1,335			1,335	4,314	302		10		4,628	93.2	30.9	□	専業	
下層(II)	①					—				—		253		4		257	0	—		専業	
	⑦					—		360	100	460	460	281		15	24	780	59.0	1000		専業	
	⑩	77				77	650			650	722	698		9	168	1,601	45.4	90.0		専業	
	△4	180			158	338			74	74	412	168		4		585	70.4	180		二兼	日雇（経営主）

(注)　(◯旧Ｔ部落，□旧Ｐ部落，△旧Ｈ部落)

※1 農外収入［いわゆる兼業による収入ではなく，トラクターの賃貸し，労働力交換賃金，小作料などを含んでいる。下層(II)においては，そのほとんどが小作料によるものと思われる。］

※2 その他収入［前年度繰越金や土地・農機具などの売買残金など］

※3 ◯ 酪農　◎ 混同　□ 畑作（一部肉牛含む）

ところで，これらの収入の構成上の差異について若干補足しておく必要がある。

まず，全収入に対する農畜産物販売収入の割合をみると，下層(Ⅱ)を除く各階層とも８５～９５％となっているのに対して，下層(Ⅱ)はそれが７０％以下，とりわけ①と⑩の二ケースは５０％以下となっている。これらは農畜産物の販売以外の収入が若干ながらあることを示しているが，下層(Ⅱ)を除く各層では，農協「組勘」における前年繰越金，資金導入，賃貸料，共同作業労賃などによる収入であるのに対して，下層(Ⅱ)はやや内容を異にしている。この層は経営主がいずれも６０才を越えていながら様々な理由から後継者がなく，かって保有していた土地の大部分の耕作・利用を放棄し，手離すか，小作に出し事実上農業生産は行なわれていない。それ故「組勘」にあらわれた収入の大部分は「その他の収入」となっており，その内容は，預金利子や地代が主である。しかし⑳のケースを除いては実際上，生計を維持できず，他出した子供らからの支送り，各種年金，預金利子等に依存している。その意味では商品生産をおこなう農業経営者というよりは，「農村滞留」層としての性格が強いといえる。

なおこれに関連して，大多数の農家は専業であるが，下層(Ⅱ)の⑳，中層の㉑㉒の旧Ｈ部落の三戸は冬場の土木工事などへの出稼ぎをする兼業農家である（⑥の父は町議で兼業収入があることになるが事例としては特別であり兼業とはしなかった）。

次に経営形態の差異と収入構成のちがいについてみてみよう。

販売収入に含める収入の種類と割合によって，営農形態の差異も明らかになるがここでは次のような形態が考えられる。すなわち，酪農収入が８０％以上の酪農専業経営，８０％以下５０％までの酪・畑経営，５０％以下２０％までの畑・酪経営，そして２０％以下，つまり畑作収入が８０％以上の畑作専業，そして，畜肉収入が８０％以下までの肉・畑経営，の５つの形態である。ここでの酪農収入または畜産収入の大部分は生乳代金である。

このような収入構成を階層別にみると，上層では大部分が畜産収入が９０％以上を示し，全戸が酪農専業を形成しているがビートを中心とする畑作収入も１０％程度みられる。これに対して，中層は，ほぼ酪専段階にある３戸と，６０％程度の３戸，そして，２０％以下しかない３戸と三つに分化し酪専，酪・畑，畑専の三つの形態がみられる。（但し畜産収入２０％以下の３戸の場合は乳牛によるものではなく肉牛によるものである。）このような分化は，下層(Ⅰ)でも同様である。畑作の中心作目は個々に差異はあるが，大部分はビートと豆または，馬鈴薯を組合せたものである。

営農形態と階層差をみてきたが，実はこれは，現Ｔ部落に統合される以前の旧部落毎の営農形態の差異を示すものである。つまり，下層(Ⅱ)を除いて，旧Ｔ部落はその全戸が酪農専業となり，９戸中６戸が上層を占め，残りは中層にある。これに対して，旧Ｐ部落は，酪農専業が３戸でうち２戸は上層に，酪・畑が３戸，畑作専業が１戸，それぞれ中，下層にある。そして，旧Ｈ部落の４戸はすべて畑作（肉・畑も含めて）で中，下層に位置している。

これらの差異は，各部落の形成・展開の歴史的経緯の差からくるものであり，それによってもたらされた現段階での生産形態と生産力水準の差異である。このことは，この三部落は48年に行政統合されたとはいえ，生産上における差異は依然として残っており，生産における同質化は進んでいないことを示している。

第２項　農家諸階層にみる生産構造

前項でみた差異は，実は生産諸手段の構成上のちがいを背景として形成されたもので，生産諸条件を階層毎に対比すると，販売収入による階層区分にほぼ一致した差異がみられる。（表2—1—2）

表２－１－２　農家階層別生産力構造〔４９.２道農業基本調査及５０.８実態調査〕

農家番号		労働力 (50.8) 経営主年令	農業従事者	労働力指数	後継者	労働力 (49.2) 雇用者	手間替	土地 (49.2) 総土地面積	耕地面積	耕地化率	乳牛頭数 (49.2) 総頭数(成牛+育成)	乳牛頭数 (50.8) 総頭数(成牛+育成)	産乳量 (49.1～12)
上層	④	34(才)	4(人)	3.10	二世代	15(日)	13(日)	54.6 ha	45.9 ha	84.0%	58頭(46+12)	75頭(48+27)	177.3(t)
	⑤	38	5	3.90	〃	5	10	46.6	34.3	73.6	52 (30+22)	61 (34+27)	137.2
	⑥	37	4	2.95	〃	60	15	35.4	32.5	91.8	54 (38+16)	59 (33+26)	160.6
	⑧	40	4	3.10	〃	45	15	45.7	32.6	71.3	43 (26+17)	52 (31+21)	136.4
	⑨	40	4	2.95	〃	20	15	37.1	32.0	86.5	47 (31+16)	60 (40+20)	129.4
	⑪	39	4	3.10	〃	90	15	42.8	39.9	93.2	43 (25+18)	53 (31+22)	132.6
	14	48	3	2.80	後継者未婚	30	10	34.7	30.0	86.4	40 (25+15)	43 (25+18)	107.6
	17	24	4	3.25	二世代	10	15	39.5	32.5	82.3	50 (30+20)	60 (35+25)	137.1
中層	②	36	4	3.10	二世代	100		50.8	32.0	63.0	22 (14+8)	23 (16+7)	45.3
	③	38	4	3.10	〃		15	37.6	25.1	66.8	34 (22+12)	37 (25+12)	91.5
	⑫	60	2	1.45	後継者なし		15	33.2	28.0	84.3	33 (21+12)	離農	91.1
	16	48	3	2.60	後継者未婚	10	25	23.1	20.3	87.9	20 (13+7)	30 (20+10)	66.6
	18	52	3	2.15	後継者なし	30	10	28.4	23.4	82.4	—	—	—
	19	40	2	1.80	〃	40	30	20.0	16.3	81.5	17 (10+7)	25 (16+9)	54.7
	㉑	56	4	3.05	後継者未婚		20	28.9	23.6	81.7	肉牛 14	肉牛 27	—
	㉒	59	4	3.25	二世代	30	20	44.5	30.1	67.6	肉牛 16	肉牛 32	—
下層(I)	13	41	2	1.80	後継者未定		15	19.9	13.2	66.3	10 (7+3)	14 (11+3)	28.9
	15	57	2	1.45	後継者なし	10		17.5	13.8	78.9	10 (6+4)	?	26.9
	㉓	44	2	1.80	後継者未定		20	18.0	15.7	87.2	肉牛 16	肉牛 ?	—
下層(II)	①	66	2	1.25	後継者なし			14.5	10.0 (ウチ3.6貸地)	69.0	—	—	—
	⑦	67	2	1.30	〃			17.5	14.5 (ウチ4.9貸地)	82.9	12 (7+5)	酪農をやめる	—
	⑩	67	2	1.15	〃		23	9.9	7.7 (ウチ2.3貸地)	77.8	2 (2+0)	〃	—
	㉔	62	2	1.45	〃			24.7	16.4 (ウチ8.1貸地)	66.4	—	—	—

（注）※1　50年8月の聞取では貸地はそれぞれ以下の如くであるという。①は5 ha⑦が15 ha⑩が2.5 ha

まず土地所有面積をみるならば，経営面積では，上層は，ほぼ４０町以上，耕地面積で３０町を越え，耕地化率は８０％以上に達している。中層は 経営面積が２０～５０町までとバラツキがみられるが，耕地面積では２０～３０町までの間に大部分が該当して，上層よりは若干少い。耕地化率では，上層と同様の率を示すものがみられる反面，三戸が６０％台に下るなどそろっていない。また下層(I)は，経営面積で２０町弱，耕地面積１５町以下と急に落込み，上層と比べて半分程度である。下層(II)は(I)と同じ内容であるが，耕地の３～５割を小作に出して残りを耕作するというように差異がある。

次に飼養乳牛頭数をみると，昭和４９年２月段階では上層では総頭数で４０頭以上，成牛で２５頭以上の規模となり，中層ではそれぞれ，３０～２０頭，２０～１０頭となっている。また下層では総頭数１０頭，成牛６～７頭という水準で上，中層とは大きな開きがある。ところで，昭和５０年８月の調査時点では各階層とも頭数をさらにふやし，上層で総数５０頭以上，成牛で３０頭以上，中層でも総数３５～２５頭，成牛で２５～１５頭と増加させている。

このうち，⑫のケースは５０年１月をもって営農をやめ５０年度中に離農，離村が決まっており調査時点では在村しているものの乳牛飼養はおこなっていない。

乳牛飼養に関する農家相互の階層差は明らかで，上層の優越は決定的である。

これら主要な二つの生産手段の差異は直接生産目的たる生乳の生産量にも反映されている。４９年度（１月～１２月）の実績では上層が１００ｔ以上の生産量に対して中層は１００ｔ以下５０t以上，下層では３０ｔ以下である。

一方これら生産諸手段を対象に生産をおこなう生産主体の面についてみてみよう。つまり家族協業としての経営体においていかなる労働力の構成をなしているかが確められねばならない。

まず上層は，全戸が二世代家族の形態（直系家族形態）をとり，労働力構成はこの二世代夫婦の４人であり，指数で３以上が確保されている。しかし現実には基幹的労働力たりうるのは若夫婦に限られている。次節でもみる如く，老人夫婦は生産面では仔畜の世話や搾乳時の手伝いなど畜舎作業の一部を担当するほか，農作物の除草や牧草収穫時の補助労働となる程度に後退している。とりわけ女性の場合は生産的側面には恒常的役割を持たずむしろ嫁の生産活動への参加を側面から援助するために，孫らの世話や家事労働を主担するという役割を担っている。このような家族労働力配分の特徴は中層においても大体変りないが，４９年まで息子２人とともに４人で営農していた⑫は５０年に離農したほか，18 19 の二戸には後継者がいないこと，また 16 △21 のように後継者はいるがその配偶者はまだ得られていないというように労働力構成の内容からみると上層とはまた異っている。しかし，後継者のいない二ケースを除いていずれも指数で３以上を確保しており，実質的な労働力の面では上層と大きな差があるとはいえない。これに対して下層(I)はいずれも戦後入植組であるがその内実は中層より劣る。つまり 13 15 の場合では，二世代夫婦の家族ながら老夫婦は高令で労働力として機能せず，一方経営主は４０代になっているが後継者が就学中か未定で結局労働力は中年の夫婦二人に限られているという状態である。さらに下層(II)は全戸に後継者はなく６０才を越える経営主夫婦のみの老人世帯で実質的に営農を維持しうる労働力を保持してはいない。

以上の如く，生産手段における差異もさることながら生産主体の面においても階層的差異は明らかであり，後継者問題を中心とする家族労働力の構成内容が階層性に強く影響していることがわかる。さらに，不足する家族労働力を補充するものとしての雇用労働力は今日では常雇を成立させる条件はないといってよく，この場合は一事例も存在しない。しかし農繁期における短期的雇用は存在する。

階層的には上層では5～90人工という巾があるものの全戸が雇入れをしているのに対して，中層は8戸中5戸が30～40人工の程度の雇入れをしている。しかし下層(1)では1戸しか入れていない。個個の農家による受入れの差もあるが上層が相対的に導入が多く，潜在的需要の存在がうかがわれる。これら雇入れの大部分は夏季の学生実習生で，乾草，サイレージ作業，搾乳などの補助的役割を担っている程度で基幹的労働力の代替をしうるほどの熟練をもつものではない。さらに労働力の面での農家相互の互助関係では，サイレージ作業における大型牧草収穫機械（自走式ハーベスタ）の共同利用を媒介としておこなわれ，10～30人工の労働力交換が各戸ともみられる（下層では相対的に少い)。

以上の如く各階層における労働力構成上の特質をみてきたが，今日のような大規模経営を維持する上で現在は最大で4人の労働力の確保がなされているとはいってもその内容をみる限り充分であるとはいえず，労働生産性のさらなる向上がのぞまれている。そのためには40年代から進めてきた機械化の一層の進展がのぞまれているが，現段階の状態を理解する上でもその内容についてもふれておかなくてはならない。

機械化の進展過程については第3章第2節に述べるのでここでは50年時点での機械利用の状態についてふれる。

T部落における機械化水準を示したのが，表2－1－3である。酪農生産における機械化は，圃

表 2－1－3　生産手段の機械化水準

機械化段階＼階層	上層	中層	下層 (I)	下層 (II)
A トラクター＋パイプラインミルカー＋バーンクリーナー	④ ⑤ ⑨ ⑧			
B トラクター＋パイプラインミルカー，バーンクリーナーの両方は所有しない	⑥ ⑪ 14 17			
C トラクター（共同・個人）＋ミルカー		③ ② (18) 19 12 16 (22) (21)	13 (23)	
D トラクター（共同・賃耕）				① ⑦ ⑩ (20)

（注）（　）は非酪農家，15不明。

場用と畜舎用の二つに大別されるが，その組合せによってA～Dまでに区分される。階層的には，上層はトラクターの個別所有と畜舎におけるパイプラインミルカー及びバンクリーナーの設置されているA段階とパイプラインまたはバンクリーナーのいずれかが未設置のB段階にわかれる。トラクターを中心とする圃場用機械の面ではのちにみるようにほぼ個別化されたトラクター所有を中心として数戸による附属機の共同所有との組合せがなされるほか，またサイレージ作業などの共同作業（旧T部落）にみられるように，かなり平準化されている。しかし畜舎内作業は完全に個別化されていることから畜舎内の機械化は，保有労働力や役割分担などの家族協働のあり方に大きな影響を与えるものである。畜舎内機械施設に若干の差はあるものの上層における機械導入状況はかなり進み，中，下層に比べて圧倒的に有利になっているということはいえる。しかし現実には酪農専業で占められてい

る上層であるが,そのことが全体的な労働時間の短縮や軽減になっているかどうかは疑問である。一方上層とは異り畑作も含む中層は全体としてトラクターの共同または個人所有する一方,畜舎内においてはバケット式のミルカーを入れているというC段階になっており，下層(I)も同様である。それは実質的に農業生産をしていない下層(II)とは異り，現実に農業生産または酪農をしていく上での下限の条件を示している。つまり最低トラクターの共同または個人所有による利用が可能なことと,ミルカーの導入は必須条件であるということである。

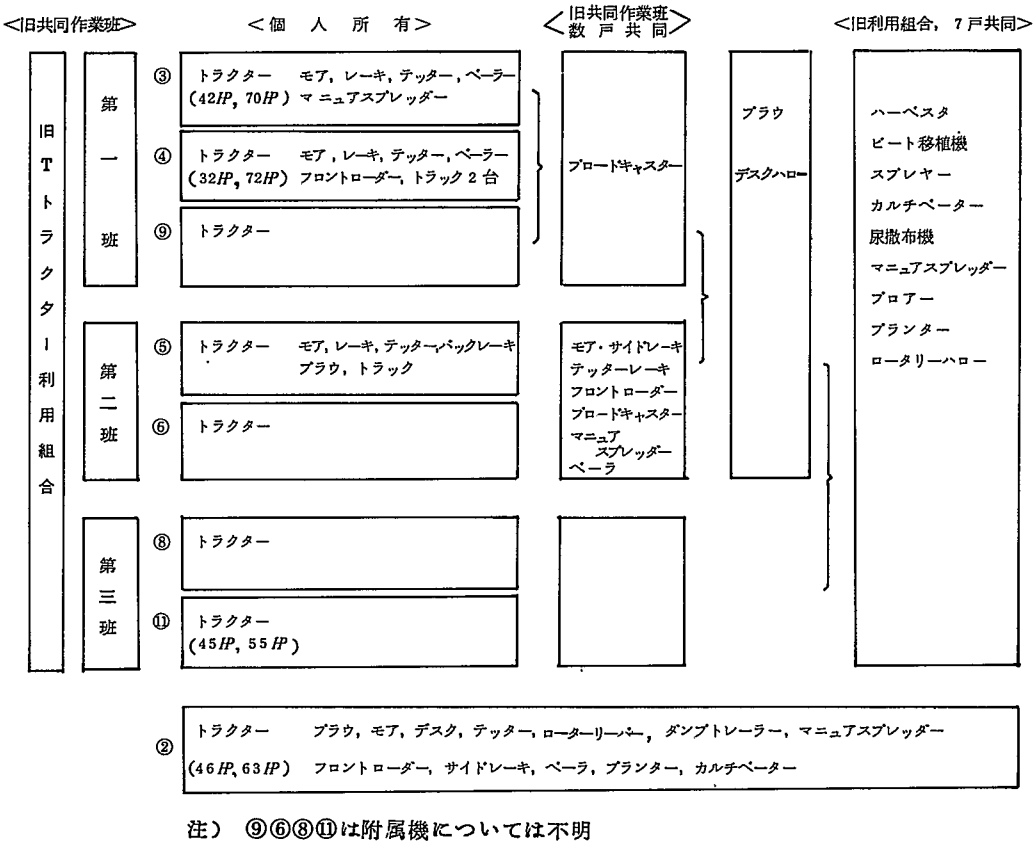
表2－1－3にみた機械化水準についてまとめるならば，まず，トラクターに関しては，経営体個々に所有されるか共同であるかの差はあるにせよ，その利用は全戸が可能であり，T部落の場合は，第3章2節でみる如く，旧三部落毎に若干の差はあるものの一戸1台の割合を確保する水準となっている。その意味で現時での機械化の問題はトラクターを入れるか否かの水準というよりはトラクターの性能と附属機の導入利用の仕方がどのようなものかという一歩進んだ機械化水準が問題となってきているということがいえよう。次に畜舎内機械化の問題では搾乳作業に関するものとしてパイプラインミルカーが上層に大部分入って一般化しており，バルククーラーとともに生乳の鮮度確保が一層促進されるのみならず，バケット型ミルカーの時とちがって，搾乳場所から冷却場所までの舎内移動作業が削減されている。バンクリーナーも徐々に導入されているがパイプラインよりは遅れている。このように搾乳や舎内清掃にかかわる機械化は上層ではほとんど導入される段階にいたっているが，もう一つの日常的作業である飼料給与の機械化は進んでいない。次の機械化合理化の対象として考えられてはいるが現状では手作業の段階である(例えばトッパンローダー導入を④は考えている)。畜舎内機械化は先に述べたようにトラクターの場合とはちがい畜舎を異にしている以上他の農家との共同利用はありえず個別経営内で処理されねばならないので，いきおい個人差が生れてくる。

ところで先にトラクターの導入利用状況について概略を述べたが以下では，その所有利用がどうなっているのか若干詳しくみてみよう。例として旧T部落の場合を示したのが表2－1－4である。

43年の「構造改善」導入によるトラクター利用組合は，49年段階でその主たる機能（共同所有，共同作業）を解体させ50年時点ではトラクターと若干の附属機はほぼ個別化されている（但し⑧と⑪は従来の利用班のまま共同所有にとどまっている）。それにより後述のサイレージ共同作業以外の圃場作業はほとんど各経営毎に処理されている。表2－1－4によると，トラクター本機1～2台を個別所有し若干の乾草作業用の附属機をもちながら，その他の圃場管理機械は旧共同作業班の数戸（2～3戸）共同か，旧利用組合のメンバーによる7戸共同のものを利用するようになっている。このように所有に関してはトラクターと一部の乾草関係附属機を個別化し，他を2～3戸又は7戸の共同というように重層化しており，農協所有の自走式ハーベスターの利用も含めると四段階の所有構成による機械を利用していることになる。しかし利用の面では乾草調整及び圃場管理とも個別所有化されているトラクターにより個別経営内でおこなわれており共同作業を伴ってはいない。しかし，これらの共同所有部分の利用を一切おこなわない中層の②は，「構改」などにも加わらず，単独でトラクターは勿論圃場管理機械も含めて個人所有している。このように近年になつてトラクターの個別化が進んだが，サイレージ作業は従来通り共同作業をおこなっている。サイレージ作業はかって利用組合所有の機械による共同作業であったが現在は農協の自走式ハーベスタを利用して旧利用組合のメンバー7戸による共同作業をおこなっている。7戸の共同作業といっても実際は次の順番にあたる2戸を次の作業の準備のために除き，残りの5戸がそれぞれ1人以上出て作業し，それがおわると順次ずれながら作業をこなしていく。ハーベスタには専任のオペレーターがつくので，共同作業では，キヤリヤ3台の

運転手3人，サイロに埋込むブロアー管理に1人以上，サイロ内の沈圧作業に2人以上が必要である。つまり5戸より最低6人の労働力が必要とされている。このような共同作業が可能なのは乾草とちがってサイレージの場合は比較的作業適期が天候に左右されることが少く，分・時をあらそう乾草作業をこのような各戸順番による共同作業ですすめることは困難である。この機械利用に伴う共同作業は⑧と⑪の間でのビート移植作業があるが，その他の農家はビートの作付も全くないか少いためにそれはみられない。

表2－1－4　旧T部落におけるトラクター及附属機械の所有状況（昭50. 8.現在）



注）　⑨⑥⑧⑪は附属機については不明

第3項　経営内容からみた農家諸階層

販売収入別の階層構成は同時に農家個々の生産構造上にみる階層的差異をもともなっていたことをみてきた。しかし，それらは直ちに農家の所得および経営内容における階層性をそのまま示すものとはいえない。以下ではその点に関していま少し立入った分析をおこなうことにする。

そのことはすでにみてきた生産構造のもとに結果された粗収入がいかなる経営内容のもとに生み出されたものであるかを明らかにすることであり，その事は各階層，各農家にとって生産構造と生産物販売の結果が経営と生活にとっていかなる意味をもつものであるかということを明らかにすることにもなる。

販売収入別の階層についてはすでに述べたが，次にそれぞれの農業所得について階層毎に吟味する。（表２－１－５，表２－１－６，図２－１－１参照）

上層では５００万円から２００万円の大きな巾をもって分布しているが，その中身は５００万円前後のものと４００万円程度と，２５０万円までという三つの部分に区分され，同一階層内での分化が存在する。こうした差はもともと販売収入の差からくるものもあるが，大きくは経営支出の割合－所得率の差異との二重の要因によって生じたものである。所得率をみると４０％～２０％とこれも大巾な差となっており，これにより販売収入が同じでも所得額にかなりの差となってあらわれている。すなわち粗収入において 1,300万円台に並ぶ上層の④⑤⑥⑪ 17 のうち所得率で４０％前後にあるものは⑤⑥ 17 の３戸で④は３０％，⑪は２０％を割るという格差がみられる。同じく上層の 1,100 万円台の⑧⑨ 14 では 14 が４０％に近い他は⑧⑨は２０％強というところにとどまっている。

中層では８戸中７戸までが所得額４００～２００万円の枠にあって上層のトップ３戸を除いて他の上層に匹敵するか，場合によっては上廻っている。これは③と⑫を除く６戸の所得率がいずれも４０％以上という割合を示し，中でも②や 18 は，上層にはなかった５０％台に達しているということから生じたことである。しかし③と⑫は中層全体の高率とは逆に，それぞれ 7.1％，２２.９％という低率を示し所得額は大巾に低くなっている。

下層(I)では所得額は１００万円台と上，中層に比べてかなり劣るが，所得率はそろって４０％程度は維持している。

以上の如く所得額の優位という点で総体としては上層は中層に勝るにしても中層の大部分が上層並を確保しているという内実からしてこの間に明瞭に階層差として線を引くことはできない。けれども粗収入段階から大きな差のある下層とはその優劣はあきらかである。結局、粗収入と所得に関する階層的差異を指摘する場合所得率－経営費支出の割合の問題が重要であるということがいえるであろう。販売収入（粗収入）の大きさは経営の規模を示す一つの指標とはなりえても経営内容を表わすものではなく階層的差異を指摘する上で所得率のあり方は重要なポイントである。

一般に営農形態が異なることによって生産費が異なり，経営費の割合－所得率に差異があることは指摘されている。特に低乳価の中では酪農は資本装備や経営諸掛が他の農産物栽培よりかかって経営費率が高く，従って所得率が低いことは周知のことである。

この事例では，酪農と畑作が混在しているために営農形態の差異による所得率のちがいがでていることは事実である。つまり畑作専業や，畑作と酪農の混同経営にあっては大体４０％をこえる所得率をあげており農家相互間に大きな格差はない。しかし酪農専業にあっては上は５０％を越えるものからわずか１０％にもみたないものまで大巾なバラツキがみられ，酪農経営における所得率の格差が

表２－１－５　階層別経営勘定及分析表－①

農家番号		<収入>	＜　支							出　＞
		販売収入	経営費	ウチ（飼料代	支払利息）	租税公課	家計費	資金返済	共済掛金	財産取得
		A	B	C	D	E	F	G	H	I
上層	④	13,520	9,479	(3,229	646)	356	1,447	391	278	2,002
	⑤	13,446	7,608	(2,371	281)	342	1,813	869	266	1,857
	⑥	13,252	8,075	(3,194	375)	362	1,462	312	284	682
	⑧	11,138	8,510	(2,890	374)	273	1,332	536	370	730
	⑨	11,504	8,812	(3,089	617)	291	3,017	623	353	303
	⑪	13,422	10,959	(3,697	1,056)	468	2,588	838	488	985
	14	10,913	6,796	(2,600	160)	378	2,082	187	351	566
	17	13,305	7,821	(3,078	329)	294	2,490	410	353	2,153
中層	②	5,453	2,162	(81	63)	261	791	105	213	539
	③	6,692	6,212	(2,230	873)	279	1,883	570	215	360
	⑫	8,702	6,711	(1,599	416)	248	1,780	579	107	911
	16	8,277	4,357	(897	166)	310	1,389	295	325	1,464
	18	6,473	2,091	(125	82)	419	1,037	143	62	69
	19	7,286	3,736	(1,043	80)	227	406	156	59	1,654
	△21	5,470	2,803	(142	341)	307	574	265	118	1,638
	△22	6,407	3,073	(122	376)	522	206	415	61	1,783
下層(I)	13	4,374	2,686	(456	32)	158	548	5	113	490
	15	2,276	1,224	(248	25)	98	582	19	54	—
	△23	4,314	2,413	(86	378)	117	892	374	119	1,771
下層(II)	①	—	223	(—	6)	6	47	5	14	—
	⑦	460	402	(223	23)	30	363	58	43	—
	⑩	727	579	(232	187)	132	520	256	15	800
	△20	412	391	(—	118)	39	577	72	62	—

△はマイナス　　（千円）＜49. 12現在＞

貯金	その他支出	収支結果	長期負債現在高（50・8聞取）	農業所得	可処分所得	経済余剰	最終余剰（A）	最終余剰（B）
J	K※1	※2		①＝A－B	②＝①－E	③＝②－F	④＝③－G	⑤＝④－K
847	2,458	△1,599	12,000	4,041	3,685	2,238	1,847	△ 611
578		1,048	15,000	5,838	5,496	3,683	2,814	
534	368	2,491	7,800	5,177	4,815	3,353	3,041	2,673
390		△ 227	12,000	2,628	2,355	1,023	487	
374	1,972	△2,565	19,600	2,692	2,401	△ 616	△ 1,239	△3,211
314	5,397	△4,668	12,000	2,463	1,995	△ 593	△ 1,431	△6,828
292		906	2,200	4,117	3,739	1,657	1,470	
430		14	7,000	5,484	5,190	2,700	2,290	
666		534	な し	3,291	3,030	2,239	2,134	
210	5,656	△5,572	12,000	480	202	△ 1,681	△ 2,251	△7,907
394	75	△1,621	（離 農）	1,991	1,743	△ 37	△ 616	△ 691
542		658	3,800	3,920	3,610	2,221	1,926	
1,234		1,725	800	4,382	3,963	2,926	2,783	
1,145		751	600	3,550	3,323	2,917	2,761	
47		1,272	8,000	2,667	2,360	1,786	1,521	
869		443	?	3,334	2,814	2,608	2,193	
120		452	800	1,688	1,530	982	977	
589		668	?	1,052	954	372	353	
35	1,018	△2,116	?	1,901	1,784	892	518	△ 500
—	28	△ 66	な し	—	△ 229	△ 276	△ 281	△ 309
10		26	?	58	28	△ 335	△ 393	
22		△ 722	?	148	16	△ 504	△ 760	
—		△ 963	1,200	21	△ 18	△ 595	△ 667	

（注）※1 前年度赤字繰越

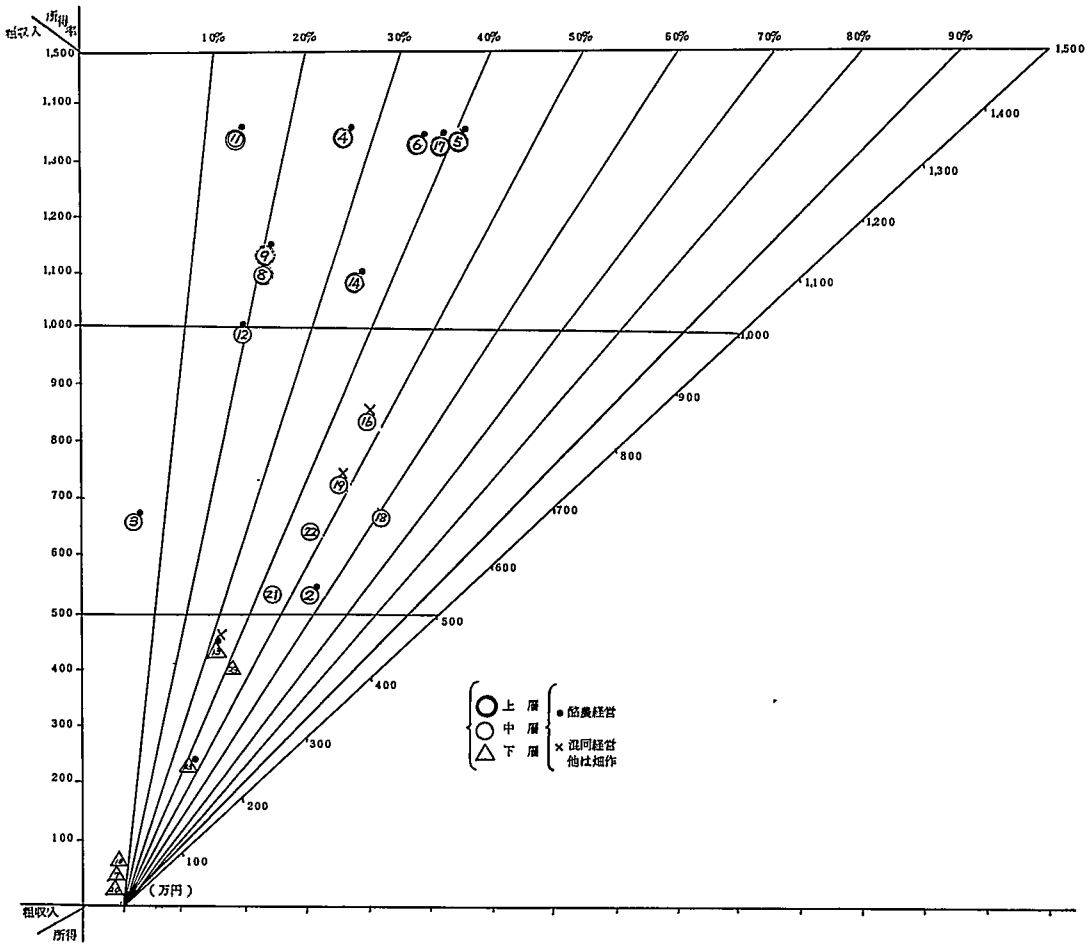
※2 ここでの収支結果には収入に資金受入れなどの販売収入以外の収入も入っているので販売収入—諸支出の結果と合致しない。

表２－１－６　階層別経営勘定分析表－②

（単位，%）△マイナス

	農家番号	農業所得率 $\frac{A-B}{A}$	可処分所得率 $\frac{A-B-E}{A}$	乳飼比 $\frac{C}{乳代}$	金利比率 $\frac{D}{A}$	返済比率 $\frac{G}{A}$	$\frac{D}{A}+\frac{G}{A}$	家計充足率 $\frac{F}{A-B'}$	消費単位当り家計費（千円）
上層	④	29.9	27.3	26.8	4.8	2.9	7.7	39.2	352
	⑤	43.4	41.1	25.1	2.1	6.5	8.6	32.8	403
	⑥	39.1	36.3	28.7	2.8	2.4	5.2	30.3	287
	⑧	23.6	21.1	31.5	3.4	4.8	8.2	56.6	251
	⑨	23.4	20.9	35.2	5.4	5.4	10.8	△	603
	⑪	18.4	14.9	41.1	7.9	6.2	14.1	△	488
	14	37.7	34.3	34.6	1.5	1.7	3.2	55.7	484
	17	41.2	39.0	31.6	2.5	3.1	5.6	48.0	445
中層	②	60.4	55.7	2.6	1.2	1.9	3.1	26.1	176
	③	7.1	3.0	35.3	13.1	8.5	21.6	△	418
	⑫	22.9	20.0	24.8	4.8	6.7	11.5	△	456
	16	47.4	43.6	19.5	2.0	3.6	5.6	38.5	228
	18	67.7	61.2	—	1.3	2.2	3.5	26.2	247
	19	48.7	45.6	26.7	1.1	2.1	3.3	12.2	214
	△21	48.8	43.1	—	6.2	4.8	11.0	24.3	151
	△22	52.0	43.9	—	5.9	6.5	12.4	7.3	71
下層(I)	13	38.6	35.0	21.9	0.7	0.1	0.8	35.8	107
	15	46.2	41.9	13.4	1.1	0.8	1.9	61.0	?
	△23	44.1	41.4	—	8.8	8.7	17.5	50.0	229
下層(II)	①	—	—	—	—	—	—	△	29
	⑦	12.6	6.1	61.9	5.0	12.6	17.6	△	227
	⑩	20.4	2.2	—	25.7	35.2	60.9	△	325
	△20	5.1	—	—	28.6	17.7	46.3	△	304

図２－１－１　　農業粗収入と所得と所得率の関係



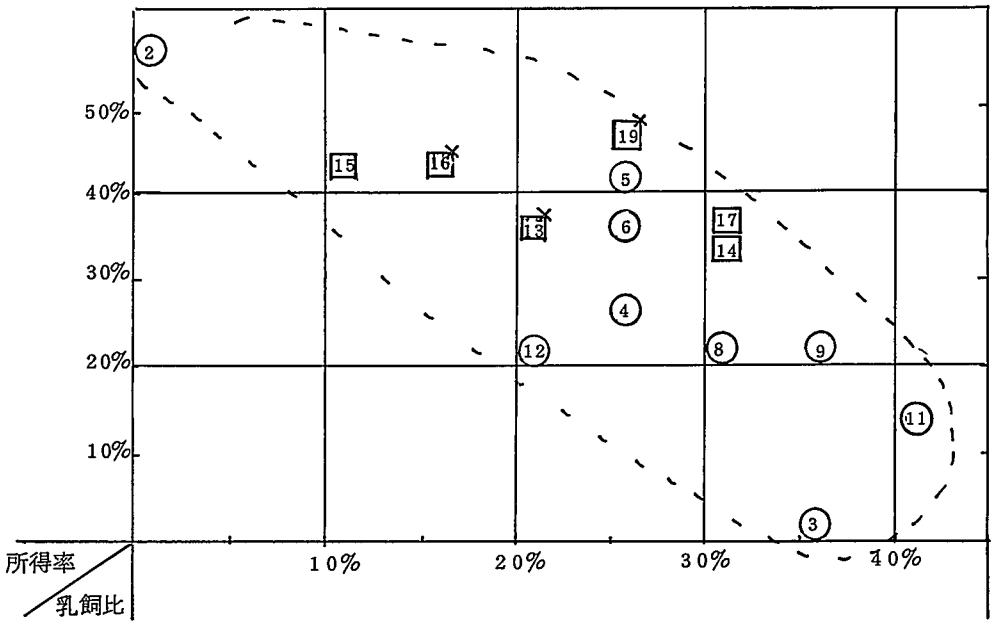
問題となっていることがわかる。

この点について特に酪農経営農家に限って検討してみなくてはならない。

酪農経営における経営諸掛が相対的に高いことはすでに述べたが，その中でももっとも大きな比重を占めているのは飼料代である。これは都市近郊のような経営にあっては経営費の圧倒的部分を占めるものであるが，大樹にみられるように北海道酪農の大部分では粗飼料自給の草地型酪農経営であって直接的には濃厚飼料の購入代金である。しかし多頭化の進展にともなって粗飼料の自家生産が不足気味になる場合もあり，一部粗飼料の購入もありうる。現に大樹では牧草の固型化による粗飼料ーヘイキューブの製造工場を設けて町内に供給している。それで乳代に占める飼料代の割合ー乳飼比率の具合をみることによって所得率の差異が生ずる原因をさぐり出すことにする（図２－１－２参照）。

まず所得率が上層で極端に低い⑧⑨⑪の場合をみるといずれも乳代の３０％以上が飼料代となって他の２０％とはかなり高い割合を示している。特に⑨⑪は３５％，４１％というきわだった高さを示し，購入飼料依存の生産構造となってそれだけ所得を削っている。中層の③も同様である。

図２－１－２　　所得率と乳飼比の相関（酪農経営のみ）



（注）　×印＝畑酪の混同経営，他は酪農専業経営

しかしこれですべてが説明されつくされるわけではなく，その他の経営諸費における支出のあり方も微妙な影響を与えている。飼料代の他には牧草の種子，肥料代，養畜費，生産資材，賃借料，労賃等々があるがそれぞれ一つ一つについての追跡は省略する。しかしこのような多様な費目の支出を要求される酪農にあっては，稲作や畑作に比して生産諸要素の組合せ技術やバランスのとり方といういわゆる高度な経営能力が特に要求される度合が強いといわれる。それがバランスをくずすと粗収入の拡大をはかることはできても必要経費がふくらみ効率の悪い生産を余儀なくさせられ所得率低下にストレートに反映する。そうした問題の解明の上で問題となる点についてさらにみるとするならば，負債金利負担と賃借料が注目されるところである。（表２－１－5 参照）

所得率の「ワースト５」の③⑧⑨⑪⑫の各農家をみると，先にみた飼料代の平均以上の負担に加えて負債金利負担の割合がこれまた水準以上に高く目立っている。販売収入に対する支払利子の割合をみると次のようになる。（表２－１－6 参照）　つまり上層の⑧は 3.4％であるが，⑨は 5.4％，⑪では 7.9％となって他の上層農家が３％以下であるのと対比をなしている。また中層は全般的に２％以下になっているのに③は１３.１％，⑫は 4.8％とかなりの高率である。さらに注目しなくてはならない項目に賃借料の問題がある。（表２－１－７～③）　ここでも賃借料の粗収入に対する割合と所得率との相関はあきらかである。ほぼ３０％以上の所得率を上げているものは賃借料は大体６％以下（13 は１１.４％と例外）であるのに対して，３０％以下の場合は１０％を越えている。階層的には上層の半数が賃借率１０％になっているのに対して，所得率が全般的に高い中層は③と⑫のみが１０

%を越えているだけである。そして旧部落毎には，②を除く旧T部落が１０戸中７戸までが１０%以上に対して旧P部落は[13]を除いて全部が３%にも達していないというちがいがある。

ところでこれまでみてきた飼料代，負債金利，賃借料の三つの経営費目の割合を合計すると所得率の高い層は販売収入の４０%台にあたるのに対して低い層は５０%と１０%もの差がみられる。

表２－１－７　階層別経営勘定分析表－③

所得率と賃借比率（販売収入に対する賃借料の割合）の相関　（４９年度）

（%）

上層			中層			下層		
農家番号	所得率	賃借比率	農家番号	所得率	賃借比率	農家番号	所得率	賃借比率
			③	7.1	10.6	△20	5.1	17.5
⑪	18.4	12.0				⑦	12.6	16.7
⑨	23.4	11.3	⑫	22.9	10.5			
⑧	23.6	11.2						
④	29.9	9.7						
[14]	37.7	2.3				[13]	38.6	11.4
⑥	39.1	5.9						
[17]	41.2	2.4						
⑤	43.4	6.0	[16]	47.4	0.4	△23	44.1	4.4
			[19]	48.7	2.0			
			△21	48.8	5.5			
			△22	52.0	4.2			
			②	60.4	1.2			
			[18]	67.7	0.1			

つまりこの１０%の支出差が所得率に大きく反映したわけで，この三つの費目の支出をおさえることで所得を高めることができるという構造となっている。しかし問題はその費目を簡単に削減できないという点にある。所得を高めるためにそれらを単に削ることでは逆に粗収入減につながることにもなりかねず，問題はそれらを負担しなければ現在の粗収入を確保できない生産上の技術的・経営的構造にあるといわなくてはならない。つまり粗収入や生産諸条件が大規模なものとなり，それらが同じような規模であっても諸要素間が合理的かつバランスのとれたかたちでの経営循環がなされない限り，経営の成果はきわめて縮少されて大規模化によるスケールメリットを得ることができないのである。その点で，単に費用の問題としてだけでなく，生産技術や経営計画の能力が問われることになってくる。このように所得形成にかかわる問題点のいくつかをみてきたが，ここでは販売収入による区分であらかじめ設定された階層区分が所得という点では上層の絶対的優位はくずれていたことを指摘でき

よう。

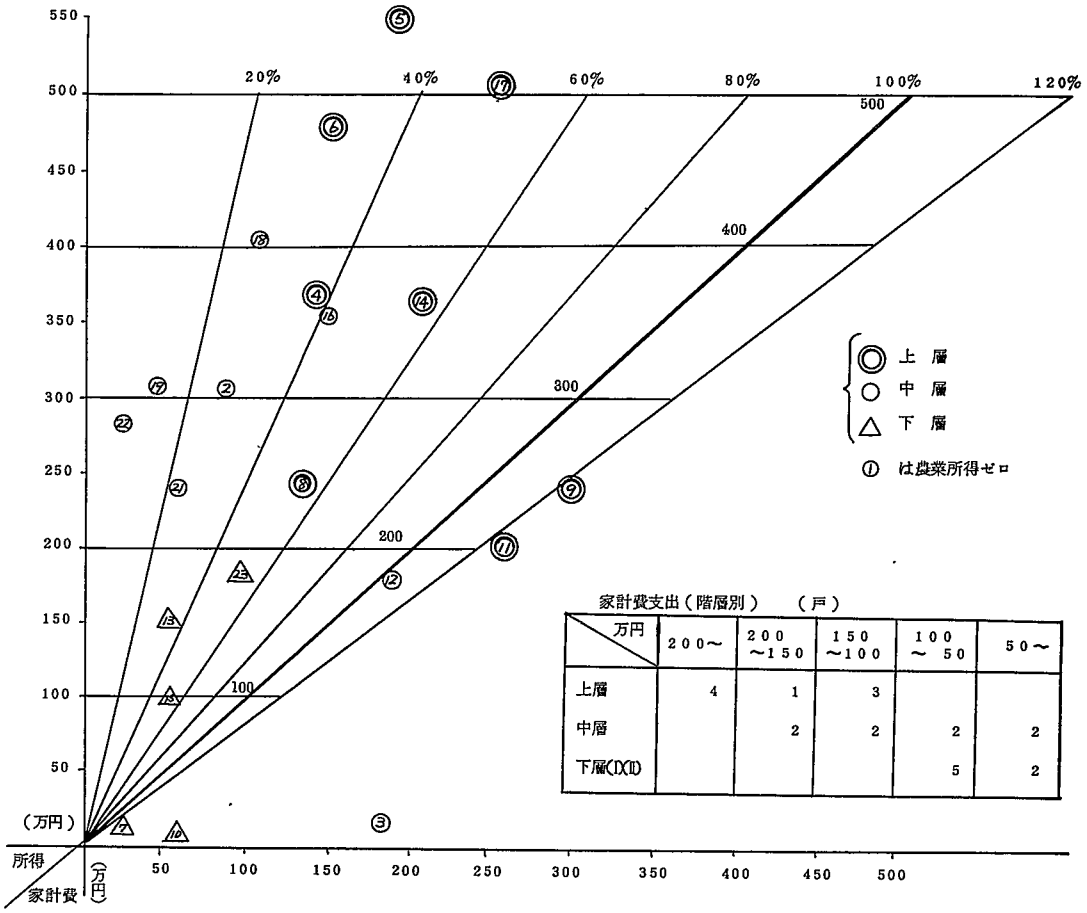
次に獲得された所得を各農家はいかに支出しているかという点を分析しよう。これは，各階層のもつ生産構造とそこから生み出される経営・生産の成果たる粗収入および所得の再生産がいかようになされるか，その条件の一端を明らかにする問題でもある。

その第一は，経営・生産を担う労働主体の再生産を保証する家計消費についてである。（図２－１－３）

「組勘」にあらわれた家計支出は各農家の家計消費のすべてをあらわすものとはいえず，「組勘」を通さぬ支出は含まれていない。大樹の事例農家の場合，農業以外の兼業による収入や年金は大部分の農家で家計支出の重要部分となつておらず，その大部分は組勘からの引出しによつて家計費はまかなわれている。

「組勘」にあらわれた家計費の支出額をみるとそこにはあきらかに階層的差異が看取される。上層では２００万円以上が４戸，１５０万円以上が１戸，１００万円が３戸とわかれてはいるが，中層の１５０万円から５０万円以下にいたるまでに分散しているのと比べると相対的に高額である。下層は

図２－１－３　農業所得と家計費及所得に対する家計費の割合



家計費支出（階層別）　（戸）

万円	２００～	２００～１５０	１５０～１００	１００～５０	５０～
上層	4	1	3		
中層		2	2	2	2
下層(I)(II)				5	2

５０万円を境に，それ以上が５戸，以下が２戸にわけられ中層の下位部分に相当する。このように家計費の金額にあきらかに階層差がみられるのは所得そのものの差によるものであることは当然である。所得に占める家計費の割合をみると上層では５０～３０％が充当されているのに，中層では３０％以下の農家が多く所得が家計に充分まわされてはいない。そのことは家族構成などにより家計消費が絶対的に少くてすむ場合もあるが，表2—1—6 にみる如く，③⑫を除く全戸はすべて消費単位当り家計費は上層の平均の半分程度で家計費の絶対額が低く押えられている事情が明らかである。

これら一般的傾向に対して上層の中からは２戸，中層も２戸，そして下層(II)の全部が，農業所得で家計費を充足出来ないという点に注目しなければならない。そして，それにもかかわらず下層(II)を除いて上層，中層の各２戸はいずれも消費単位当りの家計支出では最高額を示していることは象徴的である。

すでにみてきた表２－１－６によると所得率や乳飼比，金利比率，それに次にみる負債返済率ではこの上層の２戸⑨⑪と中層の２戸③⑫は特徴的に目立つ割合を示している。つまり，所得率にあつては⑨⑪は２３.４％，１８.４％と上層では最低，③⑫も7.1％，２２.９％と中層で最低を示し，それは乳飼比，金利比率の割合も他と比して高率であるために生じた。また負債返済率も平均以上である。さらに家計支出もトップにあるということで，経営の放漫さに加えて消費支出においても放漫であることは二重に経営内容を悪化させもはや赤字を累増させる悪循環となつている。

このように粗収入1,000万円（中層では７～８００万円）以上もあげながら農業所得によって家計費さえまかなえない農家も少なくない。粗収入金額のみでは経営内容を判断できないことはあきらかである。

第二の問題は負債返済のことである（表２－１－３，表２－１－6 参照）。通常の経営計算では所得から家計費を引いたあとの経済余剰は次に経営の拡大再生産に充当されるということになる。しかし負債は実質的にそして本質的には拡大のための資金導入によって生じたもので投資の先ぐいをしたものであるから経済余剰が出た場合拡大投資にまわされることなく経営体としては経営費と同様に絶対に支払われねばならぬものである。負債には制度資金などのような中長期のものと農協の組合勘定による短期（単年決済）の二つがあるが，まず長期の分からみてみよう。聞取りによる５０年現在の長期負債残高をみると上層の８戸中５戸はすでに1,000万円の大台を越え[14]を除いて残り２戸も５０年中には1,000万円を越えることが見こされている。しかし中層は③㉑そして㉒も含めて1,000万円近くになっている他はいずれも若干の負債額であり上層とはかなり差がみられる。下層ではより一層少額である。こうした負債は大型経営を形成するために先行投資された結果できたものであり，いわば借金のつっかえ棒による大型化というのが実態である。これらは年々金利とともに返済をせまられ1,000万円以上では年々５０～６０万円以上をかえし更に支払い利子を加えると１００万円を越えるものがでている。それは粗収入の１０％以上になるものもある。これを農業所得に占める割合でみると負債の重みがより鮮明となる。上層では所得そのものの不振もあって⑧⑨⑩の３戸は２０％に，また⑪では４２％と半分は借金返済にあてねばならぬという状態である。中層では③は所得自体マイナス，⑫は３３.２％である。（ここでも⑨⑪③⑫というケースが高い割合を示している。）

ところで，ここで一つ注意したいのは比較的高い負債を負つている旧Ｔ部落に対して旧Ｐ部落は階層や営農形態の別なく負債が少く，従つて返済も少ないということである。これは経営形態の差というよりは構造改善などの事業の導入のあるなしによるもので旧Ｐ部落はそれをまとまつて入れていない。先にみた如く，営農形態の差とあわせて個々の経営の仕方においても部落単位での斉一性がはたらいていることがうかがわれる。

さらに，長期負債のみならず，「組勘」によるマイナスも短期負債として次年度所得よりまず差引かれる。「組勘」の「その他の支出」とはこれを指している。４８年の「組勘」の結果では上層で４戸，中層で２戸，下層も２戸が赤字繰越しとなっていた。４９年の所得からまず長期負債を返し，次いで家計費を控除した最終余剰から前年度「組勘」赤字を支払うとすると，1戸を除いて他の７戸はその時点で又赤字となり，当然その他の支出も必要であるので少なからぬ赤字繰越しとなっている。４９年の「組勘」ではそうした清算の結果赤字農家は上層で３戸，中層で２戸，下層(I)は１戸，下層(II)は４戸の計１０戸が５０年度に赤字繰越をしている。中でも③と⑪は４８年に５００万円以上の赤字繰越となっているのに４９年では③にはあてるべき所得はなく，⑪も２００万円にすぎず５０年度には更に繰越す赤字経営を続けており深刻な経営危機にあるといわねばならない。

このようにみると比較的大型経営を形成し，それなりの販売収入高はあるものの，その内実はかなり苦しい経営を強いられているものも少くない。それが特に上層において重い負担を負っているものがあるという点に注目しなくてはならない。そしてそれは経営拡大を目ざす投下資本によって生ずる中長期の負債からだけでなく，年々の経営を営む上での取引きの結果から赤字の生じていること，そしてそれが大型酪農経営に多いことに注目しなくてはならない。

これら赤字農家は階層を問わず一定数あったことを述べてきたが，それ以外の農家では若干の余剰を生じていたこともまた指摘しなくてはならない。階層的には中層が２００万円台に集中しているのに対して上層は２８０万円から５０万円まで分散しており，相対的に上層の方が余裕がないようである。

これらは更に共済掛金や財産的取得支出や貯金として支出されるが，これらの内容の検討を略して，これらを支出した結果の４９年度「組勘」の収支結果の検討をする。（図２－１－４参照）。

前年度の赤字繰越がないとして４９年単年度収支では③⑧⑨⑫と下層(II)４戸が赤字で他は若干の余剰を出している。しかし前年度繰越赤字を含めた収支では上層では８戸中４戸，中層は８戸中６戸，下層(I)も３戸中２戸が余剰を出し，残り１０戸は次年度赤字繰越となり，上層の悪化が目立つ。さらに赤字を大巾に出した③⑨⑪は４９年にそれぞれ，２８０万円，１００万円，３００万円の外部資金導入をはたしての結果であるので実質的にはその分は本来４９年に赤字として加算される分である。それによれば③も⑪も４８年末の赤字をさらにふやすことになりまさに「雪ダルマ」式の姿である。経営に大きな赤信号が出ているといってよい。

ここで再度経営収支においても旧部落毎の特質があらわれていることを指摘しておく。つまり旧T部落の酪農専業農家９戸中６戸が赤字となつているのに対して旧P部落は階層や営農形態にかかわりなくすべての農家で余剰を生み出している。前年度も黒字繰越をしているところをみると経営規模や粗収入額において旧T部落に下まわることがあつたとしてもその内容においてむしろ上まわつてさえいるということができよう。

以上経営内容に立入っていくつかの点検をおこなってきたが，単年度の結果ながら粗収入による階層区分での上層は生産構造の優位さは平行してみられたものの経営内容では優位を保ちえず，経営の安定性という点で危険な面があることを看取しえたであろう。（こうした経営内容の長期的な展開過程とその特質については第３章で扱っている。）

以上，生産構造，経営構造を通じてみて来た各層別の特質をまとめるならば表２－１－８に総括されよう。

図２－１－４　　階層別経営収支結果　（４９年）

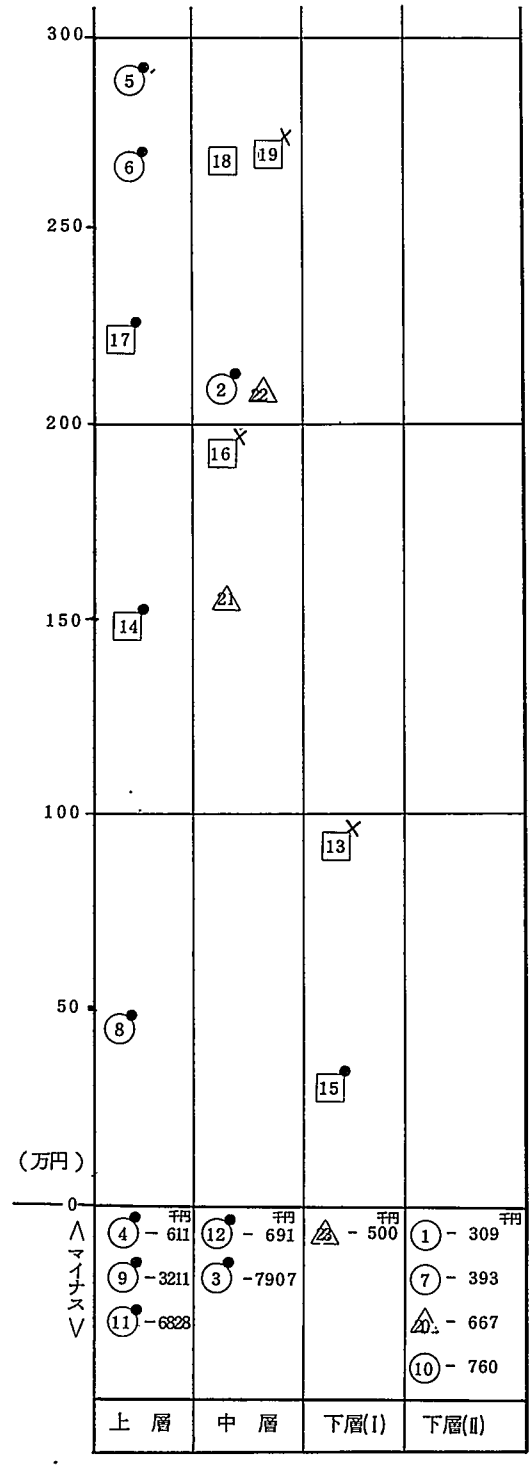


表２－１－８　　T部落農家階層の諸特徴（総括表）　（５０年現在）

	上層　8戸 { 旧T 6戸 ④⑤⑥⑧⑨⑪ / 旧P 2戸 [14] [17]	中層　8戸 { 旧T 3戸 ②③⑫ / 旧P 3戸 [16] [18] [19] / 旧H 2戸 ㉑ ㉒	下層(I)　3戸 { 旧P 1戸 [13] [15] / 旧H 1戸 ㉓	下層(II)　4戸 { 旧T 3戸 ①⑦⑩ / 旧H 1戸 ㉔
販売収入金額	1,000万円以上（最高 1,352万円，最低 1,091万円）　平均 1,256万円	・500万円以上1,000万円未満（最高 870万円　最低 545万円）平均 685万円	・200万円以上500万円未満（最高 437万円　最低 228万円）平均 366万円	・100万円以下
収入合計金額（兼業収入を含まず）	1,000万円以上（最高 1,551万円　最低 1,176万円）　平均 1,334万円	・500万円以上1,000万円未満（最高 1,013万円　最低 545万円）平均 799万円	・200万円以上500万円未満（最高 462万円　最低 284万円）平均 400万円	・150万円以下
経営形態	すべて酪農専業	・酪農専業3　酪畑2　畑作3 畑の主要作物はビート，馬鈴薯，豆は少ない 一部で肉牛の飼育がおこなわれている。	・酪専1　酪畑1　畑作1と分化。 畑作はビートと豆	・若干の畑作をしているが主要な収入源ではなく，小作料，年金などによって生計をたてている。
生産諸条件	経営耕地面積　30町以上 乳牛総頭数　40頭以上 成牛頭数　25頭以上 産乳量　100t以上	・経営耕地面積　20～30町(旧Hは20町) 乳牛総頭数　20～30頭 成牛頭数　15～20頭 産乳量　50t～100t （最高91.5t　最低45.3t）	・経営耕地面積　15町以下 乳牛総頭数　10頭 成牛頭数　6～7頭 一部肉牛の飼育あり。 産乳量は30t以下	・経営耕地面積15町以下，（貸地とするもの多し。） 家畜飼育はなし
機械及	最高　177.3t 最低　107.5t			
労働力	トラクター本機　1台以上個人所有 パイプライン，バルククーラー導入 労働力指数で3.0以上，二世代の夫婦4人が働き手，30代の後継者が経営主体 全戸が若干の雇用手間替あり。	・トラクター個人又は共同所有 ミルカー2台 労働力指数では3以上と2以下に分化。 後継者のいるところは3人，未定又はいないところは2人におちこんでいる。半数が若干の雇用，全戸で手間替。	・トラクター共同所有 ミルカー一台 労働力指数2.0以下 すべて夫婦2人で戦後入植者，手間替若干あり。	・老人夫婦の世帯 指数では1.5以下
家計費支出	家族全体としても個人としても高い 200万円以上4戸 150万円以上1戸 100万円以上3戸	・上層より低いが分散的である 150万円以上2戸　50万円以上2戸 100万円以上2戸　50万円未満2戸	・家計費支出は低い 50万～100万円	・「組拗」にみる家計支出はほとんどない。 50万円以下
負債	1,000万円以上（1ケースを除く）	・全体として負債が少なく，2ケースの1,200万円，800万円を除いてほとんどない。	・長期負債はなし	・負債なし
その他	旧T部落が6／8を占める	・旧Tのみ酪専で他の部落が畑作，畑酪となり部落毎の特徴あらわれる。	・旧P，旧H部落のみ	

第2節　生産・生活組織体としての「家」の構造

小　序

すでにみたように，販売収入別でみた上層，中層，下(I)，下(II)層の区分は，その経営の内実にまで立ちいってみると，かならずしも，上層が上位にあるとはいえず，むしろ中層の優位性が認められた。ところで，これら農民層の現実の労働ー生活過程は「家」にもとづいて展開せられている。農民層の形成する家族は，それ自体「家」として，すなわち，農業生産単位として，また生活の基底的単位として存している。その「家」のあり方，そこでの家族協働様式の中に，現段階における農民層の諸力の一端は反映されている。以下みるように，現段階における「家」は，しばしばいわれた所謂「家父長制的家族」として存するものではありえない。本節では，前述のような経済過程の中にくみこまれた農業経営を，現実に下から支え，またその中で，長期的にみるならば，その日々の労働ー生活の営為の中でかかる資本主義的な経済過程のもつ矛盾を止揚せざるを得ない農民層の最末端の生活・社会的単位である「家」の構造を分析しよう。そのさい，私たちはまず「家」を構成する諸成員が，「家」の方向決定にさいして如何にその英知を結集しているか，という点に分析の焦点をすえる。現実的に生産労働にたずさわっている諸個人が，総体としての「家」の「経営」＝「生活」の歩みをきめるその意志決定過程に如何に参与しているか，という問題である。言葉を替えるならば，これは，所謂，しばしば「家父長的」といわれた農民家族のあり方自体，私たちは，正確に，農民生活の実相を把握しえていないと捉えているが，現段階においては〃なおさらのこと〃　家父長という特権的な個人に他の成員が隷属するという形態は，農民家族が現実に有する家族成員の諸力の発展には相応していないといわざるを得ない。すでに前節でみたように現段階の農業経営は，「家父長制的構造」をもつほど悠然としてはいられない状況下におかれているのである。そこでは好むと好まざるとにかかわらず，家族内諸成員の諸力は，すゝんで「家」の意志決定過程へと参与せざるを得ないという形で発展せざるを得ないし，そのことの中で，あらたなる段階にみあった家族協働形態がうまれつゝある。

第1項　家族構成上の特徴

表2—2—1は家族構成とその年令を示したものであるが，夫婦家族形態をとるものは全23例中10例，直系家族形態をとるものは13例である。階層的にみると（表2－2－2），上層は全て直系家族形態を示し（ただし[14]は事実上は町内別居），中・下(I)層は直系家族形態を示すものと夫婦家族を示すものとが同数あり，下(II)層は全て夫婦家族形態を示す。

夫婦家族形態をとる家族のうちわけは後継者が残り，いずれは直系形態へ移行すると考えられるものが2例（[16] △21)－これは父40代～50代と20代の息子で構成されている。子供が学令期にある40代の夫婦が1例（△23），子供のない40代の夫婦が1例（[19]），そして全子他出してしまった60代の老夫婦が5例（△20 ⑫①⑦⑩）となっている。

同じく直系家族形態をとる家族のうちわけには，50代の父と3カ月前に結婚したばかりの20代の息子からなる△22，後継者の子供が全子他出してしまった父70代ー後継者40代の家族が1例（[14]），70代の祖母ー50代の父ー20代の後継者とその子からなる家族が1例（[17]），父が死亡し70代の母と40～50代の後継者とその子供からなる家族が2例（[13] [18]）あるほかは全て60代の父と30～40代の後継者とその子供からなる2世代夫婦家族である（⑤⑧⑪②③⑨⑥④）。すなわち，直系家族形態を示す家族の大部分は経営主体は息子夫婦に移行していなければならない段

表２－２－１　家　族　構　成　と　年　令

構成 / ケースNo.	父	母	夫	妻	子　供	他出した子供
19	（才）	（才）	40(才)	38(才)	（才）	（才）
△23			43	37	14　10　6	
16			48	44	20	18　15
△21			56	47	20	27　25　23　19
⑫			60	49		?　?　?　?
△20			61	53		33　25　31　27　21　20
15			59	57		
①			66	62		39　37　35　32　25　21
⑦			67	62		40　39　37　35　31
⑩			67	62		40　39　37　35　34　32 29　27　24
△22	58	53	26	27		
⑤	62	60	38	33	3　1	
⑧	66	62	40	35	11　6　5	
⑪	67	58	36	31	9　6　3	
②	67	59	36	32	8　3	
③	67	60	38	40	5　4　2	
⑨	68	63	40	34	11　8　6	
⑥	68	64	37	34	10　7　5	
④	69	60	34	29	5　2　0	
18	—	（入院中）76	57	45	17　13	
14	（別居）77	75	48	45		21　20　18
13	—	（入院中）78	41	37	14　12　9	
17	祖母 77　53	53	27	27	4　3　2	

（注）　●印は男子

表２－２－２　階層別家族類型

階層 / 家族類型	上　層	中　層	下(I)　層	下(II)　層
直系家族形態	④ ⑤ ⑥ ⑧ ⑨ ⑪ 14 17	② ③ 18 △22	13	
夫婦家族形態		⑫ 16 19 △21	△23 15	① ⑦ ⑩ △20

表２－２－３　家族形態と経営形態

	大型酪農経営	酪農＋畑作経営	畑作＋肉牛経営	畑作・牧草
夫婦家族形態		[15] [16] [19] ⑫	△23 △21 ⑩	△20 ① ⑦
直系家族形態	⑪ ⑨ ④ ③ ⑤ ⑥ ⑧ [14] [17]	[13] ②	△22	[18]

表２－２－４　家族の発展形態と階層との関係

	上　層	中　層	下(I)層	下(II)層
子供が生まれていない夫婦		[19]		
夫婦と後継していない子			△23 [15]	
夫婦と後継者（未婚）		[16] △21		
夫婦と後継者夫婦及びその子	④⑤⑥⑧⑨ ⑪ [17]	②③ [18] △22	[13]	
子供がすべて他出した夫婦 孫がすべて他出した夫婦	[14]	⑫		① ⑦ ⑩ △20

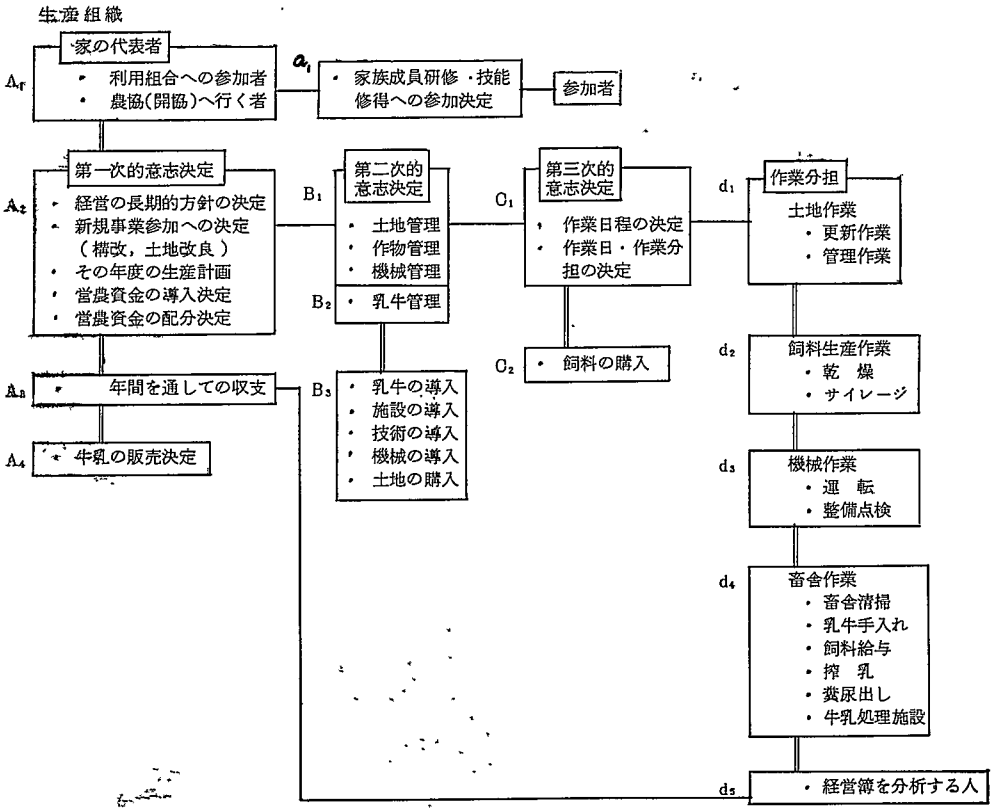
階にある。

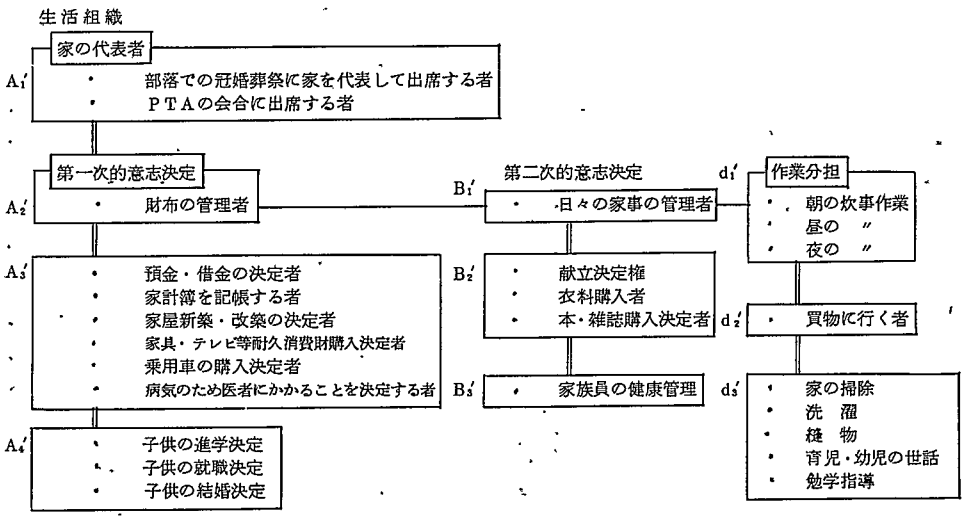
全体的にみて，こゝで特徴的なことは第１に表２－２－４にあきらかなように，家族の発展のあり方，その形態の相違が，現在の階層差ときわめて密着しているということである。子供がすべて他出してしまった夫婦家族形態を示す「家」は好むと好まざるとにかかわらず下Ⅱ層に位置づけられている。さらに直系家族形態を示す家族のほとんどが大型酪農経営を行なっているのに対して，夫婦家族形態を示す家族では大型酪農経営を行なっているものはみられない。また直系家族形態をとる「家」においても，いずれも後継者の兄弟姉妹が家族構成員として「家」に残っていないことにも注目しなければならない。さらに上層，中層の中にも，子供がすべて他出した「家」・後継者たりうる孫がすべて他出した「家」が含まれていることは，今後とも農民層分解がすゝまざるを得ないことを示しているといえる。かように「家」が如何なる発展段階にあり，また如何なる形態をとっているかということは現段階の酪農経営のあり方を考えるさい看過することのできない問題を提起する。

第２項　生産・生活組織体としての「家」の構造

ここで扱う農村家族についてそのおおよその在り方は，財産の継承の仕方では税対策上，除々に後継者に相続させてゆくのが一般的であり（生前贈与），経営権の移譲は後継者の結婚を機会になされたり，後継者が３０才になって落着いてきたら実行されるケースが多い。また，カマドも後継者が

図,2－2－1　「家」の意志決定と作業分担からみた構造分析枠





布施，白樫，安部，「資本主義の『高度成長』と『家』及び『村落社会』の構造変動の論理」（『村落社会研究』11集1975）を参照
ただし，この分析ではa_1，C_1，C_2は用いていない。

３０才を過ぎたらまかされるとするケースが多い。日常生活上の役割分担では，夫婦家族では家事は妻あるいは娘が分担し，生産労働では機械の操作は夫，その他の作業は夫婦でなされるが，多くの場合牛舎関係は妻の主担になっている。直系形態の家族では親夫婦と息子夫婦の各々の妻が行なうのは洗たくとつくろいもの，衣料購入で，その他の家事は母が主になりながら妻と明確に分担を決めているケースが多い。＊　また買物は車を運転できる者が行き，父がこの役割を担う場合が多い。親夫婦は生産労働へは加勢するていどに関わっている。すなわち，その平均像ではもはや家父長的な性格はほとんど現われない。しかし，個々の家族は様々な存在形態をもっており，その現実の姿を捉えるには何らかの手続きが必要である。ここでは農村家族の「家」の構造を生産・生活組織体としての意志決定のあり方と現実の作業分担のかたちから把握し，図２－２－１に示す分析枠組にもとづいて分析する。分析に際しての基本的な仮説は次の通りである。すなわち，1.現実に作業に従事する成員が当然に組織体の意志決定に参加するという構造が少なくとも家父長的「家」を克服した構造として想定しうること，2.そのことは特に妻のあり方で問題とされねばならないこと，つまり妻は現実に生産労働の主要な担い手であるのだから当然に生活過程のみでなく，生産過程においても意志決定の役割を担っていなければならないということである。＊＊

＊ここでみる限り，「嫁」としての妻は母の監督下で家事労働をするという形はない。多くの場合それは機能的に分担されており，たとえば⑥の場合，同じ作業をする場合でも母が朝昼晩の食事のしたくをすると妻はそのかたづけをする。そうじは１階は母２階は妻となっている。

＊＊ 布施鉄治他　「資本主義の『高度成長』と『家』及び『村落社会』構造変動の論理」『村落社会研究』１１集１９７５参照

(1) 夫婦家族の生産・生活組織体としての構造

表２－２－５，表２－２－６は夫婦家族の生産・生活組織の構造を示したものであるが，これを概観すると，生産過程において第１次的意志決定を夫が独占するもの２例（19 ①），妻の参与があるも

表２－２－５　夫婦家族の生産組織としての構造　Ⅰ

＊印は後継予定者
・印は男子

ケース番号	第１次的意志決定	第２次的意志決定	飼料生産労働従事者作業分担率 1位 2位 3位 4位	畜舎労働従事者作業分担率 1位 2位 3位 4位
19	夫	夫	夫　妻	妻　夫
23	夫・妻	夫・妻	夫　妻	妻　夫
⑩	夫・妻	夫・妻	夫	夫　妻
⑫	夫・妻・子＊	夫・妻・子＊	子＊　妻　夫　子＊	子＊　妻　夫　子＊
16	夫・妻・子＊	夫・妻・子＊	夫　子＊	子＊　妻　夫
21	夫・子＊(妻)	夫・子＊	不　詳	不　詳
①	夫	夫	夫　妻	

（注）⑫は４９年の場合　20　，⑦は不詳

表２－２－６．夫婦家族の生活組織としての構造Ⅰ

ケース番号	第１次的意志決定	第２次的意志決定	家事労働従事者分担率 1位 2位 3位 4位	家族構成
⑩	妻・夫	妻	妻 夫	夫・妻
△23	妻・夫	妻	妻 子	夫・妻・子・子・子
△21	妻・夫・子*	妻	妻 夫 子*	夫・妻・子*
19	妻・夫	妻・夫	妻 夫	夫・妻
⑫	夫・妻・子・子	妻・夫・子・子	妻 夫	夫・妻・子・子
16	夫・妻・子*	妻・夫・子*	妻 子*	夫・妻・子*
①	夫・妻	妻・夫	妻 夫	夫・妻
⑦	妻・夫	妻・夫	妻	夫・妻
△20	夫・妻	妻・夫	妻	夫・妻

の５例（△23 ⑩ ⑫ 16 △21）で，このうち後継者である子供の参与があるもの３例（⑫ 16 △21）である。第２次的意志決定の場合，夫がこれを独占しているもの２例（⑪ 19），妻の参与があるもの５例（△23 ⑩ ⑫ 16 △21）で，このうち後継者である子供の参与がみられるのは３例（⑫ 16 △21）となっている。すなわち①と 19 において現実に作業に従事する妻が意志決定に参与しておらず，残りの５例では作業に従事する者は全て何らかの形で意志決定に参与しているといえる。生活過程については全ての妻が第１次的，第２次的意志決定に参加しており，△21 ⑫ 16 において子供の参与がみられる。つまり，まとめるならば大部分の妻が何らかの形で家の意志決定に参加しており，子供について言えば生産に関しては後継者としての参加があり，生活に関しては成員としての参加がおおよそみとめられているといえる。

ところで，いわゆる家父長型の「家」の克服の問題に焦点をあてる場合には，成員－とくに夫と妻の意志決定過程への参加と役割分担のあり方のより深い分析が必要である。そのために用意したものが表２－２－７，表２－２－８であるが，これらをもとにして各農家の構造をみると，次のごとくとなる。

⑩；生産過程の経営面では夫が主導。妻も一部参与する。農作業面では夫が主になり，妻は主に畜舎作業と管理とを担う。生活過程では妻が一切をとりしきり，夫が相談役になつている。家事作業面では外出するようなものは夫の仕事になつている。

△23；生産過程は夫が主導しているが妻も大きく参与してきている。妻は畜舎労働を担いその管理を行なう。生活過程では妻が主導するが，夫も関与する。

△21；生産過程の経営面では夫が主導。後継者も大きく参与している。妻もわずかに参与している。生活過程では家計を妻がとりしきり，大きなことは皆で話し合う。夫は時々買物に行つたりする。

19；生産過程では夫が主導。妻の参与は作業面でしか現われていない。生活過程では妻が家計をとりしきり，夫が相談役になつている。外に出向くようなことは夫の仕事である。

表２－２－７　夫婦家族の生産組織としての構造Ⅱ

ケース	第１次的意志決定				第２次的意志決定			作業				
番号	A_1	A_2	A_3	A_4	B_1	B_2	B_3	d_1	d_2	d_3	d_4	畑
⑩	夫妻	―	―	夫	夫妻	夫妻	夫	夫	―	―	夫妻	夫妻
㉓	夫	夫妻	夫妻	夫妻	夫妻	夫妻	夫妻	―	夫妻	夫	夫妻	夫妻
㉑	夫子	夫子(妻)	夫	夫子	子夫	子夫	夫子	―	―	―	―	子夫妻
19	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫妻	夫妻	夫	妻夫	―
⑫	夫	夫(妻子子)	夫	夫	夫子子妻	夫子子妻	子夫	子妻	子子夫妻	子	子妻子夫	子夫妻子
16	夫	夫妻子	―	夫	夫妻子	夫妻子	夫(妻子)	夫子	夫子	夫子	子妻夫	夫子妻
①	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	―	―	―	―	夫妻

（注）⑫は４９年の場合

表２－２－８　夫婦家族の生活組織としての構造Ⅱ

ケース	第１次的意志決定				第２次的意志決定			作業		
番号	A_1'	A_2'	A_3'	A_4'	B_1'	B_2'	B_3'	d_1'	d_2'	d_3'
⑩	夫	妻	夫妻	―	妻	妻	―	妻	夫	妻
㉓	夫妻	妻	妻夫	―	妻	妻	―	妻子	妻子	妻
㉑	夫妻	妻	妻子夫	夫妻	妻	妻	―	妻	夫妻子	妻
19	夫妻	妻	夫妻	―	妻	夫妻	―	妻	夫	妻
⑫	夫妻	夫	夫子子妻	夫子子	妻	妻子子夫	―	妻	夫妻	妻夫
16	夫	夫	夫妻子	夫妻	妻	妻夫子	―	妻	子妻	妻
①	夫	夫	夫妻	―	妻	夫妻	―	妻	夫妻	妻
⑦	夫妻	妻	夫妻	夫	妻	妻夫	―	妻	妻	妻
⑳	夫妻	夫	夫妻	夫妻	妻	妻夫	―	妻	妻	妻

⑫；生産過程では夫が主導しているが，妻や後継者の参与がみられる。土地管理・畜舎管理の一部を妻が担っている。生活過程では夫が財布を管理し，妻は日常の家事管理を行なう。買物は夫がする。（但し４９年の段階）

16；生産過程では夫が主導。大きな経営方針は皆で話し合う。具体的な決定に関しても妻や子が参与しており妻は畜舎作業を担う。生活過程では夫が家計を管理し，妻は日常の家事の管理をする。

①；事実上離農して畑作だけになつているが，畑仕事は夫婦で行ない意志決定は夫が独占している。生活過程では家計は夫，妻は日常の家事管理にとどまつている。

⑦；事実上離農しているため生産過程についてはふれない。生活過程では妻が主導。

20；事実上離農しているため生産過程についてはふれない。生活過程では夫が家計を握り，妻は日常の家事の管理をする。

これらの諸例の全体的な特徴としては，1）生産過程において労働力の提供者にとどまっている妻がいるが，しかし大半の妻たちは分担する労働の関連部門の管理を行なっており，その比重を高めているということ。そして，これはとりわけ畜舎労働一畜舎管理について言えるということ。2）家事労働はほとんど妻のものになっているが車で行かねばならない買物は多くの場合夫が行なっていること。3）生活過程で夫が家の財布を管理する例があるが，しかしこれらは必ずしも家父長型として生産・生活両過程に一貫しているというわけではないということ。

夫婦家族をその意志決定の構造から分類すると次の三つの型が剔出できる。すなわち，Ⅰ家父長型：夫が生産・生活両面において大きなことをとりしきり，妻が日常の家事に責任をもつというかたち，Ⅱ合議型：生産過程への妻の参加が比較的多く，生活過程では妻が主導するというかたち，Ⅲ分担型：生産過程は夫，生活過程は妻がそれぞれ主導するというかたち。Ⅰ型に該当するのは①，Ⅱ型には⑩⑫ 16 20 23 ，Ⅲ型には 19 21 が該当する。

(2) 直系家族の生産・生活組織体としての構造

直系形態をとる家族においては少なくとも２つの軸から「家」の構造を分析する必要がある。すなわち親夫婦と息子夫婦の間の関係と各々の夫婦内の夫と妻の関係である。しかし，ここでは夫と妻の関係については息子夫婦に限定して分析する。

まず生産過程について（表２－２－９），第１次的意志決定に親の参加のあるものは１２例中６例（④②⑨ 14 17 22 ），第２次的意志決定では３例（⑨ 14 22 ）であるが，これらのうち生産労働に参加していないのが２例（② 14 ）存在している。生活過程では（表２－２－１０），第１次的意志決定に 13 を除く全ての親が参加，第２次的意志決定には⑥ 14 18 13 を除く全ての親が参加している。これらのうち親が家事労働へ参加していないのは 18 （入院中）１例のみである。

すなわち，生産又は生活過程意志決定に参加している親はほとんどその労働へ参加しており，親の意志決定部門への参加が単純に封建的性格とのみとらえられないという側面に気づく。また親夫婦は生産過程から隠退したあとも，より長く生活過程に参加し続けるという傾向を読みとることができる。＊

＊これを家族の生活周期との関連で事例的に整理したものが表２－２－１１であるが，孫が全員学令期に達するころをさかいに生産過程での親夫婦の参加は減少してきている。

次に息子夫婦間における性格であるが，生産過程で第１次的意志決定に妻の参加があるものは全１２例中６例（③④⑨⑥⑪ 13 ），第２次的意志決定では７例（⑤④②⑨⑪ 13 14 ）である。

表２－２－９　直系家族の生産組織としての構造Ⅰ

ケース番号	第１次的意志決定	第２次的意志決定	飼料生産労働従事者(作業分担率)				畜舎労働従事者（作業分担率）			
			1位	2位	3位	4位	1位	2位	3位	4位
㉒	父夫	父夫	夫	父	母	妻	夫＝妻			
③	夫妻	夫	夫				夫	妻		
⑤	夫	夫妻	夫	妻			妻	夫		
④	夫父母妻	夫妻	夫	妻			夫＝妻		父	
②	夫父	夫妻	夫	妻			夫	妻		
⑥	夫妻	夫	夫	妻			夫	妻		
⑨	夫妻父	夫妻父	夫	父			妻	夫		
⑪	夫妻	妻夫	夫	妻	母		妻	夫	母	
13	夫妻	妻夫	夫	妻			妻	夫		
18	夫	夫	不詳				不詳			
14	夫父	夫妻父	夫	妻			妻	夫		
17	夫父	父	夫	父			妻	父	夫	

（注）⑧は不詳

表２－２－10　直系家族の生活組織としての構造Ⅰ

ケース番号	第１次的意志決定	第２次的意志決定	家事労働従事者（分担率）				家族構成
			1位	2位	3位	4位	
㉒	母父夫妻	母妻	母＝妻				父 母 夫 妻
③	夫父母	母妻	母	夫	妻		父 母 夫 妻 子 子 子
⑤	夫父	母	母	父	妻		父 母 夫 妻 子 子
④	夫妻母	母	母	父	妻		父 母 夫 妻 子 子 子
②	母父夫	母	母	妻			父 母 夫 妻 子 子
⑥	妻夫父母	妻	母	妻	夫		父 母 夫 妻 子 子 子
⑨	夫妻父母	母	母	妻	夫		父 母 夫 妻 子 子 子
⑪	母夫妻	母	母	妻	夫		父 母 夫 妻 子 子 子
13	妻夫	妻	妻	夫	子		母 夫 妻 子 子 子
18	夫妻母	妻	妻	子	夫		(入院)母 夫 妻 子 子
14	夫妻父	妻	妻	母	父	夫	父 母 夫 妻
17	夫母父妻	母	母	夫	祖母	妻	父 母 夫 妻 子 子 子祖母

（注）⑧は不詳

表２－２－１１　直系家族の周期段階と親の意志決定過程への参与

家族の周期段階	ケース番号	親の意志決定過程への参与状況
親＋息子夫婦（子供これから生まれる）	△22	生産・生活両過程に大きく参加
親＋息子夫婦＋長子が７才以下	④ ⑤ ③	生産・生活両過程は息子夫婦が主導するが親も参加する。
親＋息子夫婦＋長子が７～１５才	② ⑪ ⑥ ⑨ 13	生産過程は息子夫婦が主導し生活過程で親の参加がある。 両過程への参加なし
親＋息子夫婦＋長子が１６才以上	18	生活過程のみに参加
親＋息子夫婦＋後継ぎの孫	17	生産・生活両過程に参加しなくなる。
親＋息子夫婦（孫他出）	14	生産・生活両過程に参加

生活過程で第１次的意志決定に妻の参与があるものは⑤②③を除く９例，第２次的意志決定では６例（△22 ③⑥ 13 14 18 ）である。すなわち，生産過程で妻が全く意志決定に参加していないのは △22 17 の２例（ともに嫁入り後１年足らず），生活過程で参加していないのは⑤②の２例あるが，生産・生活両過程で労働の提供に終わっている妻はいない。

各農家の成員の生産・生活両過程における参加のあり方をさらに詳しくみたのが表２－２－１２～１３であるがこれを家族ごとに簡単に説明する。

△22；生産過程で夫が経営の主体になりつつあるが，未だ父の主導性がつよい。妻は畜舎労働を担うが，意志決定への参与は小さい。父の労働への参与はあるが小さい。生活過程では母が財布を管理し，父母の発言力が大きく，妻の参与は小さい。家事労働は母が主になり妻がこれを補う。

③；生産過程では夫が主導しているが，大きな経営上の方針については妻も意見している。生活過程では夫が財布を管理し，母が家事を管理，妻はそれに一部分参与する。家事は母，夫と妻が買物を担う。

⑤；生産過程では夫が主導している。妻は畜舎部門を自立的に担う。生活過程では父と夫が財布を管理し，母

表２－２－１２　直系家族の生産組織としての構造Ⅱ

ケース番号	第１次的意志決定				第２次的意志決定			作業				
	A_1	A_2	A_3	A_4	B_1	B_2	B_3	d_1	d_2	d_3	d_4	畑
㉒	夫	父夫	―	父母夫妻	父夫	父夫	夫(妻父母)	―	―	夫	夫妻	夫父母(妻)
③	夫	夫妻	―	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫妻	夫
⑤	夫父	夫	夫	夫	夫	妻	夫	夫	夫妻	夫	妻夫	夫妻
④	夫父	夫父母妻	夫父	夫父	夫	夫妻	夫父	夫妻	夫妻	夫妻	夫妻父	―
②	夫	夫父	―	夫	夫妻	夫妻	夫	夫妻	夫妻	夫妻	夫妻	夫妻
⑥	妻夫	夫妻	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫妻	夫妻	夫妻	夫妻
⑨	夫妻	夫妻父	夫妻	夫妻	夫妻	夫妻父	夫妻	夫父	夫	夫	妻父	―
⑪	夫父母妻	夫妻	―	夫	夫妻	妻	夫妻	夫	夫妻母	夫妻	妻夫母	―
13	夫	夫妻	―	夫妻	夫妻	妻	夫	夫妻	夫	夫	妻夫	夫妻
18	夫	夫	夫	夫妻	夫	夫	夫	―	―	―	―	―
14	夫	夫父	夫	夫父	夫父	夫妻	夫妻	夫	夫妻	夫妻	妻夫	―
17	父夫	夫父	―	夫父	夫	夫	夫	夫	夫	夫	妻父夫	夫父

（注）⑧は不詳

表２－２－１３　直系家族の生活組織としての構造Ⅱ

ケース番号	第１次的意志決定				第２次的意志決定		作業		
	$\acute{A}_1$	$\acute{A}_2$	$\acute{A}_3$	$\acute{A}_4$	$\acute{B}_1$	$\acute{B}_2$	$\acute{d}_1$	$\acute{d}_2$	$\acute{d}_3$
㉒	夫　父	母	父母夫妻	夫妻	母　妻	妻母夫父	母　妻	母　妻	妻　母
③	母　父	夫	夫父母	―	母　妻	母妻	母	夫　妻	母　妻
⑤	父　夫	父　夫	夫父	―	母	母父夫	母　妻	父	母　妻
④	父	夫　妻	妻夫母	―	母	母夫	母	父　母	母　妻
②	妻父夫	母	父夫	―	母	母妻夫父	母	母	母　妻
⑥	父　妻	妻	夫妻父母	―	妻	母父夫妻	母	妻	母妻夫
⑨	父夫妻	夫　妻	夫妻父母	夫父母	母	母妻夫父	母	夫　妻	母妻夫
⑪	夫　父	母	夫妻父母	―	母	妻母	母	母　妻	母夫妻
13	夫	妻	夫妻	夫妻	妻	妻	妻	夫　妻	妻夫子
18	妻　夫	夫	夫妻母	父母子	妻	妻子夫	妻　子	―	子　妻
14	夫　妻	夫	夫妻父	父母夫妻	妻　母	妻母夫父	妻　母	夫妻父	妻母夫
17	父	夫	夫母父妻	母	母	母妻	母	父	祖母 妻母夫父

（注）⑧は不詳

が家事とその管理をし，父は買物を手伝う。

④；生産過程では夫の主導性がつよいが，大きな方針は皆で話し合う。妻は畜舎労働をほぼ自立的に担う。生活過程では夫と妻が財布を管理し，母が日常の家事の管理と家事を行なう。買物は父の仕事になつている。

②；生産過程では夫の主導性が強い。妻は作物管理・畜舎管理も行ないその労働を自立的に担う。父は経営方針に少々関与するだけである。生活過程では母が財布を管理し，家事のほとんどを行なう。家事に対する妻の参与は少ない。

⑥；生産過程では夫の主導性がつよい。妻は経営方針に関与するが，妻の生産労働は下請的性格がつよい。生活過程ではほとんど若夫婦のものになつており，妻が財布をもち，家事は母，買物は妻と分担されている。

⑨；生産過程では夫の主導性が窺われるが，妻の参与が大きい。妻は畜舎労働を自立的に担う。生活過程では夫と妻が財布を管理し母が家事に責任をもち，夫と妻が買物を分担する。

⑪；生産過程は夫が主導するが妻もかなり意志決定に参与する。妻は畜舎部門に責任をもち，畜舎以外の労働にも参与が大きい。生活過程では母が財布をもち，家事に責任もつ，妻は買物の一部を分担する。

13；生産過程は夫が主導しているが妻も意見できる。妻は畜舎部門に責任をもち自立的に労働している。生活過程では妻が主導。家事は妻，買物は夫の分担。なお，母は入院中である。

18；生産過程では夫が主導。作業面は不詳。生活過程では夫が財布をもち，家事管理は妻，家事は娘が手伝う。母は大きな決定事に意見をするだけ。

14；生産過程では夫が主導。父も発言権をもつている。妻は畜舎労働を自立的に担う。生活過程では夫が家計を掌握。親は生活を別にしているため家事とその管理は各々の主婦が行なう。買物はそれぞれ男の仕事になつている。

[17] 生産過程では夫の主導性があるが父の発言権が大きい。妻は畜舎労働を下請的に担う。生活過程では夫が家計を掌握，母が家事とその管理を行なう。買物は夫，妻は家事の一部を手伝い，祖母は孫の守をする。

以上を全体的にまとめると，1）父が生産過程で大きな発言力を持つ例は少ないが，ほとんどのケースでは夫の主導下におかれて妻の意志決定への参加はそれほど大きいとは言えないこと，2）しかし妻の畜舎労働の自立化傾向は指摘できるのであって，妻が下請的に労働を担うケースはわずかにとどまっていること。また3）生活過程の管理面では夫一母の系がつよく，家事作業も母が担うかたちが多く，妻の参与が小さいということ* 4）家事作業のうち買物は夫一父が行なう傾向があること等がいえる。

*ただし，このような場合でも妻の生産部門意志決定過程への参加がみられるものがあり，生産・生活両過程における父母－夫系の支配といういわゆる完全な形での家父長型を示すのはわずかである。

直系家族をその意志決定のかたちから分類すると，生産過程での夫一父の意志が大きく反映され，生活過程でも夫一母の系の支配が強いものを家父長型とするならば，⑤②③ [14] [17] [18] △22 がこれに該当し，生産過程にある程度の妻の意志が反映される形をとる合議型を示すのは⑪④⑨ [13] の4例，生産過程は夫の意志が強く働き，生活過程では妻の主導の下にある分担型は⑥の1例である。

全体をまとめると；家父長型を示すのは①②⑤③ [14] [17] [18] △22，合議型は⑦⑩⑫ [16] △23 ⑪④⑨ [13]，分担型は [19] △21 ⑥となる。** 階層的にみると家父長型は上層に比して中層にやゝ高く，下(I)・下(II)では合議型が多い。（表２－２－１４）

表２－２－１４　意志決定の型

	上　層	中　層	下(I)層	下(II)層
家父長型	⑤ [17] [14]	② ③ △22 [18]		①
合議型	⑪ ④ ⑨	[16] ⑫	△23 [13]	⑩ ⑦ △20
分担型	⑥	[19] △21		

（注）⑧ [15] は不明

**事例として意志決定の３つの型を「家」の構造分析図で示しておく。（図2—2—2～4）

以上，生産・生活組織体としての「家」の構造からT部落の農村家族の性格を捉えたのであるが，その性格はもはや家父長的とは言いがたい。しかし，家父長型の構造を示すものが存在しているという事実は認めなければならない。***

***ただし，これらの家父長型の「家」は，作業分担において，必ずしも「嫁」である妻に労働が集中されるという形は示していない。すなわち作業分担の形を作業内容の異なる酪農家と非酪農家に分けてとらえると，酪農家は，その生産労働の大半を占める畜舎労働を支える構造と家事労働を支える構造からその作業分担の形を捉えることになるが，妻が両方に集中的に担うものは3例（[19] [14] [13]）にとどまり，他は家族内で作業が分散された形をとつている。非酪農家については畑作労働の形と家事労働の形から同様にみると，妻に労働が集中されるという形は見い出せない。つまり，意志決定の型において家父長型を示す①③② △22 ⑤ [14] [17]（[18] は作業の型が不詳）でその作業の型で妻に集中されるというものは1事例にとどまる。（表２－２－15参照）

表２－２－１５　　作業分担の型と意志決定の型

家事労働の型 ／ 畜舎労働の型	酪農家		非酪農家		
	妻主担型	母主担型	妻主担型	妻＋母型	妻＋娘型
夫主担型		③		△22	
夫婦型		④ ⑥ ②			△23
夫婦＋後継者型	⑫ 16				
後継者型			△21		
妻主担型	19 13 14	⑤ ⑨ ⑪ 17			

意志決定の型 ／ 畜舎労働の型	家父長型	合議型	分担型
夫主担型	③ △22		
夫妻型	②	④ △23	⑥
夫婦＋後継者型		⑫ 16	
後継者型			△21
妻主担型	⑤ 14 17	⑨ 13 ⑪	19

（注）　18　は作業の型が不詳なので除く　　；下(II)の①⑩⑦も除いてある。

表２－２－１６　経営形態と意志決定の型

経営形態 ／ 意志決定の型	酪農家		非酪農家	
	大型酪農	酪・畑	畑・肉牛	畑
I 家父長型	⑤ ③ 14 17	②	△22	18 ①
II 合議型	⑪ ④ ⑨	⑫ 13 16	△22 ⑩	⑦
III 分担型	⑥	19	△22	

（注）　△20　⑧　は不詳

ところで，このような農村家族の性格の変化の根底には生産労働そのものの変容が存しているものと考えられる。つまり家父長的性格の強い家族は酪農家にもみられたが，それは非酪農家の場合とは異なる性格をもっているとみなければならない。すなわち，その労働のパターンは酪農経営は時間的に規則正しい畜舎労働の繰り返しが要求され，さらに飼料の生産も行なわれなければならないのであり，そしてこの作業は天候状態に応じて機動的になされるものであるから，多くの酪農家にみられた生産部門意志決定過程（特に畜舎部門）への妻の参加はこのような労働形態の上に立ってなされているものと考えられる。＊　＊家父長型の⑤も妻は畜舎管理を全面的に担っている。

これに対して非酪農家の場合には，日々の労働生活は夫と妻が一組になって行なう単一的な作業

の繰り返しであって，機械を使用する場合は，機械を操縦する夫の作業を妻が補うというかたちにならざるをえない。したがって非酪農家の妻の多くは生産部門意志決定過程へ参加していないものが多い（△21 △22 18 ①—表２－２－16参照）。

第３節　諸階層の生産・労働—生活過程の特質

第１項　酪農家における生産・労働—生活過程と「家」の構造

第１節でみたように各酪農家はそれぞれの経営上の矛盾をかかえながらその生産・生活過程を展開している。ここではまず酪農家にしぼって，全般的に進行する経営の拡大の下で諸階層ごとの農家がどのような労働・生活を展開しているのか，そこでの諸問題は何か，を明らかにしよう。

まず機械化の進展状況であるが，畜舎部門を中心に捉えると表２－３－１の如くである。すなわち，A）トラクターを個別所有しパイプライン式ミルカー及びバンクリーナーを設置しているものは④⑤⑧⑨，B）トラクターを個別所有しパイプライン式ミルカー又はバンクリーナーを設置しているものは⑥⑪ 14 17，残りの③②⑫⑯ 19 はC)でトラクターは個別所有又は共同所有でバケット式ミルカーの段階にある。階層的にいうと上層はA・B段階，中・下層はC段階となる。

ところで，この機械化は必要労働時間の増大と関連して進められている。表２－３－２は乳牛及び肉牛飼育農家について畜舎関係及び飼料生産にかかわる年間総労働時間と機械化との関係をみたも

表２－３－１　生産手段の機械化水準

機械化段階＼階層	上層	中層	下(I)層	下(II)層
A　トラクター＋パイプラインミルカー＋バーンクリーナー	④ ⑤ ⑨ ⑧			
B　トラクター＋パイプラインミルカー　バーンクリーナーの両方は所有しない	⑥　⑪ 14　17			
C　トラクター（共同・個人）＋ミルカー		③② (18) 19 ⑫ 16 (△22) (△21)	13 (△23)	
D　トラクター（共同・賃耕）				①⑦⑩ (△20)

（注）（　）は非酪農家　15 不明　　（再　掲）

のであるが，年間６～９千時間前後（搾乳牛頭数３１～４８頭）で，最高の畜舎設備が導入されていることがわかる。

この表は，搾乳牛及び肥育牛の保有頭数と各成員の作業分担の比率とから各成員の労働時間を推算したものであるが，上層，中層，下層とでは，その年間総労働時間はかなりの開きがある。上層各農家では中心世代夫婦計で一日平均２０時間近くなり，④⑤は２０時間を越えている。夫婦の内訳をみると④⑥の二ケース以外はすべて妻の労働時間が夫を上廻っており，⑥を除いて妻の労働時間はすべて１日１０時間以上である。これに対し夫の労働時間は④⑥が１２時間以上であるが，他は最高で7.8時間となっている。中層では中心世代夫婦計１０～１６時間と上層よりも少なくなっている。②③では夫の労働時間は上層と変わりないが，妻の労働時間は３時間強で上層よりもかなり少ない。16 19 では，夫婦とも３～５時間前後となっている。下層の労働時間は中層よりもさらに少ない。このようにみてくると，現実の問題として機械化は労働の能率を高めこそすれ，必ずしも労働時間の軽減には単純にはつながらないことがあきらかとなろう。機械化されても依然として長時間労働は解消されず，大型化に伴なうあらたなる問題がそこには立ちあらわれてきている。

ここには，幾つかの問題が横たわっている。第一は，機械化は１頭当りの所要労働時間を軽減しはするが，飼育頭数の増加にみあう労働時間減とはなっていないということ，（第１節でみたように，それば巨額の負債の上に進展していることも同時に銘記されたい） 第二に，そこには現実の作業分担の型の相違が横たわる。いうまでもなく酪農労働の場合，通年にわたる舎内労働時間の比重がたかいが，「家」内成員間で，舎内労働に関して如何なる協働の型が形成されているかによって夫と妻の間の労働時間の開きがでてくることになる。前節表２－２－１５で私たちは，各農家の畜舎作業の型と家事労働の型を分けたが，これを前述の妻の労働時間とクロスすると表２－３－３が得られる。１日１１時間以上の労働にたずさわる妻はあきらかに舎内労働妻主担型に多く，夫主担型，夫婦型の妻たちはその労働時間は少ない。また表２－３－４であきらかなように舎内労働夫主担型，夫婦型の夫の酪農生産にかかわる労働時間は他に比して長時間労働として特徴づけられるということ。「家」内における作業分担の型の相違がこゝにはあきらかに反映されているといわざるを得ない。第三に指摘すべきは，第２節でみた「家」の意志決定の型とクロスすると，「家父長型」における妻の労働時間が「合議型」「分担型」に比してとりわけ長時間労働型として単純には特徴づけられないということである。酪農生産にかかわる労働時間という点に焦点をあわせると，そこではむしろ，大型機械化酪農化したか否かという点，つまり階層差の方があきらかに生きてくる。私たちが一定の指標にもとづいて「家父長型」「合議型」「分担型」と分けた型の全体を貫ぬいて大型機械化した上層農，とりわけ舎内労働妻主担型に酪農生産にかかわる長時間労働が現象している。このことをみても，今日の酪農家における長時間労働そのものが，単純に家父長的家族制度によってもたらされたものといゝえないことはあきらかであろう。しかしこゝで何よりも私たちが指摘しなければならぬことは表にあきらかなように，舎内労働を妻が主担する型，つまり現実的に妻が長時間生産労働をこなし得る現実的基盤として，母が家事労働を主担するという役割分担がそこには生じているということであろう。そうして，こうした家族協働の型がとれること自体「家」の直系家族形態をその前提としてはじめて可能となっていることはこゝに指摘するまでもあるまい。そうして今日大型機械化した酪農家（上層農）がすでに前述のようにいずれも直系家族の形態をとっているという現実的根拠の一端もまたこゝにあるといわなければならない。そうでなければ，「家」自体が崩かいしてしまう。（もうひとつの物質的根拠としては，大型化機械化多頭数飼育そのものが，長期の資金導入を前提としている以上，そこではそ

図２－２－２

⑰ 家父長型

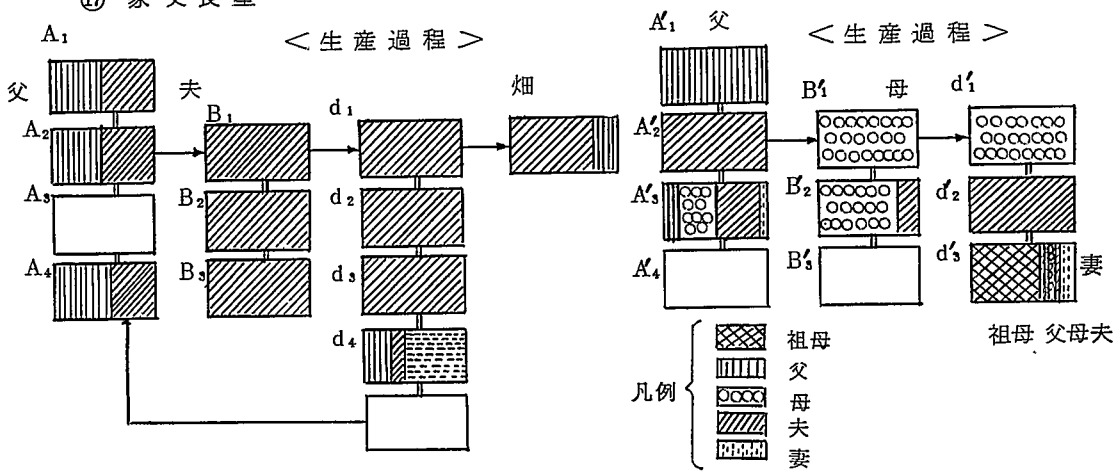


図２－２－３

⑨ 合議型

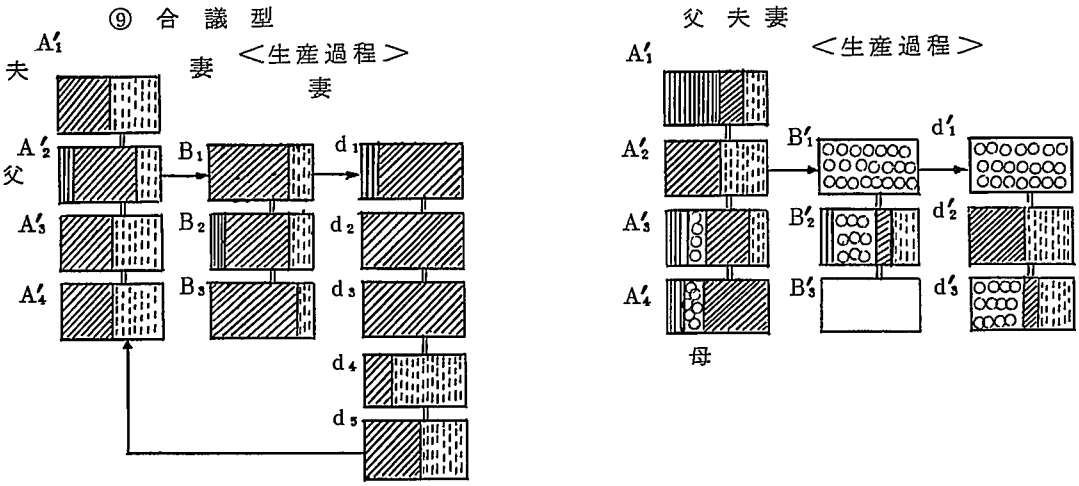


図２－２－４

⑥ 分担型

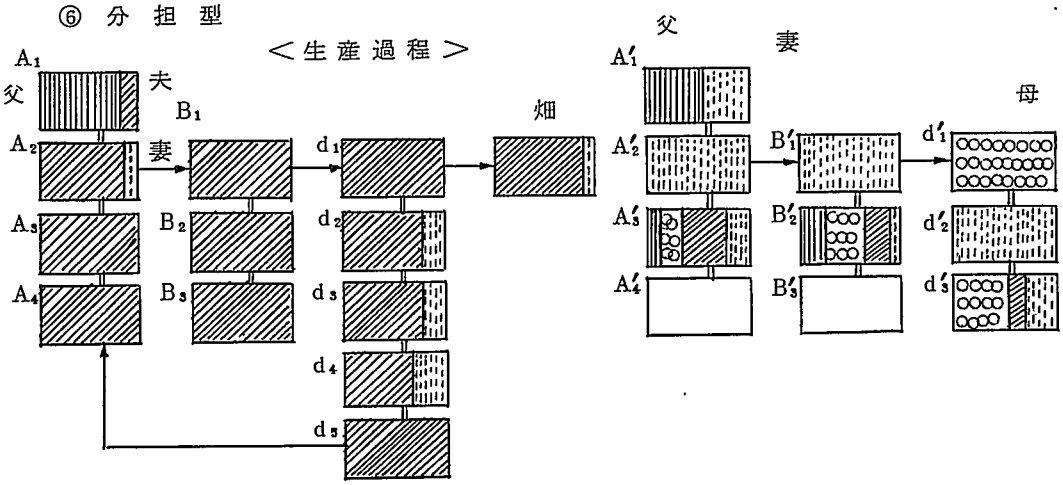


表２－３－２　畜舎・飼料生産労働時間と機械化水準

		総頭数	搾乳牛	年間総労働時間						一日平均					機械化水準
				計	夫	妻	父	母	息子	夫	妻	父	母	息子	
上層	④	75	48	9,645	4,578	4,174	893			12.6	11.5	2.5			A
	⑤	61	34	7,391	1,590	5,801				4.4	15.9				A
	⑥	61	33	7,159	4,656	2,503				12.8	6.9				B
	⑧	52	31	6,482	（不	明）				（不	明）				A
	⑨	60	40	7,860	2,873	4,147	840			7.8	11.4	2.3			A
	⑪	53	31	6,553	2,293	3,992		267		6.3	11.0		0.8		B
	14	43	25	6,428	2,707	3,721				7.4	10.2				B
	17	60	35	6,866	2,220	3,631	1,015			6.1	10.0	2.8			B
中層	②	23	16	3,905	2,733	1,172				7.5	3.2				C
	③	37	25	6,002	4,794	1,208				13.1	3.3				C
	16	30	20	4,830	1,405	1,274			2,146	3.8	3.5			5.9	C
	19	25	16	4,047	1,944	2,103				5.3	5.8				C
	△21	肉牛	14	994	（不	明）				（不	明）				C
	△22	肉牛	16	1,136	（不	明）				（不	明）				C
下層	13	14	11	3,029	1,249	1,790				3.4	4.9				C
	△23	14	16	1,136	568	568				1.6	1.6				C

（注）この表は，畜舎作業及び飼料生産労働にかかわる労働時間を算出したもので，当然のことながら，全労働時間はこれを上廻る。（農林省北海道統計情報事務局「昭和４９年度北海道農産物生産費」昭和５０年１１月使用）

表２－３－３　妻の舎内・飼料生産労働時間と舎内・家事労働の型

型＼労働時間		12時間以上	～11	～10	～9	～8	～7	～6	～5	～4	4時間以下
舎内労働の型	夫主担型										③＊中
	夫婦型		④上					⑥上			②＊＊ △23下Ⅰ
	夫婦＋後継者型										16中
	後継者型										
	妻主担型	⑤＊上	⑨上⑪上	14＊上 17＊上					19中	13下Ⅰ	
家事労働の型	妻主担型			14＊上					19中	13下Ⅰ	16中
	母主担型	⑤＊上	④上⑪上⑨上	17＊上				⑥上			③＊中 ②＊中
	妻＋母										
	妻＋娘										△23下Ⅰ
家形族態	直系家族	⑤＊上	④上⑪上⑨上	14＊上 17＊上				⑥上		13下Ⅰ	③＊中 ②＊中
	夫婦家族								19中		△23下Ⅰ 16中

表２－３－４　夫の舎内・飼料生産労働時間と舎内労働の型

型＼労働時間		12以上	～11	～10	～9	～8	～7	～6	～5	～4	4時間以下
舎内労働の型	夫主担型	③＊中									
	夫婦型	④上⑥上					②＊中				△23下Ⅰ
	夫婦＋後継者型										16中
	後継者型										
	妻主担型						⑨上14＊上	⑪上17＊上	⑤＊上19中		13下Ⅰ

(注)　1）　生産及び家事労働の分担不明の　⑧　△21　△22　を除く。
　　2）　＊印は家父長型家族，上，中，下Ⅰ，下Ⅱ，は階層区分

の返済を可能とする後継者の存在が不可欠に必要とせられるという点，この点を看過してはならない。）さらに表２－３－２で垣間みたように，大型機械化酪農経営の場合父－母は生産労働の主体とはもはやなりえていないばかりか，その主要なる補助労働力ともなり得ていない。そこには，大型機械化した密度の高い生産労働の形態に，親の世代そのものが肉体的にもすでになじまなくなっているという現実的根拠があるといわなければならないが，そうした中で，親の世代と息子の世代はバラバラに分離してしまうのではなしに，生産・生活の両面にわたっての「家」としての生産・生活協同体の維持を，その全力をあげての家族協働のあり方として現に模索している姿が，前述の諸相の中に立ちあらわれている点を私たちは銘記しなければならない。

したがって，「家」としての諸矛盾は，たんに，生産的労働の諸側面に立ちあらわれるだけではなしに，生活的諸側面にわたってまさに全人間的に多様な形で立ちあらわれざるを得ない，ということになる。しかしそれにもかゝわらず，第６章でみるように，「家」自体のもつ諸矛盾は，とりわけその生産的労働過程の主担者としての息子夫婦の中に集中して立ちあらわれざるを得ず，そのことが〝むら〟の中における社会関係そのものの変容・変質をたしかにもたらしている。具体的には，多忙すぎて，また「競争心」に支配されてといわれるが，同世代間の心のかようコミュニケーションの形成そのものをあきらかに困難にしている。そこでは，親の世代が体験し，育くんできた自らの社会とはあきらかに異なった社会が形成されつゝある（第６章参照）。ところで，そうした状況に息子夫婦は満足しているわけではない。こうした点にまで立ちかえって問題を捉えると，諸個人レベルに立ちかえっての家族諸成員の「家」内での生産・生活の両側面にわたっての諸作業の役割分担，またその意志決定が如何なる型をとっているかということ，すなわち「家」内における家族諸成員の協働形態が如何なる型を形成しつゝあるかということは，今後の農村社会のあり方を考えるさい，きわめて重要なポイントとならざらるを得ない。

第２項　諸階層の生産・労働―生活過程の諸相と矛盾克服の方向性

さて，私たちは本節において所謂「家」のあり方が現段階において如何なる構造をもつものとして把握されるのかの一端を垣間みてきたが，そこで現に惹起している諸矛盾を諸個人としての農民層は，かならずしも明確に把握しているとはいえない。したがって，諸矛盾の克服・止揚過程もかならずしも目的意識的なものとして形成されているとはいえない。現実は，それを形成するその過程にあるといえる。以下，私たちは現に惹起している諸矛盾が具体的に農民各階層の中に如何に立ちあらわれているか，そして生きた農民層はそれをどう克服しようとしているのか，かゝる実相を各階層ごとに事例的に農民層の現に保有せる〝生活の論理〟に立ちかえってあきらかにしよう。

(1) 酪農家における生産・労働－生活過程

〔機械化水準Ａ〕

⑤ 上 層 農 家

＜家族の状況＞

父	６２才	神経痛・肩こり
母	６０才	
夫	３８才	
妻	３１才	

＜経 営 状 況＞

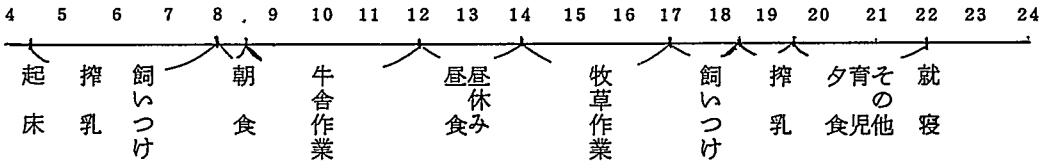
牛 総 頭 数	６１
搾乳牛頭数	３４
年間畜舎・飼料生産総労働時間	7,391

長女　3才
次女　1才

生産労働は息子夫婦が担い，畜舎部門で妻の参与が大きいのが特色。家事は母が三食の炊事を行ない妻がこれを手伝う。育児・その他の家事も同じ形をとり，妻の参与は小さい。つまり妻は家事を母にまかせて生産労働にかかりきっている。

⑤の労働生活を妻に焦点を当ててみると，朝4時半に起床，5時前に搾乳，餌つけにとりかかる。8時に母の用意した朝食をとり，40分後には再び牛舎へ行き，12時まで作業をする。12時から午後2時までやすむ。2時から5時まで牧草のきりこみ作業をし，5時から6時半まで牛の飼料やりをし，7時半まで晩の搾乳をする。7時半に家に入り，夕食をとり，10時ごろまで育児等で過し，就寝する。労働時間は12時間30分，睡眠時間6時間，食事・その他は5時間30分である。

妻の生活時間



この層では労働力不足を機械化で補う方針で畜舎関係について言えばパイプライン式ミルカー，バンクリーナーを設置し，搾乳時間の短縮と糞尿出しの労働の省力化をはかっているが，飼育数そのものが機械化による省力化の限度に達しており，なお労働力不足は解消されずにいる。またその他にも様々な問題が生じている。すなわち，「一気に作った施設でないので作業が円滑でない（⑤）」，「多頭化すると飼料の量が増えるが，飼料管理面での施設が不充分なので飼料やりが大変で個体管理の時間が少なくなる（⑨）」という悩みである。つまり資金面での制約による部分的な改良のつみ重ねから生ずる問題である。また牧草関係の機械ではたとえば⑤にみるように個人所有はトラクター，モア，テッダー，レーキ等に留まり，肥料運搬，肥料散布，尿散布，牧草梱包，サイレージ，耕起砕土，農薬散布，移植の機械等は共同所有で，生産過程の機械化は進められているが，ここでも問題は残っている。即ち機械共同による作業の集中（⑤）や，土地条件一傾斜地，湿地，凹凸などのために機械が有効に利用できない＊等の悩みがある。

＊「波状地なので効率的に機械を使えない。きりこみ作業をし，満載するとスリップしてしまう。平坦な土地だったらと思う（⑨）」

また，機械化は妻にとっては新たな労働強化につながるという側面もある。つまり，「男の人が機械にのれば，女はこまかい仕事を全部しなければならな（⑨）」くなるのである。その結果，増々主婦として家事にたづさわることが少なくなるのであるが，母が充分に補っているので家事が粗雑になるということは問題となっていない。むしろここでは，全面的に妻にかた代りをすることになる母の問題が提出されている。＊生産労働に専らたづさわり1年を通じて自由になるのは7日しかないという現状の中での妻の願いは「1週間に1日は仕事から解放される日が欲しい」ということであり，それが不可能ならばせめて夕方早く家へあがりたい（⑤の妻）」ということである。

＊「孫をみなければならないので自由なまとまった時間はもてない（④の母）」。

「できれば家のことをしなければならないと思うがかなわない。年寄には子供のめんどうばかり見させているが，もつと自分のゆとりを持てるようにしてやりたい（⑧の妻）」

ところで，このような現状を克服するために次のような方向が指向されている。まず，労働力不足については施設，機械に資金をかけてカバーしていく方向（⑤⑧），あるいは規模拡大の停止（④）。また休日の設定については⑤が実習生導入という個別的な解決手段をあげているが，酪農ヘルパー制度またはそれに代るものという個々の「家」を越えた解決方法を指向する「家」が多い（④⑧⑨）。

〔機械化水準Ｂ〕

⑪ 上 層 農 家

＜家族の状況＞

父	67才
母	58才
夫	36才
妻	31才
長男	9才
次男	6才
三男	3才

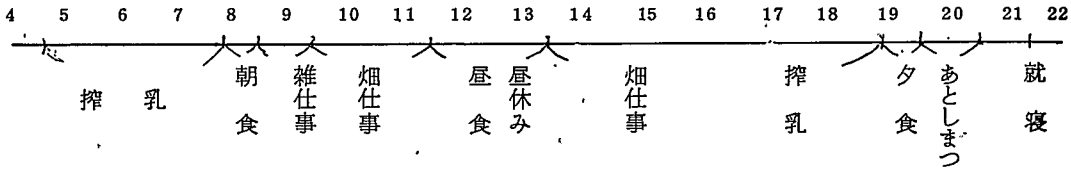
＜経 営 状 況＞

牛 総頭数	53
搾乳牛頭数	31
年間畜舎・飼料生産総労働時間	6,553

生産労働は息子夫婦が主体になり，母がこれを手伝う。妻は畜舎部門をほとんどまかされている。家事労働は母が行い，妻は買物を分担する。すなわち，妻は家事をほとんど母にまかせきって生産労働を担う。

当家の労働生活を妻に焦点を当てて説明すると，朝4時半から搾乳にとりかかるところからはじまり，8時に母の用意した朝食，8時半から9時半まで家の中の雑用をする。9時半から11時半まで畑仕事，11時半から午後1時半まで昼食と昼休み，1時半から再び畑に出て働き，4時半ごろには夕方の搾乳のため畜舎にもどる。7時半から夕食をとり，あとかたづけ等をして10時ごろには床につく。労働時間は11時間，睡眠時間8時間，食事・その他5時間となっている。

妻の生活時間



この層では，畜舎部門ではパイプライン式ミルカー又はバンクリーナーを設置している。⑪ではパイプライン式ミルカーを導入しているのであるが，搾乳時間は短縮されるものの，労働力不足から農繁期には畜舎部門の管理が荒くならざるをえないという悩みは依然として残っている。また畑・牧草関係の機械は大部分共同所有になっており，「今の共同のしかたは共同で機械をもち，中身（実際の作業）は個人個人だから家族に無理がかかる（⑪）」という問題，多頭化による飼料生産労働は増大

するが，機械化が遅れているために畜舎労働と両立しがたいという問題等が表面化している。

機械化は確かに労働を軽くするし，小さな稼働人員での経営を可能にするが，とにかく夫婦２人の稼働力では忙しすぎるというのが現状である。すなわち「子供と顔を合せない日もある。子供は７時半にスクールバスで学校へ行くが，自分と妻は牛舎，子供が帰るころは畑，牛舎が済んで帰宅すると子供は寝ている。牛が２０頭から３０頭になると急に忙しくなり，近所づきあいもなくなり，心にゆとりがなくなった」（⑥の夫）「子供を教育する時間が少ない」（⑪の妻），「もっと嫁を手伝い時間を与えてやりたい」（[17]の母）等々，子供との接触さえも充分に持ちえないような労働生活が展開されているのである。せめて日曜・祭日には仕事を休めるだけのゆとりがほしいというのが切実な願いになっている。

このような労働力不足の克服方向としては，実習生などを入れて労働力を増やすとするもの⑥，機械化で補なうとするもの（⑪，[14]）があるが，その中で共同化を目指すものがみられる。すなわち⑥では経営の共同化を，⑪では飼料生産作業を個別農家を排した一貫した共同化及び，育成の共同化等を指向している。

〔機械化水準Ｃ〕

[19] 中層農家

＜家族の状況＞

夫　　４０才

妻　　３８才　ぼうこう炎

（子供は生まれなかった）

＜経営状況＞

牛総頭数　２５

搾乳牛頭数　１６

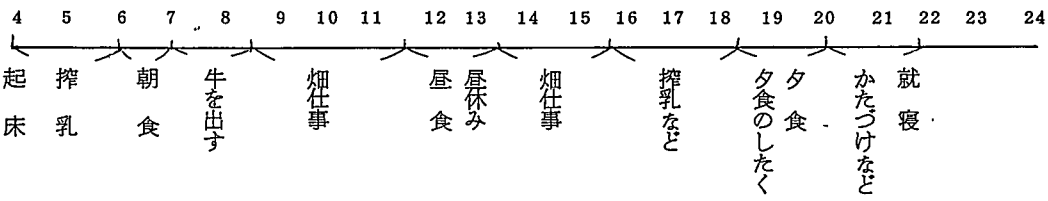
年間畜舎・飼料生産総労働時間　4,047

作付・イモ，ビート

生産労働は夫婦で行ない，家事労働は買物以外は妻が行なうが，夫婦２人なので比較的家事作業は少ない。

[19]の労働生活を妻に焦点を当てて説明すると，午前４時には起床，４時から６時まで搾乳，６時から７時まで朝食のしたくと朝食あとかたづけに当てられ，いっぷくする暇もなく，牛を畜舎から出す仕事にとりかかる。これは８時半ごろまでで，８時半から１１時半まで畑仕事，昼食及び昼休みに２時間要し，午後は１時半から畑仕事を開始，３時半から搾乳など畜舎関係の仕事を行なう。６時半になると家へあがり，夕食のしたくをし，７時ごろから夕食，９時までかたづけその他を済ませ９時に就寝する。労働時間は１１時間３０分，睡眠時間は７時間３０分，食事・その他５時間となる。

妻の生活時間



この層では畜舎部門ではバケット式ミルカーが導入されている程度で，サイロのような基礎施設もない「家」もある（16）。畑作業関係ではほとんど共同の機械を利用。しかし，19では共同のトラクターを有するが個人所有にするつもりはなく，馬を2頭飼って作業に使っているなどその形は多様であり，共通に経済的要因が機械化を踏みとどまらせている（13など）。

ところで③16 19は機械の導入について楽になったと評価するが，しかしその評価の基準は昔の労働形態にある* ことに注意しなければならない。実際にはやはり「暇なし」の労働生活がここにも展開されているのであって，たとえば②の妻は農繁期に家に居るのは1日3～4時間であると述べている。また，今は離農した⑫は酪農時代を回想して次のように述べている。「暇なしに働いて時代に追いつけず休日がない。働く割に所得が低い。結局，文化的生活をすることが近代化であるはずなのに金も暇もない近代化なんて…。働いても働いてもという一生になると思い離農した」。

*16 の妻は次のように語っている。「嫁に来たころは畑は手や馬を使つて根つ子を掘つたが，今は機械になつたので楽。 どんな仕事をするにも楽。時代が変わつてありがたい，もつたいないという気がする」。

このような労働生活においては②③のように直系家族形態をとる「家」では家事を母が補うが，夫婦家族形態をとる「家」では妻が一人で家事を担わなければならないという厳しい現状が告発されることになる。*

*すなわち16 の妻は次のように述べている。

「現在の役割分担に対して別に希望はないが男の人に家庭の中のことも手伝つてほしいと思う。ふろたきや花畑の草むしりでもよい。女は外を歩いていても草むしりしながら歩く。でも男の人は見もしない。また朝昼晩の炊事をひとりでやるが，昼などは男の人はその間すわつて休むだけ。最近は外のことで忙しくて家の中のそうじもしたことがない。庭とか一生けん命掃除してもその後に男の人が長ぐつで来てガツポリ泥を落とす。家の者がもう少し細かい神経さえ使つてくれたならそれだけでも助かるのに。なるべく家の中は整頓しておきたい。乱れるのを習慣にしたくない。外で働いて来て家事をするのは楽でない。」

すなわち，経済的な要因から機械化水準が低く，その結果，労働時間が長くなり妻にとっては家事と両立しがたいものとなっている。

この層の現状克服の方向は，②で出面を入れているが，送迎や賃金支払い面での負担が大きいと語られ，13では労働力の足りない分は共同作業にしたいと考えられているが，しかし16，19 のように現状の諸問題に対して積極的な対応をなしえず，経営そのものの転換，あるいは現状保持に留まっているものもみられる。

(2) 非酪農家における生産・労働ー生活過程

なお比較の意味で非酪農家の労働と生活について説明しておく。

18 中 層 農 家

＜家族の状況＞

母	76才	入院中
夫	57才	
妻	45才	
長女	17才	
次男	13才	

＜経 営 状 況＞

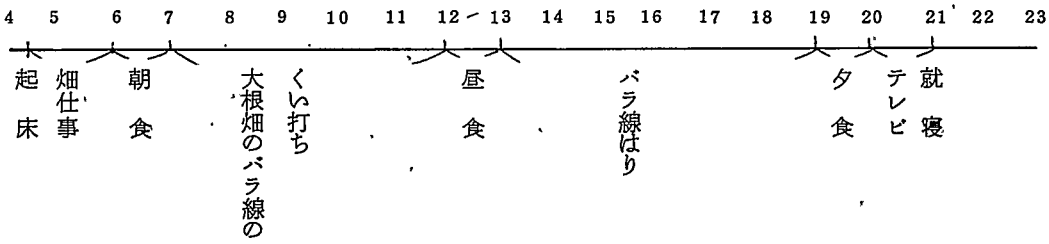
畑作と牧草

作 付 ビート，豆

生産労働はほとんど夫婦が行ない，母は入院中であり家事は娘が一部を手伝う。

18の労働生活を夫に焦点を当てて説明すると，朝4時半起床，4時半から6時まで畑で除草，7時から12時まで，この日は大根畑のくい打ちをした。12時から1時まで昼食，午後1時から7時まで午前中の仕事の続きでくいにバラ線をはった。7時に家に上がり夕食をとり9時までテレビ等でくつろぎ，9時に就寝する。労働時間は12時間30分，睡眠時間7時間30分，食事・その他4時間となっている。

夫の生活時間



㉓ 下I 層 農 家

<家族の状況>

夫	43才
妻	37才
長女	14才
次女	9才
長男	6才

<経 営 状 況>

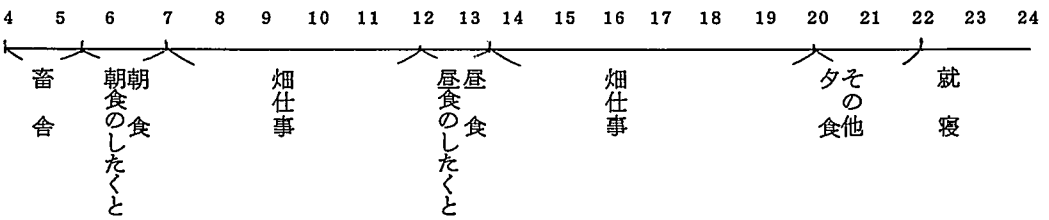
畑作と肉牛飼育

作 付 豆，ビート

生産労働は機械関係は夫がするが，他は夫婦が一緒に作業をする。家事は長女が手伝い，夕食のしたくと買物の一部を行なう他は全て妻の仕事になっている。

㉓の労働生活を妻に焦点を当てて捉えると，朝4時起床，4時から5時30分まで畜舎労働，5時半から7時まで朝食のしたくと朝食，7時から12時まで畑作業，12時から午後1時半まで昼食のしたくと昼食，1時半から8時まで畑仕事，8時に家に上がり長女の用意した夕食をとり，くつろいで10時ころ就寝する。労働時間13時間，睡眠時間6時間，食事・その他5時間となっている。

妻の生活時間



この他にも非酪農家としては△21，△22，△20 があるが，これらの層の問題を捉えると，畑作のみの18では共同ではあるが畑作業機を有しており，妻は労働は楽になったと言う。しかし作業機が共同であるため日中の使用は難しく，作業時間帯が早朝（4時半～6時）になっていることは問題であると夫は語る。△23では主な作業機は共同に所有しており，畜舎も個人では所有していない。経費面から機械・施設を現在以上増す計画はない。現在の一番の悩みは子供の送り迎えのため朝夕30分づつ時間をとられることで，これが労働面での障害になっていることである。とにかく毎日が忙しく，夫でさえも昼間はゆっくりテレビをみるヒマもなく，「このままやっていったら努力でよくなるのか，自滅していくのか」という不安をぬぐい去ることはできないという。△21，△24 では機械を導入すれば労働は楽になるが，しかし，費用が高すぎることが悩みとして語られている。すなわち，これらの層では機械の導入は共同所有でかろうじて可能になっているが，機械導入で労働は軽くなるといえども，作業時間を自由にできないという矛盾につき当っている。そして苦痛で（△21）家族との接触が稀薄化するほどの（△22），また家事が粗雑化する（18）ような長時間労働が，ここにもまた展開されている。

この層での現状克服の方向は，積極的に打ち出されていない。△23で「長子が手伝ってくれれば」という願望が語られているのみである。

(3) 結　び

以上，事例をひいて各機械化段階ごとの問題とその克服の方向を捉えてきたが，各階層ごとに異なった性格を持っていると言うことができる。すなわち，A層からは多頭化による労働力不足を機械化で解消するもなお解決されない労働力不足，資金面から体系化された作業工程を実現できないでいるところから生ずる問題，土地条件から機械が有効に使用できない問題，機械化による主婦の労働強化などの問題，1年中牛にかかりきりになり，休めないという問題等が浮び上がってきた。B層では，多頭化を目指すも設備面が充分でないために農繁期に飼料生産と牛管理が両立しがたいという問題，飼料生産関係の機械がほとんど共同所有されているところから生ずる労働強化の問題が訴えられている。C層では充分な機械化をなしえずかなりの長時間労働が展開され，主婦の家事労働を圧迫してきている問題が見い出された。

そしてこれらの克服の方向は，A層ではさらなる施設，機械の導入あるいは大規模化の停止が打ち出され，休日の設定等に関しては酪農ヘルパー制度の実施が考えられている。B層では実習性や機械の導入というような個別的解決方法と併行して，長期的な生活防衛の発想から経営共同，一貫した作業共同等が指向されている。C層では当面の労働力不足に対処するために出面を入れたり作業共同を組む等が考えられているが，現状に対してそれほど積極性のある指向は持っていない。なお，非酪農層については，家族内での労働力の調達を待つという消極的な思考しかみられなくなる。

表２－３－５　現在の生活に対する評価と要求

ケース番号	機械化水準	現在の生活に対する評価と要求
④	A	労働力が２人では無理な面がある。機械といっても人間が使うものなので自分が４０代に入れば牛の飼い方は変わると思う。たまには休みをとりたい。そのために酪農ヘルパー制度をつくろうと提案されているが，これはうまくいかないだろうと思う。仲間である場合はそれに代るものを作ったらどうかという話が出る。具体化していないが必要性を感じる。（夫）　若妻会や農協婦人部で３０代が中心になりつつあり，自分たちが団結しなければという気がでてきた。（妻）　孫をみなければならないので自由なまとまった時間はもてない。（母）
⑤	A	多頭化は機械・施設・労働面で大変。今一番問題なのは労働力不足。さらに一度に作った施設でないので作業が能率よく進まないこと。これは結局は施設に金をかけて改善し，労力を省くより仕方がないと思う。またサイレージは自走式ハーベスターを用いるが共同なので大変である。（夫）　１年を通じて自由になるのは７月だけ，通常は雨降りや冬期間に午後少し休めるだけ。頭数が増えると飼料が増えしんどくなっている。１週間に１度は仕事を休める日がほしい。せめて夕方早く家に上りたいが実習生でも入れなければ不可能である。（妻）
⑧	A	労働力不足だが，機械化でカバーしていくつもり。（夫）　牛にしばられ，毎日牛の顔ばかり見ているのはどうも。若妻会などさかんにして出て行ったり，レジャーを楽しんだりしたい。そのためには酪農ヘルパーを実現してほしい。また，現在年寄は孫のめんどうばかりみさせているが，もっと自分が家事をして自分のゆとりを作ってやりたい。（妻）　今家族が忙しすぎるのが心配。夫婦２人で出かけられないからヘルパー制度は必要。（母）
⑥	B	子供と顔をあわせない日もある。子供は７時半にスクールバスで行くが，自分と妻は牛舎，子供が帰るころは畑，牛舎が済んで帰宅すると子供は寝ている。牛が２０頭から３０頭になると急に忙しくなり，盆・正月はなくなり，近所づきあいもなくなり，心にゆとりがなくなった。労働力をあと１人ほしい。実習生でも可。しかし実習生を入れると家が狭くなる。ヘルパー制度を考えているができない。最終的には共同経営を考えている。（夫）
⑨	A	労働力不足。用事のあるときのピンチヒッターとしてヘルパー制を実現してほしい。また波状地なので効率的に機械をつかえない，飼料の施設が大ざっぱにしかそろっていないので忙しく，個体管理が手おちになる。これからは外的拡大よりも内的な施設・機械の充実を目指す。（夫）　機械化で一部はラクになったが，男の人が機械に乗ってしまうと女がこまいことをすべてすることになるから大変。（妻）
⑪	B	労働力が足りないので農繁期に牛の管理が悪くなる。今の共同のしかたは共同で機械をもち，中味は個人個人だから家族にムリがかかる。飼料生産作業を一貫して共同化したらと思う。また育成も共同化し個々の農家は搾乳だけにしたらもっと楽になるだろう。若いうちはいいが年をとると大変だし，１人でも病人がでたら大変だから共同組織をガッチリ作り直す必要がある。（夫）　日・祭日には休みをとりた

ケース番号	機械化水準	現在の生活に対する評価と要求
		いし，もっと子供を教育する時間が欲しい。人手の足りない部分は機械で補う(妻)。
14	B	良い牛を増していくつもりだが必ずしも施設の拡張につなげて考えていない。畑関係の機械は増したいと思っている。今のところ機械化で所得は倍増し，希望が出てきた。時間的に余裕ができ，生活が楽になり，レジャーなど人生に楽しみができてきた。(夫)　今，在学中の息子が手伝うようになると楽になると思う。(妻)
17	B	夫婦２人で３０頭が限度。無制限な牛・施設の拡大はしないつもり。部落では多忙になったので親しくつきあうこともなくなってしまった。(父)　わが家では労働力３人が限度だし余り金をかけない方向で可能性を追求していくつもり。(夫)　近代化で仕事は楽になったが女の人がもっと家事をする時間がほしい。(妻)　もっと嫁を手伝い，時間を与えてやりたい。(母)　家人は仕事で忙しく足(車)がないので他の人と話す機会はほとんどない。(祖母)
③	C	構改の結果苦しくなったが，苦しいながらものんびりやっている。労働力は足りない。資材不足。(夫)　やはり主婦として家事をやってゆきたいと思うが，今のところ家事は母にまかせ，自分が外で働くという形しかないと思う。(妻)
16	C	夫婦２人では２０頭しか経営できないが，労力面からみると牛だけの経営の方が楽。しかし，酪農の基礎がなく，経営に先行き不安があるので畑もやる。畑は苦労したわりには利益が上がらない。(夫)　構改で楽になった。どんな仕事をするのも楽。ありがたい，もったいないという気がする。家事は自分１人でやるが，仕事しながらいつ倒れるかということだけ気がかり。男の人にも家のことを手伝ってほしい。(妻)
19	C	牛は労働力の問題で大変だ。からだがあかない。５年後に牛をやめて畑と牧草に切りかえるつもり。(夫)　機械が入って便利になったが糞出しが大変である。(妻)
②	C	農業は結局は人に頼らず自分の家だけでやるべきだと思っているから牛も畑もやる。機械も個人で購入。全面共同はいろいろの問題があるから無理。現在労働力が足りない部分は出面を入れるが，送迎などで大変。(夫)
13	C	労働力が足りないので大きいものは共同作業にする。機械ばかりふえ，収入のわりに経費が大きい。(夫)
21	C(肉)	機械が入いると経済的にはつらいが，労働は楽になる。といっても根本的に労働不足なので時々つらくなる。(妻)　機械を入れたいと思うが，高いし，１年つかうとガタガタになる。共同はいい。皆で買うと安くつく。(夫)
22	C(肉)	入植のころはからだが楽でなかったが，精神的には楽だった。今は楽なようで借金に苦しめられている。畑つくれば農薬，機械を使えば費用がかかる。しかし暮しは楽になってきている。(夫)　子供たちとの対話がなくなっている(妻)。
18	—	近代化により仕事は楽になったが，自分たちの老化と後継者のことが一番心配。また入院中の母に付添ってやれないことが気がかり。女の人がもっと家事をする時間がほしい。(妻)　畑作業機は共同なので日中はつかえない。(夫)
23	C(肉)	労働力がない。せめて長子が手伝ってくれればと思うがまだ学校。毎日朝と夕方の

ケース番号	機械化水準	現在の生活に対する評価と要求
		子供の送迎３０分づつが負担。とにかく生産を上げれば生活はよくなると思って働く。今は昼間ゆっくりテレビをみる暇もない。このままやっていても努力でよくなるのか，自滅するのか（夫）
⑫	離	拡大による労働力不足で集会でのんびり話せない。手伝う余裕もない。ケガ人，病人がでたら大変だ。暇なしに働いて時代に追いつけず休日がない。働くわりに所得が少ない。忙しいので子供をかまってやれない。結局文化的生活をすることが近代化であるはずなのに金も暇もない近代化なんて。（夫）　都会では夫が１人働いていれば子供を大学までやれるのに自分らは朝から晩まで働いても大学へやれない。（妻）
⑩	離	現在やればやるほど傷口が大きくなる。見ばえはいいけど牛飼いには手間と金がかかる。（夫）
⑳	－	体が弱いので無理しないが，自分たちの老令化と後継者の問題が悩み。（夫）

第４節　結　び

１）　以上みてきたように，この大樹町Ｔ部落における２３戸の階層分化はすでにかなり激しい。年間販売金額からみて上層は1,000 万円以上に達しているのに，中層は５００万～ 1,000 万円，下層Ⅰは２００～５００万円，下Ⅱ層は１００万円以下層という形で区分せられ，下Ⅱ層は事実上，農村滞留層として位置づけられた。彼らはすでにその耕地を部落農家に対して小作に出している。ところで，かようなことはひとつの部落における階層区分または農業経営形態の相違を示すものであった。大きくいって上層は大型酪農に到達しているのに，中・下Ⅰ層には酪畑，畑と肉牛，下層Ⅱは畑作経営といった相違が看取された。

つまり，昭和４０年代以降，構造改善事業等を積極的に導入する中で「大型機械化酪農経営」確立を志向してきた旧Ｔ部落の各戸がこゝではあきらかに粗収入ではトップクラスをしめている。それに相応した経営基盤の相違はあきらかに存する。上層は搾乳牛３０頭以上，年間産乳量も１００ｔ以上に達しているのに，中層では１５～２５頭，５０ｔクラス，下Ⅰ層は１０頭以下３０ｔ以下である。経営土地面積をみても上層４０町以上，中層２０～５０町，下Ⅰ層２０町弱という相違が認められる。機械装備に関しても上層にはすでに「トラクター＋パイプラインミルカー＋バーンクリーナー」段階に到達している農家が存するが，中・下Ⅰ層は「トラクター（共同＋個人）＋ミルカー」段階である。しかしながら，第１節で検討したように農業所得レベルにひきよせて問題を解明すると上層と中層の決定的な差異はみられなくなる。

むしろ上層間での階層分化が顕著に認められる。すなわち，上層農は２４０～５８０万円となり，中層はほゞ２００～４００万円台に位置づく。つまり，現在形成されつゝある「上層」間における経営内容の相違があきらかに看取される。そこには所得率の差がある。畑作及び混同経営ではほゞ４０％の所得率を維持しているが，酪農経営の場合，実に７～６０％ときわめて巾のあるバラつきをしめ

す。このこと自体，「大型酪農経営」がきわめて急速に，しかも個別の「家」のもつ生産諸条件に強く規定されて展開していることを示めすものであるが，同時に現段階における「大型機械化」酪農生産そのものが，もはやかっての段階のように〝むら〟をひとまとまりとして営なまれるというより，するどく個別の「家」に分化して展開されていることをしめしている。つまりそれは仲間としての農民層の生産・労働一生活の立場を土台におくというより，現国独資体制下での〝資本の価値増殖の論理〟に主導されて「家」が個々にバラされるという形で「大型機械化酪農」の形成が展開せられているということを物語っている。大型酪農経営へいわば部落ぐるみで構造改善事業を導入していったのは旧T部落であったが，そうしてその層が現在，販売収入でみるかぎりトップクラスを構成しているわけであるが，この層自体の中に階層分化が認められるのである。そうして，それをかような形で受けいれなかった旧P部落の場合，その大宗は中・下Ⅰ層を構成するが，階層の別なく負債は少なく農業所得水準は総体としてあきらかに安定しているといえる。かような意味において旧T部落構成各戸の中に現に展開せられている諸相は，あきらかにかっての段階とは異なる総体としての日本資本主義発展の中でもたらされた「質」を典型的に具備しているといわなければならない。かような「質」をもった諸相は，前述のようにその所得率の相違の中に何よりも明瞭に看過されるが，所得率の差は第1節でみたように，㈠飼料代，㈡負債償還額及び金利負担，㈢生産諸過程における貸借料の相違にもとづいている。旧T部落構成戸を例にとっても乳代の中での購入飼料費のしめる割合は，中層の②が2.6％であるのに上層の⑪は41.1％をしめし，負債償還額及び負債の金利負担の粗収入に対する比率をみても，⑪が14.1％，②は3.1％である。また現T部落全体でみて，貸借料（たとえば農協所有のトラクターを利用してのサイレージ作業や耕起等）においても，粗収入に対する比率で16.7％―1.2%のひらきが現に看取される。

さて，現T部落構成各戸における生産・労働及び生活過程における諸相を，私たちは農家所得レベルにとどまらずさらに分析を深めたが，その結果㈠第1節でふれたように，余剰をたしかに生みだしている農家は，上層8戸中の4戸，中層8戸中の6戸，下Ⅰ3戸中の2戸にすぎなかった。上層での問題点がこゝでも浮び上がったが，私たちは，長・中期の負債の重圧のみではなしに，年々の農協との取引きをとおしての負債の累重農家が立ちあらわれている点に問題の深さが存することを指摘した。㈡私たちは，さらに各農家の家計費レベルでこの問題を捉えなおしたが，（「組勘」の範域において），農業所得に依拠する家計費水準では，すでに第1節図2－1－3でみたように，「家」としての上，中，下の各階層ごとの相違はあきらかに看取された。しかし家族員一人当たりでみると，上層の優位性は認められるが，中層と下層の差はあらわれなくなる。そうして下Ⅱ層は現実的にこれ以外の収入があるわけであるから，中層よりもあきらかに優位である。中層農はかなり生活水準をき

表2－4－1　家族員一人当り家計費水準

（単位万円）

階層＼家計費	50以上	50～40	～30	～20	～10	10以下	不明
上層	1	4	1	2			
中層		2		3	2	1	
下(Ⅰ)層				1	1		1
下(Ⅱ)層			2	1		1	

りつめて，現在の地位を保っていることがこうしてあきらかになる。かかる点においても上層農とは異なっている。

2）ところで，第2節で検討したように現段階におけるT部落構成農家の階層分化は，実はその「家」のあり方と密接不可分に結びついている。すなわち，前述した意味での「上層農」は，後継者を得て直系家族形態をとる「家」の形を現に保持している層である。T部落23戸中，直系家族形態をとるところ13戸，夫婦家族形態をとるところ10戸と，こゝでは第2部標茶町虹別地区Ⅰ・S両部落と比して直系家族の形をとる農家の比重は高いが，夫婦家族の形をとる農家は，いずれも大型酪農経営の形をとっておらず，また下Ⅱ層はいずれも後継者が流出して，とり残された老人夫婦世帯として特徴づけられることもこの十勝・大樹T部落の大きな特徴である。この中にはかって部落の営農をリードした層も含まれている。

現段階の「大型酪農経営」がそれ自体，政策的にも「家」にもとづく「自立経営」として措定せられ，そこを基盤として各種の財政投融資が上積みされている以上，「家」が現に如何なる発展形態すなわち，直系家族としてのそれを持しているか否か，ということはきわめて大きな問題とならざるを得ない。

しかしながら，すでに第2節，第3節で検討したように「家」としての直系家族形態をとる「家」ももはやかってのそれではない。第一に，次三男であるといっても就学後（学歴水準も上っている），「家」の自家保有労働力として機能することはない。たゞちに流出している。また就学中においても彼らは現実の問題としてほとんど補助労働力としても機能していない（小中学校においてもすでに農繁休暇はない）。さらに「大型機械化酪農経営」においては，主幹労働力として現に作動しているのは若い息子夫婦のそれである。老人夫婦は好むと好まざるとにかかわらず，生産的労働からは疎外せられている。したがって，現に「直系家族形態」をとる「家」においても，それはかかる生産的労働の側面において，もはやかっての「家」ではあり得なくなっていることは事実である。さらに，第2節で検討したように「家父長型」的構造をもつ「家」はもはや支配的なものではあり得なくなっている。とくに下層においてこのことは顕著である。また「家父長型」をとる「家」においても，現実の家族成員の労働ー生活過程レベルにまで下りて問題を解せきすると，妻それ自身が「家」の主要な意志決定の過程に参与せず，もっぱら生産的労働を長時間主担するというケースは上層の⑤[14][17]の3戸のみとなる。そうして「合議型」をとる④⑨⑪においては舎内労働を夫婦で協働する④でも1日11～12時間，妻がそれを主担する⑨⑪でも同　11～12時間の酪農生産にかかわる長時間労働が現実的になされており，妻の長時間労働は多頭数との関係，またとりわけ舎内労働の型との関係が大き

表2－4－2　　意志決定の型と家族構成

階層 / 家族形態 / 意志決定の型	上層		中層		下(I)層		下(II)層	
	直系	夫婦	直系	夫婦	直系	夫婦	直系	夫婦
家父長型	⑤[14][17]		②③[18]△22					①
合議型	④⑨⑪			⑫[16]	[13]	△23		⑦⑩△20
分担型	⑥			[19]△21				

（注）⑧，[15]は不明

く，単純に「家」が「家父長型」をとるという形ではおさえられないことはすでに指摘したとおりである。かような意味で全体として所謂家父長制的家の構造は，現段階において大きく変容しつゝあるということができる。つまり家族成員とりわけ妻の酪農生産にかかわる長時間労働は，「家」の「家父長的」であるか否かのその型の相違ではなしに，むしろ，本事例に関していえば前述の意味においての上層か否か，すなわち「大型機械酪農」の形態をとるか否かにかかわっているといえる。そうした中で，上・中層の酪農家が直系家族形態をとるメリットは，とりわけ母が妻に替って育児また家事労働を主担するという協働の型がみられるというところにあるといわなければならない。したがってそこに立ちあらわれている諸矛盾はすでに第3節にみたように，とりわけ妻にとっては，生産にかかわる長時間労働だけではなしに，育児・家事等農民生活の全般にわたっている。そこにはあきらかに「独占資本対農民」という現段階における基本的な階級矛盾が「家」のあり方，また「家」内諸成員の現実の生産・労働ー生活過程の中に直接的に立ちあらわれてきている諸相の一端が垣間みられるといわざるを得ない。

さて，以上本節で私たちがまとめてきたように現在形成されつゝある「大型機械酪農経営」は，農業所得，また経営の最終余剰のレベルにまで立ちいると，その経営の優位性が認められるのは⑤⑥⑰の三戸となり，とくに⑪⑨④⑫等は最終余剰がマイナスとなってあらわれる等大型機械化酪農をするどく志向する上・中層間での分化が目についたが，それればかりではなしに，それらの層は，現実的に他層に比しての酪農生産にかかわる長時間労働が特徴的であった。そうして収入においてもまた最終余剰においてもトップをしめる⑤⑥は何れも，負債償還及び金利負担率が他層に比して低く，また乳代に対する購入飼料費の割合も低い農家として特徴づけられる。しかしこゝにおいても家族成員とりわけ妻の長時間労働は他の上層農とかわりない。またこゝで注目しなければならぬのは，上層を含めて，中・下層とも最終余剰がマイナスの層は，いずれも「家」の型としては私たちのいう「合議型」をとっているという事実である。先に私たちは階層ごとにみた場合，「合議型」は中・下層に支配的にみられることを指摘したが，上層における「合議型」<④⑨⑪>のすべて，また中層における「合議型」のうち⑫は，あきらかに最終余剰マイナスの型に入るのである。このことは別の言葉でいうならば，上・中層においても，その経済状況がきわめて悪化している「家」においては「家」諸成員がまさにその総力をあげて，その「家」の将来への展望を「家」の意志決定過程においても体現しているということを示めしているということになろう。すでに前述のように，現段階において「家父長型」をとる「家」そのものにおいても，その構造はもはやかってのそれとしては把握できないが，「家」が大きな危機に直面している段階において，本事例において少なくとも私たちのいう「合議型」が現実の問題として立ちあらわれているという事実に注目しなければならない。そこにはあきらかに厳しい現実の労働ー生活過程下，「家」として，その危機を打開するための現実を生き抜く農民層の生活の営為が具現化しているといわなければならない。

ところで，そうした現実を生き抜く営為そのものは，こゝにいうまでもなく，たゆまず現実を生き抜いてきた農民層の「家」としての生産・労働ー生活史の過程をそのルーツとしてもっている。その累重的な重みを有している。彼らが生き抜いてきた現実の日本社会は，たしかに日本資本主義の発展にともなって幾つかの節をもって，いわば総体としての社会の発展として，好むと好まざるとにかかわらず，彼らの農業生産・労働ー生活過程をいわば外在的に規定してきた。農民層の生活史はそれに規定されざるを得なかったことは事実であるが，「家」を基盤として現実を生き抜いてきた農民層の立場に立って考えると，そこにはそうした総体としての日本社会の発展をいわば下から現実的に支えた生活の節々があきらかに存している。以下私たちは，こうした農民層の生活史レベルに立ちかえって，さらに本稿での問題をふかめよう。まず，私たちは，各農家の生業史を分析する。ついで「家」にもとづく農民層の生活史の諸相を日本資本主義の発展とのかゝわりの中で分析する。

第３章　「生業」の展開と「大規模酪農経営」の形成過程

小　序

本章での分析課題は，すでに前章でみた現Ｔ部落構成各戸の現状（昭和５０年）における，その「経営」体として（またその経営を支える各戸の家内諸成員の現実の労働ー生活過程が，それ自体，ひとつの史的ルーツをもっている以上，当然にそれを含意しての）かかえている諸問題が，如何なる史的文脈をもって形成されたかをあきらかにすることにある。前章でみた各戸のかかえる諸問題は，当然にその史的な累重的発展のルーツを有している。私たちが前章第１節で分析した各階層ごとの経営の内実の形成を史的分脈にそってあとづけることが本章の課題である。

ここでは，まず日本資本主義の展開にともなっての現Ｔ部落の「生業」史の展開をあきらかにし，ついで、現Ｔ部落構成各戸の階層的相違が如何なる形での生産諸要素の累重的蓄積の相違によってもたらされたかを解明する。そうして最後に，すでに前章第１節でみたように粗収入による区分での上層がかならずしも，経営・生活上での優位を物語っていないという事実にかんがみ，現Ｔ部落構成各戸の「経営収支」の史的文脈，如何にして，何時からかかる構造がもたらされたかをあきらかにする。当然そこには，果てしなき「規模拡大」を志向した層と，然らざる層との営農志向の相違が反映されることになる。なお「家」としての対応形態の分析は第４章以下の分析課題として残される。

第１節　Ｔ部落における「生業」の展開過程

表３－１－１は旧部落毎に現在在村している農家の主要な営農形態の変遷を示したものである。そして現在のＴ部落を中心的に構成している旧Ｔ部落を中心に「生業」の展開過程を時期区分するとおおよそ次のような五期にわけることができる。

第一期　入植と営農の確立段階（入植時～昭和１５年）
第二期　戦中戦後の農業生産の衰退と再建段階（昭和１６年～昭和２５年）
第三期　戦後畑作経営の発展段階（昭和２６年～昭和３６年）
第四期　冷害と酪農転換段階（昭和３７年～昭和４１年）
第五期　酪農専業段階（昭和４２年～現在）

以下この区分毎に「生業」の展開過程を具体的にあとづける。

（１）　入植と営農の確立段階

Ｔ部落の形成過程についてはすでにみたところであるが，現在営農を続けている個々の農家についてもそれぞれの入植の経過は異っている。現在の２３戸をみるとほぼ三つの相違がみられる。つまり，旧Ｔ部落の⑫を除く全戸は，昭和９年（または１０年）に入植した十勝拓殖実習場一期生であり，また19を除く旧Ｐ部落は戦前の一般入植，そして△20を除く旧Ｈ部落は戦後入植という特質をもっている。

同じ戦前入植でも旧Ｔ部落と，旧Ｐ部落とでは，入植の経過の相違から，初期の「生業」内容

は若干異っている。

表3－1－1　「生業」の変遷

旧部落名	階層	農家番号	入植年	昭和10年代	昭和20年代	昭和30年代	昭和40代前半	昭和40年代後半	昭和50年
旧T部落	上層	④	S 9	畑＋炭焼＋枕木＋牛	畑＋牛	畑＋酪	酪＋畑	酪 専	酪 専
		⑤	S10	畑＋炭焼＋枕木＋牛	畑＋牛	酪＋畑	酪 専	〃	〃
		⑥	S 9	畑＋炭焼＋枕木＋牛	畑（豆）＋牛	酪＋畑	酪 専	〃	〃
		⑧	S 9	畑＋炭焼＋枕木＋牛	畑＋牛	酪＋畑	酪＋畑	〃	〃
		⑨	S 9	畑＋炭焼＋豚＋牛	畑＋牛	畑＋酪＋豚	酪＋畑	〃	〃
		⑪	S10	畑＋炭焼＋牛	畑＋牛	畑＋酪	酪 専	〃	〃
	中層	②	S 9	畑＋炭焼＋木材＋馬＋牛	畑＋牛	畑（豆）＋酪	畑＋酪	〃	〃
		③	S 9	畑＋炭焼＋木材＋牛	畑＋牛	畑（豆）＋酪	酪＋畑	〃	〃
		⑫	S23		畑＋豚	畑	畑＋酪	酪＋畑	（離農）
	下層（Ⅱ）	①	S 9	畑＋炭焼＋枕木＋牛	畑（豆）＋牛	酪＋畑	畑＋肉牛	畑＋土地貸し	土地貸し＋畑
		⑦	S 9	畑＋炭焼＋牛→酪＋畑	酪＋畑	酪 専	酪 専	酪 専	土地貸し
		⑩	S 9	畑＋炭焼＋牛	畑＋牛	畑＋酪	酪 専	酪専→畑＋牛	土地貸し＋畑＋牛
旧P部落	上層	14	S 6	畑＋炭焼＋牛	畑（豆）＋酪	畑（豆）＋酪	酪＋畑	酪 専	酪 専
		17	S 8	畑＋牛	畑＋牛	酪＋畑	酪＋畑	酪 専	〃
	中層	16	S10	畑	畑	畑（豆）	畑＋牛	畑＋酪	酪＋畑
		18	S 9	畑＋馬	畑（豆）	畑	畑	畑	畑
		19	S37			畑	畑＋牛	畑＋酪	酪＋畑
	下層（Ⅰ）	13	S15	畑	畑	畑（豆）	畑＋牛	畑＋酪	酪＋畑
		15	S13				畑＋酪	酪 専	酪 専
旧H部落	中層	21	S21		畑	畑	畑	畑＋肉牛	畑＋肉牛
		22	S21		畑	畑	畑	畑＋肉牛	畑＋肉牛
	下層（Ⅰ）	23	S34		畑	畑	畑	畑＋肉牛	畑＋肉牛
	下層（Ⅱ）	20	S15	畑	郵便局＋畑	郵便局＋畑	畑＋肉牛	畑＋牧草	牧 草

凡例
- 「畑」＝畑作
- 「牛」＝有畜段階（4～5頭以下）
- 「酪」＝収入が30％以上になつた。（酪＋畑＝酪農収入＞畑作収入）
- 「酪専」＝収入が80％以上になつた。

（註）15は調査不能につき一部不明。42年以降の収入構成からみた営農形態の変化を参照。（表3－3－3）

旧T部落は、配分地が全くの未開墾地であったためにかなりの立木があって入植の当初は立木を切り倒し，抜根して耕起するという開墾作業を行なわねばならなかった。その立木は木材化しうるものは鉄道の枕木材として，その他の端材は炭焼にまわされ、入植当初の生計維持に役立った。

「立木はいいものは鉄道の枕木とし，半端ものや枝などを利用しては炭焼きをした。木炭は1俵３５銭で市街にはこぶと４５銭になるので馬をもっているものがはこんでいた。」⑧

「ずいぶん炭焼きをしたものだ。昭和９年から１５年頃まで７００俵は焼いただろう。」①

「（入植）三年目には木炭販売２００円農産収入３００円の粗収入平均の経営となり，純所得１５０円位のものが出て前途に光明を見出した。」(『大樹町史』７７０頁)

これに対して、旧P部落の場合は旧大農場の開放地への入植であったために，立木処分による収入はなかった。

しかし，旧T部落の場合も，開墾三年目ともなると立木の数も少なくなり，炭焼きなどによる収入に期待することもできなくなった。

「木炭がなくなってからの生計は牛が支えになった。つまり販売用としては豆を，生活費をえるのは牛という仕組みとなった。」「牛は入植時の申しあわせもあり，また道庁からの補助牛が一頭あり，産業組合が第三期拓殖計画による導入促進策をとっていたこともあったりして，徐々に頭数もふえていった。」⑥

「三頭も飼っているとかなりの生活費となった。」⑨

「牛などによる現金収入があるので肥料なんかは現金でパンパンかえた。」⑩

入植三年目の昭和１１年の秋までには旧T部落の全戸に一頭以上の牛が入った。旧P部落では14 17などは入植以来まもなく牛を導入しており，これらの各農家は今日まで４０年ほどの牛飼いの経験をもっている。この他，入植当初からの重要な動力源としての馬を少なくとも一頭以上は飼っておりその繁殖によっては臨時的な収入にもなった。

しかし乳牛の導入によって酪農化をはかったものの戦前段階にあっては，いわば畑作の補助的役割を担うにとどまり酪農化がそのまま進行し比重を増大することはなかった。

「昭和１５，６年になると畑作（豆）が軌道にのり牛もふえたが開墾中は手間がかかるので牛はあまりふやさなかった。」⑩

「実習場で習ったようにまず牛を二頭入れ２－３年で６～７頭にまでなったが，牛をふやしたのは早すぎて結局マイナスであった。開墾しながら畑をつくり，その上牛も入れなお子供の世話をしなくてはならず牛に手がかかると畑まで手がまわらなくなった。」⑩

開墾期にあって牛は家計を補助するための現金収入の手段でしかすぎなかった。

この期の作付内容は，以下にみる輪作計画表からその一端がうかがうことができる。

表3－1－2

輪作計画表（昭9年）

	1年目	2年目	3年目	4年目
第一区	えんばく	えんどう	ばれいしょ	中長、紅金
二	いなきび	大豆、紅金	えんばく	えんどう
三	そば、大豆	えんばく	えんどう	いなきび
四	菜豆るい	いなきび、ひえ	大豆	えんばく
五		大手亡、中長	玉蜀きび デントコーン	ばれいしょ、ビルマ
六		そば	いなきび	大豆、小豆
七			大手亡	小麦
八			そば	大手亡
九				そば

資料出所『大樹町史』

以上の如く，第一期にあっては開墾初期には立木の処理で，その後は乳牛の導入によって現金収入をえながら豆作を中心とする畑作に比重がおかれた営農基盤づくりがすすめられた。乳牛の導入は昭和６～７年の冷害　凶作の教訓によったものであった。

戦前段階にあっては若干の乳牛を導入した有畜畑作経営が営まれていたということができる。

(2)　戦中、戦後の農業生産衰退と再建段階

入植後５～６年すぎると開墾も一段落し，徐々に営農基盤も確立してきたが，この期に日本は太平洋戦争に突入し，この部落にも戦争の影響が直接・間接にあらわれてきた。

その一つは，生産の大黒柱たる男達の徴兵，二つは作付統制による作付制限であり，三つは強制供出であった。戦争による生産資材の不足という国民全体が一般的にうけたものの他に，これらの問題がふりかかっていた。労働力不足や生産資材の欠乏の中で，せっかく築いた営農基盤は消耗し　その生産物のほとんどが供出にあてられるために，自らの働くエネルギーの確保さえも満足のいかぬものであった。

「供出割当が過大にきて役人のみつもる半分もできない場合もあり，自分達の食べものも夏になるとなくなる有様であった。」⑨

「そうした中で強制作付がだされて，軍需作物である亜麻，燕麦などをつくらされるほか，豆やジャガイモなど主食になるものは全部供出の対象となった。」④⑨⑩

この戦争はこの部落にも数多くの傷跡を残した。中でも直接・間接の理由のちがいはあっても戦争をきっかけにして農家が多数やめていったことや　生産基盤が著しく荒廃・衰退したことは深く傷跡として残った。

生産基盤の荒廃の一例を，乳牛の飼養頭数により戦前段階と戦後段階のちがいを明らかにしたのが表３－１－３である。

表３－１－３　　戦前と終戦時の乳牛頭数比較

	戦前		終戦時	
	牛の頭数	年次	牛の頭数	年次
△ ①	6～7頭	15年	?	
△ ②	3頭	18年	1頭	20年
③	4～5頭	15、6年	?	
④	?		1～2頭	22年
△ ⑤	6頭	18年	1頭	20年
△ ⑥	?		1頭	20年
⑦	?		14～5頭	20年
⑧	6頭	18年	1頭	20年
⑨	5～6頭	15年	(牛の数はへらさなかった)	
⑩	5～6頭	15年	?	
⑪	5頭	16年	2～3頭	(19年)

△　兵役についた家

これによると旧T部落では戦前には総頭数5～6頭の飼養がなされていたのに対して，20年には一部の農家を除いて1～2頭水準にまで後退している。これには徴兵をうけたか否かということが決定的な問題ではなく，全般的なものであることは指摘しうる。*

*大樹村の戦時下の強制作付統計をみると，11,412.5町（昭和15年）となっており，全道及十勝の耕作面積が戦争により減少しているのに対して下降しなかった。つまり戦前水準の作付面積を維持していたということができる。昭和24年では7,643.9町（昭和19年の67%）に減少しており，当時1,395戸の農家数で一戸当り5.5町と戦前より大巾に減っているという。（十勝平均は耕地7.1町採草地も含めて，11.3町）これが昭和30年には，8,248町（昭和19年の77%）に回復し，農家975戸に対し，一戸平均8.3町と若干回復した。」（『大樹町史』357頁）

「昭和14年には土地39町，牛6頭，馬3頭と経営が順調にそだっていたのに昭和19年に徴兵されて20年にもどってみると、牛1馬1とすっかりふり出しにもどってしまった。土地は10町ほど手ばなし，（800円）10町ほど耕地化して，耕地で22－23町にした。」⑤

「18年に徴兵されシベリヤに抑留され，23年に帰ってきた。その間妻は四人の子供をかかえて帰りをまっていたが畑が荒れて豆がとれなくなっていた。それを回復させるのに10年もかかった。」①

「小さい子供3人を残して徴兵される。畑作を5～6町もしていたのに3～4町にへらして残りを牧草としていた。又牛も3頭のうち2頭を手ばなしていた。」②

牛の飼養頭数の減少に象徴される農業生産基盤の荒廃・衰退は，その後の営農の再建に多大な汗と時間をついやさざるをえなかった。それに加えて敗戦後の食糧不足は直接主食となる麦・バレイショ・豆（大豆・菜豆）を第一義的に要求する他，亜麻，ビートなどの工芸作物が供出奨励されるなど，生産基盤の回復をはかる間もなく土地を酷使した。

このように，開拓期以来蓄積して来たものを消耗し喪失させていったという点でこの期は，戦後の農業経営の再建にも少なからぬ影響を与えた。

昭和23年の⑥の作付内容は次の如くであった。〔ビート2～3町，バレイショ2～3町，大豆2町，麦2～2.5町，デントコーン2～3町，牧草3町，牛2頭，馬3頭〕

(3) 戦後畑作経営の発展段階

戦中，戦後の農業生産の停滞期が一応回復し，本格的な戦後経営がはじまるのは昭和25・6年頃以降であった。

この部落では戦後入植者も含めて豆を中心とする畑作経営が大きく発展していった。

この期における豆作経営のレベルでの動向についてはすでに第1章で述べてきたが，すなわち旧T部落にあっては，戦前に引続いて全戸が乳牛飼養をつづけ，30年代後半にあっては酪農収入が農産収入をこえるものもあらわれるなど酪農化のテンポは町レベルの先進的位置にあることを示している。それは旧H部落の14 17 の如く戦前からの乳牛飼養農家も同様であるが，他の旧H部落や旧P部落の各農家は、畑作専業を続けており，30年代後半に至って酪農と畑作の分化がこの部落で顕著になってきていたのである。しかし、この期の畑作は29～31年の冷害，凶作の打撃の結果、「寒地農業の確立」のかけごえの中で豆作中心から，ジャガイモ，ビートなどの耐冷作物に徐々に切替えられていった。しかし同時に酪農への転換も要請されていたにもかかわらず酪農専業への切りかえにはなお時間を必要とし，酪農をすすめる農家も；畑作との共存，つまり混同経営の形態をとっていた。

しかし20年代後半から30年代にかけての好調な畑作による一定の蓄積があって次の酪農経営への転換を徐々にはたすことができたことは事実である。

(4) 冷害と酪農への転換段階

昭和37年からはじまる戦後最も大きな冷害は，従来の豆作を中心とする畑作経営に大打撃を与えた。加えて，昭和36年に制定された農業基本法に基づく農政のあらたな展開も，大樹町の農業構造を転換させる契機となった。

T部落にあってもこの期は酪農化が一段と進んだ。この冷害以前から酪農への傾斜を強めていた旧T部落の各戸や，14，17は並行していた畑作部門をより縮少して酪農専業へとすすむ一方，従来まで畑作専業であった⑫13161919があらたに乳牛を導入することになった。しかし，旧P部落の18や戦後入植者の旧H部落はいぜんとして乳牛を入れないままになっている。

(5) 酪農専業化段階

連続する冷害の終わった42年以降に至り大樹農業の構造的転換はいよいよ明確になってきた。この段階にいたって，経営形態としては酪農専業は酪農＋畑作のいわゆる混同経営が支配的となる。そして乳牛の飼養頭数も著しく増加して，大規模経営あるいは多頭数飼育が問題となってきた。しかし，一方では畑作専業（18の如く）を続けるものや，旧H部落の場合のように，畑作に肉牛を導入するという新しい形態も出現するなど経営形態の多様化，分化がみられる。さらにT部落においては注目されるべき動きがでている。その第一は，乳牛を飼養していない旧H部落での飼料作物（牧草）の作付が，実は自給用飼料としてではなく，販売作物とするためのものであるということである。これは，酪農の大規模化にともなう自給飼料不足に対応したもので牧草生産部分のみを独立しておこなうものである。これと，軌を一にして大樹では48年にヘイキューブ工場を設け，近隣農家と原料の牧草供給契約を結び，町内大規模酪農経営に粗飼料の供給をおこなっており，旧H部落の場合もそこに牧草を供給している。これとは別に第二の動きとして農業経営は実質的に放棄しているにもかかわらず，一定の土地を保有し在村している下層(II)が，土地需要の大きさに対応して自分の保有する土地の大部分を小作に出すという動きもみられはじめた。

そして，階級・階層別にみると上層は酪農専業，中層は酪専，混同，畑専の三形態に分化，下層(I)は一部肉牛を取入れつつも基本的には畑作専業で牧草販売もおこない，下層(II)は，土地貸しをするという形態をとるに至っている。

第2節　T部落各階層における「大規模酪農」経営の形成過程

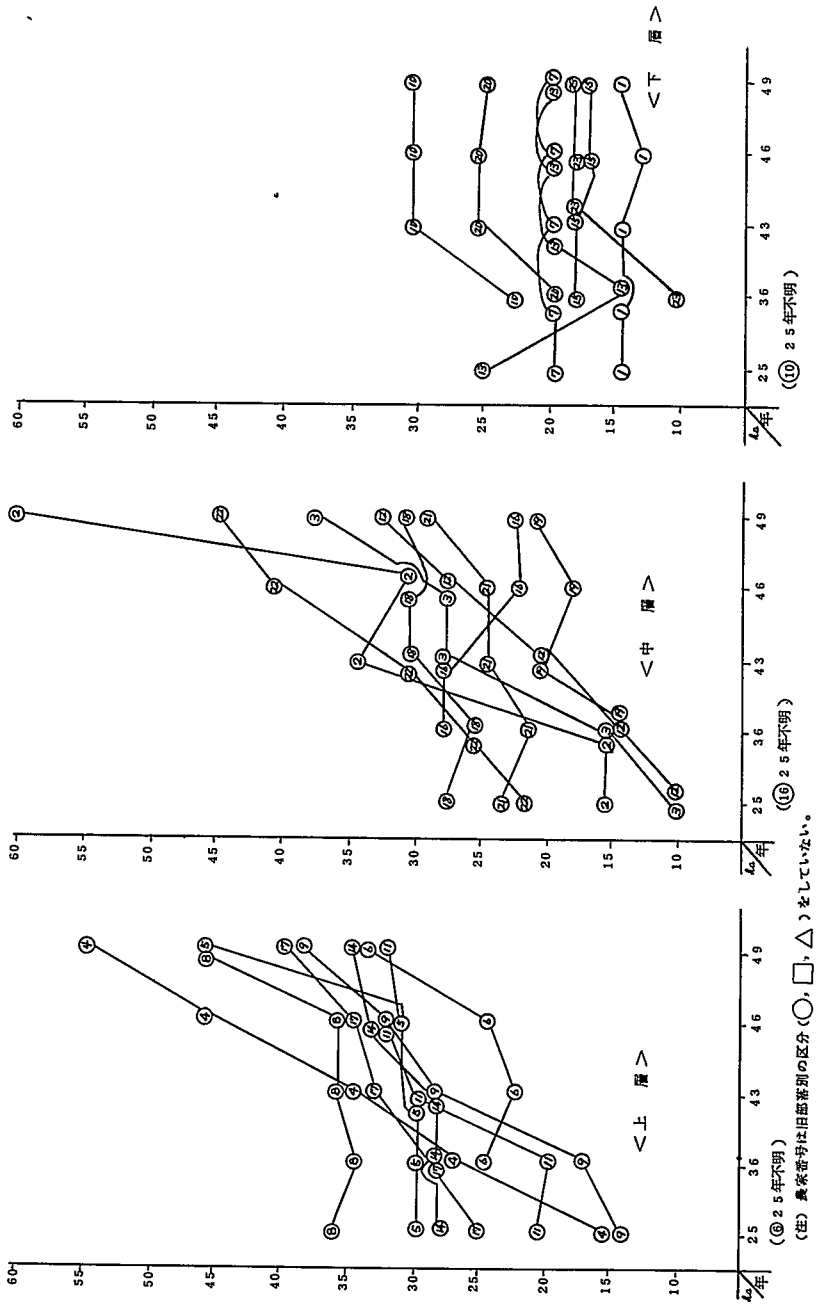
前節ではT部落の「生業」の展開を各期ごとに概括してきたが，ここでは，現在のT部落を構成する各戸ごとに，現在の階層差が史的に如何なる形で形成されてきたのかをあきらかにしよう。

第1項　各階層における「土地集積」の相違

まず私たちは酪農経営の前提条件の一つとして土地集積の過程について考察する。入植事情の相違から土地集積のプロセスも異っているが，全体として戦前入植者の集積度合が高い。(図3－2－1.)

ところで第二部においてみてきた標茶町の事例ではその全部が酪農専業経営を形成した中での階層差であり，また土地集積の差であったのに対して，大樹の場合は営農形態は酪農経営オンリーではなく畑作経営も少なからず存在している。したがって比較的粗放で大きな地積を必要とする酪農と集約度が相対的に高い畑作とでは土地集積のあり方や，土地面積の経営における意味も自づと

図３－２－１　階層別経営面積の推移



（⑥２５年不明）　（⑯２５年不明）　（⑩２５年不明）

（注）農家番号は旧部落別の区分（○，□，△）をしていない。

異なったものとしてあらわれざるをえない。そうした営農形態の差異についても前章第1節でふれたが，大樹町の土地集積の問題を考えるときに忘れてはならない点である。

さて土地集積の歴史的過程をみてまずいえることは，昭和３５．６年頃までとそれ以後とでは集積の仕方に大きなちがいがみられるという点である。つまり，昭和２５年頃の各戸の保有面積はそのまま３５．６年頃まで変化がみられず，入植から戦前段階までの土地集積の結果がほぼ引継がれているのみで，特徴的な構造変化があらわれていない。戦前段階ですでに２０町以上の集積を可能にしていた⑤⑧⑬⑭⑯⑰⑱などは２５年段階でも土地保有の上位にあったがそれは３６年の段階でもほとんど変っていない。わずかに④が１５町から２７町へ，㉒が２２町から２７町へと拡大しておくればせながら上位群への仲間入りをしているのが目立つ程度である。これは戦後の開拓や農業転入など農家創設が盛んで農地需要が高かったためでもあるが　畑作を主体とする経営形態であったことや，畜耕手刈という技術段階にいまだあったことも原因していたといえる。

しかし，それが４０年代以降になると急に土地移動が活発となり，保有面積の増大とともに農家間の格差も増大してくる。３６年と４３年の比較では①⑥⑦⑮⑯などのようにほとんど拡大しないものもみられるが，その他は経営面積１５～２０町層は２０～３０町層へと拡大し，②④⑧⑩⑰⑱㉒などは３０町以上の規模を確保するにいたる。さらに４６年と４９年の推移では年々の拡大のテンポが急で，３～６年の間に１０町以上の拡大をはかっているものもでてくる。つまり，一部の実質的経営放棄組を除いて経営を維持していこうというものにとっては土地集積は必須の条件となっていたのである。その結果５０年段階では５０町歩以上の経営面積に達するものもあらわれるという急成長がみられた。その結果個別農家の経営面積が全体として上昇し，また農家相互の格差も拡大した。

次に土地拡大過程の中で生じた格差によって生れた各階層毎にいかなる集積の特徴があるかをみてみよう。

階層的特質をみて指摘できることは，上中層と下層との間のあきらかに異なる動きである。上中層にあっては４０年代以降土地集積を積極的にすすめているのに対して，下層では３６年から４３年にかけて若干の拡大がみられるもののそれ以後はほとんどが増加せず停滞している。これは①⑦⑩㉑などのように現状維持せざるをえない老人世帯も含まれているが，⑬⑮㉓といった下層(I)もまた同様に拡大できないままである。

ところで集積がすすんでいる上層と中層との間にあってもその集積過程は若干異った動きがみられる。現在上層を形成しているものは２０年代からの比較的はやい時期においてすでに保有する土地が相対的に大きかったのに対して中層ではそれより若干下まわっていた。しかしその段階では農家間に決定的な階層的区分ができるほどの差異があったわけではない。それが今日のような決定的な階層的差異とみられるほどの差となったのは，４６年以降で，４６年には⑥を除く上層７戸が３０町以上を保有しているのに対して，中層では３戸がそれを可能にしているにすぎない。それも４９年までには中層も全戸拡大して上層にせまっており，階層間に一定のタイムラグを内包しつつも上中層の土地集積はここ１０年間活発にすすめられた経過をみることができる。

このように積極的な土地集積は上層の優位のうちにすすめられているのは上層の全戸が酪農専業という経営形態をとっていることと無関係ではない。酪専化の進展は前節でもみたように昭和40年を境にはじまっており，土地集積のテンポのはやさは酪農における土地需要の高さを反映していることはあきらかである。これに対して中層の場合も上層並の土地集積を可能にしている②③⑫な

どがあるがこれらの農家はそれぞれ酪専化の傾斜が著しいものである。これに対して，⑱㉑などの畑作専業，⑯⑲のような畑作の比重の高い混同経営では，４０年代に入ってもほとんど面積の拡大をおこなっていない。

このように３０年代後半から４０年にかけての数年間を境にして土地集積のあり方やその意味が大きく変化しており，それは機械化にともなう全般的経営規模拡大のほかに酪専化という営農形態の転換と密接な関連があったことは疑い得ない。

こうした個別経営における土地集積を可能にしたのは，すでに指摘した如く３０年代後半から４０年代にかけて急増してきた離農者の跡地の取得であった。さらに旧Ｔ部落にあってはかっての部落共有地２８町を昭和３８年に希望者に対して分割することで増地できた。（６人に対して平均４～５町であった。）

現在にあってもなお潜在的土地需用は酪農を営むものを中心に大きく，すでにその一部は借地という型で実現しており今後離農者が出た場合さらに経営面積の拡大はすすむものと思われる。

第２項　各階層における自家の保有労働力の変遷

ところでこの土地集積の相異が営農形態の差を含む階層差となってあらわれたのはいかなる理由によってであるかといえば，経営自体が「家」を中心とする「家族協業」である以上「家」のあり方，とりわけ保有する自家労働力のあり方と深く関連していると思われる。以下その点について検討する。

自家保有労働力の変化でまず指摘できることは，入植時期の差異と入植時の「家」の形態によって保有労働力のあり様が異るということである。（図３－２－２　㋑㋺㋩）

図３－２－２　㋑ 労働力指数の変遷

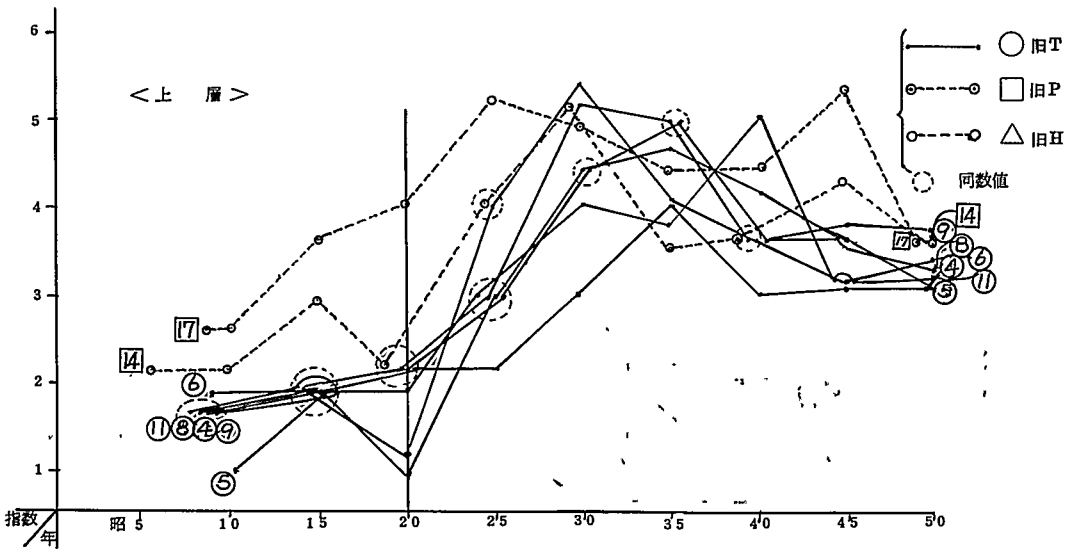


図３－２－２　㈰

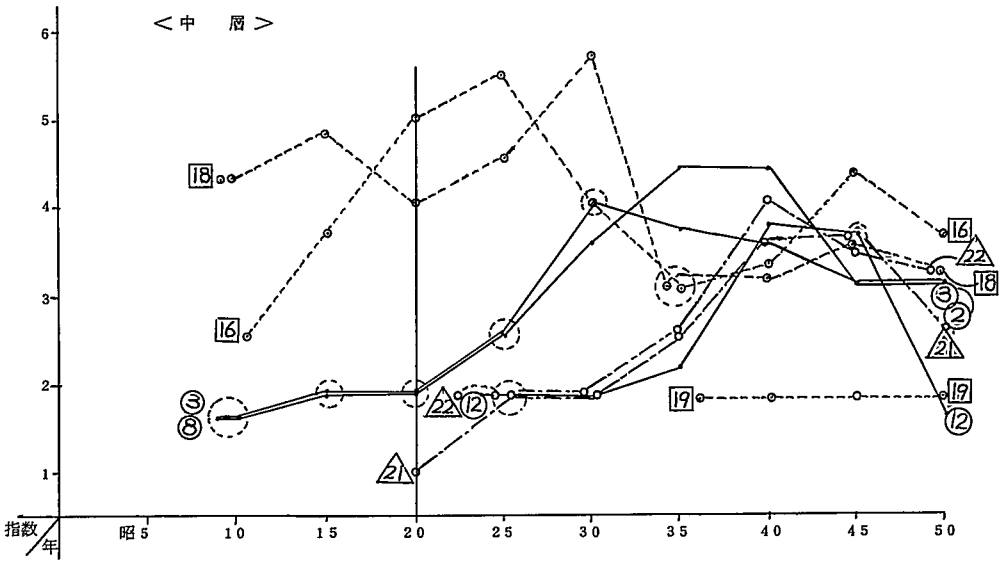
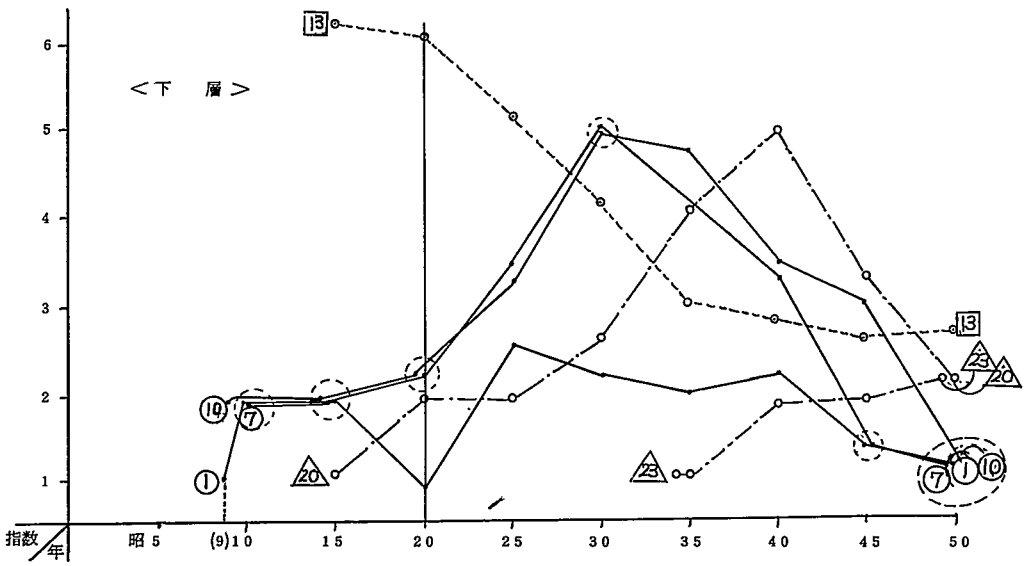

＜中　層＞
指数
年
昭5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

図３－２－２　㈱


＜下　層＞
指数
年
昭5
(9)10
15
20
25
30
35
40
45
50

上層は戦前入植者によってすべて占められているのに対して中下層は戦後入植者をそれぞれ含んでいた。特に中層の半数は戦後入植である。戦後入植の時期は終戦直後と35年頃の二つの時期にわけられるが、入植者はいずれも若夫婦のみの新しく形成された家族であるため保有労働力が少なく戦前入植者がその段階で3～5人程度を保有していたのに対してせいぜい2人にすぎない。中層の⑫㉑㉒の3戸が戦前入植者並の労働力を保有するようになったのは昭和35年以降になってからである。

このように，戦後入植者達の保有労働力はその家族の発展段階の差から自づと戦前入植者に差をつけられており，従って経営における蓄積においても遅れをとらざるをえない事情の一端を指摘できよう。

しかし問題は，同じ戦前入植者でありながら，一方は上層を形成しているのに対して一方は何故に下層に停滞しているかということである。旧T部落は，入植の事情がほぼ同じであることからそれがきわめて対比的にあらわれているが，他の部落の場合もほぼ同様の様相を示している。

旧T部落の場合は新家族を形成しての入植であり，その後の家族発展も各戸とも同様の段階をたどってきている。入植以来40年間たってみる時，その発展過程が次の世代との交替期である30年代後半に入って大きく二つの方向に分れてしまったことがわかる。一つは後継者をえて二代目による経営継承をスムーズにおこなったものと，もう一つは後継者をえられず，ついには老人夫婦のみに縮少してしまった場合である。

前者は家族の順調な発展のもとに，20年代後半から30年代にかけて成長した子供達の労働力を豊富に保有し，比較的粗放ながら大面積の畑作（主として豆作）をこなし，一方で若干の酪農を維持した。このように家族成員の成長とともに豊富な労働力を駆使して「家」としての蓄積をはたすことができた。そしてこの蓄積を前提として新しい世代の後継者は40年代に入って畑作から酪農専業へと転換をとげ，さらに規模を拡大するという課題を同時にはたした。この過程で進められた機械化はこの新しい世代が直接担当者としての役割を持った。まさにこの大きな経営の転換と拡大における新しい世代の役割は大きく，新世代が担うことによってのみ可能であったともいえる。30年代後半までにはほとんどの後継者は結婚して「家」は直系家族形態をとり，40年以後彼らは実質的経営主となった。旧T部落以外の場合も若干の時期の相違こそあれ，同様の経過を示している。

これに対して後者は，家族の発展とともに保有労働力を上昇させ，20年代から30年代にかけてある程度の経営内容を維持し，他の農家にひけをとらない状態であったが，結局種々の理由で後継者を得ることができず，それ以降は保有労働力は減少して遂には老夫婦だけとなった。これはまた実質的に経営維持から縮少へ，そして放棄・離農に至る道でもあった。①⑦⑩⑳などはその典型を示し，50年に離農が決定している⑫も戦後入植者ながら同様のパターンをとっている。

このように上層と下層の対照的な進展に対して中層は若干異った様相を呈している。この場合入植事情を同じくする旧T部落はほぼ上層と同様の動きを示す。20～30年にかけての保有労働力が上層では指数3～5であるのに対して中層は3以下の指数にとどまっている。また旧P部落の場合は労働力のピークは中層の⑯が25年に，⑱が30年にそれぞれあるものの，それ以降は上層とは異なり急速に労働力を減少させて指数3以下を続け，上層で3～5をそれ以後も維持しているのとはちがっている。しかし，中層は40年代に入ってからは上層が減少する中で指数3を維持して同水準となるが，⑯は後継者が未婚，⑱は後継者がいないなど，上層の安定した構成と比較

して不安定さは残されている。

以上の如く，今日の階層差をひきおこした自家保有労働力問題は世代交代にかかわる後継者の確保の問題，さらに当然にその配偶者の問題が大きく影響しているという形での「家」の世代的発展に伴なう「自家保有労働力」自体の多寡の問題をその基底においていることを知らなければならない。この問題については，第4章補説(2)及び終章で詳細に分析する。

第3項　農業構造改善事業と機械化の進展

ところでこれまで土地集積と家族保有労働力の関連をみてきたが，大規模化をみる上で忘れてならないのは機械化の進展の問題である。

酪農専業化と規模拡大が本格化した４０年代，T部落の場合では家族保有労働力の変遷をみると若干ながらも減少期に入っており，とりわけ４５年以降は全般的に減少を示している。労働力の減少と規模拡大という相反する方向は，トラクターを中心とする圃場作業での機械化と，ミルカーに代表される畜舎作業の機械化によって対立は緩和され規模拡大を可能にした。

次にその機械化がいかなる過程をたどったかにふれなくてはならない。しかし機械化も先の営農形態の相違に規定されてその進展の仕方も旧三部落では異なっている。旧部落毎に特にトラクターの導入過程を中心にみながら機械化の進展の特質を明らかにする。（表３－２－４）

大樹町のトラクター導入は，すでに３０年代後半よりはじまっていたが，４０年までは導入台数もせいぜい年間１０数台の増にとどまっていたのに対して４５年以降からは急増し５０年にいたってはほぼ一戸に１台の割合を示すまでになった。トラクター以前にも若干の小型動力機械があったが，大部分の農家では１～２頭の馬による畜力機械を利用する「畜耕手刈」の水準にあった。それ故トラクターの持つ大型馬力の能率には大きな魅力があったことはいうまでもない。しかし，導入の当初，そしてしばらくの間は個人または数戸共同で入れたトラクターに賃作業を依頼して機械利用がおこなわれていた。賃作業を中心とする機械化作業のデモンストレーション効果が大きかったのと，その後徐々につくられていた「近代化」政策にもとづく補助金及び融資等の制度が増加することに導かれてトラクターの導入，利用は急速な伸びを示している。

旧T部落で最初にトラクターを入れたのは④で昭和３６年に３２馬力のものを個人で導入している。しかし，部落全体で機械化をすすめるきっかけをつくったのは昭和39年に「ビート省力化事業」による機械の共同導入であった。これはビート増産，作付奨励を第一目的とするものであったが，当時ビートと酪農との結びつきが強調されたこともあって入れた機械はビート関係のみならず，牧草収穫機一式も入っていた。これに参加した農家は③④⑤⑥⑧⑨⑩⑪の８戸で不参加は①②⑦⑫の他５０年度段階ではすでに離農している３戸を加えた７戸であった。

これによって先の④の個人所有と新しく４０馬力，５５馬力の二台が加わり三台となった。しかし，部落の利用面積に対する機械の台数，能力は低く，日夜フル運転しても間に合わない状態であったという。そうした潜在的な需用に対する要因もあってこの部落にも「構造改善事業」の導入が決定され酪農専業化と機械化の両面でのテコ入れがなされた。

旧T部落における構造改善事業の概要は以下の如くである。

課題：　酪農経営を目標に逐次その乳牛飼養頭数が増加してきたがこれに伴い自給粗飼料が大量に必要なのと労働生産性の低い酪農施設及び人畜力を主体とした作業体系を改善し，近代的農業経営の改善の必要に

にせまられている。

目的： 乳牛の多頭数飼育による自立経営確立を主として飼料生産に必要な一連の作業機械を導入し，労働力の緩和を図って土地生産力の増強と省力栽培による良質飼料生産確保をはかり安定経営を高め，所得増大を図る。

構造改善事業の概要（事業区分の事業費分担区分，参加農家は表３－２－４を参照）

補助事業

A 一般農道整備事業

事業参加農家 9戸（①④⑤⑦⑧⑨⑪⑫Ⓐ）

事 業 費 456万円

B 経営近代化施設（トラクター利用組合）

事業参加農家 10戸（③④⑤⑥⑧⑨⑩⑪⑫Ⓐ）

事 業 費 1,432万円（*一戸平均自己負担75万円）

機械等の内容 （表３－２－６を参照）

融資事業

A 経営近代化施設

①乳牛導入	8 戸	700 万円
②乳牛舎	10 戸	1,000 〃
③サイロ	2 戸	55 〃
④ミルカー	4 戸	49 〃
⑤農 舎	3 戸	100 〃
⑥堆肥舎	2 戸	20 〃

B 関 連 事 業

草地改良	2 戸	84 〃

総 事 業 費 3,876 万円

うち 農家自己負担 2,774 〃

以上大樹町「農業構造改善事業実施計画」43.2より

*この具体的内容については表２－２－５の農業構造改善事業・事業区分別・事業費分担と表３－２－６農業機械導入計画を参照されたい。

これによってすでに共同導入されていた分とあわせ６台のトラクターが確保された。参加農家は先のビート省力化事業の時の８戸のほか，⑫と50年にはすでに離農していたⒶが加わり10戸であった。参加しないのは営農継続を断念していた①⑦と借金することを強くこばむ②の3戸で，①と⑦は農道整備に加わるということで名目的な意味ながら参加した。つまり②を除いて全部が参加した。この10戸はトラクター利用組合をつくり次の三つの班にトラクター2台と附属機一式を分配してそれぞれ共同作業班とした。第一班は⑧⑩⑪Ⓐ，第二班は⑤⑥⑫，第三班は③④⑨で，班わけは圃場の隣接状態を考慮してなされた。

表３－２－４　　トラクターを中心とする機械化過程　(大樹町・Ｔ部落)

旧Ｔ部落の場合	昭３６年	④　個人で３２馬力を入れる（Ｔで最初）
	昭３９年	「ビート省力化事業」による共同導入 機械〔トラクター２台（４０，５５馬力） ビート管理収穫作業機　草地関係一式〕 参加農家　８戸（③④⑤⑥⑧⑨⑩⑪） 不参加農家５戸（①②⑦⑫Ⓐ）
	昭４３年	「構造改善事業」による共同導入 機械ートラクター４台（４０馬力） 牧草関係作業機一式 参加農家１０戸（③④⑤⑥⑧⑨⑩⑪⑫Ⓐ） 不参加農家３戸（①②⑦） 既導入の２台とあわせて６台のトラクターを３つの利用班にそれぞれ２台をおきトラクター利用組合をつくる。
	昭４８～４９年	④⑥⑪がそれぞれ個人導入をおこない，更にⒶ⑩⑫の離脱もあって７戸に９台のトラクターを保有することになる。→これらがあって４９年に利用組合をやめて，トラクターは各戸１台以上を個人有化することにした。
	昭４９年	トラクター利用の共同はやめたが，次のような附属作業機は２戸以上の共同所有・利用をおこなっている。 〔スプレーヤー，尿撒布機，マニュアスプレッター，カルチベーター，フォーレージハーベスタ，ベーラ〕 ③　構改に入らず，サイレージの共同作業にも加わらず単独で農作業をおこなう。４６馬力のトラクターを４９年に個人導入。
	昭５０年段階における機械化内容 ・各戸に中型，大型のトラクター１台以上，牧草・乾草関係作業機一式があり「乾草」作業は個人で処理。 ・サイレージ作業は農協管理の自走式ハーベスターの賃貸（オペレーター付）で７戸（③④⑤⑥⑧⑨⑪）の循環による５戸の共同作業（各戸１人を手間替として出す。５～６人が組作業をおこなう）をおこないトラクター２～３台を利用する。	
旧Ｐ・Ｈ部落の場合	昭３７年	⑭⑰の２戸共同導入　３５馬力１台
	昭４２年	⑭⑰⑯⑲の４戸共同により　４２馬力１台を導入
	昭４５年	⑭⑮⑯⑰⑱⑲の６戸共同により　４５馬力１台を導入
	昭４５年	⑭⑰とＨの㉑㉒㉓の３戸の５戸共同で「ビート省力化事業」により２台を導入　ＰとＨで１台ずつわける。
	昭４７年	⑰個人導入　昭４８年㉒個人導入　昭４９年「肉牛増産事業」でＨの３戸で１台導入
	昭５０年	⑭個人導入　Ｐに計６台入り、各戸１台の利用が可能となる。

表３－２－５　農業構造改善事業・事業区分別・事業費分担（各戸別）

大樹町尾田地区Ｔ部落

集落・集団名	農家番号	農業構造改善事業																									
		補助事業									融資単独事業																
		土地基盤整備事業					経営近代化施設				経営近代化施設																
		一般農道					Tトラクター利用組合 トラクター				乳牛導入				乳牛舎				その他及関連事業				融資及自己負担計			
		受益面積	事業費	負担区分 補助金	公庫資金	その他	利用面積	事業費	負担区分 補助金	公庫資金	その他	事業量	事業費	負担区分 公庫資金	その他	事業量	事業費	負担区分 公庫資金	その他	事業量	事業費	負担区分 公庫資金	その他	事業量	事業費	負担区分 公庫資金	その他
Ｔ部落	⑨	5.3	263	198	53	12	23.0	1,432	694	590	148	2	600	480	120	1棟 110㎡	800	640	160						3,095	1,763	440
	③						20.8	1,432	694	590	148	4	1,200	960	240	1棟 66㎡	450	360	90	ミルカー	200	160	40		3,282	2,070	518
	④	5.0	249	186	50	13	28.3	1,432	694	590	148	4	1,000	800	200	2棟 132.0㎡	1,000	800	200	農舎	400	320	80		4,081	2,560	641
	⑧	24.0	1,193	895	239	59	24.0	1,432	694	590	148					1棟 132㎡	1,200	960	240	農舎	300	240	60		4,125	2,029	507
	⑤	6.0	298	224	60	14	24.5	1,432	694	590	148	2	600	480	120	2棟 166㎡	2,100	1,680	420	農舎 草地改良	300 480	240 134	60 34		5,210	3,184	796
	⑪	5.0	249	186	50	13	27.0	1,432	694	590	148	4	1,500	1,200	300	1棟 132㎡	1,600	1,280	320						4,781	3,120	781
	Ⓐ	13.5	671	503	134	34	16.5	1,432	694	590	148	2	400	320	80	1棟 128.7㎡	750	600	150	サイロ タイヒ舎 ミルカー	250 100 100	200 80 80	50 20 20		3,703	2,004	502
	⑥						20.8	1,432	695	590	147	1	300	240	60	2棟 115.5㎡	1,500	1,200	300	サイロ ミルカー	300 100	240 80	60 20		3,632	2,350	587
	⑫	7.9	393	295	78	20	19.6	1,432	695	591	146	7	1,400	1,120	280	1棟 660㎡	600	480	120	タイヒ舎 ミルカー 草地改良	100 85 360	80 68 100	20 17 26		3,977	2,517	629
	⑩						26.5	1,433	695	591	147														1,433	591	147
	⑦	15.0	746	559	149	38																					
	①	10.0	497	373	99	25																					
計		91.7	4,559	3,419	912	228	231.0	14,321	6,943	5,902	1,476	26	7,000	5,600	1,400	12棟 1048.2㎡	10,000	8,000	2,000								
																								合計	37,319	22,188	5,548
																								1戸当り	373 万円	221 万円	55 万円

表３－２－６　農業機械導入計画　＜尾田地区Ｔ　トラクター利用組合＞

機種	単価	年度別導入数				金額	備考
		1年目	2年目	3年目	計		
ホイルトラクター	1,550千円	1台	3台	台	4	6,200千円	40PS
装備品	45	(1)	(3)		(4)	180	オートヒッチ、タイヤチエン
ボットムプラウ	150	1			1	150	14×2
デスクハロー	170	1			1	170	18×24
ブロードカスター	139	1			1	139	直装式
ワイドワゴン	500		1		1	500	2トンWタイヤ
モアー	200	1	1		2	400	6呎
テッター	310			1	1	310	直装4リール
テッターレーキ	310	2	1		3	930	直装ベルト
フロントローダー	285		1		1	285	バケットフォーク
ヘイベーラー	1,250	1	1		2	2,500	索引式
フオレージハーベスター	2,000			1	1	2,000	索引ピックアップ ロークロップ
ヘイエレベーター	177			1	1	177	定置式
トレーラー	350		1		1	350	2トンWダンプ
工具	30			1	1	30	A
計		8	9	4	21	14,321	

これによりほぼ全戸が余裕をもってトラクター利用が可能となった。しかし，その後２～３年して④，⑥，⑪などが次々と個人導入し，一方では共同利用における管理上のまずさや　作業適期に利用希望者が集中するなど，管理・利用上の不便さが表面化してきた。またⒶや⑩が相次いで営農継続を断念し，５０年１月には⑫も離農が決定するなど離脱者も相次ぎ，共同利用における組織と運営に動揺が生れた。

「共同所有して利用していても管理が充分にいかない。結局共同導入も個人所有までの腰かけであり，これでは個人化もやむをえない。」⑨　という意見に示される如く，利用組合も一時的な機能をもつものとの位置づけがでて，４９年で利用組合を廃止し機械の個人化をはかった。（但し、一班は５０年段階でも⑧と⑪の２戸で共同利用は残っていた。）その結果５０年段階では第２章１節でみた機械所有の状況が生れた。

しかし、機械の個人化といってもトラクター本機を中心とするものが主で多くの附属機械はいぜんとして数戸または全戸によって共同所有されている。つまり利用組合の解体による個人化といってもすべての機械の所有・利用が個人段階で完結していることを意味しているのではなく、日常的に利用するもの、あるいは利用時の競合するものについては個人化し、他は数戸または旧利用組合のメンバーとの共同所有、又は自走式ハーベスターの例の如き農協という機関が所有しているものを組合せて利用するという形態である。その意味では作業内容に合わせた機械の利用と所有の区分とそれの組合せが多面的になりつつ、作業における個別農家の自立性を獲得する方向に進んだということになる。

このように旧T部落のトラクター導入過程をみると、はじめは共同導入　共同利用の形をとっていたが、個別経営の側の都合をみたす必要から、機械の全面的組合依存的な利用方式をやめて、個別経営における一定の自立性を確保しつつも完全に個別化するのでなく多面的な共同所有、利用の組合せをする形態へと移行していった。その中で上層を構成する者の先導的役割がみられたが本格的導入形態が共同でなされていたために機械の利用および保有に大きな階層差はみられず、下層を除く全戸に1台以上の割合でトラクターが入っている。

一方旧P及びH部落の機械化は旧T部落より若干の遅れがあるが似たような道筋をたどっている。

旧P部落で最初の導入は、昭和37年に⑭と⑰が共同で購入した35馬力のものである。（40%の導入補助をえたもの。）　その後42年には⑭⑯⑰⑲の4戸によって42馬力1台が入れられその後も45年に6戸共同（⑭⑮⑯⑰⑱⑲）で45馬力1台、更に旧H部落と共同で「ビート省力化事業」で2台入れ、それぞれ1台をわけあった。旧P部落では⑭⑰⑱が参加した。更に47年には⑰、50年は⑭がそれぞれ個人導入をはたしている。

このように37年以来この旧部落には計6台のトラクターが入り、上・中層の各戸1台の利用が可能となった。この過程で⑭と⑰の先導的役割が目立っている。

さて旧H部落の場合は45年になって旧P部落と組んで入れたのがはじまりで導入時期は前二の部落に比べてかなり遅れた。しかし、48年には㉒が個人導入をはたし、49年には「肉牛の増産事業」による導入をおこない、結局㉑を除く三戸に3台のトラクターが保有されることになり、ここでも一戸1台の割合の確保が可能になった。

以上トラクター導入を中心とする各旧部落毎の機械化の過程をみてきた。そこで共通してみられたことは、酪農専業化や規模拡大がはじまる40年以前までは、一部上層によって部分的、個別的にトラクターが導入されていたが、その後の経営規模拡大にもかかわらず、全体が充分な利用が可能になるような本格的機械化ができ上ったのは44～5年になってであり、その間若干のギャップがみられたことである。さらに導入形態では当初は先導層の個人（又は数戸共同）導入がおこなわれ、やがて種々の政策的誘導も加わっての共同導入利用がおこなわれて全般的利用を可能にした。その後は利用上の自立性の確保という点から、日常的かつ適期利用の必要な機械類（トラクター本機、牧草調整機など）を個人導入し、比較的利用頻度の少ないもの、適期利用による競合の少ないもの、又あまり高価なものなどは共同所有するというような分化があらわれる。又自走式ハーベスターの如く農協所有というものもあり、50年段階では個人部分をベースとして何種類かの共同所有・利用を重層的に組合せた機械化の体系ができている。

第4項　舎内労働力の合理化～その機械化の進展

以上はトラクターを中心とする圃場作業に関する機械化であったが酪農の場合もう一つ忘れてならないのは畜舎内における機械化・合理化の問題である。

畜舎内における主要な作業としては搾乳，飼料給与，堆肥出しを含む舎内清掃があるが多頭化の進展とともにこれらの作業量は増大している。しかしこれらに対応する機械化は現段階では未だ充分には進んではいない。

表３－２－７は旧T部落の場合の畜舎内の主要な機械化施設の導入年を示したものである。舎内施設で最も早くから導入されているのはバケット式ミルカーであるが，すでに３５年以降４０年以前にはほぼ各農家に入っていた。この時期は酪農専業にはいたらないまでも乳牛頭数で１０頭以上２０頭以内の水準にあり、手搾りでおこなうにしてもかなりの時間を必要とする段階にきていた。これをさらに一歩進めたのは４８～４９年に入りはじめたパイプラインミルカーで，それ以前のバケット式のように搾乳後の生乳を搾乳場所から冷却する所まで運搬する手間をはぶく点でより時間短縮ができる。しかし５０年までは中層にはまだ入っておらず上層に限られている。バルククーラーは⑥や⑪の如く４６年から入りはじめているが、ほとんどは農協からのリースによっている。これはパイプラインと直結することで，搾乳された生乳の舎内での運搬・貯蔵・冷却の手間をはぶき タンクローリー による集乳と結んで生乳の鮮度維持に役立っている。搾乳においては機械による一貫作業がほぼ上層では５０年段階でてき上っている。これに対して糞尿敷ワラなどの処理を含む舎内清掃に関する施設としてはバンクリーナーがあるが上層の一部に入っているものの未だ全体のものではなく今後の課題となっている。入れている農家も導入年に若干の差があるがそれも４５年以降になって入れており，最近になってからである。このようにパイプライン，バンクリーナーにみられる舎内の機械化は４８・４９年頃になってようやくそろいはじめたといっていいし，まだその整備の途上にあった。しかし，もう一つの重要な日常作業である飼料給与に関しての機械化は未だ導入されておらずミルカーをつけて搾乳している間に人力でおこなっている段階である。舎飼い期間の永い北海道にあってはこの舎内清掃と飼料給与の機械化，能率化は圃場作業の比較的ない時期のこととはいえ，労働負担の軽減・多頭化の更なる進展という課題を追求する上では欠かすことのできない問題である。

表３－２－７　　畜舎内主要機械導入年（旧T部落）

		バケット式ミルカー	パイプラインミルカー	バルククーラー	バンクリーナー
上層	④	３６年	４８年	４９年	４６年
	⑤	？	４９年	？	４９年
	⑥	？	４９年	４６年	×５２年(予)
	⑧	３８年	４９年	４７年	４８年
	⑨	４０年	？	？	？
	⑪	？	？	４６年	×
中層	②	４０年	×	？	×
	③	？	×５１年(予)	？	×５１年(予)

註）
× 導入していない
？ 導入年次不明
(予) 導入予定

第５項　階層別「多頭数飼育」の進展過程．

以上，土地集積と保有労働力そして機械化の変遷をみてきたが，４０年代において展開した酪農経営は，家族保有労働力の相対的な減少がみられる中で，構造改善事業などの制度的テコ入れをバックに機械化や施設設備の高度化をすすめることで労働生産性を高めつつ、土地集積をはじめとする規模の拡大をはかってきた。

次に規模拡大の具体的指標たる乳牛飼養頭数の変遷について検討する。（図３－２－３）

酪農経営の専業化は３７年からの数年にわたる連続冷害が大きい転換点となっていたが，乳牛飼育は戦前からの歴史があったことはすでに述べてきた。戦後も全戸にかならずというわけではないが数頭の飼育は維持されていた。それが、２８～３１年の冷害をきっかけとして酪農の見直しが強くいわれるようになり，旧ＴやＰ部落の⑭⑰などはそれを一歩すすめて３５年段階では５～１０頭の飼育頭数に達するようになった。そして３８年ではそれが更に増加して旧Ｔ部落の半数及びＰ部落の二戸（⑭⑰）は１０頭を越す経営として立ちあらわれていた。しかし，この段階でも畑作経営に比重があって，畑酪混同経営にとどまっていた。ところが３７～４１年にかけての連続冷害を経た４３年の段階では，飼養頭数２０頭以上の酪農専業農家群があらわれる一方で，今まで畑作のみであったところにも牛を導入するところがでてきた。つまり酪農後発グループであるが，せいぜい４～５頭の規模でしかなかった。この後発グループは⑫のほか⑬⑯⑲といった旧Ｐ部落の人々であった。この段階になり３０年代まではそれほど目立たなかった飼養頭数差が明確にあらわれるようになった。つまり、無牛農家から乳牛を入れたばかりの農家群，頭数が伸び悩み１０頭前後にとどまる農家群，そして２０頭以上の多頭化・専業化をなした農家群と，全く牛を飼養していない農家群，というように。

４６年にすすむと，頭数格差は一層広がる。そして④⑤⑥⑧⑨⑪の旧Ｔ部落の農家と，旧Ｐ部落の⑰の伸びは著しく，はやくも３０頭規模を形成していた。旧Ｔ部落は構造改善による畜舎の増築や施設改善も一段とすすみ本格的多頭数経営の段階をむかえた。一方昭和４２年に大樹町は道より肉牛生産基地の指定をうけたこともあって４２年に⑳が，㉑㉒㉓も４５年からというように旧Ｐ部落の農家を中心に肉牛の導入がはかられた。

このように４０年代後半には酪農専業化，大規模化が進む一方で，酪農家内部に明瞭な階層差を生ぜしめ，営農形態においても，酪農専業，畑・酪混同，畑作のみ，そして畑作と肉牛の酪畑併立，など多様なあらわれ方がみられた。

そして，４９・５０年段階においては，酪農経営の拡大をすすめてきた農家の中から離脱者を出す一方で，多頭化規模拡大が急速にすすむ。つまりすでに旧Ｔ部落の中でも酪農化から脱落していた①や，４０年代後半からあらたに⑦⑩が脱落し，⑫も又５０年に離農する一方，⑥⑨⑪⑰などはほぼ５０頭規模を達成し、中でも④は７５頭という急成長をしめしている。一方離脱にはいたらないが，後発グループはそれら上位層とは大きな格差を生じ旧Ｐ部落の⑯⑲などは旧Ｔ部落の②とともに２５頭に到達したにすぎない。

さて独自の歩みを示す旧Ｈ部落は，入植以来畑作を中心として，酪農への意欲を示していない。４２年からはじめた肉牛の導入も１５～２０頭にまでは伸びてきたが，未だ商品化にいたっていないところもあり，また牛肉の値段の不安定性もあって経営の中心的柱となるまでにはなっていない。

以上の如き経過を乳牛頭数の拡大の各段階別に階層毎にみたのが表３－２－８である。現在の

各階層がいかなる段階的発展をとげてきたかはあきらかである。

上層は４０年代を通して順調なのびを示しているのに対して，中・下層は後発であることも影響しているが，ある時期に伸び悩んでいる。この拡大期にあたる４０年代は１年といえども頭数増がみられないのはほかにおくれをとることになるわけで，それが２～３年の停滞が何かの事情で生ずると仲々とりかえしのつかぬ差となってしまう。

こうした酪農化過程において現在上層を構成するものの先進性はすでに３０年代においてみられたが，それらは又，旧三部落における酪農導入過程の差異をもあらわしていた。

つまり旧Ｔ部落では，戦前からの飼養経験を背景に，４０年代のはじめにはすべてが酪農専業化をなしとげるという経験をもっている。途中で数戸の離農や実質的経営放棄などを出しながら，５０年段階では４０～５０頭飼育の規模をつくり出している。そうした意味では旧Ｔ部落の営農している各戸は，経営上における大きな格差がみられず，全体として大規模化を成しつつあり経営を維持できずに放棄しながらも滞留している農家（下層(Ⅱ)の場合）とは対象的である。

これに対して旧Ｐ部落では，⑭⑰という部落での酪農先進部分が戦前からの飼養経験を引きついで，旧Ｔ部落の酪農化過程と同様の発展をとげてきている。しかし他の農家は全般的に乳牛導入が遅くまた畑作から酪農への切りかえもおくれ，専業化志向は持ちながら畑作依存が続いている。その意味で，畑作と酪農の併立をとる状態にあるが今後の農業事情によってはいずれかに傾斜することも考えられる。これに対して，酪農化の道を全くとらず，畑作に徹底するものもいる。⑱がその例であるが，旧Ｐ部落におけるこの分化した農業の志向性は旧Ｔ部落が全戸酪専化をめざしたのとは著しいちがいをみせている。

一方，戦後入植者の多い旧Ｈ部落では酪農を進めるにしても蓄積にとぼしく，酪農における資金や施設上の負担に耐えられないとして，乳牛の導入をしていない。しかし，畑作のみの不安もあって，４２年以来肉牛の導入をすすめている。肉牛による経営の安定化にはまだいたらず，肉市場の動向に左右されやすい状態にあり，経営として確立するには，まだ時間が必要である。

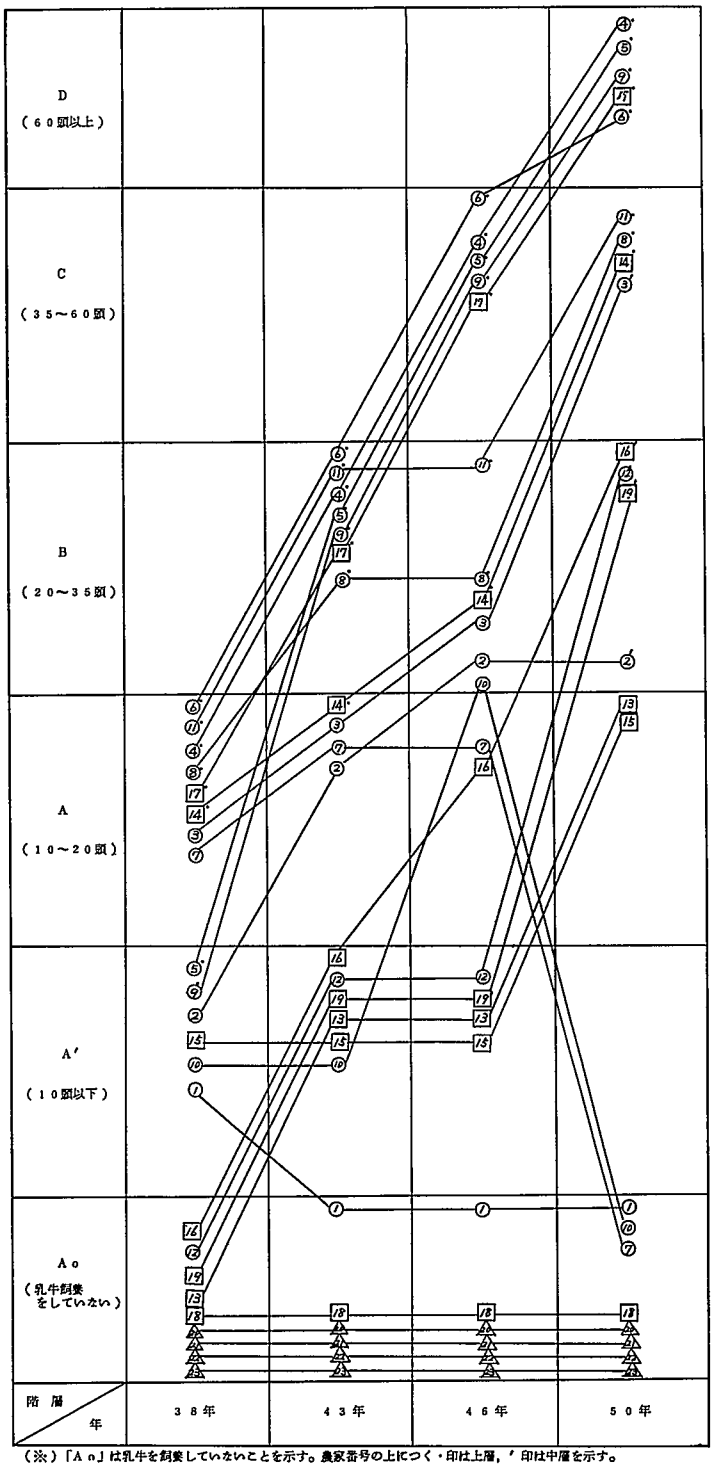
以上のように，現Ｔ部落２３戸の経営展開は，旧部落毎にきわめて異ったものをみせており，行政的統合がなされたものの今後も生産上におけるこうした分化はただちに統合できるとはいえない。

表３－２－８　乳牛飼養の発展段階（階層別）

発展段階＼階層	上　層	中　層	下層(Ⅰ)	下層(Ⅱ)	計
A→B→C→D	④⑤⑥⑨⑰				5
A→B→B→C	⑧⑪				2
A→A→B→C	⑭	③			2
A→A→B→B		②			1
A→A→A→B		⑫⑯⑲			3
A→A→A→A			⑬⑮	①⑦	4
A→A→B→A				⑩	1
計	8	5	2	3	18
畑作のみ		⑱			1
畑作と肉牛		△21△22	△23	△20	4
総　計	8	8	3	4	23

A…２０頭以下
B…２０～３５頭
C…３５～６０頭
D…６０頭以上

図３－２－３　　乳牛飼養の発展段階の推移



（※）「Ａｏ」は乳牛を飼養していないことを示す。農家番号の上につく・印は上層，′印は中層を示す。

第3節　「大規模酪農経営」の形成過程と経営収支にかかわる諸問題

T部落における酪農経営の展開を主要な生産諸条件である土地，労働力，機械，そして乳牛頭数について40年前後からの動向としてみてきた。以下においてはこれら経営の外枠がいかなる経営内容の展開であったのかという経営収支構造についての検討をおこなう。つまり第2章第1節においてあきらかにみられた農家諸階層がいかなる経営収支構造のもとにあってその差異を生ぜしめてきたのかの分析が本節の主題となる。

第1項　収入構造からみた諸階層

T部落を現在構成している23戸の42年以降の農業粗収入の年次別推移をみると，ほぼ三つの特徴的時期がみられる。第一期は44年まで，第二期は45年から47年まで，第三期は48年以降である。（表3－3－1，図3－3－1，図3－3－2 ㋑㋺㋩）

第一期は，おおよそ500万円以内にとどまっている時期で，農家相互にはすでに今日にみられるような階層が形成されているが，相互の格差が開く傾向はみられず，全体として，粗収入は微増を示している。

第二期は粗収入の伸びに階層差がみられ，特に上位層は年々伸びが著しいのに対して，中・下位層の伸びは停滞的で，相互の格差は広がっている。

第三期は，階層間格差はより拡大し，上位層の伸びが著しいだけでなく，同一階層内部での農家個々の伸びに差があらわれ，その結果，階層内に更に分化が生じている。

以上の三つの時期を通していえることは，40年代はじめにすでに農家相互に粗収入による格差が一定程度あったが，相互の差は相対的なものであった。しかしその後の経営展開の中では，農家間格差が決定的な階層間格差として立ちあらわれたということである。

これを49年の結果での階層区分による諸階層毎の動向でみると，まず上層は第一期では300～500万円台にあるが，第二期では年々その中心を100万円づつ上昇させて，第三期の49年には一気に1,000万円の大台を突破している。

中層は一期まで300万円以下でほぼ横ばいであったが，二期にあっては300～500万円台に移行するも上層ほどの伸びがみられない。第三期の49年にいたって急速な伸びがあって，500万円をほぼ全戸（㉓を除いて）が越える。

下層は，上・中層に比べて分散的な動きを示す。第一期では中層の大部分と同じ位置にあったが，第二期になると中層が300万円台に移行するのに対して，ほとんどが横バイかまたは若干の上下作用をくりかえし，下方固定的となっている。そして三期では①⑦⑩ ⑳ という農家は農産物販売収入を得ておらず，⑬⑮ ㉓ など少ないながらも販売収入をもつ農家との間に，分化がみられる。

このように，49年の実績による階層差は42年以降の粗収入の動向を通してみてもあきらかに階層的差異として貫徹しており，42年以降に特徴的なことは，そうした農家間差をより一層拡大させ階層的差異を明確に固定化するとともに，同一階層内部においても一定の分化を生ぜしめていることである。

ところで，これら粗収入額の年々の変化は先にみたように，大樹町全体が酪農専業へと進む中でみられたことであり，その進行具合は個々の家によっても様々なちがいを内包しており，収入においてもその内容に差異があった。農産物販売による収入は大きくわけて農産収入（穀類，豆類，

表３－３－１　　販売収入（粗 収入）額年次推移

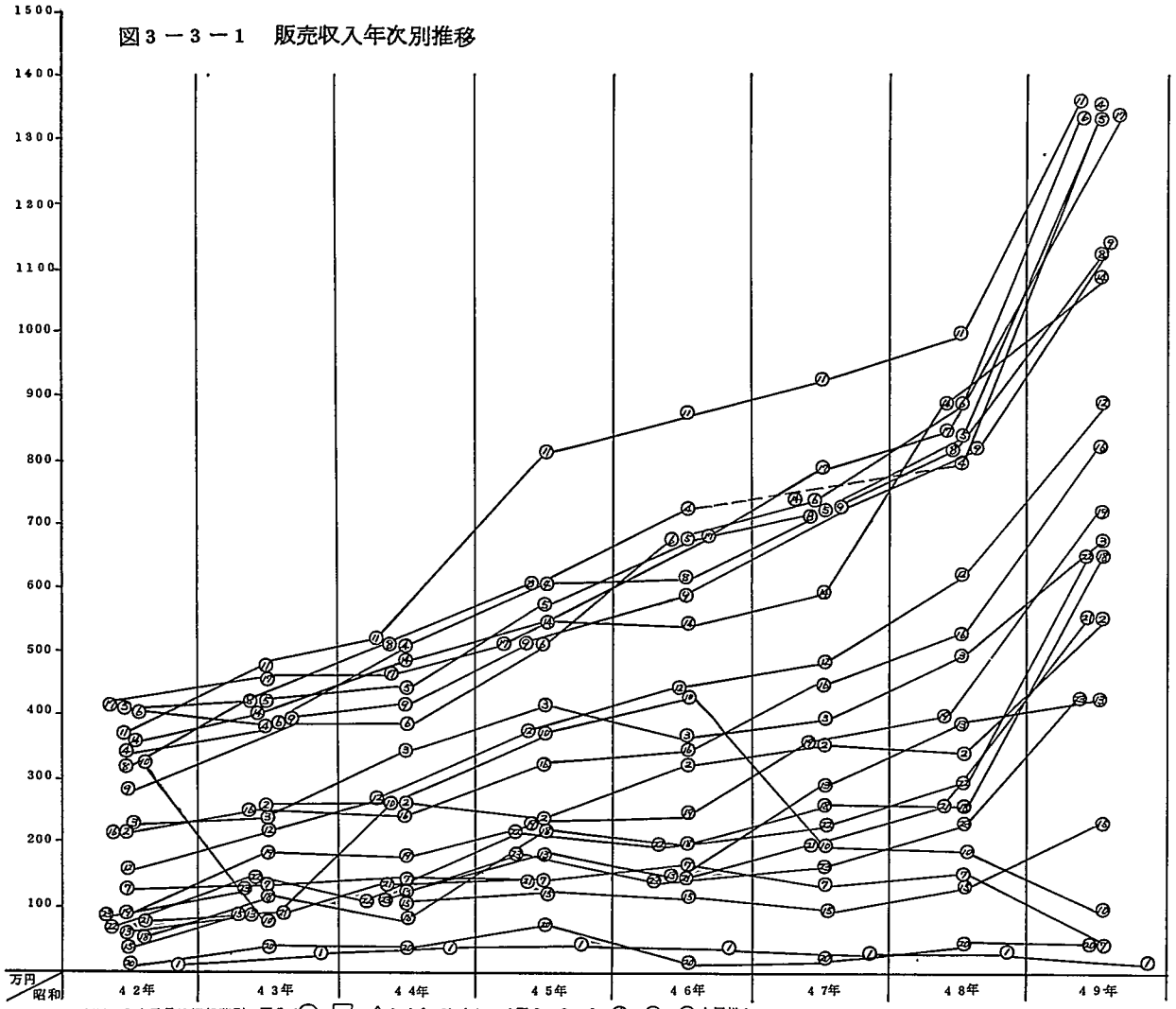
（千円）

農家番号＼年号		42	43	44	45	46	47	48	49	累計	年平均
上層	④	3,485	3,824	5,153	6,043	7,269		7,997	13,520	(47,291)	6,756
	⑤	4,164	4,200	4,478	5,920	6,680	7,154	8,364	13,446	54,406	6,801
	⑥	4,005	3,953	3,899	5,188	6,809	7,275	8,777	13,252	53,158	6,645
	⑧	3,456	4,333	5,160	6,033	6,180	7,062	8,028	11,138	51,390	6,424
	⑨	2,904	3,931	4,393	5,120	5,900	7,102	8,068	11,504	48,940	6,118
	⑪	3,857	4,959	5,108	8,058	8,718	9,239	9,686	13,422	63,047	7,881
	14	3,641	4,087	4,975	5,515	5,490	5,890	8,880	10,913	49,391	6,174
	17	4,111	4,870	4,696	5,146	6,856	7,828	8,372	13,305	55,184	6,898
中層	②	2,037	2,580	2,769	2,484	3,069	3,558	3,349	5,453	25,299	3,163
	③	2,108	2,462	3,582	4,183	3,563	3,911	4,851	6,692	31,352	3,919
	⑫	1,678	2,361	2,833	3,839	4,329	4,861	6,030	8,702	34,633	4,329
	16	2,170	2,426	2,545	3,218	3,454	4,434	5,248	8,277	31,772	3,972
	18	586	1,218	983	2,132	1,937	2,570	2,525	6,473	18,424	2,303
	19	987	1,859	1,757	2,316	2,374	3,501	3,973	7,286	24,053	3,007
	21	889	820	1,306	1,388	1,408	1,901	2,505	5,470	15,687	1,961
	22	852	1,459	1,299	2,192	1,729	2,041	2,814	6,409	18,795	2,349
下層(I)	13	569	926	1,223	1,783	1,632	2,811	3,762	4,374	17,080	2,135
	15	482	997	1,027	1,159	1,080	935	1,291	2,276	9,247	1,156
	23	980	1,295	1,213	1,805	1,549	1,635	2,304	4,314	15,095	1,887
下層(II)	①	246	246	339	414	255	100	236	0	1,836	229
	⑦	1355	1,300	1,458	1,453	1,526	1,315	1,446	460	10,313	1,289
	⑩	3725	789	2,775	3,817	4,166	1,937	1,773	727	19,709	2,464
	20	66	437	405	730	151	164	371	412	2,736	342

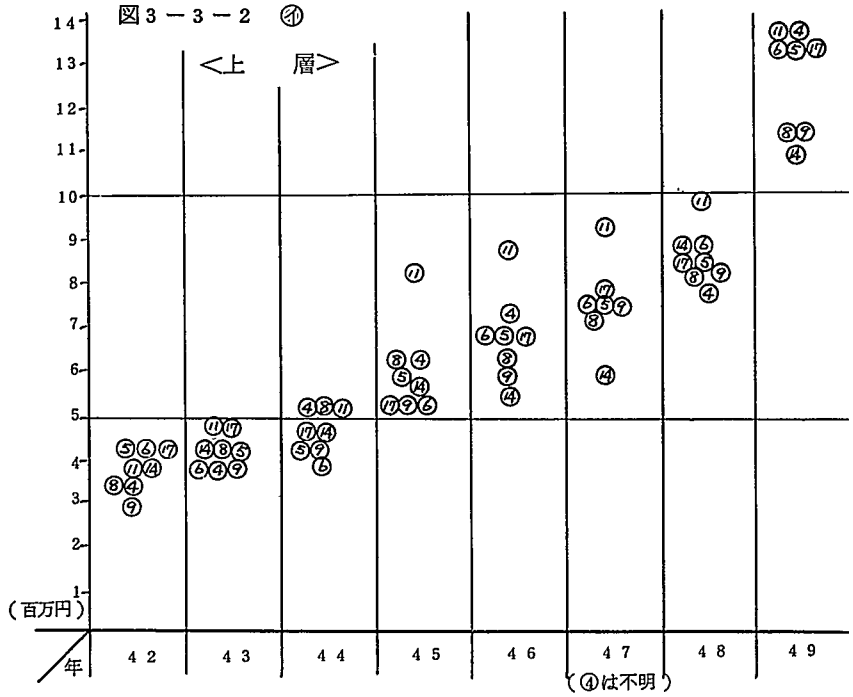
麦類，イモ，ビートなど）と畜産収入（生乳，肉，個体販売など）がある。粗収入内に占める畜産収入の割合の変化とそれに関連する経営形態の変化をみてみよう。(表3－3－2,表3－3－3，図3－3－3）

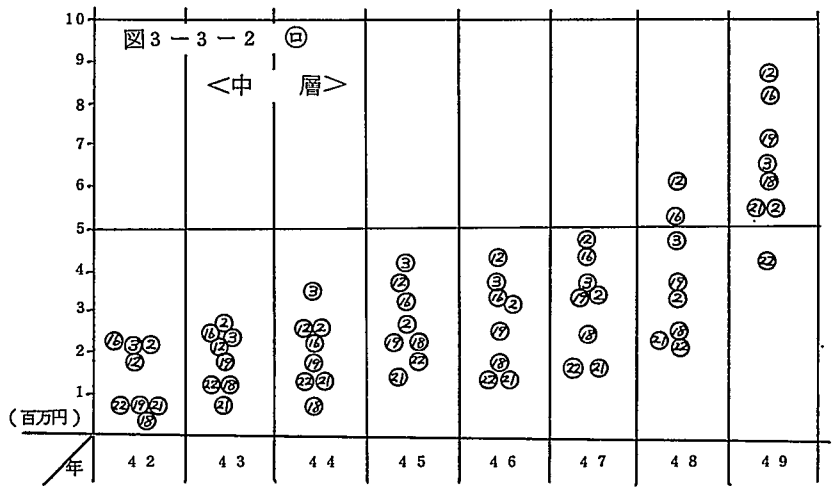
畜産収入は，４２年段階で５０％を越えるのは半数以上の１２戸であったが，８０％を越えるのは酪農専業の⑥の一戸のみで，他はまだ酪・畑形態が中心であった。その後三期にいたって町の平均テンポをうわまわって急速に酪農専業が増加してきた。

図３－３－１　販売収入年次別推移



（注）農家番号は旧部落別の区分（◯，□，△）をしていない。（図３－３－２　㋑，㋺，㋩も同様）


図３－３－２ ㋑
<上 層>
14
13
12
11
10
9
8
7
6
5
4
3
2
1
（百万円）
年
４２
４３
４４
４５
４６
４７
４８
４９
（④は不明）


図３－３－２ ㋺
<中 層>
10
9
8
7
6
5
4
3
2
1
（百万円）
年
４２
４３
４４
４５
４６
４７
４８
４９

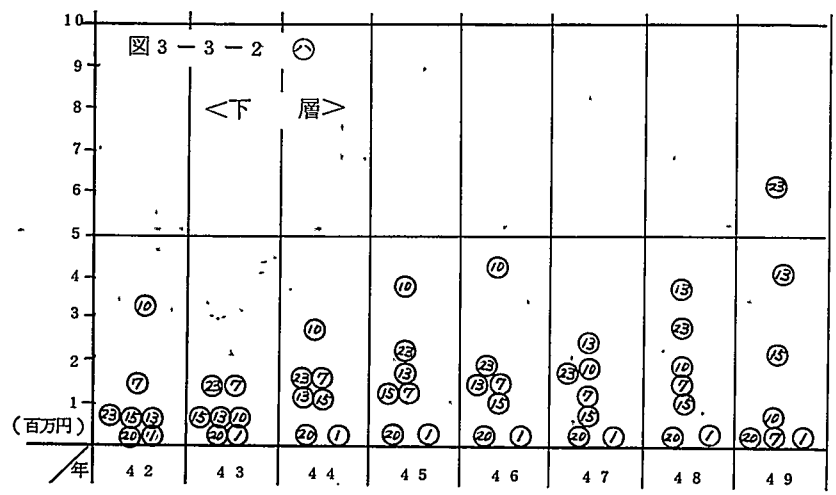

図３－３－２ ㋩
<下 層>
10
9
8
7
6
5
4
3
2
1
（百万円）
年
４２
４３
４４
４５
４６
４７
４８
４９

表3－3－2　　販売収入中に占める畜産収入の割合

（％）

	農家番号＼年	42年	43年	44年	45年	46年	47年	48年	49年	49年現在営農形態	備考
上層	④	58.9	58.7	65.7	72.9	82.0		92.5	92.7	酪専	
	⑤	54.7	58.5	78.6	80.2	85.1	78.2	79.4	92.7	〃	
	⑥	80.8	85.9	99.4	100	96.9	100	100	98.9	〃	
	⑧	52.3	54.9	72.0	74.9	76.0	76.7	80.1	80.0	〃	
	⑨	62.0	60.6	73.8	77.0	83.0	86.9	90.4	92.5	〃	
	⑪	68.0	74.4	81.7	79.5	83.2	75.4	77.1	89.1	〃	
	14	61.1	70.8	69.2	66.3	76.9	79.8	67.4	78.3	〃	
	17	56.3	74.3	77.9	82.9	86.9	87.4	85.5	91.9	〃	
中層	②	58.0	50.0	71.2	77.3	84.8	85.5	74.9	73.9	酪専	
	③	79.1	74.7	84.0	84.7	83.2	100	100	97.3	〃	
	⑫	21.3	33.3	47.7	47.9	61.0	59.4	61.2	79.2	〃	50年離農
	16	•19.4	32.9	46.6	53.9	55.6	49.3	53.9	56.9	酪・畑	
	18	•38.2	•11.7	0	• 4.3	• 4.7	0	• 9.4	•14.3	畑専	
	19	19.6	32.9	52.8	46.8	54.5	59.4	59.1	57.8	酪・畑	
	△21	0	0	0	• 1.5	0	•10.5	•16.5	•22.8	肉・畑	
	△22	•10.6	• 5.8	0	0	•10.6	• 5.8	•18.5	•19.0	畑専	
下層(I)	13	0	24.6	41.6	35.8	54.5	45.4	37.9	50.9	酪・畑	
	15	11.4	29.1	35.8	51.1	77.2	100	100	81.6	酪専	
	△23	0	•20.0	• 5.4	0	• 5.6	0	•34.5	•30.9	肉・畑	
下層(II)	①	0	0	•50.0	•24.2	•16.5	0	0	0	畑専	
	⑦	69.4	79.7	89.3	94.0	95.2	94.6	86.8	100	酪専	50年酪農廃止
	⑩	54.5	0.8	18.6	32.4	68.0	75.8	84.6	89.1	〃	〃
	△20	0	•41.4	0	•27.4	0	0	0	•18.0	畑専	

〔•は生乳以外の畜産収入のみ〕

酪専 … 酪農収入８０％以上
酪・畑 … 酪農収入５０～８０％
畑・酪 … 酪農収入２０～５０％
肉・畑 … 肉畜収入２０～８０％
畑専 … 畑作収入８０％以上

表3－3－3　　収入構成からみた営農形態別戸数変化

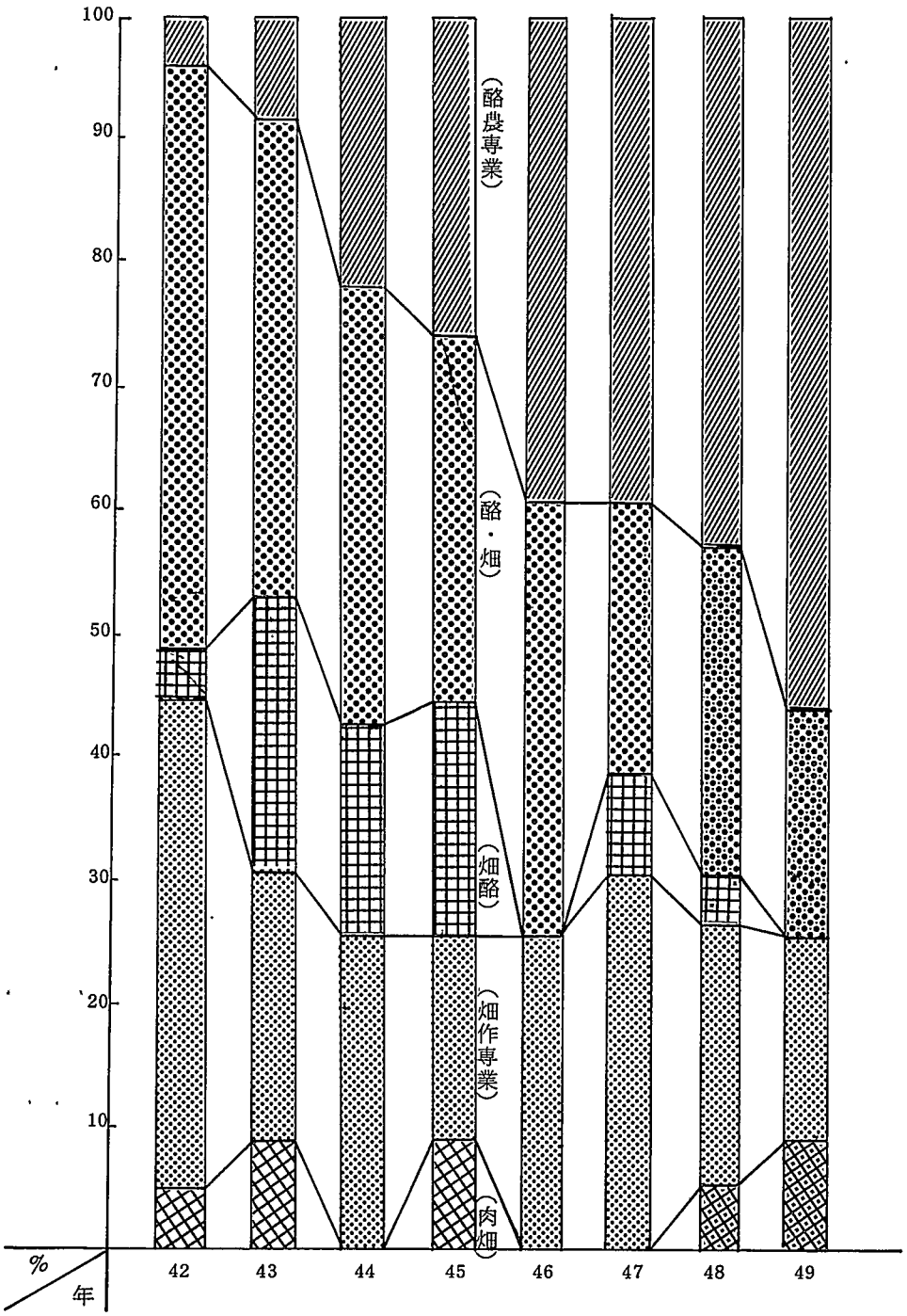
	年	42	43	44	45	46	47	48	49
実数（戸）	酪専	1	2	5	6	9	9	10	13
	酪・畑	11	9	8	7	8	5	6	4
	畑・酪	1	5	4	4	—	2	1	—
	畑専	9	5	6	4	6	7	5	4
	肉・畑	1	2	—	2	—	—	1	2
割合（%）	酪専	4.3	8.7	21.7	26.1	39.1	39.1	43.5	56.5
	酪・畑	47.8	39.1	34.8	30.4	34.8	21.7	26.1	17.4
	畑・酪	4.3	21.7	17.4	17.4	—	8.7	4.3	—
	畑専	39.1	21.7	26.1	17.4	26.1	30.4	21.7	17.4
	肉・畑	4.3	8.7	—	8.7	—	—	4.3	8.7

第三期に入ると17戸の乳牛飼養農家中，48年では10戸が，49年では13戸と大樹町全体の専業割合を上まわって専業化がすすみ，この地区の45年以降の急速な酪専化がうかがわれる。しかし，一方では依然として畑作も根強く，5～6戸が畑作専業となっていたが，近年になって肉牛の飼育もはじめ混合化がすすんできている。

階層的には，上層全部が42年段階でも畜産収入は50%を越え，46年以降は全戸が75%以上になり，48年には全戸が80%を越えているという進展をみせ，酪専が確立している。中層は乳牛飼養は8戸中5戸で，当初から畜産収入50%を越えていたのは2戸のみで，あとの3戸は45年頃にようやく50%に到達したにすぎず，49年にいたっても酪専は3戸にとどまっている。上層に比べて酪農化が進んでおらず，むしろ畑作維持，あるいは畑作と肉牛の複合を志向するものなど，経営形態に多様さが目立っている。下層は，中層と同様の収入構成を示している。ここでは，酪農専業と畑作とに分化がみられるが，収入構成において年次的に一定の傾向がみられず，かなりむらが目立ち，収入に不安定さがうかがわれる。

以上のように，急速な粗収入の上昇が，上層を中心に進められてきたのは，実は酪農専業化過程の結果であり，中層はそれが一段遅く進行していたことが明らかとなった。しかし，下層をみると畜産収入の割合が早くから高かったものもあり，酪農収入の割合の上昇だけが粗収入の増加を示すものでないことはいうまでもない。

図３－３－３　　営農形態別構成変化（Ｔ部落）



第2項　農業所得と所得率

粗収入の年々の増加が酪農の進展とともに進み，それを担った上層において特に著しいことをみてきたが，すでに第2章第1節でみた如く粗収入の高さはかならずしも所得額の高さを比例的に示すものではない。特に酪農のように，生産諸条件が多数複合されねばならぬ場合は，経営諸経費も複合されて，稲作や畑作に比べて高くなり，所得率は低くなる。従ってT部落のように，酪農単一になっておらず，畑作も含むところでは，粗収入の大きさに比例して所得の大きさをはかることはできない。（表3－3－4㋑㋺㋩，図3－3－4，図3－3－5参照）

農業所得の年次別推移をみると，42～43年は100万円以下群と100万円～200万円群とに2分されていたが，それが44年頃よりしだいに分化の方向がみえ，100万円以下から300万円台の間に分散する。しかし，49年はマイナスから500万円以上と，より上・下の差が拡大する。この傾向は，粗収入の推移に似た状態であり階層別にみると，粗収入において，中・下層より上昇テンポが早かった上層はここでも大体上位層をなしている。

しかし，上層の全部がそうなのではなく，一部は中・下層と混在する場合もあり，粗収入のときにはあまり目立たなかった階層内部の差が大きくみられた。とくに48・49の両年はこの傾向はきわだっており，上層の半数が中・下層と変りないか中層の上位よりは低い。つまり粗収入での上層が所得では上層となっていないという粗収入による段階区分をこえた順位が形成されていることがみられた。つまりこのことは粗収入の大きさはそのまま所得の大きさを表わしていないことを示している。この差異は，粗収入に含まれている所要経営費のあり方によって生ずるものであり，その割合の高低が，所得額に反映するために生ずることである。

図3－3－4　㋑

所得率年次変化（階層別）

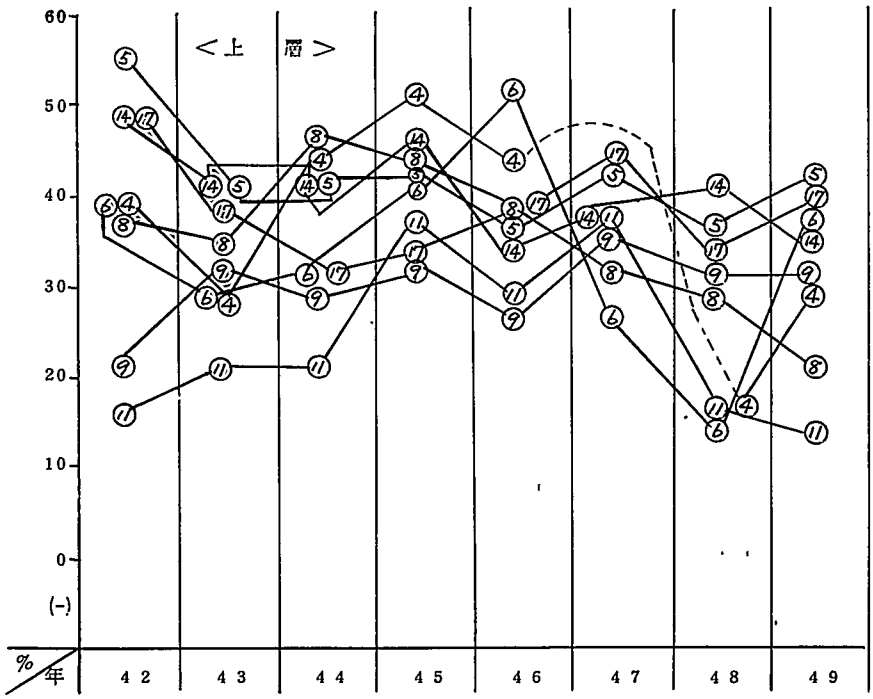


図３－３－４　㈣

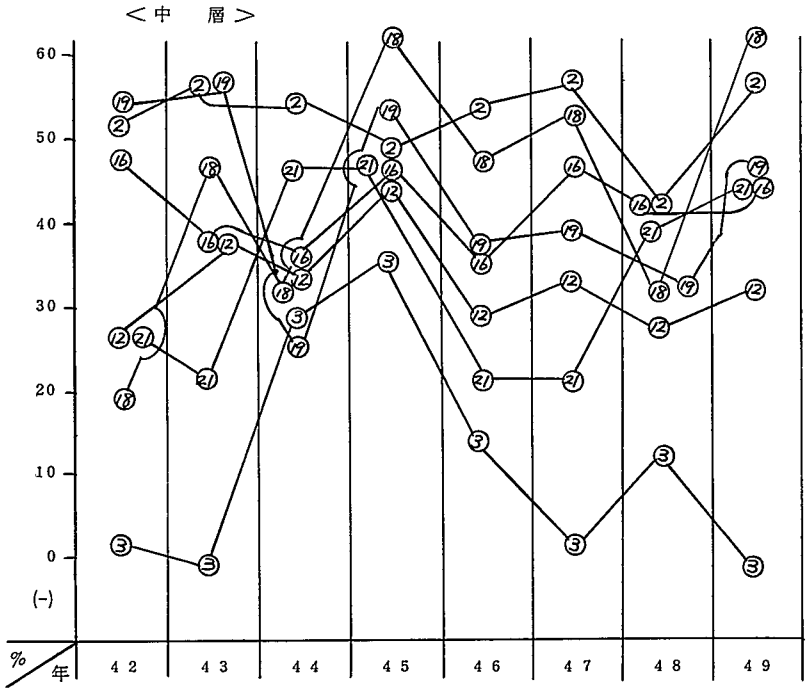

＜中　層＞
60
50
40
30
20
10
0
(-)
%
年
４２
４３
４４
４５
４６
４７
４８
４９

図３－３－４　㈥

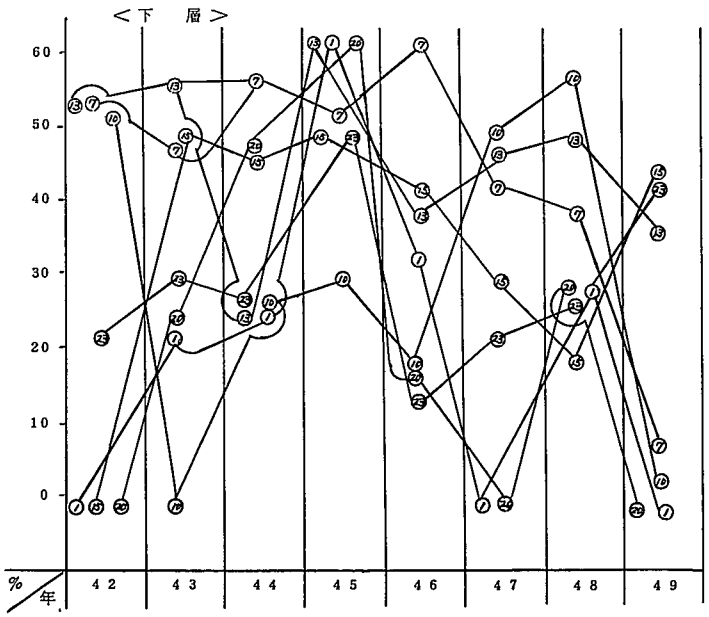

＜下　層＞
60
50
40
30
20
10
0
%
年
４２
４３
４４
４５
４６
４７
４８
４９

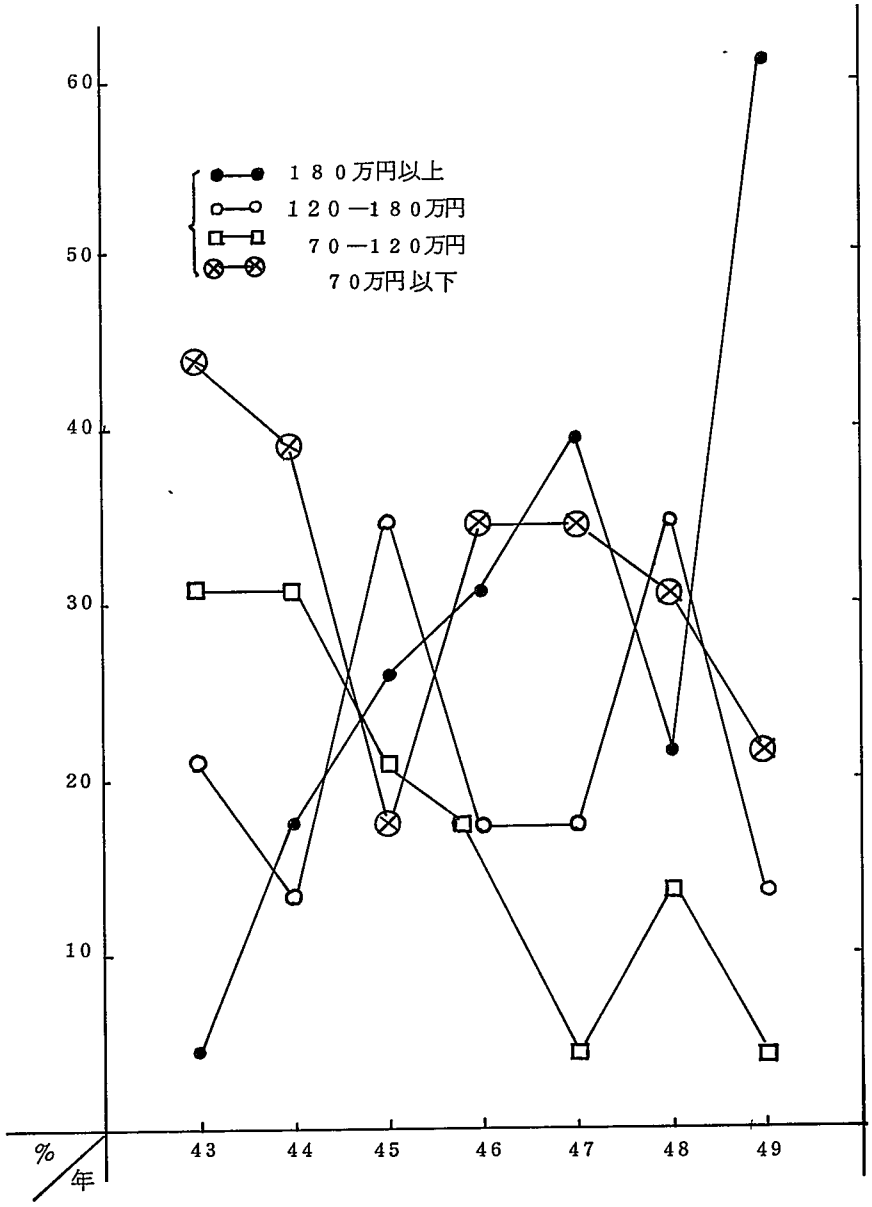
表３－３－４　　農業所得年次別推移

(千円)

農家番号＼年		42	43	44	45	46	47	48	49	累計	一年平均
上層	④	1,332	1,128	2,277	3,031	3,216		1,290	3,690	(18,245) 15,964	2,281
	⑤	2,283	1,780	1,963	2,526	2,375	3,006	3,125	5,521	22,579	2,822
	⑥	1,589	1,160	1,173	2,108	3,443	1,925	1,276	4,815	17,489	2,186
	⑧	1,283	1,532	2,349	2,650	2,248	2,254	2,361	2,355	17,032	2,129
	⑨	623	1,295	1,249	1,719	1,649	2,594	1,650	2,401	13,180	1,648
	⑪	618	1,049	1,031	3,136	2,487	3,427	1,534	1,995	15,277	1,910
	14	1,743	1,689	2,125	2,509	1,860	2,181	3,677	3,739	19,523	2,440
	17	1,952	1,888	1,441	1,737	2,692	3,415	2,862	5,190	21,177	2,647
中層	②	1,030	1,438	1,513	1,174	1,600	1,995	1,374	3,030	13,154	1,644
	③	19	▲ 847	1,044	1,473	479	75	566	▲ 201	2,608	326
	⑫	442	905	941	1,651	1,255	1,579	1,693	1,743	10,209	1,276
	16	1,021	908	905	1,438	1,209	2,090	2,200	3,610	13,381	1,673
	18	115	571	305	1,331	907	1,341	809	3,963	9,342	1,168
	19	533	1,040	447	1,245	918	1,368	1,267	3,323	10,141	1,268
	△21	226	169	601	659	281	388	975	2,360	5,659	707
	△22	334	724	433	1,215	147	277	622	2,814	6,566	821
下層(I)	13	298	512	302	1,133	626	1,307	1,795	1,530	7,503	938
	15	▲ 18	496	475	575	462	272	228	954	3,444	431
	△23	219	382	303	886	223	328	608	1,784	4,733	592
下層(II)	①	▲ 65	54	82	263	81	▲ 32	64	▲ 229	218	27
	⑦	726	617	811	740	927	547	554	28	4,950	619
	⑩	1,923	▲ 170	719	1,134	717	964	984	16	6,287	786
	△20	▲ 142	106	191	460	26	▲ 204	107	▲ 18	526	66

▲ マイナス

図３－３－５　　農業所得階層別割合の推移（Ｔ部落）



所得率の差を階層毎にみたのが図３－３－４㋑～㋭である。これによると，上層が高い割合を示しているわけではなく，むしろ中・下層のものの方が高い率を示しているものが多くみうけられる。そして，酪農経営であるが故に畑作よりも所得率が特段に低いというちがいもみられない。しかし階層別に年々の推移をみると明らかにその特徴がうかがわれる。

上層は，中・下層に比べて，所得率は高くはならなかったが，４２年を除いてほぼ３０％台に各戸とも平均的に集中しており，年により極端な変化がみられない。所得率において恒常的な割合を維持し，比較的経営が安定的であることを示している。とはいっても階層内の個々の農家毎にはそれぞれ問題はある。

（A）　⑤ ⑭ ⑰ の三戸は所得率が比較的高く年毎の変化も少なく安定している。

（B）　④ ⑥ は所得率で上・下にゆれ経営におけるあたり外れがある。

（C）　⑧はじめは上位にあったが４６年以降下降気味である。

（D）　⑨ ⑪ 所得率は各年次とも低く経営効率の悪さを示している。

これに対して，中層は２０～６０％という広い巾に分散し，年毎の差や農家間差が大きい。

（A）　②は４２年以来５０％台を維持しあまり年毎の変化なく安定している。

⑯ は②に次いで４０％台にあり安定的である。

⑲全体として上位にあるが若干年によりゆれがある。

（B）　⑱ △21 いずれも年毎のゆれがはげしく不安定である。

（C）　③は他と比べて極端に低く全く経営効率が悪い。

⑫ ３０％前後にあるものの全体的に低い割合で効率は悪い。

さらに下層にあっては，上層とは全く異なり，極端に分散的であり，中層の如く格差があるにしても，農家毎の年々の所得率に上・下のゆれが極端に出ているという点でも中層とも異っている。ただ４５年には７戸中６戸までが５０％の高い割合をそろって示しているが，これは畑作の豊作年で，中層においても４５％以上が７戸中６戸あることからみてもわかる。所得率が年によって上・下にゆれるのは，経営効率が悪く，あたり・外れのあることを示しているが，そのことは経営そのものの不安定さと同時に，経営による蓄積の目安をたてにくくし，結局は経営の拡大再生産に支障を生じているといえよう。個別の農家の特徴を示すと次のようである。

（A）　⑦　４９年まで中層並の経営をしていたこともあって前半は５０％前後と中層の②に似ているが，４７年以降下降気味で４９年には１０％以下となり酪農をすべてやめてしまう。

（B）　⑮　４２年を除いて４０％台を維持していたが，４７・４８年と一時下降し，４９年又４０％台に回復。

⑬　４５年までは上・下のふれが大きかったが，４６年以降は４０％前後に定着気味。

△23　４５・４６年を除いて２０％台を停滞，４９年には４０％までアップ。

（C）　①⑩△20　いずれも上・下のふれが大きく経営効率が全く悪い。

以上の如く，粗収入に対する農業所得の額は生産に要する諸経費のかけ方によって決まるが，それは各階層的差異と個々の農家間の二重の差がみられた。そして，結局，所得率が比較的安定的恒常的なのは上層であり，中・下層はそれに比べて年々の数値にゆれがあり，経営の不安定性が反映していることがうかがわれた。しかし所得額で中層の一部が上層の一部をしのいでいることは，経営内容における上層の絶対的優位さを証明しておらず，経営規模の拡大をはたしつつある上層にも生産効率の問題点があきらかに存在していることがみられる。

その点で，この上層の優位さは相対的なものでしかないということが指摘できる。

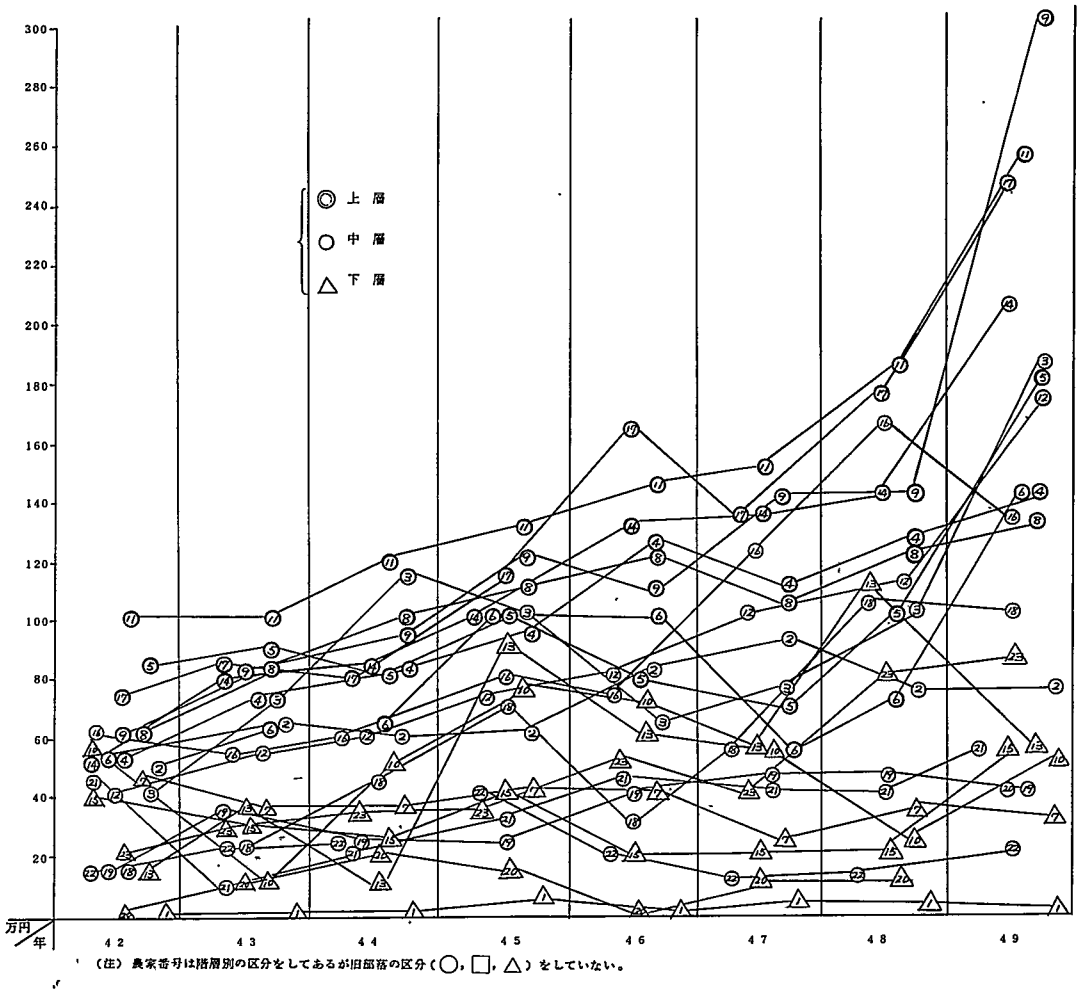
第3項　経済余剰と最終余剰　～家計支出と負債～

しかし，これで経営の再生産がすまされるわけではなく，いわゆる農業所得のみではまだ経営の再生産過程を知る上では不充分である。

次に，いわゆる経営主体の再生産にもかかわる家計費があり，農業所得はそれを充分に充当しうるものでなくてはならない。その家計支出分を控除した経済余剰が次の再生産の投下分となる。

家計費（組合勘定にみるもので正確には別途収入による支出は含まれていない。）の年次別推移をみたのが図３－３－６である。全体として４２年～４４年頃までは１００万円を越えない範囲であったのが，４５年頃より上層で１００万円を越えるものもあらわれ農家相互の差が徐々に開い

図３－３－６　　家計費支出の推移



（注）農家番号は階層別の区分をしてあるが旧部落の区分（○，□，△）をしていない。

てきている。４８年には中層も１００万円を越えるものがあらわれ，上位が更に高くなり上限は２００万円に近づこうとしている。そして４９年は第２章１節でもみたように上層における支出額が１３０～３００万円にいたる大きな巾がありながら，全体として，前年よりも大巾にアップし，中層は上層より若干下って３０～１９０万円に分散し，下層は６０万円以下と上・中層よりは全体にかなり下廻っている。全体的に農家相互間の格差が開いていく過程が看過される。

このような，家計支出の動向は，個別の農家における消費単位との関連でも生ずることであるが，階層的に差異がみられることは，やはり農家経済の事情に規制されていることを示す。

次に家計支出を控除した残りのものが経済余剰となるが，その８年間の推移をみてみよう。

まず第一に指摘しなくてはならないのは，すでにみた所得において若干のマイナスが生じていたケースがみられたが，絶対的な必要部分としての家計費を引いてみると，そのマイナスが構造的な様相をもってあらわされてくるということである。階層別にみるとマイナス年が一年でもあるものをみると，上層では８戸中２戸あり，⑨は二回，⑪が五回，中層では８戸中５戸，③は毎年，⑫が一回，⑱は三回，㉑が四回，㉒が一回である。更に下層では７戸中５戸で，⑮が二回，㉓が四回，①が四回，⑩が二回，⑳は七回と，階層が下るに従ってマイナス年が生ずる頻度が多くなっている。

これら経済余剰を昭和４２年～４９年までの積算で出すと，マイナスを示す農家が三戸あらわれる。すなわち，中層の③と下層の①と⑳である。マイナスにはならないまでも農業所得額の順位から 家計費控除後の序列がさらに悪くなっているものをみると，上層では⑨と⑪，中層では㉑があるが，これはいずれも家計支出額が他より大きいためであり，家計充足要求の高い農家である。

これら経済余剰が通常であれば再投下されて拡大再生産に加わるか，農家の蓄積となるのであるが，現実は，農家の手から更に引き出されるものがある。これは負債償還分である。負債は年々の勘定において，金利と同様かならず返済をすまさなくてはならず，年々の勘定においてはこれを控除してはじめて，最終的余剰が出たことになる。（表３－３－６参照）とはいってもこれは借入による先行投資の後払いにあたり資本投下の一形態であることに変りはない。

最終余剰をみると，マイナスを示す年の頻度は更に高まり，先行投資の後払い分が年々の生産から保証されていないことがうかがわれる。このことは先にみた家計費を負債支払のあとにおいてみると次のような構造になっていることが指摘できる。つまり負債の返済によって家計費の充足が不可能になっていることである。

上層では，⑧が一回，⑨が六回，⑪が五回，⑭が一回，中層では③が毎年，⑫が三回，⑯⑱も三回，㉑が四回，㉒の三回，と８戸中６戸が，下層では⑮が二回，㉓六回，①が六回，⑩が五回，⑳の七回と７戸中５戸がというように，個々の農家のマイナス年をさらにふやしている。４２年から４９年までの累計では，上層は⑨と⑪がマイナスを，中層では③がマイナスの度合を高め，下層は①⑳に⑩と㉓が更に加わることになる。

この中で特に目立つのは上層の⑨と⑪の二戸で経済余剰で，階層別序列を大きく後退させたのは家計支出の大きさ故に生れたことであったが，最終余剰ではそのマイナスが一段と深くなっていた。これは，負債償還額が上層の中でも１・２位を占める高さによるもので，経済余剰をすべて返済にまわしてもなお不足である。負債が深く経営内部にくい込んできたことを示している。このことは，⑧や中層の⑫も又同様である。（表３－３－７参照）

負債償還は年によって返済額に差がみられ４２・４３年の冷害あとの数年間が高くなっているのが目立った。その後，減少傾向にあったが４８・４９年にいたってまた増加する。

表３－３－５　　経済余剰（販売収入－経常費－家計費）

（千円）

農家番号＼年		42	43	44	45	46	47	48	49	42～49計	年平均
上層	④	790	368	1,424	2,034	1,944	?	65	2,243	(10,135) 8,868	1,267
	⑤	1,451	862	1,160	1,453	1,529	2,287	2,114	3,708	14,564	1,821
	⑥	1,026	529	492	1,032	2,384	1,351	568	3,353	10,735	1,342
	⑧	620	677	1,309	1,541	1,007	1,175	1,113	1,023	8,465	1,058
	⑨	▲29	453	316	514	520	1,174	215	▲616	2,547	318
	⑪	▲396	▲28	▲209	1,815	1,029	1,879	▲333	▲593	3,164	396
	⑭	1,184	888	1,240	1,466	558	827	2,230	1,657	10,050	1,256
	⑰	1,217	1,038	618	558	1,054	2,058	1,111	2,700	10,354	1,294
中層	②	513	755	843	515	728	1,035	641	2,239	7,269	909
	③	▲397	▲1,611	▲144	▲470	▲219	▲711	▲492	▲2,084	▲6,128	▲766
	⑫	26	315	295	916	437	540	560	▲37	3,089	386
	⑯	362	314	284	623	434	858	504	2,221	5,600	700
	⑱	▲43	342	▲143	627	605	753	▲253	2,926	5,253	657
	⑲	337	656	186	978	513	893	783	2,917	7,263	908
	△21	▲206	▲27	357	331	▲191	▲24	572	1,786	2,598	325
	△22	190	443	210	797	▲121	110	463	2,608	4,700	588
下層(I)	⑬	133	127	192	175	5	815	661	982	3,085	386
	⑮	▲428	164	388	152	251	65	▲16	372	948	119
	△23	▲45	37	▲79	491	▲303	▲95	94	892	992	124
下層(II)	①	▲105	24	34	257	50	▲88	▲7	▲276	▲111	▲14
	⑦	255	221	431	280	493	248	161	335	2,424	303
	⑩	1,338	▲304	158	342	13	406	699	▲504	2,148	269
	△20	▲168	▲45	▲34	277	▲43	▲325	▲175	▲423	▲1,490	186

４２年以来の累計では，上層の相対的高さがあきらかにみられるが，階層内では農家個々によってかなりの差がみられる。それが最終余剰に反映されて，経済余剰の時よりも階層序列を悪くしているものがある。上層の⑧⑨⑪，中層の③⑫△21などがそれで，負債の返済額が他と比して一段と高額であることを示している。

表３－３－６　　最終余剰（販売収入－経営費－家計費－負債償還）　　（千円）

	農家番号＼年	42	43	44	45	46	47	48	49	42～49計	年平均
上層	④	542	246	1,339	1,896	1,833	?	▲152	1,852	7,556	1,079
	⑤	1,031	603	866	782	1,230	1,954	1,814	2,839	11,119	1,390
	⑥	356	68	141	700	2,291	976	297	3,041	7,870	984
	⑧	▲77	▲89	600	680	606	856	906	487	3,969	496
	⑨	▲1,916	▲75	▲25	226	▲297	797	▲163	▲1,239	▲3,189	▲399
	⑪	▲2,017	▲478	▲694	1,492	288	1,322	▲757	▲1,431	▲2,275	▲284
	14	26	260	1,016	1,316	▲154	578	2,080	1,470	6,592	824
	17	124	193	88	320	664	1,840	865	2,290	6,384	798
中層	②	375	527	741	374	366	937	581	2,134	6,035	754
	③	▲1,304	▲1,982	▲482	▲750	▲790	▲1,012	▲762	▲2,654	▲9,736	▲1,217
	⑫	▲707	25	640	517	69	93	32	▲616	627	78
	16	▲135	▲152	▲130	461	327	677	252	1,926	3,226	403
	18	▲75	294	▲143	627	525	579	▲418	2,783	4,172	522
	19	294	541	▲38	861	416	772	599	2,761	6,206	776
	21	▲574	▲116	194	225	▲198	▲197	476	1,521	1,331	166
	22	▲103	352	▲352	644	▲158	73	332	2,193	2,981	373
下層(I)	13	107	81	179	162	▲38	777	623	977	2,868	359
	15	519	74	299	51	186	▲5	▲34	353	1,443	180
	23	▲410	▲46	▲230	161	▲403	▲306	▲119	518	▲835	▲104
下層(II)	①	▲338	▲36	▲23	200	16	▲127	▲12	▲281	▲601	▲75
	⑦	103	47	222	170	294	184	146	393	1,559	195
	⑩	▲2	▲733	▲117	95	▲400	82	476	▲769	▲1,368	▲171
	20	▲325	▲126	▲117	193	▲48	▲425	▲416	▲495	▲1,759	▲220

これまで，農業所得，家計費，負債償還，というようにみて，支出の優先部分の控除をし，最終余剰として残ったものについてみてきたが，組勘ではこれが財産取得的支出と貯金の二項目となってさらに支出されている。（以下表３－３－８，表３－３－９，表３－３－１０，表３－３－１１参照）。

財産取得的支出の多くは，土地代，機械取得，施設・設備の導入，拡大にあらわれており，その意味では先にみた負債償還の場合と同様，投資部分にあたる。ここにも階層差は明瞭であるが，個々の農家の動きに分化がみられる。

表３－３－７　　負債償還額　年次別推移

（千円）

層	農家番号＼年	42	43	44	45	46	47	48	49	累計	一年平均
上層	④	248	126	85	138	111		217	391	(1,504) 1,316	188
	⑤	416	259	294	671	299	333	300	869	3,441	430
	⑥	670	461	351	332	93	375	271	312	2,865	358
	⑧	697	766	707	858	401	319	207	536	4,491	561
	⑨	1,932	528	341	288	817	377	378	623	5,284	661
	⑪	1,621	450	485	323	741	557	424	838	5,439	680
	14	1,158	628	224	150	712	249	142	187	3,450	431
	17	1,093	845	530	238	390	218	246	410	3,970	496
中層	②	138	228	132	141	362	98	60	105	1,264	158
	③	907	371	338	280	571	301	270	570	3,608	451
	⑫	733	340	335	399	368	447	526	579	3,727	466
	16	497	466	414	162	107	181	252	295	2,374	297
	18	32	48	—	—	80	174	165	143	642	80
	19	42	115	224	117	97	121	184	156	1,056	132
	△21	368	89	163	106	7	173	96	265	1,267	158
	△22	293	91	562	153	37	183	131	415	1,865	233
下層(I)	13	26	46	13	13	33	38	38	5	212	27
	15	91	90	89	101	65	70	18	19	543	68
	△23	365	83	151	330	100	211	213	374	1,827	223
下層(II)	①	233	60	57	57	34	39	5	5	490	61
	⑦	152	174	209	110	199	64	15	58	981	123
	⑩	1,340	429	275	247	413	324	223	256	3,507	438
	△20	157	81	83	84	5	100	241	72	823	103

上層 (A) ⑤⑪17負債返済，財産的支出とも高く投資がかなり積極的におこなわれていることを示す。

(B) ⑧⑨自己投資より比較的負債に依存する割合が高い型である。

(C) ④ ⑥ 負債に依存するのは少なく自己投資による型である。

(D) 14投資ではあまり積極性がみられない。

中層 (A) ③⑫は積極型であるが比較的負債の割合が高い。

(B) 19 △22 16② は，自己投資に中心があり負債は少ない。

(C) 18 △21 は 消極的である。

下層 (A) ⑩負債・自己投資のいずれにも積極的である。

(B) △23 18 自己投資に重点をおいている。

(C) ⑦ △20 15 ① はきわめて消極的である。

表３－３－８　　財産的支出　年次別推移

（千円）

農家番号＼年		42	43	44	45	46	47	48	49	42～49累計	一年平均
上層	④	1,394	650	870	398	927		1,351	2,002	(8,541) 7,592	949
	⑤	629	401	632	638	868	795	1,471	1,857	7,291	911
	⑥	—	283	231	776	1,613	604	1,607	682	5,796	725
	⑧	15	56	347	600	334	1,131	592	730	3,805	475
	⑨	650	414	229	428	195	723	690	303	3,632	454
	⑪	533	198	743	277	710	1,513	1,467	985	6,426	803
	14	346	405	542	225	50	868	985	566	3,987	498
	17	527	921	607	827	250	738	480	2,153	6,503	813
中層	②	247	274	469	310	98	883	357	539	3,177	397
	③	555	82	242	200	228	527	1,195	360	3,383	424
	⑫	385	156	260	143	483	257	486	911	3,081	385
	16	602	305	119	80	210	183	340	1,464	3,303	413
	18	—	2	12	122	27	95	—	69	327	41
	19	401	500	39	211	430	64	534	1,654	3,833	479
	△21	78	—	39	119	9	296	38	1,638	2,217	277
	△22	61	64	140	207	195	254	607	1,783	3,311	414
下層(I)	13	—	6	458	80	15	2	538	490	1,589	199
	15	39	26	—	45	—	—	235	—	345	43
	△23	1,930	18	80	—	41	155	70	1,771	4,065	508
下層(II)	①	12	—	13	—	—	—	—	—	25	3
	⑦	—	—	13	66	—	47	—	—	126	16
	⑩	48	154	297	303	663	441	—	880	2,786	348
	△20	—	—	—	80	5	9	—	—	94	12

これらをみることによって４０年代後半における経営規模の拡大がいかなる資金内容でなされたかの一端を知ることができる。（もっとも，負債では償還の分だけしかみておらず，資金導入がいつどうなされたかという面にふれていない問題は残る）。

上層にあっては，負債より，自己投資一財産的支出の方が累計で多いが，すでにみたように，負債総額は1,０００万円をこえており，むしろ負債しつつもなお年々の自己投資を加えて拡大をはかったとみることができよう。中層では③⑫のケースのように両方とも積極的であるものは階層内でも投資が高額となっているが，全体としては上層の半分程度にとどまっており，経営規模の今日の差を示したものであるといえよう。下層では中層よりも更に低下するが△23の如く自己投資額において上層並を示すものや，かって中層的経営水準を維持していた⑩の場合などは高い投資水準にあ

ったことが目立っている。

次に最終余剰の行く先の第二は，農協への貯金であるが，これは一定の強制積立も含めたものであり，自由な蓄積とはいえないまでも，再投資の源資となりうるものである。４２年以来の貯蓄の累計は表３－３－１２の通りである。ここでも階層的差異は明瞭にみられる。上層では３００万円以上あるものと，２００万円以上のものとの二つのグループがあり，中層では⑱⑲の３４０万円という高額もみられるが，大部分は２００万円以下である。そして下層は更に，１３５万円を最高にして他はそれ以下にとどまっている。特に注目すべきは，下層では恒常的貯金ができないでいることである。⑩が中農的経営維持をしていた４８年までは一定額を毎年貯金していたのが，下層へと移行するとほとんど貯金がなくなったのは下層の位置を象徴している。

表３－３－９　　投資金額階層比較（負債償還額＋財産取得的支出）
４２年～４９年までの累積

（千円）

上　層			中　層			下　層		
⑪	11,865	(54.2)	③	6,991	(48.4)	⑩	6,293	(44.3)
⑤	10,732	(67.9)	⑫	6,808	(45.3)	△23	5,892	(69.0)
17	10,473	(62.1)	16	5,677	(58.2)	13	1,801	(88.2)
④	9,857	(86.6)	△22	5,176	(64.0)	⑦	1,107	(11.4)
⑨	8,916	(40.7)	19	4,889	(78.4)	△20	917	(10.3)
⑥	8,661	(66.9)	②	4,441	(71.5)	15	888	(38.9)
⑧	8,296	(45.9)	△21	3,481	(63.7)	①	491	(5.1)
14	7,437	(53.6)	18	969	(33.7)			

（ ）内は，うち自己資金（財産取得的支出）の割合

第４項　「組勘」収支

最終余剰は，財産取得的支出と貯金に充当されることで，経営収支はほぼ完了することになるが組勘上では次の点が残されている。

それは前年度の繰越し分のプラス（その他の収入），マイナス（その他の支出），農業外収入（トラクター賃料，手間替賃金，地代など），資金借入（収入），共済掛金（支出）などがさらに収入・支出の項目としてある。しかし，ここではそれらにこれ以上立入らず省略し，これらをすべて含み込んでの各農家の年々の組勘収支の結果についての検討をおこなう。

まず，指摘されねばならないのは年々の収支結果にみる赤字の問題である。すでにみたように最終余剰において相当の頻度で赤字年がみられたが，最終的組勘収支においては，その頻度が一層多くあらわれてきていることは注目される点である。単年度の赤字が次年度の経営の中で消化されていくものであれば問題は少いが，それが連続することによって年々累増していく場合は，問題は深刻である。ここで赤字のあらわれが特定階層に限られているのではなく全農家にわたっていること，特定の農家では赤字額が更に拡大していることの二点が指摘できる。

表3－3－10

負債償還額
（42～49年累計）（千円）

上層	中層	下層
⑪ 5,439		
⑨ 5,284		
⑧ 4,491		
17 3,970	⑫ 3,727	
14 3,450	③ 3,608	⑩ 3,507
⑤ 3,441		
⑥ 2,865	16 2,374	
	22 1,865	
④ 1,316	21 1,267	23 1,827
	② 1,264	⑦ 981
	19 1,056	
	18 642	20 823
		15 543
		① 490
		13 212

表3－3－11

財産取得的支出
（42～49年累計）（千円）

上層	中層	下層
④ 8,541		
⑤ 7,291		
17 6,503		
⑪ 6,426		
⑥ 5,796		
		23 4,065
14 3,987	19 3,833	
⑧ 3,805	③ 3,383	
⑨ 3,632	22 3,311	
	16 3,303	
	② 3,177	
	⑫ 3,081	
	21 2,217	⑩ 2,786
		13 1,589
	18 327	15 345
		⑦ 126
		20 94
		① 25

特に後者にあっては，上層の⑨⑪，中層の③⑫，下層の20 23などは年々赤字を累増させている農家といっていい。

この42～49年までの累積した赤字は，農業所得(A)から経済余剰(B)，最終余剰(C)，そして組勘収支(D)のそれぞれの段階が進むに従って，赤字額がふえ，赤字農家に広がりがみられた。その推移をみたのが図3－3－7である。（以下，表3－3－13，表3－3－14，図3－3－8参照）

(A)においての赤字農家はわずかに下層にみられたが，(B)に至っては，上層で2戸，中層で5戸，下層も5戸と増加し，(C)では上層4戸，中層6戸，下層5戸と更に増加し，個々の農家の赤字

発生年の頻度も増加している。そして(D)にいたっては，上層は全農家の８戸，中層では８戸中６戸下層も全農家の７戸という数にのぼり，２３戸中２２戸の多数にのぼりそこには階層差をみることはできない。中でも⑨⑪の上層農家，中層の③⑫，下層の△23 ㉑⑩ △20 はほとんど毎年か半分以上の年が赤字で，その累計額は勿論赤字である。また赤字年が半分以下の２～４回でも累計で赤字となる上層の④14 17などが目立っている。

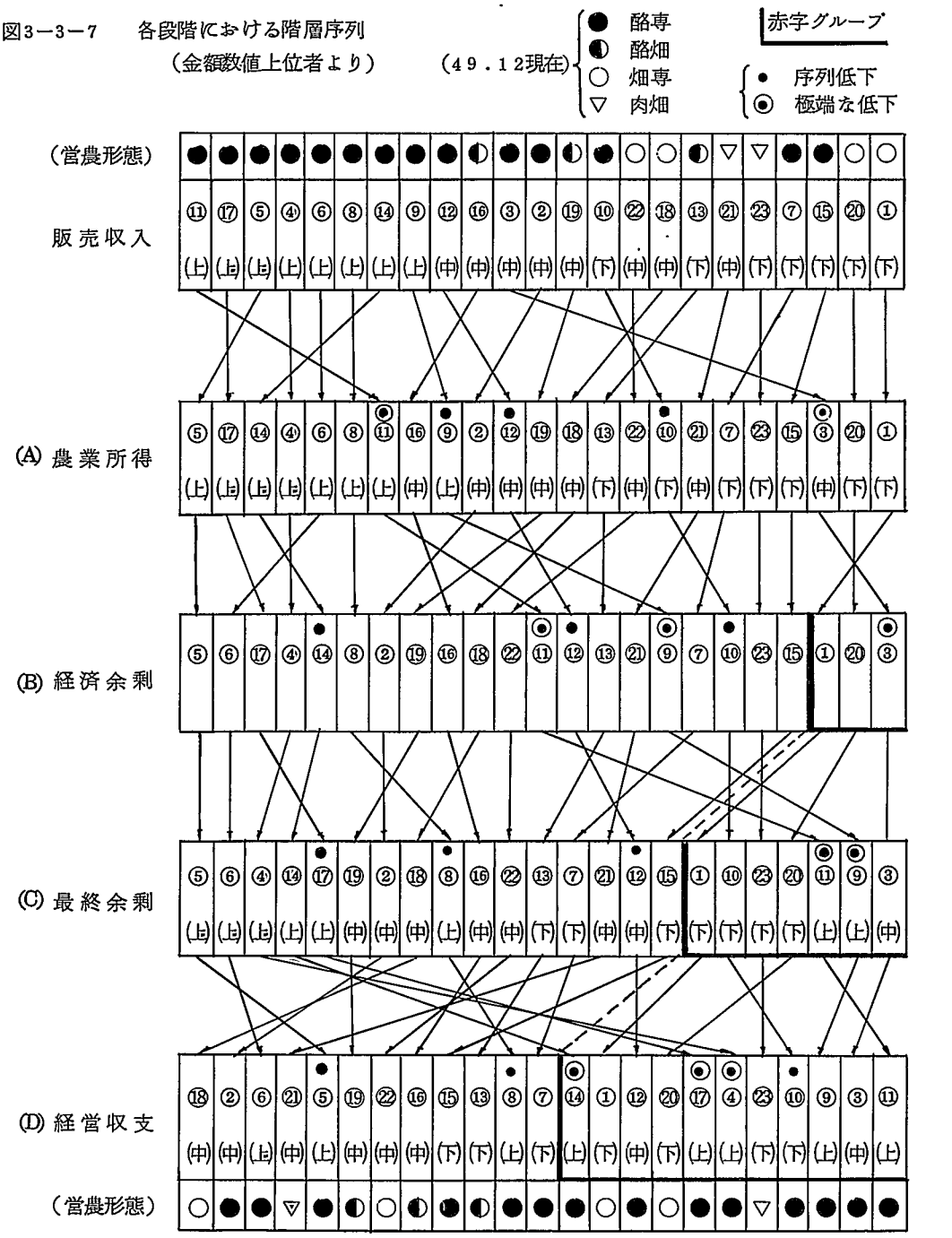
このように全階層が組勘収支で赤字を出していることと，特に上層といえども，４２～４９年までのここ８年間の経営展開は大部分は赤字経営であるということは注目されねばならない。

表3－3－12　　貯金年次別推移

（千円）

農家番号＼年		42	43	44	45	46	47	48	49	42～49計	一年平均
上層	④	229	180	315	1,145	300		533	847	3,549	444
	⑤	1,275	237	250	297	353	1,393	538	578	3,823	478
	⑥	177	237	275	211	343	600	659	534	3,036	380
	⑧	216	254	285	229	251	315	519	394	2,463	308
	⑨	124	229	369	162	184	271	511	374	2,224	278
	⑪	153	292	595	258	312	285	594	314	2,803	350
	14	135	303	415	157	84	153	525	292	2,064	258
	17	215	275	289	256	215	291	534	430	2,505	313
中層	②	364	102	222	51	75	114	213	666	1,789	224
	③	93	128	314	178	89	105	309	210	1,426	178
	⑫	50	89	179	176	117	174	369	394	1,548	194
	16	88	127	84	87	60	230	318	542	1,536	192
	18	—	45	3	326	513	651	627	1,234	3,399	425
	19	52	145	60	518	75	851	548	1,145	3,394	424
	△21	—	—	—	3	—	—	123	47	173	21
	△22	—	539	3	76	17	39	184	869	1,727	216
下層(I)	13	9	24	37	64	62	696	208	120	1,220	153
	15	45	24	18	38	6	29	88	589	837	105
	△23	—	—	—	—	—	4	114	35	153	19
下層(II)	①	—	25	—	—	—	—	20	—	45	6
	⑦	307	92	142	150	155	298	194	10	1,348	169
	⑩	131	10	178	338	211	78	81	22	1,049	131
	△20	—	—	—	—	—	2	14	—	16	2

図3－3－7　各段階における階層序列
（金額数値上位者より）　（49．12現在）



（註）農家番号は旧部落別の区分（○□△）をしていない。

最終余剰(C)の４２年から４９年までの累計結果にみる農家序列から，組勘収支(D)の累計の時の農家序列をみると，すでに大きく後退していた③⑨⑪の他に上層の④⑭⑰が後退し，むしろ⑱②㉑⑲㉒⑯といった中層が上位にすすんでいる。つまり粗収入段階での上位８戸は，組勘収支段階では⑤⑥の二戸を残し，あとの６戸はすべて中層によって占められた。組勘収支の累計がプラスとなっているのは２３戸中１２戸でようやく半数をこえたに過ぎず，その内訳は上層が８戸中３戸，中層は８戸中６戸，下層は７戸中２戸であり，中層の組勘収支における健全さと，上層の落込みが対照的である。そして更に農家序列における上位層８戸は，粗収入段階にあってはすべてが酪農専業であったのに対して，組勘収支の段階では，酪農専業はわずかに３戸にすぎず，残りは，畑作専業の２戸，酪畑２戸，肉畑１戸と畑作農家が上位の大部分を占める。

表３－３－１３　　組勘収支年次別推移

（千円）

農家番号＼年		４２	４３	４４	４５	４６	４７	４８	４９	４２～４９累計
上層	④	６６	１４	４０	３７	４１９		▲２,４５９	▲１,５９９	▲３,４８２
	⑤	１７５	８２	▲２７	１６	１０８	２０３	４０４	１,０４８	２,００９
	⑥	３５３	▲１７	２４３	▲３２８	２３	５０２	▲３６８	２,４９１	２,９１６
	⑧	１９８	▲６２	７５	２１８	１５５	４２	２４２	▲２２７	６４１
	⑨	▲４０４	４	▲１００	▲１,０６７	▲１,８８９	▲１,６４２	▲１,９７２	▲２,５６５	▲９,６３５
	⑪	▲１,４４０	▲３１４	４５	▲２,９５６	▲３,７０５	▲３,４０１	▲５,３９７	▲４,６６８	▲２１,８３６
	⑭	８１	▲３２４	▲２７２	２６３	▲２６０	▲５８３	２５１	９０６	▲６２
	⑰	３０６	７８	▲６４７	▲１,２０９	▲１,８５２	３９	１９５	１４	▲３,０７６
中層	②	２６４	３５１	３７３	２８６	３６７	２６２	３４８	５３４	２,７８５
	③	▲２４１	１１９	３８	▲２,６３７	▲３,４１８	▲４,１６８	▲５,６５５	▲５,５７２	▲１０,７０４
	⑫	１１	▲７	▲５９	▲３１	▲１３８	１９３	▲７５	▲１,６２１	▲１,７２７
	⑯	４９	▲２４９	▲２５４	２６１	１９９	６２７	３３０	６５８	１,６２１
	⑱	１６５	３９０	２５４	５１８	５３７	６００	５６１	１,７２５	４,７５０
	⑲	１３６	６	▲１５７	２１９	１７８	２９１	３８９	７５１	１,８１３
	㉑	５７	▲１０８	▲６	２２５	４４	１５	６１０	１,２７２	２,１０９
	㉒	５０８	２８７	▲２２１	３２８	▲９２	１４７	３０５	４４３	１,７０５
下層(I)	⑬	１２８	１２３	▲１０７	１２３	▲２０	１１７	５３	４５２	８６９
	⑮	６６	４４	９８	３９	１６０	８９	▲２７	６６８	１,１３７
	㉓	▲１９５	▲１９	▲６７	１１３	▲２９９	▲５３７	▲１,０１６	▲２,１１６	▲４,１３６
下層(II)	①	▲１９９	▲６１	８	８	２	▲６７	▲３０	▲６６	▲４０５
	⑦	▲１０	３３	９８	９	１０３	５８	２４	２６	３４１
	⑩	５９	▲３２	▲１５５	▲１,０４６	▲２,０７５	▲７７６	１６５	▲７２２	▲４,５８２
	⑳	▲２３１	▲５	▲２０５	▲１１４	▲８４	▲２３０	▲５７７	▲９６３	▲２,４０９

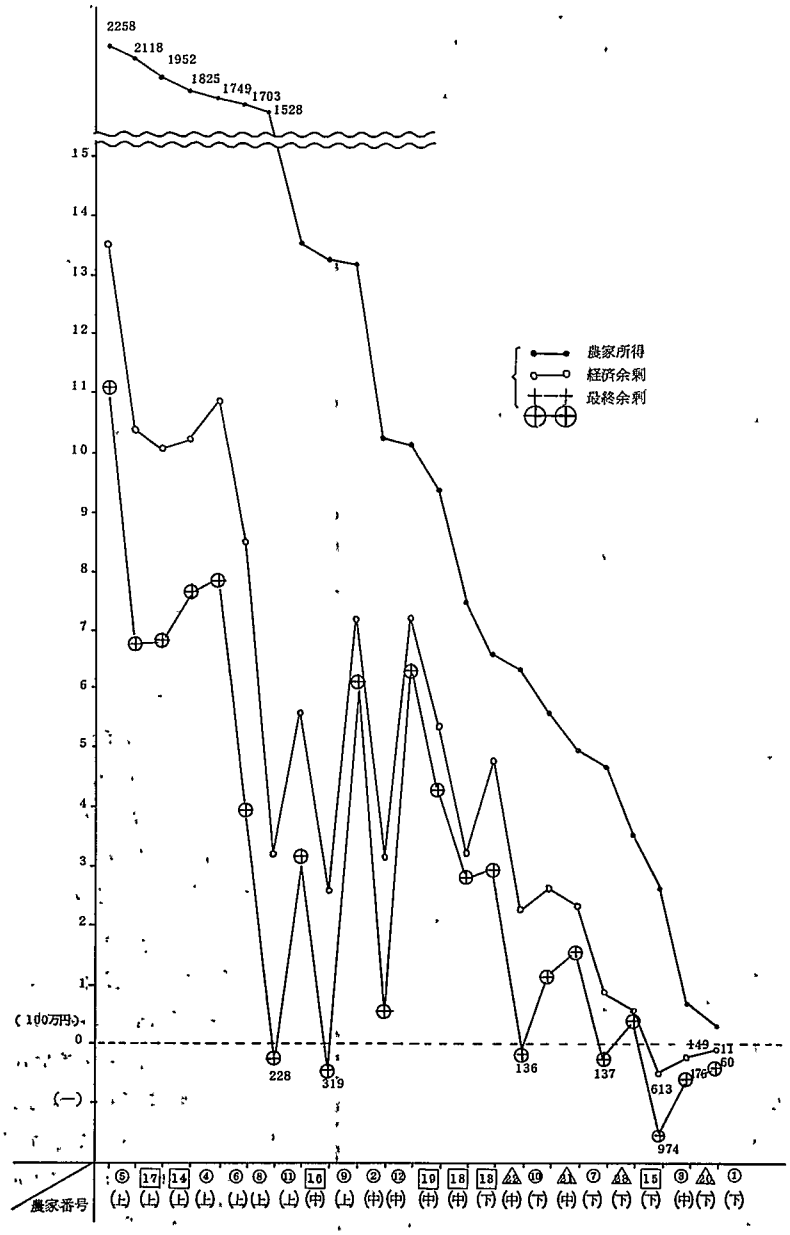
表３－３－１４

各部門段階での赤字発生年数（４２年～４９年の８年間）

農家番号		農業所得 (A)		経済余剰 (B)		最終余剰 (C)		組勘収支 (D)
上層	④	0	＝	0	＝	0	＜	2
	⑤	0	＝	0	＝	0	＜	1
	⑥	0	＝	0	＝	0	＜	3
	⑧	0	＝	0	＜	1	＜	2
	⑨	0	＜	2	＜	6	＜	7
	⑪	0	＜	5	＝	5	＜	7
	14	0	＝	0	＜	1	＜	4
	17	0	＝	0	＝	0	＜	3
中層	②	0	＝	0	＝	0	＝	0
	③	2	＜	8	＝	8	＞	6
	⑫	0	＜	1	＜	3	＜	6
	16	0	＝	0	＜	3	＞	2
	18	0	＜	3	＝	3	＞	0
	19	0	＝	0	＝	0	＝	0
	21	0	＜	4	＝	4	＞	2
	22	0	＜	1	＜	3	＞	2
下層(I)	13	0	＝	0	＝	0	＜	2
	15	1	＜	2	＝	2	＞	1
	23	0	＜	4	＜	6	＜	7
下層(II)	①	3	＜	4	＜	6	＞	5
	⑦	0	＝	0	＝	0	＜	1
	⑩	1	＜	2	＜	5	＜	6
	20	3	＜	7	＝	7	＜	8

以上のことからいえることは，上層を中心とする大型酪農専業化過程は，それ自身，経営の大型化，粗収入の増大をもたらしたという点で，経営規模拡大をなしとげたということである。そしてその過程で比較的大きくなった経営収入によって家計費も拡大的に充足することもできたし，また負債による先行投資，及び財産的支出を可能にさせ，一定額の預金も可能にしてきた。しかし，それらはすべて次の拡大再生産のための再投資として要求され，生産諸条件の拡大及びそれらを資産とする意味での蓄積であったにすぎず，年々の生産を通じての結果される収支ではかなりの部分で赤字を累増させている。それが下層部分において生じているのではなく，上層において，なおかつ，粗収入が階層内でも上位であるものが，かなりの額の赤字を累増させていることは重要である。経営の安定性という点からみると，経営規模の大型化は，そのまま，農業経営の向上安定，ひいては農家経済の安定を保証するものとはいえない。とはいうものの経営に対する再投資，生産の拡大をはかることが赤字を累増させるというように単純にいうこともできない。積極的な投資による経営の拡大は農家経済の規模を大きくするだけでなく，余剰をも拡大させていくことも事実である。しかし拡大された生産諸条件の効率的運用が同時にはかられない限り，経営の安定性はくずれ，むしろ拡大以後の，それなりのバランスのとれた中規模経営の方が経営的に定定的でさえある。T部落の場合はそれが，酪農経営と畑作経営という生産形態の差異も加わって，経営規模拡大と生産形態の転換という二重の課題解決が未だ過渡的段階にあることを示している。

図３－３－８　　４２年～４９年累積額比較　　（単位：万円）



そうした意味では，規模拡大の重要な点は生産諸条件の効率的運用という内包的展開も同時併行的に進められねばならず，自転車操業的な空洞化した拡大は，経営の再生産がくりかえされるたびに不安定性が増し，経営に危機的状況が累積されていくことを示していたといえる。

第４章　日本資本主義発展の諸階梯と「家」の対応形態／農民層の労働－生活史分析

序

前章でみたＴ部落における生業の展開過程，そして現在の階級・階層分化が年次的に如何に展開されてきたか，ということにかかわる諸問題は，私たちの分析主題からいってさらにふかめるべき課題を提供する。すなわち，現実にＴ部落を構成している農民層の「生活」の立場にたって考えた場合，前述の五つの節にわけられる生業史の展開は，同時に農民層のきびしい労働－生活史として刻印され，そこに刻みこまれた生活の年輪は，前述の生業史の五つの節には還元できない問題領域を構成している。そこには「家」を単位としての農民各層の生活の営為，すなわち農民各層の厳しい状況を克服する中での「主体形成」の社会過程がある。本章での課題は，かかる領域にふみこんでの分析にある。

さて，分析にさいして，私たちは，まず，前章でみた五つの節をもつ生業の展開・転換をひとつの軸におく。

第一期　戦前入植者の入植期（昭和６～１４年段階）
第二期　戦中から戦争直後にかけての時期（昭和１５～２４年段階）
第三期　戦後農業の再編成期（昭和２５～３６年段階）
第四期　酪農専業化への移行期（昭和３７～４３年）
第五期　大規模酪農専業経営の展開期（昭和４４年以降）

そうして，現Ｔ部落は，旧Ｔ，Ｐ，Ｈ部落ごとに，その生活史を異にしているので，表４－０－１にみるように，三つのグループ（層）を分析の前提におく。第一は，旧部落の大半（１２戸中１１戸）を占める「実習場一期生層」，第二は旧Ｐ部落の大半（７戸中６戸）を占める，民有未墾地法・自作農維持創設制度による入植者層＝「一般入植者層」，第三は旧Ｈ部落３戸及び旧Ｔ・旧Ｐ各１戸よりなる「戦後分家層」である。そして旧Ｈの１５年入植の㈣は分家入植後直ちに戦争にまきこまれているので，「戦後分家層」に含めて考察する。

ところで，Ｔ部落に定着した人びとの「家」＝「家族協業体」の日本資本主義発展の中での社会過程は，入植，戦争，そして「高度経済成長」下の大規模酪農専業化といった「節」をもつ。三つの「節」は彼らにとって「家」の危機であった。昭和初年の入植以後４０数年の開拓の歴史をもつ大樹町Ｔ部落に現存する「家」は，かかる資本主義的分解過程を生きぬいてきたのである。そうして，すでに第２章でみたごとく，現段階の「家」の内部構造は戦前段階とは明らかに異なっている。また，第３章でみたように，とりわけ自家保有労働力の面からみた場合，「家族協業体」の展開過程がその独自の法則性として「家」の「世代的発展過程」をもっていた段階は昭和３５～４０年を境としてあきらかに変容してきている。伝統的な直系家族形態をもつわが国の「家」それ自体のあり方が国民社会の発展に伴って変容してきている。けれどもそうした変容をふまえた上での「家」ごとの「世代的発展過程」，とりわけライフステージに示される自家保有労働力と生活過程上の差異は，入植，戦争，大規模酪農専業化などの困難期への対応の違いをもたらし，それが「家族協業体」における家産蓄積の差異，ひいては資本主義的分解過程に波状的に連らなっている。

このように「家族協業体」に立脚する小農経営は，「家」の世代的発展過程のどの局面で困難期

表４－０－１　　入植時期と入植事情

年次	十勝開拓実習場１期生による集団入植	民有未墾地法・自作農維持創設制度による入植者	戦後分家層
S 4 6 8 10 12 14 16 18 20	①②③④⑥⑦⑧⑨⑩ ⑤⑪	△22の本家 14 13 18　△20 △21の本家　③の本家 17 △22の本家 18 16　19の本家 15 13　△20	
22 24 26 28 30 32 34 36 38 40			△21 △22 ⑫ △23 19

○は旧Ｔ，□は旧Ｐ，△は旧Ｈ部落を示す。　……は出作一定住を示す。

に遭遇したかということによって，その生業と生活のあり方を大きく規定されてきた。したがって本章では，基本的な分析軸としてライフステージによって示される自家保有労働力と生活過程上の差異（たとえば乳幼児保育，老人問題）に着目する。ライフステージについては以下の区分を用いている。

第Ⅰステージ　夫婦２人のみでまだ子供のない段階

第Ⅱステージ　第１子が乳幼児（小学校入学以前）までの段階

第Ⅲステージ　第１子が小学校入学から旧制高等科又は新制中学卒業（ほぼ１５才）までの段階

第Ⅳステージ　第１子が旧制高等科又は新制中学を卒業した段階

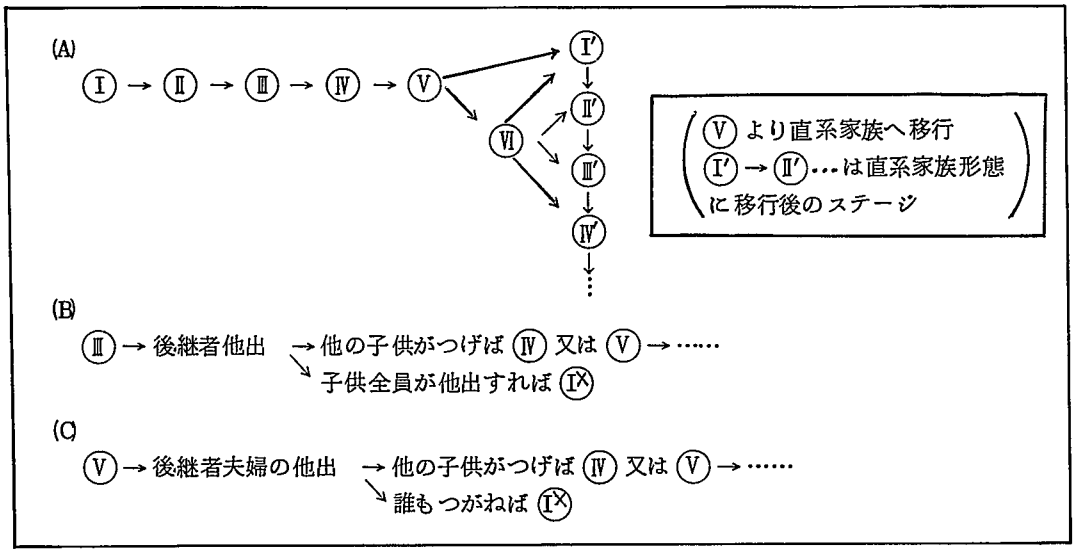
第Ⅴステージ　後継者が結婚してまだ子供のない段階。（このステージで直系家族形態となる）

第Ⅵステージ　後継者に子供が生まれてから，二・三男や娘が全部他出してしまうまでの段階

さて，かような意味において本章は生活史を異にしたそれぞれの「家」が，入植以後の日本資本主義発展下での農業における画期に対して，そのライフステージごとの家族協業形態としていかに対応してきたか，ということの史的展開過程の分析である。事実，現段階で何代目が経営上の中心となっているか，という点から世代区分をおこない，これを現段階での階層区分とクロスしてみると（表４－０－２），次のような点が特徴的になるのである。

つまり，まず入植してからまもない戦後入植者層は６ケース中４ケース（⑫，△21，△22，19）が中層にかたまっており，下(Ⅰ)層に１ケース（△23）下(Ⅱ)層に１ケース（△20）となっている。次に戦前入

図４－０－１　「家」の世代的発展とライフステージ



（Ⅸは老人夫婦又は年令の高い夫婦のみのステージ）

表４－０－２　入植者各層と階層

			上	中	下		計
					下Ⅰ	下Ⅱ	
戦前入植者層	実習場一期生層	二代目	④⑤⑥⑧⑨⑪	②③			17
		一代目				①⑦⑩	
	一般入植者層	三代目	17				
		二代目	14	16 18	13 15		
戦後入植者層	戦争直後入植者層	二代目		⑫ 21 22		20	6
	昭和30年代入植者層	一代目		19	23		
計			8	8	7		23

植者層をみると，一般入植者層はすべて世代交代をなしとげて，現在では二代目ないしは三代目にあたっているが，このうち上層に２ケース（14，17），中層に２ケース（16，18），下(Ⅰ)層に１ケース（13）と，各層に散らばっている。これに対して実習場一期生層では，未だ世代交代をなしとげていない３ケース（①，⑦，⑩）がすべて下(Ⅱ)層になつているが，世代交代をなして二代目が農業経営を担っている残る８ケース中６ケース（④，⑤，⑥，⑧，⑨，⑪）までが上層に，２ケース（②，③）がこれを追う形で中層に位置している。

以上のような階層分化は一体，何に起因しているのであろうか。入植時点および入植をめぐる諸条件の差異からストレートなかたちで現在に至る階層分化を論じることができないことは，戦前入植者層全体の階層的分散化傾向を見ても明らかであろう。しかし，同様な農業技術を身につけ，一様に１０町歩の土地を与えられ，世帯状況という点からも入植条件のほとんど等しい，換言すればスター

トラインが等しい実習場一期生層の，前記のごとき階層分化は少なくとも次のことを物語っているといえる。すなわち，「家」の世代的発展は「家」の内部でのみ行なわれるのではなく，日本資本主義経済の構造的発展の中で，とりわけ国民社会の中での農業生産力構造の累重的発展の中でなされている。そしてかかる諸条件は，それぞれの「家」のライフ・ステージによって示されるところの家族の内部構造的諸要因を媒介として，個々の「家」の生産と生活，そして個々の家族成員の労働と生活を規定する。しかし他方，個々の「家」は，それのもつ内部的諸要因に立脚しながら，入植以来の生業の展開をとおして「家」としての経営基盤の蓄積をなしとげてきている。そして，その労働一生活史をとおして主体としての諸力を自らの年輪として刻んできている。この「家」としての経営基盤の蓄積の多寡，また「家」が保有する諸力能の質は当然にも，農民層がその経済・社会的諸条件に対応し，それを変革するさいの重要な媒介要因となっているのである。

本章では，まず第1節でT部落入植者層の入植前における生活史，及び彼らの「家」の形成過程をあきらかにする。そこにはあきらかに戦前の日本資本主義経済発展の中で「北の大地」を目指した人びとの出自，その人間としてのたくましい価値志向が看取される。そうして私たちは第2節以下で，前述の分析指標にもとづいての酪農民の生活史分析を行なう。

第1節　T部落入植者の入植前生活史と「家」の形成

第1項　実習場一期生層の入植前生活史と「家」の形成

実習場一期生層は昭和7年に実習場に入り，9年ないし10年に実習場の近くの現在地に入植した。入植時の年令は最高28才，最低22才,平均26才ときわめて若かった。表4－1－1に明らかなごとく，その出身地は新潟4ケース，秋田3ケース，山形2ケース，福島，宮城が各1ケースづつとなっており，いずれも東北，北陸地方の出身者で占められている。出身世帯はすべて農家であるが，出身世帯について詳しくわかっているものについてみても，1.5町以上の田をもつ自作農が3ケース（①,④,⑩），それ以上の土地を所有している地主クラスとみられるものが2ケース（⑦，⑨）となっており，また⑥の場合は上杉謙信の時代以来の古い家柄であり，③の父は仙台の農学校を卒業している海産物商との兼業農家である。それ以外では，②，⑤，⑧は明らかに貧しい農家の出身であるが，②の場合，「父が他人の保証人となって借金をつくった」からであり，また⑧の「家」は8反の小作をしながら米の売買を行う兼業農家である。

かように実習場一期生層の出身階層は，相対的に余裕のある農家であるといえる。このことは彼らの学歴及び「向学心」に端的にあらわれている。身体が弱いために尋常小学校卒業後，家でブラブラしながら文学書を読んでいた⑨，および旧制中学中退で助教員の資格をもっている⑦を除く9人はすべて高等小学校を出ている。そのうち③は農学校の受験に失敗しており，⑤は渡道して札幌の私立中学を受験しようとし，⑦は師範学校進学を「兄の無理解」で断念している。そして①，②，⑥，⑪は夜間の青年補習学校（3年以内），④は農業実業学校（夜間）へ通っているのである。相対的に余裕のある農家の子弟である彼らは，学卒時に大不況に遭遇していなかったならばより高い教育を受けえた層であったと思われるが，昭和初めの不況のまっただ中でそれができず，また内地で土地を得て分家することも困難になっていた。こうした昭和初年の不況下において，「狭い日本にゃ住みあいた」と，南米や満州への移民が農家の二，三男をとらえたが，実習場一期生層の中にも，南米（①，②，④，⑥）や満州（①，⑧，⑩）への移民を一時的に志向したものが少なからず存していた。北海道はこれら

表4－1－1　実習場一期生層の諸属性

ケース番号	出生年	出身地	出身階層	続柄	学歴	職業遍歴	入植年	結婚年	妻の出身地	入植時の家族構成（）は家族員数
①	明治42年（1909）	福島県 中谷村	農家（田が1町5反。小作にも出していた。300年続いた「家」。）	次男	高小→夜学補習科	農業手伝→兵役	昭和9年（夫25才）	昭和10年（妻22才）	福岡県（幕別育ち）	夫，妻（2人）
②	明治42年（1909）	新潟県 長岡市	農家（祖父が株で「すった」ため豊かではなかった。）	次男	高小→補修学校	農業手伝→大工	昭和9年（夫25才）	昭和9年（妻19才）	新潟県 長岡市	夫，妻（2人）
③	明治42年（1909）	宮城県 遠田郡	農家（雑貨店との兼業。父は仙台農学校卒）	次男	高小（その後農学校の受験に失敗）	家業（海産物問屋）の手伝→農業手伝	昭和9年（夫25才）	昭和11年（妻21才）	岩手県（大樹育ち）	夫，妻（2人）
④	明治39年（1906）	新潟県 南蒲原郡	農家（田が1町5反の自作農）	次男	高小→農業実業学校（夜間）	運送店住み込み→ハイヤー運転手→農業手伝	昭和9年（夫28才）	昭和9年（妻19才）	新潟県 南蒲原郡	夫，妻（2人）
⑤	大正2年（1913）	山形県 上の山	農家（小さな経営で養蚕，炭焼きなどをする）	四男	高小	叔父の家（医者）の住み込み手伝→新聞配達	昭和10年（夫22才）	昭和11年（妻21才）	栃木県（大樹育ち）	夫，妻（2人）
⑥	明治40年（1907）	新潟県 長岡市	農家（300年以上続いた古い家柄）	四男	高小→補習学校	農業手伝，木挽→兵役→農業手伝，木挽	昭和9年（夫26才）	昭和9年（妻23才）	新潟県 長岡市	夫，妻（2人）
⑦	明治41年（1908）	秋田県 由利	農家（6町の田をもつ地主で会社も経営していた）	次男	旧制中学中退（助教員の資格を有す）	農業手伝	昭和9年（夫27才）	昭和9年（妻21才）	秋田県 秋田市	夫，妻（2人）
⑧	明治43年（1910）	山形県 庄内	農家（8反の小作。米の売買との兼業）	長男	高小→青年補習学校（夜間，3年）	農業手伝→姉のクリーニング店手伝→農業手伝	昭和9年（夫25才）	昭和9年（妻21才）	山形県 羽黒山	夫，妻（2人）
⑨	明治39年（1906）	新潟県 北蒲原郡	農家（3町5反。7～8代続いた村一番の自作農。作男も入れていた）	次男	尋小（身体がわるく上級校に進学できず）	農業試験所下働き→牧夫頭	昭和9年（夫29才）	昭和9年（妻22才）	新潟県 北蒲原郡	夫，妻（2人）
⑩	明治41年（1908）	秋田県 湯沢	農家（1町5～6反）	次男	高小	農業手伝	昭和9年（夫27才）	昭和9年（妻21才）	秋田県 増田町	夫，妻（2人）
⑪	明治40年（1907）	秋田県 南秋田郡	農家（米作と果樹）	次男	高小→夜間青年学校	農業手伝→兵役→治水工事	昭和10年（夫27才）	昭和10年（妻19才）	秋田県 南秋田郡	夫，妻（2人）

の人々にとって，南米または満州にかわる広大な新世界であった。

さて実習場一期生層１１ケースの中で，「家」として渡道してきていたのは③のみであり，その他は「家」とは別に単身で実習場にはいったものたちである。実習場にはいる前に単身で渡道して職を得ていたのは，⑤，⑨，⑪の３ケース，学卒後も「家」にとどまって家業を手伝っていたのは，①，⑦，⑩，⑥の４ケース，これらの４ケースと同様に「家」の手伝いを主軸としながらも，農業以外の職業を都市に求めた経験をもっているのが②，④，⑧の３ケースである。以上の区分けによつて実習場にはいるに至った経過を考察してみよう。私たちが第２部第４章第１節で行なった入植理由区分を用いれば，長男であった⑧は「小さい農業は苦しい」とした「農業生活転換型」であるが，他はすべて「土地取得一独立型」に属する。この「土地取得一独立型」層をより詳細にみるため，以下，実習場入所に至るプロセスを，「単身渡道型」，「家事従事型」，「挙家渡道型」の三つに細分類した。

＜土地取得一独立型(1) ── 単身渡道型＞

⑤は山形県上の山の農家の四男である。「山間の谷あいの山村で６０数戸が重なり合うようにして住んでいた。水田だけでは食えず，養蚕，炭焼きなどの副業をしており，学校へ行きたくとも行けなかった」。そこで「口べらしのために」山形市の医師であった叔父の家に住み込んで調剤の仕事をしていたが，こづかい程度しかもらえなかった。昭和６年に札幌の叔母を頼って渡道。新聞配達をしながら夜間の中学に行こうと考えているところに実習場の募集を見て，「根は百姓だし…と決心した。将来はトラクターを使った大農場経営をやりたいと思った」。

⑪は秋田県南秋田郡の農家の二男である。師範学校にまで行きたかったが，父親に実権がなく，また後継者の長男にも理解がなかったので，しばらく家の手伝いをしていた。昭和６年に独立するための資金を得るために，北海道に出稼ぎに来た。長沼で治水工事，美唄で炭鉱開発の仕事の手伝い等々，転々とした。農業は好きではなかったが，たまたま実習場の話を聞いて決心した。

⑨は新潟県北蒲原郡の農家の二男として生まれた。家は３町５反の水田を持ち，「村一番の」自作農であった。尋常小学校卒業後，身体が弱くて学校を続けることができず家でブラブラしていたが，２０才の時に新潟の農業試験所に勤めた。昭和５年に「『日本の土地を一反歩でもふやせ』の農本主義の講演を聞いて感動し」，家中のものには反対されたが大志をいだいて渡道した。しかし「北海道へ来たものの五里霧中で，当時人があまっていたので職もなく，親から毎月１５円の仕送りを受けながら，真駒内の種畜場で雑役夫を１年した」。次いで，「いつまでも親がかりではと，十勝・大津の牧場で牧夫頭を２年した。この時100町歩の土地を2,000円で買わないかと言われ，兄に相談の手紙を出したら買えといわれた。しかしそこに入れる家畜がなかったらどうしようもないので買うのを断念した。そのことが残念で途方にくれている時に実習場の募集があったので応じた」。

以上のごとく彼らは，上の学校に行きたくとも行けず，独立した自分の生活を得るために，すでに昭和５～６年に単身で渡道したものたちである。この中では出身世帯が比較的豊かな⑨の場合には，開拓農業に夢をいだいて渡道してその機会を探していたケースであり，また⑤の場合にも大農経営を夢みて実習場の募集にとびつくかたちになったのである。

＜土地取得一独立型(2) ── 家事従事型＞

⑩は秋田県湯沢の１町５～６反の田を持つ水田農家（自作農）の二男で，高等小学校卒業後ずっと家の農業手伝いをしていた。しかし「秋田では生活する場がなく，満州にでも行くつもりだったが，ちょうど実習場の

募集があったので応募した。北海道に来るのに父は反対しなかった」。

⑥は新潟県長岡市で「代々続いた古い家柄の」農家の四男であった。「父がお人好しで，オイチョカブに手を出し田畑を他人にとりあげられて苦労した。大正4～5年の不景気で外に働きに出たくとも行き場がない状態だった。大正11年の震災のあとは少し回復したが，昭和の不況の時には炉ばたの草刈りをしてでも堆肥を作るような具合だった」。そこで父の農業を手伝いながら叔父のところの木挽（きこりを兼ねた製材の仕事）をしていた。同郷の②とブラジルに移住する夢をもち，兵役の際に知り合った先輩ですでにブラジルに行っている人に呼んでくれるように頼んでいたがだめになった。②の兄が新聞に出ていた実習場のことを教えてくれ，②と一緒に応募した。

④は新潟県境村の1.5町の田を有する自作農家の二男である。彼は「父が学問よりもまず仕事をせよ，という考え方だったので」，新聞配達やそば屋の出前などをしながら蒲原の農業実業学校定時制を卒業した。南米で農業をやろうという夢をもち，そのためには機械が必要だというので昭和1年に東京の自動車学校で運転免許を取った。しばらくハイヤー運転手をしていた。昭和4年に分家させてくれるというので郷里にもどったが，「長兄に後妻が来てうまくないので」渡道を決心して実習場にはいった。南米のふりかわりが北海道であった。

以上のごとく，⑩，⑥のいずれも不景気の中で「外に働きに出たくとも行き場がなく」，かと言って「家」にとどまることもできずに，満州やブラジルのような広大な地への移住によって活路を見い出そうとしていた。また④の場合は，新聞配達をしながら自力で農業実業学校を出，さらに自動車の運転免許を取るなどした。東京でハイヤー運転手を続けるよりは農業で身をたてたいという志向性が強くていったん郷里に帰ったが，分家できる条件がなかったために実習場にはいった。

＜土地取得－独立型(3) ── 挙家渡道型＞

実習場一期生のうちで③のみは父の代にすでに渡道し，T部落以外の土地で入植していた開拓農家の出身である。

③の父は宮城県遠田郡南郷村で農業を営みつつ海産物商をしていたが，養子であるため昭和4年に「新天地を求めて」忠類に入植した。③は渡道前には，父の取引先の海産物問屋の丁稚をしたり，自分の生家の店の手伝いをしていたが，渡道・入植後は，農業の手伝いをした。その当時は昭和6～7年の凶作のために何もとれず，「食糧の余りを食ってしのぐような」生活状態だった。彼は二男であった。入植後の凶作で分家することもできずに実習場にはいることになった。

この③の場合には，父の代に内地での生活にいきづまって渡道して入植したのであるが，入植後の生活が凶作により苦しかったために，二男以下には分家をして農業を営みうる道がとざされていたのであった。

これまでみてきたように，実習場一期生の多くは，相対的に余裕のある農家の出であるが，不況の中で満足な職につくことができずに「家」の手伝いを軸としながら独立する道を模索していた。そうした当時の農家の二・三男は南米や満州への移民によって活路を見い出す以外には望みをもてなかったのである。そうした中で実習場の募集は，10町の土地を与えられるという意味でも，また大農経営に夢を託すという意味でも非常に魅力あるものであったといえよう。このことは次にみる「農業生活転換型」の⑧にも共通してみられる。

＜農業生活転換型＞

⑧は山形県庄内の小作農家の長男である。「農業はいいがしかし小さい農家は苦しい。満州がいいとみんな

義勇軍みたいにして行ったが，自分の身体などの条件に合わなかった」ため１９才の時，姉を頼って東京に出て姉のクリーニング店の手伝いをした。国鉄か自動車関係の仕事につきたかったがうまくいかなかった。２年間東京で暮らしてみて「都会の人間の要領のよさについていけない」ので庄内へ帰った。昭和７年，２３才の時，新聞で実習場のことを知って「２３才にもなって職が決まらぬままでいるのでは，と思い，自然を相手に努力することが一番だ。自分は農業しか知らないし努力と辛抱をしてみよう」と実習場へ入った。このとき親・兄弟は全員反対した。

長男であった⑧は，小作農家を継ぐよりもより大きな経営への夢を託して，親・兄弟の反対を押し切って実習場を選んだのである。

ところで実習場を修了して入植するに際しては，世帯を形成するということが必要条件であった。③を除いて，単身で渡道してきた彼らは，近隣における親族のネットワークから切りはなされており，ほとんどのものが郷里にいったんもどって同郷の嫁を得ている。彼らがその出身地で嫁を得たことは，開拓による独立が約束されていることなどに対して比較的好感をもって出身地の人々に受けとめられていたことを示している。したがって前表４－１－１にもあきらかなように，①，③，⑤の３ケース以外のものは，Ｔ部落の近辺に親族をもたない「家」として入植したのである。しかし彼らの中で比較的に余裕のある農家出身者は，入植に際しての携行資金を実家からもらい，またのちにみるように入植後も一定の援助を夫・妻いずれかの親元から受けることができた。

第２項　一般入植者層の「家」の形成

戦前において旧Ｐ部落へ入植した「一般入植者層」は，表４－１－２にみるごとく，兵庫県淡路島，福井県武生市，富山県，茨城県，北海道江差町の出身者たちで，東北六県及び新潟県出身者はおらず，実習場一期生入植者層と対照的である。しかし出身階層は，18が北海道江差町の漁家出身であるのを除く４ケースはすべて農家出身であり，かつ現世帯主の父の代に渡道し入植している。より特徴的なことは，旧Ｔ部落の実習場一期生層に比して，すべてが家族をひきつれての入植であることで，入植者の年令は最高３７才，最低３３才，平均35.0才と，実習場一期生層よりも約１０才高い。

入植理由をみると，土地取得－独立を求めて西当縁地域の近隣町村に入植し，そこで新たな世帯形成を行なっていた人たちが，民有未墾地法による新田牧場の解放とともに，旧Ｐ部落へと転入したというケースである。そのさい，14 17は分家して入植し，13 18は出作の形で開墾を進め，二代目に経営の中心が移るとともに一家を挙げて入植した。16の詳細は不明だが，後者に属するものと思われる。以下，前者の「分家入植型」と後者の「後継入植型」とにわけてその入植経過をみてみよう。

＜分家入植型＞

17の父は兵庫県淡路島で水田農業に従事していたが，大正２年，大樹町Ｋ部落で開拓を行なっていた二人の兄を頼って渡道した。大正７年に本人が分家し結婚して同地に入植した。次いで昭和８年に旧Ｐ部落に移って開拓を始めた。その際，子供は３才から１２才までで計４人おり，本人は３３才であった。

14は出生後まもなく両親が離別したため，母の兄に養われる。明治４１年，叔父は越前団体として十勝・大正町に入植した。14が１０才の時である。そして「他の農家の奉公人となって小学校に通うが，給料は自分を育ててくれた叔父に渡した」。大正８年，「若いから」と反対されたが小作として独立し結婚した。たくわえなしの結婚で生活が苦しかった上に，大正９年の凶作でまるはだかとなり借金をした。これは翌年の豊

表４－１－２　　戦前一般入植者の諸属性

ケース番号	出生年	出身地	出身階層	続柄	学歴	職業遍歴	入植年	結婚年	妻の出身地	入植時の家族構成（）は家族員数
13	明治27年（1894）	茨城県	農家（幕別で馬車追い）	長男	高小	馬車追い→大樹に出作	昭和６年（夫37才）	大正４年（妻32才）	三重県伊勢	夫,妻,子供7人（９人）
14	明治31年（1898）	福井県武生	農家（大正町で開拓）	長男	高小	小作→搾乳・販売→鍼灸師	昭和６年（夫33才）	大正８年（妻27才）	福井県（十勝・大正町育ち）	夫,妻,子供4人（６人）
16	明治33年（1900）	北海道江差町	漁業	二男以下	高小	農業手伝	昭和10年（夫35才）	大正10年（妻30才）	北海道江差	夫,妻,子供５人（７人）
17	明治33年（1900）	兵庫県淡路島	農家（開進で開拓）	三男以下	高小	農業手伝→開進へ入植	昭和８年（夫33才）	大正10年（妻29才）	兵庫県淡路島	夫,妻,子供4人（６人）
18	明治27年（1894）	富山県	農家（広尾で開拓	次男	尋小	農業手伝→馬産	昭和６年（夫37才）	大正７年（妻35才）	北海道大樹町	夫,妻,子供7人父,母（11人）

（注）　ただし，13，18の入植年は出作開始時である。

作で返済することができたので大正１１年，「町へ出て勝負しようかと思っているところに福井の実父からさそいがきたので」福井へもどり，牛の搾乳・販売の仕事を手伝う。その間妻は札幌の髪結学校に行っていたが，これを福井に呼び開業させた。自分も技術を持とうと大阪で学び，福井で鍼灸師を開業した。鍼灸師となったのは，「叔父たち開拓農民の病気をみていて，何とか力になりたいと考えたから」である。そして義弟もいることであるしいつまでも福井にいることはできないので，実母のいる大正町にもどって昭和５年鍼灸師を開業した。昭和６年に新田牧場開放によって土地を入手したので妻も呼んで入植した。この時，本人は３３才であり子供が４人いた。

以上のごとく17は，分家して新たな世帯を形成してK部落に入植したが，のちに町内移住して旧P部落にはいったケースである。また14は分家入植といっても，いったん分家して小作となったが凶作のために生活が成り立たず，本州へもどり他の職を経験したのちに改めて，旧P部落に入植している。

＜後継入植型＞

18の祖父は富山で農業を行っていたが，18の父が6才の年，昭和３３年に広尾に入植した。その後，広尾から上札内，大樹町美成と転々としたが，18の父は二男だったので，大正７年に結婚して分家した。昭和６～７年ころ18の父の「家」は馬産を手がけていたが，西当縁に１４町５反の土地を買い出作しつつ開墾し，昭和９年にそこに移った。出作を始める段階から18の父が「家」を継ぐことになったがその時，夫，妻，子供７人の他に父母がおり，計１１人の大家族となっており，18の父は３７才であった。

13の父も茨城県から幕別町にやってきて馬車追いをしていた。昭和６年に１０町の土地を取得し，幕別町で馬車追いをしながら西当縁に出作して開拓を進め，長男（13の兄）が２４才になった昭和１５年にT部落に移住した。出作を始めた昭和６年においてすでに９人家族であり，13の父は３７才になっていた。

以上のごとく [13] の父と [18] の父は「家」を継いで一家を背負って入植したのである。出作着手の折りには彼らの家族員は１０人前後となっていた。

これまで掲げた事例から明らかなように，実習場一期生を除く一般戦前入植者は，すでに父の代に入植しており，そこから分家して土地を得るために転々としたり，また家族を多数ひきつれて出作しつつ土地を開墾して定住するに至っている。したがってこれらにあっては，旧Ｐ部落の入植時には子供を多数かかえ，場合によっては父，母をひきつれての入植であり，年令的にも高い段階にあったのである。さきにみた実習場一期生たちが身軽な単身者として，一身の独立のためにある意味で土地を手軽に入手しうる実習場にはいり得たこと，およびいくばくかの夢をそこに託し得たことと比較するならば，彼ら一般入植者たちは，すでに子供時代に入植のきびしさを身をもって知り，試行錯誤しながら開拓に従事してきたという点でも，また，一家をひきいて開墾を始めざるをえなかったという点でも，大きく異なっていると言えよう。

このことはさらに入植者の子供たちの学歴の差となってあらわれている。すなわち [18] は尋常小学校卒，[14]，[16]，[17] および [13] の兄は高等小学校を終えるが，[17] が「高等科は冬だけ，１カ月に７日以上行くと授業料払わなければならないので馬鹿くさい」と述べているような状態の中での卒業であった。もとより開拓直後の「家の手伝いが忙しかった」し，１２才ともなると「ハローで１２町耕したし，麦の１４貫もかついだ」立派な働き手だったのである。その上，開拓直後ということで，夜間の青年補修学校のごとき教育機関は未だ整備されていなかったことが銘記されなければならない。

第３項　戦中・戦後入植者層の入植と「家」の形成

「戦後入植者層」は，戦中に入植した者（△20）と敗戦前後に入植した者（△21，△22，⑫）と３０年代に入植した者（△23 [19]）とに分けられる。彼らの「家」は父の代に渡道した本州出身の開拓農家であり，本人たちはすべて二男か三男かであるため，「土地取得－独立」を目的として分家－入植した。ただし △23 のみは父が満州開拓中に病死し，叔父の⑥の「養い子分家」の形で入植している。

いま，「戦後分家層」の「本家」の入植経緯を簡単にみてみると（表４－１－３），△20 及び △21

表４－１－３　　戦後分家層の本家の入植経緯

	出身地	入植地	入植年	入植時の家族構成
△20 と △21 の本家	富山県	十勝管内中札内町	昭和５年	父・兄・△20・△21・妹
△22 の本家	福島県	忠類→旧Ｐ	8年（4年より出作）	父・母・兄・兄・△22・弟
[19] の本家	富山県	忠類	１０年	父・母・兄・[19]
⑫ の本家	栃木県	大樹町内拓進	３年	父・母・兄・兄・姉（⑤の嫁）・⑫・弟・妹

の「本家」，そして △22・[19] の「本家」は，「一般入植者層」と同じく，民有未墾地法による西当縁地区の解放とともに一家入植してきた「家」である。⑫の「本家」は，大樹町内の拓進部落に栃木県移住民団の一員として，昭和３年に入植して来ている。これら「戦後分家層」の「本家」は，第二項でみた戦前の「一般入植者層」と共通の性格を有していたということができる。

「戦後開拓者層」はかかる昭和初年に入植した開拓農家の中で成育したのだが，彼らは当時の生活体験を次のごとく述べている。（表４－１－４参照）

㉑と㉑の父は富山県の地主であった。二男の㉑は「普通は高等科からだが，小学校から猛勉強して高岡工芸学校に入った」。しかし「父はわがままに育った人で，株に手を出して失敗し」，「それでも十分内地でやっていけたはずだが，見栄が強くて渡道した」。㉑は昭和３年に学校を中退して京都で兄嫁の実家でタクシー運転手の助手の仕事をする。「内地にいれば，工芸学校を５年で出て，機械科へあがる」という夢がかなえられると考えていたのである。しかし昭和４年に十勝管内中札内町へ入植準備に行っていた兄からの連絡で，「家族が北海道へ来るというので，自分も一緒に来た」。中札内では小作に入った。「２２町の畑を小作したが，不作に見舞われて借金を重ねたところに火事にあった。兄が営林署の雇に出ていたので自分も行ったが，朝３～４時から起きて，笹林を切りひらく，力がなくノルマを果せなかった。昭和５年から１６年にかけては本当にどん底の生活だった。２５才の時，土地がもらえるので実習場に入所した（７期生）。翌１５年，未開墾地13haの無償貸付をうけ入植。しかし入植とともに戦争がはじまり，１８～１９年と病気をしたあとすぐ召集をうけた」。

他方，三男の㉑は14才で中札内へ来た。「昭和５年から１０年頃，父が小作だったので，年貢にとられてしまい，本当に苦しかった。進学することもできなかった」。彼は高等科卒業後家の手伝いをし，１６年から召集をうけて海軍に入る。敗戦後，「復員してから兄（㉑）の世話に半年ほどなったあと，現在地が帯広の軍の飛行場建設地の代替地になっていたのが，未墾地だったので，そこに入植した」。

表４－１－４　戦後入植者の諸属性

ケース番号	出生年	出身地	出身階層	続柄	学歴	職業遍歴	入植年	結婚年	妻の出身地	入植時の家族構成（）は家族員数
⑳	大正３年（1914）	富山県	農家（地主→中札内で小作）	次男	高等工芸学校中退→開拓実習場7期生	タクシー運転手→農業手伝	昭和15年（夫26才）	昭和16年（妻19才）	徳島県（北見育ち）	夫，妻（２人）
㉑	大正９年（1926）	富山県	農家（地主→中札内で小作）	三男	高小	農業手伝→兵役	昭和21年（夫26才）	昭和22年（妻18才）	山形県（美唄育ち）	夫，妻（２人）
⑫	大正10年（1921）	栃木県	農家（拓進で開拓）	三男	高小	農業手伝→兵役	昭和23年（夫27才）	昭和23年（妻23才）	北海道芽室（帯別育ち）	夫，妻（２人）
㉒	大正６年（1917）	福島県相馬	農家（小作→渡道後も小作）	三男	高小→開拓実習場５期生	農業手伝→兵役	昭和23年（夫31才）	昭和21年（妻24才）	徳島県（上当縁育ち）	夫，妻（２人）
㉓	大正７年（1932）	新潟県	農家（自作→満州へ移民）	三男	高小	木工所で製材→叔父の家の農業手伝	昭和34年（夫27才）	昭和35年（妻22才）	北海道（大樹育ち）	夫，妻（２人）
19	昭和10年（1935）	北海道忠類	農家（忠類の開拓農家，父は富山から渡道）	次男	新中卒	山稼ぎ→ニシン場→農業手伝	昭和37年（夫27才）	昭和37年（妻25才）	北海道（勇洞育ち）	夫，妻（２人）

この⑳と㉑とを比較すると，地主であった親の没落過程が子供に及ぼした影響の差を読みとることができる。同時に，彼らの人生の前にさらに大きく立ちはだかったのは太平洋戦争であった。このことは次にみる㉒，また⑫でも同様である。

㉓は，父が福島県相馬で農業を営んでいたが，大正１４年に渡道し，忠類に入植し，その後昭和８年にＰ部落に移った。昭和３年の大不況の時，自給自足でイナキビを食べたり，川魚を食べてしのいだ。親・兄弟の農業経営を見ていて，どうしても自分でもやってみたかったので，三男である本人は昭和１２年に実習場にはいった（第５期生）。しかし実習場修了後，昭和１３年に出征し２０年まで復員できなかった。復員後の２１年に結婚し，旧Ｐ部落の14の近くの本家の畑を耕していたが，昭和２３年に旧Ｈ部落にはいった。

⑫の父は栃木で炭焼きをしていたが，昭和３年に移住民団で渡道，拓進に入植した。移住してきた当時本人は７才であったが，「寒中だというのにかすりの着物で学校へ行く」ような生活状態であった。高等小学校卒業後は家の手伝いをしており，昭和１９年に出征し２２年に復員した。農業以外で身をたてようかと思ったが，仕事もなく食糧難の折りでもあり，自分で農業を始めて自給で切りぬけていくよりほかなかった。昭和23年に分家して結婚し，旧Ｔ部落に入植した。姉がすでに⑤に嫁入りして旧Ｔ部落で開拓していたので，その隣地の政府買収地のうちから１０町６反（耕地４町５反，原野６町１反）を親に買ってもらった。

以上の４ケースはいずれも父の代にＴ部落ないしはその付近に入植しており，㉑を除く３ケースは兵役除隊後まもなく分家してＴ部落に入植している。そして㉑も入植直後に戦争に遭遇した。しかもかれらにあっては，Ｔ部落の中に血縁者がすでに入植しており，その付近に入植した血縁関係を強くもつ分家層である。敗戦直後の入植の場合，入植地は離農跡地，または飛行場代替地等の政府買収地がその基礎であった。

これらに対し，３０年代に分家入植した㉓と19の場合，前者は叔父の⑥の手づるで新規開拓者補助を手配してもらい，後者は本家から家屋と土地購入資金の一部を補助してもらいながら，――そしてそれらの援助は彼らが独身時代に叔父の「家」の中心的な働き手の一人であったこと，または山稼ぎやニシン場稼ぎで家計を助けてきたことの見返りでもあったのだが――土地取得資金等の借金をかかえての入植であった。

㉓は新潟県長岡市の農家の生まれである。生家は水田と畑作を行う自作農であった。昭和１４年に一家を挙げて満州のハルピンへ移ったが父が風土病で死亡。戦後満州から引き揚げて長岡の母の実家へ身を寄せて木工所に勤めていたが，叔父（⑥）に来いと言われ，また母にも行けと言われて昭和２３年に渡道した。「満州と同じところだと思ってやってきた」。１１年間叔父の家の農夫をやり，昭和３４年に豆を２～３俵もらって分家し，借金をして11.6町の土地を得て入植した。

19は父の代に富山から渡道し，昭和１０年に忠類にはいった。二男である本人は戦後新制中学を卒業後，大樹で山稼ぎをして生活費につぎこんだ。昭和３０年ころは留萌のニシン場で稼ぎ，「家」に仕送りをした。３５年からは外稼ぎをやめて「家」にもどり農作業に従事した。３７年に結婚，分家して旧Ｐ部落の，前住者が上更別へ移った跡地に入植した。分家する時には何もなく，自分の腕一本でやっていく覚悟だった。本家からは家を建ててもらい，１万５千円の現金をもらった。14.5町歩の土地は本家が出してくれた金と土地取得資金とで手に入れ，１０年がかりでこの借金を返済した。

この19の場合にも忠類に本家をもつ分家層であり，㉓の場合は，親・兄弟という直接的な血縁関係をＴ部落の周辺に有していたケースとは若干異なるが，叔父の家（⑥）にながらく奉公人的に勤めあげたのちに「養い子分家」の形で分家し入植に至っている。

以上みてきたごとく戦後入植者の場合は，戦前入植者とは異なって，Ｔ部落の周辺に血縁関係を色濃くもちつつ入植していることが特徴的である。また彼らは，さきにみた一般入植者のように一家

入植した者はいず，本家と有形無形のつながりの中でその開拓を進めてゆきえた。他方，入植時の年令は２６～２９才と，実習場一期生層に近く，また△Ａや△Ｂのごとく実習場の第七期生，第五期生もいる。しかし一期生のごとき強い団結で結ばれていたというわけではなく，また実習場へ入ること自体が「土地をもらえるので行った」という△Ａにみられるごとく，南米の代替地としての北海道での開拓にあこがれをいだいた戦前の本州農村青年とは距離をおくものであった。本家において体験した開拓の労苦，そしてとりわけ兵役による断絶が，一期生層とは違った社会的環境を彼らに与えたといえよう。

第４項　要　　約

第１項から第３項においてこれまで考察してきたことをまとめれば，次のことが言えよう。戦前入植者のうち，「実習場第一期生層」（１１ケース）の多くは，東北，北陸地方の農家の二・三男以下であった。彼らの多くは当時としては相対的には余裕のある農家の出身者であったが，不況のために土地を得て分家することも，農業以外の職を得て独立することもむずかしい状態におかれていた。当時，彼らと同様な境涯にあった青年たちの多くは，満州や南米への移住を夢みるかもしくは，現実的に土地を求めて「新天地」たる北海道の開拓に希望を託さざるをえなかったとみられる。そうした中にあって十勝開拓実習場の募集は，大きな魅力をもつものとしてあったにちがいない。彼らは平均年令25.9才にして世帯を形成しＴ部落の開拓に着手している。彼らの多くは，道内に血縁者をもたないため，実習場修了後，故郷に帰り同郷人の嫁をもらったのちに入植した。

かかる「実習場一期生層」以外の戦前の「一般入植者層」（６ケース）は，父の代にすでに渡道・入植しており，そこから分家したりまたは「家」を継ぎ一家をひきつれて旧Ｐ部落に入植してきている。彼らの入植時における平均年令は35.0才と高く，また，家族員数でみても６人から１１人と非常に多人数となっている。

最後に「戦後入植者層」（６ケース）には，戦後まもない時期に除隊後入植している者と，昭和３０年代になって入植したものとが含まれている。彼らは平均年令にして28.0才で入植しており，さらに入植に前後して世帯を形成している点でも共通性がみられる。彼らが戦前入植者層，わけても「実習場第一期生層」と大きなちがいを見せているのは，部落内に親，兄弟，叔父といった何らかの血縁関係者を有しており，それにひかれるかたちで入植している点である。

第２節　戦前・開拓期における「家」の生業と生活の展開

第１項　実習場一期生層の「家」の生業と生活の展開

十勝開拓実習場一期生層と一般入植者層からなる戦前入植者層の，開拓着手期における生業と生活は，自然的諸条件にたちむかいつつ自らの礎石を築いていくという点においては等しい条件のもとにあったとしても，この開拓を支える「家」のもつ条件はライフ・ステージの段階によって異なっていた。前節でも述べたごとく，実習場一期生層と一般入植者層とでは，入植に際しての家族的条件に大きな差異があった。

表４－２－１にみるごとく，戦前入植者層の入植時から昭和１４年までのライフ・ステージは次のように推移している。入植に先だって世帯を形成した実習場一期生層１１ケースにおいては，すべ

表４－２－１　　戦前入植者の入植時における家族内諸条件（入植時～昭和１４年）

	ライフステージ(入植時→14年)	ケース番号（入植年）	家族員数の変化（入植時→14年）	家族員数変化の理由	労働力指数 6年	8年	10年	12年	14年	消費単位指数 6年	8年	10年	12年	14年
実習場一期生層	Ⅰ→Ⅱ	①（9年）	2人→4人	子供出生2	—	—	1.8	1.8	1.8	—	—	1.9	2.3	2.7
		②（9年）	2人→4人	子供出生3 子供死亡1	—	—	1.65	1.8	3.4	—	—	1.9	2.3	4.3
		③（9年）	2人→4人	子供出生2	—	—	1.0	1.8	1.8	—	—	1.0	2.3	2.7
		④（9年）	2人→4人	子供出生2	—	—	1.65	1.8	1.8	—	—	1.9	2.3	2.7
		⑤（10年）	2人→4人	子供出生2	—	—	1.0	1.8	1.8	—	—	1.0	1.9	2.7
		⑥（9年）	2人→4人	子供出生2	—	—	2.8	2.8	1.8	—	—	3.3	3.3	2.7
		⑦（9年）	2人→5人	子供出生3	—	—	1.8	1.8	1.8	—	—			
		⑧（9年）	2人→5人	子供出生3	—	—	1.8	2.8	2.8	—	—	1.9	3.3	3.7
		⑨（10年）	2人→4人	子供出生2	—	—	1.8	1.8	1.8	—	—	1.9	2.3	2.7
		⑩（9年）	2人→5人	子供出生3	—	—	1.8	1.8	1.8	—	—	1.9	2.7	3.1
		⑪（10年）	2人→4人	子供出生2	—	—	1.65	1.8	1.8	—	—	1.9	2.3	2.7
一般入植者層	Ⅲ→Ⅳ	14（6年）	6人→7人	子供出生2 結婚他出1	2.15	2.5	2.5	3.2	2.85	3.9	4.3	5.2	5.3	5.2
		16（10年）	7人→9人	子供出生2	—	—	2.55	2.95	3.7	—	—	4.7	5.1	6.6
		17（8年）	6人→7人	子供出生1	—	2.55	2.55	2.85	3.65	—	3.9	4.3	5.2	5.4
	Ⅲ′→Ⅳ′	18（6年）	11人→12人	子供出生2 結婚他出1	3.8	4.0	5.0	5.05	4.85	6.7	8.3	9.5	9.1	8.3
	Ⅳ→Ⅳ	13（6年）	9人→12人	子供出生3	2.9	3.65	4.8	4.8	5.15	6.5	6.9	7.0	7.5	8.1

てがこの期にⅠステージからⅡステージに移行している。このようにライフ・ステージの若い実習場一期生層にあっては昭和９～１０年の入植時から１４年にかけての期間は，子供を次々と生み育てていく時期であった。すべての家でこの期に２人から３人の子供をもうけており（ただし②は子供４人中１人が生後まもなく死亡しているため３人となっている），多くの「家」での基幹的労働力は夫と妻の２名のみであった。その中で②，⑥，⑧は本州の実家から援農に来てもらっている。すなわち②では１３年から１６年まで甥２名，⑥では１０年から１３年まで弟１名，⑧では１１年から１５年まで弟１名の援農を得ているのである。このような実家からの援農を得ることのできた「家」を除く実習場一期生層７ケースの自家保有労働力指数は表４－２－１にみるごとく，昭和１０年時点にいまだ単身であった③と⑤が1.0であり，妻が２０才未満であった④，⑪が1.65であり，その他では1.8となっている。そして昭和１４年までは，７ケースのすべての「家」で1.8という水準を保ち続けている。消費単位指数は子供の出生に伴って年ごとに増加して，昭和１４年には2.7から3.1に及んでいる。これらの７ケースに比して実家からの援農を得ることができた前記３ケース（②，⑥，⑧）では労働力指数が2.8から3.4とずば抜けて高くなっている。なお数字上には現われていないが，弟が一歩遅れて渡道し，十勝開拓実習場にはいった⑦と⑪にあっては，少なくとも弟が実習場で学んでいる期

間（⑦の弟は１０年から１２年，⑪の弟は１３年から１４年）には，かなり力強い手助けを弟から得ていたとみられる。

これに対して一般入植者層の場合には[14],[16],[17]の３ケースがこの期にⅢステージからⅣステージに移行し，唯一の直系家族形態をとる[18]がⅢ′ステージからⅣ′ステージに移行しており，そして[13]はⅣステージを保持している。すなわち[13]はいわば「栄華の峠」にあり，[14],[16],[17],[18]は「貧乏の峠」を終わりつつあったということができる。先にもみたごとく，これら一般入植者の入植時の家族員数は，少ない「家」でも６人，多い「家」に至っては１１人となっており，文字どおりの大家族となっている。（Ⅲ→Ⅳ）ステージ，ないしは（Ⅲ′→Ⅳ′）ステージおよび（Ⅳ→Ⅳ）ステージに移行をとげているこの期にあって，[14],[18]の２ケースで長女が結婚他出している他はすべての子供が「家」にとどまっており，これに照応して労働力指数は高くなっている。すなわち，入植当初においても[14]で2.15，[16][17]で2.55，[13]で2.9，[18]で3.8となっており，この期のピーク時にはどの「家」でも3.2以上となっており，実習場一期生層の約２倍に近い労働力を擁している。しかし他方でこの時期にはすべての「家」で２人から３人の子供を新たにもうけているため，どの「家」でも家族員数がふえており，消費指数もピーク時には5.3から9.5と非常に高くなっている。

以上のごとく，それぞれの「家」のライフ・ステージの相違は，自家保有労働力および消費力に大きな差異をもたらしている。われわれは以下，ライフ・ステージの段階区分を基軸として，かかる家族的諸条件の中味，その質を中心として入植期の生業と生活の展開をとりおさえていこう。

（Ⅰ→Ⅱ）ステージ　〔実習場一期生層〕

このステージに属する実習場一期生層１１ケースのこの期における家族員数増加の理由はすべて子供の出生によるものであった。表４－２－２は，昭和１４年までの子供の出生年を示したものであるが，これによれば，１年おきないしは２年おきに次々と子供が生まれており，昭和１４年までをとってみても，②，⑦，⑧，⑩の４ケースにおいて３人，その他の７ケースで２人の子供が出生している。このステージにあるものは，夫と妻の二人の力を合わせて開拓にいどんだわけであるが，一方の妻の手は実は，相次ぐ妊娠　出産と乳幼児の養育のためにとられざるをえなかった。しかし１０町歩の土地の開拓を進めつつ立木の処分や炭焼きによる現金収入で生計をたてていた入植時においては，妻が育児に専念しうるようないとまは与えられなかった。すなわちこのステージにあっては妻自身が出産・育児・開拓の仕事によって労働過重となり，他方で出産・育児で欠けがちな妻の分の開拓作業を夫が担うことによって，夫自身を労働過重へと導いたのである。当時の開拓のもようは次のごとくである。

「１０町当り８本の柏の木があった。１番いいところを部落でまとめて鉄道の枕木に売った。残りは炭に

表４－２－２　第四子までの子供の出生年

ケース番号	第一子	第二子	第三子	第四子
①	•１１年	•１３年	•１５年	○１８年
②	○１０年	•１１年	○１４年	•１８年
③	○１２年	•１４年	○１７年	•２０年
④	•１０年	•１２年	○１６年	○１８年
⑤	○１２年	•１３年	•１５年	•１６年
⑥	○　９年	○１３年	•１７年	○２０年
⑦	○１０年	○１１年	○１３年	○１５年
⑧	○１０年	○１２年	•１４年	•１７年
⑨	○１０年	•１２年	○１５年	•１８年
⑩	•１０年	•１１年	•１３年	○１５年
⑪	•１１年	○１４年	○１５年	•２０年

（注）○男子，•女子を示す。
②の○１０年は生後まもなく死亡している。

焼いた。炭窯は実習場で習っていたのでこれを妻とノートを見ながら２カ月がかりで作った。入植してから２～３年間は収入がなく，開墾しても肥料を入れないと作物がとれない状況だった。約１０年間は部落のみんなが一緒に暮らしてゆくだけで頭がいっぱいだった」。（⑧夫）

「９年から１１年ころまでは炭焼きを主に製木も行なったが，１１年から１２年ころまでは道庁の補助牛を２頭入れ，炭焼きによる生計維持を牛乳を主体とするそれにきりかえた。開墾が進むにつれて農作業がふえてきて，燕麦・ビルマ・大手亡・イナキビ・馬鈴薯を作った。主食はイナキビの中にビルマがはいっているものや馬鈴薯であった。１３年以降は冬場の牛乳代を生活費の主体におき，畑作収入（とくに豆）は生産基盤の拡大にふりむけるという方向をとった。」（⑥夫）

以上の事例にみられるごとく，２～３年間はほとんど収入がなく，かろうじて収入が得られるようになったのは昭和１１年から１２年にかけてである。そうした中で

「夢中で開拓を進めてきた。同じカマのメシを食った実習場の仲間たちは親密であると同時に競争心が強い。この競争意識が成功の因となった。」（⑩夫）

という言葉からもわかるように「開拓精神と技術を共に学んだ」（②夫）実習場の一期生たちは，「絶対に決めたことを守り，論議が始まると長くなって家内に仕事の負担がかかった」（⑦夫），というほどによく話し合って共同で開拓を進めてきた。しかし，とは言っても開拓の作業は，「家」を単位に夫と妻の２名でそれぞれ進めてきたわけであり，その当時の労働と生活は次のごとくであった。

⑤「ただ夢中で夜も昼も泣くぐらい働き，体力的にも無理をしてきた。しかしなんといっても妻が一番苦労したと思う」。（夫）

⑥は１０年ころから「キックラ腰となり」，新潟の末弟に４年間援農に来てもらっており，他の家よりも労働力は相対的に豊かであったが，それでもなお「とにかくとにかく働いて，ようやくやってきた。筆や口では言いあらわせない苦しみだった。長男が働き出すまでの２０年間は，人間らしい生活などとうていできなかった」（夫）としている。また⑩の夫は「１１年に牛を２頭入れその現金収入で肥料をバンバン買うことができたが，畑・牛・子育てにと手が回らなくなり，牛を入れたのは失敗だった」としている。

このように夫自身も「夜も昼も泣くぐらい」働いたが，「一番苦労した」という妻の側から当時の生活のあり方を探ってみよう。

⑧の妻は父が小学校長であったため，水田にはいったこともなかったが，開拓したいという気持ちをもっていた。「結婚については親が反対したが兄だけが賛成してくれ，行李ひとつでやってきた。入植後は背水の陣だった。食べるものがなくて過労にはなるし，油断したら生死のどちらにころぶかわからなかった。子供が生まれるというのにふとんもなく，夜あたたかく寝たことなんかなかった。馬やブタを子供の見ていないところでつぶしたり，ツナガラミを食べたりした。金銭はできる限り切りつめた」。また⑩の妻は秋田の水田農家の二女であるが「１年間は秋田の実家から米，ミソを送ってもらい２年目はとれたもので食うようになった。開拓と子供の世話で精一杯でつらいことばかりだった。畑ははじめての経験なのでなんでも夫と一緒にやった。物がないので，夜なべして着物をこわして子供に服を作って着せた。」としている。また⑨の妻は新潟の農家（庄屋をしていた）の三女で，子供のころにも水田にはいったこともなかった。「小作関係のひどいところから新しい世界に行ってみたかったし，そのためには何もなくてもいいから暮らしてみたいという覚悟でやってきた。とにかく働けば良いという精神力で支えてきた」。⑦の妻は秋田市の家具店の長女であった。「夫の顔も知らずに嫁に来た。若かったし決心して来たからこたえなかった。皆と競争して努力した。しかし農家はつ

らいと思った。姑さんがいた方がなんぼか良かった。子供のお産のたびに秋田から母が来て1カ月手伝ってくれた」。

以上のごとく妻のほとんどは，開拓の作業・技術を得ていないので夫に教わりながら作業に加わりつつ，「夜なべして」子供の衣服の縫い仕事等々を行った。その多くが，「決心して」，また⑨の妻のごとくに夢をもって渡道し若さを最大の武器としてがんばってきているが，入植当時の生活はきびしく，「油断したら生死のどちらにころぶかわからない」というような状態であった。第3章で指摘されているごとく，政策的にも選びぬかれ，一定の携行資金をもって入植した実習場一期生層にあっても，入植当初の生活条件は，次々と生まれる子供の衣類，夜具も満足にそろえることができず，また，子供に手がかかるからといって妻の開墾に傾ける力を少しでも減ずることは許されなかった。また，生きものであり，「まった」のきかない牛を導入してからは，⑩の夫の言葉からもあきらかなように，労働はよりきつくなった。②の妻は，「農家の女といえば，動物のようにただ働くばかりであった」と語っているが，妻の開拓当時の苦労は想像にあまりある。

かような中で，部落の付近に親族をもたない彼ら実習場一期生層は，基本的に夫と妻の力を合わせて切りぬけてくるより他のすべはなかった。しかしその出身世帯に比較的余裕のある彼らの中には，この期に親族からの援助を受け得たものもいた。すなわち「米，みそは1年間親から送ってもらった。1俵の米を1カ月で食べた」とする②や前述の⑩のごとく，物質的な援助もあった。また，先に触れたごとく②，⑥，⑧の3ケースにあっては，甥や弟の援農を受けている。こうした援農は，子育てにとられがちな妻の手を補ってあまりあるものであって，開墾の大きな推進力になったと推察される。⑦，⑩の2ケースにおいても，実習場で学ぶために渡道した弟の存在は大きな意味をもったにちがいない。⑦の場合は，お産のたびに秋田から母親が手伝いに来ているが，夫・妻双方の実家が近くにある③および妻の実家が近い①，⑤もかような援助を受け得たであろうと推測される。しかし実家が本州にあるケースのほとんどは，家族内に援助者をもたない中で出産と育児を行わざるをえず，夫と妻の双方に労働過重をもたらさざるをえなかった。以上のような親族の援助を頼り得ないものはもちろん，援助を受けたものでも，収入がほとんど得られなかった入植後の2～3年間は，先述のごとくに生活を極度に切りつめ，また携行資金や妻が嫁入りに際してもってきた貯金を食いつぶすことによって切りぬけてきた。例えば⑥の妻は結婚前に三重県で紡績女工をしており，その間にたくわえた金が「入植の時にたしになった」としている。いずれにしても入植時・結婚時に携行してきたいくらかのたくわえなしには，かように乳幼児を多数かかえた時期をのりきることはできなかったのである。

ところで先に掲げた表4－2－2にあきらかなごとく，T部落へ入植して4年目にあたる昭和12年には，この11ケースでみても子供がすでに17人にも達している。すなわち一戸あたり1人から2人の子供をかかえていたこの段階に，開拓にあたっての育児による障害が部落員に意識されてきた。そこで，開墾早々の経済的に苦しい時ではあったが，部落全員で負担し合うことによって私設託児所が設置されることになった。これは昭和34年の閉鎖に至るまで20余年の歴史をもつことになるが，部落員が一様に若い夫婦家族形態をとっていた実習場第一期生層にとっては，開墾およびその後の畑作経営を続けていく上で大きな手助けの役割を果たしてきた。実習場一期生層によって形成された旧T部落は，部落員相互の連帯のきずなの強さにひとつの特徴がみられるが，この私設託児所の開設もその証左であると言うことができる。このきずなの確かさは，部落員が共通にⅡステージにあるという「家」のもつ条件の同質性によっても基礎づけられていたのであった。

第2項　一般入植者層の「家」の生業と生活の展開

（Ⅲ→Ⅳ）・（Ⅲ′→Ⅳ′）ステージ

（Ⅲ→Ⅳ）ステージに属するのは，[14]，[16]，[17]の3ケースであり，（Ⅲ′→Ⅳ′）ステージは[18]1ケースのみである。後者が直系家族であるということが夫婦家族である前者3ケースとの相違点である。これらの4ケースにあっては，入植時に第1子はすでに小学校に入学していたとはいえ，入植時から昭和14年にかけて1人から2人の子供を新たにもうけている。乳幼児をかかえつつ開拓にのぞんできたという点では先にみた（Ⅰ→Ⅱ）ステージのものと共通性をもつが，しかし次の点で大きなちがいがある。第1に，この期に上の方の子から順次義務教育を受ける段階にはいっているということは，この子供たちが農作業，家事労働において一定の役割を果たしうることが予想されること。第2には，総じて家族員数が（Ⅰ→Ⅱ）ステージより多いことからくる消費単位指数の高さという点である。以上の2点でこのステージに入植期をむかえたものたちは，すでに見てきた11ケースとは異なっている。以下，事例にもとづいてその生業と生活を仔細に検討していこう。

まず（Ⅲ→Ⅳ）ステージの「家」ではどうであったか。

[17]が入植した昭和8年には，夫，妻の他に長女（12才），長男（10才），二男（4才），三男（0才）がおり家族員数は6人であった。その後11年に四男が生まれ家族員数は7人となった。8年に長女が小学校を終え，次いで10年に長男が高等小学校を終えて家業に従事した。したがって昭和13年には15才以上の労働力を，夫，妻，長女（17才），長男（15才）の計4人分確保するに至った。

しかし長子，とりわけ長男の農作業へのかかわりは，義務教育段階でもかなりな比重を占めており，開墾を進める上で大きな役割を果たしていた。すなわち，

「入植時はソバやキビをまいても収穫がなく，手亡を食べていた。その後，主食はイナキビや麦となったが，これもせいぜい自給分しかとれなかった。米は盆，正月だけだった。小学校に上がるころから家の手伝いをし，12才頃でもハローで12町もかけ，麦を14貫目（52.5Kg）もかついだ。米を精米所にもっていくため6Kmの道程を30Kgもしょって往復したこともある。労働苦はすごいものだった」（[17]長男）。こうした中で学校へも「家の手伝が多忙で行けず，高等科は冬だけだったが，あまりいけなかった」としている。

また長女の場合は，農作業の他に下の方の兄弟たちのめんどうをみ，家事を行う上で大きな役割を果たしたものと推測される。

[16]が入植した11年には，夫，妻の他に長男（13才），長女（11才），二男（9才），三女（6才），四男（1才）がおり，家族員数は7人であった。（二女は昭和7年に養女に出され，三男は9年に死亡している）。入植時には子供5人のうち4人までが就学期にあったわけであるが，その後，昭和12年に五男，14年に六男が次々と生まれ，結局この期には就学前の乳幼児を3人もかかえていたことになる。昭和13年には長男が高等小学校を終えて家の手伝いに専念することになり，15才以上の労働力を3人保有しえた。また同年には13才となった長女もまもなく高等小学校を終わろうとしていた。しかし労働力指数が昭和14年に3.7にまで達していたとはいえ，9人の家族をかかえて消費指数は6.6にもなっており，「大豆がなかなかとれないで苦労した。貧乏な生活だったから，どんなボロを着ていても何とも思わない」（[16]二男）ような生活状態であった。

以上の[16]，[17]にみられるように（Ⅲ→Ⅳ）ステージにあったものたちは，小学校に子供が就学

するやかなりの度合で農作業に参加し始め，とりわけ男子の場合には大人に匹敵するような労働を担ってきた。また女子の場合でも農作業の他に家事・育児面で妻を助けていた。そうした中で子供たちは学校にもろくに行くことができなかったし，また学卒後も当然のごとくに他出せずに「家」の補助労働力となっていった。

14の場合は上記の2ケースと若干異なり，長女がこの時期に他出している。

14は6年に入植した時，家族員は夫，妻の他に長女（11才），二女（9才），長男（4才），二男（0才）の計6人であったが，9年に三女，12年に四女が相次いで生まれている。長女と次女は小学校を終えるやいなやそれぞれ7年，9年から家の手伝いを行った。このような学卒後の労働力を得るにいたる以前には，夫と妻が開墾を行いつつ4～5年間炭焼きで家計を維持してきたが，「そのころ生活が苦しく，とうきびばかりのおかゆや燕麦を白米にして食べていた。腕一本で山にはいって稼ぐとしばらくは楽になった」（夫）。そして昭和10年ころからは畑作一本にして豆（えんどう，手亡，中長，大豆）や燕麦を作った。また11年には乳牛を2頭入れている。昭和13年には長女は18才となり，町内の東和部落の農家に嫁入りした。彼女は学卒後ほぼ6年間，家の手伝いをしてきた。この長女が嫁入りする年には，次女は16才となっており姉の果たしてきた役割に充分に代わりうる年令になっていた。また長男はその時11才で小学校5年生であったが，17の長男のごとく「もっと勉強したかったが，学校にも満足に行かずに」農作業にかかわっていた。しかし長男が11才であることから，長女が他出した13年には常雇を1人入れている。

14も上記2ケースと同様に，就学中の子供が家業に従事し，さらに学卒後，上の方から順次家業に専念していた。しかし16，17がこの期に15才に近い男子と女子の労働力を確保して手離さなかったのに対して，14の場合は上2人が女子であり就学中とはいえ11才の長男がひかえていたせいか，18才の長女を他出させた。これは14の開拓開始時が前二者と比べて早く，昭和10年にすでに畑作が定着しており，少なくともそうした時期には一定の労働力を保持することさえできれば，それ以外のもの，とりわけ女子を他出させる方が当時の家族生活の維持にとって有意味であったということを示していると思われる。

さて次に（Ⅲ′→Ⅳ′）ステージの事例をみてみよう。唯一の直系家族である18は昭和6年には美成で馬産をしていたが，旧P部落に土地を得て出作を始め，昭和9年に一家で移住してきた。

昭和6年当時，18の家族員は夫（37才），妻（35才），父（61才），母（59才），長女（12才），二女（10才），三女（8才），長男（6才），二男（5才），四女（3才），五女（1才）の計11人であった。この時就学中の子供は4人であった。その後，昭和7年に六女，9年に三男が生まれたのを最後に子供は生まれていない。美成では20頭余りの規模で馬産を手がけていたが，父，母，夫，妻の計4人の労働力を擁していたことを背景に旧P部落への出作も可能となった。開墾の見通しのたった昭和9年に一家で移住してきた。昭和10年に開墾がほぼ終了し麦，馬鈴薯，大豆，大麦，手亡を中心とした畑作を始めることができるようになった。馬は20頭から10頭に減らした。9年に移住してきたときの家族員数は13人にも達していた。昭和12年には18才となった長女が忠類に嫁に行き，昭和14年時点では父（69才），母（67才）はすでに高令に達していたため，子守りや家事等の手伝いが主となり，実質的な生業の担い手は夫（48才），妻（45才），二女（18才），三女（16才），長男（14才）の計5人であった。

この18においても，夫，妻の他に有力な労働力として学卒後の二女，三女と長男を確保している。すでに検討した14，16，17の3ケースとは，父母がいる直系家族であるという点で大きな相違があ

る。この６０才前後の父母がいたことが出作を可能とし，しかも開墾後の収入がほとんど得られない時期に美成で馬産を手がけていたことが大きな強みとなったのである。しかし父母が７０才に手が届くようになるにつれて，労働力としては必然的に後退せざるをえず，また老衰を伴ってくれば乳幼児と同様に家族員のさまざまな世話を必要としてくる。このような父母の老化の過程でも，一定数の労働力を確保しえた[18]は，第1子である長女を他出させて家族員数を減じはじめている。

これまでみてきた4ケースをみる限りでは１０人前後の家族員の生活をなりたたせるためには，１５才以上の労働力を最低4人ないし5人は確保しなければならなかったとみられる。またこのステージにあったものは，（Ⅰ→Ⅱ）ステージのものに比して，開墾に着手する段階から１０才以上の子供がいたことによる労働力面での有利さがあったことは明らかである。しかし他方で家族員数が多いために消費指数が高いという困難があった。その中で[18]は夫，妻の他に父母がいることによる労働力の豊かさを背景として，馬産を行いつつ出作するという生業形態をとることができた。その他の3ケースにおいては，開拓当初の炭焼きによる現金収入だけでは家計をまかなうことができず，[14]にみられたように夫自身が他の生業（造材の仕事）に一時的に従事せざるをえなかった。入植時に家族員数も少なく，出身世帯が相対的に余裕があったためにさまざまな援助を得ることのできた（Ⅰ→Ⅱ）ステージの実習場一期生層に対して，家族員数が多い上に主幹労働力が夫と妻の２名しかいない（Ⅲ→Ⅳ）ステージの彼らは，開拓の手を休めて他の職に一時的に就業することによってしか切りぬけてくることができなかった。このことは開墾の遅れとなってひびいてこざるをえなかった。しかし開墾を終えて畑作が軌道に乗り始めるころには，第1子を先頭に労働力的には安定してきて，「貧乏の峠」をこえつつあった。

（Ⅳ→Ⅳ）ステージ

最後に（Ⅳ→Ⅳ）ステージの[13]の事例を検討しよう。

[13]は箱別で馬車追いをしていたが，昭和6年に西当縁の土地を入手して出作し始めた。この6年時点での家族は，夫，妻の他に長男（１５才），長女（１２才），二女（１０才），二男（８才），三女（６才），四女（３才），三男（２才）がおり，計9人家族であった。その後，昭和7年に五女，9年に四男，１２年に五男が生まれ計１２人家族となった。末子が生まれた１２年をとってみると１５才以上の労働力としては夫，妻，長男（２１才），長女（１８才），二女（１６才）の5人がいた。出作を開始してから9年目にあたる昭和15年になってからようやく馬車追いをやめ，旧P部落へ一家で移住してきた。

この[13]は前述の[18]同様に出作していたが，[18]とちがって父母がいないかわりに長男がすでに昭和6年に１５才となっており，これが出作を可能にする条件となった。そして多人数の家族を，馬車追いの生業によって養うことができた。しかし出作し始めてから移住するまでに[18]が3年しかかけていないのに対して，[13]は9年もの年月をかけている。これはやはり[18]が夫，妻の他に父母を有力な労働力として擁していたのに対し，[13]では夫と妻を助けた長男が１５才以上に達していたとはいえ，成人労働力にははるかに及ばなかったためであろうと推察される。また[13]の「家」ではこの期に3人の子供が次々と生まれているが，長男は当然としても長女や次女も他出させることなく労働力を集中して開墾にあたったのである。

第3項　要　　約

これまで，ライフ・サイクルの発展段階を基軸として，入植期における個々の「家」の生業と生活を考察してきたが，明らかになった点をまとめてみよう。

まずこの時期に（Ⅰ→Ⅱ）ステージであった実習場一期生層の「家」では，開拓当初から夫婦2人が基幹労働力であったが，子供が次々に生まれて2人ないし3人の乳幼児をかかえることになった。その中で，夫婦2人が体力の極限を使い果たす形で開墾にとり組み，「夜も昼も泣くぐらい」働き通してきた。とりわけ妻は家事の他にたび重なる出産，そして育児に追われ，それらの仕事の代替者が家族内にいないために，「夜なべ」の縫い仕事に象徴されるごとくに夜といわず昼といわず体を酷使してきたのである。一般に開拓当初の生活は，開墾を進めるかたわらでの立木の処分や炭焼き又は兼業によって得られるわずかな収入で支えられるが，夫婦二人というきびしい労働力条件のもとで実習場一期生の入植者総数20戸中ただの1戸もこの期に脱落しなかったのは，この層に特有な次のような有利な条件があったからである。すなわち，出身世帯が相対的に余裕がある階層であることから，かなりの携行資金をもって入植できたこと，入植後一年間は米，みそ等の仕送りを受けえたこと等，物質的な援助を実家から受けることができた。また，実家が遠隔地であるにもかかわらず，3戸の「家」では弟や甥の援農を得，その他の2戸においても実習場にはいった弟の手助けを得たのである。さらにまた，部落内の団結の強さも見落とすことはできない。「同じ釜のメシを食った」実習場一期生層のきずなは強く，共に議論し競い合いながら開墾を進めてきた。その中で彼らは，全員が乳幼児をかかえた若い夫婦家族であるという同様な条件下にあることから，私設託児所を開設したということはおおいに注目に値する。これによって妻の労働過重が一定程度軽減され，しかもそのことが夫婦2人の力をあわせての開墾の進展をはかる強力な条件となったことは疑うことができない。

表4－2－3　　土地集積と乳牛頭数の変化（入植時～14年）

ライフステージ	ケース番号	土地		乳牛	
		入植時	14年	11年～12年	14年
Ⅰ→Ⅱ	①	10.0町	14.5町	2頭	2頭
	②	10.0	15.0	2	3
	③	10.0	15.0	0	0
	④	10.0	15.0	0	0
	⑤	10.0	39.0	2	6
	⑥	10.0	15.0	2	2
	⑦	10.0	12.5	2	2
	⑧	10.0	36.5	2	2
	⑨	10.0	14.0	2	2
	⑩	10.0	15.0	2	6
	⑪	10.0	20.0	1	4
Ⅲ→Ⅳ	[14]	22.5	27.5	2	5
	[16]	不明	不明	0	0
	[17]	15.0	15.0	0	0
Ⅲ′→Ⅳ′	[18]	14.5	24.5	0	0
Ⅳ→Ⅳ	[13]	10.0	10.0	0	0

こうした中で彼らは13年から14年にかけて開墾を終えて交換分合を行った。表4－2－3でみるごとく各「家」は，入植時に付与された10町の土地以外に，国有地の払い下げや離農者の跡地配分も含めて逐次土地の取得を進めた。表4－2－3にみるように，多くの「家」では昭和14年には15町程度の経営面積となったが，⑤や⑧のごとくに早くも30町をこえる経営面積をもつものも

あらわれた。

⑧の場合は，昭和１１年に入地した場所に続いた土地を持っている人から土地を売りたいと言われ，７町５反（うち耕地３町）を700円で入手した。その代金は３年かかって返済した。次いで，１１年から１５年にかけての弟の援農を強力な挺子として精力的に開墾を進め，１３年に道の払い下げで１４町，１４年に付近の農家から５町買いうけて36.5町となった。

⑤の場合は，国有地の払い下げなどで徐々にふやし，１４年に３９町となったが，この資金は立木の処分と馬を売って作り，残りは実習場出入りの商人から信用借りした。しかし，⑧とはちがい労働力面で限られていたので，１４年時点ではそのうち２０町ほどを耕地にしえただけで，残りは原野のまま手つかずとなった。

以上の事例からも明らかなように，援農を得られた「家」は別としても，この時期には１５町～２０町程度の開墾は可能であったが，残りの「家」ではそれ以上の土地を所有していても，大方は原野のままの状態であった。一方牛は，昭和１１年から１２年に③，④を除くすべての「家」で１～２頭の乳牛を導入しているが，１４年には多い「家」においても６頭といった規模であった。「開拓中は，牛は手間がかかるのでふやさなかった」とする②や２頭から６頭にふやしたが「牛を入れたために，畑・牛・子育てに手が回らなくなった。牛の導入は失敗だった」とする⑩の言葉からも明らかなごとく，このステージのものが乳牛をふやしていくことは非常に困難であった。入植当初から乳牛を入れての「有畜経営」が目指されていたにもかかわらず，この時期には乳牛をまったく導入しない「家」も２ケースあり，導入してもせいぜい２頭という段階にとどまっていた。

以上の実習場一期生層に対して，一般入植者における（Ⅲ→Ⅳ）ステージの「家」はこの時期には，依然として乳幼児をかかえている夫婦家族という段階にあったが，上の方の子供たちが就学期から学卒期にむかっていた。この子供たちは就学中から農作業に，そして子守りに動員された。このことは，夫と妻が文字どおり基幹労働力としての力を充分に発揮する条件を作り出し，また特に男子の場合は１０才以上になると大人なみの作業を担った。１４年時点ではどの「家」も，１５才以上の労働力を３人から４人確保することができるようになり，その中で，長女から次第に結婚・他出する段階にはいりつつあった。次に（Ⅲ′→Ⅳ′）ステージの[18]の場合は直系家族であることによって，開拓当初から夫，妻の他に６０才前後の父，母がおり，労働力面では最も潤沢であった。しかしこの父母が老令化するにしたがい，労働力としては後退したが，上の方の子供たちが次々と農作業に加わることによってこれを補うことができた。最後に（Ⅳ→Ⅳ）ステージの[13]の場合は，開拓当初にすでに長男が１５才に達しており，これが開拓へのとりくみを強力に支えた。そして長男以下の子供たちの成長によって，昭和１２年には１５才以上の労働力を５人も確保することができた。

以上のごとく，（Ⅲ→Ⅳ）ステージ，（Ⅲ′→Ⅳ′）ステージおよび（Ⅳ→Ⅳ）ステージにあった一般入植者は，（Ⅰ→Ⅱ）ステージの実習場一期生層とは異なり，労働力面では有利であった。しかし，ほとんど収入を得ることができない開墾当初の段階に，多人数の家族をかかえての生活はきびしかった。そうした中で，労働力が最も豊富であった（Ⅲ′→Ⅳ′）ステージの[18]，およびこれに次ぐ（Ⅳ→Ⅳ）ステージの[13]は，他に生業をもちつつ出作という形をとることができた。すなわち馬車追いや馬産によって得る収入で家族を養うかたわらで開墾を続けたのである。しかし成人労働力が4人いた[18]が３年間で出作を終えることができたのに対し，夫，妻の他に１５才の長男の計3人を擁する[13]がそれに９年もかけざるを得なかったことをみれば，この時期に出作が可能であったのは，（Ⅲ′→Ⅳ′）ステージ以降の直系家族形態をとる「家」であり，そして夫婦家族の場合は「栄華の峠」にさしかかっ

た（Ⅳ→Ⅳ）ステージの「家」がかろうじて出作をなしえたということができよう。このような出作という形をとらずに，大家族をかかえたままいきなり入植せざるをえなかった（Ⅲ→Ⅳ）ステージのものは，開墾当初には炭焼き等によるわずかな現金収入では生計がなりたたず，14のごとくに夫が開墾を一時的に中断して他の生業に従事せざるをえなかった。この時期には旧P部落には10戸の「家」が入植しているが，昭和21年時点ではすでに5戸が離農している。この中には戦中の基幹労働力の出征や死亡によって離農を余儀なくされたものも含まれているが，この入植期の生活のきびしさに耐えかねて脱落した「家」もいくつかあったにちがいない。しかしこのつらい入植期を経てⅣステージに移行をとげた（Ⅲ→Ⅳ）ステージの家では，第1子を先頭に労働力的には安定してきており，「貧乏の峠」をこえつつあった。

表4－2－3によれば，乳牛は（Ⅲ→Ⅳ）ステージの14のみが11年に導入してこれを5頭にふやしているが，他の「家」では1頭も入れていない。土地集積の面では，（Ⅲ→Ⅳ）ステージでは不明の16を除いて，鍼灸院をたたんで入植してきた14は土地をふやしているが開進からの町内移住者である17は入植時の土地面積を維持しているにすぎない。大家族をかかえた（Ⅲ→Ⅳ）ステージの入植者の多くはおそらく17と同じスタイルをとったものと推定される。なぜなら，先述のごとくに労働力面からも生計上からも，多くの制約がこのステージの「家」にはあったからであり，よほどの携行資金がない限りこの時期に土地を取得することはできなかったと思われるからである。労働力が豊富で早期に開墾をとげた（Ⅲ′→Ⅳ′）ステージの18は，14.5町から24.5町へと大巾な土地集積を行っている。また（Ⅳ→Ⅳ）ステージの13はまだ出作の途上にあったので，この時期に集積は不可能であったが，旧P部落に移住した直後，昭和15年に10町から25町へと飛躍的に土地を集積している。一般入植者の場合，労働力の豊かさはこのように出作および土地集積をも可能としており，この労働力的要因が入植期以降の生業と生活を制約する決定的な要因のひとつであったことは疑いない。

第3節　戦中から戦争直後にかけての生業と生活

小　序

第2節でみてきたような経過をたどって開墾を終え，ようやく畑作経営の見通しがつくやいなや，日本は太平洋戦争に突入し，戦前入植者にも直接に戦争の影響があらわれた。それは一つには，経営の大黒柱である男達の召集であり，さらにまた，作付統制による耕種の変化であり，強制的供出であった。本項では戦時下にはいる昭和15年から，強制供出などの統制もはずれて農地改革による土地移動の拘束も解ける昭和24年ころまでの時期を対象として，各「家」がライフ・ステージごとにどのように戦時下・戦争直後に対応してきたのかという問題を考察していく。

昭和15年に入植した△と戦後まもない時期に入植した3ケースを含む20ケースの各々の「家」のライフ・ステージは，表4－3－1に示したごとくである。実習場一期生層はこの期にすべて（Ⅱ→Ⅲ）ステージとなっており，少ない「家」では2人，多い「家」では5人もの子供があらたに生まれて，「貧乏の峠」にむかいつつあった。労働力指数は，大方の「家」で昭和16年には1.8であったが24年には3.0前後へと増加し，消費指数も子供の増加，成長とともにふえて24年には5.0前後に達した。戦前の一般入植者層のうちで13，14，16の3ケースは（Ⅳ→Ⅳ）ステージとなり，18は（Ⅳ′→Ⅳ′）ステージとなっている。これらの「家」では，子供の出生よりも他出者がめだち，家族員数は現状維持かもしくは減少の傾向をみせ始めている。17は長男が結婚した

表４－３－１　　戦中から戦後にかけての家族内諸件　（昭和１５年～２４年）

	ライフステージ15年～24年	ケース番号（入植年）	家族員数の変化（14年→20年）	家族員数変化の理由	家族員数の変化（20年→24年）	家族員数変化の理由	労働力指数 16年	18年	20年	22年	24年	消費単位指数 16年	18年	20年	22年	24年
実習場一期生層	Ⅱ→Ⅲ	①	4人→5人	子供出生2　夫出征	5人→5人	就職他出1　夫復員	1.8	0.8	0.8	1.15	2.15	3.1	2.1	2.9	3.3	3.9
		②	4人→6人	子供出生2 夫出征→復員	5人→6人	子供出生1	3.4	1.8	0.8	2.15	2.55	4.7	2.7	1.7	3.9	3.9
		③	4人→6人	子供出生2	6人→7人	子供出生1	1.8	1.8	1.8	2.2	2.55	2.7	3.1	3.5	4.3	4.7
		④	4人→7人	子供出生3	7人→8人	子供出生1	1.8	1.8	2.15	2.5	2.5	2.7	3.5	4.3	4.7	5.5
		⑤	4人→6人	子供出生3　夫出征	6人→9人	子供出生2　夫復員	1.8	1.8	0.8	2.2	2.55	3.1	3.9	3.3	5.1	6.3
		⑥	4人→6人	子供出生2 夫出征→復員	6人→8人	子供出生1　夫の甥同居	1.8	0.8	2.2	2.2	3.6	2.7	2.5	3.5	4.3	5.9
		⑦	5人→7人	子供出生2	7人→7人	（変化なし）	1.8	1.8	2.2	2.6	3.0	3.5	3.9	4.7	5.1	5.5
		⑧	5人→8人	子供出生3	8人→8人	（変化なし）	1.8	1.8	2.2	2.6	2.95	3.1	3.9	4.7	5.5	5.5
		⑨	4人→7人	子供出生3	7人→8人	子供出生1	1.8	1.8	2.2	2.55	2.55	3.1	3.5	4.3	4.7	5.1
		⑩	5人→8人	子供出生3	8人→10人	子供出生2	1.8	2.15	2.15	2.5	2.85	3.5	4.3	5.1	5.9	7.1
		⑪	4人→6人	子供出生2	6人→7人	子供出生1	1.8	1.8	1.8	2.15	2.55	3.1	3.1	3.5	4.3	5.1
戦前一般入植者	Ⅳ→Ⅳ	13	12人→10人	結婚他出2	10人→7人	就職他出1　子供死亡1 結婚他出1	5.65	5.35	6.05	7.0	4.7	8.9	8.5	9.1	9.2	6.6
		14	7人→8人	子供出生2 長男出征→復員	8人→7人	結婚他出1　就職他出1	3.25	3.8	2.15	2.3	2.3	5.6	6.2	3.9	4.3	4.8
		16	9人→9人	長男出征→復員	9人→8人	結婚他出1	4.0	3.6	5.0	5.05	5.5	6.6	6.2	7.7	7.2	7.2
	Ⅳ′→Ⅳ′	18	12人→7人	結婚他出2　就職他出1 父母死亡　長男出征→復員	7人→6人	結婚他出1	5.1	3.65	4.0	4.5	4.15	8.2	6.2	6.3	6.4	5.7
	Ⅳ→Ⅵ	17	7人→8人	子供出生2　結婚他出1 長男出征→復員	8人→11人	子供出生3　長男嫁とり 就職他出1	3.65	3.4	4.0	4.4	4.6	6.2	5.3	6.3	6.7	7.2
戦後初期入植者	Ⅰ→Ⅱ	⑫（23年）	—	—	2人→3人	子供出生1	—	—	—	—	1.8	—	—	—	—	1.9
		△21（22年）	—	—	2人→3人	子供出生1	—	—	—	1.65	1.65	—	—	—	1.9	2.3
		△22（23年）	—	—	2人→4人	子供出生2	—	—	—	—	1.8	—	—	—	—	2.3
	Ⅰ→Ⅲ	△20（15年）	2人→3人	子供出生2　夫出征	3人→5人	子供出生1　夫復員	1.65	1.8	0.8	1.8	1.8	1.9	2.3	2.7	2.7	3.1

ことによって世代交代をとげて，（Ⅳ→Ⅵ）ステージとなり，直系家族に移行した。以上の５ケースのうちで，父が戦後，農協理事となって別居した[14]を除けば，昭和２４年には，労働力指数は4.15から5.5，消費指数は5.7から7.2となっている。

ところで，戦中ないしは戦後まもなく入植した「家」は，すべて分家層として，新たに世帯を形成しており，戦中に入植した△が（Ⅰ→Ⅲ）ステージ，その他の３ケースでは（Ⅰ→Ⅱ）ステージとなっている。労働力は夫婦のみに依存しており，その指数はこの時期には1.65から1.8にとどまり，消費指数は少しずつ上昇しつつあった。

さて以上のライフ・ステージごとに戦中および戦争直後の社会変動期における各「家」の生業と生活のあり方をみていこう。

第１項　実習場一期生層の生業と生活

（Ⅱ→Ⅲ）ステージ

このステージに属する実習場一期生層の自家保有労働力は，入植期にひき続き戦中においても，夫と妻とに限られ，他方，自家保有労働力は確実に上昇していた。その中での経営の中心的役割を担っていた夫の召集は，大きな打撃とならざるを得なかった。この時期にＴ部落は，昭和１１年から１５年に実習場二期生および三期生が新たに入植したことにより，２８戸となっていたが，このうち3戸が満州開拓指導員として引き抜かれて渡満した。さらに残りの２５戸中１４戸の「家」で夫が召集された。夫の召集を受けた１４戸中，２戸は夫の戦死ないしは戦病死によって，４戸は夫の長期応召中に留守家族が病弱のため，都合６戸が戦後まもなく離農した。われわれのケースの中では次の４戸が召集されている。

①世帯主（３５才）　②世帯主（３５才）　⑤世帯主（３１才）　⑥世帯主（３７才）

かかる「家」では中心的な働き手が奪い去られ，自家保有労働力は0.8へと落ちこんでいる。昭和１９年時点をとってみた場合，実習場一期生層はすべてⅢステージをむかえているが，表４－３－２にあきらかなごとく，１５才以上の労働力としては夫と妻しかいない。第１子は小学校在学中とはいえ，いまだ１０才以下であり，しかも，各「家」とも１人から３人の乳幼児をかかえていたのである。こうした中での夫の召集のもつ意味は，非常に大きかったと言わねばならない。

戦後は，召集された「家」では，夫が復員することによってもとの労働力水準が回復するとともに，第１子をはじめとして就学期，そして学卒期をむかえる中で，自家保有労働力は戦前のそれを上回って3.0前後にまで達している。一方，召集されなかった「家」では戦中でも1.8の自家保有労働力を維持し続け，戦後にはやはり3.0に近い労働力を持つに至っている。

以下，事例をあげながらその生業と生活を考察していこう。まず召集されなかった「家」についてみていく。

⑨の「家」では，畑作経営の見通しがたってからブタ，ニワトリを導入した。その直後に戦争に直面することになった。さいわい召集はまぬがれたが，戦中の生活は「筆や口では言いつくせない」ものであり，「尻尾をまいて帰ろうかとさえ考えた。」としている。すなわち「供出，供出で追われ，夏になると自分の食うものが底をつく始末で，（農作物を）ヤミに回すということもできなかった。実際はその半分も（生産）できないのに役人の見積りが過大だったことが骨身にしみた。あの時の役人を今でも憎んでいる」（夫）。１９年当時には9才の長男を頭に，長女（７才），二男（４才），二女（１才）の計4人の子供がいたが，「子供を育てるさかりだというのに，自分らの食いものさえなくなった」のである。また物資が不足していたため，「靴も

表4－3－2　昭和19年における実習場一期生層の家族構成

	ケース番号	15才以上	就学中	乳幼児	計
応召されなかった「家」	③	夫(35才) 妻(28才)	長男(7才)	長女(5才) 次男(2才)	5人
	④	夫(38才) 妻(30才)	長女(9才) 次女(7才)	長男(3才) 次男(1才)	6人
	⑪	夫(37才) 妻(30才)	長女(8才)	長男(5才) 次女(4才)	5人
	⑦	夫(36才) 妻(33才)	長男(9才) 三男(6才) 次男(8才)	四男(4才) 長女(0才)	7人
	⑧	夫(35才) 妻(32才)	長男(9才) 次男(7才)	長女(5才) 三女(0才) 次女(2才)	7人
	⑨	夫(39才) 妻(32才)	長男(9才) 長女(7才)	次男(4才) 次女(1才)	6人
	⑩	夫(37才) 妻(29才)	長女(9才) 三女(6才) 次女(8才)	長男(4才) 四女(1才) 次男(3才)	8人
応召された「家」	①	妻(32才)	長女(9才) 次女(7才)	三女(4才) 長男(1才)	5人
	②	妻(29才)	長女(8才)	次男(5才) 次女(1才)	4人
	⑤	妻(30才)	長男(7才) 長女(6才)	次女(4才) 次男(2才) 三女(3才)	6人
	⑥	妻(33才)	長男(10才) 次男(6才)	長女(2才)	4人

なく，（農作業の折りには）はだしで原野を歩いたり，燕麦のワラを足にまきつけて歩いた」。長男は「地下たびをはいて学校に通った」。「いつも燕麦飯ばかり食べていたので，二女の遠足の時にはせめて，ソバダンゴをと思っても畑のソバはすべてとられてない。それで野らのソバを集めて石でひいてソバのパンを作るのに2日もかかった」。「近所の人が次々と召集されていったが，われわれでさえこうなのに，残された家族はどれほどつらいだろうと思った」。（夫）。かような戦争を経て昭和24年になると第1子である長男も14才となり労働力としても期待がもてる段階になった。

⑧は，15年から畑作のかたわらで馬産を手がけたが，「夫が馬喰にだまされて悪い馬ばかり買わされ，借金を作ってしまった」（妻）。昭和19年には家族は夫，妻のほかに，長男(9才)，二男(7才)，長女(5才)，二女(2才)，三女(0才)の7人であった。「19年ころから豆を20俵供出させられるようになったが，前年の収穫が19俵しかなく，しかたがないので1俵はヤミで買って出した」（妻）。このような過大な供出による負担によって経済的にゆとりがなく，また物不足の中で「戦争中は食糧と衣料で困った。湯上がりタオルなんか一本もなく，子供のおしめは紋付をなおした。通学用のカバンは帯の芯で作ってやり，緬羊を飼って羊毛を作り，セーター，くつ下など自給自足であった」（妻）。戦後には子供も成長したので，子供に手伝いをさせるようになった。「子供に家事をやらせ，夫と自分は夜まで農作業をした。子供の学校前は育児が大変でずいぶんと苦労したが，学校に上がれば親が『育てる』というよりは，『育った』というかんじだ」（妻）。昭和21年には長男が小学5年で野球の選手をしていたが，「手伝ってもらいたかったので選手をやめさせた」（妻）という。長男は「そのことが現在でも残念だった」としている。

⑦は戦争中には「出征しなかったが，出征した『家』の手伝いで忙しかった。物資がなくて苦労はしたが，自分で牛乳をしぼっていたので食糧はなんとかなった。卵もイモも自給でまかなった」（夫）。終戦の年には土地を2.5町ふやして供出割当ての豆を作った。牛も14～5頭いたという。子供は長男(10才)，二男(9才)，三男(7才)，四男(5才)，長女(1才)の計5人いたが，戦後の物不足のさなか，夫の実家

（秋田）から米やコウジを，妻の実家（秋田）からは衣料品を送ってもらっていた。２２～３年になると土地をさらに離農者から買って４町ふやし，畑２０％，牛８０％の割合で経営し，「このままで生活できると思った」。

以上みてきたごとく，戦中に育ちざかりの子供をかかえてⅢステージに至っていた実習場一期生層は，食糧の強制供出によって困難に見舞われた。⑧，⑨の事例からもあきらかなように，過大な供出によって追われて，「夏には自分らの食べものが底をつく」といった飢餓的状態を強いられた。第１子でさえ，小学校低学年段階にとどまっていたため，夫と妻の手助けとはなり得なかった。また，のちに詳述するが少なくとも１８年ころまでは召集された「家」に部落内で手伝いに行くという形で，入植期で見られた部落内の結合はここでも生きていたが，そのことが，夫と妻のみを主幹労働力としていたこの段階にあっては，召集されなかった「家」に対する負担となってあらわれた。

④は「戦争中は半分が戦地に出て働き手が少なくなり，この間は共同経営みたいなもので，部落で一緒に暮らしていくだけで精一杯だった。応召されなかった『家』も食べていければいいということでやっていた」としている。また⑩は，１８年には，８才を頭に０才まで６人の子供がいたが，「強権発動による供出が大変で，自分たちも食うや食わずであったが，夫は応召のあった人のところに手伝いにいったりしていた。１８年に長女が脱穀機にはさまれてけがをし，帯広の病院に通っていたので，（夫か妻のうち）１人が仕事にならず，手が足りなかった」という。

かように，夫と妻がそろっていてさえ子供の事故等で手が足りなくなる中での応召者への手伝いは，大きな負担であった。したがって，第１期にようやく開墾をなしとげて，畑作への展望が開かれた矢先に戦争に遭遇した彼らは，この戦争下では生業を発展させることが困難とならざるをえなかった。しかし戦後になると彼らは，子供たちの家事，農作業への手伝いを得て，いち早く体制のたて直しをはかった。⑦のごとくに，戦争中にも牛を地道に増やし続け，戦争直後に土地拡大をはかる者も現われた。そして２２～２３年ころには，再度，経営の見通しをもったのである。しかし他方では，第１子が１３才から１５才になっており，「牛をひっぱって歩く」（⑪長男）ような手伝いができたとはいえ，育ちざかりの子供と乳幼児を多数かかえていたため，戦後もひき続いた物不足の中での生活はきびしかった。「なかなか収入が上がらず，子供の学校経費に困った」(⑩妻)と語り，⑪の長男は「学用品も買えず衣服もきたなくて，学校で街の子と農家の子供は差別された」と語っている。こうした戦後期にあって，⑦のごとく実家からの物質的援助を受けた「家」もあった。

それでは，召集された「家」ではどうであっただろうか。

②の「家」では，昭和１３年から１６年にかけて，夫の甥２人が援農に来ていたこともあって，１５～６年ころには豆作が軌道に乗りだした。そこで道の払い下げで１０町の土地を入手し，総土地面積は２５町となった。夫は馬にも手を出したが，「お人好しのために馬喰にだまされて，次々に悪い馬にとりかえられいつも損ばかりしていた。そんなことから生活は苦しく，借金を作ってしまった」（妻）。１９年に夫が召集された時，子供は，長女（８才），二男（５才），二女（１才）の計３人いて「ひどく気がかりであった」（夫）。人手が半減するので夫は畑作地を５～６町から３～４町に減らし，残りを牧草地にした。また牛も，３頭のうち２頭を手ばなして出征した。しかし農協からの土地代金４００円が借金として残っており，それを返すことができなくて困り，残された妻は，３頭いた子馬のうち１頭を種馬に育てあげた。子馬で売れば１００円にもならないところを燕麦を１日１斗，時々は玉子４～５個もかけて2,000円もの値に育て上げて借金を返したのである。

そのために妻は「朝の３時から夜の１０時まで働きづめのこともあった。」かようなきつい労働に耐え，「戦中は，親の口には米の一粒も入れずに全部子供に与えた」というような生活の中での無理がたたって，昭和22年にとうとう結核となって倒れ半年寝たきりとなった。夫はすでに２０年に復員しており，子供も次第に手伝うようになってはいたが，「寝てばかりもいられないし，入院すれば子供を殺すようなものだから，医者に見離されたが死ぬまで働くしかないとあきらめた」（妻）。

⑤の「家」では１４年までには，「夜も昼も泣くぐらい働いた」かいあって土地３９町，牛６頭，馬３頭と順調に経営が育ち，豆を１４～５町，その他はビートとアマを作っていた。残っていた原野の開墾もはじめ原野１０町は，手に負えずに売ったが，１９年までには１０町ほど耕地化した。その矢先に召集を受けた。１９年から２１年にかけての１年半にわたる召集であった。その時，子供は長男（７才），長女（６才），二女（４才），三女（３才），二男（２才）の計５人がいた。その間，近所の実習場仲間や妻の実家（大樹町拓進）の親・兄弟から助けを受けることができたが，「土地もそろい馬・牛も順調に育っている矢先に召集となり，家にもどってみると経営はめちゃくちゃになっていて，馬１頭，牛１頭しか残っておらず，すっかりふり出しにもどってしまっていた。そこから建てなおすのが大変だった」（夫）という。この時が夫にとって，精神的にも経済的にも最も苦労のあった時期であった。

⑧の「家」では夫が１８年に召集されている。その時，子供は長男（１０才），二男（６才），長女（2才）の３人であった。１年目は部落の人の助けもあったが２～３年目になると戦争が激しくなりこれもなくなった。妻は「配給の米だけでは足りず一人で無我夢中でプラウして，３町ほど耕作してイモやカボチャを作った」。それでもなお幼児をかかえた妻の手では限界があり「子供にはろくなものを食べさせられず，子供はやせて今のベトナムの子供と同じだった」。そして牛・馬を売却しては食いつなぐより他みちはなく，馬１頭，牛１頭が残るのみとなった。夫が２０年にもどってきてから食べものがなく，４カ月間はデンプン工場から出るデンプンカスばかり食べていた。２１年の８月すぎに，麦でもいいから腹いっぱい食べれるようにと大麦を作り始めた。経営を建てなおすために５カ年計画を建てて，戦前にひきうけていた役職（西当緑青年学校指導員，実習場の青年学校教員等）を一切かんべんしてくれと言った。当時，作ったものには報償金が出ていた亜麻を３年間作ってみたが，供出の実績がないので肥料や資材が当らずに困った。その中で，豆を超過供出したので２倍の代金を得た。昭和２３年になると満州から甥（のちに分家した△△）が引き上げてきて住みついた。この強力な労働力を得，さらに２４年には長男も小学校を終えようとしており労働力が豊富になったことを背景として５カ年計画を推進していった。それは１９町の土地を，牧草４町，馬鈴薯・デントコーン・豆類・麦類各２～３町，放牧用牧草地３町という輪作画であった。25年には馬鈴薯をデントコーンにきりかえた。

最後に①の場合は夫が最も長期間，召集された。すなわち１８年に召集され，千島で敗戦をむかえてシベリアに抑留されて，復員したのは２３年になってからである。その間妻は４人の子供たち（長女（９才），次女（７才），三女（４才），長男（１才））とともに帰りを待っていたが，十勝管内幕別町にあった妻の実家は１１年に離縁して名古屋に移転していたので，実家の援助をうけることなどできなかった。夫が帰ってきた時には畑がすっかり荒れて地力がおとろえており，豆がとれなくなっていた。牛もすべて売却されてしまっていた。そこから経営の建てなおしをはかったが，「土地の整備・回復に１０年もかかった」（夫）。

以上の事例のごとく，夫の召集はⅢステージのものにとっては致命的なものであった。すなわち労働力が半減したことによって主婦の労働が「朝の３時から夜の１０時まで」働きつめるというように過重となった。しかしそのように働きつめていても，妻と子供たちの生命の維持が精一杯のところで，生産・経営の維持にまでは及ばなかった。基幹労働力を失った経営は自づと縮少されざるを得な

いし，生産基盤の荒廃も大なるものがあった。土地も馬も牛も減り，「すっかりふり出しにもどってしまった」のである。かように入植当時から積み上げてきた経営が，戦争，召集によって壊滅的な打撃をこうむった。この建て直しに格別な努力を要したことは，当然であろう。召集をうけなかった「家」においても先に見たごとく，過大な供出の負担によって飢餓的状態に追いこまれており，戦中に生業の発展をはかることは困難であった。しかし彼らは２２年から２３年ころにはいち早く経営の建てなおしをはかり，２４年以降には再度，畑作を軌道に乗せてもち直すことができた。しかし召集された「家」においては，戦中の痛手は深く，この建て直しには長期間（①の場合は約１０年間）を要した。

もちろん戦争直後には，実習場一期生層の「家」では，子供たちが小学校高学年から高等科在学の年令に達し，働き手がわずかながらふえており，このことは，経営再建にとってのひとつの力になった。しかし召集があった「家」となかった「家」とでは，戦中に受けた傷の深さが相違し，それが次の期にも尾をひいていったと思われる。召集された「家」のうち，⑥のごとく甥を労働力として確保したケースは別としても，②の妻のごとく結核となっても働き続けなければならなかったケースにそれは端的にあらわれている。出征がもっとも長期にわたった①は，１５才となったばかりの長女を２４年に就職他出させざるをえなかった。実習場一期生層の「ひとつの物をみんなで分けあうという誇るべき結束」（⑤夫）も，戦中に発揮されたのはせいぜい昭和１８年までで，それ以降はそれぞれの「家」の生活に追われていった。そうした中で「夫が兵隊に出たからといって部落内で何か援助してくれるということは，ほとんどなかった。結局，兵隊に行った『家』といかない『家』との間に差ができてしまった」（②妻）のである。

第２項　一般入植者層の生業と生活

（Ⅳ→Ⅳ）ステージおよび（Ⅳ′→Ⅳ′）ステージ

戦前の一般入植者層のうち13，14，16の３ケースは（Ⅳ→Ⅳ）ステージにあり，18は（Ⅳ′→Ⅳ′）ステージである。この時期には子供の出生は14にみられるだけで，子供の他出がめだち，家族員数は減少している。また唯一の直系家族であった18は，戦中に父母が死亡して夫婦家族となった。このうちで召集されたのは，14長男（１７才），16長男（２１才），18長男（２０才）の計３人である。彼らはいずれも，経営の中心となるべき長男であった。労働力指数では，１８年をとってみると，3.65から5.65となっており，実習場一期生層のうちで召集されなかった「家」と比しても２倍以上の労働力を保有していたことになる。

表４－３－３　昭和１９年における（Ⅳ→Ⅳ）ステージ，（Ⅳ′→Ⅳ′）ステージの「家」の家族構成

	ケース番号	15才以上	就学中	乳幼児	計
応召されなかった「家」	13	夫（50才）　妻（45才） 長男（28才）　次男（21才） 三女（19才）　四女（16才）	三男（14才）　五女（12才） 四男（10才）　五男（7才）	—	１０人
応召された「家」	14	夫（46才）　妻（40才） 次女（22才）	次男（13才）　三女（10才） 四女（7才）	三男（4才）　四男（0才）	８人
	16	夫（44才）　妻（39才） 長女（19才）　次男（17才）	三女（14才）　四男（9才） 五男（7才）	六男（5才）	８人
	18	夫（50才）　妻（48才） 四女（16才）	五女（14才）　六女（12才） 三男（10才）	—	６人

まず，召集されなかった「家」からみていこう。

13の家では，昭和１４年には１２人であった。１５年には出作をやめて旧P部落へ一家で移った。その後16年に長女（２２才）が同部落内の15に嫁入りし，次いで１８年に二女（２２才）が大樹市街に嫁入りした。１９年の家族構成は表４－３－３にみるごとく，夫（５０才），妻（４５才），長男（２８才），二男（２１才），三女（１９才），四女（１６才）と，就学中の三男（１４才），五女（１２才），四男（１０才），五男（７才）の計１０人であった。労働力は潤沢で，しかも長男が徴兵をまぬがれたので，労働力指数は１９年には6.05にも及んでいる。しかし他方で家族員数が多いため，消費指数はピーク時には9.2にもなっており，戦中から戦後にかけての強制供出の時には苦労した。戦後期にも「燕麦を粉砕して食べた」（夫）。戦争下にあって他出できずに居残っていた子供たちも，２３年には二男が就職により，三女が結婚によって他出した。

以上のように13は，戦中にも１５才以上の労働力が６人もおり，長男も２８才となって経営の責任も負える年令に達していた。こうした労働力の豊富さを背景として，昭和１５年には１５町の土地拡大をはかり，その開墾も進めていくことができた。

長男が召集を受けた「家」では，次のような生活状態であった。

14は昭和１４年以降は豆，牛，半々位の割合で経営を進めた。長男が召集された１９年にも，まだ壮年期の夫（４６才）と妻（４０才）がおり，さらに二女（２２才），二男（１３才），三女（１０才），四女（７才），三男（４才），四男（０才）の計８人が「家」に残っていた。成人労働力は夫，妻，次女の３人であったが，就学期の子供が３人，乳幼児が２人いたため食糧の確保に苦労した。長男が復員してからは，次男が20年に１５才で帯広に就職し，次いで２３年には二女が17の家に嫁入りして７人家族となった。２２年からは夫が農業会理事となり，大樹町市街へ下宿したために，営農の中心は２０才の長男と妻の手に移った。乳牛は１９年までに順調に育てて５頭になっていたが，手が足りなくなったので同年に３頭売却した。

18は，10年ころから豆作が軌道にのり，これ一本にしぼって経営してきた。１５年に１９才の長女が結婚により，二男が１５才で就職他出した。さらにこの期に父母が相次いで亡くなって夫婦家族となり，１８年に三女が２０才で釧路に嫁にいった。したがって長男が召集された１９年には，家族員数は６人のみであった。乳幼児は一人もおらず，労働力としては夫（５０才），妻（４８才），四女（１６才）の３人がおり，これに続いて五女（１４才），六女（１２才），三男（１０才）がいた。したがって労働力指数は3.8を保持していた。しかし育ちざかりの子供がいたために，戦中の生活はやはり苦しく「特に衣料品で困った」（妻）。戦後は冷害が続いて一層生活は苦しくなったが，２２年には土地を2.5町拡大している。長男はもともと下士官志願で「ずっと軍隊にいようか」と考えていたほどであり，敗戦で復員してきたあとも農業を継がずに「警察予備隊にはいろう」と考えていた。しかし「弟も出ていってしまっていて，家はオヤジだけだった」ので２５年ころからは農業を本格的にやり出した。

16の長男は１８年から２０年まで召集された。１８年に「家」に残っていたのは，夫（４３才），妻（３９才），長女（１９才），二男（１７才），三女（１４才），四男（９才），五男（７才），六男（５才）の計８人であった。１５才以上の労働力が４人いたので，戦中にも労働力指数は5.0に及んでいた。長男が復員してからは，２２年に長女が２２才で嫁に行き，家族は８人となった。長男は一応この時期に経営に参加したが，のちに２７年，帯広に就職するため他出している。戦後のまもない時期に恐らく18の長男のように，農業を継ぐか否かという点をめぐっての動揺があったのであろうと推定される。

以上の事例からあきらかなごとく，戦争に突入する以前には１５才以上の労働力を男女各２人ず

つ確保していたが，長男の召集によってこのパターンはくずれた。14と18の「家」では夫，妻の他に女子1名という形になった。しかし16の「家」では男女各2名ずつという水準を維持した。したがって，先にみた（Ⅱ→Ⅲ）ステージの実習場一期生と比較するならば，労働力面では潤沢であり，長男の応召は彼らほどにはひびかなかったとみられる。18のごとくに，22年には土地を拡大している「家」もあった。

戦後は一般入植者層の「家」では，戦中に他出しえずにとどまっていた子供を次第に他出させていったが，それでもなお，父が別居した14を除くすべてのケースにおいて労働力指数は4.15に達していた。こうした労働力の豊かさを背景として，経営の建て直しにはいっていくことができたという点は，労働力指数がいまだ3.0以下であった実習場一期生層よりはさらに有利な条件であった。ただし，長男が家業の継承をめぐって動揺していたケースもみられ，必ずしもすべての「家」でこの期に，経営の発展の見通しを得たというわけではなかった。

（Ⅳ→Ⅵ）ステージ

戦前の一般入植者のうちで，17のみがこのステージに属する。長男は召集を受けたが，戦後まもなく嫁をもらい，実質的に経営の主力を担うという形で世代交代をなしとげている。

17の「家」では昭和17年になってようやく乳牛を4頭導入した。長男が召集された昭和19年には，夫（44才），妻（40才），二男（15才），三男（11才），四男（8才），五男（4才），二女（1才）の計7人がいた。21才の長男が応召したのち夫，妻を助ける二男がまだ15才であったし，さらに乳幼児をかかえていたので「物不足の上，供出で苦しんだ」（妻）。そこで乳牛を4頭すべて売却せざるを得なかった。長男が復員してから，23年には三男が他出したがこれと同時に，14の二女を嫁にむかえた。そしてこの23年に牛2頭を再び導入して，経営の再建をはかった。24年までに長男夫婦が子供を1人もうけ，さらに父親夫婦が六男と七男とをもうけたので，家族はいっきょにふえて11人の大家族となった。このころはまだ食糧難の時代でもあり，「炭焼きやわずかな作物を求めて，はだしで畑を耕した」（長男の妻）。24年時点の労働力構成は，夫（49才），妻（45才），長男（26才），長男の妻（20才），二男（20才）の計5名となっており，かように潤沢な労働力を集中して，多人数となった家族の生活を支えてきた。二男は冬場ににしん場や山の造材の仕事に出てかせいだ。農業は他の4人が担い；24年までには乳牛を4頭にまで増加させた。

かように17でもやはり，長男の召集によってそれ以前の労働力構成のパターンがくずれ，物不足と供出に苦しみ，乳牛を手ばなさざるを得なかった。戦後は家族員が増加したが，二男も他出させずに出稼ぎ等で家計を助け，そして何よりもいまだ壮年期の夫，妻と，経営の中軸となった長男そして長男の妻が一丸となって経営の再建にあたった。そのひとつの結果としての乳牛頭数の増加をみても，長男の後継者としての確定がなされて直系家族に移行した17の「家」は，戦前一般入植者の中でも，早期に経営再建の見通しをもつことができたという点で有利であったと思われる。

第3項　戦中・戦後入植者層の生業と生活

（Ⅰ→Ⅱ）ステージ

以上で私たちは，実習場一期生層からなる（Ⅱ→Ⅲ）ステージ，旧P部落からなる（Ⅳ→Ⅳ）・（Ⅳ′→Ⅳ′）・（Ⅳ→Ⅵ）ステージの人々の，戦中及び戦後初期の生業と生活を分析してきた。ところ

でかかる層に比して，以下で分析する戦中・戦後初期入植者層は，より劣位な条件のもとで，その生業と生活を形成していかねばならなかった。彼らはともに（Ⅰ→Ⅱ）ステージとなっている。（１５年入植の㉑は，２４年になってはじめてⅢステージとなっているが，戦中から戦後初期を（Ⅰ→Ⅱ）ステージで送っている。）またこの層においては，直接的戦争体験を有していることが，その生活史的特質としてあげられる。

まず１５年に入植している⑳の場合からみていこう。

⑳は１５年にT実習場を７期生として修了し，そのまま無料貸付の未墾地（１３町）に入植した。入植後まもなく子供が２人生まれ妻の手が育児にわずらわされる上に夫が病気がちでもあり，開墾は思うように進んでいかなかった。その矢先に，夫は２才と０才の子供を残して召集された（昭和１９年）。それは入植後４年目であった。残された妻と子供は，働き手を失ってどん底の生活に落とされることになった。残された妻は，手もとにあった貯金を食いつぶすことによって，そして中札内の夫の実家を頼ることによって，一応切りぬけてきた。乳幼児をかかえた妻にとっては開墾の仕事は手にあまり，結局，夫が復員してくる２１年までほとんど手つかずの状態であった。戦後，夫は「農業に執念を燃やした」が，子供がさらに２人生まれて６人になった家族を養うには，赤字続きで，農業ではやっていくことができなかった。そこで夫は郵便配達を２３年からはじめて家計を助けた。「最初は配達をしながら農業をしていたが，借金がたまる一方なので正式に勤務した」（夫）。この夫の郵便局勤務は昭和４０年まで続き，農業経営は妻の手にまかされて細々と営まれることになったのである。

かように入植後まもなく，戦争に遭遇した⑳の場合は，夫が病気がちであったこともあって開墾の進度はのろかった。夫が召集を受けた１９年は，少なくともあと２～３年すれば畑作の見通しがたつという段階であった。乳幼児をかかえた妻は結局，開墾をほとんど中断せざるを得なかった。戦中に（Ⅱ→Ⅲ）ステージにあった実習場一期生層のうちで夫が召集された「家」でも，経営を縮少せざるを得なかったが，生業の基礎は少なくとも残っていたので，戦後に至ってこれを建直すことができた。しかしこの⑳の場合，いまだ開墾途上にあって生業基盤が形成されていない段階に夫が応召し，妻１人の力ではいかんともしがたかったので，結局，生業基盤の形成は戦後期の課題としてもち越された。だが，戦後の食糧難の中で乳幼児を多数かかえていた⑳は，他に生業を得るより外には生計の拠り所がなかったのである。昭和１５年以降に入植したものでとりわけライフステージの若い「家」の多くは，こうした道をたどり，戦後は兼業化の道をとるかもしくは離農していかざるを得なかったとみられる。

昭和２２年に入植した㉑および２３年に入植した㉒と⑫はどうであっただろうか。

㉑は１６年から２０年まで召集され，海軍の空挺部隊にいた。復員後，半年ばかり兄（⑳）の「家」に身を寄せていたが，２２年に結婚し分家した。分家といっても「ものがない時なので，手ぶら同然で，あばら小屋を建てて柏の密生地を開いた。とにかく畑をおこすことが先決だった」（夫）。当時の主食は燕麦で，米を食べたのは３０年以降になってからであった。夫と妻の労働力のみしかないところに，２３年に長女を先頭に次々と子供が生まれたので，妻の手も育児にとられがちとなり「以後１０年間は本当に苦しかった」（夫）。妻は美唄の出身で，結婚前に選炭婦をしたこともある。戦争中「選炭婦をしている時に，人間なんて虫ケラみたいだと思わざるをえないような使われ方をしたが，農家の仕事そのものも過酷だった。労働力不足なので時にはつらくなった」（妻）。

㉒は１２年に実習場にはいったが（五期生），すぐ召集されて２０年に復員した。２１年に結婚し，２３

年までは本家の手伝いをしていたが，旧H部落に入植した。「何もないところから始めたので，背水の陣でやってきた。疲れた時には皮下注射をうった」（夫）。２３年には長男が，２４年には長女が相次いで生まれ，「食べるものがやっとこすっとこで，子供を育てるのに困った」。ところが２５年に野火による山火事ですべて焼けてしまい，またふりだしからやり直さねばならなかった。

⑫は１９年から２２年まで応召して「支那」に行っていた。復員後すぐ結婚して分家した。「農業以外で身をたてたかったが，食糧がないので農業を始める以外にはなかった」（夫）。姉が嫁に行っていた⑤の近くの土地を親から買ってもらった。２６年までは「荒地を開墾するだけで収穫はゼロ」（妻）という状態で，「ビートから砂糖をとって自給したり，食うものを減らしてまで配給にまに合わせなければならなかった」（夫）。２４年には長男が生まれ，こうした中で，拓進の夫の実家や幕別の妻の実家から少しずつ食糧をもらってはしのいできた。妻は「よく体をこわさないでやれたと思う。姑のいる家に嫁にくればよかったと思う」としている。

戦後初期に入植したこれらの3ケースはいずれも兵役帰りであるが，復員して実家に帰っても食糧難の折りで，どうにもならなくて分家した層である。分家とはいっても戦後初期の社会経済情勢のもとでは，ほとんど手ぶら同然で入植せざるを得なかった。部落内や周辺に親族はあってもわずかな援助しか受けることができず，「背水の陣」で開墾してきた。これらの「家」では入植期を実習場一期生層と同じライフ・ステージで迎えているが，彼らにみられたごとき相互援助，とりわけ託児所は存在していなかった。このことによって，妻の労働はより過重となり，また，育児にとられがちな妻の手をカバーする夫の労働過重とならざるをえなかった。かように戦後初期に入植した「家」は，供出の負担を負っていたという点からも，親族の援助をあまり受けられなかったという点からも，さらに家事・育児の代替者や託児所がなかったという点からも，入植期に同じライフ・ステージにあった実習場一期生層よりもより劣位な条件下にあったと言えよう。

第4項　要　　約

これまで，戦中から戦後初期にかけての戦前入植者と戦後初期入植者との生業と生活をとらえてきた。戦前入植者における戦争による影響，被害は，強制供出，一家の大黒柱である男達の召集といった形で彼らに直接にあらわれており，戦争の傷跡が個々の「家」に刻まれた。しかし戦争の落とした影は，ライフ・ステージごとに明らかに，その濃淡のちがいがみられる。

まず（Ⅱ→Ⅲ）ステージの実習場一期生層では戦中には，第1子もいまだ１０才以下であり１５才以上の労働力としては夫と妻との二人しかいなかった。そして育ちざかりの子供を多数かかえていた。そうした中で，召集されなかった「家」でも過大な供出によって，飢餓的状態に陥り，家族の生命と生活の維持に精一杯であったために，入植期以来発展させてきた生業をせいぜい維持することしかなし得なかった。しかし戦後になると，小学校高学年となった子供たちの手伝いを得て，いち早く体勢を建て直していった。一方，召集された「家」では労働力が半減したために，経営を縮少せざるをえなかった。入植してから築き上げてきた生業基盤も，夫の留守中に荒廃してしまうという形で大きな打撃をこうむったのである。その中での戦後の経営の建て直しには，召集されなかった「家」よりはるかに大きな努力を必要とした。

次に（Ⅳ→Ⅳ）・（Ⅳ′→Ⅳ′）・（Ⅳ→Ⅵ）ステージの戦前の一般入植者層の「家」では，戦争に突入する以前にも１５才以上の労働力を，男女各2人ずつの計4人確保していた。このように実習場一期生層の約2倍の労働力を擁していた彼らは，強制供出，召集という事態に対しても有利な対応を

することができたのは当然である。すなわち長男が召集を受けた「家」でも，１５才以上の家族員が３人から４人はいたのである。召集を受けなかった「家」では，戦中に１５才以上の家族員が６人もおり，より有利な形で供出にも対応することができた。戦後になると彼らは，戦中に「家」にとどまっていた子供を次第に他出させていったが，なお下の子の成長によって労働力は潤沢でありそのもとで経営の建て直しにはいっていった。ただ，長男がこの期に結婚して世代交代をとげた（Ⅳ→Ⅵ）ステージの「家」が，後継者が確定したこともあって，早期に戦後経営の見通しがたったのに対して，（Ⅳ→Ⅳ）・（Ⅳ′→Ⅳ′）ステージの「家」では兵役帰りの長男が後継をめぐって動揺するということによって，経営の建て直し期に若干の揺れが生じた。

これまで述べてきたごとく戦争一敗戦というドラスチックな社会変動期において，戦前入植者層はそのライフ・ステージの相違によって，その受けた傷の深さは異なっていた。それは何よりも確かな形をとって，生業基盤の変化となってあらわれている。表４－３－４によって土地集積と乳牛頭数の変化をみると，（Ⅰ→Ⅱ）ステージの実習場一期生層のうちで召集を受けた「家」のほとんどは，土地も乳牛も減らしている。すなわち⑤は１０町の土地を売却しており，またこの⑤と①と②とは乳牛を売却している。⑥の「家」では２３年から甥を労働力として得たことによって比較的回復は早く，１４年時点で２頭いた牛を，１９年には１頭売却したが，戦後に１頭入れて戦前水準に回復させた。そして土地も２４年に 4.7 町拡大した。これに対して召集を受けなかった「家」では，いずれも土地を減らしておらず戦前水準を維持しているが，中には⑦のごとくに２０年に 2.5 町，２３年に４町と，少しずつではあるが土地拡大を進めているものもいる。乳牛もほとんどの「家」で戦前水準を維持している。入植期には乳牛を導入しなかったが，１８年に導入した③，２３年に導入した④，さらに戦前から乳牛に力を入れてふやし続け，２４年には１５～１６頭にまで増加させたという⑦のようなケースもみられる。このように実習場一期生層の中でも，召集を受けた「家」が生産基盤を縮少せしめているのに対し，召集を受けなかった「家」では，戦前水準の生業基盤の維持ないしはわずかながらも発展せしめているのである。

表４－３－４　土地集積と乳牛頭数の変化（１５年～２４年）

	ケース番号（★は応召した「家」）	土地		乳牛	
		１４年	２４年	１４年	２４年
Ⅱ→Ⅲ	① ★	14.5町	14.5町	2 頭	0 頭
	② ★	15.0	25.0	3	1
	③	15.0	15.0	0	4
	④	15.0	15.0	0	2
	⑤ ★	39.0	29.0	6	1
	⑥ ★	15.0	19.7	2	2
	⑦	12.5	19.0	2	15～16
	⑧	36.5	36.5	2	5
	⑨	14.0	14.0	2	2
	⑩	15.0	15.0	6	7
	⑪	20.0	20.0	4	3～4
Ⅳ→Ⅳ	13	10.0	25	0	0
	14 ★	27.5	27.5	5	3～4
	16 ★	不明	不明	0	0
Ⅳ′→Ⅳ′	18 ★	24.5	27.0	0	0
Ⅳ→Ⅵ	17	15.0	15.0	0	4

次に（Ⅳ→Ⅳ）・（Ⅳ′→Ⅳ′）・（Ⅳ→Ⅵ）ステージにあった戦前の一般入植者の場合には，表4－3－4に明らかなごとく，戦後の生業基盤は，そのほとんどが戦前規模と変わりがない。ただ家族員が多く消費指数が高かったこととともかかわって，戦中から戦後にかけて，乳牛を手離した「家」もあった。すなわち（Ⅳ→Ⅵ）ステージの⑰は，昭和18年に4頭の乳牛を導入したが，長男が召集された翌年にはこれをすべて手離した。しかし戦後，長男が結婚してⅥステージに移行するや，2頭の牛を再導入し，25年にはこれを8頭にふやしている。（Ⅳ→Ⅳ）ステージの⑭の場合には，11年に導入した乳牛2頭を徐々にふやし続け，長男の召集にもかかわらず手離さず戦後初期に至るまで5頭水準を保持したが，23年に父が別居したことによって人手が少なくなったので，3頭に減らした。かようにこれらのステージにあった「家」は⑭のごとくに，長男の召集によっても生業を縮少していないし，⑰の場合にはそれを縮少しても，戦後に至ってのその回復は早かった。

ところで戦中・戦後初期入植者層の場合には，まず入植後まもなく戦争に遭遇した。（Ⅰ→Ⅱ）ステージの⑳は，開墾途上で夫が召集を受け，戦後期には生計に追われて夫は他の生業に従事せざるをえなかった。従って農業は主たる生計の拠り所とはなりえず，妻の手で細々と続けられることになった。この⑳のごとくに戦中に入植した（Ⅰ→Ⅱ）ステージの「家」の多くは，おそらく戦後には兼業化ないしは離脱せざるをえなかったであろうと推定される。22年ないし23年に入植した（Ⅰ→Ⅱ）ステージの「家」では，ほとんど手ぶら同然の入植である上に，供出の負担も負い，親族の援助をほとんど得られない中で開墾を始めなければならなかった。同様なライフ・ステージで入植した実習場一期生層と比しても，より劣位な条件下に置かれていたのである。また実習場一期生層の結束の成果である託児所も，彼らは有さず，夫，妻がより過重な労働に耐えなければならなかった。

第4節　戦後農業の再編成期における生業と生活

小　序

戦中に受けた打撃，および戦後まで続く供出，食糧難の時代をのりこえて，昭和25～26年以降は戦後農業の再編成が行なわれ，畑作を中心とした経営が本格的に展開する時期である。そしてこの時期になされた蓄積は，次の期に本格化する酪農専業化への移行を準備するものであった。

前節でみたごとく，昭和24年までは戦中期からひき続き，作付および供出の強制があった。かかる統制下に営農の再建が着手されはじめ，作物統制の切れた25年以降は豆作が主体となっていき，「25年から数年間は豆景気であった」（⑪長男）。この豆景気は，29年の大凶作，30年の豊作貧乏，31年冷害を間にはさみつつ，ほぼ38年頃まで続いた。そして39～41年の連続した冷害が主要な契機となって酪農専業化段階に急速に転換したことは，第3章でみたごとくである。それ以前の段階においても有畜農業化への志向が，とりわけ実習場一期生層からなる旧T部落において存しており，そこでは戦前期にもすでに有畜経営が行われていた。そしてこの旧T部落における有畜農業は，29年冷害以降の段階においてほぼ，畑酪混合経営へと移行する。これに対して，旧Pおよび旧H部落では，29年冷害以前から乳牛を入れていた「家」（旧P部落の2戸）を除き，多くは畑作専業のままであった。

このように生業の創造は，旧部落ごとに異なっている。そしてさらに「家」ごとにも差異がある。以下，29年冷害をはさむ25～26年から35～36年までの時期における，生業と生活の再編成過程，およびそれを通しての生業基盤の蓄積の問題を，「家」のライフ・ステージとのかかわりにお

表４－４－１　戦後農業再編期における家族内諸条件　（昭和２４年～３６年）

	ライフステージ（25年→36年）	ケース番号（入植年）	家族員数の変化（24年→30年）	家族員数変化の理由	家族員数の変化（30年→36年）	家族員数変化の理由	労働力指数						消費単位指数					
							26年	28年	30年	32年	34年	36年	26年	28年	30年	32年	34年	36年
実習場一期生層	Ⅲ→Ⅳ	①	5人→5人	子供出生2　就職他出2	5人→4人	就職他出1	2.5	2.2	2.2	2.2	2.6	2.6	4.7	3.1	3.5	3.5	4.1	3.1
		③	7人→8人	子供出生1	8人→6人	結婚他出1　就職他出1	2.55	3.35	4.0	4.0	4.3	4.0	5.5	6.1	6.2	6.8	6.3	5.4
		④	8人→7人	子供出生1　進学他出1 結婚他出1	7人→6人	就職他出1	2.55	3.25	3.0	3.6	4.0	3.6	5.1	5.1	5.5	5.7	5.9	5.5
		⑤	9人→10人	子供出生2　子供死亡1	10人→6人	就職他出3　進学他出1	3.25	4.05	4.35	4.7	5.3	3.6	6.7	7.0	7.5	7.3	7.3	5.0
		⑪	7人→9人	子供出生2	9人→7人	就職他出1　進学他出1	2.95	3.25	4.0	4.55	3.15	4.05	5.6	6.4	6.8	7.2	5.7	6.2
	Ⅳ→Ⅳ	②	6人→7人	子供出生1	7人→6人	就職他出1	2.55	3.2	3.6	3.75	4.4	3.6	4.8	5.2	5.4	5.8	5.9	5.4
		⑥	8人→9人	子供出生1	9人→7人	進学他出1　夫の甥分家	4.0	4.35	5.35	5.75	4.05	4.45	6.3	6.9	7.7	7.8	5.8	6.0
		⑦	7人→7人	（変化なし）	7人→4人	就職他出3	3.8	4.2	4.95	3.95	2.95	3.1	5.9	6.5	6.7	4.7	3.8	3.8
		⑧	8人→9人	子供出生1	9人→7人	就職他出1　結婚他出1	3.35	4.1	5.15	4.55	48 5	5.05	6.5	7.5	7.6	6.7	7.2	6.5
		⑨	8人→9人	子供出生1	9人→8人	就職他出1	3.35	4.0	44	48	485	5.25	6.0	6.5	7.1	75	6.6	7.2
		⑩	10人→11人	子供出生1	11人→8人	就職他出3	3.95	4.6	4.9	5.7	5.5	5.25	7.7	8.2	8.8	8.5	8.1	7.2
戦前一般入植者層	Ⅳ→Ⅵ	14	7人→9人	就職他出1　子供出生2 長男嫁とり	9人→8人	子供出生1　結婚他出2	3.05	3.5	3.65	2.85	2.2	3.0	4.8	5.3	4.9	4.4	3.9	4.1
	Ⅳ→Ⅱ′	13	7人→7人	就職他出1　長男嫁とり 結婚他出1　子供出生2 進学他出1	7人→5人	長男一家5人他出 次男嫁とり　子供出生1	5.3	4.85	4.1	4.1	2.15	2.95	6.6	5.8	6.5	6.5	2.6	3.5
	Ⅳ→Ⅲ′	16	8人→6人	結婚他出1　次男嫁とり 就職他出3　子供出生1	6人→7人	就職他出1　子供出生2	5.85	5.25	4.05	3.25	3.1	2.95	7.4	6.6	5.2	4.6	4.4	4.7
	Ⅵ→Ⅵ′	17	11人→11人	結婚他出1　子供出生1	11人→9人	就職他出2　子供出生1 父死亡	5.2	4.8	4.8	5.8	4.95	4.3	8.6	7.6	8.6	9.8	7.8	7.1
	Ⅳ′→Ⅱ″	18	6人→8人	長男嫁とり　子供出生1	8人→6人	結婚他出2　子供出生1 就職他出1	4.7	485	5.7	3.9	3.1	2.95	5.7	5.7	6.5	5.0	4.5	4.3
戦中・戦後初期入植者	Ⅱ→Ⅲ	⑫	3人→6人	子供出生3	6人→6人	（変化なし）	1.8	1.8	1.8	1.8	2.2	2.55	23	2.7	3.1	3.9	4.3	4.7
		△21	3人→6人	子供出生3	6人→7人	子供出生1	1.8	1.8	1.8	1.8	2.15	2.5	2.7	3.1	3.5	4.3	4.7	5.1
		△22	4人→6人	子供出生2	6人→6人	（変化なし）	1.8	1.8	1.8	1.8	2.55	2.95	2.7	3.1	3.5	4.3	4.7	5.1
	Ⅲ→Ⅳ	△20	5人→9人	子供出生4	9人→9人	（変化なし）	1.8	2.2	2.55	2.55	3.3	4.0	3.9	4.3	5.1	6.1	6.6	6.6

(注)　ただし８０年代入植者層（△22，19）を除く。

いて考察していこう。

さて，この期におけるライフ・ステージごとの各「家」の家族的諸条件は，表４－４－１に示したとおりである。実習場一期生層では，①③④⑤⑪の５ケースが（Ⅲ→Ⅳ）ステージに，そして②⑥⑦⑧⑨⑩の６ケースが（Ⅳ→Ⅳ）ステージである。前者のうちで⑪は２６年，③と⑤は２７年，④は３１年にⅣステージに移行しているが，①は３３年であり若干Ⅳステージへの移行に手間どった。旧Ｐ部落の一般入植者層はこの期に，二代目もしくは三代目の嫁とりが行われた。しかし13のみは，後継者他出のために一度第Ⅳステージに逆もどりした上で，再び他の後継者によって嫁とりがなされた。戦後初期入植者層のうちで３ケース（⑫，㉑ ㉒）は（Ⅱ→Ⅲ）ステージで，㉓は（Ⅲ→Ⅳ）ステージである。このように部落ごとのライフ・ステージの差異はほとんどまだ，消滅していないが，同時にたとえば旧Ｔ部落の①，旧Ｐ部落の13のごとくに，「家」の世代的発展においてマイナス要因をかかえた「家」もあらわれてくる点が特徴的である。

第１項　旧Ｔ部落における生業と生活

（Ⅲ→Ⅳ）・（Ⅳ→Ⅳ）ステージ　〔旧Ｔ部落〕

昭和９～１０年に入植＝結婚し，１０～１２年に第１子をもうけた実習場第１期生層のほとんどは，２５年から３０年の間にⅣステージに移行し，このステージを３６年まで継続している。この間表４－４－２の家族構成の変容にみるごとく，とりわけ２５年前後の数年間は第１子，特に後継期待者の年令が低く，乳幼児を多数かかえているという点で「貧乏の峠」にあった。２９年冷害を経て３０年までは，子供の新たな出生もひき続くが，表４－４－３によれば３０年をすぎるとほとんどの「家」で，後継期待者である長男または次男が学校を終えて家業に定着するようになった。その中で①のみは，夫が最も長く召集されて復員が遅れたことによる戦争の痛手を深くこうむった「家」であるが，昭和３６年時点でもいまだ長男は高校在学中であった。ここで注目すべきことは，表４－４－２にもあきらかなごとく，長男の学歴が義務教育水準をこえて高くなっていること，である。中卒者は⑧，⑨の２ケースのみであり，その他の９ケースはすべて長男が高校にまで進学している。

また表４－４－３によれば，３０年から３６年までの期間にすべての「家」で，子供が１人から３人ずつ他出している。この他出者の中では，女子が結婚による他出のみならず就職や進学によっても他出しているし，男子では二男以下の就職他出と進学他出が目だ

表４－４－２　実習場一期生層の後継期待者の動向

ライフステージ	ケース番号	後継期待者	学卒年	36年時の後継者	備考
Ⅲ→Ⅳ	①	長男	□３７年	なし	３７年に他出離農
	③	長男	□３０年	長男	
	④	長男	□３５年	長男	
	⑤	長男	□３１年	長男	
	⑪	長男	□３３年	長男	
Ⅳ→Ⅳ	②	次男	□３２年	次男	長男は２才で死亡
	⑥	長男	□２７年	長男	
	⑦	長男	□２９年	次男	長男は３６年他出
	⑧	長男	○２５年	長男	
	⑨	長男	○２５年	長男	
	⑩	長男	□３４年	長男	

（注）□は高卒，○は中卒を示す。

表４－４－３　　実習場一期生層の家族構成の変容（２５年～３６年）

		昭和25年				昭和30年				昭和36年			
		夫	妻	子供	その後の出生	夫	妻	子供	他出者	夫	妻	子供	他出者
Ⅲ→Ⅳ	①	41才	38才	△12△10◎7 ▲0	○S29	46才	43才	◎12▲5 ●1	△就職1人	52才	49才	◎18△11○7	－
	③	41	35	◎13△11○8 ▲5 ▲3	○S26	46	40	◎18△16○13△10△7 ●4	－	52	46	◎24△16△13○10	△結婚 ○(二男)就職
	④	44	35	△15△13◎9 ○7 ●5 ●3	○S27	49	40	◎14○12○10○8 ▲3	△結婚 △進学	55	46	◎20○16○14△9	○(二男)就職
	⑤	37	35	◎13△12△10△9 ○8 ●4 ▲2	△S27 ○S30	42	40	◎18△17△15△14○13○9 ▲3 ●0	(△死亡1)	48	46	◎24△21○15△9	△就職2人 ○(二男)就職 ○(三男)大学進学
	⑪	43	34	△14◎11○10▲5 ●2 ●0	○S27	48	39	◎16○15△10○7 ●5 ●3	－	54	45	◎22△16○13○11○9	△就職 ○(二男)大学進学
Ⅳ→Ⅳ	②	41	35	△14◎11△7 ▲1	△S27	46	40	△19◎16△12△6 ▲3	－	52	46	◎22△18△12△8	△就職
	⑥	43	39	◎15○13△8 ●5 ●3 (○18)	○S29	48	44	◎20○17△13○10○8 ●1 (○23)	－	54	50	◎26△19○16○14○9	○(二男)大学進学 ○(甥)分家
	⑦	42	37	◎15○14○12○10△6	－	47	42	◎20○19○17○15△11	－	53	48	◎(二男)25 △17	○(長男)大学進学○(三男・四男)就職
	⑩	42	37	△15△14△12◎10○9 △7 ▲4 ▲2	△S26	47	42	△20△19△17◎15○14△12△9 △7 ▲4	－	53	48	△26△25◎21△15△13△10	△就職2人 ○(次男)就職
	⑧	40	37	◎15○13△10△8 △6 ●5 ▲0	－	45	42	◎20○18△15△13△11○10▲5	－	51	48	◎26△21△17○16△11	△結婚 ○(次男)就職
	⑨	44	38	◎15△13○10△7 ●5 ●1	△S28	49	43	◎20△18○15△12○10○6 ▲2	－	55	49	◎26△24△18○16○12△8	○(二男)就職

(注)　○：男子　△：女子　●・▲：就学前　◎：後継期待者　数字は年令を示す。
⑥の(　)は甥

っている。このことは，第1に昭和３０年以降の「高度経済成長」過程での労働市場の拡大が，開拓農民の子弟をもまきこんで進展してきていることを示している。第2に，高校やさらに大学への進学，そのための他出にみられるように，教育水準が全般に高くなってきている傾向が看取されるが，これはこの時代の大勢ともいえる。とりわけ実習場一期生層の場合にはそれは，「部落づくりはまず教育から」ということで，昭和２６年，大樹高校に農業科が開設されるや，多くの「家」でその子弟を進学させることによって子弟の教育に積極的にとりくんだことを示している。かような旺盛な教育熱は，実習場一期生層の特色をよくあらわしていると言える。

子弟の教育水準の上昇は，「家」にとっては，就学中の子供を長期にわたってかかえることになり，教育費という面でも，また労働力という面でも，かつての，戦前一般入植者における（Ⅲ→Ⅳ）・（Ⅳ→Ⅳ）ステージの時期とはまた異なった生活の展開がみられることになる。しかし３５年までにはほとんどの「家」で，長男が学卒期をむかえて農業に専念するに至っているし，３０年以前に子供の新たな出生があったとはいえ，先述の私設託児所が３４年まで設置されていたことを考えれば，少なくとも，夫婦と学卒後の後継者というかなり安定した労働力を確保しえた時期であったと言えよう。したがって，３０年以降には労働力指数の平均は4.17であったが，３６年になると4.05となって若干減少しているが，この4.05の中味は安定したものであった。

以下で，実習場一期生層の生業の創造と生活のあり方をみていこう。まず（Ⅳ→Ⅳ）ステージの「家」では次のようであった。

⑩の「家」では戦中でも乳牛を減らすことなく，昭和２４年には7頭になっていた。２４年以降は畑作を中心として経営を進め，就学中の子供たちも帰校後手伝いをしてくれたので「目鼻がついてきた」（妻）。しかし２９年の大凶作期には中長が1反あたり半俵というありさまで作物がほとんど皆無となり，牛への転換を意識しはじめた。昭和31年には長男を定時制高校に入れたがそのかわりに，長女（２０才）と二女（１８才）を他出させなかった。その後３１年に三女が高卒で就職し，３３年には四女が中卒で，３５年には二男が高卒で就職していったが，長男が３４年に高卒後家業に専念した。３５年～３６年ころには，夫，妻，長男，長女，二女の計5人の労働力を確保しており，労働力が豊かであったので豆を１５町作り，「年間に400俵もの収穫を上げた」（夫）。その他小作に４～5町出していた。牛は３６年までは8～9頭になっていた。

同じく（Ⅳ→Ⅳ）ステージの⑨の「家」では，長男は高校に進学せずに２５年の中卒後，家業に専念した。この「長男が働きはじめるまでの約２０年間は，人間らしい生活はできなかった」（夫）が，夫，妻と１５才の長男の力を結集して豆作にとりくんだ。２９年までには大豆を4町作っていたが，大凶作で何もとれず，牛へ転換しはじめた。そして３０年には，１５才以上の労働力は，夫，妻，長男（２０才）と，高卒の長女（１８才），および高校に進学した二男（１５才）の計5人がおり，３０年以降，離農跡地を機会あるごとにふやして，３６年には１９町となった。乳牛は２４年には2頭であったが，３６年までにこれを自家生産で１０頭までに伸ばした。

召集を受けた⑥の「家」では，夫の復員後，輪作を主体とした地力の回復をめざす五カ年計画を推進し，23年に同居した甥（１６才）の助けも借りて２４年頃には経営が安定してきていた。２７年からは輪作よりも豆作に比重をかけて経営を進めた。２９年には長男も高卒後家業に専念した。しかし２９年の大凶作，３０年の豊作貧乏，３１年の冷害によって経営方針を「一大転換させ」，３１年に牛を6頭導入して「文化的生活の計画をたてた」（夫）。この３１年には，夫，妻，長男（２１才），二男（１８才），甥（２４才）の計5人の労働力を確保しており，３３年までに搾乳牛だけでも6頭へとのばしていた。しかし就学期の子供が3人と2才の末子をかかえての生活は楽ではなく，そうした中で３３年に二男が畜産大学へ進学し，甥も３４年には分

家した。さらにまた，夫の公職が多い上に後継者として期待されていた長男が夫と合わずに「家」を出ると言い出したこともあって不安定な状態が続いた。

⑥と同様に召集を受けた②の「家」では，妻が戦中の苦労がたたって２２年に結核になったが，「死ぬまで働くしかないとあきらめて」（妻），夫と妻との力を合わせて経営再建にとり組んできていた。２６年には長女が中学校を終えて手伝った。２９年の大凶作の教訓に学んで②の「家」でも，酪農にも力を入れ出した。３２年には長男も高校を卒業して家業に専念したので計４人の労働力を得たが，乳牛の管理には充分人手が足りるという状況ではなかった。しかし「労働力的には苦しいが，一方がだめでも他方で支えられるからと畑・牛半々」（夫）の経営を維持してきた。しかし「決して大規模な酪農経営にしようとは少しも考えず」（夫），３６年までに乳牛は７頭ほどであった。また長男が高卒した３２年に土地を１５町拡大して４０町にした。

以上の（Ⅳ→Ⅳ）ステージの「家」では，２９年大凶作を契機として，それまでの畑作中心の経営から酪農化への志向性を高めてきた。これを支えたのは４人から５人の労働力，とりわけ後継者として目される長男の学卒後の家業への専念であった。しかし大凶作とこれに続く冷害の教訓は，畑作の支えとしての乳牛の一定の導入，それへの挺子入れという程度にとどまっており，この期には，労働力を集中しての畑作経営が中心的な位置をしめていた。ただし中には⑦のごとくに，畑作よりも酪農に主体をおいた経営を，すでにこの期に展開した「家」もあった。

⑦は夫が召集されることもなかったので戦中に乳牛を着々とふやして，終戦の年にはすでに１４～５頭に達していた。その後，畑２０％，牛８０％の割合で経営を進めた。２５年には搾乳牛が１０頭となっていたが，夫，妻の他に１５才の長男がいるだけであったから労働力面では「きつかった」（夫）。特に夫の経営のやり方が「自給飼料中心であったので飼料が大変だった」（妻）。長男は２９年に二男は３０年にそれぞれ高校を卒業したのち家業につき，労働力は，夫，妻と長男（２０才），二男（１９才）と高校在学中の三男と四男の計６人であった。３１年，３３年にはこの三男と四男が就職他出し，長男も機械いじりが好きで，大学の通信教育をうけたのち，３６年には就職他出していった。したがって二男を頼りとしながら経営を進めた。３６年には，牛は３０頭いたという。

このように⑦の場合は，労働力面では苦しい中で早くから酪農中心の経営方針をもっていた。それをなし得たのは，夫が戦中に召集されずに済んだことによるが，しかし⑦のごとき事例は，部落全体の中では例外的な存在であったといえよう。

さて次に（Ⅲ→Ⅳ）ステージのケースをみていこう。

④の「家」では入植期に牛を入れなかったが，２１年ころの凶作で決心して，畑の合間を利用して牛を導入した。２５年当時は，「農地改革が窮屈だったが，統制も解除されたので，伸びられるという意識でやった」（夫）。２７年には戦後開拓で入った人から１３町，３２年には隣りの部落の人が持っていた土地を１３町購入して早くも総計４１町となった。そして長男には小学校にあがるころからずっと手伝わせていたが，大樹高農業科に入学した３２年には彼の意見も尊重して乳牛を重視するようになり，３６年には１０頭となって部落でも一番早くトラクター（１００万円）を入れた。その時二男は就職していたが，夫，妻，長男の他に，高校在学中の三男の計４人の労働力を確保していた。

⑪は戦中に牛を減らしており，戦後には２～３頭になっていた。２８年には牛を８頭にまで育て牛舎（２３坪）の第一次新築をした。これを支えたのは２５年から３０年の「豆景気」（長男）であった。３０年前後の凶作－冷害期には⑪の「家」では「牛をもっていた有畜経営のおかげで比較的強かった。この冷害をきっかけ

に，楽な人とそうでない人の差ができて離農も始まった。」（長男）。しかし，子供たちが多数いたため，「経済的にゆるくなかったので」，長男は冷害対策として「豆ではもうだめだ。乳牛をふやせ」と夫とけんかし，これがきっかけとなり，３３年の長男高卒後，酪農経営化への志向を高めていった。

夫が召集をうけて経営を大きく縮少せざるをえなかった⑤は，２５年以降に子供が７人おり，さらに新たに２人生まれたために夫は「生活の一番つらい絶頂の時をむかえた。その時は，あたりのことなどかまっていられずに働いたという実感がある」という。冷害の折りにも手ひどい打撃を受け，夫は冷害対策事業の日雇に出て「正月のモチ代かせぎ」（夫）をした。長男が高校を終えた３１年以降は酪農化を強く志向して，３２年には２頭しかいなかった牛を４頭にした。３４年には，夫，妻，長男と高卒後家業に従事した二女との４人を労働力として確保した。そして「父と経営上の意見が一致して手広くやれるようになり」（長男），「家畜も順調で将来の見通しがつけられるようになったので，酪農に移る体制をとりながら豆作をやった。」（夫）。

①の夫が復員してきたのは召集を受けてから5年目にあたる昭和２３年である。その時，牛もすっかり手離してしまっており，地力もおとろえていた。この地力の整備には１０年をも要したが，地力のおとろえによって豆がとれなくなっていたので，２４年以降は牛を再び入れて畜舎，サイロも建てた。経営の建て直しに数倍の努力を要する中で，２４年には長女（１５才）を音更の洋品店に就職させた。２５年には二女（１３才）が小学校を終えて家業に従事したが２７年には就職して他出した。これに続いて２８年には三女が中卒後他出したので，３０年時点では，夫，妻の他には１２才の長男と２人の乳幼児の計5人家族となった。したがって労働力としては夫，妻と，これを助ける就学中の長男の計３人のみであり，このように手うすな労働力の中で畑5.5町，牧草地 6.5町を作ってきた。乳牛は３６年には５頭（うち搾乳牛４頭）に達していた。

さて，以上の（Ⅲ→Ⅳ）ステージの事例をみてもこの期の生業は，（Ⅳ→Ⅳ）ステージの「家」と同様に，あくまで畑作中心に経営を進めながら，凶作ー冷害を契機として酪農化への志向を徐々に高めていったということがわかる。この（Ⅲ→Ⅳ）・（Ⅳ→Ⅳ）ステージの「家」では，この時期にようやく労働力として参加する年令に達した子供達の助けを借りながら戦後経営の建て直しをはかった。ほとんどの「家」では２５年から３０年頃までに３人～４人の労働力を保有した。さらに３０年代に至ると，就学期および学卒期の子供の農業への従事によって，一部の「家」を除いて４人から６人の労働力を確保した。このことは除草・収穫などに労働力を多数必要とする畑作と家畜飼育とを行っていた経営体にとっては大いに意味のあることであった。こうした厚い労働力を背景として，２８年から３１年の凶作・冷害という困難はあったにせよ，大規模な畑作をこなして生活を支えてきた。そして比較的作柄が安定していた３０年代の半ばすぎにおいて，ほとんどの「家」で酪農専業化へと踏みきっていく基盤を作ることができたと言える。

この時期に酪農化への意識を促す直接的なきっかけは，冷害による教訓であった。この凶作・冷害をはさんだ時期に，後継者として期待される長男ないしは二男が学卒期をむかえたことは，酪農化への志向を現実化させる大きな力であったと言える。それは単に労働力という面からだけではなく，夫の酪農化への消極的な姿勢に対して酪農化を主張して実現していった⑪の長男に端的にみられるごとく，経営方針の転換という点でも長男の経営への参与，発言は大きな意味をもっていた。そうした長男と夫の経営方針が一致して進んでいったということが，次の期への飛躍への基礎条件でもあったのである。こうした後継者として目されている長男の学卒後の定着は，単なる家業継承にとどまらず，一代目の経営基盤の中に一部分としてあった酪農部門を一気に経営の中心に据えて，技術的にも資金的にもそして経営的にも自ら開拓することを意味した。こうした世代交替のプロセスの中で，生産の質的転換

が準備されていったのである。

ところで，戦中に召集をうけた「家」の痛手は，戦後の経営の建て直しが長びくという形であらわれていた。彼らは戦前に育てあげた牛を手離しその後の再導入が遅れ，畑作の比重が召集をうけなかった「家」よりも相対的に高かったために，凶作・冷害期に手ひどい打撃を受けることになった。しかし長男の学卒とともに経営は発展し，この期に１５町もの土地拡大をなしとげた「家」（②）もあった。また⑥も，長男の他に甥を労働力として得て畑作を広げ，4.3町の土地拡大を行なっている。また乳牛も，これらの「家」では２４年段階には０～１頭にすぎなかったが，３６年には，①，⑤では４～５頭にとどまったが，②と⑥では７～８頭水準にまでふやしており，召集を受けなかった「家」とほぼ肩をならべるに至った。ただ①の場合は，最も長期間に渡って夫が留守をしたことが，この時期にも尾をひいていたと思われる。すなわち地力がおとろえて豆がとれなくなっていたために，輪作を主体とした地力の回復に，３３年ころまでかかっており，畑作経営の本格的な展開が他の「家」より遅れていた。子供たちも３０年以前に義務教育を終えるや他出していった。家族内労働力を畑作に集中する方向をとるよりもむしろ，口べらしの方向をとっている。したがって３０年を過ぎても夫と妻という労働力構成は変わらず３６年は長男もまだ高校在学中であり，経営の拡大，蓄積をこの期にはかることが困難であった。３６年時点の土地の所有面積がこの部落で最も小規模であるということは，戦中にうけた傷の深さを示しているといえよう。

第２項　旧Ｐ部落における生業と生活

（Ⅵ→Ⅵ）・（Ⅳ→Ⅵ）・（Ⅳ→Ⅱ′）・（Ⅳ′→Ⅱ″）・（Ⅳ→Ⅲ′）ステージ

戦前一般入植者層のうち，17はすでに２３年に長男が嫁とりを行っていたが，残りの４ケースはすべてこの期に後継者と目される長男または二男の嫁とりを行い，直系家族形態に移行した。その中で３６年までに嫁とりを行った後継期待者の兄弟姉妹がすべて他出したのは，（Ⅳ→Ⅱ′）ステージの13と（Ⅳ′→Ⅱ″）ステージの18と（Ⅳ→Ⅲ′）ステージの16である。14と17は３６年時点でも兄弟姉妹が「家」にとどまっているので，Ⅵステージであった。

表４－４－４　戦前入植者層の家族構成の変容（２５年～３６年）

		昭和２５年				昭和３０年		
		夫	妻	子供 1 2 3 4 5 6 7 8 9	その後の嫁とりと出生	夫	妻	子 1 2 3 4 5
Ⅵ→Ⅵ	17	50	46	◎27△21○21○14○9 △7 ●4 ●1 ●1	○S29	55	51	◎32△32○19○14△12
Ⅳ→Ⅵ	14	(52)	46	◎23△16△13○10○6	嫁S28 △29	(57)	(51)	◎28△23△21△18○10
Ⅳ→Ⅱ′	13	56	51	◎34○20△18○16○13	嫁S27 ○S28 ○S29	61	56	◎34△24○21●1 ●0
Ⅳ′→Ⅱ″	18	56	54	◎25△20△18○16	嫁S29	61	59	◎30△23△25△23○21
Ⅳ→Ⅲ′	16	50	45	◎26○23△20○15○13○11	嫁S28 ○S29	55	50	◎31△26○20●1

（注）○：男子　△：女子　●・▲：就学前　◎：後継期待者　△：後継期待者の妻　数字は年令

表4－4－4の家族構成の変容にみるごとく，すべての「家」が29年までに嫁とりをすませており，30年代には1人から2人の乳幼児をかかえることになった。労働力は，戦中から戦後初期には4人から5人の15才以上の労働力をどの「家」でも確保していたが，30年代にはいっても4人から5人の水準を維持している。その中で[18]は7人という高水準を示している。[14]を除いて「家」に夫と妻がいるので乳幼児の世話等で手が足りないということはなかった。しかし次第に二男以下が他出していき，夫，妻も60才に近づいて労働力としては後退しつつあったので，36年時点の労働力指数は3.23となり，実習場一期生よりも若干低くなっている。

以下，事例を考察しながら戦前一般入植者層の生業と生活のあり方をみていこう。まず，36年時点でも後継者の兄弟姉妹が「家」にとどまっていた[17]，[14]と，36年までには子供がすべて他出していくが比較的遅くまで残っていた[18]の3ケースから考察していく。

（Ⅵ→Ⅵ）ステージの[17]の長男は23年に嫁とりをすませており，25年には15才以上の労働力は夫，妻，長男，長男の嫁，二男の計5人いた。夫は役職が多く（民生委員，農業委員，ＰＴＡ会長，農協専務等），ほとんど働かなかったが，29年からは町議となって農業からほとんど完全に脱けた。したがって長男夫婦が主体とならざるをえず，妻がこれを手伝った。27年に二男は結婚他出するが，四男がこれにかわって農作業に加わり，30年には，牛8頭，馬8頭の他にビートを作っていた。また土地を5町拡大して20町にした。長男は酪農への志向を有していたが「父ががんこで，相談しなくてもいいはずのもの（農機具や家庭用品）でも買ったりすると叱られた」（長男）。父が死亡した35年以降に乳牛を20頭にまでふやし，その後トラクターも入れるようになった。その当時，労働力としては，長男，長男の妻，二女　六男，妻の計5人がおり潤沢であった。

（Ⅳ→Ⅵ）ステージの[14]の長男は28年に嫁とりをした。同年に妻は，農業会理事となって大樹市街に別居していた夫のもとへ行った。夫は22年から別居しており（22年から農業会理事，25年から農協常務理事，27年から農協組合長，30年から町議），「家」には妻と長男の労働力しかなく，あとは就学期の子供の助けを借りるだけであったので，長男が結婚した時には「経営規模が小さく」（長男），豆と牛9頭であった。29年以降長男の子供も生まれ，29年の大凶作も「夢中で切りぬけてきた」。30年には，長男と長男の妻

			昭和36年			
子供	他出者	その後の嫁とりと出生	夫	妻	子供	他出者
6 7 8 9					1 2 3 4 5 6 7 8	
○10 ○6 ○6 ▲1	○結婚	○S31	—	57	◎38 △38 △18 ○16 ○12 ○12 △7 ●5	（父死亡） ○就職2
▲1 ●0	○就職	○S32	(63)	(57)	◎34 △29 ○17 △7 ○6 ●4	△結婚2
	○就職 ○進学 △結婚	嫁S35 ○S36	67	62	◎27 △23 ●1	（長男一家） 計4人
●0	—	△S34	67	65	◎35 △29 ○6 ▲4	△結婚2 ○就職
	△結婚 ○就職3	○S31 ○S35	61	56	◎37 △32 ○7 ●4 ●1	○就職

を示す　（　）は別居者を意味する。

の他に三女，四女が「家」を手伝うために残っていたので，土地を12.5町拡大して40.5町とし，４人の力を合わせて畑作にとりくんだ。３２年には家を新築した。三女（２３才）と四女（２１才）は３２年から３３年にかけて結婚他出したが，四男が「家」を手伝ったので計３人の労働力となった。この３０年から３８年にかけての時期は畑作が順調であった。

（Ⅳ'→Ⅱ''）ステージの18の長男は，兵役除隊後，農業を継ぐかどうかで迷っていたが，２５～６年ころから農業を本格的に手伝い始めた。その時，１５才以上の労働力は，夫，妻，長男，五女，六女，三男の計５人がおり，豆作一本にとりくんできた。３０年頃から地力が落ちてきたので緑肥を入れたが，牛は導入せずに豆作一本にしぼった。３１年に２６才の五女と２２才の三男が，そして３５年には末子の六女（２８才）が他出していったので，家族員はへり６人となった。労働力としては夫と妻が６０才をすぎていたため，長男夫婦が主力となった。

以上の３事例では，後継者の兄弟姉妹が学卒期を過ぎてもなお「家」に残って，農業の手伝いを遅くまでしていた。（Ⅵ→Ⅵ）ステージの17および（Ⅳ→Ⅵ）ステージの14の場合には，夫が種々の役職について多忙であったことが原因となって，長男以外の子供たちも２０才前後まで「家」にとどまっていたであろうと推定される。また18の場合には，五女，六女が２５才を過ぎてもなお「家」にとどまっているし，三男も２２才まで手伝いをしている。こうした多数の労働力の存在は，畑作経営および14，17にみられる畑酪混同経営の展開にとっては有意義であった。そうした中で，14では１３町もの土地拡大をとげているし，17の場合には土地拡大は１町にとどまるが，乳牛頭数を２０頭にまで増加させて，早くもトラクターの導入をはかっている。

次に，後継者以外の兄弟姉妹が３１年以前に他出してしまうか，もしくは特殊な事情で居残っており，労働力としてはほとんど機能していなかった事例をみよう。

（Ⅳ→Ⅲ'）ステージの16の「家」では２５年時点では１５才以上の労働力は夫，妻，長男，二男，三女，四男の計６人もいたが，２７年になると長男が他出してしまった。そこで，長男とは３つちがいの二男が家を継ぐことになり，２８年に嫁とりをした。その後まもなくして，子供たちの他出が相次ぎ，３１年の五男（２１才）の他出を最後として，夫，妻と長男夫婦の４人の労働力となった。しかし夫は「お酒を飲む人で，５４才ころ（２９年）からあまり働かなかった」（長男の妻）。したがって３０年代は長男夫婦が主力となって畑作にとりくんだ。妻は，「部屋のそうじのほかに子供を姑にまかせ，自分はもっぱら畑仕事をした。子供をみるのは晩だけで，子供の起きている顔を一目見たいと思ったこともあった。親としてこんなことが続いていいのかと思った」と語っている。夫の代には牛がきらいだったので酪農をとり入れなかった。16の家で牛を導入するのは４０年代になってからのことである。

（Ⅳ→Ⅱ'）ステージの13の家では，２７年に長男が嫁とりを行った。それと同時に２２才の三男と２０才の五女が他出したので，労働力構成は夫，妻，長男，長男の妻，四男（１８才），五男（１５才）となった。このうち四男は小学校１年の時に腎臓病にかかり，それ以来無理な労働をすることができず，中卒の２５年時から「家」にいた。３０年に末子の五男が進学他出した。２８年から３１年には長男の子供が３人生まれるが，それまでずっと畑作だけでやってきたので「ひどい目にあった」（四男）。冷害を経た３３年には長男夫婦が，子供が多くて生活がなり立たないとして，農業を捨てて大樹市街に他出してしまった。あとに残ったのは６４才の夫と５９才の妻，そして病弱の四男（２４才）のみで，この四男が「家」を継ぐことになった。しかし，これまでの規模の経営をきりもりできなくなったので，３４年には１０町を売却して１５町に縮少した。３５年に四男は嫁をむかえ，冷害の教訓に学んで牛を入れるようになった。

以上の2ケースでは，すでに夫と妻が老令化している上に，早期に後継者の兄弟姉妹が他出したので，16にみられるごとく後継者の妻の労働負担が過重となり，子供の世話を姑にまかせきりという事態がおきた。又，13の場合には後継者として期待されていた長男が結婚後に他出してしまったので，世代交代にひびが生じたケースである。結局，「家」に居残っていた病弱の四男が後継したが，その時すでに夫，妻も老令化していたので，経営を縮少せざるをえなかった。世代交代にひびを生ぜしめた原因は冷害である。戦後，畑作一本でやってきた「家」は30年前後の冷害一凶作によって，少なからぬ打撃を受けたことは，先にも述べたとおりである。しかし，先述の実習場一期生層，および戦前一般入植者層の中でも保有労働力の高かった「家」ではこれを切りぬけてくることができた。しかし，13の場合には，30年までに病弱の四男を除いて後継者の兄弟はすべて他出してしまっていたし，また父もそのころからほとんど働けなくなっていた。そうした中で，冷害の打撃からたちなおって経営を展開させていく展望を長男はもちえなかったのであろう。

このようにみてくるならば，畑作を中心としての経営の展開，とりわけ冷害の克服にとって，労働力の確保のもつ非常に大きな意味を知ることができよう。実習場一期生層のほとんどの「家」では，この冷害の克服を通しての生業の展開期と，後継期待者の学卒期が一致しており，さらに他の子供たちがこの期に労働力として成長してきたことが，次の期への生業の創造を行う上での確実な基盤となった。しかしこの冷害一凶作期以前に後継者の嫁とりがなされた戦前一般入植者層においては，一部の「家」を除いて畑作一本でやってきていたものが多かった。そのため，冷害による被害は実習場一期生層よりも相対的に大きかったとみられる。その中で35～36年ころまで後継者の兄弟姉妹が「家」にとどまって，老令化していく夫，妻のかわりに長男夫婦を助けた「家」では，14，17にみられるごとき生業基盤の発展がみられる。しかし13のような場合には，世代交代にひびが生じて経営の縮少へとむかわざるをえなかったのである。

第3項　旧H部落における生業と生活

（Ⅱ→Ⅲ）・（Ⅲ→Ⅳ）ステージ　〔旧H部落〕

次に戦中から戦後初期に入植した「家」では，この時期には，⑫，△21，△22の3ケースが（Ⅱ→Ⅲ）ステージとなり，△20は（Ⅲ→Ⅳ）ステージへと進んだ。この△20は，実習場一期生と同様なライフステージを歩んでいるが，実習場一期生層の「家」のほとんどでは第1子が15才以上の年令に達したのが30年以前だったのに対して，△20の第1子は33年になってようやく義務教育段階を終了している。また実習場一期生層においては，30年以降に次々と他出者を輩出していたが，△20の家で他出者を出したのは40年代になってからのことである。（Ⅱ→Ⅲ）ステージの3ケースにあっては，30年から31年ころまで子供を新たにもうけているため，この時期の後半に至るまで乳幼児を多数かかえていた。したがって，（Ⅱ→Ⅲ）ステージの「家」では夫と妻の2人が主たる労働を担い，この時期の後半に至って中学校ないしは小学校高学年に在学中の子供の手伝いを得られるようになった。△20においては33年に第1子（長男）が中学校を終えるや家業に専念し，第2子（長女）も中卒後「家」にとどまったので，（Ⅱ→Ⅲ）ステージのものよりは労働力面で恵まれ，労働力指数も36年には前者が2.95以下であったのに対して4.0となっている。

以下，事例を検討していこう。

まず（Ⅲ→Ⅳ）ステージの△20の「家」では，開墾の目鼻がつかない段階で夫が召集をうけ，戦後初期に乳幼児をかかえていた。したがって生計の見通しがたたないために夫が郵便局に勤務し，妻が農業をしていた。農

表４－４－５　戦中・戦後初期入植者層の家族構成の変容　（昭和２５年～３６年）

		昭和25年				昭和30年				昭和36年			
		夫	妻	子供	その後の出生	夫	妻	子供	その後の出生	夫	妻	子供	
Ⅲ→Ⅳ	㉑	36	28	○7△6▲2●0	△29年 △29年 △30年	41	33	○12△11▲7●5▲1▲1▲0	—	47	39	○18△17△13○11△7△7△6	
Ⅱ→Ⅲ	⑫	29	25	●1	△26年 ○28年 △30年	34	30	○6▲4●2▲0	—	40	36	○12△10○8△6	
	㉑	30	21	▲2▲0	△27年 ○29年	35	26	△7▲5▲3●1	△31年	41	32	△13△11△9○7▲5	
	㉒	33	28	●2▲1	○26年 ○28年	38	33	○8△7●4●2	—	44	39	○14△13○10○8	

（注）○：男子　△：女子　●・▲は就学前　数字は年令を示す。

業労働力が乳幼児をかかえた妻１人しかないため，長男の中卒までは畑を作りながら少しずつ牧草地にしていった。３３年に長男が中学校を終え，続いて３４年に次女が中学校を卒業して家業に専念した。３６年時点では夫はまだ郵便局に勤務していたが，労働力は３人と豊富になった。

かように㉑の「家」では，戦中に夫が召集されたことによる打撃がこの時期にもひびいており，兼業形態をとり続けた。しかし長男以下の子供の中卒によって農業に力を入れる条件が，３３年以降にようやく形成されてきた。次に労働力が夫と妻の２人に限定された状態が，この期のほぼ終わりまで継続した（Ⅱ→Ⅲ）ステージの「家」をみよう。

⑫は２３年に入植したが，その時，原野6.1町，畑4.5町を得た。２６年になって畑からの収入（豆，燕麦米，そば，大麦，ビート）が上がるようになって豚，にわとりも入れた。夫と妻とで残りの原野の開墾も続け，２９年にすべての原野をおこした。そして同部落内（旧T部落）の「家」から2.6町の原野を買った。この29年以降は，イモ・ビート・豆をふやした。霜の被害は毎年あったので「これではらちがあかないと思っていた」（夫）が，この時期にはまだ乳牛導入にはふみ切れなかった。３０年から３５年ころの時期に夫は，「冷害があっても台風がきても値が変動しても，農業には国の援助がほとんどない」ことを不満として感じていた。36年にはすべての子供が学校に上がっていたのでまさに「貧乏の峠」にあったことが，乳牛導入の資金面での困難となっていたと思われる。

㉑は２１年入植であったが，子供が３１年まで次々と４人生まれ，「この１０年間は本当に苦しかった」（妻）。原野をおこしつつ畑作を経営してきたが，２５年から３５年ころまでは「朝から晩まで働いても借金ばかり増えていき，町の人が楽しているのをみて矛盾を感じた」（妻）。米を食べれるようになったのは30年以降である。のちにみるごとく子供たちは４０年以降に次々と他出するに至っているが，妻は，「自分たちの苦労を子供たちがみていて，それでいなくなったのだと思う」としている。「３０年から３５年ころまでは豆がダメで酪農へというふん囲気があった。実際畑作には税金がひどく高く酪農がすべてにわたって優先されていた」（夫）が，労働力的に限界があるため，この期に牛の導入はなしえなかった。

㉒の場合は２３年入植であったが，２５年の山火事ですべて燃え，もう一度やり直さなければならないとい

うハンディを負っていた。乳幼児をかかえた妻の過重な労働がたたり，２９年には妻は心臓が悪くなって２週間入院した。それまで畑作を中心として経営してきていたが，大凶作の時は，豆種もなくてすべて買い，大豆を２町５反作っても２俵しかとれず，とうきびを食べた。この年に生まれた末子は栄養が悪くてカッケになったほどである。そのような中で，妻が休んでいては生計がなりたたないので「薬を買ってのんだり，皮下注射をうったりして」働き続けた。３０年をすぎても子供はまだ１０才未満であり，乳幼児も２人いた。家事と育児はすべて妻の肩にかかっており，「日々の家事をやると体がきつい。雑布かけでも体がこわくて，すわりこんでしまったりする。畑だけならまだ楽だ」（妻）。３３年には夫が敗血症で倒れて１カ月入院した。３６年時点でも第１子はまだ１３才であった。

以上にみてきたごとく，入植してから日の浅い戦後初期入植者層は，労働力的に制約されている中で２５年以降も開墾を続けなければならなかった。３０年以前には，わずかではあるが畑作経営を展開して現金収入を得られるようになったが，その矢先の凶作，冷害で，これらの「家」が深刻な打撃をこうむらざるをえなかったのは当然である。この冷害の克服も，乳幼児をかかえた夫と妻という労働力構成が３０年以降もひき続いたため思うようにはかどらなかった。冷害は酪農化への道を教えたが，どの「家」でも現実に乳牛を導入することはできなかった。

実習場一期生層と，戦前一般入植者層の一部の「家」で，畑作を広く展開するとともに乳牛頭数を確実にふやしていったこの時期に，戦中および戦後入植者層においては，そうした経営上の展開はみられなかった。戦前入植者各層のうちで，召集をうけた「家」にあってさえ，３０年代以降には召集されなかった「家」に追いついて畑酪混同経営を展開させていったことを考えれば，戦中および戦後入植者層において，乳幼児を３０年以降にもかかえ夫と妻との労働力に限られていたことが大きな制約条件となっていたということを知ることができる。彼らは，この時期に充分な蓄積をなしとげられないままに，次の期の酪農化の波に洗われることになった。

第４項　要　　約

これまで，昭和２５年から３６年までの畑作を中心とした戦後農業の再編成期の生業と生活のあり方をみてきた。この畑作経営は除草，収穫等，多くの労働力を必要とし，これにさらに酪農をとり入れる場合にはさらに多くの人手を要するものであった。これまでライフ・ステージとのかかわりでその生業の創造のあり方を探ってきたが，ここで若干の要約を行っておこう。

（Ⅲ→Ⅳ）・（Ⅳ→Ⅳ）ステージの実習場一期生層の「家」では，３０年以前には乳幼児をかかえていたが上の方の子供が１０才以上に達しており，その助けを得ながら，経営のたて直しを行ってきた。それはすべての「家」で畑作を中心として展開され，「家」によって差はあるにせよ，どの「家」でも乳牛を少しずつふやしていた。２９年から３１年にかけての凶作一冷害期には，畑作中心の経営であった上に「貧乏の峠」にあった彼らは少なからぬ打撃をうけた。３０年代はそれを教訓として，酪農化への方向を意識しながら，畑作を手広くすすめて酪農化への準備をなしとげていった。それを可能にしたのは，昭和３０年以降，後期中等教育をうけつつあった子供，および学卒後の子供が「家」にとどまったことによる労働力の豊富さであった。３６年時にはどの「家」でも４人から６人の労働力を得，労働力指数は4.05であった。中でも，後継者として期待されている長男ないしは二男が，３０年前後に学卒期をむかえ家業に専念していったことは大きな意味をもった。すなわち彼らは，父親の代で築き上げた基盤の上にたって，まだ比重の低かった酪農部門に力を入れた。こうして

彼らは酪農化の方向を先導していくという役割を果たしていったのである。

これに対し（Ⅳ→Ⅵ）・（Ⅳ→Ⅱ′）・（Ⅳ→Ⅲ′）・（Ⅳ′→Ⅱ″）・（Ⅳ→Ⅵ）ステージの戦前一般入植者層は，３０年以前に後継期待者が嫁とりを行って世代交代をとげている。３０年以前にはまだ40才代から50才代の夫，妻と，長男夫婦，そして学卒後も「家」に残留していた後継期待者の兄弟姉妹たちによって，労働力は豊富であり，畑作を中心とした経営を進めてきた。凶作・冷害期には，彼らの構成していた旧Ｐ部落では一部の「家」を除いて，ほとんどが畑作一本でやってきていたので，その被害は実習場一期生層の旧Ｔ部落より一層大きかった。そうした中で彼らは，生業の中に酪農をとり入れる必要性を自覚するが，これは３０年代以降，後継者の兄弟姉妹が次々と他出し，夫，妻も６０才に手が届くようになっていた家族構成のもとでは，乳幼児をかかえた長男夫婦の手に余るものであった。その中で，３６年時にも兄弟姉妹が「家」を手伝っていた[14]，[17]などの「家」では，乳牛頭数をふやしていくが，その他の「家」ではその導入さえもはかることができなかった。すなわちこのことは，３０年以降ますます増加していった厚い労働力を背景として手広く経営を発展させていった実習場一期生層とは対照的に，彼らの「家」で，３０年をピークとして労働力指数が減少を示していったことと結びついている。３６年の労働力指数の平均は，彼らの場合3.65であった。

最後に戦中・戦後入植者層の場合は，この期に労働力面で大きな制約があった。夫婦２人の力でようやく軌道にのせることができつつあった時期に凶作一冷害に見舞われ，その被害はもっとも深刻なものであった。３０年以降もまだ子供たちが義務教育段階にあり，しかも乳幼児を多数かかえていたため，この期に充分な蓄積をなすことも，また，酪農のとり込みをはかることもまったくなしえなかったのである。

さて，これまでライフ・ステージごとにみてきたが，（Ⅲ→Ⅳ）ステージおよび（Ⅳ→Ⅱ′）ステージの「家」において，一部の「家」はその世代交代にマイナス要因が生じていた。すなわち（Ⅲ→Ⅳ）ステージの①では，この期に至ってもなお戦争による傷跡からたちなおることができず，その中で第１子から次々に他出していったために，労働力的にも苦しかった。そしてこの期の後半に至っても，後継が期待される長男もまだ高校在学中であったので，他の実習場一期生の「家」のごとき生業の発展はみられなかった。また（Ⅳ→Ⅱ′）ステージの[13]の「家」では，長男が嫁とりを行い子供ももうけたのちに他出してしまい，病弱の四男が「家」を継がざるを得なくなって経営を縮少した。これは先に述べたごとく，戦前入植者層は共通に，凶作・冷害からのたちなおりが労働力の減少傾向によって容易ではなかったが，その中でもとりわけ後継期待者が生業の発展の展望が見い出せないまま離農せざるをえなかったケースである。すなわち，スムーズに進行していた世代交替が，凶作・冷害の中でいったん断絶し，より不利なかたちでの世代交替，すなわち病弱な四男による継承として進まざるをえなかったのである。かように，「家族協業」形態は，世代交代にひびないしは断絶が生じる危険性を常に有しており，それは生業の創造・展開にとってのマイナス要因としてたちあらわれざるを得ないということができよう。

これまでの論述においても触れてきたが，最後に土地集積と乳牛頭数の変化についてまとめておこう。表４－４－６にも明らかなごとく，戦中・戦後入植層の中で，兼業収入を恒常的に得られた㉑が１０町の土地拡大を行っているほかは，どの「家」もほとんど土地拡大はできず，乳牛も入れていない。戦前の一般入植者層においては，３０年以降にも相対的に労働力が多かった「家」の場合には生業基盤の発展も可能であった。すなわち，[14]と[17]のごとくに戦中ないしは戦後初期に乳牛を導入していた「家」では乳牛をふやしている「家」もある。特に[17]の「家」ではこれを飛躍的に増加させ

て，３６年には２０頭保有するに至っている。[14]でも土地を１３町もふやして，彼らの中でもずば抜けて大規模の土地（４0.5町）を所有するに至った。しかし，それ以外の「家」ではほとんど変化がみられず，戦後初期の規模を維持しているにとどまる。とりわけ[13]の場合には，世代交代にひびが生じたことによって土地を売却し，規模を縮少した。

これらに対して実習場一期生層にあっては，この期に土地集積を行うものが多数あらわれている。特に④はそれが大規模で，２６町ふやして４１町となった。その他でも②が１５町，⑩が８町，⑨が５町，⑥が4.３町，③が１町の集積を行なった。また乳牛も，すべての「家」で増加させている。その中で戦中に召集された「家」でも②，⑥にみられるごとくに，土地・乳牛ともに発展をとげているケースもあらわれている。⑤の場合には乳牛頭数の増加に多少のたち遅れがみられるが，それでも召集されない「家」に肩をならべようとしている。しかし，戦中に最も大きな痛手を受け，しかも世代交代がスムーズにいかなかった①の場合には，その結果は生業基盤の規模に端的にあらわれている。すなわち，乳牛頭数は⑤と肩をならべているが，土地面積において，実習場一期生層の最少ランクに位置づいているのである。

表４－４－６　土地集積と乳牛頭数の変化（２５年～３６年）

	ライフステージ	ケース番号	土地		乳牛	
			２４年	３６年	２４年	３６年
実習場一期生層	Ⅲ→Ⅳ	①	１4.5町	１4.5町	０頭	５頭
		③	１5.0	１6.0	4	7
		④	１5.0	4１.0	2	１０
		⑤	２9.0	２9.0	１	4～5
		⑪	２0.0	２0.0	３～4	9～１0
	Ⅳ→Ⅳ	②	２5.0	4０.0	１	7
		⑥	１9.7	２4.0	2	８～９
		⑦	１9.0	１9.0	１５～１６	３０
		⑧	３6.5	３6.5	5	8
		⑨	１4.0	１9.0	2	１０
		⑩	１5.0	２３.0	7	８～９
戦前一般入植者層	Ⅵ→Ⅵ	[17]	２7.0	２8.0	4	２０
	Ⅳ→Ⅵ	[14]	２7.5	4０.5	３～4	9
	Ⅳ→Ⅱ′	[13]	２5.0	１5.0	0	１～２
	Ⅳ′→Ⅱ″	[18]	２7.0	２7.0	0	0
	Ⅳ→Ⅲ′	[16]	不明	２8.0	0	0
戦中・戦後入植者層	Ⅲ→Ⅳ	△20	１３.0	２３.0	0	0
	Ⅱ→Ⅲ	⑫	１0.6	１３.2	0	0
		△21	２２.1	２２.1	0	0
		△22	２３.0	２３.0	0	0

第５節　大規模酪農専業体制への移行期における「家」と生活

小　序

大規模酪農専業体制への移行の契機は冷害にあった。昭和３１年の冷害以後３６年まで，豆作は再び順調となり，寒地農業確立の方向として着目された酪農は，未だ混同経営の枠を出るものではなかった。しかし３７年の台風の長雨による湿潤害，３８年の天候不順による不作をへて３９年には冷

涼・多雨・日照不足によるかつてない冷害にみまわれた。翌４０年は平年作ではあったが，４１年には低温・日照不足により豆作は３９年を上廻る被害をうけたのである。

しかし大規模酪農専業体制へ一挙に転換したわけではなく，耐冷作物としてのビートの奨励とそれを利用してのトラクターの導入（旧T部落は３９年，旧P部落は４２年）が，酪農への転換の志向性強化と併存した。すなわち，３７年～４２年の時期は大規模酪農専業体制への移行期にあたる。

当然のことながら，かかる移行期における各「家」の家産蓄積及びその間のライフステージは異なっており，そのことはかかる移行期への対応の差異をもたらした（表４－５－１　参照）。

第１項　旧T部落における「家」の生活と対応

（Ⅳ→Ⅴ）・（Ⅳ→Ⅵ）・（Ⅳ→Ⅱ′）・（Ⅴ→Ⅵ）ステージ　〔実習場一期生層〕

拓殖実習場一期生層１１戸中７戸がこの期に直系家族形態に移行した（⑤②⑪⑥⑧⑦⑨）。同時に表４－５－１に明らかなごとく，後継者の兄弟姉妹が結婚・進学・就職などで他出していく。つまり「新しい家庭をつくり直す」（⑪二代目の言葉）という課題に直面した。そしてそれが酪農への一大転換という構造変動の中で遂行されたために，「家族協業体」は主に次の二つの困難に直面する。一つは家族員の相次ぐ他出にともなう後継者の動揺であり，他は酪農への転換に対する後継者または家族員の逡巡である。

第一の問題からみてみよう。上記７戸のうち⑨⑤⑥⑦の後継者がそれに該当する。そうして，⑨⑤の場合は

⑨「結婚前は農業をやめようかと思ったこともあったが，結婚しておちついた」（二代目，３７年結婚）。

⑤「結婚前は職業が好きでなかったが，結婚してから本気でやるようになった」（二代目，３８年結婚）。

というごとく，後継者の動揺は彼の結婚によって解消されている。

これに対し⑥の場合をみると，後継者の動揺が酪農化の拒否と結びついていた。少し長くなるが，他の「家」にも共通する要素を内在させているので，詳しくみてみる。

⑥の「家」では２９・３１年冷害後，農業の一大転換＝「酪農化の方向」をとり，３３年には「搾乳牛６頭という文化的生活の計画」にも目途がつくようになった。しかし，他面で新たな「家族協業体」の危機にみまわれる。すなわち，入植者は公職が多い上に子供に対して厳しく，とくに長男とあわず，長男が「家」を出るといいだしたこと。搾乳の実働は大樹高校に通っていた長女を中心に三男・四男・五男がしていたが，その子供たちから，「父さんは外にばかり出ているのに文句ばかりいう」と反撃されたこと。さらに，四男が大学進学を望み，高校から帰ってきても落葉の林の中に自転車を隠して勉強したりしたこと，である。とくに長男は，「小学校の頃から機械が好きで，時計を組みたてたりしていた。高校卒業後，農業をやらせたが，自分の目からみれば農業が好きかどうかわかるので，結婚したら落着くと思い，大樹の人とずいぶん見合をさせたがだめだった」（入植者の妻）。

こうした「家族協業体」の危機を⑥の「家」は次の三つの方法で切りぬけた。第一は，３７年に搾乳牛７頭になった時に月給制度を始め，農協の貯金に入った乳代の一割は労働主体になっている子供たちのものにするということ（乳代は月４～７万円）。第二は四男の大学受験は入植者の妻が黙認し，大学受験に失敗して俳優養成所に入った時も，玉子貯金などでためたお金を２年間送りつづけたこと。そうして第三に，長男は酪農ではなく大正金時を作りたがっていたので，その経営を分離させて自由にしたことである。しかし，３９年冷害で大正金時はとれず，長男は日通のビート運びなどの臨時の運転手となり，そのまま日通にいついて，農業を継がないと言い出した。この時が後継者問題の一番の危機だったが，畜産大学獣医学科を卒業して雪印の獣医をして

表４－５－１　大規模酪農専業体制への移行期におけるライフステージと労働力（３７～４３年）

			３７年で１５才以上の者	家族数変化と理由（３７～４２年）	自家保有労働力指数				自家保有消費力指数			
					３７年	３９年	４１年	４３年	３７年	３９年	４１年	４３年
実習場一期生層	Ⅴ→Ⅵ	⑨	入植者（55才）・妻（50才）・後継者（27才）二女（19才）・三男（17才）	8→7　子供出生２・結婚他出１・就職他出２	5.1	4.0	3.6	3.45	7.2	5.9	5.3	5.3
	Ⅳ→Ⅵ	②	入植者（53才）・妻（47才）・後継者（23才）二女（19才）	6→6　嫁とり・子供出生１・結婚他出１・就職他出１	3.95	4.1	5.05	3.9	5.4	5.5	6.4	5.1
		⑥	入植者（55才）・妻（51才）後継者（長男27才）・長女（20才）	7→6　長男他出・二男後継・嫁とり・子供出生１就職他出１・進学他出１・結婚他出１	4.3	4.45	3.65	3.5	6.6	5.6	5.0	4.9
		⑪	入植者（55才）・妻（46才）・後継者（23才）二女（17才）	7→7　嫁とり・子供出生１・就職他出１・進学他出１	4.45	4.2	4.6	3.9	6.2	5.5	5.6	5.1
	Ⅳ→Ⅵ	⑧	入植者（52才）・妻（49才）・後継者（27才）二女（20才）	6→7　嫁とり・子供出生２・結婚他出１・就職他出１	4.55	4.55	3.9	3.25	6.5	5.5	5.1	4.2
	Ⅳ→Ⅴ	⑤	入植者（49才）・妻（47才）・後継者（25才）二女（22才）・三男（16才）	6→6　嫁とり・結婚他出１	4.75	4.75	4.1	4.4	6.0	5.4	5.4	5.5
	Ⅳ→Ⅱ′	⑦	入植者（54才）・妻（49才）後継者（二男26才）・長女（18才）	4→6　嫁とり・子供出生２・結婚他出１	2.6	3.25	3.25	3.25	3.8	3.8	4.2	4.6
	Ⅳ→Ⅳ	③	入植者（53才）・妻（47才）・後継者（25才）二女（17才）	6→4　結婚他出１・就職他出１	4.0	3.65	3.4	2.45	5.4	4.6	3.9	2.9
		④	入植者（56才）・妻（47才）・後継者（21才）三男（17才）	6→4　進学他出１・就職他出１	4.15	3.75	2.8	2.95	5.7	4.7	3.7	3.7
		⑩	入植者（54才）・妻（49才）・後継者（22才）二女（26才）	7→4　結婚他出１・就職他出２	4.75	3.45	2.8	3.1	6.3	4.6	3.8	3.8
	Ⅲ→Ⅲ	①	入植者（53才）・妻（50才）	4→3　就職他出１	1.8	2.2	2.5	1.85	3.5	3.5	3.6	2.7
戦前一般入植者層	Ⅵ→Ⅳ′	17	入植者の妻（60才）・二代目（39才）嫁（40才）・二女（19才）・六男（16才）	9→6　就職他出３	4.7	4.3	4.65	3.85	7.5	7.1	6.2	5.2
	Ⅵ→Ⅲ′	14	二代目（35才）・嫁（32才）・四男（17才）〔入植者（63才）・妻（61才）一別居〕	8→7　進学他出１	3.0	2.15	2.55	2.95	4.5	3.9	4.3	4.3
	Ⅲ′→Ⅲ′	16	入植者（62才）・妻（64才）・二代目（34才）嫁（31才）	7→7　—	2.95	3.35	3.75	3.75	5.1	5.5	5.5	5.9
	Ⅱ′→Ⅲ′	13	入植者（68才）・妻（65才）・二代目（28才）嫁（24才）	5→7　子供出生２	2.95	2.95	2.75	2.55	3.9	4.3	4.2	4.5
		15	入植者（68才）・妻（64才）・二代目（45才）嫁（43才）	5→5　—	2.95	2.75	2.75	2.35	3.9	3.9	3.8	4.2
	Ⅱ″→Ⅲ″	18	二代目（68才）・妻（62才）・三代目（38才）嫁（32才）	7→7　—	2.95	2.95	3.15	3.5	4.3	5.1	5.4	5.4
戦後入植者層	Ⅳ→Ⅳ	△20	入植者（48才）・妻（40才）・後継者（20才）長女（18才）	9→8　就職他出１	4.0	5.2	5.25	4.45	7.4	7.9	7.2	6.2
	Ⅲ→Ⅳ	△21	入植者（42才）・妻（33才）	7→6　就職他出１	2.85	3.55	4.2	3.85	5.5	6.0	6.1	5.3
		△22	入植者（45才）・妻（40才）	6→6　—	2.95	3.75	4.05	4.45	5.1	5.4	5.6	5.6
		⑫	入植者（41才）・妻（37才）	6→5　就職他出１	2.55	2.95	3.75	3.25	4.7	5.3	5.4	4.6
	Ⅱ→Ⅲ	△23	入植者（30才）・妻（24才）	3→4　子供出生１	1.8	1.8	1.8	1.8	2.3	2.3	2.3	2.7
	Ⅰ→Ⅰ	19	入植者（27才）・妻（25才）	2→2　—	1.8	1.8	1.8	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9

表４－５－２　大規模酪農専業体制への移行期における生業＝経営基盤

			土地集積		乳牛頭数	生業＝経営形態			トラクター		その他
			37～43年	増減	(36～43年)	37年	43年	牛への転換	個人	共同	
実習場一期生層	Ⅴ→Ⅵ	⑨	19→30	+11	5→21	畑＋酪	酪専	40年		○ 39年	
	Ⅳ→Ⅵ	②	40→40	−	2→11	畑＋酪	酪＋畑	−			
		⑥	24→24	−	10→22	酪＋畑	酪専	39年		○	
		⑪	20→30	+10	10→22	酪＋畑	酪専	40年		○	
		⑧	32→35	＋3	8→20	畑＋酪	酪専	40年		○	
	Ⅳ→Ⅴ	⑤	29→29	−	4→18	畑＋酪	酪専	39年		○	
	Ⅳ→Ⅱ′	⑦	19→19	−	8→12	酪農	酪農	(20年)			
	Ⅳ→Ⅳ	③	16→27	+11	7→15	畑＋酪	酪＋畑	−		○	
		④	41→48	＋7	9→21	畑＋酪	酪専	41年	○ (36年)	○	
		⑩	15→32	+17	6→5	畑＋酪	畑＋酪	−		○	35-43年 妻 大樹農協事務
	Ⅲ→Ⅲ	①	14.5→14.5	−	5→0	畑＋酪	畑＋育成	−			
戦前一般入植者層	Ⅵ→Ⅳ′	17	20→35	+15	5→25	畑＋酪	酪専	42年	(½) 37年	□ 42年	41-44年 酪農大学大樹分校
	Ⅵ→Ⅲ′	14	40.5→48	＋7.5	8→16	畑＋酪	酪＋畑	−	(½) 37年	□	
	Ⅲ′→Ⅲ′	16	28→28	−	0→4	畑	畑＋牛	(41年導入)		□	41-44年 酪農大学大樹分校
	Ⅱ′→Ⅲ′	13	15→20	＋5	0→2	畑	畑＋牛	(42年導入)			
		15	18→18	−	1→2	畑＋牛	畑＋牛	−			
	Ⅱ″→Ⅲ″	18	27→28	＋1	0→0	畑	畑	−			
戦後入植者層	Ⅳ→Ⅳ	△20	25→25	−	〔0→2〕	畑＋兼業	畑	−			
	Ⅲ→Ⅳ	△21	23→23	−	1→0	畑	畑	−			
		△22	27→44.5	+17.5	〔0→2〕	畑	畑	−			
		⑫	13→22	＋9	0→2	畑	畑＋牛	(40年導入)			42-45年 酪農大学大樹分校
	Ⅱ→Ⅲ	△23	11.5→18	＋6.5	0→0	畑	畑	−			
	Ⅰ→Ⅰ	19	15→20	＋5	0→3	畑	畑＋牛	(43年導入)		□	41-44年 酪農大学大樹分校

いた二男が，「父母がせっかく切り開いたのだから自分が継ぐ」といって「家」にもどってきたので，やっとピンチからのがれることができた。翌４０年，二男の結婚とともに，経営権・財産権の一切を二男にうつし，家族協定的なことも確立した。

つまり，酪農の比重の増大は農業労働過程の変容，家族成員の役割分担の変容をもたらすが，そのプロセス自体は平坦なものではなく，「家族協業体」の意志統一が不可欠だった。しかも，その意志を支える健康の問題がきわめて重要であった。この点は，⑦に端的である。

⑦「長男（１０年生まれ）は高卒後，機械いじりが好きで，東京の電機大学をうけた。しかし入学金が大変

なのでやめてもらった。長男は通信教育で資格をとって，３６年ころ教員になった」（入植者）。こうして⑦の「家」では１１年生まれの二男が後継者となるが，「二男は胃下垂で，ちょっと無理をすると三日もねる」（入植者の妻）ような状態だった。

すなわち，この⑦のごとくその後継者の健康が十全でない場合，大規模酪農専業への移行は困難であった。そうして⑦の入植者は次のように語る。

⑦「３６年頃息子に経営権をわたした時には牛が３０頭くらいいたが，息子は１５頭くらいにしてやっていた。労働力２人ではこの方がよかった。（息子は３９年に結婚）。３９年から農協がてこ入れして牛がふえたが，自分のところではふやさなかった」。

⑦が語っている牛の頭数については正確には確かめえないが，⑦の「家」では地域社会が大規模酪農専業化へと移行していく中で，「戦後は酪農だけやって来た」にもかかわらず，乳牛頭数及び所有土地面積を増大させていない。

しかしともあれ，このように農業後継に対する長男の動揺は，⑨⑤においては結婚によって，⑥⑦においては二男の後継によって解決された。

ところで⑪⑧②の後継者はかかる動揺をみせてはいないが，⑪の場合は入植者自体の中に一定の動揺があった。

⑪（入植者５５才）「池田内閣は所得倍増といったが，農民には所得倍増はなかった。農業と工業の格差はひらくばかりで，農業はつまらんと思ったがやめるわけにもいかず，悩みながらやっていた」。

前にみた後継者の動揺の背後にはかかる親自体の矛盾感が伏在していたであろう。⑪の後継者も「畜産大学に行きたかったが，あきらめて家を継いだ」と語っている。

しかし後継者に大きな動揺のみられなかった⑪⑧においては，後継者結婚後に嫁一姑問題などの家族関係の緊張がみられる。

⑪「４０年に結婚してから２～３年は子供ができるし，妻が家に慣れなかった。生まれがちがうから妻は家庭よりも農業中心の考え方で，よく父母と衝突した。皆で話し合ったり，理解させたり，我慢させたりした」（二代目）。

⑧「昔は嫁が姑につかえたが，今は姑が嫁につかえる。嫁はつかえているつもりでも行動ではそうは思えない。二代目・三代目の家庭には摩擦が多い」（入植者の妻）。「親とのことは夫に相談した。親との関係は，なるたけ良くとりあってやっていく他ない。もう年だから。話し合いの場少ないと思う」（嫁）。

以上みてきたごとく，直系家族形態に移行した「家」においては，「新しい家庭をつくり直す」ための努力がなされ，後継者に動揺のあった「家」とそれが強くなかった「家」とでは，直系家族内の家族関係に若干の相違がみられるのである。

しかしながら，私たちは「新しい家庭の創造」を大規模酪農専業への転換，つまり新しい生業＝経営の創造との関係で考察しなければならない（第二の問題点）。

いま検討しているステージにあっては，前にみた（Ⅳ→Ⅱ′）ステージの⑦のみが２０年代から酪農でやってきており，そこでは後継者の病弱と自家保有労働力が一番低い（３７年～４３年とも3.25）こともあって，規模拡大を行なっていない。この期に「牛にふみきった」「家」は⑨⑤⑥⑪⑧の５戸

である。そうして後継者に動揺のあった「家」では豆作→酪農への転換にたいしても後継者の逡巡または抵抗があった（⑥はすでに述べた）。

⑨「３９年冷害の時は前の蓄えがあって，それを少しずつ売ってお金にかえた」（嫁）。「豆作が多く痛手をうけたが，みんな健康で働けたので牛に切りかえた」（二代目）。しかしこの切りかえがスムーズにいったわけではない。「４０年に酪農に切りかえるとき，息子は豆作りに自信をもっていた。しかし十勝の天候を考えて，酪農の方が将来性ありと考えて，決断は自分がした。果たして酪農に切りかえて息子が継いでくれるかどうか不安だった。息子も抵抗はあったと思うが，親に従ってくれた。息子も酪農の方が良いと思うようになったと思う。そのときは幾晩も真剣に考えた。酪農に切りかえるときに息子に経営権をわたした」（入植者５８才・二代目３０才）。

⑤後継者は３１年の高卒後家業に従事，「父との意見も一致し，畑作と酪農とを手広くやれるようになった」。このような経営形態でいきたかったが，「霜が早く豆がとれない。また畑も波状になっており，機械化畑作にはむかない。それでやむをえず切りかえた。しかし高度成長が激しすぎてついていくのにしんどかった。所得倍増の計画も農民にとっては夢だった」（二代目）。

豆を主体とする畑作から酪農への転換は「年中の手間と年中の収入」（⑧の言葉）をもたらす。すなわち，豆作に比べ「年中の収入」という収入の安定性・継続性がある程度保障されるが，他方で「年中の手間」，つまり牛の生活に人間の生活を合わせなければならなくなる。従って豆から牛への転換は，農耕文化の形態変換を意味し，旧T部落のごとき有畜農業の経験をもつ「家」においても，決してスムーズに行なわれたわけではない。前述の⑥に端的に見られたごとく，この転換過程は「家」の世代的発展の危機をも内在させていたものであった。そうして29—31年冷害のあと「牛6頭という文化的生活の計画」をたてていた⑥は二男が後継者となった３９年以降に，３6～7年頃に豆に見切りをつけた⑤は長男結婚後の３９年から，また長男結婚後も豆作を主体としていた⑨は３９年大冷害のあと，酪農専業にふみきっていき，４３年にはほぼ２０頭段階に到達した。そうして，⑥の嫁は空知管内栗沢町で水田１０町と牛４２頭の農家出身，⑤⑨の嫁はそれぞれ十勝管内広尾町・忠類町の農家出身で，いずれも酪農の経験があった。

他方，後継者に動揺のなかった「家」においても，酪農専業化への方向を確立するまで，一定の葛藤を経てきていた。

⑪後継者３３年に高卒，「２９—３１年冷害のあと，豆類ではもう駄目だということで親父と喧嘩した。自分が乳牛ふやせといったことがキッカケだった。酪農は大樹町でも草わけの家の一つだ」（二代目）。

⑧後継者２５年に中卒，「２９年に大きい凶作にあった。それで酪農を導入した。年中の手間がかかるが年中収入ある」（入植者）。しかし「３８・３９・４１年の凶作のときは酪農になっていなかったから苦しかった。そのとき１５頭いたが，このうち仔牛や悪い牛を売ってしのいだ。これなら酪農の方が凶作に強いと感じた」（二代目の嫁）。

②後継者３２年高卒，「２９—３１年冷害のあとは畑・牛半々でやり，労力的には苦しかった。しかし一方がだめでも他方で支えられる。だから大規模経営にしようとは少しも考えなかった」（入植者）。

つまり，これらの「家」では，⑥と同じく，２９—３１年冷害を契機に酪農を導入するという方向で「家族協業体」内の意思決定がなされていた。しかしそれはあくまでも酪畑または畑酪混同経営段階であった。そうして⑪⑧は３９—４１年冷害を契機に大規模酪農専業形態に移行し，②は畑作と

酪農の混同経営を堅持している。

②が大規模酪農専業を志向せず，労力のかかる混同経営を堅持している背後には，３２年時点での４０町という土地集積，及び３７年3.95→41年4.1→43年5.05→43年3.9という高い自家保有労働力の所有という客観的基盤が，次のごとき生活史的体験とともに存していた。「父が人の保証人になって苦労した話をよく聞かされた。借金さえなければ，と父はよくいっていた」（入植者）。「自分の祖父が株ですった。抵当で小作人みたいな生活で復活に苦心した」（入植者の妻）。そうして「戦前，夫がお人よしで馬喰にだまされ，次々と悪い馬にとりかえられ，いつも損ばかりしていた。そんなことから生活は苦しく借金を作ってしまった。借金だけはおそろしい。木と預金はだまっていても大きくなるから欠かさないようにと親からいわれたことはきちんと守っている」（入植者の妻）。

⑪⑧の場合，前述のごとく嫁一姑問題を中心とした「家族協業体」内の緊張がこの段階に存していたが，それは酪農化の方向をめぐってのものではない。嫁自身も酪農を志向していた。

⑪の嫁，町内K地区出身，「おじが前町長　いとこが現農協組合長をしている。小学校1年の時から乳しぼりをした。父は分家で手間が足りなかった牛が好きで良く動物の世話をした。中卒後，家の農業の手伝いをした。長兄とその嫁と自分の3人で，円満は円満，あのころは楽しい日々だった。結婚後は牛の専門家になってやってきた。T部落は土地・畑がいい。石とかそんなもの全然ない。農家には恵まれている。仕事は能率的にできる。石のない，そういうものにあこがれていた。しかし水の悪かったことで一番苦労した」（４０年に結婚，２１才）。

⑧の嫁　大樹町内M地区出身，9人兄弟の2番目，二女，「中学を卒業する時，先生から札幌へ行って看護婦にならないかとすすめられた。自分は家で必要な労働力だったし，家畜が好きだったから，酪農が良いのではと思って決心した。本当は高校へ行きたかったのがかなわなかったので，その気持をまぎらわすために国語辞典で用語とか字をおぼえた。今でも枕もとに辞典をおいている。日頃，文字を使わないので忘れてしまうと思い。３８年に見合結婚をしたが，実家にいた時より楽になった。自分で選んだ仕事だったし，ある程度わかった仕事，それに経営の面ではほかに人がいるから」（３８年結婚，２３才）。

こうして「家畜が好き」で「良く動物の世話をした」嫁をむかえた⑪⑧は，３７→３９→４１→４３年にそれぞれ4.45→4.2→4.6→3.9(⑪)，4.55→4.55→3.9→3.25（⑧）という数値を示す自家保有労働力を「家族協業体」に結集して，４３年時点ではともに２０頭段階の酪農専業形態を創出したのである。

（Ⅳ→Ⅳ）ステージ　〔実習場一期生層〕

旧T部落でこのステージに属するのは④③⑩の3戸である。これら3戸に共通していることは，自家保有労働力指数において，④は３４～３７年4.0以上，③３１～３７年4.0以上，⑩３１～３６年5.0以上というピーク時を終え，結婚・就職・進学他出などのため，自家保有労働力が減少をつづけ，嫁とりによる「新しい家庭の創造」がなされていないということにある。

３７年→３９年→４１年→４３年の自家保有労働力指数はそれぞれ次のごとくである。④4.15→3.75→2.8→2.95，③4.0→3.65→3.4→2.45，⑩4.75→3.45→2.8→3.1。

しかしこれら3戸はその生業＝経営基盤からみるなら，蓄積の高い④と当時の旧T部落の中でも

中位以下に属する③⑩とにわかれる。④の場合，３２年時点で既に４１町の土地を所有し，長男高卒の翌年３６年にはトラクターを「自己資金100万で購入，この辺では一番早い」。乳牛も３６年で９頭所有していた。このように④は旧T部落の中ではトップクラスの経営であり，また入植者は固定資産評価審査委員・民生委員・選挙管理委員などをつとめる有力者であったが，大規模酪農専業化へのプロセスで，離農の危機に直面した。④の二代目は次のごとく語る。

④「高校３年のときは農業改良普及員になるつもりだったが，父が神経痛になり断念した。３５年の高卒後は畑と牛を一緒にやっていた。３９～４０年のころ，親の方から農業をやめようかという話が出た。身体がつづかないし，もうからないということだった。自分も動揺し，当時家にいた三男や四女も含め二年間話し合ったが，結局１～２年金をためてからやめようか，ということになり，豆類２０町をむりして作った。それが大あたりして，やっぱり農業はいいということになったが，そのときのお金が牛舎の資金となり，今の基礎を作ることができた」（二代目）。

こうして，イチかバチかの勝負で「危機」を脱した④は４３年時点で２０頭段階に達し，酪専にふみきっていく。そして土地も41年には㉔から交換で７町ふやし，４８町規模となった。

これに対し⑩③は３７年当時の土地所有１５，１６町，乳牛頭数６，７頭であった。後継者は前者が３４年，後者が３０年に地元の農業高校を卒業し，家族従業者となっている。

⑩長男高卒後の３７年頃までは「夫・妻・息子１人に娘２人で労働力は豊富だった。畑１５町（豆作）のほかに，小作で４～５町作っていた豆は400俵もとっていた」（入植者）。その上，３５～４３年の間は，入植者の妻が大樹農協の事務に出ていた。こうして４０年には家・畜舎をたて，土地も１７町ふやして３２町とした。しかし「３９年から３年連続の凶作にあい，土地もやせてしまっていたので，４１～２年に牛へ転換した」（入植者）。「牛へ転換した頃は夜中でもトラクターで耕した。家畜の故障が不安だったが，１頭の牛から７～８頭ふやせたのでほっとした」（入植者の妻）。

しかし⑩が牛へ転換したといっても，３６年の６頭が３９年に９頭，４３年には５頭へとへっている。これには主に，畜舎内労働をしていた五女・六女がそれぞれ３９年・４１年に他出し，４３年における働き手は入植者（６０才）・妻（５５才）・後継者（２８才）・七女（１７才），自家保有労働力指数では3.1にまで減少していること。蓄積の少ない「家」として，土地と生活（とくに家屋）への投資が不可避であったこと，等が作用していたと考えることができる。

③の場合も⑩とほぼ同様のケースである。３８年に二女，４１年に三女が他出し，自家保有労働力指数は4.0（３７年）→3.65（３９年）→3.4（４１年）→2.45（４３年）へと減少する。しかしそれ以前の蓄積によって土地を１６町から２７町へと拡大し，３６年当時７頭だった乳牛を３８年には１４頭へとふやすが，そこで労働力のネックにぶつかり，４３年は１５頭と横ばいである。この間の事情を③は次のように述べる。

③「農業近代化政策で一つの柱が出たと思った。仕事は資金がなければだめだ」（入植者）。「資金が流れて，施設・規模の拡大，機械化を行なった。生活水準は上がった。しかし生産がそれに追いつかなくて，カマドは苦しくなった」（二代目）。

このように（Ⅳ→Ⅳ）ステージは自家保有労働力を減少させていく時点で大規模酪農専業への移行期をむかえ，過去の蓄積の多い④は離農の危機をのりこえて土地・乳牛頭数ともに大きく増大させ，

蓄積の少ない⑩③は生業＝生活基盤における若干の拡大を行なっている。

（Ⅲ→Ⅲ）ステージ　〔実習場一期生層〕

このステージに属するのは①のみで，①は３７年に長男が高卒→就職他出し，それまでのⅣステージからⅢステージに逆行した。そして４０年に四女が高校に入り再びⅣステージになる（彼女が43年に就職他出することにより三たびⅢステージに逆行する）。このように第Ⅳステージに達した子供が次々に他出することにより，安定した第Ⅳステージを作りえないのが，ケース①の特質である。かかる事態のもとで，①は３６年に５頭いた乳牛を３８年には３頭にへらすが，酪農放棄はこの期にはしていない。四女と二男とが未だ家にいたのである。

以上私たちは実習場一期生層からなる旧T部落の１１戸の「家」の大規模酪農専業段階への移行に対する対応をみてきた。まず第一に看取できることは，入植以来ほぼ同一のライフステージをとってきた「家」が，この期に至り大きく分化しはじめていることである。その中から①のごとく後継者を確保しえなかった「家」は大規模酪農専業化への動きから脱落していく。しかし第二に，農業又は酪農化に対する入植者又は後継者の動揺は広汎にみられた。（⑥⑦⑨⑤の後継者，⑪④の入植者に端的にみてとれる。）第三に，この期に至り実習場一期生層の多くは「嫁一姑」問題に直面する。とりわけ後継者の「ゆれ」の少ない「家」において，それは強くみられる。

かかる「家族協業形態」のまとまりを阻害する要因を克服する過程で，（Ⅳ→Ⅵ）ステージの⑪⑥，（Ⅴ→Ⅵ）ステージの⑨，（Ⅳ→Ⅱ′）ステージの⑧，（Ⅳ→Ⅴ）ステージの⑤，（Ⅳ→Ⅳ）ステージの④はほぼ２０頭段階に到達し，同じく（Ⅳ→Ⅳ）ステージの③⑩は土地の拡大，（Ⅳ→Ⅵ）ステージの②は酪畑経営の維持を行なっている。そうして⑦は後継者病弱のため停滞を余儀なくされていたのである。

第２項　旧P部落における「家」の生活と対応

（Ⅵ→Ⅳ′）・（Ⅵ→Ⅲ′）ステージ　〔戦前一般入植者層〕

旧P部落の一般入植層である[17]・[14]は，入植者の長男がそれぞれ２３年・２８年に結婚するが，前者は９人兄弟の３番目，後者は８人兄弟の２番目で，３７年時点では未だ末弟がおり，第Ⅵステージを形成している。

前にみたごとく，[17]の「家」は前町長の一族であり，[17]の入植者自身２９年から町会議員をしている。また[14]の入植者は２７年以来２０年間大樹農協組合長で，３０年から町会議員も兼ねている。このように[17][14]は町レベルでの有力者なのであるが，農家経営は事実上それぞれの長男の肩にかかっていた。そうして[17]の場合は３５年に父の死亡により経営を引き継ぎ，[14]は４０年に経営権を移譲された。つまり；[17]は３７才・[14]は３８才になるまで，経営の実質的中心になりながら，最終的な意志決定権を持っていなかった。

しかし酪農化という方向については世代間の対立があったわけではない。[17]の場合，町内の酪農先進地・K地区からの分家入植，[14]の入植者は福井県の実父がしていた搾乳一販売業を７年ほど手伝っていたので，ともに戦前から牛の飼育をはじめ，３６年時点では前者が５頭，後者が８頭という状態であった。

さて，３７年時点での[17]の家族労働力は，二代目（３９才）・嫁（４０才一[14] 二代目の姉）と

中卒後手伝っていた二女（１９才）が主で，ほかに隠居した入植者の妻（６０才）・高校在学中の六男（１６才）を合わせると，自家保有労働力指数では4.7になるが，夫婦に労働が集中する構造となっていた。そうして，17の二代目が父の死後最初に行なったことは，３７年のトラクター（３５*HP*）の導入である。これは14と2戸共同で入れたものだが，豆と酪農の混同経営の労働を軽減し，将来の大規模酪農化への見通しももたせていた。３９年冷害後17は酪農大学大樹分校に通い，酪農技術の習得に努めた（４０－４３年）。*

＊酪農学園大学大樹分校は，大樹農協（組合長14の父）が酪農専業形態への転換を指導するさい，酪農技術習得と酪農化への必然性を喧伝するために設けたもので，江別市の酪農学園大学からの出張講義を地元の獣医，農協の職員等の協力のもとに，大樹農協内で行なった。修業年限は４年。これには旧Ｐ部落からは少なくとも17 16 19，旧Ｔ部落からは戦後入植者の⑫が参加している。

他方，14は結婚後営農の中心となるが，２９－３１年冷害後は畑酪農業を酪畑農業の方向へと高める努力をした。

14「結婚当時（２８年），経営規模が小さかった。２９年の冷害は何とか切りぬけることに夢中だったが，規模拡大（牛の頭数をふやす）と節約することが大切だと思った。しかし３０年から３７年ころまで畑作は順調だったし，労働力がなかったので，牛を急激にふやすことはしなかった」（二代目）。

14の３７年当時の労働力構成は，二代目（３５才），嫁（３２才－16二代目の姉）と高校在学中の四男（１７才）で，父母は農協の仕事との関係上，大樹の市街地に借家していた。従って14は機械化によって労働力不足を解消しようとした。

14「昭和３７年からの農業近代化で，オヤジが機械化をとり入れてくれた。所得の倍増，生活が楽になった。希望がもてた。機械化によって時間の余裕がもてるようになった」（二代目）。

このように17と14は旧Ｐ部落の中において卒先して機械化をとり入れ，酪農化をすすめていき，４２年には17 14は14の血縁の16，及び17 16と同じく酪農大学大樹分校で学んだ戦後入植の19との４戸共同で４５*HP*のトラクターを導入する（ビート省力化事業）。４３年の乳牛頭数は17２５頭，14１６頭である。土地は前者が１０町，後者が7.5町ふやしている。

（Ⅲ′→Ⅲ′）・（Ⅱ′→Ⅲ′）・（Ⅱ″→Ⅲ″）ステージ　〔戦前―般入植者層〕

16 18 13 15の４戸がこのステージに属するが，３７年時点で牛を飼っていたのは15の１頭のみである。その後，４３年までに16（４１年）と13（４２年）が2頭ずつ導入し，18は未だ導入していない。このように，これら４戸は豆作主体の営農を行なってきた「家」という特質がある。

ところで，これら４戸が地域社会全体に酪農志向が強まる中で酪農化をなしえない背後には，「家」の世代的発展の側面における不利さ ―― そこからくる自家保有労働力の問題が，酪農文化受容における諸困難と共に存していた。

すなわち，自家保有労働力指数の側面からみると，18は１０～１７年（5.0以上）及び２５～３０年（4.5～5.7）がピークで，３６～３９年は2.95とドン底であった。13は１５～２２年（5.5～7.0）と２５～２９年（ほぼ5.0）がピークで，３３年以降ドン底に入る。16は２０～２９年が（5.0～5.5）で，ドン底は３６～３８年（2.95）である。

つまり，２９－３１年冷害以前の２０年代後半における「豆景気」を労働力ピークの状態でむかえ，３９－４１年冷害の時は労働力は下限状態であった。そうして二代目（もしくは三代目）に農業後継の面で動揺があり，それは入植者（又は二代目）の「オヤジのガンコさ」と相乗していた。

たとえば16は二男だったが，長男が兵役除隊後「家」をつがなかったので家業に従事してきた。しかし２８年の結婚後も「夫婦ともども親父の手伝い，継ぐつもりはなかった。父は頭が高くて部落民に嫌われていた。遅刻しても平気な顔をしている。酒ぐせの悪い人間であった。相手のいうことがどんなに筋が通っていても，自分のいいだしたことは曲げない。役職面での衝突，選挙のことでも衝突した。父から財布が渡されたのは，４５年（二代目４３才）の時だ」（二代目）。「しゅうとが飲む人なので，２０年間一緒にいてその面が苦労だった。子育てもバアチャンの仕事で，自分は何もしてやれなく，親としてこれでいいのかと思った。実家が近くにあったので，父にアドバイスなど，助けてもらった」（二代目の嫁）。

13の場合，二代目は四男で小学校1年のとき腎臓病にかかり，以降無理できない身体であったが，３３年に長兄が子供多くそれを養うために離農して市街地の木材製材会社に入ったので，「家」をつぐことになった。３５年に結婚し，３６年・３８年・４１年に子供が生まれ，「モタモタしてはいられん」と思ったが，３７年には腎臓病と高血圧で医者通いがはじまった。結婚後も「畑の肥料とかは自分がやったが，経営の方は父がやっていた。部落の常会へ自分が出るようになって１０年たつ」（二代目）。「嫁ー姑問題，おじいさんが生きている間はそれほど表面化しなかった」（二代目の嫁）。

15二代目は１７年に応召，抑留のあと２２年に帰国。「百姓やることはあまり好きではないが，親がやっていて長男である自分がやめるということはできまい。弟妹は３人いて（現在，市街地に出ている），農業なんかやめたらといつもいう。しかしそう簡単にはいかない。子供はずっといなかったが，３４年（４２才）に長女を得た」（二代目）。嫁は13の出身。

18下士官志願でずっと軍隊にいようと思っていた。戦後も警察予備隊に入ろうと思ったこともあった。そのとき家はオヤジだけで，弟も出ていっていた。農業の方の仕事は２６年ごろからやりはじめ，２９年に結婚，３５～６年頃（３６～７才），経営の方をやるようになった。思ったより楽でないことがわかった」（三代目）。「結婚後，嫁ー姑問題で苦労した」（三代目の嫁）。

このように「家」の世代的発展，後継者との「家族協働・協業」の創出，生産ー生活組織体としての「家」の統一，という側面で，16 18 13 15は17 14に比し不利があった。その上に，酪農に対する不安が重なった。16は次のように述べている。

16「これからは酪農化しなければならないが，父の代に牛がきらいで酪農をとり入れなかった。親をうらむじゃないが，基礎を早く作らないとだめだ」（二代目）。

しかしながら３７～３９・４１年冷害は豆単作を許さなくなり，農協の指導もあって，16は４１年に「豆ばかりでは病気になるし霜にも弱い」ので牛を導入し，また13も４２年に「他２戸の牧草地をやってやり，牧草を折半して不足分をおぎなう」という形で，牛２頭を入れた。牛を入れなかったのは18のみであるが，ここは13とともに耐冷作物のビート栽培をはじめる。

以上みてきたごとく，旧Ｐ部落の一般入植者層は，この期には「家」の世代的発展と蓄積において優位に立った「家」（17 14）と「生産ー生活共同体としての統一」において劣位に立った「家」とに分化する。前者は酪農の比重を高め，後者は１～２頭の牛を保持するにとどまった。しかしなが

ら，旧P部落では旧T部落とは異なって，この段階で酪農専業にふみ切った「家」はない。農協組合長を出した部落として，積極赤字型経営を嫌う経営志向が共通の文化として保持されていたのである。

第3項　旧H部落における「家」の生活と対応

（Ⅲ→Ⅳ）・（Ⅳ→Ⅳ）ステージ　〔戦後入植者層①〕

戦争直後に入植した㉑ ㉒ ⑫は（Ⅲ→Ⅳ）ステージ，戦中入植の⑳は（Ⅳ→Ⅳ）ステージで，大規模酪農専業化への移行期をむかえた。つまり，入植以来夫婦2人の労働力しかなかったものが，子供の成長とともに労働力におけるピーク時にあった。

すなわち㉑は39～44年の間が労働力指数 4.5～5.3，㉒は39～43年 3.6～4.2，㉒は39～44年 3.75～4.5，⑫は40～41年 3.75，44～47年 3.65～4.0，で50年までの労働力指数の中でピークにあった。

ここから㉑が述べるように，

㉑「37～8年頃から落着いてきた。長女（23年生まれ）が中卒後4年間手伝ってくれた。38年には家を新築した」（入植者）。

そうして入植以来の開拓が一段落し，後継者の確保をはかり，次の発展をめざす準備期に入ったのである。

しかし労働力保持の面で一定の確保ができたとしても，39－41年凶作後の大規模酪農化の動きにスムーズについていけたわけではない。上の㉑は次のようにのべている。

㉑「29～31年の冷害のあと，豆がだめで酪農という雰囲気があった。畑作は税金がひどく高い。酪農がすべてに優先していた。自分のところでも乳牛を36年に1頭入れたが，手間がかかるし資金もないので38年にはやめてしまった」（入植者の妻）。

また拓殖実習場五期生の㉒の「家」は旧H部落のリーダー格だが，ここでも乳牛はとり入れていない。

㉒「36年に父が死亡し，翌年親から5町もらった。38～9年と凶作にあい，39年に中卒の長女が1年間，三重の紡績工場に働きに行った。生活はムダをはぶくのをモットーとした。ムダはビタ一文でもムダ。いらないものは買うな，安いものは買うな，食べるものにしても安いものは買うなといってきた。長男が高校卒業するまではテレビも入れなかった」（入植者）。40年に長男が高校を卒業し手伝うようになり，この年5町購入，42年にも離農者から12.4町購入した。しかしムリがたたって42年に入植者の妻は結核にかかり，1年間通院した。豆作・ビート・デントコーンの輪作を主体とし，堆肥づくりの意味もあって43年に肉牛を導入した。

㉒は土地集積に努め，後継者も確保するが，それにもかかわらず，戦後入植の蓄積不足のため，一歩も二歩も先んじて酪農化をとり入れている旧T部落の施設拡大－借金を前に，容易に酪農化へと踏みきれなかった。この点は（Ⅳ→Ⅳ）ステージの⑳も同じである。

⑳は長男が34年に中学を卒業したが，入植者自身は23年から兼業で郵便局の外勤をしており，入植者の妻一人の手で細々と畑作が行なわれているのみであった。長男は35～37年は町内の農家手伝，37～8

年は育成牧場につとめたあと家の手伝いをするようになる。また△20自身も39年冷害の翌年，51才で郵便局を退職，退職金や共済など120万円を借金の返済にあて，長期貸付だけは整理しえた。郵便局をやめた時は疲れていたが，41年からは耕地を少しずつ牧草にかえはじめ，42年には△23とともに肉牛を入れた。「輪作と良い堆肥が農業の基本」ということを実習場（七期生）の頃に学んだ，と△20は述べている。

これに対し，同じ戦後分家層でも旧T部落に入植した⑫の場合，39年冷害を契機に乳牛をとり入れている。旧T部落においては酪農化は大規模化をめざそうと否と，当然の事となっていたのである。

⑫39年まではイモ・ビート・豆の畑作のみだったが，40年に豚小屋を改造して牛舎とし，乳牛2頭を入れた。以後，毎年2頭ずつふやすようにした。また40年以後，「食糧増産してくると離農者が続出」したが，⑫はその離農者の一人（旧P部落の[Ta]）から8.6町を購入した。そうして42年から45年まで，酪農大学の大樹分校に通い，また「牛にとっついて牛を勉強した。実際やってみると勉強どおりにはいかなかった」（入植者）。

しかし⑫の長男は42年に高卒で札幌に就職他出してしまい，⑫はこの段階では大幅な酪農化の進展はなしえていない。

（Ⅱ→Ⅱ）・（Ⅰ→Ⅰ）ステージ　〔戦後入植者層②〕

34年入植の△23は（Ⅱ→Ⅱ）ステージ，37年入植の[19]は（Ⅰ→Ⅰ）ステージで39年冷害をむかえる。入植直後の連続した大凶作はかかる蓄積の少ない「家」に大きなダメージを与えた。

△23（入植者30才）「39・41・43年に大凶作。入植時の借金は少しずつ返していたが，その残金のほかに，39年の災害資金（180万円）が重なった。また入植時は11.5町しかなく，41年に土地取得資金を450万円借りて7.4町ふやした（6.6町売って13町購入）ので，借金は増えていった」（入植者）。

[19]（入植者27才）「37年に分家入植。39年の大冷害はひどかった。大豆など全滅し，4割くらいの収入だった。当時は直接に商人と取引きしていて，農協には入っていなかったので，肥料代・食糧費などを商人から借りた。ニワトリ50羽くらいでやった。食うだけだった。41年にも冷害，天災資金の問題などで困るので農協に入った。入った当時は2万円分の『種』とニワトリ30羽もらって秋まで一息ついた」（入植者）。「39年凶作，2～3年苦労した。2人で一生懸命働いた。そのムリがたたって流産してしまい，以後子供ができない」（入植者の妻）。

このように夫婦2人の労働力しかない△23[19]にとって，39－41年冷害のダメージは極めて大きかったが，その克服方向は△23と[19]とでは異なっている。すなわち，旧H部落の△23は，34年まで旧T部落の叔父⑥のところで手伝っていたにもかかわらず，乳牛導入の方向をとってはいない。彼は44年から肉牛をとり入れる。これに対し旧P部落の[19]は，「豆は冷害に弱い。大樹は牛だ」といわれ43年に役場の2頭を借りて牛を入れた。

[19]「牛を導入した時は苦しかった。同じ部落のSさん（現在離農）に教えてもらった。妻も実家（町内晩成地区）で牛をやっていた。自分も酪農大学の大樹分校に通って勉強した」（入植者）。

以上の戦後入植者層の分析からは次の二点が指摘しうる。第一に，土地所有の面では入植時の土

地所有が１０町台だった⑫△23 19はいずれも土地を拡大し，ほぼ２０町規模に達し，生業＝経営の最低基盤を確保している。他方，２０年代の初めに２０町台を所有しえていた△20 △21 △22の中では，後継者との家族協業がスムーズにいった△22のみが土地を拡大し，４０町規模に達している。△21の後継期待者は小さく，△20は３５年中卒の長男が３８年から家業に従事するが，父との協働の態勢が確立されていない。そうして△22を除くと，Ｔ部落全体の中での戦後入植者層の生業＝経営基盤は未だ劣位である。

第二に生業＝経営形態の面では，ライフステージよりも部落の全体的動向により強く規定されている。つまり，戦後入植者層の中では⑫と19がこの期に乳牛を導入するが，それは旧Ｔ及び旧Ｐ部落の全体的動向に沿ったものであり，そのために⑫19は酪農大学大樹分校に通って酪農技術を習得している。旧Ｈ部落の場合，△21に乳牛導入の志向性がみられたが，全体としては拓殖実習場卒業生の△22（第5期）と△20（第７期）を中心に肉牛導入がはかられていくのである。

第4項　要　　約

さて，本節で私たちは，冷害凶作を契機とする大規模酪農専業形態への移行期における「家」の対応を，ライフステージ及び部落の動向との関係で分析してきた。以下，若干の総括をしておこう（図４－５－１参照）。

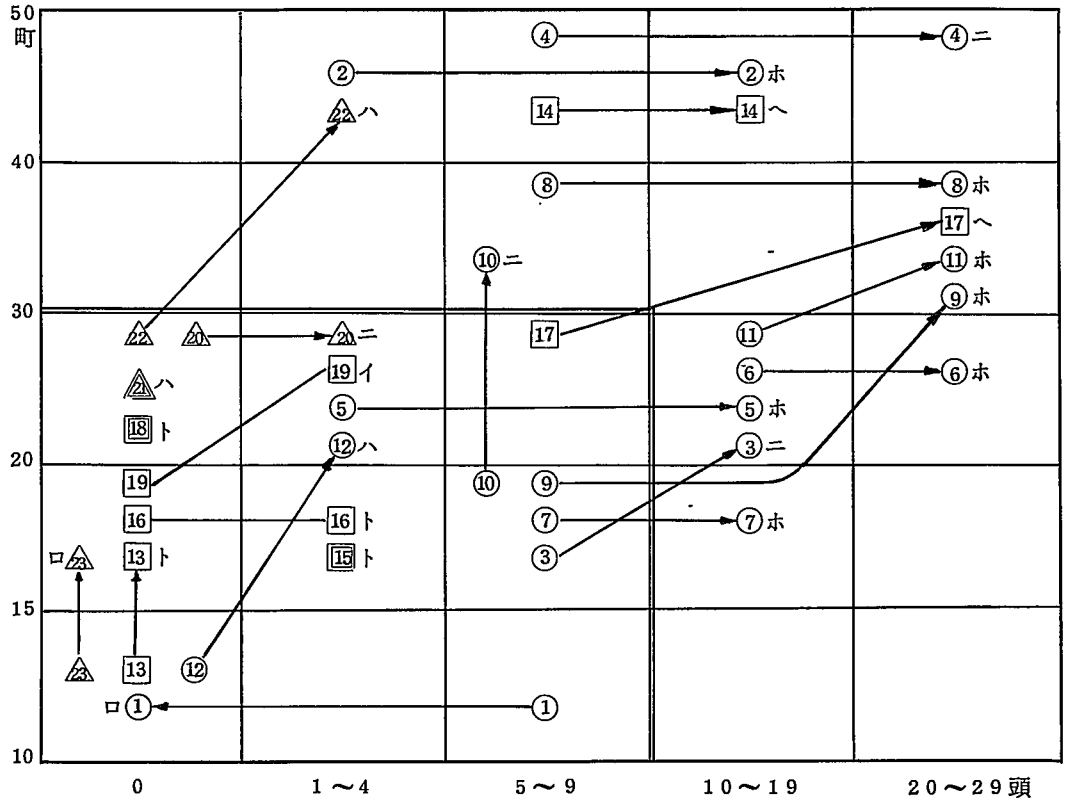
第一に，ライフステージ（Ⅳ→Ⅳ）・（Ⅳ→Ⅴ）・（Ⅳ→Ⅵ）・（Ⅳ→Ⅱ′）・（Ⅵ→Ⅲ′）・（Ⅵ→Ⅳ′）にあってトラクターを導入しえた「家」は，１３戸中９戸までが総頭数１５～２０頭段階に到達している。とくに（Ⅵ→Ⅳ′）ステージの17・（Ⅵ→Ⅲ′）ステージの14・（Ⅳ→Ⅵ）ステージの⑨⑪・（Ⅳ→Ⅱ′）ステージの⑧・（Ⅳ→Ⅳ）ステージの③④の７戸は土地・乳牛ともに増大させ，トップグループを形成するに到る（土地は③を除き３０町以上）。そうして，この７戸の中には入植者が兵役にとられた「家」は入っていない。⑥⑤は土地は同じだが乳牛頭数をそれぞれ10→22頭，４→１８頭と増大させている。

他方，（Ⅳ→Ⅵ）ステージの②は赤字経営を嫌いながらも乳牛頭数を２→１１頭とふやし，（Ⅳ→Ⅱ′）ステージの⑦は長男他出と後継の二男の病弱のため，８頭を１２頭にしえたにとどまっており，上記９戸を追う位置を占めた。そうして（Ⅳ→Ⅳ）ステージの⑩と△20においては，前者は土地を１５→３２町と増大させるが，急速な家族員の他出と後継者との家族協業が不十分なため，一度９頭になった乳牛を５頭へと減少させ，△20は４０年まで郵便局の外勤をやっていたことと後継者との意思疎通欠如のため，生業＝経営基盤を拡大しえていない。

すなわち，ライフステージの第Ⅳステージから先のステージにおいては，後継者そして嫁との［家族協働・協業体］としての意思疎通が極めて重要になる。そうして世代的発展を前進的に移行せしめた「家」は，たとえ自家保有労働力がそれほど多くなくとも，トラクターを導入しえたことによりそれを補完し，経営基盤を大きく拡大したのである。しかし「年中の手間」のかかる大規模酪農専業段階においては，少なくとも基幹労働力の病気が許されなくなる。

第二に，（Ⅰ→Ⅰ）・（Ⅱ→Ⅱ）・（Ⅱ′→Ⅲ′）・（Ⅱ″→Ⅲ″）・（Ⅲ→Ⅲ）・（Ⅲ′→Ⅲ′）・（Ⅲ→Ⅳ）ステージにおいては，乳牛５頭段階に達した「家」はない。しかも４０年に後継者が確定した△22を除き，４３年時点での土地所有はすべて３０町未満である。かかる１０戸の「家」のうち５戸は戦後入植者であり，他の５戸のうち①は旧Ｔ部落の中で一番長く出征（１８～２３年）しており，13 16は兵役を経験した長兄が途中で他出したため，四男もしくは二男が「家」をついでおり，15 18は二

図4－5－1　　昭和37～43における土地と乳牛頭数の拡大



（注）イ，（Ⅰ→Ⅰ）ステージ　ロ，（Ⅱ→Ⅱ）・（Ⅲ→Ⅲ）ステージ　ハ，（Ⅲ→Ⅳ）ステージ
ニ，（Ⅳ→Ⅳ）ステージ　ホ，（Ⅳ→Ⅴ）・（Ⅳ→Ⅵ）・（Ⅳ→Ⅱ′）ステージ
ヘ，（Ⅵ→Ⅲ′）・（Ⅵ→Ⅳ′）ステージ　ト，（Ⅱ′→Ⅲ′）・（Ⅲ′→Ⅲ′）ステージ
△20・△23 の頭数は肉牛。

代目が兵役を終えたあとも家業従事に迷いを示した「家」である。

37～43年の段階で乳牛頭数5頭未満の「家」の生活史的特質は上記のごとくだが，これら10戸の「家」のうち5戸は43年段階で乳牛を導入している（16 13 19 15 ⑫）。これを乳牛を導入しなかった「家」（△21 △22 △23 18 ）と比較しても，ライフステージにおける特質では特別のものはない。むしろ旧T・旧P両部落と旧H部落との差異が大きい。

①の場合は後継期待者他出のため，第Ⅱステージから先へ発展しえず，労働力不足と先行き不安のため，酪農を放棄した「家」である。37～43年段階では①のみであるが，かかる「家」は，次の44～50年段階に入るとT部落全体の2割以上を占めるに至る。

このようにみてくるならば，大型機械化導入を基盤とする大規模酪農専業体制にあっては，「家」の規模拡大は単純に自家保有労働力に比例するものではない。むしろ後継者を含む［家族協働・協業体］の世代的発展が前進的に移行しうるか否かに問題の焦点がある。このことは「家」の蓄積の度合いとと

もに，自家保有労働力を補完・増大せしむる大型機械を，長期にわたる借金をみこして導入するか否かという判断を個々の「家」に迫る。この点でまさしく，大規模酪農体制は「選別の体制」であるということができよう。地域社会の所有しえた生産諸力を，「家」を単位とする「家族協業体」としてしか受容しえない，現代農業の基本的な矛盾がここにはある。それは次の段階において，より以上の「社会的淘汰」をもたらすことになる。

第6節　「大規模」酪農専業体制形成－確立期における「家」の対応

小　序

前節でふれたごとく，T部落全体におけるトラクターの導入は，36年の④，37年の17 14の2戸共同を端緒としていた。そうして39年に旧T部落，42年に旧P部落がそれぞれ「ビート省力化事業」でトラクターを2台ずつ共同で入れた。

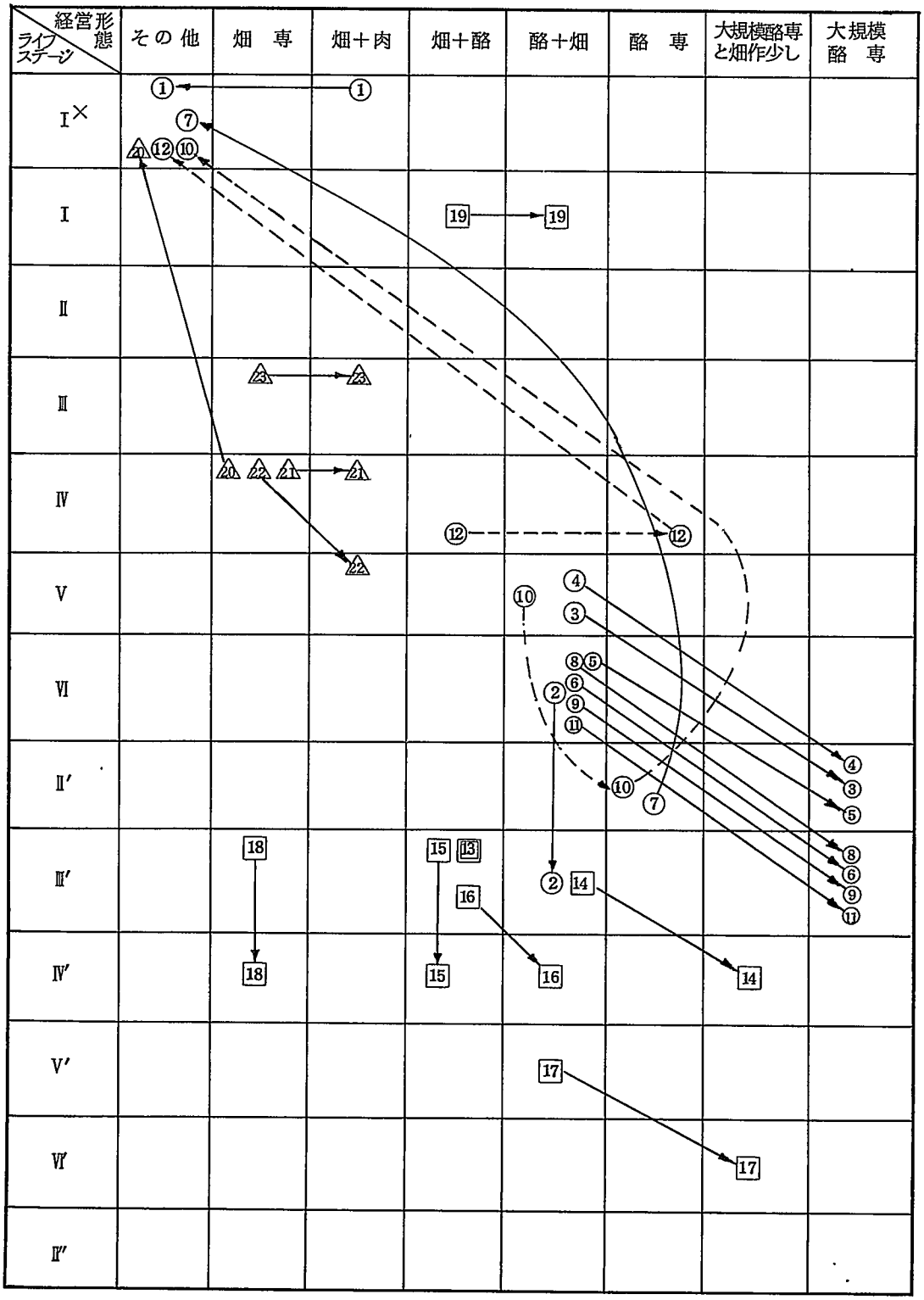
かかる大型機械化は地域社会の保有せる生産諸力を飛躍的に上昇させた。それは一方では②のごとき借金が嫌いで共同所有に加わらなかった「家」に対しても，「賃耕」を頼りにせざるをえなくさせ，他方で共同所有に加わった「家」ではトラクター台数の増加を志向させることとなる。こうして，旧T部落は農業構造改善事業でトラクターを6台導入する（43～4年）。また旧P部落は甜菜酪農事業とビート省力化事業（45年），旧H部落はビート省力化事業（45年）と和牛生産事業（48年）により，トラクターを2台ずつ増加させた。

ところで，かかる大型機械化の過程は，旧部落ごとの，「社会的淘汰」を生き抜いた「家」による，生業＝経営形態の特質ある創出のプロセスでもあった。すなわち，旧T部落は大規模酪農専業形態，旧P部落の多くは酪畑混同経営，そして旧H部落は畑作と肉牛とが志向されてきた。かかるプロセスで，他方，旧T部落では離農他出を含む6戸を脱落させ，旧P部落では43年以降の離農は1戸のみだが，現在の7戸中に数戸の離農可能性があり，旧H部落では43年以降3戸が離農し，現在4戸を残すのみ，と「社会的淘汰」は激しく進行した。部落の統合も必至となる。

すなわち，大型機械化という地域社会の生産力水準を，「家」を単位とした「家族協働・協業体」が保有せざるをえないため，激しい「社会的淘汰」がまきおこされているのである。かかる段階での離農は，29－31年冷害や39－41年冷害による離農とは質を異にし，資本主義経済の発展に伴う農家のスクラップ・アンド・ビルドが展開されているということができる。

以下，かかる「社会的淘汰」の過程を，ライフステージと家産蓄積において差異のある個々の「家」が，どのようにうけとめたかをみていく。そうして図4－6－1をもとにあらかじめマトリックスをえがけば，旧T部落の（Ⅵ→Ⅲ′）・（Ⅵ→Ⅱ′）・（Ⅴ→Ⅱ′）ステージの7戸，旧P部落の（Ⅴ′→Ⅱ″）の17及び（Ⅲ′→Ⅳ′）の14，の計9戸が大規模酪農専業形態を「家族協業体」として形成したこと。対極にライフステージを後退させた「家」が5戸出現すること。とりわけ旧T部落は端的に両極に分解すること。これらの中間にあっては，すなわち旧P部落の（Ⅲ′→Ⅳ′）・（Ⅲ′→Ⅲ′），旧H部落の（Ⅲ→Ⅲ）・（Ⅳ→Ⅳ）という「貧乏の峠」にあった「家」は，大規模酪農専業形態を創出していず，旧P部落では酪畑・畑酪・畑専，旧H部落では肉畑であること。また旧部落ごとに経営到達目標に対する志向性が異なっており，それがこの期以前までの「家」の蓄積と相乗し，個々の「家」のこの期における対応の差をもたらしていること，一応以上の諸点を最初に指摘しうる。以下，旧部落ごとに，個々の「家」にまでおりて，その内実を考察していこう（表4－6－1参照）。

図４－６－１　４３～５０年のライフステージの移行と経営形態の変容



（注）○＝旧Ｔ，□＝旧Ｐ，△＝旧Ｈ部落

表４－６－１　大規模酪農専業体制形成－確立期におけるライフステージと労働力

			44年で15才以上の者	家族数変化と理由（44～50年）	自家保有労働力指数				自家保有消費力指数			
					44年	46年	48年	50年	44年	46年	48年	50年
旧T部落	Ⅵ→Ⅲ′	⑥	入植者（62才）・妻（58才）・二代目（31才）嫁（28才）・五男（16才）	6→7 就職他出1・子供出生2	3.5	3.1	2.95	3.35	5.5	4.9	5.1	5.1
		⑨	入植者（62才）・妻（57才）・二代目（34才）嫁（29才）・三女（15才）	7→6 就職他出1	3.75	3.1	3.35	3.7	5.3	4.8	5.0	5.0
		⑪	入植者（62才）・妻（53才）・二代目（30才）嫁（25才）・五男（17才）	7→7 就職他出1・進学他出1・子供出生2	3.9	3.1	3.1	3.1	5.1	4.5	4.9	5.3
		②	入植者（60才）・妻（54才）・二代目（30才）嫁（26才）・四女（19才）	6→6 進学他出1・子供出生2・子供死亡1	3.9	3.1	3.1	3.1	5.1	4.1	4.5	4.9
		⑧	入植者（59才）・妻（56才）・二代目（34才）嫁（29才）・四女（19才）	6→7 就職他出1・子供出生2	3.25	3.1	3.1	3.3	4.6	4.9	5.3	5.1
	Ⅵ→Ⅱ′	⑤	入植者（56才）・妻（54才）・二代目（32才）嫁（27才）・五女（17才）	6→6 就職他出1・進学他出1・子供出生2	4.3	40 5	3.25	3.1	5.5	5.2	4.6	4.5
	Ⅴ→Ⅱ′	④	入植者（63才）・妻（54才）・後継者（28才）三女（17才）	4→7 嫁とり・子供出生3・進学他出1	3.75	3.1	3.1	3.1	4.6	4.1	4.1	4.5
		③	入植者（60才）・妻（54才）・後継者（32才）三男（19才）	4→7 嫁とり・子供出生3・就職他出1	3.25	3.1	3.1	3.1	3.8	4.1	4.5	4.9
	Ⅱ′→Ⅰ×	⑦	入植者（61才）・妻（56才）・二代目（33才）嫁（29才）	6→2 二代目夫婦と孫2人他出	1.3	1.3	1.3	1.15	1.8	1.8	1.8	1.6
	Ⅴ→Ⅰ×	⑩	入植者（61才）・妻（56才）・後継者（29才）嫁（26才）・七女（18才）	5→2 二代目夫婦・七女就職他出	3.75	3.75	1.3	1.15	4.6	4.6	1.8	1.6
	Ⅳ→Ⅰ×	①	入植者（60才）・妻（57才）・次男（16才）	3→2 就職他出1	1.85	1.3	1.15	1.15	2.7	1.8	1.6	1.6
		⑫	入植者（48才）・妻（44才）・長女（17才）	5→2 結婚他出1・就職他出2	3.65	4.05	3.2	1.6	4.6	4.8	3.9	1.9
旧P部落	Ⅴ′→Ⅱ″	17	入植者の妻（67才）・二代目（46才）嫁（47才）・後継者（20才）・嫁（21才）	6→8 子供出生3・就職他出2	4.65	5.25	4.4	3.55	6.3	6.8	6.1	5.6
	Ⅲ′→Ⅳ′	14	二代目（42才）・妻（38才）〔入植者（70才）・妻（68才）－別居〕	7→5 進学他出2	2.95	3.65	3.35	3.35	4.4	4.6	4.3	4.3
		16	入植者（69才）・妻（73才）・二代目（41才）嫁（38才）	7→4 入植者夫婦老人アパートへ・就職他出1	3.55	4.15	4.55	2.9	6.0	6.1	6.1	3.9
		15	入植者（75才）・妻（72才）・二代目（52才）嫁（50才）	5→3 入植者夫婦死亡	2.35	2.55	2.55	2.1	4.2	4.1	4.1	2.8
		18	二代目（75才）・妻（69才）・三代目（52才）嫁（50才）	7→5 二代目死亡・長男就職他出	3.5	3.7	2.85	3.15	5.4	5.9	4.2	4.2
	Ⅲ′→Ⅲ′	13	入植者（75才）・妻（72才）・二代目（35才）嫁（31才）	7→5 入植者死亡・入植者妻特別養護老人ホーム	2.55	2.95	2.9	2.6	4.9	5.4	5.3	5.1
	Ⅰ→Ⅰ	19	入植者（34才）・妻（32才）	2→2 ―	1.8	1.8	1.8	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9
旧H部落	Ⅳ→Ⅴ	△22	入植者（52才）・妻（47才）・後継者（21才）長女（19才）・二男（17才）	6→4 嫁とり・結婚他出1・就職他出2	4.45	3.6	3.45	3.45	5.8	3.9	3.9	3.8
	Ⅳ→Ⅳ	△21	入植者（49才）・妻（40才）・二女（19才）三女（17才）・長男（16才）	6→3 就職他出3	3.2	2.75	3.05	2.6	4.6	3.8	3.8	2.9
	Ⅲ→Ⅲ	△23	入植者（37才）・妻（31才）	4→5 子供出生1	1.8	2.15	2.15	2.15	3.1	3.5	3.5	3.9
	Ⅳ→Ⅰ×	△20	入植者（55才）・妻（47才）・後継者（27才）長女（25才）・三女（17才）	7→2 就職他出4（含長男）・結婚他出1	4.45	4.5	1.45	1.3	6.4	4.6	1.9	1.9

表4－6－2　大規模酪農専業体制形成－確立期における生業＝経営基盤

			土地集積		乳牛頭数	生業＝経営形態			トラクター		その他
			43～50年	増減	43～50年	44年	50年	牛への転換	共同	個人	
旧T部落	Ⅵ→Ⅲ′	⑥	24→33	＋9	22→59	酪＋畑	酪専	(39年)	46年○	○46年	
		⑨	30→43	＋13	21→60	〃	〃	(40年)	○	○50年	
		⑪	30→43	＋13	22→53	〃	〃	(40年)	○	○50年	
		②	40→50	＋10	11→23	〃	酪＋畑	－	－	○49年	
		⑧	35→47	＋12	20→52	〃	酪専	(40年)	○	○49年	
	Ⅵ→Ⅱ′	⑤	29→52	＋23	18→61	〃	〃	(39年)	○	○48年	
	Ⅴ→Ⅱ′	④	48→55	＋7	21→75	〃	〃	(41年)	○	○48年	
		③	27→35	＋8	15→37	〃	〃	44年	○	○50年	
	Ⅱ′→Ⅰ×	⑦	19→19	－	12→0	酪農	小作料＋金利	(20年)	－	－	49年に下(Ⅱ)層
	Ⅴ→Ⅰ×	⑩	32→32	－	(46年) 5→20→0	畑＋酪	畑(5町) 小作(25町)	44年	○	－	49年に下(Ⅱ)層
	Ⅳ→Ⅰ×	①	14.5→14.5	－	0→0	畑＋育成	畑(4町) 小作(10町)	－	－	－	45年に下(Ⅱ)層
		⑫	21.8→32.2	＋10.4	(49年) 2→45→0	畑＋牛	小作(9.5町) 他は売却	47年	○	○49年	50年に下(Ⅱ)層
旧P部落	Ⅴ′→Ⅱ′	17	30→41	＋11	25→60	酪＋畑	酪専	(42年)	45年□	○47年	
	Ⅲ′→Ⅳ′	14	48→53	＋5	16→42	〃	酪＋畑	45年	□	○50年	48年種イモ共同
		16	28→28	－	4→25	畑＋牛	〃	50年	□	－	49年種イモ共同
		15	18→18	－	2→10	〃	畑＋酪	－	－	－	賃耕
		18	28→31.3	＋3.3	0→0	畑	畑	－	□	－	49年種イモ共同
	Ⅲ′→Ⅲ′	13	20→20	－	2→11	畑＋牛	畑＋酪	－	□	－	49年種イモ共同
	Ⅰ→Ⅰ	19	20→20	－	3→25	〃	酪＋畑	49年	□	－	49年種イモ共同
旧H部落	Ⅳ→Ⅴ	△22	44.5→48.6	＋4.1	(2→32)	畑	畑＋和牛	－	45及び49年△	○48年	
	Ⅳ→Ⅳ	△21	23→35	＋12	(0→16)	〃	〃	－	△	－	
	Ⅲ→Ⅲ	△23	18→23.7	＋5.7	(0→16)	〃	〃	－	△	－	
	Ⅳ→Ⅰ×	△20	25→25	－	(S46) (2→4→0)	〃	畑＋牧草売り	－	－	－	48年に下(Ⅱ)層

なお，後継者問題の詳細は第7章に譲り，ここではたちいった分析は行なわない。

第1項　旧T部落における「家」の対応と諸問題

・(Ⅵ→Ⅲ′)・(Ⅵ→Ⅱ′)ステージ〔旧T部落〕

このステージに属するのは⑥⑨⑪⑧②(Ⅵ→Ⅲ′)と⑤(Ⅵ→Ⅱ′)の6戸である。いずれも直系家族形態であり，43年時点をとってみると，56～62才の入植者・53～58才のその妻・30～

３４才の二代目・２５～２９才の嫁とが基幹労働力であり，「家」の世代的発展はスムーズである。経営権は４７年までに二代目に移行し，１人ないし２人（⑧のみ）の弟妹は４６年春までに他出（⑧のみ４８年）する。自家保有労働力指数は３７～４２年の大規模酪農専業への移行期に比しほぼ1.0減少し，３～3.5である。

これら６戸のうち②を除く５戸は，４４～４６年の農業構造改善事業に加わった。構改は「成牛１５～２０頭，共同で機械を入れる」（⑪二代目）という目標であったが，４６年における乳牛頭数は，⑤４０，⑥３６，⑨⑪３２，⑧２９頭であって，ほぼ目標を達成している。だがこの時点では⑨⑧⑪はビートと豆類，⑤はビートをしており，完全に酪農専業体制にはなっていない。しかし，こうした基礎の上に，４７～５０年における更なる拡大が志向され，５０年夏の乳牛頭数は⑤６１，⑥５９⑨６０，⑪５３，⑧５２頭と，すべて５０頭以上段階となる。かかる拡大にともない，土地は５０年段階で４０～５０町（⑥のみ３３町）となり，また機械化においても，トラクターは全戸が個人所有，ベーラーを⑥と⑤が共同で，バルククーラーを⑪⑧⑤が設置するに至る。これら５戸はすべて上層である。

このように，「家」の世代的発展がスムーズに行なわれた⑥⑨⑪⑧⑤は，減少した労働力にもかかわらず，資金導入と機械化により，その経営基盤を大きく拡大しえた。しかしこのことは，労働－生活過程上の諸矛盾を惹起し，また第３章で分析したごとき多額の負債の累増をもたらす。このことを指摘し，構改に加わらなかったのが②の場合である。

②「構改の時は，何をいってるんだ，借金までしてやる必要あるのか，と指導員と喧嘩した。人が皆入っても自分は入らなかった。入った人の生活が今どれだけ楽になっているか疑問だ」（入植者）。「借金返済の苦労を二度と味わいたくないので，借金してまで拡張しようとは思わなかった」（入植者の妻）。

②の乳牛頭数は４６年２０頭，５０年２３頭であり，未だに豆類・ビート等の畑作をやめていない。しかし②は機械化を否定しているわけではなく，４７年にベーラー，４９年にはトラクターを自己資金で導入している（それ以前は賃耕と馬耕）。②は現在，中層を構成している。

（Ⅴ→Ⅱ′）ステージ　〔旧Ｔ部落〕

この期に直系家族形態に移行したのが④と③である。④③は後継者の長男がそれぞれ44年に２８才・３２才で結婚した。弟妹他出が終っているため（ともにⅤ＝Ⅰ′），自家保有労働力は3.1であるが，嫁とりにより大規模酪農専業化への移行期よりも若干高くなっている。

④③はともに構改を導入するが，導入時点における「家」としての蓄積の差は大きい。③が４３年時点で土地２７町・乳牛１５頭であるのに対し，④は土地４８町・乳牛２１頭のほか，トラクターを個人で所有していた。従って④が「構改で機械を導入」し，４６年３５頭・５０年には７５頭と飛躍的に規模を拡大するのに対し，③は「構改は伸びようとしていたので良く利用したが，結局は負債を多くした」のであって，４６年の２６頭を５０年には３７頭と伸びがとまっている。

かかる差異を生む要因としては，第３章で分析したごとき経営手腕の差の問題とともに，嫁の出自がかかわっていると思われる。

すなわち，④の嫁は町内の酪農先進地の一つＦ地区出身であって，嫁の父は戦後，兵役除隊後に分家入植し，嫁の母は元町長の一族であった。そして嫁自身は「中学校の授業は農業を軽視するので不満だった。妹たちはサラリーマンになったが，自分は農家の長女という意味があった」と述べている。

これに対し③の嫁は東京都足立区出身でタイプ学校を卒業後，日本製版KKなどで１５年間タイピストをしていた。そうして，「北海道旅行をした時の牧場の印象が忘れられず，できることならばこのようなところで生活したいと思い，斜里町の役場に手紙を出して１～２年たったころ，大樹町の結婚相談所から話がとどいた。１度視察に来て結婚が成立した。願いがかなったので，その点では満足しているが，何もかも始めてのことなので大変だった。結婚当初，部落の奥さん方も親切にしてくれ，自分も頑張り，今では牛の調子を全体的に判断できるようになった。しかし他所の嫁のように仕事ができないので，母には負担をかけている」（二代目の嫁）。

４６年時点では④はビートと豆類，③はビートを残していたが，現在は酪農のみである。

（Ⅱ′→I^{X}）・（Ⅴ→I^{X}）・（Ⅳ→I^{X}）ステージ〔旧Ｔ部落〕

大規模酪農専業体制が確立されていく中で，その対極に「家」の世代的発展を逆行させ，離農をせまられている「家」が出現した。４４～４６年段階では①⑦と現在離農他出のⓈi，４７～５０年段階では⑩⑫と４９年に離農他出のⒽがそれである。

かかるステージの分析は終章での後継者問題ととりわけ関連するので，詳細は終章に譲るが，①は構改以前に，⑦は構改時点で，大規模酪農専業化過程から脱落し，現在は土地の小作料と金利とが生計源となっている。また⑩⑫はともに構改に加入し，Ⅱ′ステージに移行した⑩は４３年の５頭を２０頭（４６年）に，戦後入植の⑫は４３年の２頭を４５頭（５０年）にまで急激に増大させるが，⑩は後継者夫婦他出のため４７年以降酪農をやめ土地の小作料と金利の生活，⑫は牛にけられて身体を悪くし，子供も離農をすすめるので，「限りなき拡大にこのへんで終止符をうつ」ことにした。そうして「自分は実習場卒業生ではない外来者」とする⑫は帯広への他出を実施にうつしているが，①⑦⑩は老夫婦２人で在村している。

旧Ｔ部落は４３年に１４戸あったが，大規模酪農専業化過程の進行とともに，ライフステージ（Ⅵ→Ⅲ′）・（Ⅴ→Ⅱ′）・（Ⅳ→Ⅱ′）の８戸のみが上層または中層として営農を展開させ，後継者問題でライフステージを逆行させた３戸は在村離農，そして後継者問題等で４５年にⓈiが離農他出，また⑫と４９年に他出したⒽは後継者は一応確保しながらも大規模化の矛盾の中で離農した。つまり，１４戸が８戸にまで「淘汰」され，残った８戸の世代的発展のスムーズな「家」の中では，大規模化に警戒的な②と経営基盤と経営手腕が若干おとる③が中層となっている。このように，４４－５０年の大規模酪農専業化過程は，激しい「社会的淘汰」の過程を，４２年までの蓄積と直系家族形態としての「家」の世代的発展を前進せしめた「家」が生き抜いて来た過程であったといえよう。

第２項　旧Ｐ部落における「家」の対応と諸問題

（Ⅴ′→Ⅱ″）ステージ〔旧Ｐ部落〕

旧Ｐ部落の17はこの期に三代目が嫁とり（４４年）を行ない，四世代家族となった。その上，三代目の弟と妹がそれぞれ４７年・４９年まで「家」にいたので，自家保有労働力は5.25（４６年）→4.4（４８年）→3.55（５０年）ときわめて高かった。そうして４３年に２５頭だった乳牛を４６年には３４頭とし，この間に豆作をやめる。さらに，４５年には14 18と組んで甜菜酪農事業でトラクターを導入し，４７年には中古トラクターを個人所有，サイロも新設し，５０年には乳牛６０頭規模に到達した。土地も４３年の３０町を４１町にまで拡大する。

このように，17は旧T部落の上層農⑨⑤⑥とほぼ同一の拡大過程を歩んだ。負債も長期700万・短期300万円で，旧P部落の中で一番多く（17についで多いのは16の376万），旧T部落の上層農とほぼ匹敵する（表4－6－3参照）。17が旧T部落と違うところは，50年現在でもビート2.5町を作付していることである。

表4－6－3　長期負債額

旧T	上　層	⑨	2184万円
		⑤	1500
		④	1200
		⑪	1200
		⑥	1000
		⑧	不　明
	中　層	③	1200
		②	70
	下(2)層	①	ナ　シ
		⑦	ナ　シ
		⑩	ナ　シ
		⑫	ナ　シ
旧P	上　層	17	700
		14	230
	中　層	16	376
		18	80
		19	60
	下(I)層	13	80
		15	ナ　シ
旧H	中　層	22	不　明
		21	800
	下(I)層	23	670
	下(II)層	20	220

（注）聞きとり調査による。

（Ⅲ′→Ⅳ′）・（Ⅲ′→Ⅲ′）ステージ　〔旧P部落〕

旧P部落の14 16 15 18（Ⅲ′→Ⅳ′）・13（Ⅲ′→Ⅲ′）の5戸は，いわゆる「貧乏の峠」にあって，大規模酪農化過程をむかえる。一方で成長しつつある子供が農業を継ぐかどうかという問題を，他方で老人問題をかかえる。そうして，かかる2点で，14は16 15 18 13 に対して優位差を有していた。

老人問題についていうと，13の入植者夫婦は49年にあいついで80才・76才で死亡。18の二代目は47年に脳溢血で死亡（78才），その妻は49年から胆管が伸びて大樹町立病院に入院している。「姑は病気で，毎日毎日，異常といっていいくらいいろいろ悩みをこぼすが，年令の差があって理解してやれない」（三代目の嫁）。13の入植者は48年に老衰で死亡（80才）。「嫁と姑の問題ははじめはよかった。表面化しなかった。おじいさんが亡くなってから，イヤミをいうようになった。子供のしつけが悪いなど。畑に行って仕事をしていたから気が晴れたが，手伝ってもらいたいと思っていることは子供にやらした」（二代目の嫁）。49年に入植者の妻は足を骨折し，現在，大樹町特別養護老人ホームに入っている。また，「頭が高くて，酒ぐせの悪い人間であった」16の入植者は50年4月に妻と共に大樹町立の老人アパートに入所した（入植者75才，その妻77才）。

〔老人アパートとは，町の独居老人対策の一環として，独居老人のみならず，「頑固者の老人たち」を夫婦単位でも入居させる施設で，市街地にある。〕

このように16 15 18 13は老人の病気・死亡，また様々な精神的摩擦をかかえていた。これに対し14の場合，入植者は47年，50年にそれぞれ20年間つとめた農協組合長，町会議員をやめ，現在は自民党の支部長をしながら回想録の想をねっている。嫁からみても，「おじいちゃんは立派な人で，決して無理なことは言わない」。入植者の妻は数年前，軽い脳溢血にかかったが，息子夫婦のところから3～4 Kmはなれたところに家をたて暮らしている。世帯主は入植者であり，財産の名儀の大半も入植者となっている。家計は恩給があるので，一応独立しているが，入植者の妻は息子から小遣いをもらっている。

後継者は，詳しくは終章で扱うが，14の長男（20才）のみが確定しており，彼は現在，本別

町の北海道農業大学校で酪農の実習をうけている。他方，18の長男（２０才）は大学進学を目ざしており，16の長男（２１才）も未確定，15は一人っ子の長女が高校二年生，13の長男は未だ中学生である。自家保有労働力指数の面では，16は３～4.5で14（３～3.6）よりも高く，18はほぼ同じ（３～3.7）であるが（13 15は2.5～2.9で低い），上にみたごとき老人問題・後継者問題があり，さらに18 15は５０年現在それぞれ５９才と高年令であること，15は４７年に交通事故で身体障害者（４級）となっていること，16は数年前から「神経を使うと頭がひどく痛む」，13は「腎臓悪く高血圧，無理できない」というごとく，健康上の問題でも，14（そして17）に比べ不利であった。そして「家」としての蓄積に優位差があることは前節でも見たところである。

かかる差異は，この期における生業＝経営基盤拡充の差となってあらわれる。旧Ｐ部落は４２年についで４５年に甜菜酪農事業でトラクターを導入し，４２年には加わらなかった18 13もこの時点で大型機械化を導入した。しかし15は両方ともに加わらず，乳牛は２頭（４３年）から１０頭（５０年）へと増やすが，もっぱら賃耕に頼るようになる。

大型機械化は耐冷作物としてのビートの奨励とともに酪農化推進のねらいをも持っていた。しかしこの時点で，長男が「身体が弱く労働では食べていけないと学校の先生からいわれていた」18は，「後継者の問題と施設への投資が大変」ということで酪農を導入せず，豆作中心の畑作経営を維持した。これに対し13は15と同じく４３年の乳牛２頭を１０頭（５０年）にするが，「牛をたくさん飼いたいといっても，土地もないのにそうもやれない」（二代目）という問題が存していた。

これらの「家」に対し，酪農短大の大樹分校に通った16は，４３年の４頭を２５頭へと大きく拡大した。しかしそのため16は，旧Ｐ部落の中で17に次ぐ借金をつくり，二代目が身体を悪くした。そうして，「夫婦２人では２０頭で限界」（妻）だし，「経営は基礎がないので先行きに不安がある」（二代目）という矛盾に逢着している。

このようにみてくるならば，ほぼ同一のライフステージの中にあっても，14の経営基盤の拡充は，それ以前までの蓄積とそれに立脚した後継者への期待，そして後継者のそれへの対応によって，安定的に展開されたということができよう。

すなわち，14は４３年の１６頭を４２頭（５０年）へと増大させ，土地も５町ふやして５３町とし，４６年にバルククーラー，５０年には個人所有でトラクターを入れている。

「借金をしないで安定した経営」をモットーとする14は，17のごとき急激な拡大は行なってはいない。しかし５０年からビート・豆をやめた14は，長男の後継確定もあって，５２年からの第二次構改を志向し，搾乳牛は３０頭規模にとどめながらも，個体改良による産乳量増大をめざしている。

（Ⅰ→Ⅰ）ステージ〔旧Ｐ部落〕

19は３７年の結婚直後の大凶作の中で妻が流産，その後，４５年に妻は膀胱炎になり，４９年までずっと具合が悪く，現在まで子供は生まれていない。自家保有労働力指数は1.8と低いが，消費力指数も1.9と低い。生産＝経営の面では８９―４１年冷害のあと，「畑もやせてものもとれたりとれなかったり」だったので，４３年に「農協の貸し付け２０万円」で２頭の牛を入れた。現在２５頭だが，その間の苦労を19は次のように語っている。

19「４３年に，豆は冷害に弱い，大樹は牛だというので入れた。牛を入れた頃は牛と畑の双方だったし，牛に慣れていなかったので苦しかった」。そうして，前節でみたごとく，19は酪農短大の大樹分校に

通ったりしながら，「牛についての勉強」をはじめるとともに，「45年に共同でトラクターを入れた」。しかし，この年，「本家が牛の借金で離農した」。こうした身近かな経験から，その後は「あまり借金をしないようにしてきた。このころ（5～9頭のころ）一番利益があった。10～19頭規模の頃（48～9年）は牛もだいぶ年とってきて，若牛への転換で苦労した。49年には豆が次第に病気になり，防除にかかるようになったので，豆に見切りをつけた。現在，牛は25頭いるが，糞出しが大変だ。牛では身体があかないし，経営的には豆の方が良い」（入植者40才）。

このような少ない蓄積・労働力で急速に酪農化を進めてきた19は，現在，今後とも酪農を主体とする営農を続けるかどうかに対し，深刻な疑問をいだいている。「牛では身体があかない」という酪農経営の矛盾がそこにはある。

以上みてきたごとく，旧P部落の中では，17が「家」の世代的発展の優位な状況の中で，以前の経営基盤を一段と飛躍させ，また17と同じく「家」としての蓄積のある14は，後継者を確保しえたこともあって，土地・乳牛ともに拡大した。この2戸が旧P部落の中では上層を構成している。

これに対し，「家」の世代的発展の側面において，また家族の内部構造において，様々な問題をかかえてきた16 18 19 15 13の中で，とりわけ不利な構造にあり，そのもとで酪農と畑作の二兎を追求した15 13は，現在下(1)層を構成している。そして，酪農化をとり入れず畑専を志向しつづけた18と，酪農短大大樹分校に通うなど意識的に酪農化を追求した16 19，の3戸は中層である。43年以降の在村離農はなく，離農他出も1戸と，旧T部落に比し極めて少ない。しかし，今後の離農可能性となると問題は別である。

第3項　旧H部落における「家」の対応と諸問題

（Ⅳ→Ⅴ）ステージ　〔旧H部落〕

旧H部落の中では△22のみが50年に直系家族形態となった。△22は40年高卒の長男が43年には後継者として確定していた。

△22「長男は帯広の専門学校に行きたかったらしいが，農業をやろうという気になった」（入植者）。

△22は長女・二男・三男が他出前に手伝い，また50年からは嫁が来ることによって，自家保有労働力は子供他出期にもかかわらず，ほぼ3.5以上を確保していた。

こうして△22は37～42年段階までに集積した土地44.5町を48.6町へと増大させ，また旧H部落の中で肉牛導入・トラクター導入のリーダーとなった。すなわち45年に，それまで1台もトラクターの入っていなかった旧H部落は，旧P部落と組んでの甜菜酪農事業により最初にトラクターを導入し，その時点から和牛を開始する。当時，牛肉市場が好況だったことと，豆・ビート・デントコーンを中心とする輪作形態の確立ー保持のためにも，堆肥による土地の肥沃化が必要であると，実習場五期生の△22は考えたのであった。

（Ⅳ→Ⅳ）ステージ　〔旧H部落〕

△21は5人兄弟の4番目の長男が47年に高卒後，後継者として家業に従事するようになった。それ以前の43年時点（自家保有労働力3.85）では入植者夫妻と1女が，46年時点（2.75）は入植者夫妻を主に二女・三女が学校のかたわら手伝って，農業労働が営まれていた。そうして後継者を一

応確保しえた後の４８～５０年（労働力3.0～2.6）に土地を９町余り拡大し，３５町規模とし，堆肥づくりの意味を含めて肉牛を導入した。

しかしながら，子供他出期にある㉑は，炭鉱労働者の経歴をもつ妻の志向性もあって，教育には熱心だったが，そのことが蓄積の少ないこの「家」にとっては負担となっていた。

㉑「４２～５年の，二女が高等看護学校に行っているときは，子供が高校に２人入るのが繰り返し，カマドが苦しかった。現金収入が年１回しかなく，ほとんど教育費はなかった。高校までの道のり遠く，５Km歩いてからバスにのらなければならなかったが，バス代が１人月に4,000円かかった。それを出すのが大変だった」（入植者の妻）。

（Ⅲ→Ⅲ）ステージ　〔旧H部落〕

旧H部落でこの期に「貧乏の峠」にあったのが㉓である。自家保有労働力は1.8～2.15と極めて低く，消費力指数は2.7→3.9と増大した。しかし㉓は旧H部落全体が肉牛を導入していく中で，４４年に肉牛を２頭，４５年には和牛（黒牛）を入れ，現在３２頭と一番多い。土地も５町ふやし23.7町にした。

㉓「５０年までは肉牛をまだ１頭も売ってなく，来年位から売る段に入るので収入がふえるみこみがある。これまでは畑の収入のみで，牛にはつぎこむだけだった」（妻）。

しかしながら，「肉牛は安く，価格が不安定で最低保障もない」（入植者）。しかも「稼働力がない」上に，朝晩２回，子供の学校の送り迎えをそれぞれ小１時間かかってしなくてはならず，経営の将来性や子供の教育のことを考えて，未だ若いうちに離農しようかという迷いが㉓にはある。

（Ⅳ→Ⅰ^{X}）ステージ　〔旧H部落〕

㉑は４３～４７年の間は自家保有労働力指数が4.5～5.0と極めて高かったが，その内部構成は脆弱であった。すなわち，４３年時点においては基幹労働力は４人いたが，後継者の長男（２６才）は定職を有しての兼業であり，二女（２０才）は出稼ぎに出ていた。そうして４５年に長男が入植者と衝突して他出した後は，二女・四女が父母とともに農業をし，三女が店員としての収入を「家」に入れた。しかし４７年には二女が結婚，三女・四女は就職のため他出し（五女も４８年に就職他出），⑳においては４８年から150日以上農業に従事する者はなくなり，牧草8町を作るのみで第二種兼業となった。その時点から土地を貸すようになる。

こうして㉑は，子育ての面ではすべての子供が独立し，４６～４９年に長女・二女・二男・三女が結婚するようになるが，「家」の世代的発展の面では断絶する。現在の㉑の希望は他出中の「息子を迎えて最後の勝負をしたい」ということである。そのさい，営農上の展望として㉑が描くものは㉒や㉑と似た方向である。

「息子を迎えても酪農専門にはならせない。流動性をもたせるため，畑作は残す。大型化だけを志向しないで，他の人よりも1割位反収を増するような経営をつくりたい。息子とやったら，堆肥は必要なので牛は飼うつもりだ。輪作と良い堆肥ということを実習場の頃に学んだ」（入植者）。

しかし，大型機械の共同利用という方向については⑳は否定し，「馬が必要」という。

「ビート利用組合は入れといわれたが入らなかった。みていると無駄が多いし，トラブルがおきている」（入

植者）。

そうして，実はこの点に後継者との対立があったと思われる。△20が次のようにいう時，そこには若い世代との断層が明らかに存していた。

△20「息子には少しでもムダをなくしてほしいと思う。堆肥の雨ざらしや尿だめがあふれることなど。機械などでのムダも多い。そこいらの農家のようにムダをしていてはダメだ。金をかけるばかりではダメだ。生活も廃物利用が大切だ。たとえば，自分は靴下に娘のパンストを切って使っている」（入植者）。

旧H部落は，３９－４１年凶作前の９戸が４３年時点で７戸に減少していたが，全町レベルでの大規模酪農専業化の確立過程が進行したこの期においては，さらにより激しい「社会的淘汰」が行なわれ，４戸を残すにすぎない。しかもこの４戸中，（Ⅳ→$I^{\times}$）ステージの△20は他出中の長男次第で，（Ⅱ→Ⅱ）ステージの△23は経営次第で，離農の可能性をもっている。そうしてわずかに（Ⅳ→Ⅴ）ステージの△22と（Ⅳ→Ⅳ）ステージで後継者を確保した△21のみが，豆・ビートを主体とした輪作と和牛との組み合わせの経営形態を形成しつつあり，土地もこれら２戸にあっては４４.５→４８.６町（△22），２３→３５町（△21）と拡大した。

町全体の大規模酪農専業化過程の中で，戦後入植者の集落としての性格をもった旧H部落は，酪農化ではなく畑作＋肉牛の混同経営を志向したが，酪農化の動きの中での異質性の追求という不利さに加えて，肉牛市場の不安定性のため，畑作と牧草売りをその生業＝経営形態とせざるをえなくなっている。

第４項　要　　約

以上，本節では大規模酪農専業体制形成－確立期における「家」の対応を，旧部落ごとにライフステージとの関連でみてきた。それを，ライフステージの移行に力点をおいて「家」の世代的発展の視点から総括すると次のごとくなる（図４－６－２参照）。

第一に，T部落全体でこの期において自家保有労働力が継続的に3.5以上を保持しえた「家」は２戸のみである。

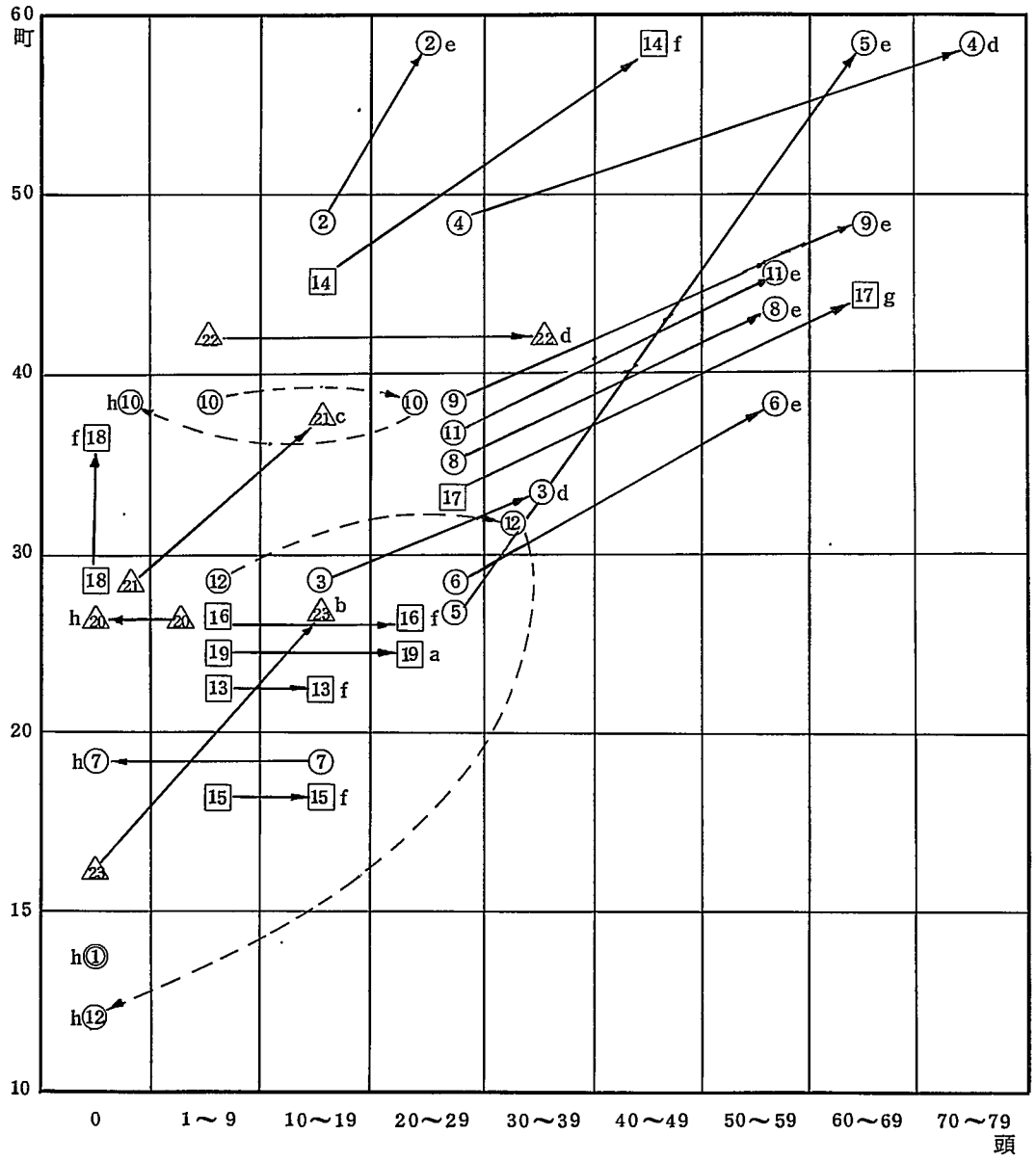
すなわち，（Ⅳ′→Ⅱ″）ステージの17と（Ⅳ→Ⅴ）ステージの△22で，17は４４年にⅤ′，４６年Ⅵ′，４９年Ⅱ″と，４９年まで三代目の弟・妹が高校在学のかたわら家業を手伝っていた。（労働力指数は４３年3.85，４６年5.25，４８年4.4，５０年3.55）。また△22は５０年に後継者が嫁とりするが，長女・二男・三男がそれぞれ４６年，４５年，４９年に他出するまで手伝った。（労働力指数は４３年4.45，４６年3.6，４８年3.45，５０年3.45）。

なお，16⑤もそれぞれ後継者の兄弟が５０年，４８年に他出するまでは3.5以上の労働力を保持していた。

つまり，T部落の多くの「家」は自家保有労働力の少ないライフステージで大規模酪農専業体制形成－確立期をむかえたのである。このことは，この期における経営基盤の拡大が自家保有労働力のみに依存するものでないことを端的に物語っている。

同時に，私たちはⅥステージの期間が短かいこと，すなわち後継者の弟妹は中卒後，ないし高卒後，ほとんど「家」にとどまらないで就職他出しているということを指摘しなければならない。これは「家」の保有せる労働力を蓄積させないもので，「末子の１５は栄華の峠」とはいえない事態が，とりわけ高度経済成長期

図４－６－２　　昭和４３～５０年段階における土地と乳牛頭数の拡大



（注）　a．（Ⅰ→Ⅰ）ステージ，　b．（Ⅲ→Ⅲ）ステージ，　c．（Ⅳ→Ⅳ）ステージ
d．（Ⅳ→Ⅴ）・（Ⅳ→Ⅱ′）ステージ，　e．（Ⅴ→Ⅱ′）・（Ⅵ→Ⅲ′）ステージ
f．（Ⅲ′→Ⅲ′）・（Ⅲ′→Ⅳ′）・（Ⅲ″→Ⅳ″）ステージ，　g．（Ⅳ′→Ⅱ″）ステージ
h．（Ⅱ′→Ⅰ×）・（Ⅳ→Ⅰ×）ステージ
なお，㉑・㉑・㉒・㉓の頭数は肉牛（和牛）である。また，⑩は４３年→４６年→５０年，⑫は４３年→４９年→５０年の軌跡を示した。

以降に展開しているといえよう。このことは補節でとりあげる。

第二に，かかる事態の中で，土地・乳牛頭数を大きく増大させ．上層を構成するに至った「家」は（Ⅳ′→Ⅱ″）ステージの17，（Ⅳ→Ⅱ′）ステージの④，（Ⅴ→Ⅱ′）ステージの⑤，（Ⅵ→Ⅲ′）ステージの⑥⑧⑨⑪，（Ⅲ′→Ⅳ′）ステージの14，の計8戸である。これら8戸のうち⑥⑤を除く6戸は大規模酪農専業体制への移行期においても土地・乳牛を大きく拡大していた「家」であり，⑥⑤も移行期に乳牛を大きく拡大していた。すなわち，この期に経営基盤の大きな拡大をなしえた「家」は，前段階においての蓄積がその土台となっている。

他方，自家保有労働力の側面で優位な位置にあったのは17（及び48年までの⑤）のみであり，またライフステージでは後継者に嫁を迎えた17④，（Ⅴ→Ⅵ→Ⅱ′）をたどった⑤，（Ⅲ′→Ⅳ′）で46年に後継者が確定した14の4戸は優位なステージにあった。しかし，（Ⅵ→Ⅲ′）ステージの⑧⑥⑪⑨の4戸は，この期の出発点においては第Ⅵステージをとりえたが，それぞれ44～46年の間に二代目の弟妹が他出することにより第Ⅲ′ステージとなり，「新しい家族をつくり直す」課題を29～33才の二代目を中心に果たさなければならなかった。かかる課題は④⑤17の二代目（もしくは三代目）にも課せられていたのであるが，幼ない子供をかかえての営農は，Ⅱ′ないしⅢ′ステージに共通の問題をもたらした。この点，たとえば⑧⑥は次のごとく述べている。

⑧「子供が学校へ入る前は育児で大変だった」（二代目）。

⑥「43～44年と祖母が胃をわずらって入院し，祖母が病人の看病につきそったため，子供の面倒をみるものがいなくなった。それで4才と1才の子供を家に閉じこめ，カギをかって仕事に出た」（二代目の嫁）。

成人男子3～3.5人に相当する自家保有労働力で，かつⅢ′ステージであっても，⑥⑧⑨⑪のごとく経営基盤を拡大していることは，一方で前段階までの「家」の蓄積があることと同時に，他方で「ゴールなき拡大」の自己回転的側面もあった。この点で一応の基盤拡大をなしとげた現時点において，「家族協業体」をこえた何らかの「社会的協業」への志向性が内発的に用意されつつある。かかる志向性は17また14にも明らかにみられるところである（終章参照）。

しかしながら，第三に，「家」としての蓄積が少なく，移行期を（Ⅱ→Ⅲ）ないし（Ⅱ′→Ⅲ′）ステージで経過し，この期において（Ⅲ→Ⅲ）ステージの△23，（Ⅲ′→Ⅲ′）ステージの13，そして（Ⅲ′→Ⅳ′）ステージの中で42才で一人娘をえた15の3戸（下Ⅰ層）は，自家保有労働力指数が2.0～2.9と低位であり，土地・乳牛の大きな拡大はなしえていない。つまり，蓄積の少ない「家」においては，ライフステージにおける不利さが，ストレートに経営に影響を及ぼすということができる。

これらに対し，中層を構成している7戸の動向は複雑である。ライフステージ，自家保有労働力の面では，（Ⅰ→Ⅰ）ステージの19を除けば，上層の8戸と大差はない。

すなわち，子供の生まれない19のみが（Ⅰ→Ⅰ）であるが，（Ⅵ→Ⅲ′）の②，（Ⅳ→Ⅱ′）の③は旧T部落の上層と共通し，（Ⅲ′→Ⅳ′）の16，（Ⅲ″→Ⅳ″）の18は14と同じである。また△21△22は（Ⅳ→Ⅳ）ないし（Ⅳ→Ⅴ）ステージ（△22は50年春までⅣステージ）で，後継者はそれぞれ46年，43年に確定していた。

中層の7戸は生業＝経営内容からみると，酪農化を志向した「家」（③②16 19）としなかった「家」（18△22△21）とに分かれる。前者の中では③②は43年までの段階で10頭規模段階には達していた。そうして43～50年の間に，土地・乳牛を③は27→35町，15→37頭，②は40

→５０町，１１→２３頭とそれぞれ拡大した。とりわけ③は４３年からの構改を旧Ｔ部落の上層農とともに導入していたが,畜舎内労働の中心となるべき嫁が東京のタイピスト出身で農業労働に不慣れであったこと，さらに経営のまずさもあって，大規模酪農専業を目ざしながらも（４９年時点では畑作を行なっていない），それを十全に達成しえていない。他方の②は構改＝「限りなき拡大」を拒否し，いわば「マイペース」酪農を畑作とともに行なっている。しかし②は大型機械化は否定していず，４８年には自己資金でトラクターを導入した。

これに対し，同じく酪農化を志向しながらも16 19の場合，上述の②③よりも「家」の蓄積がないため，そのプロセスは厳しかった。

すなわち，16は４１年にはじめて牛を導入したが，牛を嫌っていた入植者から経営権をゆずりうけたのは４５年（４３才）で，それから５０年までの間に４頭規模を２５頭にまでふやし，畑作もしている。また３７年に分家入植した19は４３年にはじめて牛を入れ，夫婦二人の労働力で畑作の合間に２５頭規模（５０年）とした。16 19とも土地はふやしていない。

このような急速な乳牛の拡大を行なった16 19はともに「経営の基礎がない」こと，従って現在の到達点が限界であることを自覚している。

他方，18 △22 △21は４３年時点において世帯主の年令はそれぞれ５１，５１，４８才と高く（長男はそれぞれ１４才，２０才，１５才），酪農化は「施設の問題が大変」（18）で，「負債が多くなる」（△22）し，「現段階から始めるのは問題だ」（△21）ということで，乳牛の導入を行なっていない。しかし土地はそれぞれ拡張し，18 △21は３０町規模，△22は５０町近くとし，それぞれ８～１４町の牧草畑を作っている。

このようにみると，中層の７戸は，大規模酪農化を志向しながらも経営のまずさから十分に到達しえなかった「家」，「マイペース」の酪農と畑作を志向し構改を導入しなかった「家」，基礎が不十分のまま多頭化を志向しそれが限度に来ている「家」，そうして負債増との関係で酪農化を志向せず豆・ビート・牧草作付を中心としている「家」，といった様々な要因により大規模酪農専業化へのレールに乗らなかった，あるいは乗りえなかった「家」から成り立っていることがわかる。

最後に指摘すべき点は，４３－５０年段階において，ライフステージを逆行させた「家」がＴ部落全体２３戸中に５戸（約2割）出現していることで，このうち４戸までが大規模酪農専業化を一番ドラスチックにすすめた旧Ｔ部落の「家」である。そうして５戸中４戸までは明らかに後継者問題が関係している。

この点は終章にて，より詳細に検討しよう。そのさい，後継者問題は後継者を確定しえなかった「家」の問題であるばかりでなく，確定しえた「家」にあっても，二代目夫婦の生産・労働ー生活過程上の諸問題としても存していることを銘記しなければならない。

第７節　日本資本主義の発展と「家」の生活史

以上，すでに本章・序でみてきたように私たちは「家」の世代的発展を分析軸として，日本資本主義の発展階梯の段階ごとに，「家」がいかに人間集団として対応したかを，「家」の生活史分析をとおして詳述してきたのであるが，ここで，その総括をしよう。

第１項　「家」の世代的発展と農民層分解にかかわる諸問題

以上みたように昭和初年の入植以降，Ｔ地域の農家は，「家」としての４０数年の歴史を形成してきた。その間，少なくとも三つの大きな「社会的淘汰」の期があった。第一は入植時，第二は太平洋戦争の前後，第三は大規模酪農専業体制が形成される時期である。現存する「家」はかかる困難期を耐えぬいてきたのであり，その歩みは苦渋にみちたものであった。

そうして，その中で現存する「家」の階層区分が形成されてきたのだが，それに直接的に大きな影響を及ぼしたのは，とりわけ太平洋戦争及び大規模酪農専業体制に対する「家」の対応であった。すなわち，太平洋戦争期に戦死・戦病死者を出した「家」，留守家族が負担に耐え得なかった「家」，そして満州開拓へと行った「家」などが部落から離れる。しかも「家族協業体」の若い中心的働き手を兵役にとられた「家」は，彼らの復員後も，生業＝経営と生活の再建のために多大の努力を要し，戦後段階での再建の基盤づくりが十分になしえなかった「家」は,３９―４１年 冷害以後の大規模酪農専業化の動向に対応しえていない。そうして大規模酪農専業体制への移行―確立の過程は，離農者の析出，現存する「家」の激しい分化をもたらした。

大規模酪農専業体制への移行―確立期における「社会的淘汰」の過程は表４－７－１に明らかである。すなわち２９～３１年冷害後の３２～３６年の間に旧Ｔ部落で離農者はなく，旧Ｐ部落では１戸ふえ，旧Ｈ部落は出入りはあるが戸数は変わらない。しかし第４期の大規模酪農専業体制への移行期になると，とりわけ旧Ｐ部落での「社会的淘汰」が激しく，１６戸が９戸へと減少し，旧Ｔ部落でも２戸減少させる。そうして第五期の大規模酪農専業体制形成―確立期においては，旧Ｐ部落は４３年に２戸離農して７戸となり，その後の他出農家は出さない。旧Ｔ部落はさらに２戸を減少させ，かつ下(Ⅱ)層４戸を堆積させている。そうして旧Ｈ部落は３戸を減少させて４戸となり，その上，下(Ⅱ)層１戸が存している。

表４－７－１　　旧部落ごとの年次別戸数移動

		第３期					第４期						第５期							
		32年	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
旧Ｈ (24年９戸)	戸数	7	7	7	7	7	7	7	6	7	7	7	6	6	5	5	5	5	4	4(1)
	(転出入)		(+1 −1)		(+1 −1)			(+1 −1)	(+1 −2)	(+1)			(−1)		(−1)				(−1)	
旧Ｔ (24年17戸)	戸数	16	16	16	16	16	16	15	15	14	14	14	14	14	13	13	12	12	12	12(4)
	(転出入)							(−1)		(−1)					(−1)		(−1)			
旧Ｐ (21年12戸)	戸数	14	15	15	15	15	16	15	13	12	10	9	7	7	7	7	7	7	7	7(0)
	(転出入)		(+1)				(+1)	(−1)	(−2)	(−1)	(−2)	(−1)	(−2)							

（注）５０年度の戸数中の（ ）内は下(Ⅱ)層の内数を示す。　大樹農協大会議案書より作成

このように，大規模酪農専業体制の形成過程の中で　「社会的淘汰」が進行したのであるが，現存する「家」はこの過程及び前にふれた太平洋戦争前後の「社会的淘汰」の過程を生き抜いた「家」である。そうして，かかる「社会的淘汰」の過程への「家」の対応の結果として，それぞれの「家」の生業＝経営の創造，家産の蓄積がなされ，階層分化の過程が進行したということができる。そのさ

い個々の「家」の世代的発展過程の差異が，「家」としての行為志向性の根底にあった。

表４－７－２により，「家」の世代的発展過程と現時点での階層区分との関係については，以下のごとき指摘を行なうことが可能である。すなわち，上層８戸のうち６戸までは旧Ｔ部落であり，これらの「家」は戦中は第Ⅲステージであった。そうして，このうちの２戸（⑤⑥）は入植者が 1.5～２年の兵役にとられたが，⑤は「家内の実家（⑫の親・兄弟）の義理のかたい親心」に支えられ，また⑥は満州で病死した長兄の子供（１６才の㉓，その兄）や満州帰りの末弟をひきとり労働力を豊富にすることによって，営農と生活の再建をなしえた。こうして⑤⑥及び⑨⑧⑪は２５～２７年に第Ⅳステージ，３７～４０年に後継者の結婚と，「家」の世代的展開がなされ，大規模酪農専業を積極的に導入した。第一子・二子が女子で，第Ⅳステージが３１年と若干遅れた④は，３６年にＴ地域で最初にトラクターを個人で導入し，４４年には直系家族形態に移行している。

旧Ｐ部落の上層の２戸（14 17）は，入植直後の１０～１２年に第Ⅳステージとなっており，17は１８～２０年，14は２０年にそれぞれ長男が兵役にとられたが，４８才の17の入植者，４７才の14の入植者は二男以下の弟妹に手伝わせることが可能であった（この時点ですでに乳牛導入）。２３年に14′の姉が17′と結婚，２８年に14′は16′の妹と結婚して，農協役員や町会議員をするようになった入植者にかわり営農の中心となるが，ともに数多い弟妹を家族従事者とする（17は２４～４１年，14は２９～３７年の間は第Ⅵステージ）。そして自家保有労働力が小さくなった３７年に17と14は2戸共同でトラクターを導入し，酪農の規模拡大を志向する。さらに，大規模酪農専業体制の確立期に，17は三代目が嫁とり，14は二代目の長男が後継者として確定しえている（農業大学校で研修中）。

中層７戸のうち，旧Ｔ部落の２戸（②③）は，戦中に第Ⅲステージ，２６～７年に第Ⅳステージ，そうして二代目の結婚が４１，４４年で，ライフステージ上では上層との大差はない。しかし，借金を残して兵役（１９～２０年）に出た②は，このときの苦労（妻が無理の結果，結核になるような体験）から，大規模化による借金増大を拒否し，「マイペース」の営農を続けている。これに対し③は大規模酪農専業化への移行－形成期に「家族協業体」の協働体制確立に当初若干の難点（３９年二女，４１年三女，４４年に三男他出し，長男の結婚時にⅤ＝Ⅰ′ステージで弟妹いず，舎内労働の中核たるべき妻が東京のタイピスト出身で酪農に全く素人であったこと）を有し，上層農に比し一歩の遅れをとっている。

旧Ｐ部落の中層のうち戦前一般入植の18 16は９～１３年に第Ⅳステージをむかえ，２８～９年に第Ⅴステージ，移行期Ⅲ′ステージ，確立期第Ⅳステージという点では，上層の14とかわらない。しかし，兵役にとられた長男の動揺（16では他出，18′は警察予備隊入隊を志向）があったこと。二代目結婚後の３０年代に豆作主体に営農の再建を図るが，入植者には酪農化への志向性がなかったこと。３９～４１年冷害以後，18は長男が肉体労働にむかないことにより，16は長男に後継意志があることにより，前者は畑作中心の体制，後者は酪農化を志向するが，４３年にはじめて牛を導入した16には酪農化の基礎がなかったこと，以上の諸点において16 18と14との差異を見出すことができる。なお，３７年入植以来ずっと第Ⅰステージの19は少ない労働力で酪農化を志向するが，その無理が累積している。

２２年に旧Ｈ部落に入植した２戸（㉑㉒）は，開墾が一段落した頃の３８年に第Ⅳステージをむかえる。しかし「仕事そのものは過酷，労力不足なので時につらくなる」と戦時中に三菱美唄炭鉱で二交代の選炭婦をしたことのある㉑の妻をして嘆かせるほどの労働－生活過程，その中で㉒のごとく２９年の妻の心臓病，３２年の夫の肋膜，４２年の妻の結核，と肉体摩耗的労働がなされてきた。こうして入植以来の開墾の努力（借金返済の努力）を続けて来た彼らは，大規模酪農専業化過程が地域社会全体で追求される中にあって，借金を増大させる酪農化は志向しなかった。

下(Ⅰ)層は旧Ｔ部落にはなく，旧Ｐ部落の戦前一般入植者層２戸（13 15）と旧Ｈ部落の３４年入植者（㉔）

表4－7－2　　階層別にみた各「家」のライフサイクル

		6年 8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	48	50
上層	⑨		I II				Ⅲ				Ⅳ						V VI				Ⅲ′		
	⑧		I II				Ⅲ				Ⅳ						V VI		Ⅱ′		Ⅲ′		
	⑥		I II				Ⅲ				Ⅳ							V VI		Ⅱ′		Ⅲ′	
	④		I II				Ⅲ						Ⅳ							V Ⅱ′			
	⑪		I II				Ⅲ				Ⅳ							V VI		Ⅱ′		Ⅲ′	
	⑤		O I II				Ⅲ				Ⅳ						V			VI		Ⅱ′	
	17	Ⅲ	Ⅳ						V VI										Ⅳ′	V′	VI′		Ⅱ″
	14	Ⅲ	Ⅳ									V VI					Ⅲ′			Ⅳ′			
中層	②		I II				Ⅲ				Ⅳ							V VI		Ⅱ′		Ⅲ′	
	③		O I II				Ⅲ				Ⅳ									V=I′	Ⅱ′		
	18		Ⅳ									V VI			Ⅱ′		Ⅲ′				Ⅳ′		
	16		Ⅲ	Ⅳ								V VI		Ⅱ′		Ⅲ′				Ⅳ′			
	22								I	Ⅱ			Ⅲ				Ⅳ						V=I′
	21								I	Ⅱ			Ⅲ				Ⅳ						
	19																I						
下(I)層	13					Ⅳ						V VI			Ⅳ	V=I′	Ⅱ′			Ⅲ′			
	15			Ⅳ											Ⅱ′				Ⅲ′			Ⅳ′	
	23														Ó	I	Ⅱ			Ⅲ			
下(II)層	①		O I II				Ⅲ								Ⅳ		Ⅲ	Ⅳ			I×		
	⑦		I II				Ⅲ				Ⅳ						V	Ⅱ′			I×		
	⑩		I II				Ⅲ				Ⅳ									V VI		I×	
	20					I	Ⅱ			Ⅲ				Ⅳ								I×	
	⑫									I	Ⅱ			Ⅲ				Ⅳ					I×

の３戸であるが，かかる層は中層と比し「家」の世代的発展，生業＝経営基盤においてより劣位である。すなわち，１３～１５年に第Ⅳステージで入植した[13] [15]のうち[13]は，長男が復員後の２７年に結婚するが，３３年に他出し，身体の弱い四男が継いだということ，[15]は１７～２２年の６年間兵役・抑留生活を送った長男が一人娘を得るのが３４年であるということ，に端的に示される「家」の世代的発展の遅延が[13] [15]にあり，３４年分家入植の△23は未だ第Ⅲステージで，畑作の基盤形成で精一杯であった。

下(Ⅱ)層は太平洋戦争期の痛手から立ち直れないままに後継期待者を含むすべての子供が他出した「家」（①△20）と，大規模酪農専業化過程の矛盾の中で後継者夫婦の他出した「家」（⑦⑩）及び入植者が離農を宣言した「家」とからなっている。すなわち，①△20は（Ⅳ→$I^{\times}$）であるが，後継者がいなくなっての$I^{\times}$ではなく，離農―他出の準備過程で二人の息子を帯広で先に就職させての$I^{\times}$である。

なお，４５年以降の離農者についてはその家族構成がわかっているが（表４―７―３），旧Ｔ部落のⒽⓈiはともに兵役経験者で，Ⓢiは①と同じく経営基盤が少ないまま長男ほか六男一女が他出し，Ｈはそれより優位で構改にも加入するが，⑫と同じようにゴールなき拡大の矛盾の中で離農他出。また旧Ｈ部落の△Mは⑫の弟で，３８年に入植するが経営基盤が小さく，４５年に離農して三重の紡績工場に行った。４９年離農の△Uについては，△22の妻が次のように語っている。「Ｕさんは２年前から出稼ぎの土方仕事に出ていた。親(５５才）は農夫やるのがいやでいやでたまらなかった。二男は一人で熱心に働いていたのに，嫁もないし，父は出稼ぎ，母は病弱で，やめようという気になったのではないか。一言も話なくてやめた。農協から知らされるまで知らなかった。あちこちに宅地をもっていて，借金はない。土地もまだ１２町もっていて，昨年は牧草を自分で刈ってヘイキューブに売っていたが，今年は人に任せてしまった。いま，父親は土方仕事，息子は大工を帯広でしている」。

表４―７―３　　４５年以降の離農々家

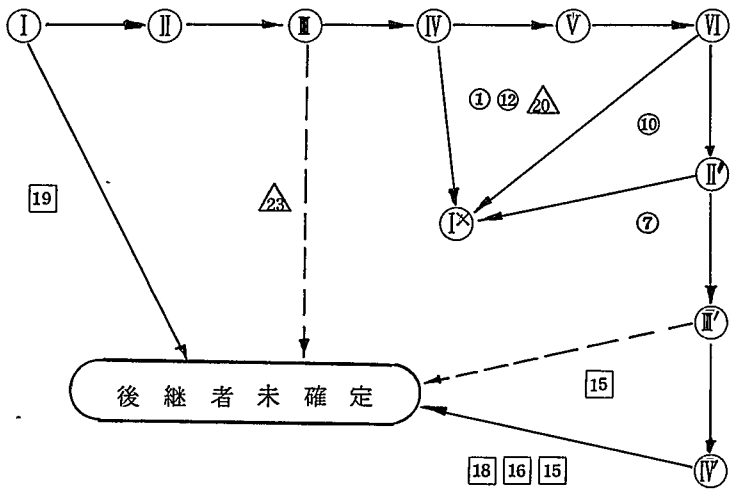
	離農年	離農前の家族構成	ライフステージ	土地	牛	備考
△U	４９年	入植者５５才・妻５１才・二男２８才（４９年）	Ⅳ	２７町	肉牛２頭	二兼，入植者・二男日雇（現在帯広で土建労務者）
Ⓗ	４７年	入植者６３才・妻５７才・二男２０才（４６年）	Ⅳ	２９町	乳牛２３頭	長男（２２才）ほか１男５女他出
Ⓢi	４５年	入植者５４才・妻４５才・八男１５才・二女１４才・九男１３才（４３年）	Ⅳ	２０町	ナシ	長男（３０才）ほか６男１女他出
△M	４５年	入植者４２才・妻３７才・一女１６才・一男・二女１５才未満（４３年）	Ⅳ	２０町	肉牛２頭	３８年入植，現在三重の紡績工場

このようにみてくるならば，上層は太平洋戦争期の痛手を様々な方法で克服し，大規模酪農化の時期を世代的発展の移行期でむかえた戦前入植の蓄積のある「家」ですべて大規模酪農専業化していること。中層は戦前入植で世代的展開が上層よりは劣る「家」と，戦後入植で後継者を確保した

「家」と(Ⅰステージのままの「家」)からなり，畑作志向の「家」か酪農化が上層より劣る「家」であること。下(Ⅰ)層は「家」の世代的発展の遅延している「家」と戦後入植で経営基盤が，未だ確立されていない「家」であり，酪農化を志向しないか，畑酪段階であること。下(Ⅱ)層は拓殖実習場卒業生でT :地域社会での生活史が長く，存村離農者として滞留している「家」と，戦後の「外来者」で離農過程中の「家」であり，４５年以後の離農者は中層または下(Ⅰ)層の経営基盤に匹敵しながらも，後継者問題または経営の先行き不安から農業を離れた「家」であること，以上の階層的特質を指摘することができる。

なお，後継者不在又は未確定の状況をライフ・ステージとの関係で整理すると，　図４－７－５のごとくなる。すなわち，T部落　社会においてはⅠ×ステージへの転落が２３戸中５戸と多く，その中には⑩ ⑦ のごとく後継者が妻子をつれて他出したケースも含まれている。しかし２６年に大樹高校に農業科ができてからは，高校への進学がほぼ普遍化し，従って中卒と同時に，すなわちⅡステージないしⅡ′ステージからの他出はない。① ⑫ [18] のごとく高卒と同時の他出が主なケースとなる。

図４－－７－５　ライフ・ステージごとの後継者未確定状況



このことは，しかし 23 や [13] のごとく，子供が中学生になっても高校がまだ残っているため，後継または手伝いの可能性があるか否かを判断しえなくさせている。また，二・三男の他産業への就職他出が一般化している中では，[19] のごとく子供のない「家」，[15] のごとく一人娘の「家」を，嫁とり以上に難しい婿とりに直面させている。（詳しくは終章及び本章補節参照）。

第２項　『家』のライフステージのもつ意味とその変容

資本主義発展はさまざまな発展過程にある人間集団としての「家」をまきこんで展開してきたが，「家」がそれをうけとめるさいにはその世代的発展過程によって対応の違いが出てくる。つまり，家族協業形態としての家族集団のあり方，とりわけ自家保有労働力指数に端的に示される，そうしてま

た数値化しえない質的部分を含めての，家族構成員の諸力のあり方が，「家」の経済的浮沈に大きな意味をもっていた。私たちがライフステージに着目したゆえんはここにある。

ライフステージごとの自家保有労働力指数と消費力指数の平均値を示した図４－７－１に明らかなごとく，Ⅰ・Ⅱ・Ⅲステージ及びⅠ′・Ⅱ′・Ⅲ′・（Ⅱ″）ステージは，他のステージにくらべ自家保有消費力指数は相対的には少ないが，労働力指数の少なさはかかるステージにある「家族協業形態」の営農と生活の困難さを物語る。同時にⅠ～Ⅲステージに比してⅠ′～Ⅲ′ステージの労働力指数が高いこと，Ⅳ～Ⅵないし Ⅳ′～Ⅵ′ステージの平均労働力指数は成人男子４～５人に相当するということは，直系家族形態に移行した「家」の優位性を示している。

しかし，さらに注意すべきことは，かっての半共同体的「むら」社会の中における各「家」は，後継者のみならず他の子弟をも兵役検査または結婚まで家族従業者として留めえたのに対し，昭和30年代に入るとかかる構造は崩壊してきた。すなわち，ライフステージの展開過程において，とりわけ第Ⅵないし第Ⅴステージが極めて少なくなる。このことは，「家」の世代的継承が順調に行なわれたとしても，そこでは後継者夫婦に一切の重荷がかかるということを意味する。

T部落に現存する「家」の入植以来の嫁とり（婿とりはない）は１８回であるが，そのさいのステージの移行は図４－７－２にみるごとくである。すなわち第Ⅴステージへの移行のさい兄弟姉妹が既に他出しているⅤ＝Ⅰ′の形態は１７％弱のみであり，大半はⅥステージを経由した（７２％）。そうして（Ⅴ → Ⅱ′）の場合，後継者の結婚後も平均して６年近く，（Ⅴ → Ⅲ′）の場合１０年間，（Ⅴ → Ⅳ′）の場合２０年間，後継者の弟妹が「家」におり，学校のかたわら家業を手伝っている。

学卒後の弟妹が兄の結婚後も家族従業者として「家」を手伝ったのは次の６ケースである。⑧の妹，⑨の妹，ともに結婚までの２年間。[14]の妹２人，それぞれ結婚までの４年間，５年間。[18]の妹２人，結婚までの２，５年間。弟１人，就職他出までの２年間。[16]の弟２人，就職他出までの２，３年間。[17]の弟２人，１人は分家までの４年間，他は就職他出までの５年間。妹１人，結婚までの７年間。そうして特徴的なことは二代目がそれぞれ２３年，２８年，２８年，２９年と２０年代に結婚した旧P部落の[17][14][16][18]において，かかるケースが多くみられることである。３０年代に入っての「高度経済成長」による労働市場圏の変容により，かかる家族従事者はほとんどみられなくなる。（本章補節参照）。

このようにライフステージの展開プロセスにおける一定の変容はあきらかにみられる。しかし，それにもかかわらず，農業生産が「家」を単位とする家族協業形態によって支えられているかぎり，ライフステージのもつ意味は大きい。私たちは本章で「家」の生活史を資本主義発展との関係でみてきたが，そのさい部落ごとの差異に注意した。そこには部落の社会的紐帯のあり方の違いがあるとともに，部落を構成してきた「家」の世代的展開過程が部落ごとに異なっているという，客観的基盤があった。そのことが，社会的変動に対する部落ごとの価値判断の差をもたらす一要因をなしたのである。

たとえば、直系家族形態への移行過程を旧部落別にみても若干の差異がある（図４－７－３）。旧H部落は１戸が５０年春に移行しただけであるが，旧T部落においては１２戸中１０戸が移行し，そのうち７戸は（Ⅴ → Ⅵ）という過程をたどる。これに対し旧P部落では７戸中６戸が移行し([13]は長男がⅥステージから他出し，四男がつぐので移行回数は７回），[13]′が（Ⅴ＝Ⅰ′）であったのを除くとすべて（Ⅴ → Ⅵ）の過程であり，第Ⅵステージの内実においても，上にみたごとく旧T部落よりも多くの家族従事者を擁していた。

図４―７―１　　ライフステージごとの自家保有労働力・消費力の平均値

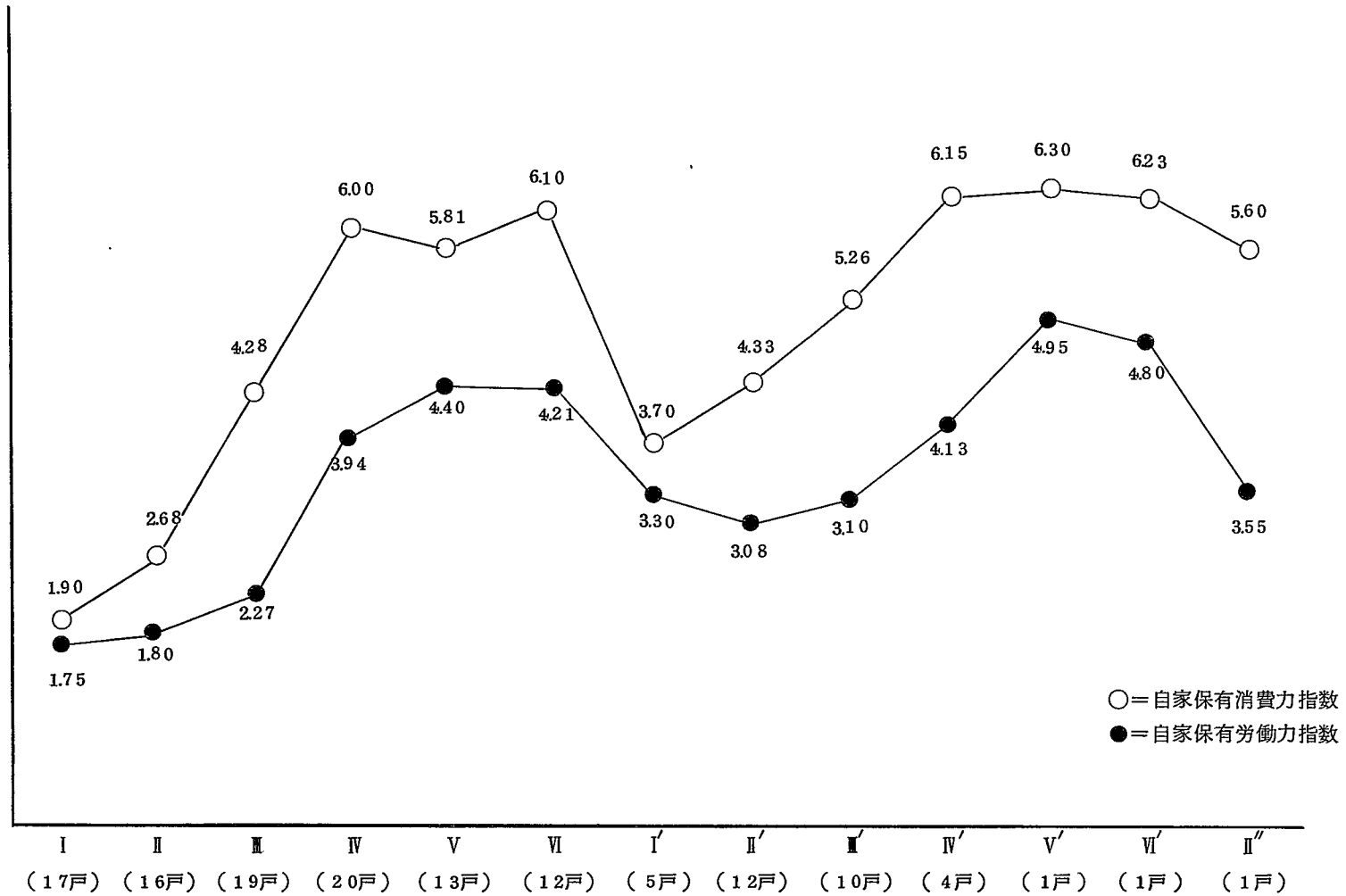
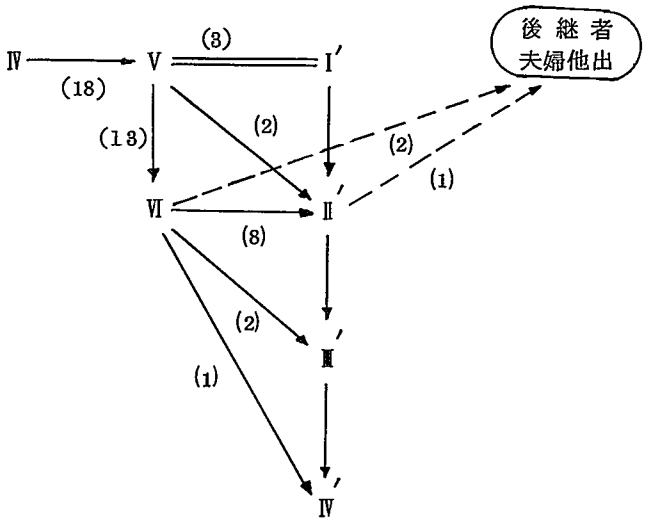


図４－７－２　直系家族への移行過程



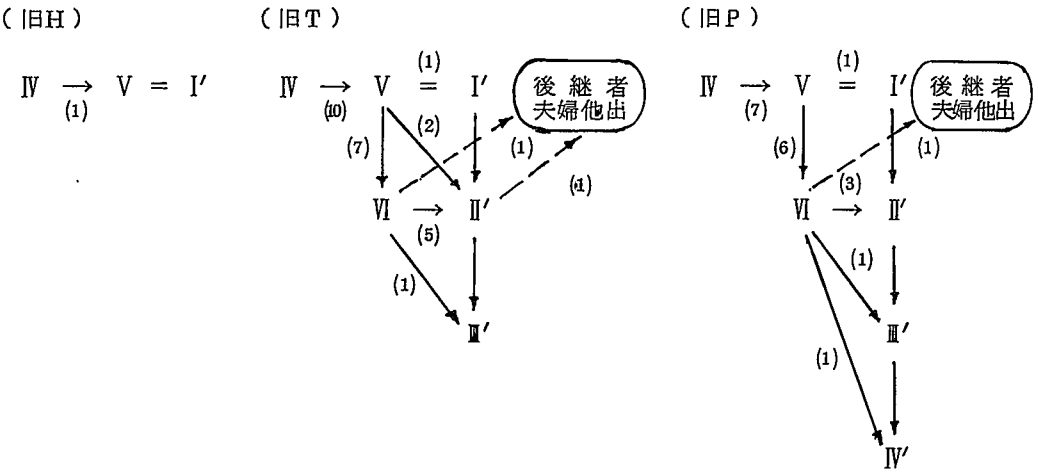
（注）　15は不明のため除外

表４－７－４　直系家族への移行時におけるライフステージ

Ⅴ ＝ Ⅰ′	13	３５年。３３年兄夫婦他出
	③	４４年。同年春弟他出
	22	５０年。４９年弟他出
Ⅴ ＝ Ⅱ′	⑦	３８年→３９年、４４年他出
	④	４４年→４５年
Ⅴ→Ⅵ→Ⅱ′	16	２８年→２９年→３１年
	18′	２９年→３０年→３４年
	⑤	３８年→４４年→４８年
	⑧	３８年→３９年→４４年
	⑥	４０年→４１年→４５年
	⑪	４０年→４１年→４５年
	②	４１年→４２年→４５年
（Ⅴ′→Ⅵ′→Ⅱ″）	17′	４４年→４６年→４９年
Ⅴ→Ⅵ→Ⅲ′	14	２８年→２９年→３８年
	⑨	３７年→３８年→４６年
Ⅴ→Ⅵ→Ⅳ′	17	２３年→２４年→４２年
Ⅴ→Ⅵ→他出	13′兄	２７年→２８年→３３年
	⑩	４４年→４５年→４７年

直系家族形態への移行におけるかかる差異とともに，入植時点のライフステージの大きな違いによる，「家」の世代的展開のあり様の相違が，旧部落ごとにある。これらのことは図4－7－3のごときライフステージ展開の到達点及び平均自家保有労働力における違いをもたらすが，重要なことは，現存している各「家」は旧部落ごとにそれぞれほぼ同様のライフステージ展開過程をたどってきており，それが日本資本主義展開に対応するさいの旧部落ごとの相違の根底にあるということである。

図4－7－3　旧部落ごとの直系家族への移行過程



すなわち，表4－7－5は日本資本主義発展のもとにおけるT地域社会変動の時期区分（一～五期）別に，旧部落ごとの各「家」が歩んだライフステージの総数を100としてそれぞれのステージの比率をみたものであるが，これによると第一期（昭和6～15年）には旧H部落は入植していず，9年入植の旧T部落は第Ⅰステージをへて第Ⅱステージにとどまっている。そして旧P部落は第Ⅲ～第Ⅳ，とりわけ第Ⅳステージであった。

第二期（16～25年）においては戦後入植の旧H部落は第Ⅰステージをへて第Ⅱステージにとどまり，旧T部落は第Ⅲステージであるが，旧P部落は第Ⅳステージであって自家保有労働力は前二者より豊富であった。第三期（26～36年）の戦後段階における農業の再編，とりわけ豆作の確立期において旧H部落は未だⅡ～Ⅲステージであったが，第Ⅳステージの旧T部落，とりわけ第Ⅳ～Ⅵステージの旧P部落はその豊富な家族従事者を擁して畑作（豆作）にうちこんだのである。

しかし大規模酪農専業形態への移行期である第四期（37～42年）になると，旧P部落は第Ⅳ′～Ⅲ′ステージとなって，労働力は少なくなり，その上第三期までの畑作（豆作）からの脱却が容易でなかったのに対し，旧T部落は第Ⅳ～Ⅵステージをむかえ，労働力は豊富になり，直系家族形態への移行も行なわれる。こうした基礎の上に構改が導入された。旧H部落はこの期の半ば以後は第Ⅳステージとなるが，未だ子供による後継は不確かであった。

こうして，第四期における旧部落ごとの地域社会変動に対する対応の違いが第五期においての生業＝経営形態の差異をもたらしている。そうして第五期に旧T部落はⅥ → Ⅱ′ → Ⅲ′ と労働力を減少させながらも，それを大型機械化によって補完し，大規模酪農専業形態を形成 — 確立した。これに対し旧P部落の大宗は第Ⅲ′から第Ⅳ′へと移行し，ここでも酪農化が志向され，「家」の世代的発展の優位な二戸は，大規模酪農専業体制に入る。

図４－７－４　旧部落ごとの自家保有労働力・消費力の平均値

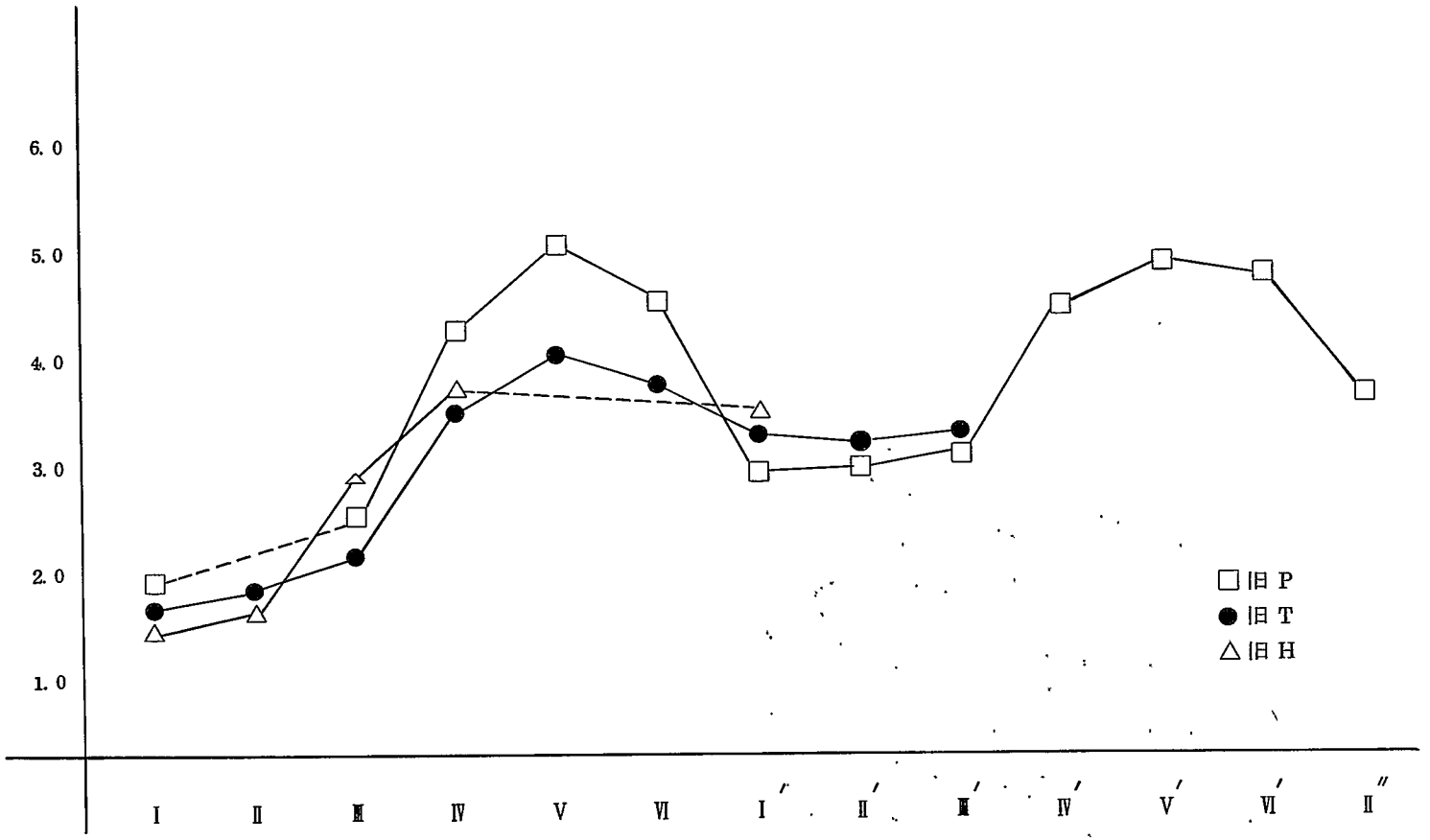


表4－7－5　旧部落別・時期区分別のライフステージ段階の比率(%)

	第1期（昭和6～15年）	第2期（16～25年）	第3期（26～36年）	第4期（37～42年）	第5期（43～50年）
旧H部落		Ⅰ（21.1） Ⅱ（68.4） Ⅲ（10.5）	O（2.8） Ⅰ（2.8） Ⅱ（25.0） Ⅲ（55.5） Ⅳ（13.9）	Ⅱ（25.0） Ⅲ（16.7） Ⅳ（58.3）	Ⅲ（25.0） Ⅳ（62.5） Ⅴ（3.1） Ⅰ×（9.4）
	—	19（100.0）	36（100.0）	24（100.0）	32（100.0）
旧T部落	O（5.3） Ⅰ（16.0） Ⅱ（78.7）	Ⅰ（0.9） Ⅱ（13.3） Ⅲ（81.4） Ⅳ（4.4）	Ⅱ（3.8） Ⅲ（15.9） Ⅳ（80.3）	Ⅲ（5.6） Ⅳ（59.7） Ⅴ（15.3） Ⅵ（19.4）	Ⅳ（12.5） Ⅴ（4.1） Ⅵ（13.5） Ⅱ′（32.3） Ⅲ′（18.8） Ⅰ×（18.8）
	75（100.0）	113（100.0）	132（100.0）	72（100.0）	96（100.0）
旧P部落	Ⅲ（29.0） Ⅳ（71.0）	Ⅳ（94.0） Ⅴ（2.0） Ⅵ（4.0）	Ⅳ（18.2） Ⅴ（9.1） Ⅵ（54.5） Ⅱ′（16.4） Ⅲ′（1.8）	Ⅰ（14.3） Ⅵ（11.9） Ⅱ′（26.2） Ⅲ′（45.2） Ⅳ′（2.4）	Ⅰ（14.3） Ⅲ′（32.1） Ⅳ′（41.1） Ⅴ′（3.6） Ⅵ′（5.3） Ⅱ″（3.6）
	31（100.0）	50（100.0）	55（100.0）	42（100.0）	56（100.0）

（注）　算出の仕方は次のとおり。第二期の旧H部落をとってみると，この間16年入植の ⑳ は16～25年の10年間存続し，21年入植の ㉑，22年入植の ㉒ はそれぞれ5年，4年存続した。従ってライフステージの総数は（10＋5＋4）の19である。そのうち第Ⅰステージは ⑳ ㉑ が1年ずつ， ㉒ は2年間の計4年，第Ⅱステージは ⑳ が7年間， ㉑ ㉒ は3年ずつの計16年間，第Ⅲステージは ⑳ が2年間である。これをライフステージ総数の19で割ると上記の比率が求められる。

以上，私たちは，「家」の世代的発展過程において，ライフステージの違いは自家保有労働力の多寡と関係していること，直系家族に移行しえた「家」はより優位になるが，それは労働力保持の面とともに後継者が確保でき，長期的展望に立った営農が可能であること，そうしてライフステージの展開過程は旧部落ごとに異なっており，それが地域社会変動に対する部落の対応の基底にあること，をみてきた。そうして，旧部落の中における各「家」は，部落全体の動向に左右されるとともに，その動向をそれぞれの「家」のライフステージとそれまでの蓄積によって評量してきたのである。

しかしながら，ここで最後に指摘しておかなければならないことは，ライフステージの展開過程は「自然史的に」行なわれるのではなく，停滞また消滅があるということである。このためⅠ×ステージ層が析出されるのみならず，たとえば旧T・旧P部落のごとく，ちがったステージから出発しなが

らも，４０年後の今日においてほぼ同様のステージをとる「家」がとりわけ上層農を中心に形成されているということである。すなわち，ライフステージは単に生物学的なものではなく，まさに社会的範疇としてとらえられねばならない。日本資本主義社会の展開過程に個々の「家」が対応する中で，ライフステージはⅠ → Ⅱ → Ⅲステージまでは義務教育制度のため進みうるのだが，第Ⅳステージ以後の展開はとりわけ社会的要因により規定されてくる。本章はその規定性のあり方も分析したのであるが，それは端的には後継者との協働を獲得しえたか否かにかかっている。そうして，戦前段階までの家父長制家族とはちがい，後継は強制しうるものではなくなっており，また長男以外の子弟もとりわけ「高度経済成長」以後，学卒後の他出がふつうのこととなっているのである。以下，補節で，この点をみておこう。

補節　子弟の他出構造の変化と家族労働力構成の変容

以上の諸節でもふれたところであるが，日本資本主義の発展に伴った「家」それ自体の世代的発展のパターンが，次のような形で立ちあらわれていることについて，ここで詳説しておこう。すなわち表４－７－６にみるごとく，入植者の代にたいし，二代目の代の学歴水準が高度化している中で，後継者以外の者の学歴においても後継者よりも高いものが現出してくる。そうして，かかる二・三男または女子の他出先・理由は表４－７－７のごとくである。これを旧Ｔ部落にしぼって考察するならば，長子にあっては，３５年までは学卒後，自家就労し，ともかく後継者としての道をあゆみ，次男以下は学卒とともに就職または進学他出しているということ，しかし３５年以降，学卒後の，また就業中の長子の他出が目だっているということ，そうして女子の場合，一階梯おくれて４０年までは学卒後も半数は「家」に残り，結婚他出まで自家就労している。４０年以降，学卒後ただちに他出というパターンが一般化している。旧Ｐ部落を例にとっても，男子の場合，３５年以前は長子以外の半数の者は学卒後２５才頃までは自家就労したのち他出するというパターンをとっていたが，４５年以降は長子層を含めて学卒後ただちに流出するというパターンが一般化してきている。女子の場合も４０年までは続柄に関係なく結婚他出というパターンを示していたが，４５年以降からは，学卒後すぐに全員が他出するというパターンをとるようになっている。

表４－７－８㋑㋺は，旧Ｔ部落の成長した子供達の自家就業と他出状況を示したものである。男子の場合ほとんどの長男が３５年頃までに学卒後自家就業し，後継者として歩み始めていた。そして，それに引続いて後継者を除く全員が進学又は就職を理由に他出している。しかし，女子の場合は事情が異っている。女子は，男子にはない結婚他出という形態があるが，それは学卒後結婚までは自家就業することを意味している。その形態は，他出した女子の４０％にあたり，短くて１年，長いと１０年間家の手伝いをしている。しかしそれは長女，次女という続柄にある者に限られ，それらの学卒時である２０年代，３０年代に集中している。長女では，１１人中７人，次女は９人中６人が結婚他出である。４０年代では戦後入植組の⑫の長女の１ケースのみであり，

表４－７－６　　入植者～現営農中心者の学歴

		後継者	入植者	二代目	三代目
上層	⑰	○	尋小（大樹・開進）	高小（大樹・尾田）→酪農短大分校	大樹高校農業科・
	⑭	□	高小（大正）→鍼灸学校（大阪）	高小（大樹・尾田）・	（大樹高校→道農業大学校）
	⑧	○	高小→青年補習学校（山形）	新制中学（大樹・尾田）・	（幼小）
	⑨	○	尋小（新潟）	新制中学（大樹・尾田）・	（幼小）
	④	○	農業実業学校（新潟）	大樹高校農業科・	（幼小）
	⑤	○	高小（山形）	大樹高校農業科・	（幼小）
	⑪	○	高小→夜間青年学校（秋田）	大樹高校農業科・	（幼小）
	⑥	○	高小→農業補習学校（新潟）	帯広畜産大学獣医学科・	（幼小）
中層	⑱	△	小学校（広尾）	尋小（大樹・西当縁）・	《大樹高校普通科卒・他出》
	⑯	△	小学校（江差）	高小（大樹・尾田）…酪農短大分校・	（大樹高校卒）
	③	○	高小（宮城）	大樹高校農業科・	（幼小）
	②	○	高小（新潟）	大樹高校農業科・	（幼小）
	㉒	□	高小（忠類）→実習場（５期生）	大樹高校農業科・	—
	㉑	□	高小（中札内）	大樹高校農業科・	—
	⑲	△	新制中学（忠類）→酪農短大分校・	—	—
下(1)層	⑮	△	小学校（岩手）	高小（岩手）・	（大樹高２年＝女子）
	⑬	—	小学校（茨城）	新制中学（大樹・尾田）・	（尾田中学２年生）
	㉓	—	高小（満州）	（尾田中学３年生＝女子）	
下(2)層	⑩	◎	高小（秋田）・	《長男＝大樹高校農業科・他出》	—
	⑦	◎	旧制中学中退（秋田）・	《次男＝大樹高校農業科・他出》	—
	①	◎	高小→夜学補習科（福島）・	《長男＝大樹高校農業科・他出》	—
	⑳	◎	工芸学校中退（富山）→実習場（７期）・	《長男＝新制中学（大樹・尾田）・他出》	—
	⑫	◎	高小（大樹・尾田）…酪農短大分校・	《次男＝大樹高校農業科・他出》	—

（注）　・印は現在営農の中心となっている者

○＝後継済み（経営権渡す）　□＝後継者確定　△＝後継者未確定

—＝後継者１５才未満　◎＝後継者他出

表４－７－７　T部落の子弟の他出先

	上　　層	中　　層	下(Ⅰ)層	下　(Ⅱ)　層
２０－２４年				①　１女・音更・洋品店（２４年）
２５－３４年	④　１女・結婚・大樹（教員）（２６年） ⑪　１女・短大・札幌（２９年） ④　２女・看護学校・苫小牧（３０年） ⑧　２男・東京・電気工事店（３０年） ⑨　１女・看護学校・札幌（３１年） ⑤　１女・大樹・雪印（３２年） ⑨　２男・帯広・米穀会社（３３年） ⑪　２男・大学・岩手（３３年）	③　１女・結婚・大樹（農家）（３４年）		①　２女・帯広・水道工事店（２７年） ①　３女・帯広・美容見習（２８年） ⑦　３男・横浜・雪印（３１年） ⑩　３女・苫小牧・店員（３１年） ⑦　４男・大樹・雪印（３３年） ⑩　４女・帯広・明治乳業（３３年）
３５－３９年	⑧　１女・結婚・忠類（役場）（３５年） ④　２男・伊達・農機具会社（３６年） ⑤　２男・帯広・繊維問屋（３６年） ⑤　２女・結婚・広尾（農業）（３７年） ⑤　３男・帯広・電気工事店（３７年） ④　３男・短大・札幌（３８年） ⑥　３男・大樹・役場職員（３８年） ⑧　３男・帯広・国鉄（３８年） ⑨　３男・大樹・雪印（３８年）	③　２男・札幌・電々公社（３５年） ②　１女・結婚・広尾（役場）（３６年） ③　２女・結婚・大樹（郵便局）（３８年）		⑩　２男・大樹・農協（３５年） ⑦　１男・足寄・教員（３６年） ①　１男・帯広・電気店（３７年） ⑦　１女・札幌・会社員（３９年）

表４－７－７（続き）

	上　　層	中　　層	下(Ⅰ)層	下　(Ⅱ)　層
	⑥　１男・トラック運転手・中札内（３９年） ⑨　２女・結婚・芽室（農業）（３９年）			
４０―４４年	④　４男・短大・広島町（４０年） ⑥　４男・予備校・札幌（４０年） ⑧　２女・結婚・中札内(酪農家)（４０年） ⑨　４男・旭川・警察官（４０年） ⑪　３男・大学・函館（４１年） ⑪　４男・釧路・児童相談所（４３年） ⑧　４女・埼玉・市役所職員（４４年）	③　３女・静岡・電話交換手（４１年） ②　２女・結婚・大樹（クリーニング店）(42年) ②　３女・短大・函館（４２年） ㉑　１女・札幌デザイン店（４２年） ③　３男・札幌・電々共済（４４年） ㉑　２女・看護学校・帯広（４４年）		⑩　６女・芽室・老人ホーム（４１年） ⑫　１男・札幌・会社員（４２年） ①　４女・帯広・バスガイド（４２年） ⑳　２男・帯広・塗装店（４３年） ⑦　２男(後継者)・秋田・家具店（４４年）
４５―５０年	④　３女・短大・札幌（４５年） ⑤　５女・帯広・呉服問屋（４５年） ⑥　５男・神奈川・警察官（４５年） ⑪　５男・大学・札幌（４５年） ⑨　３女・結婚・幕別（農業）（４６年） 14　１女・短大・札幌（４７年） 17　１女・帯広・ホクレン（４７年） 14　２男・農業高校・帯広（４８年） ⑤　４男・畜産大学・帯広（４９年） 17　２男・浦幌・国鉄（４９年）	②　４女・衛生検査学校・横多賀（４５年） ㉒　２男・千葉・自衛隊（４５年） ㉑　３女・札幌・建設会社（４６年） ㉒　１女・結婚・大樹（営林署）（４６年） 18　１男・函館・税関（４７年） ㉒　３男・帯広・自衛隊（４９年） 16　２男・忠類・農協（５０年） 16　３男・釧路・自動車整備（５０年） ㉑　４女・札幌・ベニヤ会社（５０年）		㉑　２男・豊田市・生協調理師（４５年） ⑳　１男(後継者)・神奈川・神戸製鋼の運転手（４５年） ⑩　１男(後継者)・帯広ハイヤー運転手(４７年) ⑩　７女・大樹・雪印（４７年） ⑳　２女・結婚・日高（農業）（４７年） ⑳　３女・名古屋・店員（４７年） ⑳　４女・東京・店員（４７年） ⑳　５女・鈴鹿・紡績女工（４８年） ⑫　１女・結婚・札幌（会社員）（４８年） ⑫　２男・帯広・兄の自営業手伝（５０年） ⑫　３男・帯広・板金業見習（５０年）

表４－７－８旧T部落の子弟の他出構造

㋑　男子（現世帯主の兄弟）

年代	自家就業(及その後他出)	学卒（高校）後 就職他出	学卒（高校）後 進学他出	計（進学）
～昭30	⑦長男（高卒）→二男 ⑨〃（中卒）～ ⑥〃（高卒）～ ⑧〃（中卒）～	⑧二男		5
31～35	①長男（高卒）～ ②〃（〃）～ ③〃（〃）～ ④〃（〃）～ ⑤〃（〃）～ ⑩〃（〃）～ ⑪〃（〃）～ →二男	③二男（中卒）⑦三男 ⑦四男 ⑨二男 ⑩二男	⑥二男 ⑪二男	15 (2)
36～40	→二男	①長男 ④二男 ⑤二男 ⑤三男 ⑥三男 ⑧三男 ⑨三男 ⑨四男	④三男 ④四男 ⑥四男	11 (3)
41～45	→	①二男 ③三男 ⑥五男 ⑪四男 ⑪五男 ⑫長男	⑪三男	7 (1)
46～50	⑫二男（高卒） ⑫三男（〃）			2
計	15（他出7）	20	6	40

注：⑦の長男は通信教育で大学卒後他出　⑥二男は進学他出するが39年にあとつぎとしてもどる。

→×他出　●→あとつぎ交代　□現在後継者

----→あとつぎなし　～営農継続

㋺　女子（現世帯主の姉妹）

年代	自家就業→結婚他出 中学卒	自家就業→結婚他出 高校卒	就職（進学）他出 中学卒	就職（進学）他出 高校卒	計（進学）
～昭30	②長女 ③長女 ④長女 ⑧長女 ⑩長女		①長女 ①二女 ①三女 ④二女（進）	⑪長女（進）	10 (2)
31～35	②二女 ③二女 ⑧二女	⑤二女 ⑩二女 ⑥長女 ⑦長女	⑨長女（進） ⑩四女	⑤長女 ⑤三女 ⑩三女 ⑧三女 ⑩五女	10 (1)
36～40		⑨次女			5
41～45		⑩長女		①四女 ②三女 ②四女（進） ③三女 ④三女(進) ⑧四女 ⑩六女	8 (2)
40～50				⑨三女 ⑩七女	2
計	8	6	6 (2)	15(3)	35(5)

注：年代区分は学卒年（＝自家就業年，就職他出年）による。

表４－７－９　旧Ｐ部落の子弟の他出構造

①　男子（現世帯主の兄弟）

他出年	一時自家就業ののち他出（内他出時年令）	学卒後直ちに就職他出	進学他出	計
（昭和） ～３０年	⑫次男？　（２５才） ⑯長男？　（３０才） ⑯四男中卒（２１才）	⑭次男　高小卒　⑱次男高小卒 ⑰次男　？（分家） ⑭三男　中卒 ⑰三男　高小卒	⑬五男 高卒	9
３１年 ～３５年	⑯五男中卒（１９才） ⑬長男中卒（２８才） ⑰四男中卒（２２才） ⑰五男　〃　（２０才）	⑯六男　中卒		5
３６年 ～４０年			⑭四男 高卒	1
４１年 ～４５年		⑰七男　高卒		1
４６年 ～５０年		⑱孫（長男）高卒 ⑯孫（二男）高卒 ⑰孫（三男）高卒 ⑯孫（三男）高卒	⑭孫（長男） 高卒	5
計	7	１１	3	２１

表4－7－9

㊁　女子（現世帯主の姉妹）

他出年	自家就業 → 結婚他出	就　職・進　学　他　出	計
～２０年	⑬　長女，二女 ⑭　長女，二女 ⑰　長女， ⑱　長女，二女，三女		8
２１～３０年	⑬　三女，五女 ⑯　長女，三女 ⑱　四女，		5
３１～３５年	⑭　三女，四女 ⑱　五女，六女		4
３６～４０年	⑰　二女，		1
４１～４５年			
４６～５０年		⑭　孫（長女）（高卒 → 進学） ⑰　孫（長女）（高卒 → 就職）	2
計	１８	2	２０

（注）①　⑬の四女は途中死亡，⑯の次女は養子に
②　４０年までの女子の学歴はすべて新制中学校卒業又は高小卒
③　各農家の５０年段階でのライフステージは，⑬Ⅲ′，⑭⑯Ⅴ′，⑰Ⅱ′，⑱Ⅳ″
（⑮は不明，⑲は子供なし）

４５年頃にはこの部落の二世代目の男・女ともにほぼ他出が完了する。

こうした他出状況を家族労働力の保有という面によみかえてみると，次のようなことが指摘できる。

男子は後継ぎを除く他の子供は学卒と同時に就職又は進学で他出してしまい，家族労働力として家にとどまる時期はない。そして３５年以降にあっては学卒後の，又は就業中の後継ぎ長男層の他出が目立ってくる。女子では４０年以前は学卒後の半分の者は家に残り結婚他出するまで自家就業していたが，４０年以降は学卒後すぐに他出するようになっている。つまり世代的発展にともなって各農家が保有した豊富な労働力の内容をみると，後継ぎと長女，次女の場合の如く３５～４０年以前に学卒した女子の半分が家に残って家族労働力を構成していたのであり，４０年以降はそれら学卒女子の残留もなくまた自家就業していた女子も結婚他出しその上後継者の一部まで流出することになる。それと入れかわりのように後継ぎ長男層は結婚して嫁を迎え両親夫婦と４人規模が維持される。

このように保有労働力の構成内容は旧Ｔ部落の場合あきらかに３５～４０年を転換期として変化しそれ以前のように成長した子供らの家業への労働力としての統轄は後継ぎを除いて，（一部には後継ぎさえも）不可能となっていることは特に指摘されねばならない。

以上は旧Ｔ部落の場合をみたわけであるが，旧Ｔの場合はほぼ４５年段階で二世代目の成長期をこれからむかえるという家族周期にあった。さらに世代的発展段階が全体として１０～１５年先にずれている旧Ｐ部落の場合と比較すると，より一層明確な一般的構造が明らかとなる。（表4－7－9 ㋑ ㊁ を参照）

旧T部落の男子では戦前は勿論，３５年以前においては後継者以外のものも半数近くは凡そ学卒後２５才前後まで自家就業ののちに他出するという構造があった。しかし次の世代的発展段階で子供の成長をむかえた４５年以降にあっては，長男も含めて学卒後ただちに他出（中には離農を予定しない進学もあるが）し，旧T部落の３５年以降と同様の他出状況を示している。女子の場合はより明瞭である。４０年以前の女子の他出はすべてのものが結婚を理由としたものであったのに，次の世代の場合にあたる４５年以降では女子も学卒後ただちに他出している。

この二つの部落の他出の変遷は他面で世代的発展をとげる家族協業体が保有した労働力の戦前から戦後，そして今日までの具体的内容の展開を示していたということができる。つまり，非後継ぎ労働力をも一定期間は「家」への奉仕的な就業をしたのち，他就業，又は分家として独立するという「家父長制的」「家族協業体」の段階を示すのが旧P部落の入植二代目の成長期（戦前から昭和３５年頃まで）の場合であり，特に女子ではそのあり方が端的に示されていた。しかしそれが「『いえ』から自立した労働主体として自らの判断において就業選択する労働力となって」きて家族協業体として子供の労働を広汎に結集できなくなっていることを示しているのが旧T部落では男子の場合３０年代に入ってであり，女子の場合は若干遅れたが，それも４０年代，そして旧P部落の場合再び子供の成長期をむかえた４５年になってあらわれている。つまり４０年代以降はいずれの部落の男・女とも（後継ぎをするものを除いて長男層にくい込むかたちで※ 学卒と同時に進学・就職による他出がおこなわれるようになったといえよう。

ここであきらかに家族協働・協業におけるあり方が労働力構成上の内容からみても大きく変って来ていることをみてとることができよう。

※この点について梶井功は「戦前は次・三男でも兵隊検査までは『いえ』の農業ではたらき，兵隊検査がすみ兵役が終ってはじめて他産業に就業するものが多かったが，戦後はそれがなくなり，非農業に就職する農家の子弟は学卒と同時に就職するようになった。」（『基本法農政下の農業問題』P３０２，１９７０）。しかし「戦後についてもすくなくとも昭和３４，５年ごろまで東北などでそうだった。」（『小企業農の存立条件』P２０７ １９７３）という指摘をしている。

第５章　酪農「大規模化」に伴なう技術習得過程と経営認識・経営志向に関する分析

第１節　経営規模階梯別における問題点

本章では，農民層の営農志向性を考えるにあたり，第一に現在の経営段階に至る過程において，その規模拡大に伴ない技術的にいかなる問題が生みだされ，それに農民層がどう対応していたかという問題，第二に，そうした中で，現状における経営上の問題所在をあきらかにし，それとの関連で今後の生産計画がいかなる形で展望されているのか，そのための打開しなければならない障害条件，その打開の見通し等を考察する。その場合，過去 ― 現在 ― 未来にわたり営農を持続させていく上で，農民自体，経営方針をたてるための技術，知識の習得のあり方が，深く関連せざるをえない。したがってそうした問題の解明を通し営農志向のあり方を分析の中心にすえることゝする。

第１項「多頭化」に伴なう問題の発生

表５―１―１は今までの経営規模段階（乳牛頭数―旧Ｈ部落では肉牛頭数）における問題点をまとめたものである。ここで気づくことはまず，頭数規模が拡大するにつれ，乳牛個体，飼料，土地における各々の管理が低下し，粗放化していく問題である。

その点を細かくみてみよう。その一つは，疾病が，ほゞ２０頭前後を境にして多発してくることである。すなわち③ ⑯ の中層ならびに下層の ⑬ に加えて，他の上層農６戸（⑤，⑧，⑨，⑪，⑭ ⑰）のうち，４戸（⑭，⑰，⑤，⑪）までが，それを指摘している。とくに③，⑭，⑰の場合，ほぼ２０頭～３０頭段階になると，乳房炎，足の病気にかゝり易くなってくる（⑯，⑬の場合は１０頭段階で，すでに乳房炎を経験している）。疾病の傾向はこの二つに焦られるという特徴がある。他方，旧Ｈ部落の肉牛飼育をしている農家 ㉔ においても現有の１０頭以上となると，それとは別に，とくに下痢症状や放牧による事故発生といった仔牛管理に関する問題があらわれてくる。この問題は個体管理面でとりわけ，衛生管理，飼料供給のあり方，ならびにミルカー使用による個々の個体の特質を無視した画一的・機械的搾乳方式の採用等が，大きく影響しているものと思われる。

次の点は，以上の個体管理と関連して，特に飼料面での問題である。すなわち，そのことは，「カルシウム不足」⑰や「栄養バランス」⑪といった指摘にみる如く，飼料の質と直接関係せざるをえないことである。すでにみた如く２０～３０頭前後を境としたそれ以上の疾病の多発状況は，やはり，その限界をこえた拡大が行われたことによって，飼料の量的不足と質的低下がもたらされたことゝ深く関わってくる。「豆ガラ，デント・コーン，サイレージが牧草地３町程度で十分」⑧，あるいは，「余りすぎる」⑤といった段階から，現有の５０頭以上となると，もはや絶対量の不足と質的低下がもたらされ，濃厚飼料への依存を強めざるをえなくさせる現状に注目したい。⑭の農家ではすでに，３０頭をこえると，その依存傾向を高めるとのべている。そしてそのことが，「管理が大ざつぱになる」⑨といった，草地管理がゆきとゞかなくなる，所謂，粗放化傾向が帰因となりつゝも，結果として，その傾向に拍車をかけるといった問題を現出せしめることになるのである。したがって，こういった飼料―疾病の相互関係を問題視する時，「高等登録牛の体格，乳質の検定が必要だ」⑧という個体面のみならず，むしろ土地条件が重要な要とならざるをえなくなる。すなわち「他の農作物を生産していた時は土地管理もよかった」⑤が，それが，他の作物をやめて牧草地化を大きく進めたために

表５－１－１　牛頭数規模の段階別にみた問題点と今までの学習内容

各段階の規模 / 現規模	１～９頭	１０～１９頭	２０～２９頭	３０～３９頭
５０～頭	技術的未熟で事故多し⑨		豆ガラ，デントコーン サイレージ 3町―十分（飼料）8 産後起立不能症カルシウムの不足-(疾病)17 種子高くしにくい（更新）17	余りすぎる（飼料） 時間かゝる（搾乳） 牧草以外の作物生産で土地管理よい⑤
４０～４９				足の病気（疾病）14 濃厚飼料多くなる（飼料）14
３０～３９	あまり変らず（種付）16	あまり変らず（種付） 乳房炎ふえる（疾病）	個体管理いきとゞかぬ， 乳房はれる（疾病） 受胎わるい（種付け）③	手数かゝる（種付け）⑫ 時間かゝる（搾乳）⑫ 畑→牧草化のため肥料大量に投下⑫
２０～２９	1～5段階―牛・畑で多忙19 6～9段階　一番収益高い19		フン尿・搾乳で多忙19	
１０～１９	農作業時の豆ガラ，牧草で十分（飼料）△23	肥満は危険，乳房炎になり易い（疾病）13 牧草発育不良13 サイロなし，天候問題 13 仔牛の下痢ひどい，不明△1 仔牛山に放牧→事故率高い△2 乾草・サイレージが常時必要・畑作業と併存多忙（飼料）△23		

(注)　○印は旧T部落　　□印は旧P部落
△印は旧H部落

頭 40～49	頭 50 ～			学習対象としての機関等
	多くなる（疾病） 不十分，質不良 （飼料） 非効率な牛残る （更新） 早くなる（搾乳） 土地管理わるい⑤ 豆ガラ・3町草地 不十分（飼料）⑧	高等登録牛の体格・乳質の検定必要⑧ 管理大ざっぱ（飼料）⑨ 内包拡大中心（土地） 機械の量より質を⑨	足・乳房炎 栄養バランス （疾病）⑪ 絶対量不足，購入依存（飼料）⑪ ミルカーで搾乳量低下（搾乳）⑪	⑤－実習所時代の仲間 ⑨一経営面（肥料，薬剤，品種）で参考(普及所)技術面で参考（農協） ④の父（本当の師） ⑪一生産技術面（農協,普及所）先進地区（開進，振別．十勝清水）の視察 ⑰一親の代からの継承，④の父 ⑧一実習所時代，他地区（開進，大和）の視察
				⑭一前町長，前農協組合長，十勝農協連会長，十勝清水の農家
				③一実習所時代（技術面・精神面） ⑫一普及所，同部落の人 ⑯一酪農短大，大樹分校入学（搾乳技術－S44～45）
				⑲～⑭の父
				⑬一同部落の人 ㉑一農協，町役場，肉牛組合，現地研修会 ㉒一農協，町役場 ㉓一不明

かえって管理も悪くなり，むしろ土地の「内包的拡大」を図る必要性が反省として指摘される底には所謂「地力低下」といった重要な問題が伏在している点に注目する必要がある。多頭化 ── 土地拡大 ── 土地管理の粗放化 ── 地力の低下 ── 飼料の質的低下 ── 濃厚飼料依存 ── 栄養問題 ── 疾病といった関連をよみとる時，とりわけ，草地の量的・質的側面は，媒介的要因として重要な役割を果しているといわざるをえないのである。

以上の特徴は，とりわけ上層農における問題に焦られる。これに対し，中層農でも，現有３０頭以上となると，同じ傾向をみせつゝも，それ以外に種付けの問題（受胎率低下，手数がかゝるといったこと，③，⑫）や未だ十分に機械化されていないことからおこる「搾乳に時間がかゝる」⑫といった問題がみられる。そしてまたこれらの農家と違う肉牛，畑作中心の旧Hにおいては，すでにのべた仔牛管理上の問題（㉑，㉒）の他に，牧草成育と貯蔵に関する問題 13 や，その経営形態の特質からくる問題（９頭以下の時は，畑作作業の過程で，無理なく飼料が確保しえたが，１０頭以上になると乾草，サイレージが常に供給されなくてはならず，そうなると畑作と肉牛飼育の両作業が競合し，多忙になってきた㉓）が特徴的となる。とくに，この最後の問題は，その両者をいかに組み合わせていくかといった所謂，「複合経営」のあり方として重要な点だといえる。

以上みた如く，乳牛の多頭化に伴なう弊害をみると，ほゞ少くとも２０頭を境として，疾病の多発，種付けの困難性といった乳牛個体自体の資質に関することが問題化しはじめ，それとの関連でとりわけ３０頭段階をこえると，飼料の量的不足 → 濃厚飼料依存の高まりは，粗飼料自体の質的低下として自覚されはじめ，そのことを通してとくに地力問題に集約される土地条件の側面が顕在化し，所謂個体 ── 飼料 ── 土地といった一定の循環的過程がトータルに問題化してくる。

すなわち，その意味で少くともとりわけ３０頭前後を画期として，従来の個体，飼料，土地等の個々の管理の仕組みが，生産諸力の機械化を伴なったあらたなる発展段階に照応したところの一つの有機的・体系的な管理の関連性として考えだされねばならない段階を生みだし，経営の様態自体，一つの質的な展開を志向せざるをえない事実が明確化してくるのである。そこでこうした質的展開にみあう，農民自体の経営へのとり組みの姿勢や態度の変容が，主体的にも適合的に行なわれうるかが重要なきめ手となる。このことは，単に個々の技術的面の習熟に限らず，それらを一定の経営方針に基づき，どのような技術関連性を創出し，具体的に適用していくかという問題に帰着する。個々の局面（個体，土地，飼料，機械．設備等）に特化した篤農家から，体系的関連性を効率的につくりだす綜合的判断に立つ経営への転換が，どのような志向性を目ざして，その過程をたどるかゞ究明されることが問題となる。

第２項　問題解決のための情報ルート

そうした点をさぐるために今までの各段階毎の問題に直面したさい，農家がその問題解決のために一体如何なる形で知識・技術を習得してきたのか，そのさいの情報ルートは一体如何なるものであったのかについて，次にふれることにする。表５―１―１からいえることは，一部をのぞき，大きく三つの情報源に分かれるということである。すなわち，同一部落の農家，諸機関（ここでは農協，改良普及所），先進的な他地区の農家である。まず上層農６戸のうち，２戸はそもそもの入植時からの同じ実習所仲間をあげ，（⑤，⑧），２戸は，経営，生産技術面で農協や改良普及所をあげ（⑨，⑪）17は特定農家（④）をまた，14は町レベルでの機関の長（前町長，前農協組合長，十勝農協連会長）をあげるというようにかなり多様な形態を示す。しかもその場合，⑤のケースを除き，機関（その種

類を含めて）や同一部落農家ならびに他地区農家がそれぞれ重層的に組み合わされて知識・技術が習得されてきた事情がよみとれる。この点，中層以下の農家と比べると，７戸のうちわずか１戸（⑫）を除き他は機関（むしろ機関のみのレベルでの種類の多さは㉑や㉒にみられるとはいえ）のみか，農家のみというように相対的に単一化しており，その多様性はより少なくなるのである。しかもこの中には，十勝清水といった町外の先進地区のような例はみられず，すべて町内か部落内にその情報ルートを求めていた事実が指摘しうる。

かようにとくに上層農の場合，個々の農家の有する個性的な経営体験を相互に交換しつゝそれを参考の資とし，と同時に，より客観的な知識・技術源を諸機関に求めつゝ，双方の総合的判断をより強く志向してきた事情が看取できる。この限りでは諸情報の一元化に傾斜しない相互対比といった相対的判断を有する条件にあったといえよう。だが前述の如く，⑤，⑪に類似してみられる如く，個体―飼料 ― 土地といった，それら相互の有機的体系性のアンバランスから生ずる問題反省の底には，諸機関による形式的・画一的指導の助言のあり方が伏在していたといえないだろうか。（この点，後述の第６章の中で，とくに諸機関との関係における農家の評価にみられるするどい批判の言を参考にする必要がある。なお，農民層がうけた教育機関による教育については第４章に前述）。

第２節　酪農民の現状における経営問題の把握と経営の志向性

このように，現状からみた「大型機械化酪農経営」確立への歩みにおける問題の現出過程は，一口にいって，より有機的体系性を志向することによる経営の質的展開への適応過程の問題として剔出しえた。そしてこのことは，現状における各農家が考える経営上の問題にどうあらわれ，それをどう評価しているかということに関連した事象を提起する。

第１項　経営における問題点の把握

Ｔ部落２３戸は，すでにふれてきたように酪農専業農家と酪農畑作混同農家及び畑作専業農家から構成されているが，経営形態の相違は当然にも営農上の問題・経営志向においても，異なった問題を提起すると考えられるので，酪農専業と酪畑混同及び畑作専業との三つの経営形態に分類して考察することにする。

以上の三つのグループに分類すると，表５―２―１が作成される。

表５―２―１　経営形態と階層

	上　層	中　層	下層（Ⅰ）	下層（Ⅱ）	計
酪　専	④ ⑤ ⑥ ⑧ ⑨ ⑪ 14 17	② ③ ⑫	15		１２戸
酪　畑		16 19	13		３戸
畑　専		18 ㉑ ㉒	㉓		４戸
土地貸し その他				① ⑦ ⑩ ㉔	４戸
計	８戸	８戸	３戸	４戸	２３戸

まず酪農専業形態と酪畑混同・畑作専業形態をとる農家の現状における経営上の問題点を比較してみると，表5—2—2の如く，酪農専業農家は10戸中7戸までがなんらかの意味で労働力の問題をあげており，酪畑混同・畑作専業の2戸に比し，酪農専業農家においては，労働力の問題が最大のネックとして立ちあらわれているのが看取される。次に多く指摘されている問題は，飼料不足，飼料確保の困難さである。これが，酪畑の場合，⑯の1戸だけであるのに対し，酪専の場合6戸にもおよんでいる。調査時の昭和50年春先に雪ぐされ病が南十勝地方に漫延したこともあり，飼料不足・飼料確保は，焦眉の課題として酪農民の間に意識化されたとはいえ，すでに飼料不足は上層農＝多頭数飼育農家にとっては，第2の問題として浮上する背景を有していたといえよう。

表5—2—2　経営の問題

＜酪　専＞		
労働力	7戸	（④⑤⑧⑨⑪②③）
飼料不足・確保困難	6戸	（④⑤⑥⑨⑪⑰）
農産物価格	4戸	（②③④⑧）
資　金	4戸	（③⑤⑧⑪）
土　地	2戸	（⑤⑨）
施設・機械	3戸	（⑤⑨⑰）
生産資材高	3戸	（⑭②③）
収　支	1戸	（⑧）
＜畑酪・畑専＞		
労働力	2戸	（⑯△23）
後継者	2戸	（⑱⑬）
飼料不足	1戸	（⑯）
農産物価格	3戸	（△21△22△23）
収支・経営内容	2戸	（⑯⑬）
経費高・生産資材高	1戸	（△22）
土　地	1戸	（⑬）

次に問題となるのは資金である。酪畑混同畑作専業の場合は資金が問題であるとする農家は一戸もないが，酪農専業の場合全体の4戸までが，何らかの形で資金を問題としている。その次にあげられる問題は，農産物価格，土地，施設・機械，生産資材価格等である。この点，酪畑混同，畑作専業農家の場合土地，施設・機械問題は少なく，主に市場価格の問題に収斂しているのが，酪農専業とは異なっており，とくに注目しなければならないのが，酪農専業農家の場合，各農家の問題が複合的になっており，例えば，③の場合は，労働力，農産物価格，資金，生産資材価格とあらゆる領域の問題が自らの経営の問題として感じているということである。

そうしたなかで，経営の集約点である収支の問題を指摘するのは，酪農専業では一戸のみで，酪農混同，畑作の場合は2戸となっている。すでに第2章の経営分析のところで見てきたように，経営内容は酪農専業農家である農家が必ずしも最終余剰では有利ではなく，特に最終余剰がマイナスとなっている酪農専業農家⑨⑪③は経営的には「危ない農家」であると考えられるが，これら3戸は経営収支が問題であるとはせず，労働力，飼料確保，資金，土地，施設・機械及び市場価格の諸問題を提起する。このことは，酪農専業農家にとって経営収支の問題は，自らの経営を分析する中で，個別領域の問題として意識されていることを物語るが，他面，酪畑混同，畑作専業の様に，作付品目の組合せ及び乳牛，肉牛飼養とを結びあわせた経営を全体として，「収支がよくない」と捉える様な総括的判断 ── 経営の集約点としての収支問題を率直にとらえる過程 ── を稀薄化させ，自らの経営の危ない状態をリアルに認識することを回避させていると客観的には判断せざるを得ない状況を生みだしている。

最後に，後継者の問題がある。これは表５－２－２のように，経営の問題として理解しているのは⑱⑬のみであるが，実は，後継者の問題は客観的にはこの二戸のみの問題ではない。この問題は終章でとりあげる。

以上，おおまかに現状の問題点を指摘してきたが，かかる問題に対して各農家はいかなる打開策をもって，対処しようとしているのであろうか。

第２項　打開策と経営志向の特質

酪農専業農家からみていくが，その際，トップグループである④⑤⑥と，経営内容としては「危ない」⑨⑪③及び自ら収支が問題であるとする⑧，さらに労働力の問題をあげていない⑭⑰，負債が全くない②に分けてみていこう。

まず，④⑤⑥のトップグループであるが，その基本的な属性，経営上の問題，営農計画を整理したのが表５－２－３である。④⑤⑥とも乳牛６０～７５頭を飼養し，畜舎内の労働，飼料不足が当面の問題となっている。家族保有労働力をみると，当主は二代目の３０才台，二世代夫婦家族で，一応農業従事者は４～５人となっているが，基本的には当主夫婦二人が担っており，ライフステージも長子が５～１０才で，子弟が労働力として機能するまでには至っていない。

営農計画については，各農家ごとに異なっており，表に掲げてある項目にそって各農家の志向性・計画を要約してみると次の様に整理されよう。

④の場合

３４才の当主を中心に７人家族であるが，乳牛頭数は７５頭とT部落の中で最も多く，土地面積５０余haで，産乳量170tを生産し，粗収入1,500万円にのぼるが，その８割にあたる1,200万円の負債をかかえる。

家計費は年間１４４万余で，月１２万平均となっている。経営上の問題としては，畜舎内労働が２人では困難になっており，休暇が必要となっている。しかし具体的な解決策はもっていない。飼料不足は今年の場合，購入によって解消するほかないが，すでに草地が不足しており，小作もしている。当面は反収を上げる方向で，土壌の改良を考えている。しかし，堆肥を入れる作業は労力がかかり，仲々むずかしい。しかし，いずれ土地面積そのものを８０haに増反することも考えている。機械は今年も個人化の方向で導入してきたが，今後もチョッパー，トッパンローダーを個人所有することを考えている。施設は，3～4年先を見通した施設にしたい。そうした意味では，将来，搾乳が50頭台になり，年令も４０才代になればフリーストール，フリーバーン等の畜舎を考えなければならないのではないかと④は考えている。乳牛では一頭当りの産乳量を4,500Kgを6,000Kgにし産乳量も２５０tにしてゆきたい。そのためにも育成牛の管理改善，牛質改善，飼料改善を図りたい，としている。

⑤の場合

⑤は当主（３９才）が昭和３１年に高校卒業後，豆作から酪農へ転換する（昭和３６年～３７年頃）。

いま，父の入植時の夢，トラクターを使う大農場経営が二代目によって実現されつつあるのであるが，現在の経営と将来の計画をみると，次の様に整理されよう。

つまり，６１頭飼育は，④と同様，畜舎内の労働と飼料不足をひきおこしているが，④とはいくつかの点で類似点と相違点がみられる。その第１は，飼料不足は地力向上，草地造成で解決しようとしている点で類似しているが，土地拡大では⑤は現状維持とし，労働力の点では，④と同様，施設の改善による解消という点で類似しているが，⑤は資金の都合で現状維持。乳牛についても，資質の向上という点では一致しているが，頭数

表5—2—3　経営の現状と今後の計画

農家番号（階層）		④（上）	⑤（上）	⑥（上）
当主年令(代目)・ライフステージ		34才（二代目）・5才	39才（二代目）・長女9才	34才（二代目）・長男10才
家族数（農業従事者）		7人（4人）	6人（5人）	7人（4人）
最終余剰		1,847千円	2,814千円	3,041千円
経営面積（耕地負債）		54.6ha（45.9ha）	46.6ha（34.3ha）	35.4ha（32.5ha）
乳牛頭数（聞きとり）		75頭（48＋27）	61頭（34＋27）	59頭（33＋26）
産乳量		177.3t	137.2t	160.6t
総収入／家計費		15,510千円／1,447千円	14,234千円／1,813千円	13,912千円／1,462千円
負債		12,000千円	15,000千円	7,800千円
経営上の問題		畜舎内労働・飼料・牛質改善	畜舎内労働・飼料・畜舎施設・土地の傾斜・資金ぐり	労働力・飼料・共同経営の相手
今後の計画	土地面積	不足ぎみ，小作10.5ha いずれ80haにする	現状	将来的に10ha増（価格，場所でむずかしい）
	土地利用及び地力	反収をあげる，4.5～5t／反→6t／反，土壌改良，堆肥・石灰・化学肥料を入れる。（堆肥入は労力が多くかゝる）	草地造成及び地力向上で飼料確保（土地の傾斜，湿地，金があれば整備したいができない）	反収を5t／反にする。アルファルファを導入する。（管理上のむずかしさある）
	飼料確保	今年は飼料を買うより他ない。	（乾草ベーラー3,000個，サイレージ250t確保しているが不足）	濃厚飼料のかわりにヘイキューブを入れる。
	労働力	2人ではムリな面ある。たまには休みたい。40才代で50頭はゆるくない。フリーストール，フリーバーンとか畜舎形態を考える必要ある。	施設に金をかけて労力をはぶくより他ない。（長期低利の金融があるといいが）	2人にかわりなし，共同経営を考えている。（労働時間制にして，持分でわける仕方を考えている。2～3年前から相手をさがしている。相手に条件はない。）
	機械	今年はだいぶ入れた，ブロード，プラウ，デスクの個人化もう少し入れなければならない チヨッパー・トッパンローダー	ベーラー・チヨッパー・ブロアー・マニュアスプレッダーを個人所有にする。	これ以上必要ない。
	設備	3～4年先の設備にしたい。	現状維持（いつきよに作った施設でないので作業が円滑に出来ない。便利に使えるように建て直したいが金がない）	牛舎を増築してパンクリーナーを入れる
	乳牛	4,500Kg／1頭だが6000Kgにしたい。177t→250t 育成牛の管理改善	現状維持で資質を高める。良い牛のみわけ方を勉強したい。	4.8t／頭→6t／頭 あまり数をふやさず質の向上搾乳牛を33→40にしたい
	粗収入(農業所得)	2,500万（？）	1.500万（600万）	1,800～2,000（？）
	経営形態	これまで牛をやったので牛をやめて他へということは考えられない。酪農だということでやっていかないとうまくいかない	稲が早くて豆がとれないし，畑も波状になっており機械化畑作にはむかない。牛一本で酪専に。	酪農専業

は④が５０頭以上の搾乳を予期しているのに対し，⑤は現状を維持する考えである。尚，機械化については共に個人所有の方向で機械化する点で共通である。

以上のように⑤は，土地規模，施設，乳牛頭数での現状維持という方向が強く打ち出されているのである。その最大の理由が，資金の問題であり，最終余剰では④より約１００万多くなっているが，負債が1,５００万円と粗収入1,400万円を上廻っており，⑤の父子の合意事項となっている酪農の軌道化が，今一つの転機を迎えているといえよう。しかも④は将来の飼養形態の変化をも見こしているのに対し，⑤の場合，現状の問題にかなり焦られているのである。これに対し，次に見る⑥は，将来の見通しとして，共同経営を考えている点で④⑤と異なっている。

⑥の場合

⑥においても，労働力・飼料の問題をかかえ，④⑤と同じように，反収を上げ，乳牛の資質を向上させ，一頭当りの産乳量を増加させることを将来の計画の目標としているが，④⑤と最も異なる点は，⑥が労働力の問題を契機として，共同経営を志向している点にある。しかもすでに２～３年前から，その相手をさがしており，相手がみつからないことを，経営の問題としてあげている。⑥の経営内容をみると，④⑤⑥の中で，土地面積，乳牛頭数は一番少ないが，産乳量は１６０ｔと多く，しかも最終余剰は３００万と最も多い。負債も７８０万と一番少ないのである。かかる経営内容の⑥が積極的に共同経営を志向しているということである。

④⑤⑥の営農志向をみれば，地力の向上，乳牛の資質改善の２点で内容の充実を図ろうとすることは一致している。しかし，規模の拡大，設備投資では相違をもたらしている。多頭化による労働力不足の問題への解決策はみつかっていないが，④は飼養形態の転換もありうるとしているし，⑥は共同経営に活路を見い出そうとしている。三者とも酪農専業形態以外はありえないとし，今後も酪農一本でやろうとしている。現在の粗収入は1,400万円～1,550万円にある三者であるが，将来の粗収入の計画をみると，④が2,500万円，⑤が1,500万円，⑥が1,800～2,000万円となり，志向性から見る限り，トップグループ自体が分化する傾向が読みとれる。

しかし，こゝで何よりも注目しなければならぬことは，⑤⑥に端的にみられたように，これ以上の飼育頭数増は考えられていないということである。④においても，もはや現状でも労働力の面で無理がきており，搾乳牛50頭段階にしたら飼育法を変えねばならぬことを真剣に考えている。搾乳牛の頭数増という面からは，あきらかに「ゴールなき拡大」に農民層自身の中から歯どめがかゝっているといわなければならない。

⑨ ⑪ ③及び⑧はどのような志向性を抱いているのであろうか。このグループは階層的には③が中層に位置し，他の２戸は上層に位置している。当主は全員二代目で３２才から４０才にわたり，ライフステージでは長子が５才～１１才と，やはりトップグループと同様に子弟が労働力として機能するまでには至っていない。経営土地面積は３７haから４５haにわたっているが，そのうち耕地面積は中層の③を除き３０ha台にある。③は若干少なく２５haにとどまっている。乳牛頭数においても③は３７頭と他の３戸が５０頭以上であるのに対し一段階下にあり，とりわけ産乳量で130ｔ規模と90ｔ規模，総収入で1,000万円以上と700万円程度とあきらかな規模別相違がみられるのである。しかし，最終余剰は⑧が５０万程度の黒字となっている他は，１２０万～260万の赤字となっており，負債も⑨が1,900万円とＴ部落の最高額を示し，他の３戸も1,200万円とトップグループ並の負債をもっている。

かゝる性格をもつ⑨⑪⑧③の志向性を整理したものが表５－２－４である。その特徴点を整理すると次のようになるが，経営内容の打開を個体販売に求めているのが注目される。

表５－２－４　経営の現状と今後の計画

農家番号（階層）		⑨　（上）	⑪　（上）	③　（中）
当主年令（代目）・ライフステージ		４０（二代目）　１１才	３2才（二代目）長男9才	３8才（二代目）長女5才
家族数（農業従事者）		６人　（４人）	７人　（４人）	７人　（４人）
経営面積（耕地面積）		３７.１ha　（３２.０）	４２.８ha　（３９.９）	３７.６ha　（２５.１）
乳牛頭数（聞きとり）		６０（４０＋２０）	５３（３１＋２２）	３７（２５＋１２）
産乳量		１２９.４ｔ	１３２.６ｔ	９１.５ｔ
総収入／家計費		１２,０１４千円／３,０１７千円	１３.９７９千円／２,５８８千円	６,９４０千円／１,８８３千円
最終余剰		△１,２３９千円	△　１,４３１千円	△　２,６５４千円
負債		１,９６０万円	１,２００万円	１,２００万円
経営の問題点		労働力・飼料・機械の大型化・土地の傾斜	労働力・資金（担保がない）　飼料・協同組織	乳価・労働力・資材高　土地・資金
今後の計画	土地面積	１０ha小作→１０ha増	１０ha小作（拡大のメド有り）	現状の中でやる
	土地利用	地力をあげる（堆廐肥入）草の品種改良　オチャードグラス主体→オーチモシータカクロバー	草地改良のほかない	生産性高める　ルーサンを入れる（栄養価高）
	飼料確保	短期間に天候に左右されないで仕上げる。（機械の大型化）	今年は乾草を購入しなければならない。	
	労働力	ヘルパー制の導入　乾草は大型機械で共同　デントコーンサイレージは農協へ、実行組合を牛飼いなら牛飼いにわけ、拡大しないものとをわける。	ヘルパー制　サイレージ、乾草の一貫作業で共同化　協同組織をがっちりと実行組合を生産組織にかえよう。	対策ナシ
	機械	今年トラクター一台　堆肥撒布用ワゴン（共同）　機械の大型化→農協の機械センター	現状のまま	７０馬力のトラクターもう一台、共同の機械は作業時間が集中し、個人的所有に。
	施設	サイロアンローダー（自動吹上機）	現状のまま	バンクリーナー、パイプライン
	乳牛	個体改良・牛の技術習う　２～３年来、高い牛を入れている。	搾乳４０頭、育成２０頭（個体販売）育成を共同にすればよい。	搾乳３０頭＋仔牛（１５～２０）にしたい。（土地・労力・資金の関係で困難）
	粗収入（農業所得）	１６９０万円（４７３万円）	2,000万　（６００万）	1,000万　（３００万）
	経営形態	畑をやってもむずかしい　国の政策をみても酪農がよい。	ビート１５０万あるが労働の事考えると酪農へ。	畑と牛は労力的にできない。

⑧　（上）
40才（二代目）長女11才
7人　（4人）
45.7ha　（32.6）
52（31＋21）
136.4t
11,760千円／1,332千円
487千円
1,200万円
労働力・収支・資金 農産物価格
もう5町位増（離農者いれば）
排水が良くなった
乾草を30t増、サイロ100tを建設し、250t→300t
機械でカバーしていく。
搾乳を35～36頭に、育成牛の技術を勉強中
1,800万（550～560万）
個体販売230万に。

⑨の場合

負債が1,900万円と多く，年間粗収入1,200万円を6割ほど上廻っている。聞きとりによれば，更に総合資金を入れることが決定し，畜舎増築を行なっている。成牛40頭に対し，産乳量実績が129トンと頭数の割に低いことは，目下頭数の拡張中のためでもある。勿論，トップグループと同様，労働力の問題が最大のものとしてあげられている。また飼料確保の困難さ，機械の大型化の問題を指摘しているが，⑨のこれらの打開策は，飼料確保の点では，地力をあげ，草の品種改良を行ない，機械の大型化による適期作業で能率的にやる。土地は小作している10haを買収する。労働力対策では町で始めるヘルパー制を導入し畜舎内労働の通年化を解消し，乾草は大型機械による共同作業，デントコーン・サイレージは農協委託，またサイロアンローダーによる飼料給与の省力化を図る。経営の中味については規模の拡大と同時に，力を入れるのは個体改良である。すでに2～3年来高い牛を導入してきたし牛の技術習得に励んでいる。このグループの特徴は，この個体改良に力を入れ，これによって経営の好転を図るところにある。すでにみた第Ⅰのグループにおいても，個体改良は経営の目標に設定されるが，経営全体のバランスの中で，多頭化による粗放化の改善，これ以上の多頭化が困難であることから，一頭当りの生産性を向上させるといった意味が強いのに対し，このグループの場合は，経営の危険な状態を回復させる鍵を個体を改善し，個体販売による収益の増大に見い出している。

⑪の場合

⑨と同様に，労働力不足をヘルパー制の導入で解決し，飼料問題は，草地改良による生産性の向上と小作の10町を購入する予定。機械・施設は現状維持で搾乳を10頭増の40頭にし，育成牛は販売用に20頭規模にする。⑪の場合は資金の問題が大きく，資金を入れようにも，すでにほとんどの資産が担保になっており，担保物件がない。なお，協同組織について⑪は，サイレージ・乾草の一貫した共同化を主張し，そのために，実行組合を生産組織にかえることを考えている。また育成の共同化も必要だとしている。⑨が総合資金を入れ規模拡大を実行しつつ，ヘルパー制や農協の機械センターへの期待が大きいのに対し，⑪は協同組織作りにも力点を置いている点で共同経営を志向する⑥と⑨の中間的位置にある。これに対し③⑧は機関や協同組織への希望を明確に表明していない。

⑧の場合

労働力の問題と共に，収支，資金，農産物価格をあげているが，機械力による労働力のカバーと離農者があれば5haの土地拡大，飼料の若干の増加，育成牛の技術，個体販売という計画を示すのみで，問題解決を，個体販売に求

める傾向が強く，将来にわたる経営の展望はあまり見られないのである。

③の場合

③の当主は，昭和３０年に高校を卒業し，その頃から酪農化を志向するが，構造改善事業が打ち出される頃からであり，③の父は，構改によって「一つの柱が出た」として，大規模化へ踏みきろうとするが，結局「伸びようとしていたので構改は利用したが，負債を多く」するのである。「町の役場の指導を信じてやることが大切」と述べ，政策に追随する形でやってきており，③の当主は昭和４４年に結婚しているが，妻が東京の印刷会社の事務員であったこともあり，「のんびりやっている」と自ら述べている。

搾乳牛を３０頭にし，仔牛を１５～２０頭にしたいが，土地，労力，資金の関係で難しいと左程積極的な展開志向がみられない。労働力問題の対策は特に示さなかったが，７０馬力のトラクターをもう一台所有し，バンクリーナー，パイプラインの設置を考えている。飼料は，土地規模の現状のなかで，栄養価の高いルーサンを入れ，生産性を高めることが計画されている。現状維持的傾向が強い。

以上みてきた計画のなかには，経営の収支が最終余剰でマイナスの状態であることを意識し，特にその点を解決する具体的方策はみられない。ただ個体販売に経営の好転を期待するといった，多頭化の見通し論で出されてきた内包的拡大，内容の充実といった一般的方針の枠から出ていない。そうした意味では「収支が悪い」といった経営に対する総括的視点を明確にもち，その分析をより掘り下げる視角が必要とされるのではないだろうか。そのなかから，ヘルパー制の導入，農協の機械センターの利用，機械の個人所有化，さらに協同組織化が，自らの経営内容にとって如何なる意味をもつのかも明確になり，経営の指針となるのではないだろうか。

最後に労働力の問題をあげなかった⑭⑰と負債が全くない②をみてみる。⑭⑰は上層であり②は中層に位置する。

⑭⑰は当主年令が４９才と５３才と比較的年令が高く，⑭は長男（２０才）が後継者として確定しており，⑰も３代目が後継ぎとなっている。また②は二代目で３６才と若い。⑭⑰と②は，いままで見てきた農家と比較して，負債がずっと少ないということが共通している。②は負債が無い点で特異であるが，⑭も２２万円とほとんど無いと等しく，⑰も700万円と全て1,000万円以上の負債を抱えている農家と比較して少ない方といえる。しかし⑭⑰と②は粗収入であきらかな如く歴然とした格差がある。すなわち，⑭⑰の1,380万円以上と②の約600万円とでは倍以上の格差を有している。これが経営上の問題指摘にも当然あらわれており，⑭は購入飼料の値上りを，⑰は飼料確保の問題を第１にあげているのに対し，②は，農産物価格，臨時雇の労賃，機械価格と価格の問題のみをあげているのである。それではかかる問題の解決を含め，将来の計画をどのようにたてているのであろうか。

⑭の場合

⑭は長男が高校を卒業し，本別の農業大学で学びながら農作業に従事し，さらに次男も酪農科を高校で専攻しており，子ども２人が将来酪農をやると期待しており，そのときは畜舎を増築してやることも考えているが，基

表5－2－5　経営の現状と今後の計画

農家番号（階層）		⑭　（上）	⑰　（上）	②　（中）
当主年令（代目）・ライフステージ		49才（二代目）長女21才	53才（二代目）　4才	36才（二代目）長男8才
家族数（農業従事者）		3人　（3人）	8人　（4人）	6人　（4人）
経営面積（耕地面積）		34.7（30.0）	39.5ha　（32.5）	50.8　（32.0）
乳牛頭数（聞きとり）		43（25＋18）	60（35＋25）	23（16＋7）
産乳量		107.5t	137.1t	45.3t
総収入／家計費		13,979千円／2,588千円	13,843千円／2,490千円	5,947千円／791千円
最終余剰		1,470千円	2,290千円	2,134千円
負債		22万円	700万円	なし
経営の問題点		畑作・購入飼料	飼料・機械・施設（サイロ）	ビート価格・労働力の労賃・機械価格
今後の計画	土地規模	10haふやす（離農⑦跡地から）	5ha購入予定（資金の見透しあり）	
	土地利用	採草地をふやす 草地30ha、放牧地12～20haに（畑をなくす，土地をふやす）	単収あげる	国の草地改良 原野利用
	機械	草関係は共同（ハーベスタ，ベーラー）	共同利用やめて個人でそろえる。 80HPのトラクター 牧草作業機	（構改不参加）
	設備	息子2人やるなら畜舎建てる。1人ならバンクリーナー入れる。	当面は現状のまま	
	乳牛	搾30頭に。計40頭若牛を少なくし，遊びをなくす。品種改良で能力を上げる。	80頭	
	労働力	長男，二男がやるといっている。	現状維持（4人）	草とり1日2,600円，5～8月と4人確保送り迎えその他工夫
	粗収入（農業所得）	1,500万（500万）	2,000万（500万）	1,000万（？）
	経営形態	牛をふやす→施設をふやすということはあまり考えていない。借金しないやり方で安定した経営する。 購入飼料が約倍になっている節約するしかない。畑をなくし，酪農のみにする。	酪農は収入が安定しており，計画性があるから。 労働力は3人だし，あまり金をかけないで，現状を考えた上で可能性を追求したい。	酪・畑でやる。政府の方針が一貫しない。牛の負債がたまる。 農産物価格は関係機関に。

本的には，牛と施設とのイタチゴッコの拡張はやらない方針で，借金のない安定した経営にしたいと考えている。これまでも畑作を若干続けてきたが，労力的にも無理になってきており，今後は酪農一本にしてゆくが，飼料不足による草地の拡大というさしせまった問題への対処でもある離農地10haの購入も予定している。現在総頭数43頭であるが，搾乳を25頭から30頭にし，総頭数は現規模を維持する。若牛を少なくして，遊びをなくし，品種改良で能力を上げる。機械装備はハーベスター，ベーラーなど共同で整備する。昭和52年の第二次構の導入も決まっている。以上のように[14]は，負債もほとんどなく，乳牛規模も搾乳で25頭と小さいが，総収入で1,400万近くあり，この点ではトップグループと比しても遜色がない。これは畑作によるものと考えられるが，[14]は畑作をいずれやめ，酪専化の道をとろうとしているが，しかし借金をせず，安定経営が目標である。

[17]の場合

[17]も酪農は収入が安定しており，計画性があるからと酪専化した農家である。[17]と[14]は，同じ部落で，作業機の共同利用など生産上の関係が強いが，土地規模もほぼ同じである。総収入も1,380万円と[14]と全く同水準にあるが，乳牛総頭数では[14]よりも17頭多く，搾乳牛では10頭多い。産乳量も30t多いが負債は700万円と30余倍になっている。また最終余剰は[17]の方が80万円多いが，家計費は10万円少ないことなどを垣間みると，[17]は[14]が畑作をやめ酪農一本化した後の経営を映し出しているかのようである。つまり，同じ総収入をあげるために，[17]は負債を増大させ，乳牛頭数を多くし，産乳量をあげたが，飼料不足をもたらし，サイロの施設が充分でなくなってきたし，機械も共同利用ではなく個人所有にしていくことが必要となってきた。しかも乳牛はさらに20頭増の80頭飼育を計画し，労働力が3人だから，あまり，金をかけないで現状を考えた上で可能性を追求したいとする。総論的志向性は[14]と類似しているが，80頭飼育が労働力や資金，施設，設備にいかなる問題をもつかは充分練られていない様である。

② の場合

②が負債をしないのは，経営内容によるものではなく，②の父の個人的体験からくる忌避によるものである。乳牛頭数は23頭と少なく，総収入が600万円弱と酪農上層の半分以下であるが，最終余剰は210万円と他とひけをとらないのは，負債がないことと，畑作（ビート）によるものと思われる。（しかし，家計費は年間79万円で月平均7万円となっており，酪農上層よりは低い。）経営計画としては，酪農畑作混同形態で今後も続けるとし，それは政府の方針が一貫しないし，牛は負債がたまるためとし，自律性をもって経営を行なってはいるが，自律性が閉塞的になり経営の展開をゆきずまらせる恐れがなしとはしない。

これまでみてきた酪農専業農家の経営問題と経営志向をまとめてみると，次のことがいえるであろう。

酪農専業農家が共通に，そして最大の問題として意識しているのは，労働力不足と飼料確保の問題である。労働力不足は，第1に多頭化のもとでの畜舎内労働の強化と飼料の量的増加に伴う労働強化の現実的問題として，第2に家族保有労働力の現況が，将来，経営を拡大しようとするときのネックとなるという問題として，第3に，労働の通年化が余暇，休暇の要求とかかわった問題として問題化している。この点にかんして，第1の現実の労働強化の打開策を考える際，当然将来の経営のあり方との関連で計画がたてられる。そのとき，個別経営の枠内で解決しようとするものと共同経営や協

同組織のなかで解決しようとするものにわかれる。個別経営の枠内で解決を計画するものは，現状維持的志向のなかで，機械化でカバーしようとするもの（⑤③⑧），規模拡大を考え，飼養形態をかえていこうとするもの(④)にわけられ，共同経営や，協同組織の中に現状及び将来の活路を見い出そうとするもの(⑥⑪)との中間的位置には，諸機関への作業委託や分業化のなかで解決の方向を考えるもの（⑨⑧)もいる。しかも第3の問題の解消手段としてのヘルパー制に期待をかけるもの（⑨⑪）は，それほど多くない。ヘルパー制が根本的な労働力不足の解決とならない以上，労働力対策は，もう一歩家族協業形態そのものの検討をも含めて考えられなければならないといえよう。

次に飼料の問題であるが，第1に乳牛頭数の増加にみあう飼料の量を充分に確保できず，現規模の乳牛の飼養自体が困難になってきたこと，第2に，収量増加のための化学肥料多投は質の低下をもたらし，量質低下のもと産乳量を低下させること，第3に経営の局面打開を個体販売にもとめる方向が出てきているとき，飼料の量質低下は乳牛改善にとっても障害になること，とりわけ昭和５０年に発生した雪ぐされ病による牧草の収量低下は，飼料確保の問題が経営の中で大きな問題となり，地力をたかめ生産力をたかめることが課題視されるに至ったといえよう。こうした状況のなかで，地力が問題だとした6戸を含めほとんど全農家が生産力をたかめる，草地造成をする，土地を拡大するといった計画を有する。しかし，生産力を高めることが即，土壌改良に結びつくかどうかは，労力，資金の関係で予断を許さない状況である。

飼料確保の点でさらに注意しなくてならないのは，小作関係とヘイキューブの普及である。④⑥⑨⑪が各々１０㏊程度の小作関係をもっているが，これは後継者のいない第３のグループととり結すばれ，しかも第３のグループの離農待ちでそれを購入しようとする志向性が広汎にある。

次に酪畑混同，畑作専業経営についてみるが，この第２のグループはすべて中，下層農で，そのうち純粋に畑作一本なのは⑱一戸のみである。他の５戸のうち ⑯ ⑬ は乳牛と畑作，㉑㉒㉓ は肉牛と畑作となっている。旧Ｈ部落が肉牛を導入したのは昭和４２年に㉑②他一戸の三戸が和牛組合をつくって，肉牛の飼育をはじめたが，５戸以上でないと補助事業入らないというので，㉑㉒㉓が昭和４５年に道庁の貸付牛を導入し，旧Ｐ部落と共同で甜菜酪農事業によるトラクターを購入して以来のことである。

⑱は種イモ，ビート，豆類を作付し，経営を行なっているが，長男が他出し，二男もまだ中学二年で後継の意志があるかどうか判らず，経営の最大の問題になっている。このため，世帯主は資金投下の必要な酪農への転換はしないとしており、畑作のみで今後もやるとしている。

旧Ｐ部落の ⑯ ⑬ は，乳牛をそれぞれ３０頭，１４頭を飼育し，⑯は次第に乳牛飼育の比重を高めつつある。 ⑯ ⑬ の世帯主は共に４０才台であるが，⑯は定時制高校を卒業した後継者が確定しているのに対し，⑬は長男が中学生でまだ後継が確定しているわけではない。しかも，⑬の世帯主は慢性腎臓病をわずらい，⑯の世帯主はこの２～３年頭痛に苦しめられている。このため，⑬の世帯主は長時間の重労働には限界があるため，妻への労働依存は厳しいものがあるし，⑯の世帯主は最近ではトラクターを運転すると，猛烈なすい魔におそわれるが，病院に行く暇もないと訴えている。

⑯の場合

経営の問題点としてあげているのは，労働力の不足，利益が少ない，畑作が負担になっていること，乳牛

表5－2－6　経営の現状と今後の計画

農家番号（階層）		⑯（中）	⑱（中）	㉑（中）
当主年令（代目）・ライフステージ		49才（二代目）	52才（二代目）	56才（一代目）
家族数（農業従事者）		6人（3人）	5人（3人）	4人（4人）
経営面積（耕地面積）		23.1（20.3）	28.4（23.4）	28.9（23.6）
乳牛・肉牛頭数		30（20＋10）	—	㊉ 14
産乳量		66.6 t	—	—
総収入／家計費		9,251千円／1,389千円	7,389千円／1,037千円	7,019千円／ 574千円
最終余剰		1,926	2,783	1,521
負債		380万円	80万円	800万円
経営の問題点		労働力，利益薄，畑作飼料不足	後継者問題	肉価格
今後の計画	土地	最低30町（出作も考えている）		40haにしたい。ヘイキューブに7～8町出している。
	土地利用	3割が抜根のよせた分これを除去。3番刈まで糞尿を入れ増収（金肥つかえない）	土地管理で地力落ちてきた。30年頃から緑肥を自分で入れてきた。	草はあまっている。草ふやして豆をやめるつもりない。イモを少しやる。畑作（豆，イモ，ビート）を主体として，草地を畑にかえていく。
	飼料確保			
	労働力	畑作があるから大変出面どり（イモの選別）夫婦2人で20頭限界		
	機械	テッター，レーキ等牧草用これから本腰。チョッパー，個人所有化		豆のハーベスタ，脱穀機ビートの機械，牧草の機械（本機の個人所有）
	設備	パイプライン，バンクリーナー，3年後畜舎増築		現状　堆肥盤，尿溜，サイロが不足
	乳牛 肉牛	今年2頭町貸付牛を入れた。受精を自分でやりたい。		牛と畑半々の計画であったが牛がよくないので現状
	粗収入（農業所得）	1000万（　？　）	不明	1000万（400～500万）
	経営形態	豆今年でやめた。イモ，ビート		酪農を現段階からはじめるのは問題。ビートは肉牛よりよい，豆は現状（の価格）ならなんとかやっていける。冷害なければ良い。

㉒ （中）	⑬ （下(1)）	㉓ （下(1)）
59才（一代目）	42才（二代目）	44才（一代目）
4人（4人）	6人（2人）	5人（2人）
44.5（30.1）	19.9（13.2）	18.0（15.7）
㊞ 16	14（11＋3）	㊞ 16
—	28.9	—
10,136千円／ 206千円	4,552千円／ 548千円	4,616千円／ 892千円
2,193	977	518
不明	80万円	なし
経費（肥料高，機械高）	収支，土地，後継者，地力	労働力肉価格
5haに拡大，隣接部落にある	自分の野地を草地化する。	3～4ha増
豆10ha，根菜5ha，牧草15～20haにする 生産をあげる 地力を上げる	牧草地を12～3haにする。 バレイショ，ビートはのこす。 種イモはじめた。牧草の更新（酪農は故障も多い。一番草と二番草の間がヒマだということもある）	地力，金肥一本やりをやめ，もとの畑にもどしてやる。 堆肥の投入 輪作体系（牧草→ビート→イモ→マメ→小麦→牧草）
		酪農家なみに，時期になったら草を刈らねばならない。
	大きいものは共同作業 イモ，ビートの植えつけ	（子どもの送り迎えが朝夕30分ずつが大変） 家畜がいると畑に出られない。 光地園
ビートハーベスタ トラクター ダンプ	個人所有はない。 共同でイモの掘り取り機械を購入。	導入予定ナシ 機械にくわれるようなことなくす。
		ナシ
肉牛は30頭まで	今年4頭入れた。 廃牛のかわりに妊み牛を。	肉牛はふえない。 繁殖から肥育にする気持あるしかし，肥育にすると夏でも家畜いる。
不明	700万（？）	600万（200万）
農畜林の組み合せ 輪作体系の整備		乾草と豆が重複している。 牧草売り，去年400万円になった。牧草売りの方が牛よりもうかる。

頭数の増加によって飼料が不足していることである。労働力の不足は，乳牛が３０頭になり，酪専化の規模に入っているため，乳牛飼育に時間がとられ，畑作が負担になっているという畑作から酪農化への転換する際に誰しもが経験している問題を，現に経験している。そのため，今年から豆作をやめ，種イモ，ビートだけにしている。また，乳牛飼育も夫婦２人で２０頭が限界だと感じている。将来においては，パイプラインやバンクリーナーによる省力化を考えている。畜舎も３年後には増築し，多頭化を考えているが，後継者は，酪農だけでは経営のおもしろみが少ないから，畑作も続けたいと思っている。

飼料は，現在の２０haでは絶対的に不足である。最低３０haの耕地が必要であり，現在出作も考えている。また，耕地の有効的な使用として，耕地の３割をしめる抜根畝の除去が必要である。さらに，反収増のため，牧草の３番刈りと糞尿の積極的な投下を引き続き行なってゆく。

機械化は，共同の作業機を利用してきたが，作業時期がかちあうため，他人が使用していない早朝や，夜遅くまで仕事をしなければならないことや，圃場から圃場への移動を急ぐための傷みが激しい。今後は，テッター，レーキ等の牧草用作業機を本格的に個人で揃え，チヨッパーの個人所有化も考えている。

酪農の基礎づくりは，父の経営方針が畑作主体であったため，旧Ｔ部落よりも遅れ，技術的にも経験が無かった。このため町主催の農業大学に通い，技術の習得に励んだ。今後は，受精も自分でやりたいと考えている。

⑬の場合

⑬においても，⑯と同様，酪農化を志向しつつあるが，乳牛頭数１４頭，昨年の牛乳出荷実績３０トンと少なく，酪専化には，至っていない。子供は中学２年の長男を頭に，３人の男子がいるが，後継者の問題も大きい。このため，資本投下もひかえており，牛舎も世帯主が自分で木を切りだし，馬屋を改築したもので間にあわせており，タワーサイロも保有していない。経営の問題は，収支，土地不足，後継者問題，地力をあげている。

土地不足は，拡大を考えておらず，２０haのうち，７ha位が野地であるため，これの草地化で，牧草地を12～13haにしたいとしている。また，飼料不足は現在 ⑮ の牧草を ⑱ と共同で収穫してやっており，その収穫分を三者で折半している。畑作の種イモ，ビートは今後とものこす。それは，酪農は牛の故障が多く，不安定であるし，一番草と二番草との間がヒマであるということもある。

イモ，ビートの植えつけ等の労力のかかる作業は共同作業でやっており，機械も個人所有のものはなく，共同でイモの掘り取り機械を購入する予定である。

乳牛については，故障が多く，今年も廃牛のかわりに妊み牛を４頭入れており，個体改良が問題となる段階には至っていない。

⑯ ⑬ は畑作から酪農化へ移行する過渡的形態であり，共に酪農を今後どう進めるかの問題と同時に，畑作をどうするかの２つの大きな問題をかかえている。その背景には，酪専農家の先進部分を間近にみて，酪農専業形態がかならずしも経営的に有利でないことを知りつつ，飼料，労力の面で混同形態では無理な点もでてくるという，二重の困難さにぶつかっている。しかし，⑯と⑬では階層的にも経営の内容でも異なっており，とりわけ，後継者の有無によって今後の展開は大きく相異するものと思われる。ところで，肉牛と畑作の混同経営である △21 △22 △23 はどのような特徴をもっているのであろうか。

㉑㉒は世帯主が５０才台で，労働力が４人と比較的豊富な労働力を保有しているが，㉓は５人家族で夫婦２人の労働力である。この３戸は，畑作に肉畜を結びつけて経営を行なっているが，14～１６頭とほぼ同規模である。しかし，耕地面積では，㉒が３０haと多く，㉑は２３ha，㉓は15haと差異が認められる。このことは，収入にも反映し，㉓が 1,000万円以上，㉑が ７００万円㉒が ４６０万円となっている。

３戸が経営問題としてあげているのは，肉価格安（㉑㉓），経費高（㉒）と結局，価格の点で共通しており，㉓が労働力の問題をあげている他は，その点のみである。この３戸の今後の志向性を見ると，次の様である。

㉒の場合

㉒は旧日部落で，もつとも大きい経営規模（44.5ha）を有しているが，さらに５haの拡大を計画している。経営の問題は，肥料高，機械の償還で経費がかゝる点にある。今後は畑を主力とし，農業・肉畜・林業の組合せで経営を立てていく。問題は生産を高めるには地力をあげることにある。そのために，牧草をとり入れた輪作体系と堆肥の投入が大事である。基盤整備をして，土地の性質が手にとるようにわかることが，収量を上げることになるし，農業の根本だ。現在豆類１０ha，ビート５ha，牧草１５～２０haを作付しているが，豆で60Kg当り１万円としても反収2.5～３俵収穫すれば，１０haで 300万円になる。経費５割としても150万の収益になるから，充分やっていける。肉牛は，地力増進のため昭和４４年に導入したが３０頭までにする。また，機械はビートハーベスタ，トラクター，ダンプの購入を予定している。

㉑の場合

㉑は後継者が未婚であるが確定しており，経営規模も４０haまでにしたいとしている。肉畜をはじめたときは，肉牛と畑作の比率を５分５分にしたいと思っていたが，肉価格が下落し，牛は現状維持でやっていく。そのため，現在牧草があまっており，ヘイキューブに７～８町売っている。これからは豆，イモ，ビートを主体にして，草地を畑にかえていく。酪農は，現段階からはじめるのは問題であるし，ビートが肉価格よりも良い。豆も現状の価格ならなんとかやっていける。ただ冷害が問題である。

機械は，豆のハーベスタ，脱穀機，ビートハーベスタ，牧草の作業機の整備を考えており，とりわけトラクターの個人所有化が強く志向されている。しかし，全部揃えると1,000万円になり，資金の問題がある。とくに㉑の場合，８００万の負債があり，畑作農家としては，他と比して，負債額が多い。設備は堆肥盤，尿溜，サイロが不足しているが現状でまにあわせる。

㉓の場合

㉓は戦後の分家で，労働力も２人と少なく，経営規模が１５haと小さい。ここでは労働力の問題が他の2戸よりも大きな問題となっている。つまり，子どもの学校への送り迎えの朝夕の３０分が大変な状況にあって，農繁期には，乾草の収穫と豆が重複し，労力的に大変である。経営規模としては，あと３～４haの増加を考えている。また生産の面では，肉畜と畑作の比率を6対4の割合にするつもりだったが，価格が低く，不安定なため，4対6ないし3対7の比率でやっていくつもりでいる。とくに，牧草→ビート→イモ→マメ→小麦の輪作体系をとっていくと同時に，金肥一本やりはやめ，堆肥の投入によって地力をたかめ，収量をあげていく。肉畜の繁殖を肥育にすることも考えられるが，肥育にすると，夏場も飼育に手がとられるため，畑と競合して無理である。また，牧草を昨年の場合 400万円近く販売しており，牧草と豆が作業面で競合しているが，牧草の方が

牛よりももうかる位である。

ビートは△20 △21 △22 △23で同反別づつ共同作業で行なっている。また，経営的にも機械の個人所有化には至らず，導入予定はない。

以上の3戸の営農志向の特徴点は，畑作を主体にした輪作体系の強化である。畑作の収益安定が直接的に地力に依存していることから，寒冷地の農業の基本農法である輪作体系へのきわめて強い志向性がみられるのである。肉牛導入による肉畜化は価格の下落により停滞しているが，そのためあらためて畑作重点に経営の方針をかえると共に，肉牛の飼料生産を有機的に畑作に結びつけることによって，経営の展開を図ろうとしている。しかしながら，経営の問題点が肉価格の低さにあげられていることは，市場の好転，あるいは肉価格の保障による安定化政策があるなら，急速に肉畜化へ移行する可能性をはらんでいるといえよう。そうした意味で輪作体系による畑作経営が，経営形態において，冷害等の自然条件において，決して安定性のあるものでないことを物語っている。

第3節　農民層の営農志向と学習にかかわる諸問題

1）　さて，かようにみてくると，農民層の営農志向は，「家」としての経営のあり方，具体的には，「酪専」か「酪畑」か，また「畑作＋肉牛」かによってあきらかに異なっている。「畑作+肉牛」層は，肉牛価格の不安定性から，むしろ畑作に重点をおく方向をしめしており，「酪畑」層はあきらかに「酪専」への志向性を有している。そうして「酪専」層は，もはや「ゴールなき拡大」に終止符をうって個体改良と粗飼料確保に重点をおく方向を示している。こうした意味で酪専層への道をあゆむ酪畑と畑作層との営農志向は異なっているといわなければならない。そうして，酪専段階に到達した層と，それを現在目指している層とでは，そこにおける諸矛盾の立ちあらわれ方もたしかに異なっていた。また酪専層がすでに外延的ではなしに，内包的拡大への志向性をもつのに対して「酪畑」層には，「酪専」を目指しての規模拡大が看取される。しかし，そこには自づと共通せる認識が芽生えてきている。第一には〃個体改良〃の方向が芽生えているということ，しかし，〃個体改良〃の目的は，酪専層の内部において異なっていた。「危ない」経営の場合，個体改良によっての「育成牛の販売」にむしろ経営の危機打開の方向が特徴的に看取された。第二に，各層に共通してみられたものは地力増進への志向性である。「酪専」及び「酪畑」を目ざす層，また「畑＋肉牛」層いずれにおいても，土地の拡大を目指しながら，それを志向している。「酪専」になるにつれての粗飼料不足は現実化している。さらなる草地造成と地力の回復は「経営」的にも志向せざるを得なくなっている。つまり，そこには草地に地力をつけ，品質も改良する方向，また個体改良による乳質および産乳量向上の方向，また育成牛の管理改善により個体販売収入をます方向がみられる。そうして，それは畑作＋肉牛層においては，肉牛を組み入れた輪作体系の確立への志向性となって立ちあらわれていた。しかしながら第三にいわなければならぬことはそうした志向性は「家族協業体」として「家」にもとづいてなされている以上，そして，現実的に「家」それ自体の自立限界線がたゆまず上昇し，その上での経営の「大型化」は，すでにみたような「労働力」不足，また，その「限界」という矛盾を土台にふま

えているということである。こうした枠組の中で，「営農」の志向性において，たしかに幾つかの道すじが現に存している。 (イ) 「家」としての労働力の世代的確保，これはすでにみたように必須の条件である。後継者の存せぬ「家」は，それ自体農業生産者の戦列から離脱せざるをえない。
(ロ) 「機械化」，それは自らが農業生産者として現代を生きる以上，不可欠の前提条件とせざるを得ない。 (ハ) けれどもその中で，すでにみたような現実的に解決しなければならぬ諸課題が生まれている。そして，こうした解決課題を如何にとらえ解決するかということで，たしかに生じている幾つかの道すじの基底にたちかえって問題を分析するならば，ⓐ 第1は，その現に自らが歩ゆんできた「道」を土台として，マイペースでいったか否かという問題。ⓑ この問題は実は自らが現におかれた状況を如何に認識し，その上での志向性が如何なる内実を客観的に有しているかという問題とふかくかかわるという点 ⓒ さらに「家」の枠をこえた農業生産の社会性を如何に志向するかの問題を現実的に提起している。 ⓓ こうした過程の中で現段階における農産物価格の問題，農政のあり方の問題を含めてわが国の農業の位置づけに関する一定の認識，評価が農民層の中に生まれてきている点を忘れてはならない。（第6章第4節でこの問題はふかめる。）つまり，言葉を替えるならば，前節で私たちが詳細にみた問題は，「大型機械化酪農」への道を歩むさい，構造改善事業を導入して，積極的にその道を選択的に歩ゆんだか，あるいはマイペースの道を堅持したかといった単純な二分法では解けぬ問題を提起しているということである。たしかに，上層農には飼料不足・確保問題，また労働力不足そして，資金不足を問題点としてあげるものが多い。多額の借財の上で「大型機械化酪農経営形態」確立への道を志向してきた以上，現にそうした矛盾は直接的に解決しなければならぬ矛盾として提起されている。そのことの中で，適期，適作のために，大型機械の個別所有への志向性がみられることも事実である。けれどもこうした土壌の中で社会的協業形態への志向性が立ちあらわれている点を，私たちは注目しなければならない。ところで，この問題は，農民層に従前とは異なった意味での主体的力能の発展を好むと好まざるとにかかわらず要請せざるを得ない。こゝに農民層にとってのあらたなる段階での学習の問題が提起されることになる。

2) 農民層が，いま意識的に学習の主要目標とおいているもの，また，そのためのメディアは次のようなものである。すなわちそれは，

④ 「乳牛資質の改善」仔牛の飼養管理，牧草の反収増 ：メディア雑誌「ディリーマン」「近代酪農」そして農業新聞，獣医
⑤ 「良い牛の見分け方」：モデル的農業をみてまわる。
⑥ 「経営分析の方法」 ：酪農振興会の講習会 → ⑥の妻は育成技術習得のための通信教育をうけはじめた（なお，⑥の舎内労働の型は夫婦型，したがって労働時間は妻主担型より短かい）
⑧ 「育成牛の技術」 ：農協，乳牛改良同志会
⑨ 「牛の技術」
⑭ 「飼料問題と乳牛管理」 ：農協一道庁草地課から講師をよぶ。
⑯ 「受精の方法」（自分でやりたい）
⑰ 「地力の基礎にもどり粗飼料の問題から再検討」
㉒ 「土地の基盤整備を行ない，肉牛との一貫作業の体系をつくること」 となるが，上層8戸中の

7戸，中層8戸中の2戸が目的意識的にこうした目標を設定していることがあきらかとなる。下層においては，かかる目標を設定している「家」はない。また，粗収入レベルではなしに，純収益レベルでみると，「酪専」のトップクラスをゆく④⑤⑥の3戸は，いずれもこうした目標を設定しておりさらに粗収入クラスで上層，そして何よりもマイペースでゆく⑭⑰もかかる目標を設定している。「危ない経営」であった⑨⑪③⑧のうち，2戸⑧⑨がかかる目標を設定，酪畑では⑯，畑＋肉牛では㉒のみがかかる目標をとにかく目的意識的に有している。つまり，上層を中心として，かような目標，しかもそれは当面の解決課題である乳牛の資質改善，育成牛の管理，草地造成 ── 地力をつけた ── にその学習目標が収斂されているということを知る。しかしその学習のための方法となると，それが未だ具体化していない農家もあり，また，それが多様化していることに気づく。雑誌，通信教育利用のものから，農協，さらに乳牛生産同好団体，先進農家見学から〃なし〃まで，個々の農家ごとにそれは分化している。つまり，具体的な学習方法のレベルにまでおりると，学習内容にひろく共通性がみられたにもかかわらず，それは個々の農家ごとの対応となっている。

しかし，先述したように，「危ない経営」の⑪③⑧，とくに③の場合，労働力，農産物価格，資金，土地，生産資材価格等あらゆる領域での障害をつよく感じているにもかかわらず，とくにこうした主体的な学習の目標は設定していない。

3) ところで，こゝでの問題は，すでに第1節に指摘したように，すでに歩ゆんでいる「大型機械化酪農」への諸階梯の中で不可避的に要請されている〃経営〃の諸要素を自家保有労働力を土台において如何に有機的構造的に把握するかという点，かかる意味での「経営分析の方法」をあげているのは⑥のみであるということである。ところで第1節で私たちが剔出してきた論理は，次のように表現することができる。すなわち，少なくとも生乳を生産する過程からみて，個体管理を最優先するという場合，生体系（乳牛個体）── 自然系（土地・粗飼料）── 技術系（機械・設備）── 資金系（資金収支バランス）── 補助系（化学肥料，濃厚飼料）といった各系の内的体系的把握が必要だが，多頭数になるにつれてその基軸である生体系 ── 自然系のバランスがくずれてきているということ，そしてかかる過程は，資本系における巨額な負債導入をともなって技術系での酪農生産様式の変革をともなったわけだが，補助系での代置が勝ちすぎて，とりわけトップをゆくクラスはその限界に逢着してしているということ，あまつさえ経営収支は「危ない経営」にみるごとくきわめて危機的な状況にあり，さらに酪農生産そのものを支える農民層の「労働強化」もその限界にきているということ，以上の過程は，少なくとも全体としての日本資本主義の発展の中で農民層にもたらされるたゆまぬ，その〃自立限界線〃の上昇という総経済過程を土台としているわけだが，その中で，〃経営収支バランス〃を改善するというさい，現実を生き抜く農民層にとっては，まず自からが直接的になしうる行動の目標レベルにまでおりてつねに問題を把握しなおすことは，その第一歩であるといわなければならない。その意味において，「ゴールなき拡大」に歯どめをかけて，草地 ── 地力づくりから，個体改善をまず土台において，すなわち生体系 ── 自然系の再建からそれを志向する態度の中には，たしかに農民層にとってもっとも基本的な姿勢が表現されているといわなければならない。こうした土台の上にたって「経営」の問題は思考されなければならぬことは事実であろう。

けれども，次にふれなければならぬことは，前述のようにその具体的な学習方法のレベルにまで立

ちかえってみると，それが個々の「家」ごとに分化しているということ，学習レベルまで含めての組織化は未だ立ちあらわれてはいないということであろう。しかし，ここでは次の二点を指摘しておきたい。第一は，現在，T部落の農業経営を実質的に支えている後継者層においては⑥の帯広畜大卒（獣医）のほか，高卒者がその大半をしめていること，第二は，第二節でみたように，⑥⑧⑨⑪等々の中に家族協業体の「枠」をこえた，社会的協働・協業形態への志向性があきらかに芽生えていること，つまり，総体としての生産諸力の発展の中で酪農生産を支える農民層のもつ諸力のスタンダードはあきらかに上昇し，個々の「家」にその志向性が分化しつつある段階を経過する中で，社会的協働・協業形態への志向性が立ちあらわれているということがそれである。「経営」の問題を個別の「家」をこえたレベルで，すなわち，地域における営農諸様式の社会化のレベルと考える志向性がそこには芽生えつつある。しかし，これらの諸点については現実のT部落の村落構造の変動過程，さらにその中での地域諸機関の果たす役割，それら諸機関の現実的あり方に対する農民層の評価と，その民主化への志向性さらにまた総体としての現段階における「後継者問題」の持つ意味等の吟味を含んだ総括が当然のことながら必要とされよう。かかる点の解明は次章以下で行なわれる。

第4節　要　　約

以上，T部落における酪農「大規模化」の進展に伴なう経営・生産上の諸問題の現出とそれに対応した技術習得過程ならびに今後の経営志向性のあり方をみてきたが，ここで一定の要約を行なうことにしよう。

その第一は，第1節でみたように，少くとも飼養頭数20～29頭段階（より明確に顕在化するのは30頭以上段階）となると，乳牛の疾病多発といったクリティカルな事態の発生を契機とする，所謂「個体管理」上の問題に直面するようになる。そしてこのことは，多頭化に伴なう草地拡大による飼料確保のあり方（金肥への依存化にみられる如く）が，反省，自覚化されてくる過程と深く関連せざるをえない問題でもある。言いかえれば「地力低下」の問題につきあたることを通し，まさに個体管理は土地，飼料との有機的な関連の中から捉え直さねばならないという観点がより明確化してくるのが，この20～30頭段階を画期とするということである。この傾向はとりわけ，上層農につよくみられる。このことは，従来までの所謂，畑作との併存（混同経営）による飼料への配慮ならびにそのことゝも関連する乳牛の個別的管理への行きとどきが，一定の地力を維持しえたが，その後の多頭化に伴ない，結果的には草地，個体の手ぬきと粗放化が現われだし始め，その規模拡大のスケールメリットが地力低下を契機に各経営的局面に連鎖して，そのデメリットをみせはじめるということである。そこには，従来までの経営の個別的な技術・知識の適用ではもはや有効性がなく，むしろ，各局面をいわば個体 ── （草地）── 粗飼料といった有機的関連において考慮せざるをえない経営論理が重要になってきたことを物語る。

この点，旧P，旧Hの中下層農の酪畑混同，肉牛併存の畑作専業の形態をとるところでは，酪畑相互の労働力配分のあり方，ならびに輪作体系の定着化をはかろうとする中で肉牛飼養と畑作との有機的関連性を志向しようとしている論理とは次元を異にしている。

次に第二として，第２章でみた如く，そうした多頭化が家族内保有労働力の稼動限界ぎりぎりの線で行なわれてきたため，資金導入に基づく機械・設備の大型化による労働力の代位・補完が積極的になされ，その結果，一部は省力化をもたらしつゝも，他方では新鋭機械の稼動率をあげるべく，「機械に使われる」農民への労働強化を高めざるをえない現象が生みだされてきたことである。Ｔ部落22戸（これ以外にあるもう１戸は調査不能のため除外）のうち，既に後継者不在から在村しつゝも離農寸前にあるものが，調査時点（昭和５０年７月）で５戸にも達し，残り１７戸のうち１２戸と約７割までが，何らかの形で労働力難を訴えている。その点は，旧Ｔの上層に位置する酪農専業農家において，その「不足」や「稼動限界」が主に指摘されているのに対し，旧Ｐの中下層の酪畑混同，畑作専業農家の２戸（⑱，⑬）では，むしろ後継者の先行き不安がみられ，現状での低迷にあえいでいるといった現実を指摘しうることである。こうした労働力の障害因は，当然にも資金導入に基づく規模拡大によって生産をあげ，その成果を借入資金の返済にあてざるをえないことゝ不可分の関係にあることはいうまでもない。「多忙ばかりで所得が少ない」⑫，「苦労ばかりで収益がない」⑯ といった声にみられる如く，投資効率にみあった収益上の採算性に疑問がなげかけられている。このことは障害のもう一つとしてあった飼料確保難が，強く意識されながら，それへの手だてが草地の内実強化という形で十分になしえない苦悩として，さきの資金借入の重圧 ── 労働の過重に規定されて，色濃く影をおとしていることを物語るといえよう。労働力ならびに資金運用の相即的循環のあり方を媒介として，個別的な家族協業形態のあり方自体が，問い直されざるをえない段階に，これら酪農民の現実はあるといえる。

第三の問題は，そうした経営困難の深刻化の中で，すでに第１，第３節でふれた如くその経営・生産に関わる技術・知識の習得過程（学習課題と対象）の現実と志向性には，一定の階層差がみられるという点である。少くとも，上層農の場合，旧知の実習所時代からの同僚間での体験交流の他，先進地区農家ならびに農協，普及所といった諸機関が重層的に組み合わされ，それらの相互関連を通した多様な習得形態を有しているのに対し，中下層農ではむしろ，それはより単一化しており，習得範囲も町内・部落内というように狭小となっている。一部の有力上層農（④，⑤，⑭）では，部落町を越えた範域での学習活動を行なっており，その成果が，リレー・ポイント的に他の上層農や中下層農へと伝播せしめられてきたコミュニケーションの特質がみてとれる。そこには明らかに，情報資源の活用における階層差が看取しうる。この点，今後の学習目標を明示している９戸をみても，そのうち７戸までがすべて上層農であるというところに示されていた。そうして「乳牛資質の改善」「地力づくり」にそれが収斂されていたこともすでにみたところである。けれども後章でさらに検討するように総体としてＴ部落構成各戸があらたなる段階で，その諸力能を自ら伸長しなければならぬ状況におかれており，また事実伸長しつゝあることは事実である。

第四にふれなければならぬのは，第２節でみたようにそうした中で，個別の「家」にもとづく家族協業体の枠をこえた，すなわち，かっての旧Ｔ部落入植者層が有していた〝むら〟的社会紐帯とは質的に異なったところの，社会的協働・協業への志向性が立ちあらわれてきているということ，しかも，それは「家」の世代的発展を伴なった後継者のもつ諸力との関連をぬきにしてはもはや語ることができないということである。

第 6 章　村落社会構造とその変動・変革過程の分析

第 1 節　部落社会の史的変遷と構造的特質

第 1 項　はじめに

すでにみたように２３戸の農家をもって構成されるＴ部落は旧Ｔ，Ｐ，Ｈの三部落の合併（昭和４８年）によってできた。そして旧三部落ともその農民層の移動はきわめて激しかった。旧Ｐ部落の場合，昭和６年の開拓以降２２戸が入植，１５戸が離農，旧Ｔ部落の場合，昭和９年の開拓以来３１戸が入植，１９戸が離農，旧Ｈ部落では昭和１３年以降２４戸が入植，２０戸が離農している。しかし，戦後入植が一段落して以降，昭和４０年代の大型機械化酪農段階までは旧Ｈ部落を別として比較的定住戸は固定しており，この間，部落社会の構造がそれぞれの部落ごとの営農志向性をもちながら展開したといえる。そして現在，現実の激しい農民層の分解の中で，Ｈ部落わずか４戸，Ｐ部落７戸とそれ自体旧部落単位でひとつの社会を構成するにはあまりにもその戸数減は激しくなっている。部落合併はそれに相応した行政的措置としてとられたものであるが，以下本章で分析するように部落内各戸の社会関係は未だ旧部落単位の枠内で営まれている。実行組合も旧部落単位である。行政措置としての部落合併によってただちに現実の農民層が形成する生産・労働一生活の場としてのその社会のあり方が変わるわけではない。その社会とは如何に少数戸になったとはいえ，すでに第４章でみたような各戸の生活史の重みを内在して形成された社会なのである。

旧三部落は，その入植の当初からその形成のあり方が異なっていた。[1] とりわけ体制からの手厚い保護のもと道庁の「模範部落」として形成せられた旧Ｔ部落の場合，入植者層の教育を含めて，きわめて組織的に集落づくりがなされた点にその大きな特徴がある。こゝでは，(イ)入植者はあらかじめ十勝実習所において一定の教育訓練をほどこされた。そして開拓にさいしては，(ロ)統一的な作付計画がなされ，(ハ)開墾５年目の成功検査のさいには土地は部落共有とされ，(ニ)集落形成も密居制をとった。(ホ)部落民は開拓にさいして三つの誓いを共有した。「(1)今後は和をもって部落是としよう。(2)各人平等に一人一役を持って部落各部門に専心しよう。(3)最低５年以内に寒地農業確立のために乳牛を入れよう。」[2] がそれであるが，とりわけその土地の共有制は以下みるように現段階において大巾にくずれつゝあるとはいえ，現Ｔ部落の中での当初入植者層の離農率が旧Ｔ部落においてもっとも低いということに結果されている。

以下，しばらく旧Ｔ部落について部落社会形成についての特徴点をみてみよう。

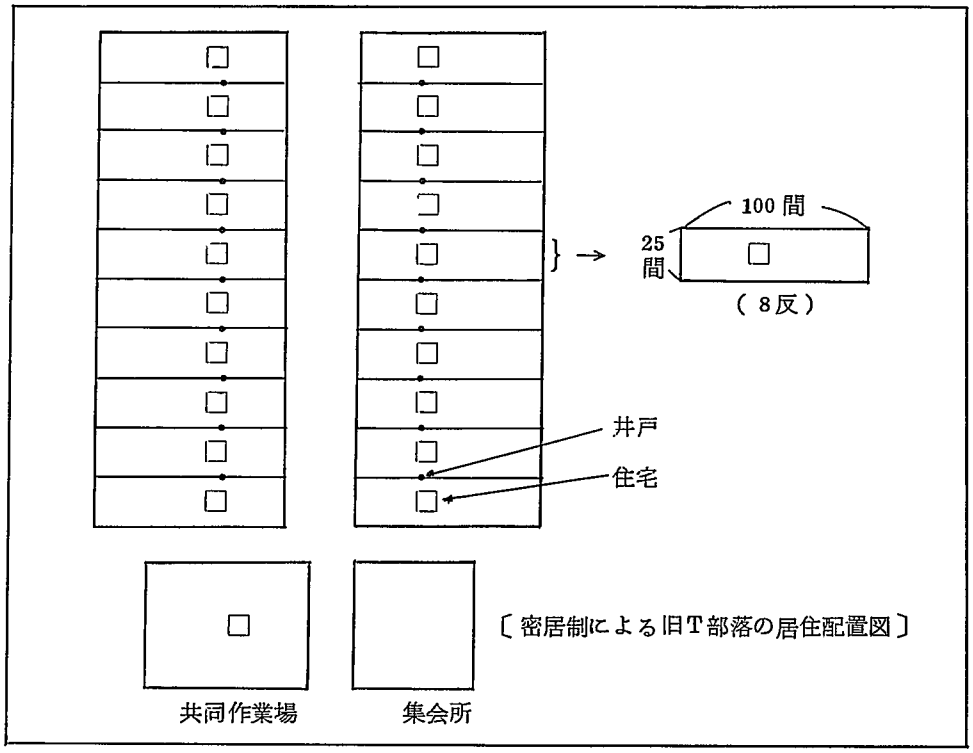
第 2 項　旧Ｔ部落における土地共有制

旧Ｔ部落では，土地は一律１０町，入植者の集団は北海道内陸部では珍らしい密居形態の集落をつくった。それは図６－１－１にみる如きもので，道路をはさんで１０戸ずつの家屋を配し，家屋と家屋の間に井戸を堀り，端に共同作業場を配した。次の記述がある。

「同部落は，実習場用地に隣接せる一帯の高丘地なるを以て地味並に保有立木等実習場用地と大差なく，約240町歩の平坦なる一団地を成せる農業適地なり。而して其の密居制に依る区画法は各戸１０町歩宛とし，団地の中央に六間幅の道路を通じ，此の両側に間口２５間，奥行100間（約8反歩）の宅地を設け，中央十字路に接して公共用地を設けて集会所及共同作業場の設備あり，耕地は別に５町歩，４町２反歩の二区とし各戸の

宅地より300間以内に1区，600間以内に1区を有せしめ，之が配当は地形，立木の多寡等経済上の条件を均等ならしむべく考慮したり。即ち従来の一般密居制に比し宅地面積を拡大したると耕地を二分し農業経営上距離に依る便否の差を可及的に尠くしたるものなり」[3]与えられた土地は当時の十勝の平均的な経営面積であった。十勝における1920年の平均的経営面積は8町で，1929年は10町，1937年は11.5町と比較的外延的拡大をとげていた。[4]

図6－1－1　密居制にもとづく居住配置図



入植者は，はじめ神社に参拝したあと（実習場内にあった〃旧T神社〃），共同居小屋に入った（2棟各24坪）。3月であった。5月上旬に各自の家屋ができた。家屋建設にさいしては18戸を6戸ずつの3組にわけての共同作業を実施した。そのあと共同居小屋は1棟が集会所，1棟が共同作業所になった。共同作業所には共同耕作用農機具としてデスクハロー2台，コールターハロー2台，プラウ4台，カルチベーター4台，動力脱穀機1台，噴霧器3台，唐箕1台，また自家食糧の精穀，製粉のために小型発動機，製粉機，精穀機それぞれ1台がおかれた。いずれも道からの貸付であった。入植各戸に対しては1戸1頭あての補助耕馬と隣接2戸共同で農機具が貸付を含めて用意された。

かようなひとつの共同社会としての部落社会建設の方向は，土地共有制の上にたった部落全体での作業体系の確立，その社会的保証としての部落一人一役主義，部落社会のシンボルとしての神社の建設．また町レベルでの産業組合組織への率先しての加入等々，下から当時の「生産力」の発展段階にみあった地域社会建設の方向をあきらかに志向していた。

イ）土地に関しては開墾5年目の成功検査，土地の登記にあたって「各人の土地は部落全員の保有」にするというとりきめがなされた。「土地処分にさいしては，持ち合うものに対して行なうか，持ち

合うもの全員の了解をえなくしてはならない」というとりきめである。しかし，私たちの調査によると，それはその段階での２０戸が自らのものとしていた配当地の「持ち合い」であって，その後の各戸の私的土地所有を排除するものではなかった。周囲には未開墾地が国有地として多数存した。私たちが確認した限りでの戦前段階における各戸の土地集積は次の如くである。

①の場合 ―昭和１１～１２年に増地４町，計１４町

②の場合 ―昭和１２～１３年に道に申入れて５町の払下げをうけた。計１５町

④の場合 ―昭和１２年，国有地の払下げをうけて５町増加。計１５町

⑤の場合 ―昭和１４年までに国有地の払下げなどで増地２９町―２０町を耕作，主として豆作―。計３９町。土地資金は立木と馬でつくり，あとは実習場出入り商人から信用貸りした。

⑦の場合 ―昭和１１～１２年に１２町増地，計２２.５町

⑧の場合 ―昭和１１年に入地のつづきの土地をもっていた人が土地を売りたいといってきたので，７町５反（うち耕地３町）を700円で入手した。その代金は３年間で返すことができた。昭和１３年，道の払下げで１４町増やし，１４年に近所の農家から５町買った。計36.5町

⑪の場合 ―昭和１４～１５年，１０町増地した。計２０町。うち１４～１５町は販売作物を作った。

かように，土地共有制の枠は一応ありながらも各戸のもつ基盤はそれぞれあきらかに異なりつつあった。大方は１５町程度の土地集積であったが⑤や⑧のように３０町の土地集積者もあらわれていた（第４章における入植者の「家」の自家保有労働力の差，すなわち郷里の親元からの援農等の事実に注意せよ）。

ロ）この旧T部落では入植当時１町１区画としての４カ年輪作体系が表６－１－１にみるように組織的に志向せられ，１カ年１戸当り 5,000貫の堆肥生産（反当 200 貫），また鶏２０羽飼養が部落ぐるみで計画された。

表６－１－１　入植当時の４カ年輪作体系

区画＼年次	１年目	２年目	３年目	４年目
第１区	えんばく	えんどう	ばれいしょ	中長，紅金
2	いなきび	大豆，紅金	えんばく	えんどう
3	そば，大豆	えんばく	えんどう	いなきび
4	菜豆るい	いなきび，ひえ	大豆	えんばく
5		大手亡，中長	玉蜀きび,デントコーン	ばれいしょ，ビルマ
6		そば	いなきび，小麦	大豆，小豆
7			大手亡	小麦
8			そば	大手亡
9				そば

前掲『大樹町史』　７６９頁　（再稿）

しかし，初期の段階では林産収入，具体的には立木の枕木としての商品化と炭焼き収入がその生活を支える生業で，食糧生産はむしろ自給に重点がおかれていた。次の昭和１０年度の部落全体の現

金収入はこのことを如実にしめしている。

作物収入	1,622円95銭
林産収入	6,196円29銭
雑収入	1,915円36銭
計	9,736円40銭[5]

全現金収入の63.6％が林産収入である。昭和9年，入植と共に冬季までに各戸に最低炭窯1箇の築造がこゝでは部落ぐるみ行なわれている。次の記述がある。

「昭和9年3月入地と共に，全員を三組に分ち共同して家屋の建設に着手したり。然るに資力豊ならざりしを以て配当地内の立木を伐採して最も経済的に之を利用し，現金支出平均70余円に止め，各10坪以上の母屋と厩舎を建設し5月上旬夫夫新家屋に移転するを得たり。之より開墾予定地の伐木及圃場整理を行ふと共に各自一頭宛の補助耕馬を購入し，隣接2戸と共同して貸付農具の外必要なる農具を備へ協力して開墾耕作に従事し，多くは4町8反歩，尠きは3町歩，平均3町8反歩の新墾を敢行したり。同年は本道未曽有の冷害凶作にして，加ふるに耕種其の時期を失したる為，作況は一般に不振なりしも冬季迄に各戸炭窯一箇宛を築造し，製炭に依り毎月40円以上の収入を得たると，立木処分に依りて枕木として有利に販売し一戸平均200円を挙げ，開墾補助金1戸約70円及府県出身者は移住補助金1戸350円の収入を見，初年目の難関を突破することを得たり。」[6]

かように生業基盤をその立地条件に相応して部落ぐるみで，その物質的土台レベルから構築したところに旧T部落の大きな特徴がある。彼らは入植の年の6月15日にT農事実行組合を結成したが，（この実行組合は内部を庶務，行政，社会，技術，経済，婦人の6部に分け，組合長並びに部長は互選であった。私たちの聞きとりによれば，物事をきめるのに絶えずジャンケンで行ない，〃ジャンケン集団〃とまでいわれた。）昭和9年，大樹町に産業組合が設立されると率先してこれに加入した。1口5円の出資金が必要で尾田地区120～30戸のうち，加入口数30口，うち16口は旧T部落であった。

そうして立木もなくなり，林産収入もとだえる頃，すなわち入植3年目，昭和11年には，全員1頭以上の乳牛を導入していた。そこには「入植当時の申しあわせもあり，道庁からの補助牛が1頭あり，産業組合が第2期拓殖計画による導入促進をすすめていたこともあり，頭数は少しずつ増えていった。」（⑥）という事情もあった。乳牛は経営の中心にはすわらなかったが，彼らの生活を助けた。「炭がなくなってからの生計は牛が支えた。つまり販売用にはマメを，生活費は牛という仕組みになった。」（⑥）「3頭も飼っていると，かなりの生活費となった。」（⑨）「牛などの現金収入があったので，肥料なんかは現金でバンバンかった。」（⑩）

ハ）ところで，旧T部落各戸の社会的結びつきは，その生活面にまでふかく及んでいた。部落社会のシンボルとしての神社は，「部落の鎮守として実習場内のT神社の分霊を祀ることとし，其の用地として部落内の丘陵地を共同用地として昭和10年設定し，同11年3月15日の入地3周年記念日に社殿の造営，遷座の式典を挙行」[7]した。入植した各戸にはすでにみたように（4章1節），入植にさいして一家を構えることが条件であった。入植者の多くは郷里から花嫁を同行した。彼らの創出した子女は昭和11年6月末で15名を数えた。[8] 私たちの調査から現住戸の結婚年と子供の誕生年を整理すると表6－1－2が得られる。昭和12年，旧T部落は私設託児所を開設する。保母を大樹市街地のHに依頼した。記録によると役場の助成もあったが，当時年10円の支出があった。[9] そして，この託児所はこの周辺部落からの利用者もあり，昭和34年まで続いた。

かように垣間みた限りにおいても，当時のわが国社会の「生産力」の発展段階，また国策が志向する方向に即して，この旧T部落は体制の模範部落として手厚い保護のもと，ひとつの典型として農村部落社会建設の道を歩ゆんだということができる。しかし日本社会はすでに国独資体制下に入っている。資本主義社会をさゝえる私的所有の原則は，こゝでも貫徹せざるを得ない。土地の持ち合いにしても，それ以外の土地の私的集積は事実としてすゝんでいたのであって，こうした点からも部落各戸の紐帯は基底的側面から崩れざるを得なかったといえる。[10] 土地所有規模別の階層格差は生ぜざるを得ない。また入植にさいして，本州出身者と道内出身者に対する補助金の相違もあった。さらに親元からの生活物資の援助等にも個人差があった。

表6－1－2　入植者の結婚年と子供の誕生年（旧T部落）

	結婚年	第一子	第二子	第三子	第四子	第五子	第六子	第七子	第八子	第九子	男子	女子
①	10年	●11年	●13年	●15年	○18年	●25年	○29年				2	4
②	8年	○10年	●11年	◎14年	●18年	●24年	●27年				2	4
③	11年	◎12年	●14年	○17年	●20年	●23年	○25年				3	3
④	9年	●10年	●12年	◎16年	○18年	○20年	○22年	●27年			4	3
⑤	11年	◎12年	●13年	●15年	●16年	○17年	○21年	●23年	●27年		3	5
⑥	9年	○ 9年	◎13年	●17年	○20年	○22年	○29年				5	1
⑦	9年	○ 9年	○11年	○13年	○15年	●19年					4	1
⑧	9年	◎10年	○12年	●14年	●17年	●19年	○20年	●25年			3	4
⑨	9年	◎10年	●12年	○15年	●18年	○20年	○24年	●28年			4	3
⑩	9年	●10年	●11年	●13年	○15年	○16年	●18年	●21年	●23年	●26年	2	7
⑪	10年	●11年	◎14年	○15年	●20年	○23年	○25年	○27年			5	2

凡例　○男子　◎現在後継者　S15年まで（32人）
　　●女子　S20年まで（46人）

「道庁から入植するに際して100～200円の自己携行資金を用意してくれといわれたので自分は実家から300円を借りた。実家でも村の誰かから借りたらしいが，自分では700円～800円は必要なのではないかと思っていた。」（⑧）「はじめの1年間は，米，味噌を内地から持ってきたものでまにあわせた。」（①）「親から1年間は米，味噌を送ってもらった。1カ月1俵はたべた。」（②）

こうした個々の「家」の生業基盤の相違は，実は無視しえないものをもっていた。それは耕馬導入に関してもいえる。1戸1頭の耕馬では，思うように開墾は進まなかった。馬は当時の北海道では開拓，営農に欠くべからざるものであった。それは，昭和初年に北海道農法として確立していたハロー，プラウ，カルチベーターを基軸とする「畜耕手刈」の技術体系の主動力であった。特に十勝畑作は比較的粗放な大面積をこなすため畜力農機具も自づと大型化せざるを得ず，馬2頭曳きの双耕プラウが広く普及していた。「入植してすぐ2頭の馬を入れたが，内地では金持ちのところしかいないのに，北海道では

表６－１－３　一期生の兵役期間とその後の状況

	兵役（期間）○印	
①	○	（18－22年）
②	○	（19－20年）
③		
④		
⑤	○	（19－20年）
⑥	○	（18－20年）
⑦		
⑧		
⑨		
⑩		
⑪		
S_1	○	46年離農
S_2	○	44年離農
A	○	戦後すぐ離農
V	○	戦中離農
S_3	○	戦死
H	○	44年前に離農
K		拓殖実習場場長松野氏とともに満州の開拓指導員となり離脱(14年)
U		
I		

①～⑪は50年8月現在在村者
アルファベットは離脱者

貧農のところでも入れていると随分感心した。」（⑨）

当時，耕馬購入に関しては50％の補助が出たが，それでもかなりの自己負担が必要であった。入植者は開墾に心をかたむけた。畑を熟させる必要があったからである。しかし，開墾補助金が請負者に素通りするという事例もあった。「1年目に5町をおこして40何円かもらった。他の家よりはやかった。これは家からもってきた金で既存の農家で耕し専門にやっている人にたのんでやってもらったからだ。たしか反2円だった。」（⑧）

こうして各戸の生活――営農基盤の相違はたしかに形成されつゝあった。そうした土台の上に，太平洋戦争による基幹労働力である世帯主の応召が相次いだ。旧T部落では，昭和9～10年20戸中，十勝拓殖実習場所長松野伝の渡満にさいして，3戸が開拓指導員として同行した。そして，定住した17戸中10戸が召集され，経営から離脱を余儀なくされた。

部落としての，この間のうけとめ方は苦渋に満ちたものであった。この間の事情については，すでに個々の「家」の生活史レベルにまで立ちもどって第4章でふれてあるのでこゝでは省略するが，「強制作付が出され，軍需作物である亜麻，燕麦を作らせるほか，豆やジャガイモなども全部供出の対象」（④⑨⑩）となり，「この間は，共同経営みたいなもので一緒に暮していくだけで，精一杯」（④）[11] という状況下で，とりわけ夫を戦場に出した妻たちにとって生活苦はより深刻であった。この間，世帯主の戦死，留守を守った妻の病死，また営農を続けられず実家にもどるもの等が続いた。

農業生産基盤そのものも破壊された。第3章表3－1－3にみたように，戦後段階の乳牛飼養頭数は，昭和11年段階に立ちもどっている。

第3項　戦後における土地共有制の解体過程

さて，終戦の20年段階，この旧T部落には25年に旧H部落に分かれた3戸を含めて29戸の農家が定住していた。昭和9～10年入植者のうちすでに部落を離れた5戸を除く15戸，昭和11～15年に入植した第2期生8戸，また拓殖実習所とは関係なく入殖した㉑を含む6戸がそれであるが，現在旧T部落に定住しているのは第1期生11戸である（⑫は拓殖実習場の卒業生ではない）。

第2期生はKが唯1人37年まで残ったが，38年に離農，2期生8戸は全滅する。そして実習所に関係なく入植した6戸のうち現存するのは旧H部落の⑳のみである。表6－1－4にもあきらかなように，戦争の傷はきわめて大きい。

ところで，実習場第1期生が旧T部落の主流をなすものとして定着した裏には，前述せる1期生を主体とした，土地共有制を土台においた組織的な形での部落づくりの過程があったことは指摘するまでもあるまい。ただその共有制は，昭和11年以降の個別の土地集積を排除するものではなかったことについては，すでにふれた。ところで，戦後，この土地の共有制は崩れる。土地を農林省に一たん譲渡して，然るのち，それを各戸に配分するという方法がとられた。「昭和27年3月1日付，国

表６－１－４　旧T部落入植者と大平洋戦争の影響

	1　期　生（９～１０年入植者）	2　期　生（１１～１５年入植者）	その他
終戦時定住していたもの	①　応　召	K	⑳ ● ｝旧H部落へ
	②　応　召	T　応　召	K1 ● ｝旧H部落へ
	③	U　戦　死	K2 ●
	④	O　戦　死	F　戦死 ｝旧H部落
	⑤　応　召	T　（⑦の弟）戦死	K3　（S2の弟）戦死 ｝独立のときは
	⑥　応　召	K	S2　戦死 ｝すでに離農
	⑦	O	
	⑧	Y	
	⑨		
	⑩		
	⑪		
	H　応　召		
	S1　応　召		
	S2　応　召		
	S3　戦　死		
終戦時すでに離農していたもの	K　満州農業技術指導員として渡満		
	U　〃		
	I　〃		
	A　長期応召で留守家族病弱のため離農		
	V　〃		

注　①～⑪ ⑳ 以外は，すでに離農したもの（⑫は戦後入植）

表６－１－５　共有地の「強制譲渡」にかゝわる資料

計画書区分	等級	反当賃貸価格	面積	賃貸価格計	令５条の額	筆数
農地	４５	１２０	1,319,721	1,583.73	532.13328	
	４３	９０	463,913	417.55	140.29680	
	４１	７０	819,406	573.59	192.72624	
			43,522	2.62	3.35360	
	計		2,646,702	2,574.87	876.68400	１０７
牧野	２６		287,326	3.50	44.16000	２１
合計			2,934,329反		924.19800	１２８

に対する強制譲渡集計表」によると，表６－１－５のようにこの段階で約293町の土地が１７戸に配分されている。各戸に対する配分は均一ではなく，最高３０町から最低１２町にまでバラつくが，１０戸までは１６～１９町の配当をうけている。しかし前述のように，各戸は，これ以外に個別に集積した土地を有していたことはいうまでもない。そして，この段階で，すべての土地が個別に分割された

わけではない。彼らは部落の共有地として３２町を残した。しかしこの共有地も「馬草刈りが必要なくなった」ためという理由で昭和４５年に解放，希望者に分割し，その代金を部落農家は平等に分割した（１戸7.5千円）。

かように，土地所有を含めて，現時，旧Ｔ部落は大きく変容しつつあるといえる。しかしながら，以下みる旧Ｐ，旧Ｈ部落と異なって，昭和９年入植者層が現在も主流をしめていること，しかもすでに戦前段階に部落としての構造が形成され，その構造自体，現時，するどく変容するという形をとるところに，以下みるとりわけ旧Ｈ部落のように，激しい農民層の移動の中でかかる構造すら形成されずに現時の変動期を迎えているところとの相違がある。

表６－１－６
各戸の取得面積

	面積
①	１４４７１５反
②	１８６００８
③	１７２２２２
④	１４８４２１
⑤	３０８２１５
⑥	１６４８０１
⑦	１８９４０５
⑧	１７０００００
⑨	１３５５２９
⑩	１４９４２９
⑪	１８３２１０
Ｈ	１７５０００
S1	１２９５２２
S2	１９４４１２
S3	１８３２１０
Ｋ	１７００１８
Ｏ	１３０２１２
計	２９３４３２９

第４項　農民層のモビリテイと部落社会

以上，私たちは旧Ｔ部落を例にとって，開拓以来，現在にいたるまでのその部落社会の史的変遷の一端を垣間みてきた。そこにおいてあきらかになったように，戦前段階の〝模範部落〟としての旧Ｔ部落においても，実質的に土地共有制は崩れ，各戸の階層格差は増大せざるを得ない構造の発展は，体制からなるその手厚い保護にもかかわらず，戦前段階から進展していた。加えて太平洋戦争による基幹労働力の召集の影響は大きかった。ところで，考えてみると，旧Ｔ部落のように〝部落共同体〟の建設そのものを体制的保護によって与えられていなかった旧Ｐ部落，また戦後開拓者を主体とするとはいえ昭和１３年以降，定住戸をみた旧Ｈ部落の場合，太平洋戦争の影響はより大きかったといわなければならない。その中で，部落社会は形成せられてきた。旧Ｐ部落の場合，私たちの調査によれば，昭和６年に３戸，昭和１４年にはさらに７戸が定着していた。そして，昭和２１年１２月のＰ部落の発足時（西当縁部落から分離）には１６戸の農家を数えた。昭和６年入植３戸中の２戸はすでに離農し，あらたに戦後開拓８戸が加わっていた。

昭和２４年，大樹町から忠類村が分村したさい２戸が忠類村に移るということになる。そして昭和３６年７月には１５戸の農家が定住しているが，昭和６年入植者は１戸，戦時中の入植者は４戸を数えるのみである。戦後の部落結成時からの農家は１２戸，３戸はその後の離農跡地入植者層である。しかし昭和４３年には農家戸数は半減して７戸となる。その後は移動なく現在に至っている。すなわち，昭和３７年以降４２年にかけて９戸が離農，１戸が跡地入植者として入った。この７戸のうち，５戸までは戦前入植者層である。この意味において旧Ｐ部落の場合，戦後入植者層とくに跡地入植者層の移動が激しいといえる。ところで，かように現在の７戸中５戸までは戦前入植者層であるということは，これらの層を中心とした部落の構造が存することを予測させる。事実，第３節でみるようにこの旧Ｐ部落には，自主的に形成された血縁のネットが現在の定住戸の間に張りめぐらされている。しかしこの旧Ｐ部落には神社はない。

ところで旧Ｈ部落の場合，昭和２５年に旧Ｔ部落より分離独立したさい９戸の農家を数えた。しかし，この旧Ｈ部落の範域には昭和１３年にＫが入植して以来，すでに１７戸の農家が一たんは定住していた。すなわち，戦前段階に入植した９戸のうち，私たちが確認した限りでも３戸は世帯主の応召，戦死で離農している。部落結成時まで残ったのは昭和１５年入植の ㉑ ほか３戸である。そして

戦後部落結成時まで戦後開拓９戸を含め１０戸の入植者を数えたが，部落結成時にはすでに３戸が離農している。この旧H部落では，その後，２６～３５年にかけてあらたに３戸の離農跡地入植者をみているが，離農者も多く３６年７月時点では定住７戸。その後３８年時点であらたに３戸入植，１戸離農，４３年に３戸の離農，４４年に１戸入植，定住７戸となっている。しかしその後４６年に２戸，４９年に１戸離農し，現在昭和１５年入植の ⑳，２１年入植の ㉑，２３年入植の ㉒，３４年入植の ㉓ の４戸編成である。

かように，この旧H部落の場合，旧P部落と比較して，その激しいモビリティは変わらないが，現住戸の定住年次であきらかなように，部落社会が固有の構造を有すること自体が，史的にみて非常に困難であったことが予測される。この旧H部落にも神社はない。

ところでこの旧P部落，旧H部落，そうして前述の旧T部落とも小，中学校は尾田市街地である。尾田市街には各種の都市的諸機関が存し，かつては開拓診療所もあったが，現在診療所は閉鎖されている。

さて，以上垣間みたところであきらかなように，旧T部落に比して，旧P部落，またとりわけ旧H部落の場合，部落が社会として構造化しえぬ状況の中で，現実の激しい農民層の階級分解に直面しているといえる。しかし以下にみるように，かような状況下においても，旧部落は彼らにとっての社会として現実に機能している。そうしてその構造をとりおさえるのが以下の課題となる。

ところで，その前に，部落社会の史的変容の過程をもう少し吟味することにする。すなわち，第一に私たちは，旧T部落を事例として，入植以降，今日までの部落社会の機能 ── その変容を問題とする。それは，日本資本主義の発展にともなって，当然にも変容している。第二に，現T部落における激しい農民層の階級分化は，当然に土地移動をともなっている。脱農家した農民層の離農跡地を集積しての土地所有の変化が部落社会レベルで現に展開している。こうした土台の変化を伴なって，上述の部落の機能変化がもたらされる。しかし個々の「家」の土地所有の変化については，すでに第３章で分析してあるし，以下，現に展開せられている地主―小作関係は必要に応じてふれてあるので，第二点は，とくにまとめてはふれず省略する。

＜註＞

1) かゝる点については序章ですでにふれたところである。
2) 『大樹町史』 昭和４４年 町役場 PP768～769
3) 『行幸記念録』 昭和１２年 北海道庁殖民課 P240
4) 『北海道農業発達史』上 1963年 北海道立総合経済研究所 P877
5) 前掲『行幸記念録』 P242
6) 〃 P P241～242
7) 〃 P241
8) 〃 P243
9) 前掲『大樹町史』 P770
10) なお旧T部落では，開拓の進展にともない，前述の密居制にもとずく土地割当て ──すなわち，それは，幾つかの団地にわけて居住地の近接地～遠隔地という形で配分したものであった。したがって１団地を構成するものではなかった。この不便を解消するために昭和１４年に土地の交換分合を行ない，同時に家屋移転も行なって，現在の散居制の形にした。この土地の交換分合を含む家屋移転は，未だ開拓途上にあった旧T部落にとっては，部落ぐるみの一大事業であった。資金は道庁から立木の

処分権をうけてこれに当て，捻出したが，かかる点については本章第２節参照のこと。

11)　部落社会の具体的なあり様については本章第２節参照のこと。

第２節　旧Ｔ部落における部落社会の変質過程

＝昭和９～４８年に至る部落「出納帳」の分析 ── 日本資本主義の発展に位置づけて＝

小　序

ここで，私たちの用いる分析資料は，旧Ｔ部落の創立から合併時に至るまでの「部落の出納帳」である。それには昭和９年から４８年に至るまでの，歳入，歳出が小項目ごとに記載されている（旧Ｔ部落から旧Ｈ部落が分離独立した２４年のみ記載なし）。第４章においてすでに私たちは，個々の「家」の生活史そのものを，日本資本主義の発展の中に位置づけて分析したが，こゝでの主題は，それらの「家」々が形成する部落社会の日本資本主義の発展にともなっての変容過程の分析である。以下，私たちは，「出納帳」の小項目を整理，集計し，歳入，歳出の構造から部落社会が現に果した諸機能を分析するが，そこにはあきらかに，部落社会そのものがうけた太平洋戦争の諸影響，さらに戦後その痛手から立ちなおる過程が，そうして，さらに所謂「高度経済成長」期以降の「部落」の変質・「解体」過程があざやかに看取される。

こゝでは，まず，昭和９年～４８年に至る部落社会の歳入構造の分析を行ない，ついで歳出構造の諸等徴を分析し，最後に，各期ごとの歳入 ── 歳出構造の分析から，具体的に旧Ｔ部落の変質過程をあきらかにしよう。なお，すでにみたように旧Ｔ部落においては，入植当時から一人一役主義がとられ，部落＝実行組合内に部制を施いていた。当初のそれは，表６－２－１の如く行政部，庶務部，技術部，経済部，社会部，婦人部で，その後技術部の中から畜産部が分離独立するが，そうして，これら各部の中にはかなり自律的な活動を展開したものもある如くだが，各部の活動については資料の制約上，こゝではふれることはできない。

表６－２－１　入植当時の一人一役方式の組織形態

実行組合長
行政部 ── 統計係
庶務部 ── 会計・時間励行係
技術部 ── 耕作係，地力維持増進・亜麻ビート係，林業・土木係，畜産係，農機具・肥料係
経済部 ── 購買係，簿記係，販売係
社会部 ── 娯楽・修養係，火防・衛生係，社会福祉係（保育所），共同作業係
婦人部
副実行組合長，記録係

第１項　歳入構造の変化からみた村落社会の変容

部落会が農民層の自立的な組織であるならば，部落会の運営は農民層の部落会費に依拠するものであることはいうまでもあるまい。そして部落が生産共同としての機能をもつ度合が高いほど部落会

歳入の中で共同作業収入のしめるウエイトの高さも当然に予測されるし，部落財産の利用形態の中にも部落社会の変質は看取されるであろう。逆に部落社会の形骸化は上からの行政目的にそうた各種補助金，奨励金の部落収入の中でしめるウエイトの中に反映されるであろう。かかる観点からみると，この旧T部落の場合，日本資本主義の発展に伴なって，「生産共同」組織としての機能をもつ〝むら〟から行政下請的な，しかも単なる生活関連的な地縁組織への変質過程はあきらかである。

部落会は6期の節をもって変質している。第1期は，昭和9～16年，第2期は17～23年，第3期　24～29年，第4期　30～37年，第5期　38～43年，そうして第6期　44～48年である。この間，〝むら〟は日本資本主義の発展に伴なって，質的に異なった危機をむかえている。第一は16～24年段階，第二は，第5期以降の段階である。この場合，第1の段階での危機は，「半共同体」としての性格をもつ〝むら〟ぐるみの危機であったが，第2のそれは〝むら〟の解体としての危機として特徴づけられる。

(1)　「出納帳」の整理からみた分析

私たちは表6－2－2のように部落「出納帳」に記された支出小項目を22項目・Ⅶ類にまとめた。はじめに，各類ごとに項目までおりて年次別にみられる諸特徴をみてみよう。

(イ)　Ⅰ類には，①部落費，②実行組合費，③目的別徴収金が含まれ，これらは，農民層の純然たる出資金としての性格を有している。①部落費は，部落会費，常会費，区費，部落費等々の名称で，16年から47年まで毎年徴収されている。15年以前は，徴収されていないが，この期間は，部落会と実行組合が未分離だったためであり，実行組合費と目的別徴収金が部落費に該当するものと推定できよう。実行組合費は，その後，この「出納帳」から姿を消し，実行組合帳簿として分化していく。

さて部落費であるが，徴収方法は年1回，前後期別，臨時等々，異なっている。また，徴収額も，同一額とは限らず，事情に応じて半額にしたりするなど，そこには，農民層の生活に即した合理性が貫かれている。太平洋戦争時には，世帯主が徴兵された家からは，半額または3分の2の額しか徴収していない。戦後においても，詳細は出納帳だけからは判別し難いが，あきらかに半額徴収している場合がある。つまり，部落各戸から同一額徴収している年の方が例外的な程である。しかし，昭和40年以降は，すべて同一徴収である。次に部落費の歳入中に占める割合は，大半が50％以上になっている。ところがそうでない年もある。その中でも25～29年，44年以降の2時期が特徴的であり，部落社会の変化を考察する上でも重要である。25～29年においては，農業共同作業収入が大きな比重を占めており，生産共同に基いて部落を運営していこうとする志向性がある。これに対して44年以降は，公的機関からの納税・選挙等々の表彰・奨励金が大きなウエイトを占めており，部落運営財源が変化してきたことを物語っている。

②実行組合費については，前にも少し触れたが，「出納帳」には9～14年まで記載され，その後は別会計となって，機能的に分化していく。ところが，戦火が激しくなった19年には実行組合活動は停止する。というよりも部落会に合体する。（この段階，実行組合のみではなしに，部落内の各種に機能分化した団体も部落会に合体している。）そして22年になって再び活動が開始される。この時は，「出納帳」において組合費が徴収されている。さて，部落創立当初，部落会が実行組合と未分離だったことは，後にみる⑤立木・丸太販売収入，⑥農業共同作業収入の項と合わせて考察するならば，そこには，極めて生産共同の色彩が濃い部落像が浮かび上がってくる。

③目的別徴収金は表6－2－2をみてもわかるように，部落創立時の9，10年に歳入中に占める比重が高い。このことは，前述したように，初期には部落費としては徴収しなかったために字義ど

うり，目的に応じて徴収したことを示している。９，１０年の項目内容をみてみると，共同農具購入代金，製炭講習会々費などの生産関連徴収金の他，総会費，新年会費，送別会費等々，本来，部落費の中に包含されるものも目的別に徴収されている。これは戦後の２３年に運動会費，３１年に送別会費，４６年に祭典費をそれぞれ徴収したことに関しても言えよう。ところで，この項目には，牛馬歩合金（頭数割）も含めた。表６－２－２で＊を付着した年がそれである。入植時に，「最低５年以内に寒地農業確立のために乳牛を入れよう」[1] と決意したことが着々と実ってきていることがうかがえる。馬もしだいに増えてきた。しかし，１４，１５，１７年の牛馬歩合金，そして１８年の牛歩合金を最後に，この項目は消える。

(ロ) 次に第Ⅱ類をみていこう。ここには，④部落内他団体からの繰入金，⑬立替・貸付金の入金が含まれる。これらの項目は，部落会と各部活動・個々人との関係を知るうえで重要である。④から内容を検討していこう。大半が，送別会，祭礼，旅行等々の残金繰入，各部各動の余金繰入であるが，部落社会の変化をみるためには，１９年と４４年以降に特に注目する必要がある。１９年には，実行組合帳簿が部落会に引継がれ，また在郷軍人関連の会計から繰入がなされている。このことは後に述べるように，この時期の歳出構造と対照してみるとなお鮮明になるのだが，戦争遂行のために，危機におちいった〃むら〃が部落会を中心として一貫となってそれを守りぬかねばならなかった事情が読みとれる。また４４年以降に関しては次のような特徴が指摘できる。４４年には，実行組合帳簿が再び部落会に引継ぎされ，４６年には，共有土地独立会計及び松間伐会計から繰入れがなされ，４８年に至って，実行組合預金及び区預金が全払された。こうして合併を迎える。すなわち，４４年以降は形式的には部落創立時と同様に，部落会と実行組合が一体化した時期であるが，その内実はかっての生産共同に基づくものではなく，逆に実行組合活動の衰退化が部落会への吸収統合となった，といえよう。

⑬立替金・貸付金の入金に関しては，次の様な特徴を指摘できる。この項目は大きく二つに分かれる。各部立替金の入金と個人貸付金及び未払分入金である。前者に関しては，戦後はみられない。１３～１６年にかけて購売部，機械部，畜産部，経済部等々から入金がみられる。つまり，この段階においては，部落会を母体としての機能分化した各部の活動が総体としての部落社会を支えていたといえる。ところで個人貸金の入金であるが，戦前の１４，１７年にこれはみられる。この段階では，部落社会は，個人的な不慮の出費にさいして現金の融通をしていたことがわかる。とくに１７年の場合，突然の「赤紙」（本籍（親元）からの徴兵通知 ── 親元にかえる旅費等々が必要となる）との関連がある。戦後現われるのは，個人振替・立替金である。しかし，それも32年を最後に，その後は現れない。

(ハ) 第Ⅰ類については次の４項目があげられる。⑤立木・丸太販売収入，⑥農業共同作業収入，⑦畜産収入，⑪人夫等賃労働収入である。これらの項目は農民層の共同による生産・労働収入であり，社会的協働様式を基底的に示し得る重要な指標である。

まず⑤からみてみよう。表６－２－２からは戦前の9～15年と戦後２３年以降の２期に区分される。戦前は主に枕木用として売却しているが，部落共有林だけではなしに，１３～１５年には道庁から払下を受けた立木を売却している。これは当然，共同作業を不可欠なものとする。そして１５年の交換分合の際の家屋移転費等々の経費の大半は，この立木払下収入に負っている。そこには部落各員が共同で交換分合を成功させ，大地にしっかりと根ざして農業生産を行なっていこうとする志向性がみられる。戦後は，主に落葉松を薪材として売却した収入である。「出納帳」には，１～２年おきにこの収入が記載されている。ただ，部落には松間伐会計という機能分化した会計があったため，その

詳細は不明である。この表６－２－２でみる限りでは，２８，３６，４０，４３年の収入がかなり高い。しかし，前述したように，松間伐会計は，４６年に部落会に繰入を行なっている。そして４６，４７年は，それぞれ門松代金，電柱支柱木代金であり，薪材・用材としての松売却は，４３年で終わりを告げる。

⑥農業共同作業収入は，表６－２－２からあきらかなように２つの時期を設定することができる。戦前の１０～１３年と戦後の２５～２９年である。戦前からみていくと，１０年は製粉代収入が主であるが，１１～１３年は燕麦，大豆等々の共同作業による収益金である。特に１３年は，全歳入中，最高となっている。しかし，１４年以降は，みられない。これは，１５年の交換分合のための林業共同作業，徴兵等々の戦争の影響によるものと思われる。戦後に至っても戦争による有形無形の痛手はしばらく尾を引いていたと思われる。しかし２４年の旧H部落の分離を経て，２５年から農業共同作業は再びよみがえった。共同耕作によるソバ，大手亡，大豆，中長，雑穀の販売収入は部落費を上回った。共同耕作による収入が部落を支えていた。この期間，〃むら〃は確かに生きていた。ところが，３０年以降，共同作業は消失する。「むら」は変質していくのである。

⑦畜産収入は，１６～２０年に現われる。これは，２才馬の売上代金である。歳入中に占める割合は１０％前後を占めている。戦時中のこの期間においては，もはや，農林業収入は皆無であり，この収入の占める比重は，かなり高いといえる。軍用馬としての馬の需要が高まっていたことも事実である。主要な働き手を徴兵にとられ，残った妻は，一生懸命，馬の世話をした，と言う。家畜市場で高値がついた時は誇りに思った，と言う。しかし，こうした窮迫的な当才馬の販売に頼らざるを得なかったほど，生活が苦しかった，という事実を農民たちは忘れてはいない。

⑪人夫等賃労働収入を戦前と戦後に大別して，その特徴を述べてみよう。戦前は，道路・土木工事人夫賃の他，運搬賃収入がある。１５年の牛乳，１８年の亜麻がそれである。これは，集乳所，集荷地が以遠の地にあったため，自らが運搬し稼いだ収入である。戦後は，２７年に営林署苗圃馬草刈賃があるほかは，すべて道路工事関連の出役取得である。これは４０年までで実質的に終わっている。４８年は町からの道路清掃代金である。

(ニ) さて第Ⅳ類についてその内容を考察していこう。この類には，⑧共有地小作料，⑨ビート会社への貸地地代，⑩共同施設賃貸料が含まれ，地代・賃貸収入と呼称されよう。このうち，⑧と⑨は，第Ⅲ類の⑥農業共同作業収入と密接な関わりをもっている。⑥は共有地を利用しての収入であるが，３０年以降は消失してしまうことはすでに述べた。それでは，この共有地は，その後，如何なる利用形態をとったのであろうか。それが，ここでの主要な分析課題である。⑧と⑨をからみ合わせながら考察してみよう。３１年から共有地は４Hクラブに小作地として賃貸される。表６－２－２でみると，３１～３４，３６～３７年がそのことを示している。共同耕作地としての利用はなされなくなったが，次代を担う成人を迎えたばかりの青年層の農事研究の場として機能しており，その意味では，部落社会の史的発展のための利用形態を保持していた，といえる。しかし３８年以降，その利用形態は明らかに変質する。４Hクラブ，青年団の利用ももはや見られなくなる。３８～３９年のビート会社への貸地（集荷地地代）を経て，４０年からは，部落内の特定個人に牧草地として小作に出す。ビート会社集荷地地代は44～45年にも現われる。共有地の利用形態は私的なそれへと変質してきたのである。なお，この共有地は，昭和４５年には「馬草刈りが必要なくなった」という理由で３２町のうち２８町が希望者に譲渡された。部落農家はその代金を均一に分けた。こうして共有地はその利用形態の変質だけにとどまらず，私的所有地へと変化していった。

表６－２－２　歳入構造の変容（昭和９～４８）

類	番号	項目	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
	①	部落費								63.1	36.0	39.3	55.0	62.1	82.5	6.3
Ⅰ	②	実行組合費	9.5	53.8	61.3	20.1	18.0	0.1								91.9
	③	目的別徴収金	69.4	21.9		0.3	0.4	1.3*	14.3*		8.8*	6.0*				
Ⅱ	④	部落内他団体からの繰入金			3.8		0.6	1.0		0.2	0.3		27.2			
	⑬	立替・貸付金の入金			2.8	0.1	14.2	2.7	5.9	9.3	17.2		0.5			
Ⅲ	⑤	立木・丸太販売収入	13.5		2.7	42.6	10.9	86.1	69.6							
	⑥	農業共同作業収入		11.2	8.1	6.7	18.6									
	⑦	畜産収入								17.0		14.1	11.6	9.4		
	⑪	人夫等賃労働収入		7.2			7.6	0.5	1.7	5.8		26.6				
Ⅳ	⑧	共有地小作料														
	⑨	ビート会社貸地代														
	⑩	共同施設賃貸料			5.0			5.9								
Ⅴ	⑭	寄附金・謝金		2.9	2.5	1.5		0.1		1.2		12.8	4.3	15.2	4.9	
Ⅵ	⑮	部落及部落内団体補助金									19.5	1.1		1.1	0.3	
	⑯	農畜産関連補助金			12.7		3.6			3.3	14.4					
	⑰	生活関連補助金				15.2	18.0	1.1								
	⑱	農畜産共励会賞金・奨励金				6.1	7.2	0.4	1.6		3.8				12.3	
	⑲	生活関連表彰金・奨励金												1.7		
	⑳	亜麻・ビート会社補助金					0.9	0.2								
Ⅶ	⑫	物品販売収入	0.2		0.3	0.2		0.6						2.5		1.8
	㉑	神社寄附収入				3.2				0.1		0.1		0.0	0.0	
	㉒	その他・不明	7.4	3.0	0.8	4.0			6.9				1.4	8.0		
		総計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

（注１：昭和２４年は記載なし）
（注２：＊は牛馬歩合金を含む）
（注３：＊＊は義援金を含む）

23	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
81.6	6.9	30.2	35.2	12.9	14.1	95.9	54.2	50.6	53.1	45.0	99.0	71.2	86.1	73.5	85.2	28.8	82.3	76.2	35.1	42.4	48.5	18.9	34.0	
8.8							3.5															2.9		
0.1			9.6				0.1	0.1	0.1		0.1	0.1			0.2	0.5	0.0		6.6	1.6		3.1	0.1	25.8
			6.9		1.4			21.7																
				51.0	10.8		1.8			8.4		21.7	0.4			26.5			25.0			5.8	6.5	
	88.4	57.9	41.3	22.5	30.0																			
			4.2	1.4	2.0					14.2		2.0	7.6			0.8								10.5
							8.7	6.5	3.0	0.9		4.9	4.2			12.3	12.9	14.2	15.0	9.1	6.2	7.3	4.5	5.4
														0.6	0.7					4.5	6.2			
				0.5			2.4							0.6	2.6		2.4	2.0	2.5	1.5	1.5		9.0	10.8
		11.9	** 2.8		8.8		1.2	** 15.2	1.5					14.3		** 21.4				8.7		3.6	9.0	
				6.0	3.0																			
							17.5		39.3	31.3												3.6	1.1	
0.3									3.0						5.3				12.5					
	4.6			1.7										8.3		9.4		3.7	2.5	31.7	25.1	22.8	30.9	30.2
					0.9	3.7	9.8	5.6			0.6		0.7		2.6			3.0			12.3	3.6	4.5	
9.2				4.0	6.4						0.3	0.1	0.2	1.6	3.3	0.2		0.9	0.8	0.4		0.2	0.3	16.1
0.0	0.1		0.0			0.4				0.2	0.0	0.0			0.1	0.1	0.0	0.0		0.1	0.2	0.2	0.1	1.2
					22.6		0.8	0.3		0.0			0.8	1.1			2.4							
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

（資料：「旧T部落出納帳」による）

⑩共同施設賃貸料は，主に会館，検診所の貸料である。ここで注目したいのは，３９年以降は，すべて会館貸料であり，しかも町からそれがでていることである。会館使用料，維持料という名目で記載されており，使用内容は定かではないが，補助金に近い性格を有していると推定される。

(ホ) 次に第Ⅴ類⑭寄附金・謝金についてだが，この部落には，有力者からの寄附金といったものは，ほとんどみられない。この項目⑭は，大きく分けると，離村者からの謝礼金，実習場関係者からの寄附金，義援金，その他寄附金の４つがあげられる。初めの離村者からの謝礼金であるが，これには２つの時期がある。戦時中と３０年代後半以降である。太平洋戦争下の１６年には，国策で３人が農業技術指導員として満州（中国東北地区）に送られた。そのうちの１人が謝礼金を送っている。また１９年には３戸が部落退去に際して礼金をだしており，いずれも世帯主あるいは基幹労働力が徴兵された「家」である。さらに戦後の２１年には，世帯主が長期応召で，その上，留守家族が病弱のために部落を去った家から寄附金が届いている。なお，１８年の寄附金は応召餞別の返し，及び戦死家族法要の礼金である。歳出構造分析のさい，詳細を述べることにするが，ここで判明しているだけでも７戸が戦時中，離村した。戦後は旧H部落が分離した後，しばらくは部落戸数に変化はみられなかった。しかし，３７年冷害を契機として酪農化が志向されるなかで離農者がでてくる。次世代への，「家」の継承が計られなければならない時期でもあった。３８年，４０年，さらに４７年，一戸また一戸と部落に礼金をさしだして離村していった。実習場関係者からの寄附金は，場長の就任及び退任の際や，部落訪問の時などにみられる。戦前は１２年にしかみうけられないが，戦後は，２１，２６，３２，３３，４４年と記載されており，部落との関係の深さがうかがわれる。次に義援金であるが，これは表６－２－２で＊が付されてある３カ年である。このうち２７年は震災義援金であるが，３２，４０年は冷害見舞金である。役場からの救援金の他，農協，さらに４０年には労働組合から農民同盟を通じて見舞金が送られていることが注目される。その他の寄附・謝金では農家からの寄附は金額は少ないが，１０，１１，２０，２６年に記載されている。３８年には町議会関係者が牛100頭突破のさい祝儀を部落に送り，４６年には，部落内からの町議当選者が礼金を送ったことなどが記載されている。

(ヘ) 次に部落外諸機関と部落との関連を示す第Ⅵ類，補助金・奨励金を検討していこう。この類には⑮から⑳までの４つの項目が含まれるが，大きくわけて，それはまず(イ)地元諸機関からの営農に関連する補助，奨励金，(ロ)生活関連の補助，奨励金，(ハ)部落及び部落内諸団体そのものゝ団体活動に対する補助金に分けられるが，さらに企業からの特定作物栽培奨励に関するものは別に分ける必要があろう。

さてこゝで注目しなければならぬのは，営農関係補助，奨励金であるが，農畜関連補助金は１１～１７年間にみられ，戦後はみられないということ，農畜産関連奨励金に関しても１２～１７年間にみられ，戦後は散発的にしかみられず，しかも４４年以降はみられなくなること，すなわち戦前段階の補助金は農会からのそれを除いてはいずれも牝馬あるいは種牡馬に対するもので，軍用目的の馬産奨励が看取される。奨励金は，戦前段階のそれは「共励金賞金」である。戦後は堆肥奨励金（２１年）供出完納賞金（２３年），「共励会賞金」（３３・３９・４３年）が今度は農協から出されている。これに対して，生活関連助成・奨励金は戦前段階よりもむしろ戦後段階，とりわけ４０年以降そのウエイトをきわめて増大させている。すなわち，生活関連補助金は１２～１４年（簿記手当），であるが戦後は３１年（表礼補助金），３３～３４年（託児所補助金），４６年（町会報交付金），４７年（衛生関連補助金）となる。生活関連表彰金は戦後からみられるものであるが，貯蓄賞金（２０年）

を除くと２５年以降は，選挙賞金，納税（完納）奨励金がそれであり，とくに４５年以降は納税奨励金の歳入中にしめる割合は２～３割ときわめて高くなっている。こゝにも部落社会の変質過程が看取される。

さてⅥ類部落・部落内団体補助金であるが，これは太平洋戦争中の１７年～２０年に特徴的にみられるもので，１７年には歳入中に占める割合が２割とかなり高いが，内わけは常会補助金，実行組合助成金，貯蓄組合補助金，森林防火組合補助金で，２０年には１８年度の部落費補助金がでている。戦後のそれは森林防火組合関連のそれである。部落の成年男子が徴兵で欠ける中，１７年段階で，戦時体制下にみあう形で部落活動強化が体制的に図られたことが看取される。

次に⑳亜麻，ビート会社からの補助金であるが，戦前１３～１４年は，亜麻会社からの補助金のみであるが，３０年以降ビート会社が関連し，３９年以降亜麻会社からのそれは姿を消すのに対して，ビート会社のそれは３９年以降も「ビート増産賞金」という形でひきつづいている。

(ト) 最後に第Ⅷ類であるが，ここには，⑫物品販売，㉑神社寄附収入，それに㉒その他，不明を含めた。それでも，見落としてはならないものがある。⑫物品販売から検討してみよう。この項目は不用になった生産・生活資材の売却収入が主である。特に注目されるものとしては，２０年の火薬用古綿及びアルミニウムの供出代金，また２３年の農機具販売代金，さらに最後の４８年における農機具，検診所，パン釜の売却代金がある。㉑神社寄附収入は，大半がサイ銭であり，特に注目すべき傾向はみられない。㉒その他，不明の項目においては，歳入中に占める割合が比較的高い年だけについて述べるにとどめたい。部落創立時の９年には部落特定農家から資金を借入している。また２０年には共済組合から資金を借入している。借入資金がみられるのは，この２カ年だけである。１５年は，農機具購入資金償還金である。また29年にはその他収入が高い比率を示しているが，これは酪農実習大学生が部落に入ったさい，実習場から経費としてくだされたものである。

(2) 日本資本主義の発展と部落社会の変容・変質

以上，私たちはⅠ～Ⅷ類まで，それを構成する項目別に旧T部落の「出納帳」の歳入変化を検討してきたが，部落会の歳入構造の変化として促えなおすと，この40年間６期の節をもって部落社会が変質してきたことがあきらかとなる。以下，日本資本主義の発展に照応させて各期の特徴をみてみよう。

第１期（９～１６年）。

入植時の昭和９年，１０年，１１年においては部落費，実行組合費のほか目的別徴収金のしめる割合がたかい。この目的別徴収金の中にはたとえば木炭講習会の経費，また産業組合加入の負担金等が含まれるが，生業・生活の単位としての部落社会を自力で建設しようとする志向性があきらかに看取される。この間11年の牝馬に対する補助以外，行政レベルからの補助はない。そして１２・１３年に簿記手当が支給される。こうした中で部落会計と実行組合会計とは分離し，部落内に作られた諸団体の機能的自立化がすゝめられる。配当地内の立木販売も部落の財源として少なからぬウエイトをしめてくる。とくに１４年の土地交換分合に関しては，その経費のほとんどは道から払下げをうけた立木の販売収入によってまかなわれた。

ところで，こゝで注意しなければならぬのは，昭和９年以降１３年にかけて農業関係の共同作業（初期の場合は枕木販売）が少なからぬウエイトをしめていたということ，そして１２年以降行政レベルから奨励金もおろされ，部落社会はそれ自体生産共同の機能を彩濃く有していたということであ

る。１４年～１５年にかけては後の支出構造の分析でみるように家屋の移転，また託児所の保母小屋の建設が部落ぐるみの共同作業として行なわれていた。また「各部」へ対する立替金のもどりもこの段階でみられた。

第２期（１７～２３年）

しかし太平洋戦争の諸影響は，部落社会の各戸の主幹労働力である夫の徴兵という形で除々にあらわれていた。それが決定的となるのは昭和１７年以降である。１７年，行政は種牡牛に対する補助を行なうと共に戦時体制にそなえた部落社会そのものゝ再編のために各種の補助金をおろす。しかしこれ以降２０年にかけて部落社会は生産共同としての機能をあきらかに喪失せざるを得なかった。農林共同作業収入はもはやみられない。替って当才馬販売が行なわれる。またこれ以降，寄附金，謝金のしめるウエイトが高まるが，これは夫の出征のため離農を余儀なくされた農家への部落からの餞別にこたえる性格をもつものである。そうして昭和１９年には部落内でそれぞれ機能分化した諸組織の部落会への統合がなされている。

こうして旧T部落は敗戦を迎えるが，戦後たゞちに生産共同を中核においた部落社会の再建がなされたわけではない。たしかに２１年の行政の側からの営農推進への一定の措置（堆肥増産奨励金）また２２年には部落会からの実行組合の分化がみられるものゝ，それは次期をまたなければならなかった。

第３期（２４～２９年）

２４年の実習場第１期生（土地共有グループ）を中心としての部落再編以降，ふたゝび部落ぐるみでの農業共同作業の諸結果が，そうしてまた立木（この段階では松）の販売が部落収入の中で大きなウエイトをしめるにいたる。　行政からの補助金は影をひそめる。２９年まであきらかにかかる形での部落づくりがみられた。〃むら〃は未だ生きていた。

第４期（３０～３７年）

しかしながら，すでに２８年には前述のように耕地の共有制は解体していた。２９年には旧T部落の規約がはじめて作られる。２９年，３１年は冷害であったが，この段階以降，部落の収入構造はあきらかに異なってくる。農業関係の共同作業収入は現実の問題としてみられなくなる。替って小作料収入が立ちあらわれる。（耕地の共有制をやめたあと，３２町残した共有地の小作料）また亜麻，ビート会社からの助成金収入がみられるようになる。しかし，この段階での小作料収入は４Hクラブ，青年団からのそれであり，ようやく育った後世代のグループとしての農業生産活動を部落自体が期待するという価値志向がそこに看取される。

第５期（３８～４３年）

ところで，３８年以降，この小作料収入の性格はあきらかに異なってくる。３８～３９の両年はビート会社からの地代であるが，４０～４１年の牧草販売を経て４２年以降特定農家からの小作料収入となるに至る。共有地利用はあきらかに私的性格を帯びるようになる。また３８年以降，行政からの非農関係の奨励金のウエイトがたかまる。３８年，４０年に１戸ずつの離農がみられた。

それでも，歳入中にしめる部落会費の比重は未だ高い。４２年で76.2%，４３年は丸太販売収入と合わせて60.1%をしめている。かような意味でこの期は未だ自主的部落運営の側面は維持されていたといえる。

第６期（４４年～　　）

ところで４４年以降，様相はかわる。納税奨励金が高いウエイトをしめ，部落会費は５０%以下

に落ちこむ。ビート会社からの賞金も増えている。さらに，なによりも，３２町あった共有地のうち２８町が私的所有地へと転化していった。残った共有地も依然として部落内農家の小作地として利用されていた。４７年にはまた離農者が部落を去っていった。こうして４８年の残務整理を迎える。

歳入構造からみた部落社会の変容を，特に共有地の利用形態・農林業共同作業収入の有無を中心に時期を設定し，分析したわけであるが次項においては，生活慣行の変化をも射呈に入れながら，更に深めていくことにする。

第２項　歳出構造の変化とその諸特徴

(1)　「出納帳」の整理からみた分析

前項では，生産共同を物質的基底として自主的に運営されていた部落が，６つの節をもちながら，その自立性を失い，行政下請的機能を果たすものへと変質してきた過程をみたが，このことは，歳出構造の変化をみてもあきらかである。表６－２－３は歳出内容をⅨ類３３項目に分けて年度別にその割合を整理集計したものである。Ⅰ類から順にその内容を検討していこう。

(イ)　第Ⅰ類は⑩事務費・集会所設備費，②総会費・懇談会費，③役員手当の３項目を含み，部落運営費と総称できよう。①は，基本的な事務・通信費と集会所備品代を含んでおり，ほぼ毎年記載されているが，やはり部落創立時の９年にその比率は高い。その後，注目されるのは戦後の２９年である。電気諸経費が大幅に計上されており，部落がランプ生活に別れを告げたことを物語る。

また，３６年には３０％以上を占めるが，これは，集会所机代とパン釜購入代に大半が費されている。パン釜購入の意図はこの「出納帳」だけからは判別し難いが，食生活改善運動と関連するのではないかと推定される。そして３８年には電話が敷設され，以来，電話定額料金が記載されるようになった。４０年からは無線電気料（恐らく有線放送の間違いであろう）もこれに加わった。しかし，４７年以降は，電話料金も無線電気料も記載されていない。個別の家で負担するようになったと考えられる。

②総会費・懇談会費は，毎年記載されているわけではない。特に総会費（役員会費も含む）は，１０，１３，１４，２１，２６，４１年の６カ年しか計上されていない。その他は，部落懇談会。町政懇談会の名称で支出されているが，いずれにしても３０～４０年代には，ほとんどみられなくなってきている。

③役員手当は，２２年までの時期と３４～３６年とでは内容上その意味が異なる。１０年に区長手当が出されて，さらに１６年以降はそれ以外の役職にも手当がつく。これは戦前戦後の動揺期における役職者の激務に対する報酬と考えられるが，ことに１９～２２年には部落会長，実行組合長，畜産部長（馬係），経済部長（配給係）の４つの役職に手当が支給されており，しかも歳出中に占める比率は極めて高い。これに対して３４～３６年の手当は，税務係という行政下請事務に対するそれであり，明らかにその性格は異なる。

(ロ)　次に第Ⅱ類をみていくが，これは生産関連経費とでも呼ぶべきもので，次の６項目が含まれる。④農機具・肥料・種子経費，⑤畜産関係経費・施設費，⑥生産関連会合費，⑦共同作業慰労費，⑧作況調査慰労費，⑨その他生産関連経費である。

まず④からその内容をみていこう。この項目は，歳入の農業共同作業収入と深く関わっており，表６－２－２からは，あきらかに２つの時期（９～１７年及び２５～３１年）を設定できる。（２０年は共同農具に関しての出張費である）そして共同作業の行なわれた１０～１３年，２５～２９年の２時期には，肥料，叭，縄代等々の生産諸経費が特に多くなっている。なお，この項目は３０～３１

年の肥料補償を最後に「出納帳」から消える。共同作業が行なわれなくなっただけではなく，生産資材の購入自体も個々の家で行なわれるようになっていったと思われる。

⑤畜産関係経費・施設費は，家畜検診所建築・備品代，集乳所設置運動費，種牡牛飼養者管理補助，等々からなるが，１５～１７年にその比率が高い。しかし，その後戦争を経て２１年の馬ノ伝染病予防経費，２３年の畜産部備品代を最後に，この項目は現われない。

⑥生産関連会合費は，品評会，講習会，研究会，農協関連会合費からなる。この項目は表６－２－２をみてもわかるように，９～１７年と２７年以降の２時期に分けられ，その内容も異なる。戦前の，９～１２年は木炭講習・品評会と堆肥品評会が中心となっており，１３～１７年は酪農畜産関連の品評会・研究会にその支出がなされる。これに対して２７年以降は，こうした講習・品評会支出はほとんどみられず，２９年に亜麻と堆肥の品評会支出が計上されているにすぎない。替って２７年は普及員懇談会，２８，３２，３９，４８年は農協関連の懇談会が開かれるようになった。

次に⑦農林作業慰労費であるが，これは，草刈場火入，肥料揚，薪切に対する慰労費である。戦前はほとんどみられないが，戦後の農業共同作業が復活した時期に特徴的にみられる。しかし，３６年の薪切慰労費を最後にそれ以降は支出されていない。

⑧作況調査慰労費は，作況検見，実収穫調査慰労という名称で，２９年以降みられる。「出納帳」では，２９年と３２年においては農民同盟による調査への慰労が記載されているが，その他の年は不明である。しかし，４４年以降はまったくみられない。

⑨その他生産関連経費は，９年の産業組合払込金が高い比重を占める他，１８年の澱粉工場誘導設置運動費などがある。

(ハ) 次に第Ⅲ類についてだが，これには⑩分合・家屋移転費，⑪道路土木工事経費，⑫集会所作業所修理費，⑬託児所建設・維持費，⑭神社修理維持費が含まれ，いわば生活基盤整備費と総称されよう。⑩においては，１３～１５年において，交換分合を部落ぐるみで行なったことがその支出経費の高さからうかがわれる。特に家屋移転費は膨大な出費を占めるが，これは，主に道庁からの立木払下収入に拠っている。⑪道路土木工事経費の大半は，工事への慰労・接待費である。⑫集会所・作業所修理費は，定期的に支出されているが，⑪と同様，４０年代にはみられなくなっている。また⑬託児所建設・維持費は，戦前に特に多くなっている。１２～１３年は部落ぐるみで託児所建設に力を注ぎ，この時，社会部長が札幌まで出向いて講習を受けてきている。１６年には蓄音機も購入した。しかし託児所も３５年には廃止される。⑭神社修理費の中では，２５年が大鼓購入代，２７年，幡竿購入，２９年，屋根補修と丁度共同作業が復活した時期にこの経費が多く支出されている。こゝに部落ぐるみで収穫の秋を迎えようという喜びの表現をみることは容易である。４８年は解体経費である。以上，第Ⅲ類をまとめてみるならば，４０年代以降は，ほとんど出費がなされていないことがあきらかである。

(ニ) 第Ⅳ類，⑮各部補助・立替金は，１０～１８年にみられるだけで，戦後はみられない。また⑯個人貸付金・立替金にしても，戦前段階はしばしばあらわれるのに対して，戦後は２８年にみられるのみである。つまり，とりわけ個人貸付金に端的にみられ，戦前段階の部落会が有していたかかる形での生活助成機能は，部落内生産・生活団体活動に対する助成の消失と共に，戦後止絶えている。

(ホ) 次に第Ⅴ類であるが，これは祭り及び教養・娯楽費といった性格のものであり，⑰婦人関連会合費，⑱新・忘年会費，⑲神社祭，馬頭祭，⑳慰安旅行費その他娯楽費を含む。このうち⑰は，表６－２－３をみてもわかるように３４年以降はなくなっている。内容をみてみると，戦前は婦人部総

会のほか，育児研究会（１３年），料理講習会（１６年）などが，また戦後には，婦人講演会（２５年），婦人生活改善座談会（２８年）が開かれていた。こうした会合自体が３４年以降止絶えているのである。⑱新・忘年会費は，表６－２－３でみる限り，２２年以降は毎年支出されているが，それ以前は必ずしもそうではない。この予算が支出されない年もある。しかし，これからたゞちに１２，１３，１５，１６，１８，１９，２１の７カ年は忘年会が行なわれなかったと断定することはできない。新・忘年会が別途もちより会計で行なわれていたことも十分に推測されるからである。しかし，太平洋戦争末期の１９年には，神社祭り等の支出もないことは特徴的である。ところで，馬頭祭，収穫祭等の祭りであるが，３０年以降，単に祭礼の酒（御神酒）支出と移り変わっている点は注目しなければならない。すなわち，「おまつり」自体が生産と密接に結合しつつ，収穫物，馬への感謝といった意味合いを含むものから，次第に形式的な行事へ変質していった過程が，こゝから読みとれるからである。なお⑳の＊は慰安旅行費支出であるが，４０年代以降みられ，特に４５～４７年に３カ年連続多額に支出されていることが注目される。部落における娯楽の形態変化がこゝにはあきらかに看取される。

(ヘ) 次に第Ⅵ類は，慶弔費と総称されるべきもので，㉑結婚，出産，成人，還暦祝，㉒病気見舞，香典，火災見舞，㉓馬・牛香典がこれにあたる。

㉑の項目を年次別に追うと，戦前は出産祝のみであったものが，戦後は３０年以降，成人祝（３０年～），結婚祝（３４年～），初孫祝（３９年～），還暦祝（４１年～）といった順で並び，部落社会発展の年輪の中での節々のもつ意味があきらかである。部落民は喜びを共にかみしめた。㉒にあきらかなように，入植初期において，とりわけ妻と子供の病気見舞及び嬰児死亡香典が多い。また１６年以降，部落出征者の戦死香典が目につく。さらに戦後の２１年，帰還者の病気香典が相次いでいる。苦渋にみちた部落社会の形成過程がこゝには如実に示めされている。それだけに初孫祝，還暦祝の中にはいいしれぬ部落の生活史の重みが宿されていたといわなければならない。しかしながら，この段階になると，部落社会はあきらかに変質していた。それはこの慶弔に関する慣行の変質の中にも看取される。すなわち，３０年以降は病気見舞金は，例外を除いて支出されなくなる。替って火災見舞金（現実の支出はすべて近隣他部落）が支出されるようになる。また何よりも㉓馬・牛香典の慣行が大きく変質したことにふれなければならない。この部落では入植以来，馬，牛の死亡の際には，人間に対すると同じように（金額も同じ）香典をだしていた。しかし４１年以降は，見舞金も支出されなくなっている。

旧Ｔ部落では，昭和２９年に，これまで明文化されていなかった慣行を「旧Ｔ区規約」として明文化した。この規約は１５条からなっている　慶弔に関するものを逐次あげていってみよう。第４条では，「区内で婚姻の儀があった場合は，区長がその家の世帯主と協議して披露その他一切に関係し，区民は一同で祝儀を贈呈する。また会場は，部落会館を使用する。そして孫出生の際は，原則として貯金通帳を贈る。」こうした内容が定められているが，しかし，３３年には附則として，「子弟の結婚は長男，長女に限り御祝を贈る」と明らかにその適用が変化している。また第５条では，「区内で病人が出た時は，個人の自由意志によって行動し，区として見舞等々の行動は一切行なわない」としており，それ以前の病気見舞の慣行は，正式に廃止された。第６条では，「区民が死亡した場合は，大人3,000円，小人（但し学令前）2,000円を供ずる。部落外の場合は500円とする」とある。第７条は，「区内で火災が生じた場合，仮小屋を建て健康に支障がない様にし，被害の程度や時期に応じて充分な処置をする。近接部落の場合は，情況により応分の処置をする」とあるが，近接部落の火災に対してかなり適用されている。第８条は，「成馬成牛が斃死した場合は区民全員または情況によ

表6—2—3　歳出構造の変容（昭和9～48）

類	番号	項目＼年次	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
Ⅰ	①	事務費・集会所設備費	27.7	3.9	9.4	3.4	1.6	1.0	0.6	2.1	0.6	4.7		0.9	2.5	1.6	0.7
	②	総会費・懇談会費		3.3			1.2	0.3	0.6					3.4	1.0		
	③	役員手当		4.6						10.2	4.7	16.2	38.6	47.6	38.3	53.2	
Ⅱ	④	農機具・肥料・種子経費	2.2	19.0	22.0	11.3	3.4	1.8	3.3	7.5	0.8			6.3			
	⑤	畜産関係経費・施設費			4.2	3.1	11.3	0.4	38.3	14.1	24.7				3.5		3.8
	⑥	生産関連会合費	9.4	2.2	2.1	1.7	6.5	0.6	3.8	3.0	1.4						
	⑦	農林作業慰労費	1.1			0.8									4.0		
	⑧	作況調査慰労費															
	⑨	その他生産関連経費	28.5	4.4	4.1	0.3	6.0		1.0			1.9					
Ⅲ	⑩	分合・家屋移転費		2.2			32.9	74.1	37.1								
	⑪	道路・土木工事経費		0.4			3.6						10.0				
	⑫	集会所作業所修理費		20.0					1.6				7.8			6.3	49.3
	⑬	託児所建設・維持費				36.5	12.4		1.1	23.7	5.9		0.1				
	⑭	神社修理維持費		1.1													
Ⅳ	⑮	各部補助・立替金		4.6	9.1	26.5	4.3	1.6	5.7	12.6	14.5	1.8					
	⑯	個人貸付・立替金		0.7	3.4			13.3			2.8		2.2				
Ⅴ	⑰	婦人関連会合費		0.4	1.0		2.4		0.4	2.9	4.3						6.7
	⑱	新・忘年会費	2.3	2.2	0.4			0.1			0.8			3.0		0.6	1.0
	⑲	神社祭・馬頭祭費			0.4	1.4			3.2		0.9	3.6		1.4	0.5	7.0	10.5
	⑳	その他娯楽費（慰安旅行費*）		1.1	2.2		2.9	0.5	1.4			8.0			6.3		0.1
Ⅵ	㉑	結婚・出産・成人・還歴祝	5.9	9.2	9.3	1.5			0.2								
	㉒	病気見舞・香典（火災見舞*）	8.9	10.8	5.0	6.3	6.7	0.5	0.8	3.6	14.2	5.1	5.4		25.6	7.7	0.8
	㉓	馬・牛香典		2.2	4.6	0.8	2.4	0.1	0.2	2.2	0.5	1.3		1.8	2.5	0.8	0.8
Ⅶ	㉔	餞別・送別会費	4.1	1.1	5.6	3.6	2.4	0.8		9.8	13.6	30.0	18.8	1.5	2.5		
	㉕	接待費・歓迎会費													1.5		
	㉖	入地・行幸・実習場記念行事費	1.1			2.8		0.1	0.6					0.4		1.0	0.8
Ⅷ	㉗	教育関係寄附・支出（青年団*）	1.0*		1.5*					7.3*	7.6	15.8*	7.2*	12.7*	11.8*	15.5	19.5
	㉘	農業・同盟関連上納金															
	㉙	消防後援会費															
	㉚	共同募金・社会福祉協議会費															
	㉛	軍事・戦争関連寄附（遺族会*）			4.0			4.8		0.9		11.6	9.9	12.4			
	㉜	その他機関寄附金														5.5	5.6
Ⅸ	㉝	その他不明	7.8	6.6	11.7				0.1	0.1	2.7			8.6		0.8	0.4
		計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(注)　*は（　）内の項目を含むものである。

25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
	9.1	6.8	1.6	14.8	3.5	0.6	1.9	7.8	1.6	9.2	32.5	9.7	24.9	23.5	16.2	21.8	25.1	24.4	13.6	11.3	21.7	0.6	1.2
	1.9			0.2		1.3										0.7					0.3		
									6.5	5.5	3.1												
2.7	16.7		0.8	5.0	8.7	2.6																	
		7.2	0.6	3.0			0.8							1.8									0.8
	0.7	0.8	12.1	0.8			1.4				0.8												
				0.3		2.6	1.4		3.2	0.9		2.7			0.8	3.5	0.9	3.0					
		4.4		0.4	1.1	1.9	3.4									1.7	1.8	0.6					4.9
			2.1								4.3			0.2	0.8	2.2							
		3.1		4.6			2.9	6.5			12.2			3.2	2.6								
	1.5							14.4															
40.4		3.2		11.4										4.0								4.4	9.6
			5.7																				
3.8			6.8				2.2	1.4															
2.1	4.0	4.7	4.2	3.3	7.1	8.3	6.2	4.8	3.8	5.9	3.6	4.1	5.1	5.1	1.5	3.7	3.4	7.1	4.6	3.4	5.9	4.5	9.9
1.5		11.3	8.2	4.4	5.3	5.3	4.5	2.9	4.1	3.3	2.0		2.8	1.5	2.6	2.3	2.1	3.6		0.5	4.1	5.5	13.5
			3.8	0.9		1.0	2.2							2.5	10.4*				8.9	26.0*	24.0*	40.4*	
				.	8.4	2.4	6.1	6.9	9.0	12.0	2.4	2.6	15.7	4.4	9.0	11.2	8.9	12.6	7.6	10.5	2.5		17.1
	2.9*		7.7	8.4*		5.3	3.4*	8.4	4.0	5.5		13.5*		3.5*		0.5	5.3	1.8*	2.1*		23.7*	8.1*	
				0.9		3.8		3.9	4.5	3.8	3.6	0.9	2.3	1.8	0.5								
				6.6		7.8				2.4		1.4	3.4		6.5					27.6		21.0	
1.2	18.5	4.2		1.6	3.8	4.0	7.7			0.4	2.1				6.4	3.7	9.1						
	3.1	15.4	0.9	1.6								3.5							30.3				
33.4	32.7	31.4	28.8	26.4	53.9	46.9	46.8*	33.4*	56.4	47.0	30.6	41.9	39.1	41.2	31.9	34.2	32.6	38.7	23.9	14.8	10.2	9.8	30.8
11.3			1.3					4.3					1.2					0.9		1.2	0.5	0.5	1.5
												4.4	2.5	2.7	1.6	2.3	1.4	1.4	1.1	1.2	1.0	1.5	2.3
0.6	5.0	3.6	4.2	3.2	5.6	5.6	5.0	3.7	6.4	4.1	2.1	2.6	2.4	2.8	1.6	2.3	2.1	3.6	2.3	2.7	3.4	2.3	3.6
	* 3.2	* 2.6						* 1.2						* 0.6									
2.7		0.3		1.9			1.7					1.4		0.8									
0.3	0.7	1.0	11.2	0.3	2.6	0.6	2.4	0.4	0.5		0.7	11.3	0.6	0.4	7.6	9.9	7.3	2.3	5.6	0.8	2.7	1.4	4.8
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

り若干の人員がこれを処置し，悔酒（焼酎）2升を供えて厄払をおこない再度おこらないように祈念し，区長は一切を采配する」と定めた。しかし，これは３３年に，「牛馬を廃用処置した時は，見舞品を贈与する」と改められ，さらに４０年には，「成馬成牛の斃死の場合（売却されない）のみ清酒２升供える」と付則された。次に成人式についてであるが，これは第１３条で「区民の成人式は区民挙げて喜びを共にし，祝宴を催し神社参拝記念撮影をして前途を激励祝福する」とあるが，これは，４０年に「区民の成人式は記念品のみ贈呈し祝福する」ことに定められた。

かようにみてくると慶弔に関する慣行は２９年に成文化して以降徐々に変化し，４０年代に入るときわめて形式的なものへと変質してしまっていることが指摘できる。

(ト) 次に第Ⅶ類をみていこう。これには㉔餞別・送別会費，㉕接待費，歓迎会費，㉖入地・行幸・実習場等記念行事費が含まれる。全体として部落を中心とした人びとの往来に関わる支出といえよう。

まず㉔であるが，内容上からは，大きく実習場関係者，出征者，離農者と３つの餞別・送別会支出が顕著にみられる。実習場関係者に対しては時代を問わず見うけられ，部落との関係の深さを示している。出征者に対しては，１３～２０年まで支出されており，特に１７～１９年にきわだっている。また農業技術指導員として中国東北部（満州）へ渡った３人に対しては，１４，１６，１７年にそれぞれ餞別が贈られている。離農者に対しては，戦中にも若干見うけられるが，戦後は２９，３８，４０，４５，４７年にて記載されており，３０年代後半以降の酪農化の進展と世代交代期における「家」の対応のあり方が具体的に検討されなければならないことを物語っている。

㉕接待費・歓迎会費の大半は実習場関係者へのそれであり，戦前は見られない。㉔の実習場関係の送別会・餞別支出と合わせてみるならば，実習場の果たした役割の大きさがうかがわれるが，４３年以降は，もはやこうした親交さえみられなくなる。

㉖は項目が示す如く，入地，行幸，実習場にかゝわる記念行事支出である。入地に関しては，９，１２，２３，２６，２９年と支出がみられるが２９年の部落２０周年記念写真代支出以降は，こうした支出はもはやみられない。行事に関しては，１４，１５年にみられる。また実習場に関しては，３７年，実習場解体，44年「実習場晴耕雨読記念碑」支出が部落との最後の関係を示している。

(チ) 第Ⅷ類は部落から各種機関への寄附・上納金を表わす項目である。㉗から㉜まで６項目をとったが，この中では㉗教育関係寄附・支出が大きな比重を占めている。＊で示した青年学校・青年団への寄附は，戦時中に特に顕著であるが，戦後にはほとんどみられず，３２，３３年の寄附は青年団の演芸会への寄附である。小・中学校への支出は，教育後援会費，ＰＴＡ，運動会，各種設備寄附といったもので，これらは後援会という名目で１６年からみられるが，とくに戦後段階においてウエイトが高まっている。２５年には中学校オルガン購入の寄附，２７年には小学校教員の修学旅行の手当，３８年には小・中学校の水道敷設費負担もみられる。かようにこゝでは，子弟の小学校入学時から48年まで，毎年部落で一括してこれら教育経費を負担している。このことは前述した「旧T区規約」第１１条で「学校（小中）ＰＴＡ会々費は区内費より支出し子弟教育に協力する」と決めているように，学校教育に対する部落の期待が示されている，といえよう。ただ本来無料であるべき公教育への支出が戦後とくにそのウエイトを増大させてきていることを見落してはならない。

㉘㉙㉚は戦後にみられる寄附・上納金である。㉘は農民同盟と申あわせ会への上納金であるが，農民同盟に関しては，２５，２８，３３，３８年にみられるだけであり，４０年代以降はない。申あ

わせ会費は，２８年に１回，その後４３年，そして４５年以降，毎年納入されている。

㉙消防後援会費は，３７年の消防団結成以来毎年納入されており，部落の生活防衛機能が部落内で完結しえなくなってきたことをあらわしている。㉚社会福祉協議会費・募金は２５年以降一貫してみられるが，これは部落が納入の下部単位として機能していることを示している。

次に㉛であるが，これには戦争関連寄附・納入金と遺族会等寄附金を含めた。前者は，戦争が深化した１８～２０年にウエイトが高くなっている。監視哨寄附，統後奉公会寄附，特攻隊後援会費などがみられ，部落が戦争遂行を支える下部単位として位置づけられていたことがあきらかに看取される。また戦後に至っても，表６－２－３で＊をつけた年には，遺族更生会費，靖国神社寄附金が部落に割り当てられている。

㉜その他機関寄附金としては，２２年の交番建築寄附，２３年の競馬寄附金，３２年の大樹神社寄附等々が単年度ずつある。

(リ) 最後の第Ⅸ類，その他・不明の大半は何らかの会合等々に支出された菓子・酒肴代金である。

(2) 日本資本主義の発展と部落社会の変容・変質

以上，歳出項目をⅨ類３３項目に分類してそれぞれの変化をみてきたが，日本資本主義の発展に位置づけて考えると全体の歳出構造は次のような節をもちながら変容してきたことが指摘できる。

(イ) 部落「出納帳」の支出項目分析からみるかぎり，昭和９年の開拓以降，少なくとも１７年に至るまで，農機具，種子，肥料購入等，また品評会，講習会，そうして畜産関係支出，検診所，さらには集乳所設置，澱粉工場設置運動費等，直接的に生産にかかわる支出項目の構成比はあきらかに高い。戦後２６～３２年にかけてこの項目の比重は再度たかまるが，４４年以降，この項目はまったくといってよいほど立ちあらわれなくなる。先にみた収入構造の分析とは若干のタイムラグは存するが，すでに私たちが指摘したように，戦前太平洋戦争が激化するまでの生産共同を中心とする部落社会のあり方が，戦争によって大きな危機に見舞れ，戦後２６年以降ふたゝび生産共同を土台においての自らの部落社会建設への志向性をみせるが，しかし３３年以降そうした方向は変質，とりわけ私たちが第６期とした４４年以降，決定的に変質していることがこうしてあきらかとなる。かゝる意味において，現段階の〝むら〟の危機は生産共同を中心にした〝むら〟の解体の危機であるといえる。

(ロ) しかしながらそうした点はまたその生活慣行の変質においても立ちあらわれていた。部落の人々に対する病気見舞は３０年以降廃止された。また昭和９年の入植以来，慣行として永らく存していた牛・馬を人間と同等に扱い，その死に際しては成人と同額の香料をもってむくいるという慣行は昭和４０年をもって終りをつげている。

たしかに戦前段階においては保育所建設にみられるように，生活基盤確立のための共同作業もこゝでは展開されていた。そうして生産共同と生活共同とはまさに分離され得ぬものとして存していたことは，１４～１５年にわたる土地の交換分合，すなわち密居制集落 → 散居制集落への改変のさいの部落ぐるみの共同作業の展開の中に何よりも端的に示されていたといわなければならない。北の大地であらたなる我らの社会を建設する以上，そこでは前にみた直接的に生産にかかわる学習のほか，生活学習 ── それはとりわけ婦人層が主体となったが ── も当然に重視されざるを得ない。しかしながら，かかる意味での生活学習も，すでにふれたように戦前の１０～１７年，そうして戦後の２３～

３３年以降立ちあらわれてはいない。１７～２２年間は太平洋戦争に伴なう〃むら〃の第１の危機の段階であったことを考えあわせるなら，３３年以降，あきらかに従前とは質的に異なる変容が立ちあらわれていたといわなければならない。〃むら〃の祭りの変容にもこのことはあらわれている。当初それは「実習場角力」と「盆踊」（１０年）であった。「盆踊」は１０年まで，そうして「角力」は１３年まで部落経費が支出されている。１３年には「収穫祭」が入り，１５年には「馬の感謝祭」及び冬の「スキー大会」費が入る。そうして，すでに第１節でみたようにＴ神社を１１年に創設しているが，神社祭典としてそれが行なわれるのは１７年以降である。しかし出納帳からみる限り，２３年を最後に収穫祭は消え，また馬頭祭は４３年を最後に消えている。そうして前述のように３０年以降は神社の祭りの経費も「祭礼の酒」という記載に変わってきている。また４０年以降とりわけ４５年以降４７年にかけては毎年慰安旅行が組まれている点も前述した部落の〃祭り〃の変化と無縁ではあるまい。

(ハ) ところで，日本資本主義の発展に伴なうかゝる意味での部落会の変質過程は，同時に部落社会が総体としての国民社会の発展の中で，その下部単位としてしめる位置と機能の変化をしめすものでもあった。そしてそれは部落社会を単位にとってみるならば，今日までのところ，所謂〃半共同体〃としての自立的な活力を部落自体が喪失して単なる行政下請的な経済・社会的諸機能を担わざるを得ないものへの変質過程を示すものでもあった。(a)このことは，まず，部落役員に対する役職手当の支出の変化にもあらわれていた。すなわち，戦前の〃むら〃の危機の段階においては，太平洋戦争が激化するにつれて，各生産部門担当者手当から部落社会統合の任にあたる部落長の激務に対する報酬にそれはしぼられ，かかる傾向は２２年まで続くが，戦後段階のそれは部落長手当にしても，部落長の他部落の冠婚葬祭にかんする手当へと変質し，また３４～４１年にかけてみられる部落内役職に対する手当も納税係への手当へとそれは変質してきている。部落社会そのものの生産共同を中心としたあり方の変質が，フォーマルな組織構造 ── すなわちこの場合，組織の要（かなめ）を担う「役割担当者」に対する報酬 ── のあり方にそのまゝ反映しているといわなければならない。(b)ところで次に注目しなければならぬことは，部落社会それ自体がより上部の地域社会の下部単位として位置づけられ機能するという，所謂，部落会の形骸化の進展の問題である。旧Ｔ部落の場合，それは太平洋戦争下において進行し，その形は戦後そのまゝ引継れ，現段階に至っている。

考えてみるならば，昭和１０年代，日中戦争下，わが国社会はあきらかに国家独占資本主義段階に到達していたが，そうしてすでに大正末期，第１次世界大戦後の世界資本主義の構造的危機の段階において，わが国の農業生産，したがってまた当然に寄生地主体制下における農村社会のあり方は国家からの財政投融資なしにはその再生産すらも維持できなくなっていたが，こうした体制的な挺子入れは同時に〃むら〃の体制への組み込みの進展を意味していた。この段階から，〃むら〃のあり方の変質は，いよいよ体制的に措定される度合が高まったということができる。しかし戦前段階と戦後段階とではその方向性はあきらかに異なっている。

いうまでもなく戦前段階では，自力更生の基底として，それ自体，寄生地主体制下身分階層的に構成された〃むら〃秩序の上からの再編強化であったし，戦後段階，とりわけ「高度経済成長期」以降は〃むら〃そのものの解体の方向であった。しかしながら，両段階に共通して，〃むら〃それ自体がもつ活力の喪失過程は，同時に，部落会そのものの行政下請的諸負担の増大過程でもあった。このことは旧Ｔ部落において端的に示されている。

すなわち，それは軍事関係の諸寄附からはじまる。旧Ｔ部落では１１年にすでに部落の在郷軍人

団に班旗を寄附していたが，１４年には支那事変公債購入，１６年には大樹村銃後奉行会費を支出し，その後１８～２０年にかけて軍事関係の負担金はきわだって増大する。すなわち，１８年には，監視哨寄附金，軍用馬後援会寄附，大樹村銃後奉公会寄附，同武道振興会寄附と続き，また，精神面での補強としての村の拓魂祭の寄附も下ろされる。１９年には，さらに方面本部への寄附，村の体操会費（体力強化）が下ろされる。そうして２０年には，特攻隊後援会負担も加わる。加えて戦意高揚を一層計るための北海道地域社会レベルでの北海道護国神社事業費 ── 札幌 ──（改修）費用も加わる。部落収支帳にはとくに（割当）と記載されている。かようにみてくるならば，とりわけ１８年以降，軍事関係負担金は〃むら〃としてのそれではなしに，村レベル，道レベルのそれとして，いわば上から下ろされる負担金を担う単位として好むと好まざるとにかかわらず，位置づけられるに至っていることがあきらかとなる。すでに収入構造の分析でみたように，昭和１７年には部落的結合を強化するための補助金が体制的に下ろされていたが，それを土台としての部落社会を単位としての戦時体制を乗りきる諸負担がいわば公的な意味での徴税以外に，部落自体にふりかかっていたという実相がこうしてあきらかにされるが，この段階はすでにみたように，そうしてまた次節でもみるように，その構成各戸の主幹労働力の徴兵によって，いわばその生命・生活の保持のためのぎりぎりの境界にあったことを私たちは銘記すべきである。しかし，以上の事実は少なくともこの段階の〃半共同体〃としての〃むら〃それ自体が体制的な位置づけにおいても，また農民それ自体においても，〃むら〃を単位として生きていたこと，つまり，生産・生活互助の機能を，社会的にその最末端単位として〃むら〃自体が担っていたということを示している。戦後の初期の段階には，上部地域（団体）負担金としても営林区寄附（２２年），尾田支所加工場費用（２３年）等，生産的側面での負担金もみられる。しかしながら，その後こうした側面での負担金は農民同盟負担金を除いてはみられなくなる。そうして戦後，特徴的にみられる負担金は遺族後援会（２６年），遺族更生会費（２７年）及び日赤の共同募金負担である。後者は２５年から４８年まで毎年支出されている。なお３３年と３９年には，靖国神社寄附金がみられる。さて，負担金としてもうひとつ大きなウエイトをしめるのは，教育関係のそれである。開拓の９年，１１年に地域の青年団への寄附があるが，そうしてそれは戦後，３３年段階まで継続的にみられるが，小学校後援会費は１６年からみられ，１７年以降はそれに運動会寄附金が加わる。２５年以降，後援会費はＰＴＡ会費となるが，それに運動会寄附金が加わる構造は４８年まで続いている。そして戦後３７年に消防団が結成されて以降，４８年まで消防後援会費の上納が続いている。

さて，かようにみてくると，部落社会そのものが，軍事的諸負担 → 社会福祉という形で，また教育にかゝわる諸負担，そうして消防にかゝわる諸負担等，特徴的には生活にかゝわる諸負担を担う社会的下部単位として機能させられつつあることがあきらかとなろう。

私たちは前節で，３８年以降部落の歳入構造の中で行政から下ろされる非農関係の奨励金のウエイトが高まり，とりわけ４４年以降納税奨励金のウエイトが高まっている事実にふれたが，そうした形での歳入構造の変化は，以上みた歳出構造における生産共同関係支出の消滅，また部落のもつ生活互助的諸慣行の衰退，そうしてさらに，主として生活面にかゝわる社会的諸負担を担う下部単位としての比重の増大という形での変化と照応して立ちあらわれていることがこうしてあきらかとなる。

第３節　Ｔ部落における社会構造の諸特質

第１項　血縁のネットワークと階層的諸関係

現Ｔ部落には図６－３－１にみるような血縁のネットワークが構成されている。そこには本章第１節でみた部落の生いたちの相違が色濃く刻印されている。「家」の世代的発展の段階からいって，すでに「一家」を構えてはやい時代に分家創出が可能であった旧Ｐ部落，また戦後，地元次三男層の分家入植者として開拓せられた旧Ｐ部落においてはあきらかに現Ｔ部落内に血縁のネットそのものが根づいている。しかしながら旧Ｔ部落構成各戸においては，その「家」としての世代的発展の段階においてすでに周辺に未開墾地の存しなかったという事実もあって，同一部落内での血縁のネットは前二者に比してたしかに張りめぐらされてはいない。大樹町内というより広範域なレベルにおいての次三男分家創出という特徴があきらかに看取される。

ところで，このことにかゝわって次にふれておかなければならぬことは第一にＴ部落においては，表６－３－１にみるように婚姻を媒介とする「家」と「家」の結合，すなわち血縁のネットの形成がきわめて少ないということである。すなわち，婚姻を媒介とする部落内の結合は，戦前一般入植者層からなる旧Ｐ部落に戦後の２０年代に４ケースのみで，分家も⑥が甥の △23 を養い子分家の形で出しただけである。

なお，18 は 14 の遠縁であり，⑫は１１年に嫁した姉の手づるで２２年目に旧Ｔ部落に入植，△21 は先に入植していた兄の △20 の手づるで旧Ｈ部落に入植している。また⑦ △22 の弟はともに実習場を出てＴ地域に入植したが戦死し，⑩の弟も６～７期生で入植したが入植指定地が悪く帰郷しており，⑫の弟は旧Ｈ部落に入植したが離農した。これらのことからわかることは，旧Ｔ及び旧Ｈ部落では婚姻ではない形で血縁のネットが形成されかかったが，戦争や離農によりそれが断絶せざるを得なかったという事実である。

第二に，二代目の嫁とりはすべて部落外からであるということ。この点は旧Ｈ部落の △22 の二代目，旧Ｐ部落の 17 の三代目の場合も変わらない。

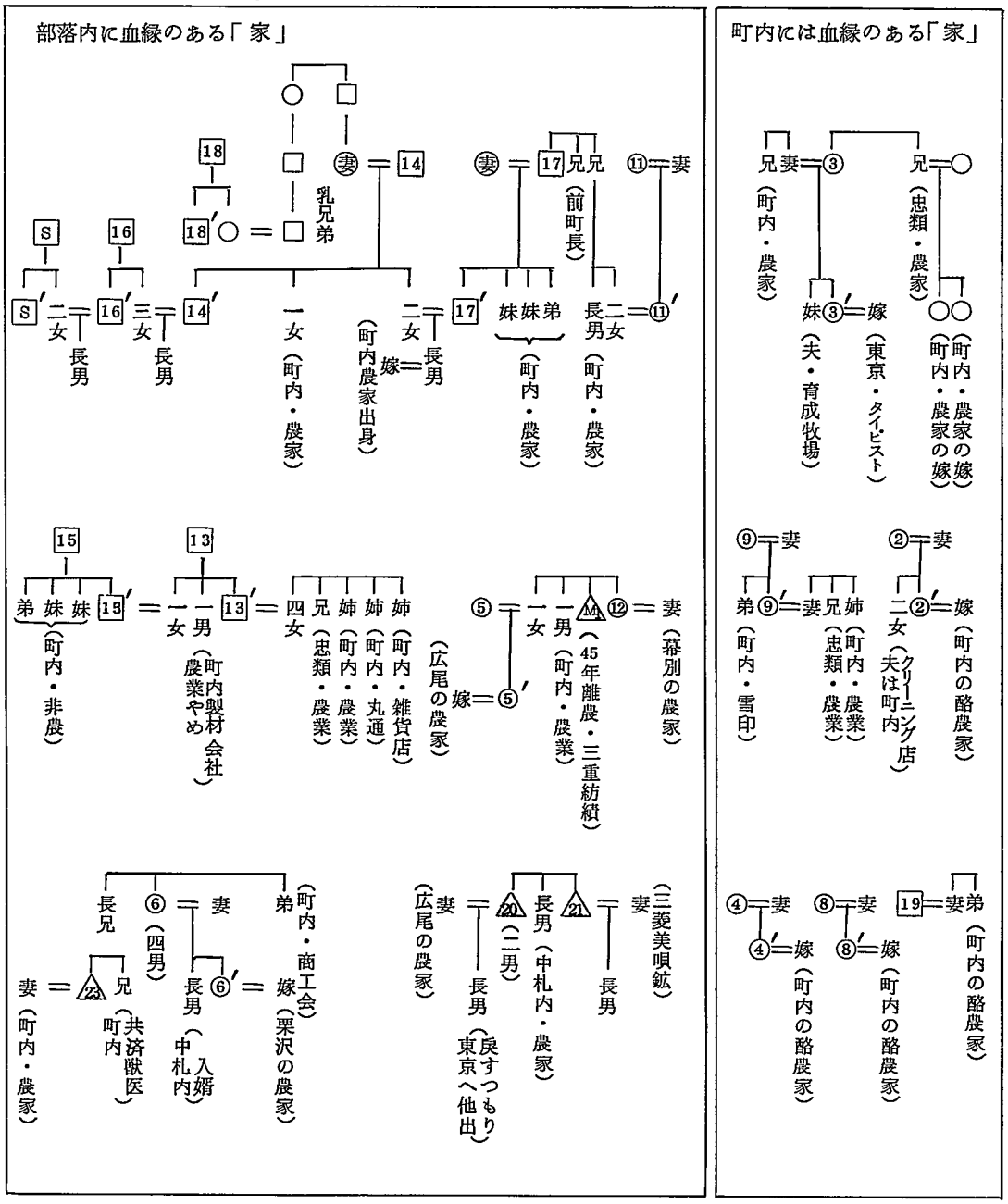
上層の④⑧⑪ 17 及び中層の② △22 は町内のＴ地域より開拓の歴史の古い地域，とりわけ酪農先進地域から嫁とりを行ない，上層の⑤⑨は隣接町村の農家から，⑥ は「デイリーマン」の文通で知りあった空知管内栗沢町の農家（水田１０町，乳牛４２頭）出身者と結婚している。なお，⑪は嫁の血縁で 17 と結びつく。

つまり，開拓の歴史が町内でも浅いＴ地域の「家」が，婚姻を通し町内レベルでの他の農家との結びつきを広げていっている。第三に，町内に分家を出したのは 17 のみ（２３年），また娘が町内の農家に嫁したのは 14 の１女（１３年），17 の１女（１８年）の２戸のみで，しかも第３期以降にはないという事実にふれなくてはならない。（時期区分に関しては第３章，第４章参照）

なお，町外の農家への嫁入りは，２０年代から３０年代にかけて 13 の２女 → 広尾，５女 → 忠類，14 の３女 → 池田，17 の２女 → 更別，18 の４女・５女 → 帯広，４０年代に入ってからは⑥の１女 → 幕別，⑧の２女 → 中札内，⑨の２女 → 芽室，３女 → 忠類，△20 の２女 → 日高，とほとんど十勝管内の町村である。

第四に町内レベルでの血縁のネットを考えるさい，非農業就業の子弟の存在をみなくてはならない。⑦⑨の息子，⑩の未婚の娘は雪印大樹工場，⑩の息子は農協に勤めており，②③の娘の夫はクリ

図６－３－１　血縁のネットワーク



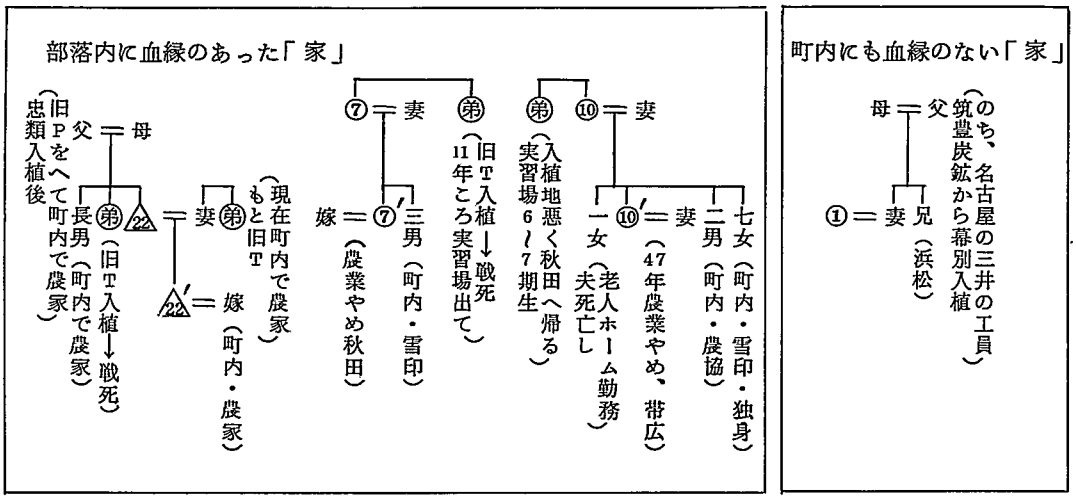


表６－３－１　血縁のネットの形成過程（年次別）

		昭和６～15年	16～25年	26～36年	37～42年	43～50年
部落内の血縁のネット			15′⇐13 17′⇐14（23年） 20 ⇢ 21（22年） ⑤ ⇢ ⑫（23年）	14′⇐16（28年） 16′⇐S（28年） ⑥→23（34年）		
嫁の出身地	町内	③ ⑤⇐⑫（11年）	22（21年）	23	②′⑧′⑪′ 19	④′ 22′ 17″
	近隣町村		⑫（23年） 20（16年）	13′ 18′	⑤′⑨′	
	道内		21（22年，美唄）		⑥′（空知・栗沢）	
	道外	① ② ④ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪				③′（東京）
	不明			13′兄	⑦′	⑩′

注）○＝旧T，□＝旧P，△＝旧H部落
□′，○′はそれぞれの家の二代目，□″は三代目であること，
⇐は矢印の方向に嫁入りが行なわれたこと，　→は分家，
⇢は矢印の右側の者が左側の親戚の援助で入植したことを示す。

ーニング店・育成牧場にいる。また兄弟では⑥の弟が商工会，△23の兄が共済の獣医，15′の弟妹3人も非農業就業で町内におり，離農した13′の兄も製材会社に勤めている。⑫の兄・△22の兄・19妻の弟は町内で農家をしている。

このようにみてくるならば，それぞれの「家」が保有している血縁のネットについて次のようにまとめることが可能となる。すなわち，部落内に血縁のある「家」＝17 14 16 ⑪ 18 ：13 15 ：⑤ ⑫ ：⑥ △23 ：△20 △21，町内には血縁のある「家」＝ ② ③ ④ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ 19 △22，そして町内にも血縁のない「家」は①となる。

さて，すでにみてきたように旧T部落は，現段階においてもT部落の中核をなしている。この地域においては大型機械化酪農経営確立の最先端を歩んでいる。いま階層別にこれをみるならば，上層及び中層に属する旧T部落の農家層は部落に血縁のネットを有するものと町内に血縁のネットを有するものはほゞ半数となり，町内への血縁のネットのひろがりがこの層の大きな特徴となる。ところで残余の中及び下(I)に至ると血縁のネットのひろがりそのものを部落社会に有しているものの割合がふえ，そうして下(II)層になると部落内にも血縁のネットは存せず，かつては部落内に存した層（現在町内に存する），また町内にも血縁のネットをもたない農家がたちあらわれる。階層毎の血縁のネットのあり方の相違もあきらかである。図6－3－1でもう少し仔細にみると，部落内に血縁のある層は，旧P部落上層 14 ―― 17（上），14 ―― 18（中），14 ―― 16（中）となり，14 を中心としたネットの存在が確認できる。ほかに 15（下Ⅰ）―― 13（下Ⅰ）も血縁のネットをもっている。これに対して，旧T部落で部落に血縁のネットをもつのは⑤（上）―― ⑫（中），⑥（上）―― △23（下Ⅱ），⑪（上）―― 17（上）である。そして旧H部落では △20（下Ⅱ）―― △21（中）が血縁のネットを有している。旧T部落の上層農 ④ ⑧ ⑨，また中層農 ② ③ に旧P部落の中層 19 はいずれも部落内に血縁のネットを有してはいない。町内にそれを有している。⑦（下Ⅱ），⑩（下Ⅱ），△22（中）は，かつて部落内に血縁をもっていたが，現在はない。①（下Ⅱ）は町内にすら血縁のネットは有していない。

表6－3－2　血縁のネットの地域的存在形態

		部落にある家	かつて部落にあった家	町内にある家	町内にもない家
上層	④			●	
	⑤	○			
	⑥	○			
	⑧			●	
	⑨			●	
	⑪	○			
	14	○			
	17	○			
中層	②			●	
	③			●	
	⑫	○			
	16	○			
	18	○			
	19			●	
	△21	○			
	△22		⊘	●	
下(I)層	13	○			
	15	○			
	△23	○			
下(II)層	①				△
	⑦		⊘	●	
	⑩		⊘	●	
	△20	○			

さて，かようにみてくると，旧P部落7戸の場合，6戸までが部落に血縁のネットを有していること，旧H部落4戸の場合も3戸までは部落に血縁のネットを有しているが，旧T部落12戸の場合，5戸が血縁のネットを有するのみで，8戸までは部落に血縁のネットを有していないことがあきらか

となる。このうち5戸までは，上・中層を構成する農家である。しかも旧T部落が，現在この部落の酪農化への最先端を歩ゆんでいるという事実を考えあわせると，あらたなる全体社会における「生産力」の発展段階に相応した家族協業経営形態を止揚した社会的協業経営形態にもとづく農業生産様式を志向する場合，それは自生的な形での，血縁のネットにもとづく社会的絆をこえたひとつの紐帯，つまりそこでのあらたなる結合原理が地縁にもとづいて要請されていることが自づとあきらかになろう。（かゝる点に関しては本章第五節を参照してほしい。たんに血縁のネットの地縁・地域的重層関係の確認だけでは，現段階における解決課題はとけないこともあきらかであるからである。農民諸個人の全生活の社会的再生産過程をとおしたその社会的機能が問題とせられなければならぬことは当然である。）

第2項　役職構造と農民層の所属集団

現在T部落のフォーマルな役職構造は次のようになっている（表6—3—3）。こゝでは部落内の役職にかかわらず，地区レベル（尾田地区），及び全町レベルでのそれについてみることにする。

町レベルの役職としては，現在この部落では町議，農協理事，農民同盟役員（副委員長），青年団役員（副委員長）を出しているが，いずれも上層の⑥が独占している。かつては町議，農協役員に上層の 14 と 17，農業委員に⑥また 17 がでていた。⑥は町の社会党系の政党役員，14 は自民党系の政党役員をしている。したがって彼らは，部落推薦ではない。その推挙母体はより広範域に及んでいる。

地区レベルの役職には，共済組合総代に③（中層），社会福祉協議会役員に⑨（上層），酪農振興会役員に④（上層），14（上層）が選出されている。

部落段階のそれには部落長（区長）は 17，この地区で一定の役割を果している農民同盟の役員には⑪（上層），18，△22（中層），実行組合長は，それぞれ⑪（上層）—— 旧T，18（中層）—— 旧P，△21（中層）—— 旧Hがついている。

かようにみてくると，町，地区，部落段階のフォーマルな役職は，ほとんど上層，そして中層が担っていることがあきらかとなるが，旧P部落での最大の血縁のネットをもつ 14——17 の存在，また旧T部落の⑥の役割のもつ意味の重要性が，過去の役職をみてもあきらかとなるが，とりわけ近時，⑥の抬頭が著しいことがあきらかとなる。

次に，私たちはT部落各戸のフォーマルな集団所属の実相についてみてみよう。表6—3—4は主要なるそれをみたものであるが，こゝでは次の諸点を指摘しよう。

第一は，全戸加入の組織は，前述の部落会は勿論であるが，そのほかは農協及びその下部単位である実行組合のみとなる。実行組合は旧部落単位ごとに分かれている。そうしてトラクター利用組合の設置も各実行組合単位に分かれているから，現T部落構成各戸のすべてが加入しているのはこゝでは表示しなかった部落会のみである。（そうしてこの部落会それ自体がその物質的土台またその社会的機能において如何に変質してきたかについてはすでに第1～第2節でふれた。）

第二に，各戸の現在の生業形態の相違に照応して，当然のことながら，機能的にその生産諸集団への加入の形態が異なっているということである。たとえば，種いも生産組合は旧P部落に特徴的にみられるものであるし，雪印が組織した酪農振興会には，旧T部落を中心とした各戸が組織せられている。

しかし第三に注目しなければならぬことは，共済組合への加入において，実質的に旧H部落が脱落していること —— これは少なくとも営農への志向性をもっとも端的に物語る。そればかりではなしに，婦人会，老人クラブ，趣味の会等にしめされるように，それら各組織，集団は旧T，P部落，と

表6－3－3　大樹町T部落の役職者

(イ)

町レベルの役員		地区レベルの役員		部落レベルの役員	
	現職　旧役員		現職 旧役員		現職　旧役員
町議	⑥A		14A 17A	P T A 役員	13C-1 17A
農協役員	⑥A		14A 17A	共済総代	•③B
農業委員		⑥A	17A	社福協役員	⑨A
選挙管理委員		④A		酪農振興会役員	•14A ④A ②B
農民同盟役員	⑥A(副委員長)				
政党役員	⑥A(社) ⑭A(自)				
青年団役員	•16B(副団長)				

部落レベルの役員		
	現職	旧役員
部落長(区営)	17A	①C-2 ②B ⑩C-2
		⑪A ⑫B 20C-2
民生委員		④A 17A
農民同盟役員	⑪A •14A 22B	
旧部落レベルの役員		
実行組合長	⑪A 18B 21B	③B ⑤A ⑧A 23B
納税組合長	⑤A 20C-2	

(ロ)

其の他役員(現職)	
森林組合の協力委員	⑤A
老人クラブの世話人	⑧A 14A
寺の役員	14A ②B

(ハ)

其の他役員(過去)	
固定資産評価委員	④A
共済組合理事	⑥A
ライオンズクラブ役員	14A
在郷軍人会役員	⑥A
農業会役員	14A
農業調整委員	⑥A
厚生連理事	14A
ビート耕作組合役員	⑫B
氏子総代	①C-1
乳検組合役員	•②B
老人クラブの世話人	①C-1 ⑨A

注）•Nは後継者
A　上層
B　中層
C-1　下層-(I)
C-2　下層-(II)

表6－3－4　各種集団への所属状況

	農協	森林組合	酪農振興会	共済組合	実行組合	トラクター利用組合	乳牛検定組合
①	夫，妻	夫		○	○		
②	父，夫		○父(役員)	○	○		
③	父，夫，妻 母(支部長)		○	○夫 (地区代表)	○父(組合長)	○	
旧 ④	父，夫		○父 (地区会長)	○	○	○	
⑤	父，夫，母		○	○	○父(組合長)	○	○
⑥	父(理事)，夫 母(支部長)		○父(会長)	○父(理事)	○	○	
⑦	夫 妻(支部長)			○	○		
⑧	父，夫	夫	○	○	○父(組合長)	○	
T ⑨	父，夫 母(支部長)		○	○	○	○	○
⑩	夫，妻			○	○		
⑪	父，夫(理事)		○	○	○父(組合長) 夫(組合長)	○	
⑫	夫，妻			○	○		
13	夫，妻	夫	○	○	○	○	
旧 14	父(理事,組合長) 妻(支部長)，夫		○夫(役員)	○	○	○	
16	夫，妻			○	○	○	
17	亡父(理事) 妻(監事)，夫			○	○	○	○
P 18	夫 妻(支部長)			○	○夫(組合長)	○	
19	夫，妻		○	○	○	○	
旧 △20	夫，妻				○	○	
△21	夫，妻				○夫(組合長)	○	
△22	父，母，夫	父		○	○父(組合長)	○	
H △23	夫，妻	夫			○	○	

○は世帯加入，（　）内役職名，（＿＿）は現在の役職名，── ナシは以前の役職名
この他，表示してないが，△21が肉牛組合．△23が畑作研究会に加入している。

乳牛改良同志会	種イモ生産組合	農民同盟	農村連盟	婦人会,若妻会,婦人学級	PTA	老人クラブ寿大学	趣味の会
		夫				夫(世話役)	
		父，夫		母，妻		父	
			父，夫		妻	父，母	夫
		父，夫		妻		父，母	妻
		父，夫				父	
		父(委員長) 夫		妻			
						夫	
○		父，夫				父(世話役)	母
		父，夫				父(世話役)	父，母
						夫，妻	妻
○		父 夫（役員）					
		夫		妻（部長）			
	○	夫		妻	夫(地区委員) 妻		
	○	父 夫（監事）					
	○	夫			妻		
○			亡父(委員長) 夫，長男	妻 長男の妻	亡父(会長)		
	○（理事）		夫	妻	妻	母	
		夫 (執行委員)					
		夫					
		夫					
		父，夫 (執行委員)					夫
		夫					

りわけ旧T部落を主流としているということである。こゝにはあきらかに，現T部落においての大型機械化酪農への道が旧T部落を中心として進展せられていることの反映であるといわなければならない。

ところで，第四に私たちは，かかる大型機械化酪農経営への志向そのものの要となるいわば研究集団が，上・中層中の少数農家によって形成されていること，また，農民層の立場に立った農民組織（これには全戸加入 ── 第6節参照）が農民同盟と農村連盟にわれていること等に注目せざるを得ない。

しかしかようにみてくると，農民層の現実の営農推進のための各種機能集団の土台に行政及び農協の末端下部組織である部落及び実行組合組織が存すること，さらにまた「農民層の立場」に立った諸組織として本事例では「農民同盟」，「農村連盟」が存するということがこうしてあきらかになろう。このことは言葉を替えるならば，後述するようにもはや全国的な機構として存するかかる組織の存在をぬきにしては部落内における諸組織，集団の存在形態そのものが語れないということを物語っている。と同時に，本事例の場合，その役職構造の分析であきらかなように，それらの組織，集団としてのフォーマルな結合が上・中層を中心としてなされていることがあきらかにせられた。しかし第6節でみるように，このことは政党支持の相違における上・中層の下層農支配という「図式」に直結するものではけっしてない。そこに過渡期における現段階の村落構造の実相の一端が反映されていることを指摘するのは容易だが，以下，まずこうしたフォーマルな構造を支えている農民各層の，インフォーマルなレベルでの生産・生活にかゝわる諸社会過程を，事実に即して分析することにしよう。

第3項　部落における諸社会関係Ⅰ ―生活諸関連―

ところで，以上のフォーマルな役職構造をみただけでは，この現T部落構成各戸の現実の生産・労働―生活過程にとって，この部落が社会として現実的に如何に生きているかは十分に判明しない。

以下，私たちはT部落の社会構造をあきらかにするためにまず，現実のフォーマルな役職としてではなく，いわばインフォーマルに生きている彼らにとっての社会，その社会諸関係を，「家」の生活的諸側面からあきらかにすることをとおして分析レベルをもう一歩ふかめよう。

図6―3―2はこれをみたものであるが，第一に指摘できる点は，その生活諸関連が旧部落単位に構造化しているということである。これをはみだす関係は，旧T⑥ の旧H 23，旧H 21 の旧T⑨ の選択以外みられない。このことは，昭和49年に三部落の合併がなされたとはいえ，日常の生活諸関連においては，各戸は旧部落ごとにその世界を構成していることを何よりも端的に物語る。第2に，その中で，下層農がまったく孤立してしまっているのではないということが指摘できる。

しかし，旧部落ごとの内部の構造はかなり異なっている。図6―3―2はこれをみたものであるが，旧T部落では上農層④，⑤，⑪，また⑨への各農家の日常的生活関連での接触度が相対的に高い。前述の近時急速に抬頭したフォーマルリーダーとしての上層農 ⑥ は現実的根っ子をもっていない。同じく上農層である ⑧ についてもこのことはいえる。しかし，上層農 ④，⑤，⑪，⑨がいわば ひとつの中核となって，現実の旧T部落社会の核をなしているか，というとけっしてそうではない。⑤，⑪ の存在が中核となっていることは看取されるものの，⑤ は ⑥ と結びつくことによって，①，⑩と，さらに③を介して，④，⑨に結びつくことによって，②，⑦との関係をもつ。⑪ は ⑤，③，⑨との関係をもっている。⑧ はあきらかに孤立している。

ところで旧P部落の場合，旧T部落に比して 14 を中心とした各戸相互間の結びつきは，その相

互選択をふくめてより強固である。その意味において，前述のフォーマルリーダーである 14 17 は，旧P部落という，その社会内において，現実的根っ子を有しているということができる。これに対して旧H部落の場合，各戸の現実的な結びつきはあきらかにより疎になっている。そこには現実的に核となる農家及び農家群は存しない。

ところで，すでに前述のように各戸は，その与えられた外在的条件に規定されつゝ，血縁のネットワークを，それ自体自らの生の証として，地域社会の中にはりめぐらしている。そして，それが彼らにとっての〃生活防衛〃のネットを構成していることはいうまでもない。かかるベースにたちもどって前述の各戸の日常生活の諸関連をみると，次の事実が指摘できる。すなわち，旧P部落の場合に端的にみられるように，こゝでは 17 — 14 を中心としたC血縁ネットがあきらかにその紐帯をなしているということ，この中に 13 — 15 のD血縁ネットがくみこまれているが，ともに下(I)に位置づけられる両家のうち，15 は 13 を介してのみ参与するという形をとっているということ。けれども，C，D両血縁に属さない中層 19 は地縁をもとにしてあきらかに，この一団の中にくみこまれ，その中枢部分を形成しているということ。第二に，前述のように部落内に血縁のネットが形成されていない旧Tの場合，たしかにA血縁⑤—⑳，B血縁⑥— 23 の関係がみられるとはいえ，それは主要なる諸関係ではない。非血縁にもとづく諸関係があきらかに構成されている。旧H部落におけるB血縁及びE血縁に関してもこのことは同様に指摘できるが，旧H部落の場合，この血縁関係すら存しなかったら，地縁関係そのものも存しえないというきわめて疎なる社会関係が看取される。

以上みてきたところであきらかなように，旧P部落の場合，血縁と地縁があきらかに重層せられている故，その中でC血縁を中心としたウエイトが大きく作用しているが，19 の存在にあきらかなように，そして何よりも旧T，旧Hにみられるように，けっして現段階において，それ自体，自主的に形成せられた血縁のネットワークそのものが彼らにとっての日常生活関連の世界を構成する唯一の基軸とはなりえていない。

しかし，このことは血縁のネットが現に機能していないということを示すものではない。その血縁のネットはT部落をこえるものとして現に構成されている。かかる点に関しては第5節第1項で検討する。

第4項　部落における諸社会関係Ⅱ—生産諸関連—

ところで，以上，その生活諸関連においてのべてきたT部落各戸のグルーピングの諸相は，その基底にその生産過程における「家」相互間の諸関連を有している。そして、そのことは旧部落単位にいまだに実行組合が組織されていることにも示されているように，実行組合単位で，営農の諸形態，その大型機械化段階そのものが異なっているということの反映でもある。すでにみたように，土地集積が急速にすすんだ40年よりやゝ遅れて，トラクター営農の形がこゝでは導入されたが，そのさい旧各部落ごとに，その導入年次も異なっていた。結論を先取りしていうならば，旧T部落がもっとも先端をあるき，ついで旧P部落，H部落となる。そして，そのことの反映はたしかに現在の旧部落ごとの社会のあり方の相違となって立ちあらわれているが，別の言葉でいうならばそれは，旧部落ごとのその歩み，その社会としての発展段階の相違を示すということにもなる。その旧3部落が合体されて現T部落が構成されている。以下，トラクター導入のプロセスから旧部落ごとに，その社会の構造が如何に規定されてきたか，かゝる点をみてみよう。

1)　旧T部落では，昭和36年に④が32馬力のトラクターを導入したのがトラクター営農の最初

表6－3－5　大樹T部落における農民の日常のつきあい

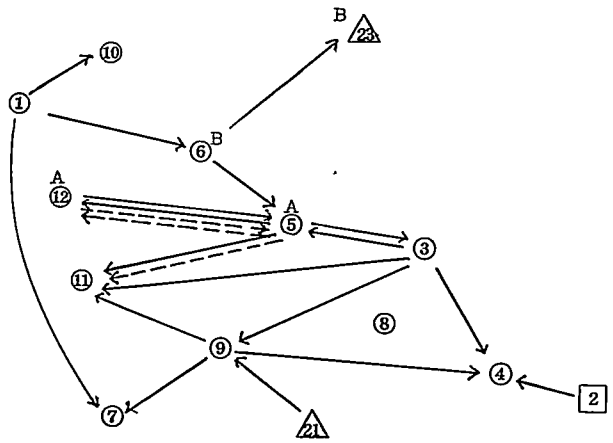
			旧T 上層						旧T 中層			旧T 下層	
			④	⑤	⑥	⑧	⑨	⑪	②	③	⑫	①	⑦
旧T	上層	④											
		⑤						○△		△	◇○□		
		⑥		△□								△□	
		⑧											
		⑨	△□					△□					△□
		⑪											
	中層	②	△□										
		③	△	△			△	△					
		⑫		◇○△									
	下層(Ⅱ)	①											△
		⑦											
		⑩											
旧P	上層	14											
		17											
	中層	16											
		18											
		19											
	下層(Ⅰ)	13											
		15											
旧H	中層	21					◇						
		22											
	下(Ⅰ)	23											
	下(Ⅱ)	20											
	計		3	3	0	0	2	3	0	1	1	1	2

注）○── 家の将来を相談する家，子供の教育を相談する家，親の生活を相談する家，就職・借金の保障になる家
◇── 日常頻繁に往来する家　　△── 父が気楽に遊びに行く家
□── 母が気楽に遊びに行く家

	旧 P							旧 H				計
(Ⅱ)	上層		中層			下層 (Ⅰ)		中層		下 (Ⅰ)	下 (Ⅱ)	
⑩	14	17	16	18	19	13	15	21	22	23	20	
										○ ◇		0 3 3 0 3 0
												1 4 1
												1 0 0
	◇	◇	○ ◇	◇	◇	◇						5 1
	○ ◇ △ □ ◇	△ □ ◇	△ □		△ □	△○□ △						1 5 3
				△○□	◇		△◇□					3 0
									○ ◇	○	○	4 0
												0
								◇				1
0	4	3	2	2	3	3	1	1	1	2	1	

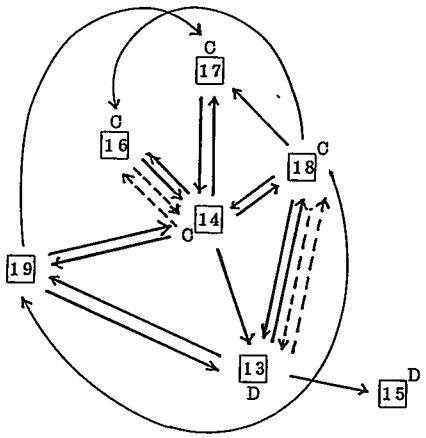
図－６－３－２　生活上の相談（Ｂレベル）ならびに日常接触（Ｃレベル）

（旧Ｔ）



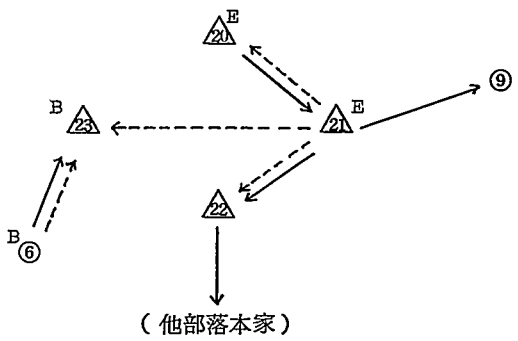
Aは姻戚関係
Bは叔父，甥関係

（旧Ｐ）



Cは 14 を中心とした姻戚関係
Dは姻戚関係

（旧Ｈ）



Eは兄弟関係
⑨は 21 にとっての仲人

（他部落本家）

（註）←―　日常往来又は父母が気楽に遊びにいける家

←……　生活上（家の将来，教育，就職，借金の保証等）で相談する家

であったが，本格的な導入は３９年の「ビート省力化事業」による共同導入であった。８戸の農家が参加し，トラクター２台が導入された。

参加農家　③ ④ ⑤ ⑥ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪

導入機械　トラクター２台（４０HP，５５HP）

ビート管理，収穫作業用機

牧草関係作業用機一式

これに加わらなかった農家は，現中層の② ⑫，下層Ⅰの① ⑦ のほか，すでに離農した３戸であった。

４４年構造改善事業によって，あらたに４台（４０HP）のトラクターが導入された。[1] 旧T部落は計６台のトラクターを共同所有することになった。参加農家は先のビート省力化事業参加８戸のほか，⑫とすでに離農した１戸が加わり１０戸となった。参加農家を三班にわけ機械利用を中心とする共同作業班が作られた。トラクター利用組合である。

第１班　⑧ ⑩ ⑪ A

第２班　⑤ ⑥ ⑫

第３班　③ ④ ⑨

各戸は　トラクターを利用することがこうして可能になった。これに加わらなかった農家は，すでに営農を断念した① ⑦，また借金することに反対した②の３戸であった。

しかしながら，こうした機械共同利用を中心とした社会的協業体制は，現実の問題としてあきらかに崩れてきている。そこにはたしかに二つのファクターが存していた。第一は激しい農民層の階級・階層分化の中で，かかる形での共同歩調がとれなくなったこと，第二は「家」を単位とした＝家族協業体単位での競争への志向性であった。所謂「農基法農政」下における「自立経営」確立への志向性が強く働いた。第１班のA及び⑩が相次いで離農し，⑫も５０年には離農することがあきらかとなった。また「共同所有して利用していても管理が十分ゆきとどかない。結局，共同導入も個人所有への腰かけになり，個人化もやむを得ない」（⑤）という声もおこり，４９年に至ってトラクターを個人所有するに至る。ただ１班のみ二戸共同の形態を残した。したがって５０年段階における機械の所有状況は，１班の２戸を除いてトラクター１～２台及び乾草作業機の個人所有，スプレヤー，尿散布機，マニュアスプレッター，カルチベーターなどの圃場管理作業機及びサイレージ作業用のフォーレージハーベスターが従来の利用組合のメンバーによる共同所有という形態をとっている。

実際，圃場作業は，現在上層農の④ ⑤ ⑥ ⑧ ⑨ ⑪ 及び中層の③計七戸の間で，乾草に関しては，刈取り，調整，梱包，積みこみ等の作業は個別の家で，それぞれ１台のトラクター及びトラックを用いて行なっている。しかしサイレージ作業は７戸共同である。具体的には，共同所有のフォーレージハーベスターや，農協所有の自走式ハーベスターを用いる。作業は７戸のうち次の作業の準備（次の作業予定の農家）のために２戸を除いて自家を含めて５戸共同作業である。これを順次くり返して７戸のサイレージ作業をこなす。ところで，自走式ハーベスターには農協からオペレーターがつくが，このサイレージ作業には，このほか圃場から運搬のためにキャリアー３台のトラクター運転者とサイロにつめるブロアーの管理者１人，サイロのつめ込み作業者２人と，最低６人と３台のトラクターが動員されることになる。５０年段階における各戸の機械所有状況は表２－１－４にすでに示してあるが，圃場作業におけるトラクター本機と乾草作業機は個人化，サイレージ作業機は共同，そして，より大型機械は農協依存という区分の中で，これらが組みあわされて現実の作業がすゝめられて

いる。

以上のように，旧T部落の場合，３９年のビート省力化事業，４４年の構造改善によるトラクター導入によって，「農業生産力」のあらたなる発展段階に相応した社会的協業組織確立への志向性があらたなる段階での部落社会の骨格として「農基法」農政の枠内で形成されようとするが，４６年以降，トラクター営農を補強する形でトラクターの個人導入がすゝめられ，４９年からは共同所有の一部を個人所有化する形で，機械の個人所有化への道が垣間みられる。そうして，それは農協をキイステーションとした地域農業生産システム化の路線の中にあきらかにまきこまれている。しかしながら，すでに第２章第２節でみたように，各戸の家族成員への労働負担は，ある意味では極限にきているといえる。そうした現状をふまえて，もう一度，さらに質的に一歩ふかまったレベルで酪農生産における，社会的協働・協業組織確立への志向が，後継者層を中心として立ちあらわれている。私たちは，「農業生産力」の発展に伴なう，すなわちすぐれて，その技術的発展にともなう地域農業生産の「システム化」はいわば不可避なものであると考えている。その中での分業化も当然に進展する。しかし問題はその内実にある。「農業生産力」の発展，地域農業生産の「システム化」は，それを現実的に支える農民層の生産・労働一生活過程を土台にした言葉の正しい意味での生産力の発展を，彼らの労働・生産・社会レベルからきずくものでなければならない。このことに関しては終章第１節でふれる。

注1）構造改善事業の概要については第３章をみよ。

2） さて，旧P，H部落における，かかる意味での「農業生産力」の発展に相応するトラクター営農の導入形態は，数テンポおくれている。旧Pの場合，昭和３７年、14——17 の二戸が共同で４０％の補助をえて３５HPの中型トラクターを導入したのがその最初であるが，４２年の構造改善事業で，14 16 17 19 の４戸に４２HPのトラクター１台が，そうして４５年には６戸共同（14 15 16 17 18 19 ）で４５HPを１台，さらに４５年には 14 17 18 の３戸と旧H部落の３戸（ △21 △22 △23 ）が組んで，ビート省力化事業で２台のトラクターを導入，うち１台が旧P部落に入った。その後，４７年に 17 が，５０年に 14 がそれぞれ４５HP，５０HPのトラクターを個人で導入している。こゝで特徴的なことは，かような形での旧部落での共同所有という形をとりながら，しかも補助を不可欠の同伴者としてトラクター営農形態が確立されてきたということであろう。そしてその牽引力となったのは，14 ，17 であったこともたしかである。

他方，旧H部落の場合，前述のように昭和４５年，ビート省力化事業で △21 △22 △23 の３戸共同ではじめてトラクターが導入せられた。さらに４９年，肉牛増産事業で１台導入された。こゝでは，このほか △22 が４８年に個人でトラクター導入をしているが，こゝにおいても旧部落単位での共同所有という形態が支配的である。

かようにみてくると，旧Tに比べて旧P，旧Hの場合，トラクター営農の確立段階そのものが，数テンポ遅れていること。そうして，トラクター営農形態の確立そのものが何れも旧部落単位での上からの補助を仰いでのトラクター共同所有の形ですゝめられてきているということ，かかる形での，トラクターの共同所有を土台において，トラクターの個別所有がそこに上積みされてきていること，そして，旧T部落の場合，その個別所有のテンポが一歩すゝんでいることがこうしてあきらかとなろう。*

＊ 旧P，旧H部落におけるトラクター利用組合の詳細については第３章をみよ。

3) ところで現在，このT部落で現に構成されている「家」相互間の生産過程での諸関係は次のように整理される。

旧T部落のそれは，(イ) ④ ⑤ ⑥ ⑧ ⑨ ⑪ （以上上層），③（中層）7戸でのサイレージ共同作業，(ロ) ⑧ ⑪ 間でのビート移植共同作業である。

旧P部落の場合，(イ) 種いも生産組合での共同作業，14 17（上層），18 19（中層），13（下Ⅰ層）（作業機共同 13 16（中層） 18 19），(ロ) ビート移植共同作業 14 17 16 18 19 13，(ハ) いも防除作業 14 16 18 19 13，(ニ) サイレージ作業 14 16 19 13，(ホ) トラクター利用組合 14 17 16 18 19 13 となる。

そして旧H部落では，(イ) トラクター利用組合（主としてビート） △21 △22（中層） △23（下Ⅰ） △20（下Ⅱ）（△20は名目），(ロ) 共同畜舎利用組合 △21 △23 である。

この事実にあきらかなように，生産過程での「家」相互間の関連は，あきらかに旧部落単位に構成せられるに至っている。そして，このことは前述のトラクター導入それ自体が，〃共同所有〃という形態をとらざるを得なかったことと決して無縁ではなかったこと，こゝに指摘するまでもあるまい。

そして階層的にみるならば，旧T部落の場合，主として上層農の結合であるに対して，旧P，旧Hでは下層農をふくめての生産過程での「家」相互間の関連があきらかに看取できる。そして旧P，旧Hにみられるように，（とりわけ旧Pに顕著だが）各戸の結びつきは，その「家」の生業形態，その作業の質的相異に応じてきわめて機能的になされている。そこには，たしかに旧部落単位の生産過程での諸関連，その社会的協働形態の形が看取される。血縁のネットの関連でみると，旧T部落の場合，その生産諸関連の中に血縁のネットは全く機能していない。旧P部落の場合においても 15 を除いて，血縁，非血縁の別なく，地縁的にその協働形態は機能している。旧H部落においても同様の点が指摘できる。

さて，これを前述の生活諸関連と重ねあわせると，旧T部落の場合，生活諸関連で被選択数の比較的高かった ④ ⑤ ⑪ を中心とした7戸の生産過程での諸関連が顕著で，彼らを中心とした「家」相互間の生産諸関連が指摘できるが，しかしそれはかならずしも生活諸関連と一致するものではない。生産過程での諸関連にもっとも作用している要因は，階層的なそれである。すなわち，それは上層農6戸と中層農1戸のそれであり，他の中層農2戸及びすでに離農志向が顕著な下層農3戸はこれに加わっていない。⑤と⑫には血縁関係が存するが，その関係もこゝでは作動していない。生活諸関連のレベルで垣間みられた血縁の諸関係は，こゝでは看取されない。旧P部落の場合，生活諸関連でみた場合，C血縁のネットが中心で，これにD血縁の 13——15，また非血縁の 19 がセットされる構造が看取されたが，そうして 15 が 13 との関係をもつのみで比較的孤立している構図がみられたが，生産過程における「家」相互間の諸関連においても同様の点が看取される。こゝでは機能的に分化した形で幾重にも生産共同諸関係が旧部落構成戸単位の中で重層していたが，下Ⅰ層の 15 はそのうちトラクター利用組合に属するのみである。こゝでは，たしかに血縁と地縁が重層する形で「家」相互間の関係が構成されている。それを主導するのは上層の 14 17 である。かゝる意味においてこゝにおいても階層の原理を中枢としての再編過程が看取されるといゝうる。最後に旧H部落の場合，生活諸関連における各戸の関係はきわめて〃疎〃であったが，生産諸関連においては，下Ⅱ層の △20 を除いての，相互の関連があきらかに存する。そうしてこゝにおいても，△21——△20 のE血縁は生きていない。

表６－３－６　Ｔ部落における機械化の進展と，作業共同集団の展開（その１）

旧Ｔ部落

◦最初の導入農家 ④上（３６年，３２馬力）

(1)３９年　ビート省力化事業により，８戸共同で４０馬力，５５馬力，２台導入

(2)４３年　構改でトラクター４台導入（先の８戸に⑫と離農１戸加わり計１０戸）

(3)４９年　その後④⑥⑪等個人導入がふえ，また⑩・Ｘ離農，さらに５０年には⑫も離農，利用組合は解散，ただし①スプレヤー，尿散布機，マニュアスプレッダー，カルチベーターなど圃場作業機とサイレージ作業用のフォーレージ，ハーベスターは従前の三班で共同所有。②また，③④⑤⑥⑧⑨⑪の７戸でサイレージ共同作業は行なう。なお⑧⑪間でビート移植共同作業が行なわれている。

③④⑤⑥⑧⑨⑩⑪（未加入①②⑦⑫のほか離農３戸）

第１班　⑧⑩⑪Ｘ　２台

第２班　⑤⑥⑫　２台

第３班　③④⑨　２台（未加入①⑦②）

（サイレージ共同作業集団の仕組み）

労働力
各戸１（５名）＋自家労働力
（２戸は次の作業のため休む）
乾燥は各戸で処理

- 農協のオペレーター付自走式ハーベスター
- キャリア３台（トラクター３台３名）
- ブロアー１台(1名)
- サイロ詰め（２名）
計６名（最低）

旧Ｐ部落

(1)最初の導入農家 14上 17上 の２戸共同（３５馬力１台）── ４０％の補助

(2)４２年　構改で 14 16 17 19 の４戸に４２馬力，１台導入

(3)４５年　14 15 16 17 18 19 の６戸共同で４５馬力，１台導入

(4)４５年　旧Ｈと組んでビート省力化事業で 14 17 19 １台トラクター導入
（５Ｐ以上が補助事業対象旧Ｈへ１台）

(5)４７年　17 個人で４５馬力，１台導入
５０年　14 個人で４５馬力，１台導入

現在の共同作業

①種いも生産組合での作業

13下1 ── 14上 ── 17上 ── 18中 ── 19中

（作業機共同 13 16 18 19 ）

②ビート共同作業

13下1 ── 14上 ── 16中 ── 17上 ── 18中 ── 19中

③いもの防除作業

13下1 ── 14上 ── 16中 ── 18中 ── 19中

④サイレージ作業

13下1 ── 14上 ── 16中 ── 19中

- トラクター利用組合

14上 ── 15下1 ── 16中 ── 17上 ── 18中 ── 19中

表６－３－６　Ｔ部落における機械化の進展と，作業共同集団の展開（その２）

旧Ｈ部落

(1)４５年　ビート省力化事業で △21中 △22中 △23下 の三戸　トラクター１台導入

(2)４８年　△23 個人で導入

(3)４９年　肉牛事業で △21 △22 △23（△20は名目）　トラクター導入

現在の共同作業

①トラクター利用組合（主としてビート）

△20下1 △21中 △22中 △23下1（△20は名目）

②共同畜舎利用組合 △21中 △23中

4）さて，かようにみてくると，現段階においての大型機械化営農形態の確立そのものが，家族協業経営形態を基底的土台においてすゝめられる限り，それが旧部落単位の社会的協業体への志向性を，所謂「農基法 → 総合農政」下の体制的誘導下において志向せざるをえなかったし，またかかる意味での社会的協業・協働形態志向そのものは，いわば人類社会の発展からいって当然の理であると私たちは思考するが，しかしながら，その生産・生活の基底的単位が「家」であり，しかもそれが国独資体制下における絶ゆまざる階級・階層分化のたゞ中におかれているとき，いわゆる〃下から〃の社会的協業・協働形態の確立過程はきわめて厳しいものといわなければならない。

すでにみてきたように，かつての自主的な形で形成せられてきた血縁のネットそのものは，もはやその生業＝生産過程においては主要なるファクターとなりえていない。地縁にもとづく，しかも階層差にもとづくあらたなる結合がそこにはたしかに立ちあらわれている。「自立」する経済基盤の弱い層，またすでに離農の意志を明白に表明した層は，たしかに「家」相互間の生産関連のネットからたちきられつゝある。そうした意味で，残留しえた「自立経営」志向の上・中層を中心とした「家」相互間の生産関連に主導されてこのＴ部落の社会の構造はいま変容の過程にあるということができる。

第５項　営農推進におけるインフォーマルリーダーと諸機関

ところで，この問題はさらにふかめるべき諸領域を有している。すなわち，第一には，そうした部落社会の中で，たしかに「家」相互が互に影響を及ぼしあう諸関係は地縁的な諸関連をもとに形成されているということ，換言するならば，生産的諸側面において直接的な形での諸関連をもたなくとも，リファレンス・パースンとして他の農家に大きな影響を与えている農家も当然に存在するし，何よりも私たちは，かかるレベルをも含めて現に存する部落社会におけるリーダーシップの構造をとりおさえなければならぬと考えているということ，かかる領域でみた部落のインフォーマルなリーダーシップの構造は一体如何に構成せられているのか，これがまず本項で解決すべき第１の課題である。第二は，そうした構造と地域における経済・社会的諸機関の指導性とは，一体，現実の問題として如何なる関係にあるかということ，これらの諸点を以下検討しよう。

1）表６－３－７は各戸が実際その営農をすゝめてゆく上で相談，または参考にする家を全体として捉え，さらに経営の各側面にわけて，参考としている農家及び機関をみたものである。そして，それをさらに整理したものが図６－３－３である。つまり各農家及びフォーマルな諸機関が現実を生き抜く各農家にとって具体的に如何なる形でインフォーマルなリーダーとしての役割を果しているかをみたものである。

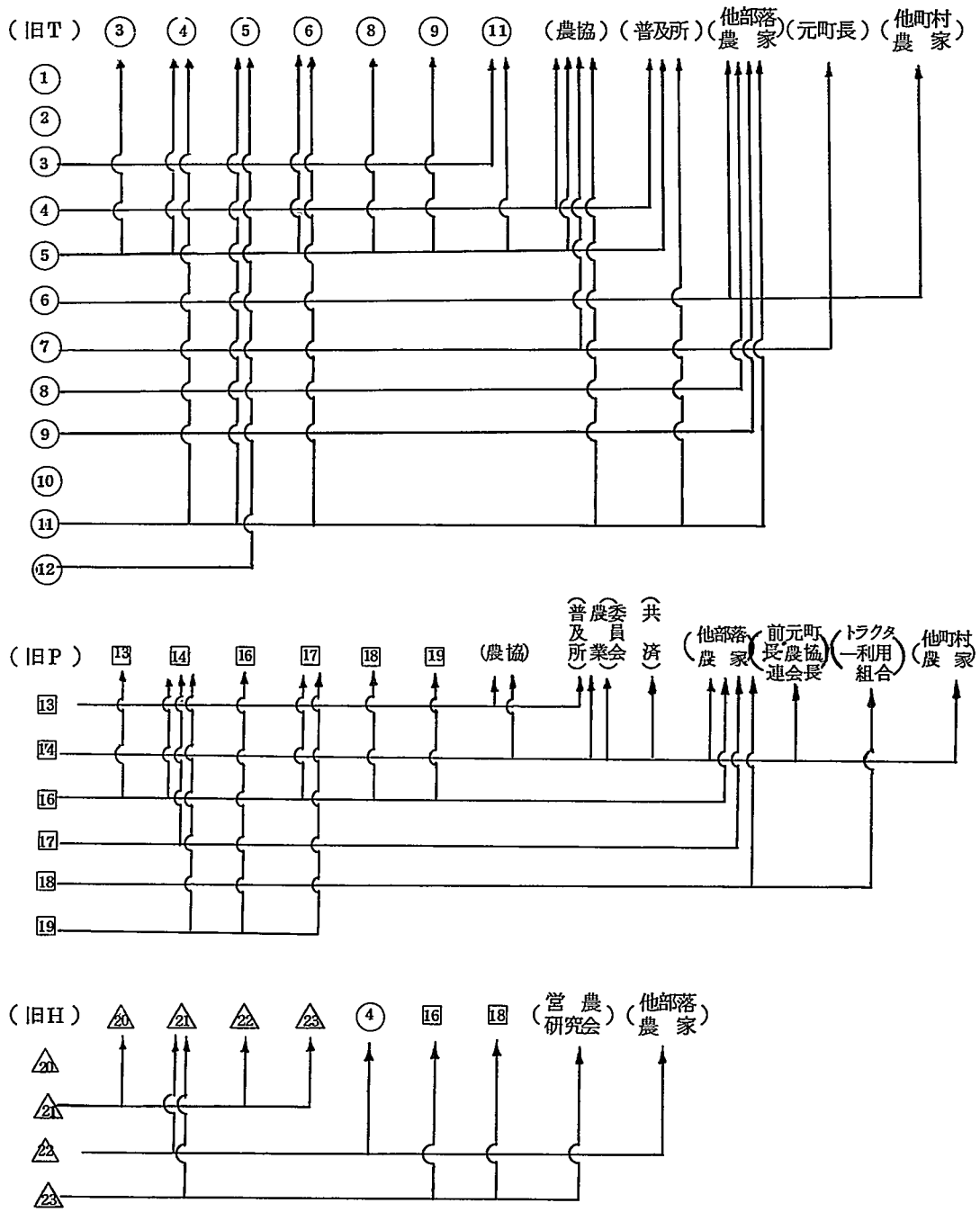
表６－３－７　経営の全体ならびに部門別にみて参考にする家及び機関

		生産上相談する家	経営上参考にする家	A 経営全体	B 機械導入	C 生産設備	D 土地管理	E 作物	F 飼料	G 乳牛	H 畜舎	I 機械	J その他
旧T	①												
	②												
	③									11			
	④												農協—資金，普及所—技術
	⑤			3.4.6.8.9.11					農協，普及所	11			
	⑥			他町村，部落の農家									
	⑦			元町長									
	⑧			農家						他部落の農家			
	⑨			一般農家						〃			
	⑩												
	⑪			6	他部落の農家	4	他部落の農家		5	5	5		農協，普及所—生産技術
	⑫		5	5						農協			
旧P	⑬	前町長，元町長，十　会											農協，普及所—イモの防徐他町村の農家
	⑭			農協	農協	農協	農業委員会	農協，普及所	農協	共済	農協	機械化利用組合	
	⑯	13. 14. 19		14	14 他部落の農家	14 他部落の農家	14	14. 18	14	14. 17	14	14	他部落農家
	⑰	14	14	14 他部落の農家，トラ利									
	⑱												
	⑲		14	14		17	17	17	17	14	16	16	
旧H	⑳												
	㉑	20. 22. 23.											
	㉒		21	他部落農家			畑作研究会	他部落農家畑作研究会				4	
	㉓		16. 18. 21. 22	21						21			

（註１）　トラ利：トラクター利用組合の集まり

（註２）　十　会：十勝農協連会長

図６－３－３　経営上相談又は参考にする家（Ａレベル）ならびに機関等



まず，第一に各農家が全体として，また経営の各局面において部落内農家の中にそれを見出しうる現況にあるのか，それとも地域諸機関にそれを求めているのか，という観点からみると，第2部で私たちが分析した標茶町虹別地区に比して，地域営農指導諸機関の果たす役割がきわめて少ないことに気付く。地域営農指導諸機関と各農家の間にはたしかに一定の距離がある。それでは，部落内に衆目が一致するインフォーマルリーダーが存するか，というと，現況はかような構造を示していない。その意味において，各戸の「家」としての自立性 ＝ 孤立性が相対的に高いといえる。別の言葉でいうと，各戸はその営農を，それぞれの志向性にもとづいて，バラバラにあゆんでいるということにもなる。いずれにしても地域営農指導機関と農民との社会的距離の問題がこゝで提起されざるを得ない。

2）さて，こうしたことを前提として，もう少し分析レベルをおろして，部落内におけるインフォーマルリーダーシップの構造をみると，次の諸点が指摘できる。 (イ) 旧H部落を除いては経営上相談または参考にする農家は旧部落ごとにまとまっていること，現T部落内で旧部落相互間にまたがって選択される農家があらわれないこと，かかる点からみてもその社会関係は旧部落単位に重積されていることがこうして指摘できる。 (ロ) 旧T部落では，日常の生活諸関連と同様に特定の農家に選択があつまるという構造はみられない。日常の生活諸関連において被選択数の比較的多かった ④⑤⑪ がこゝでも選択される割合が比較的高いが，たゞ日常生活関連では選ばれなかった数多くの役職につく⑥がこゝでは立ちあらわれる。フォーマルな役職につくこと自体，経営上の裏づけを有していることがこうしてあきらかになる。 (ハ) 旧P部落では，日常生活諸機関では血縁のネットと地縁のそれが重層する形での相互選択の構造が看取されたが，経営上の相談，参考でもほゞ同様の傾向が看取される。14 17，とりわけ 14 にそれはあつまる。インフォーマルリーダーとしての 14 の存在がこうしてあきらかとなる。 (ニ) 旧H部落の場合も旧P部落と同様 21 を中心としての4戸全員が同部落成員から選択をうけるという結果がしめされるが，こゝでは旧Tの④，旧Pの 16 18 の選択も みられる。

3）ところで次に指摘すべき点は，かように営農上で影響を与えあう農家相互間の関係は旧部落ごとの局地性をもっているとはいえ，地域営農指導諸機関，町内他部落農家からも一定の影響をうけているということである。それら，諸対象を地域的なひろがりから整理すると，旧部落農家 → 現T部落農家 → 町内農家 → 町内営農指導諸機関 → 他町村農家という形で，その地縁 ── 地域圏を拡大していっているという図式を一応描くことができる。しかし一般的にはそれは地元町村レベルのそれにとゞまっている。そして地元営農諸機関としては，こゝでは農協，普及所，農業委員会，共済等があげられる。しかし旧部落ごとにこの構造をみると，旧T，P両部落の場合，旧部落単位の関連をもとにして，地元諸機関，そして他部落農家を選択するという構造，すなわち旧部落をこえた地域的範域への射呈を濃厚に有するのに対して，旧H部落では町内営農指導諸機関への選択がみられないという相違が看取される。こゝにはあきらかに旧部落ごとの現段階における生産力の発展水準の相違が反映されているといわなければならない。

しかしいずれにしても，現実の営農推進上のインフォーマルなリーダーシップはもはや部落内にとゞまるものではありえず，地元町村内に大きくひろがっていること，そうして，そこでは地元営農諸機関が一定の役割を果しているということ，その意味において村落の社会構造はもはや閉されたものではあり得なくなっていることが指摘できる。とくに旧P部落にみられるように生活関連として旧部落内に血縁のネットが集積されている場合においても，その血縁のネット自体は小宇宙を構成する個性的なものではあり得なくなっている。

4）ところで，第四にこゝで指摘すべき点は，第二でみた部落におけるインフォーマルリーダーと地域営農諸機関との関連である。すなわち，表6－3－7にみるように，所謂，上層農がすべて地域営農諸機関から一定のリファレンスをうけているわけではない。旧部落内の農家のみを選択する上層農家層もそこには存在する。つまり，前述のように旧H部落では営農諸機関選択農家はみられず，旧T，P両部落においてみられるわけであるが，全体としてみるならば，営農指導諸機関 → 部落農家 → 部落内という情報そのものゝ多段階の流れがそこには看取される。そして，営農指導諸機関から情報をすゝんで受けとる農家の中には下層農も含まれている。しかしこゝにおいて特徴的なことは，旧T部落でインフォーマルリーダーと目されている ④ ⑤ ⑥ ⑪，そうして旧P部落においてのインフォーマルリーダー ⑭ が，いずれもすすんで営農指導諸機関からの諸影響をうけているという事実であろう。こゝにはあきらかに全体社会の「生産力」の発展そのものが開発した知識・技術が諸機関をとおして，部落内インフォーマルリーダーに流れ，それがさらに地域農民層に流れるという構造が看取される。

ところで，地域農民層は，地域における営農指導諸機関に対して，さまざまな意見・批判をもっている。このことは地域営農指導諸機関が未だ真に農民層のものとなっていないということのひとつの現われとみることができるが，農民層と地域営農諸機関とのコンタクトが少ないということと，地域営農諸機関が農民層にとって不可避に必要とされるということは矛盾するものではない。こゝに地域営農諸機関と農民層との社会的距離の問題が提起されることになる。以下，節をあらためてかかる点を問題としよう。

第4節　部落社会及び営農諸機関の変容と農民層の主体的対応

小　序

すでに，前述のように現T部落は，現時大きくその構造を変容させてきている。そしてそれは何よりも，とりわけ構造改善事業導入期以降の農民層分解の結果としての，一方における大型機械化酪農経営をそれ自身「自立経営」として志向する層と他方離農を明確化する層，すなわち，具体的に階級分化の結果として，農民層の大巾な減少過程となって立ちあらわれた。このことだけでも部落社会の構造は変容せざるを得ない。そして，それに対応する行政的構造として部落合併がなされた。

さらに，一方において構造改善事業そのものが，トラクター営農形態をそれ自体，協業経営形態として導入せしめたことによって，少なくとも従前の部落における社会的協働形態のあり方を変容せざるを得ないものとしてもたらされた。そして，それが旧部落単位になされたことを土台のひとつとして，その基底には旧部落ごとの生業形態の相違があるわけだが ── 現段階においてもT部落における社会諸関係は，旧部落単位（実行組合単位）に，構造化せられるに至っている。しかしその中で、旧T → 旧P → 旧Hという形で図式化可能な発展段階の相違があることについては第3節でふれた。旧T部落においては，少なくともトラクター営農諸手段の共同所有を挺子としての個人所有化が進展し，その上でのあらたむる矛盾を如何に止揚するかの問題に直面し，旧P，また旧Hにおいては，構改によるトラクター営農諸手段の共同所有による協働形態という段階を歩ゆんでいた。

ところで，すでに前節で垣間みたようにこの段階での村落社会の構造変容はもはや地域諸機関の存在とその現実的機能を抜きにしては語りえなくなっている。そして地域諸機関のあり方自体，現時大きく変容している。それは一口でいうならば，「農民のための組織から組織のための組織への変化」

という形で農民層それ自身が語るものだが，本節の目的は，そうした中で，こうした変容を農民層自身が主体的に如何に受けとめているかをあきらかにすることにある。農民層は，こうした変容に対して一見さまざまな形での受けとめ方をしているが，そこにはあきらかに共通した対応がみられる。そしてそうした現状の中で，農民層はあらたなる段階での生活志向を，自らの社会そのものゝ形成と結びつけて志向せざるを得ない状況下におかれているといえる。

本節では，(1) まず部落社会の変容，これを農民層がどう受けとめているかをあきらかにする。(2) ついで，地域営農諸機関に対する現実的コンタクトと，その現時における変容に対する農民層の評価，(3) さらに地元自治体及び国に対する農民層の諸要求を貫ぬく論理を剔出する。

第1項　部落社会の変容と農民層の受けとめ方

現時における部落社会の変容を具体的に農民層が如何に受けとめているのかを旧部落ごと，階層ごと，そして家族成員別にみたのが表6－4－1である。こゝではその受けとり方の実相をつかむためにあえて〃生まの声〃をかかげたが，現実に変動しつつある部落社会の受けとり方はおゝよそ次のように整理される。

第一に旧三部落をとおして共通にみられる点は，あきらかに「離農者が出すぎた」（16の夫）と農民層が受けとめているということ。しかもそれは「いゝ友人もいたが離農，寂しくなったがそれでも頑張っている。」（⑪の妻）というレベルをこえた村落社会のあり方の相違を伴なっていると彼らが受けとめているという事実である。「経営規模拡大が急速なため貧富の差が拡大し離農する農家がふえた。生き抜くために自分のことで精一杯という環境の中で競争意識が増してきている。」（⑤の息子）「戦後すぐには病人がでたら手伝うとか余裕があった。最近，高度成長が原因で個人主義が強くなった。拡大により労働力不足が生じ，集会でものんびり話せないし他人を手伝っている暇がない。」（⑫の夫）「昭和45年以降，経営が分化，牛飼い，畑のもの，何もしないもの，連帯性なくなった。以前は一期生で一つの釜の飯食ったものがかたまった。今は大きいものは大きいもの，小さいものは小さいもの，一人は一人」（⑨の父）「さびしいがどうにかしなければと思う。個人個人で，全体がよくなるというのがない。」（△21の母）「10年くらいの間に9戸あった農家が4戸になった。所得，労力にたえられなくなって離農した。」（△22の父）等々の声にこれは垣間みることができる。激しい農民層の脱農化の中で，かつてあった部落社会の連帯性があきらかに変容しつつある。「家」は競争の原理によって個々にバラされつつある。旧T部落の⑪（息子）は，そうした変容を次のようにみている。

昭和20～25年，まとまりよかった。お祭り。26～30年，子供が手伝う，経営的に競争心もでてきた。31～35年，冷害の時期，楽な人とそうでない人の間に経済的な差が出た。離農はじまる。36～40年，共同利用，規模拡大。41～49年，後継者確保が問題。昭和50年以降，中心が後継者に移った。そして同じ旧Tの⑩（夫）は「入地以来，昭和34～35年頃までは，6月15日，9月15日の祭りには，角力取り，宝さがしなど一家総動員，部落も一人一役主義でやってきた。35年以降，代が替わるにつれやらなくなる。4～5年前，馬草刈りが必要なくなったので土地32町（部落有）を解散した。希望者に買ってもらい7.5万円ずつ平等に分割した。」と語る。旧T部落の場合，すでに第1節でみた部落共有地の解体それ自体を土台において，現段階における部落社会の変容がもたらされていることがこうして指摘できる。

ところで，第二にこゝで指摘しなければならぬことは，仔細にみると，旧部落ごとにその現実の

表６－４－１　部落社会の変容に対する受けとり方（大樹Ｔ部落）

	階層	ケース	続柄	部落の変容
旧Ｔ部落	上層	④	妻	Ｓ４０～　若妻会・婦人部（社教）で３０代が中心になりつつある。団結しなければという気がでてきた。
		⑤	父	きづなが強く，病気になるとみんな手伝いに来るし，その点かわらない。ただ後継者問題で脱落する人がでてきている。〃ボツッ〃と。
			息子	経営規模拡大が急速なため，貧富の差が拡大し離農する農家がふえた。生き抜くために，自分のことでせいいっぱいという環境で競争意識が増してきている。
		⑥	－不明－	
		⑧	妻	Ｓ３６～　年寄が中心だったのが，若いものが中心になりつつある。世代が同じでまとまりやすい。
		⑨	父	Ｓ４０　集まりも形式的になった。 Ｓ４５　経営が分化，牛飼い，畑のもの，何もしないもの，連帯性なくなった。以前は一期生で１つのカマのメシ食ったものがかたまった。今は大きいものは大きいもの，小さいものは小さいもの，１人は１人。
			母	つきあいについては変ったということもない。結婚などで会社が高い金を取る。
			妻	日常のつきあいはバラバラになっている。若者が出てゆく老人だけの家がきりはなされつつある。
		⑪	父	世代がほとんど変わった。後継者のいない農家が３軒ばかりある。離農，Ｓ３８ころからはじまる。後継者問題。
			息子	Ｓ２０～Ｓ２５　まとまりよかった。お祭り。 Ｓ２６～Ｓ３０　子供が手伝う。経営的に競争心。 Ｓ３１～Ｓ３５　冷害の時期。楽な人とそうでない人の間に経済的な差が出た。離農はじまる。 Ｓ３６～Ｓ４０　共同利用，規模拡大。 Ｓ４１～Ｓ４９　後継者確保。 Ｓ５０～　中心が後継者に移った。
			妻	Ｓ４１～Ｓ４９　同じ年配でみんなまとまっている。なりゆきにまかせる。共同化しやすくなって来た。年々よくなってきている。いい友人もいたが離農，寂しくなるがそれでも頑張っている。
	中層	②	母	部落のことに関しては，分合の時位しか変わったことはなかったと思う。農家の嫁と言えば動物も同じでただ働くばかり，社会的なことなどほとんど関係なくすごしてきた。
		③	父	２～３年前から同体的から個人的に考えるふうに変わってきた。
		⑫	夫	戦後すぐ，病人が出たら手伝うとか余裕があった。 最近，高度成長が原因で個人主義が強くなった。拡大により労働力不足が生じ，集会でものんびり話せないし，他人を手伝っているヒマがない。

表6－4－1

	階層	ケース	続柄	部落の変容
旧T部落	下層	①	夫	極端には変っていない。同期生はかわっていない。
		⑦	夫	同じカマのメシを食った仲間は，決めたことは絶対に守った。２代目は張り合ってばかりいてまとまりがない。「時間励行」など自分に合わせる。昔は論議がはじまると長くなって「家内」に仕事や負担がかかった。今の人たちは極端なことは言わない。親の代と息子の代が一緒に会合するとまとまりがなかった。息子たちは物言わなくなった。
	Ⅱ層	⑩	夫	Ｓ２５～２６まで強権発動があった。役場割あてがくる。強い割当てに会った。区長が直接回って出させる。ＰとＨが統合されてから２３戸になると，まとまりのないものになっているのが現状。昔は１人１役 → 区長，実行組合，社会部，経済部，娯楽部など委員をえらぶ。入地以来，Ｓ３４，３５年ころまでやったが，それから代がかわったのでなくなる。祭6／15，9／15すもうとり，宝さがしなど一家総動員。
				４～５年前，土地３２ha（馬草刈りが必要なくなったので）解放，希望者に買ってもらい平等に分割した。7.5万円。
旧P部落	上層	14	父	ほかの部落とちがっているのは堅実で借金をしない。自分でやってゆく。連帯と言っても心配のない部落。最近になってから共同で機械化。
			母	（西当縁）Ｓ２０～２５　畑専門。
				Ｓ４７～　酪専。旧Ｐには昔から牛がいた。吉田与一が牛を入れるのを推める。
			息子	Ｓ２５.３　忠類村分村　西当縁 → 旧Ｐ → 旧Ｔ
				Ｓ４８　旧Ｔ，旧Ｈが合併
		17	—不明—	
	中層	16	夫	Ｓ４９　部落統合。しかし個人的には変わらない。離農はですぎた。１５軒 → ７軒
			妻	昔　部落一軒一軒やっていた。今は何するにも共同仕事。昔は自分さえよければ良い。努力しあって部落内で助け合っている → 楽になった。Ｓ４５～４６年，共同になってから。
		18	夫	Ｓ４０年ころ部落の役員の選挙制 → 順番制 同じ人ばかりあたるので → 労働力が足りない
		19	夫	Ｓ４１～４９　統合は歓迎しなかった。会合は，やはりもとのつながりになっている。
			妻	Ｓ４０～　機械が入り便利になった。入ったころに比べると楽だ。
落	下層	13	妻	去年併合 → 大きくなって生活しやすい。会館たてて活動しやすい。→ やっぱりまとまりは小さいほうがよい。話しも小さい方がしやすい。
			夫	忠類がわかれて小さくなった。戦後，離農がでて15戸→ 7戸，あつまりは大き

表6－4－1

	階層	ケース	続柄	部落の変容
旧H部落	中層	㉑	父	くなった。簡単にはいかない。 S41～49 （部落の統合は「行政的」に不合理なので統一を町の方からすすめられた。）農業実行委員会は3つ，T部落に統一
			母	S50 外観は統一 さびしい，どうにかしなければと思う。個人個人で，全体がよくなるというのがない。もとの旧Tは同志という感情がつよい。今は行政的にまとめたという感じ，内容はバラバラ。
		㉓	息子	S41～ 最近共同作業がでて来た。つながりがでて来た。ビート等機械をつかう場合，共同はいい。機械なんかも皆で買えば安い。 旧Hでいなくなった人は，人の跡地に入った人。
	下層Ⅰ	㉒	父	農家の経営基盤 → 経営拡大 → 労力不足 → ヘルパー制にするとか聞いている。旧H9戸あった → 4戸（10年間くらい） 所得・労力にたえられない → 離農，有線放送がはじまった。
			息子	経済的には連帯保証制度，負債率が80%こえた場合，みんなで助け合う。たえず集まって話し合う。（困ったとき助け合う）
			妻	現在戸数が半分，機械化などで全てが共同。つきあいなんかは昔と変わらない。
	下Ⅱ	⑳	妻	別にない。

トラクター営農に基礎づけられた部落社会の変容に対する受けとり方が異なるということである。すなわち，旧T部落においては，前述の傾向がもっとも顕著にあらわれているが，そこでは世代交替がその背後にあり，また後継者確保に失敗した層が離農にふみ切らざるを得なくなったこと，そうして，同世代のまとまりはあるが，二代目がまとまりがないと一代目は考えていること等々がその特徴となる。「きずなが強く，病気になるとみんな手伝いに来るし，その点かわらない。たゞ後継者問題で脱落する人がでてきている，ポツッと。」（⑤の父）「日常のつきあいはバラバラになっている。若者が出てゆく老人だけの家がきりはなされつつある。」（⑨の妻）「極端には変っていない。同期生はかわっていない。」（①の夫）「同じ釜の飯を食った仲間は，決めたことは絶対に守った。2代目は張りあってばかりいてまとまりがない。〃時間励行〃など自分に合わせる。昔は論議がはじまると長くなって家内に仕事や負担がかかった。いまの人たちは極端なことは言わない。親の代と息子の代が一緒に会合するとまとまりがなかった。息子たちは物を言わなくなった。」（⑦の夫）

こゝには，あきらかに世代間での価値志向の相違と，個々にバラされつゝある「家」を背負って立つ息子世代の姿が垣間みられる。「集まりも形式的になった。」（⑨の父）しかしその中で「年寄が中心だったのが若いものが中心になりつゝある。世代が同じでまとまりやすい。」（⑧の妻）「若妻会，婦人部で30代が中心になりつゝある。団結しなければという気がでてきた。」（④の妻），「同じ年配でみんなまとまっている。なりゆきにまかせる。共同化しやすくなって来た。年々良くなってきている。」（⑪の妻）という受けとり方が「農家の嫁と言えば動物も同じでたゞ働くことばかり，社会的なことなどほとんど関係なくすごしてきた。」（②の母）という受けとり方をこえて立ち

あらわれてきている点に注目しなければならない。

ところで，旧T部落での現時の部落変動の受けとり方が農民層にとってかような形で受けとられているのに対して，旧P及び旧H部落では，それとは異なって，トラクターの共同導入による現在のあり方を積極的に評価する観点がでてくる。もちろん前述のようにこゝでも「離農はですぎた。」(16夫)「個人個人で全体がよくなるというのがない。」(21母)という意見もあるのだが，「部落統合は歓迎しなかった。会合はやはりもとのつながりになっている。」(19の夫)中で，「ほかの部落と違っているのは堅実で借金をしない。自分でやってゆく。連帯といっても心配のない部落，最近になってから共同で機械化。」(14の父)「昔，部落一軒一軒でやっていた。今何するにも共同仕事。昔は自分さえよければ良い。今は努力しあって部落内で助け合っている。楽になった。昭和45～46年に共同になってから。」(16の妻)「最近，共同作業がでてきた。つながりがでてきた。ビート等機械を使う場合，共同はいゝ。機械なんかも皆で買えば安い。」(21の息子)「経済的には連帯保証制度，負債率が80%こえた場合，みんなで助け合う。たえず集まって話し合う。困ったとき助け合う。」(22の息子)という意見が積極的に出されている。

かように，旧T部落と旧P及び旧H部落では，現状の評価そのものが異なっている。そしてその土台に彼らの現実の生産・労働――生活過程の相違があることは指摘するまでもない。さきに(本章第3節)私たちは，旧T部落に比して旧P，旧Hの場合，トラクター営農の確立という観点からみて，その発展段階が数歩遅れているということを指摘した。そのことは，別の言葉でいえばトラクターを中心とした生産用具の共同化の段階を旧P，旧Hは歩ゆんでおり，旧T部落の場合，その段階を経ての個人化の段階に到達していることを意味したが，中層，下層を含めての共同でのトラクター営農の確立過程を歩んでいることが彼らにとっては，16の言葉にみられるように，はじめての体験であったといえる。こゝから戸数が大巾に減少しながらも「現在戸数が半分，機械化などで全てが共同，つきあいなんかは昔と変わらない。」(22の妻)という言葉がでてくることになる。

つまり，トラクター営農形態の確立を旧P，旧H部落の場合，生産用具の共同所有を土台とした社会的協業・協働形態確立過程として歩んでいることが，旧T部落と異なった対応を主体的にもたらしているということがいえる。

これに対して旧T部落の場合，入植当初からすでに前述の如き形での社会的協業・協働形態をとるものとしての部落形成がなされたが，そうして，それはトラクター営農形態確立の初期の段階にはトラクターの共同所有としてひきつゞき機能したわけだが，世代交替の中で，共同所有を挺子として確立しつゝあったトラクター営農形態は，個別の「家」へと分化しつゝあった。一代目の目からみると，個別の「家」に分化しつゝある「自立経営」確立への志向性は「二代目は張りあってばかりいてまとまりがない。」という形に映る。しかし，そうした二代目の世代の中からも，そうした現状をふまえて，あらたなる連帯への志向性が芽生えつゝあることは前述の如くだが，かかる点に関しては終章であらためて検討する。

第2項　諸機関の機能変化と農民層の受けとり方

ところで，前項でみた部落社会の連帯のあり方の現時における変容は，営農指導諸機関のその施策の変容と密接不可分に結びついている。そこで，それら諸機関が農民層自身のために機能しているか否かがあらためて問われることになる。

(1) 農協と農民層

大樹農協の施策の変容は，戦後農業会当時から理事の要職にあり，２７～４７年には大樹農協組合長をつとめた[14]（父）の次の言葉に端的に示されている。「昭和２７年頃は，大樹農協のおだやかでない時期だった。営農指導をやりすぎ金融がつまってしまっていた。支払いの制限までしていた。赤字が2,700万円。負債整理委員会ができ，前組合長がしたことを組合員が皆で背負うことにした。臨時総会が三回開かれ，自分は赤字は解消する，利益をあげる，といゝ切った。昭和２９年のことである。その後，すっかり借金もなくなり常道にもどった。利益配当もした。組合と組合員の健全財政という方針である。農家は自然条件に左右される。つみあげ方式。自分の力に応じた経営で辛抱して金ばかりかけない。畑は畑，畜産は畜産で，各人の技術を最大限に発揮して経営をすべきだという考え方である。昭和３７年に構造改善の指定をうけた。構造改善には賛成できなかった。借金が非常に多いのにこの上借金させてどうなるか（平均200～300万円の負債）ということで２年ほどのばし検討した。昭和３９年，冷害，種もとれなかった（種の購入）。昭和４０年，豊作貧乏。昭和４１年大凶作。こうした中で大樹は畜産以外生きる道はないと決意した。貸付牛制度（１～５頭，個体をかす）を採用した。丁度このとき（昭和４１年９月），不足払い制度が発足した。機械の導入も以降順調に来た。牛はマジメにさえやれば生活 ＝ 経営の安定は間違いなし（牛屋の経験から），北海道では牛でなく馬だったが馬屋と牛屋では違う。本気で牛屋になるかと組合員に問うた。構造改善を導入して，牛で現金収入をはかる方向がこうしてできた。」

ところで，すでに第３章でみたように，この時点から，各戸の負債は累増する。そうして，一方の極に離農がではじめ，部落社会のあり方も変容してくる。何よりも農協組織のあり方が，この時点から変ったと農民層は受けとめている。

「営農指導がない。そうなってから１０年くらい。間接的には（農家の面倒を）みているが，金融本位になった。」（⑨の父），「農民のための農協としてはじまった（共存共栄）。こゝ１０年位から極端に農協という組織が独立してしまっている。」（⑦の主人）「事業が大きくなるにつれて職員がふえている。年ごとに組合員から離れてきて運営のための農協になってきている。」（⑤の息子）等の受けとり方の中に，この１０年来の農協組織のあり方の変容が端的に物語られているが，「農民不在の農協」（⑪の父），「農協のための農協」（[21]の母）という言葉をもっとかみくだいてみると，かつての農協と現在の農協との間には次のような相違があると彼らは受けとめている。

すなわち，「査定が甘い（理事者がやらんで事務屋がやるので）。大樹農協は技術指導はやっている。経営指導が弱い。技術班は１０人ほど専門家がいる。頼れる経営指導員は1～2名しかいない。」（⑪），「以前は経営指導をしたが現在はしなくなり，個別農家の計画書をみてチェックする。農協対個人農家の関係が一般的になる。たとえば資産の８０％以上借すように働きかけてきたが，農協自体がチェックし，個々の農家の状態に応じた貸付けとなってきたゝめ，農家の間で格差が生じ全体の足並みが乱れてきた。その結果，従来の実行組合の連帯も弱まり，結局のところ個別農家にまかされるようになった。現在は個々で経営を考えざるを得ない。現在，経営は，基本的にはもっと粗飼料から考え直し基盤からの立直しを図らなければどうしようもなくなっている。」（[17]の息子），「昔は農家のことを考えていた。生活必需品を毎日供給してくれた。最近は押売りみたいに売ってくる。もうけるため，農協は信用ならん。」（⑨の母）

こうした農協の変容に対する受けとめ方は，中・下層のみではなしに，上層農を含めてのある意味では，農民層全体の声となって立ちあらわれているところに私たちが第一に問題にしなければなら

ぬ問題があるように考えられる。しかし第二に，より仔細にみると，中・下層農の「農協理事は上の農家ばかりいる。口先では共同だというが，中に入ると小さい人も沢山いるが，大きい人は大きい人とばかり組もうとする。」（㉑の母，中層）「相互扶助の精神なし。弱いものいじめ，ボス的。親類が悶をつくる。」（⑳の夫，下Ⅱ層）という言葉にみられるように，上層農による運営に対する批判，また「農家の農協ではなく，農協のために農家は使われている。とくに農協の建物が新築されてから。大樹に畑作は少ない。酪農にばかり力を入れる。懇談会も牛のことしか話さない。」（㉓の夫，中層），「農協の精神にのっとってほしい。マンモス企業化している。不動産にまで手を出している。畑作を重視しない。情報の収集では農協より商人の方が明るいときもある。」（㉒の息子，下Ⅰ層）という声にみられるように，畑作切りすての方向に対する批判，すなわち「自立経営」としての大型機械化酪農家育成へ焦点をしぼって他を切りすてるという農協の施策に対する中・下層農の批判が存する点は看過してはならない。そうしてさらに「２～３年前から（農協運営に）タッチするようになり，希望が反映されるような空気を最近感ずることができる。」（⑤の息子）という声がある反面，その批判が「役員が職員を上手に使ってほしい。」（⑦の主人），「農協自体の経営もきゅうきゅう。管理関係の問題がある。」（⑪の父）と農協の方針に対する批判のみならず，そうした「農民不在の農協」のあり方自体，農民層が自ら選出した役員層の組織自体の管理運営に根ざす問題であると農民層が気づきはじめている点も看過してはならない。

かように現状では，農民層は農協組織自体が自立化して，あまりにも企業化してしまっていると受けとっている。そして，現実に中・下層農と農協とのかかわりもしだいに疎になっていることも事実である。「農協は農家のためになるようになっていない。日本の農業政策によって支配されているから。」（⑫の夫）という意見を伴なって「農協は組合員のことはさておき，自分の経営のことばかり考えている。組合員の意志を強力に反映させるようにしなければ，農民の立場でもう少し運営しないと。」（⑤　上層）という声が上層農の中からも出ている事実は直視しなければならない。

そしてそこには[19]の妻が指摘する「昭和４０年以降，変わってきた。組合員でもだまっていない。言いたいことを言う。」という農民主体の側における変化も同時に惹起していることを指摘しなければならない。

(2) 普及所と農民層

ところで，農協のかようなその体質変容に相即する形で，普及所のあり方もたしかに変質してきたと農民層は受けとめている。それは普及所合併による広域化以降のことである。

⑪の息子は，普及所とのかかわりの変化を次のように捉えている。「昭和２０～２５年，普及所は一生懸命やっていた。農家と密着していた。食糧増産の頃，普及員は良くきた。昭和２６～３０年青年団，４Hクラブなどをとおして農業青年の教育に熱心だった。視察もした。実験もした。昭和31～３５年，結構利用した。技術的指導を仰いだ。４０年代半ば国の政策で普及所は合併した。農業も専門的になった。〃電話をかけるとすぐ来てくれる〃ということだったが，実際には農家との直接的な接触がなくなった。官僚的になった。普及所で聞いても，経営指導は十分でない。広域になってから事務的になった。」

こうした受けとり方は何も⑪のみではない。「昔は農家に指導に来てくれていたが，いまはこちらからもって行かねばならない。うちらのところにはあまりみえない。」（⑤の父），「昔はよく教えてくれたが，いまはあまり回ってこなくなった。」（③の父），「昔はそんなことなかったが，使い方が下手なのだろうか。あるのか，ないのか，私には分からない存在だ。質問して来いというが，

表6－4－2　農協へのかゝわりと農協に対する要望

			農協とのかかわり方	農協に対する要望
旧T部落	上層	④	資金についての相談	構改で苦しめられる。ヒモつきでごまかされている感じ。
		⑤	——	組合員のことはさておき，自分の経営のことばかり考えている。組合員の意志を強力に反映させるようにしなければ，農民の立場でもう少し運営しないと。
		⑥	あまり利用しない	まわりの人をよく見て（ぬすみ見するくらい）することであまり指導機関を信用していないし，利用もしていない。
		⑧	資金，技術指導，公報（有線，組合だより）	（良い点）生産資材取引。（問題点）生活物資，大型化することはあまり良いことではない。組合員の声が伝わらなくなる。農民のための農協であって，農協のための農民ではない。
		⑨	——	経済的な問題では，生産販売農家とつながりをもってほしい。組織では，担当部ごとに農家とつながって，横の連絡とれていない。
		⑪	資金ぐり，年度の営業総額など	査定が甘い（理事者がやらんで事務屋がやるので）。大樹農協は技術指導やっている。経営指導がよわい。技術班は１０人ほど専門家いる。畜産経営をからめてやっているので一寸多い。頼れる経営指導員は１～２名しかいない。
	中層	②	——	——
		③	生産資材，生産物資材一切取引き，出資金１２～３万円（３万），一株５０円。資金の面倒。	資材を安く供給してくれる。大きくなりすぎて，個々の面倒をみきれない。
		⑫	——	農協は農家のためになるようになっていない。日本の農業政策によって支配されているから。
	下Ⅱ	①	——	——
		⑦	——	——
		⑩	——	——
旧P部落	上層	14	資金面，やりたいと思うことの相談	営農指導は一生懸命しているがもっと農家に入って実態をみてほしい。経営指導であまり貸付をするな。
		17	——	指導のあり方として集団的に講習会をやるべき。
	中層	16	——	——
		18	——	——
		19	——	エサが高いということが一番問題。
	下Ⅰ	13	——	——

表6－4－2

			農協とのかかわり方	農協に対する要望
旧H部落	中層	/21	—	企業的になっている。農家のこと忘れている。
		/23	春に出す計画書,部落(実行組合)の連帯保障	一つの企業だ。もっと農家をみてほしい。
	下Ⅰ	/22	—	大樹農協は酪農優先。耕作農家にも公平に対処してほしい。
	下Ⅱ	/20	—	—

表6－4－3　農協の変容に対する受けとり方

旧T部落	上層	④	息子	組勘，投資限界の設定。畜大の久保嘉治助教授S39－41の冷害による営農への影響による転換，デンプン工場設置。事業収入割りもどし配当によるもの。
		⑤	父 息子	事業が大きくなるにつれて職員がふえている。年ごとに組合員から離れてきて運営のための農協になってきている。 2～3年前からタッチするようになり，希望が反映されるような空気を最近感じることができる。
		⑥		
		⑧	妻	もう少し農民の意見をよく考えて，農協の人は働いてほしい。
		⑨	父 母	営農指導がない。そうなってから10年くらい。間接的にはみているが，金融本位になった。 昔は農家のことを考えていた。生活必需品を毎月供給してくる。最近は押売りみたいに売ってくる。商売意地もうけるため，農協は信用ならん。
		⑪	父 息子 妻	本人がやめたころ(隠居したころ＝S45？)農協は「農民不在」，農協自体の経営もきゅうきゅう。管理関係の問題がある。 S20～25　供出時代 S31～35　100万の農業粗収入を上げればやってゆける。(豆，牛の混同経営)共同経営推進 S36～40　規模拡大資金を出す S41～49　農業形態の指導 余り力入れてもらえなければ困る。主体として。
	中層	②		
		③	父 息子	上からものをもってきた(すぐやってくれなかった) → 一般人と変わらない態度，3，4年前から変化あり。 大きくなりすぎて個々の農家のめんどうをみきれない，資金面
		⑫		

表6－4－3

旧T部落	下Ⅱ層	①	夫	今から10年前，農協は生活物資，生産資材を貸付ける。しかしほとんど関係ない。１年に事務室に入ったことはほとんどない。（牛になれば雪印の機械工場できるともいった）
		⑦		農民のための農協として始まった。（共存共栄）役員が職員を上手に使ってほしい。ここ１０年くらいから極端に農協という組織が独立してしまっている。
		⑩		
旧P部落	上層	14	父	Ｓ２２　農業会指導部理事（常勤） Ｓ２３　農協理事（常勤） Ｓ２５～２６　農協常務理事（実際上の中心） Ｓ２７～４７　大樹農協組合長，十勝農協連の監事，理事 Ｓ２７ころは大樹農協のおだやかでない時期だった。営農指導をやりすぎ，金融がつまってしまっていた。ちょ払いの制限までしていた。赤字が2,700万円。負債整理委員会ができ，前組合長がしたことを組合員が皆で背負うことにした。臨時総会が３回開かれ，自分は赤字解消する，利益をあげると言い切った（Ｓ２９）。その後，すっかり借金なくなり常道に戻る。利益配当もし，戻していった。組合と組合員の健全財政。農家は自然条件に左右される。つみ上げ方式。自分の力に応じた経営で辛抱して金ばかりかけない。畑は畑，畜産は畜産で各人の技術を最大限に発揮して経営をすべきだという考え方。Ｓ３７に構造改善指定をうける。構造改善には賛成できなかった。借金が非常に多いのに，この上借金させてどうなるか（平均200～300万円）ということで２年程のばし検討した。Ｓ３９冷害，種もとれなかった（種の購入）。Ｓ４０豊作貧乏。Ｓ４１大凶作，大樹は畜産以外に方法はないと決意。貸付牛の制度（個体をかす。１～５頭）丁度この時（Ｓ４１.９）不足払い制度。機械の導入は，Ｓ４１.９以降は順調に来た。牛はマジメにさえやれば生活＝経営の安定まちがいなし（牛屋の経験から）北海道は牛でなく馬だったが馬屋と牛屋ではちがう。本気で牛屋になるかと組合員に問うた。構改・凶作 → 牛で現金収入をはかる。
			息子	Ｓ４７から団体保障 → 個体保障にかわる。負債が多くなった。
落		17	息子	以前は経営指導をしたが現在はしなくなり，個別農家の計画書をみてチェックし，農協対個人農家の関係が一般的になる。たとえば資産の８０％以上借すように働きかけてきたが，農協自体がチェックし，個々の状態に応じた貸しつけとなってきたため，農家の間で格差が生じ，全体の足並が乱れてきた。その結果，従来の実行組合の連帯も弱まり，結局のところ個別農家にまかされるようになった。現在は個々で経営を考えざるをえないわけで，基本的にはもっと粗資料から考え直し基盤からの立直しをはからなくてはどうしようもなくなってきている。

表６－４－３

旧P部落	中層	16	夫	Ｓ３５，部落の１つのかたまり，組合員があって組合があると思う。転倒しているようだ。
			妻	昔と比べたら，いろいろ変わっていると思う。→タッチしていないがよくなった。電話でも足を運んでくれる。
		18	夫	農協はかわった。 業務，出荷のあり方，また価格も。
		19	夫	Ｓ３５～４０　入っていなかった。（Ｓ３７～４２ころまで入ってない） Ｓ４１～４９　一応はいい
			妻	Ｓ４０～　変わってきた。組合員でもだまっていない。言いたい事を言う。
	下Ⅰ	13	妻	牛乳の出荷量が大樹農協では大きくなった。
旧H部落	中層	21	母	「農協のための農協」購売等，農協どうしの競争。農協理事は上の農家ばかりいる。口先では共同だというが。中に入ると小さい人もたくさんいるが，大きい人は大きい人とばかり組もうとする。婦人部は自発的でないのでやめてしまった。（上からの指導ばかり）
			息子	今の農協は誰のためにあるのかわからない。指導もはっきりしていない。結びつき，まとまりがない。
		23		農家の農協ではなく，農協のために農家はつかわれている。とくに農協の建物が新築してから。大樹に畑作少ない。酪農にばかり力を入れる。懇談会，牛のことしか話さない。畑作には力を入れない。
	下Ⅰ	22	父	変わってきている。行政面→経費の関係で統合。経営拡大という方向→多頭飼育→生産を上げる。ここの内味を充実さひることにかわってきた。
			息子	農協の精神にのっとってほしい。マンモス企業化している。不動産にまで手を出している→畑作重視しない。情報の収集では農協より商人の方が明るいときもある。
	下Ⅱ	20	夫	相互扶助の精神なし，弱いものいじめ，ボス的→親類が隙をつくる。
			妻	夫に聞いている。あまりない。さわいでみても上の方はどうにもならない。

〃寄ってきてほしい〃」（⑦の夫），「名だけ。用をなさない。病気をみてくれといってもみてくれない。零細農家には指導はなにもない。」（21の母）等々多くの農民層が同様に抱いている評価だ。

しかしながら，普及所とのコンタクトが全然なくなったわけではない。「技術一般についての相談をしている。」（④上層），「いろいろ現地に入ってよくみてくれる。技術上の指導，最近では乳質の改善，洗浄・管理の仕方。」（14 上層），「豆の病気などでは普及所に行った。最近はあまり関係しなくなった。たゞし種子馬鈴薯の説明には来る。病気にうるさい。」（19 中層），「講習会はやるが庭先指導はやらない。」（21 下Ⅱ層），「冬――料理だけいろいろあるけれど行かない。」（19 の妻）。

こゝでの農業普及活動は，以前は農協と一体となってすゝめられていた。それは「広域以前は農協職員みたいなもの，農協と不離一体。農協がやろうとしたことに協力していた。広域になってから

表６－４－４　普及所の変容に対する受けとり方（大樹，Ｔ部落）

旧Ｔ部落	上層	⑤	父	昔は農家に指導にきてくれていたが，今はこちらからもって行かねばならない。うちらのところには余りみえない。
			息子	利用したことがなくてよくわからない。
		⑥	息子	昔は指導に来たこともあるが今はあまり来ない。周囲の人と話し合いをして充分であり，指導機関は信用しないし利用することは少ない。
		⑧	妻	農家にもっと積極的に働きかけるべきだ。
		⑨	父	よくやっている。かゆいところに手が届くように一生懸命やっている。あらゆることについて，耕作面，牛の管理，農政面で農協がもう少し活動してくれたらよいと思う。牛は共済組合が徹底してやっているが，耕作面 ── 農協・普及所と重複するから農協は経営面を。
			母	一生けん命やってくれる。
		⑪	父	活動している。
			息子	Ｓ２０～２５　一生けん命やっていた。農家と密接，食糧増産，この頃よく来た。 Ｓ２６～３０　青年団，４Ｈクラブ，農業青年の教育，視察，実験 Ｓ３１～３５　けっこう利用，技術的なことで。 ４０年代半ば　国の政策で合併，農業は専門的になった。「電話かけるとすぐ来てくれる」ということだったが，農家との直接的な接触なくなった。官僚的になった。普及所で聞いても，経営指導は十分でない。広域になってから事務的になった。
	中層	②		
		③	父	昔はよく教えてくれたが今はあまり回って来なくなった → ３～４年前から変化あり。
		⑫	夫	販売作以外は関係がない。
	下Ⅱ層	①		
		⑦	夫	昔はそんなことなかったが，使い方が下手なのだろうか。あるのか，ないのか，私には分からない存在だ。質問して来いと言うが。「寄ってほしい」
		⑩		
旧Ｐ部落	上層	14	父	広域以前は農協職員みたいなもの，農協と不離一体・農協がやろうとしたことに協力 ── 広域になってからかわった。普及所本来のものになったけれども，農協とは少しはなれた普及事業やればいい。集団指導，技術指導はやってもらっている。
			息子	Ｓ４０，３　帯広に統合
		17		
	中層	16	夫	Ｓ３５，畜産，畑作，南十勝とかけもちでやっている。
		18	夫	特定のところは指導するようだが（自分のところは）なかった → あまりあるいていない。

表６－４－４

旧P部落	中層	19	夫	豆の病気などでは行った。最近はあまり関係しなくなった。ただし種子馬鈴薯の説明には来る。病気にうるさい。
			妻	冬――料理だけいろいろあるけど行かない。
	下Ⅰ	13	―	
旧H部落	中層	△21	母	名だけ，用を足さない。病気みてくれといってもみてくれない。零細農家には指導はなにもない。
			息子	好きでない。
		△23	夫	普及所の人がどんな人なのか，農協と普及所が（場所的に）はなれている。農協しか行かなくなる。
	下Ⅰ	△22	父	農家が勉強してきているので相談して，光地園で牛を飼った。→貸付，牛5年間かしつけた。→6年，5頭以上ということで5頭申し込んで2頭――9万かかった。（7～13万）
			妻	以前は大樹だけだった（管内が），今は南十勝，手が届かないのであまり来ない。
	下Ⅱ	△20		

表６－４－５　イ）乳業会社

			乳業会社とのかかわり方	乳業会社への要望
旧T部落	上層	④⑤⑥⑧⑨⑪		乳価が労働から比較し安すぎる。 生産牛乳が消費者に高く供給されるのが疑問だ。 同盟が乳価あげろと要求しているのに，社長そのものが乳価あげるなと陳上している。とんでもない話。
	中層	②③⑫		
	下Ⅱ層	①⑦⑩		
旧P部落	上層	14		地元の農協としては乳価問題で雪印と交渉しているが，ホクレンは配乳権で雪印に入っている。このヘンがスッキリしない。地元で反目しあうようなことはダメ。相互扶助

表6－4－5　イ）

旧P部落	上層	17		特に衛生管理面の問題，品評会位で何もしない。
	中層	16 18 19		
	下Ⅰ	13		
旧H部落	中層	△21 △23		
	下Ⅰ	△22		
	下Ⅱ	△20		

表6－4－5　ロ）普及所

			普及所とのかかわり方	普及所への要望
旧T部落	上層	④ ⑤ ⑥ ⑧ ⑨ ⑪	技術一般についての相談 以前4Hでよく利用したが，最近では利用していない。	こまごまとした技術指導なんかしなくていいから，モデルケースをあげて指導してほしい。 農村青少年の育成指導。優良品種の奨励。声かけても来てくれない。広域になってまわりきれない。
	中層	② ③ ⑫		
	下Ⅱ層	① ⑦ ⑩		
旧P部落	上層	14 17	技術上の指導。最近では乳質の改善・洗浄・管理の仕方。いろいろ現地に入ってよくみてくれる。必要に応じて，たのめば来てくれる。	
	中層	16 18		

表6－4－5　ロ)

			普及所とのかかわり方	普及所への要望
旧P	中層	19		
	下Ⅰ	13		
旧H部落	中層	△21 △23	2～3カ月に一度のパンフレット	講習会はやるが，庭先指導はやらない。考えたことない。
	下Ⅰ	△22		まわってこない。農協あたりの体質ともまじっている。
	下Ⅱ	△20		

表6－4－5　ハ) 共済組合

			共済組合とのかかわり方	共済組合への要望
旧T部落	上層	④	牛のことについて助言してもらう。	
		⑤	別にない。	掛金が高い。
		⑥	あまり利用していない。	あまり指導機関を信用していない。
		⑧	家畜共済３８万，生命共済２３万	
		⑨	診療，受精で世話になっている。昔は地区別に獣医いたが今は町一本。	
		⑪	乳牛の種付，病気。	おとくいさんのように一部の者が利用するが，乳価の問題もある。
	中層	②③⑫	受精。２５頭（うち子牛１２頭）２０万円。	
	下Ⅱ層	①⑦⑩		
旧P部落	上層	14 17	診療だけ。	
	中層	16 18 19		
	下Ⅰ	13		
旧H部落	中層	△21 △23	牛の病気のときだけ。	
	下Ⅰ	△22		
	下Ⅱ	△20		

表6－4－5　ニ）農民同盟

			農民同盟とのかかわり方	農民同盟への要望
旧T部落	上層	④		
		⑤		
		⑥		
		⑧	価格交渉，税対策，役員選挙	
		⑨	農作物の価格交渉，道国へ	要求はいいが，実現は何分の一，圧力にまけ頼りにならない。特に乳価の問題。
		⑪	役員をしている。	
	中層	②		
		③	農村関係の問題請願（団体組織でやらねば）	
		⑫		
	下Ⅱ層	①		
		⑦		
		⑩		
旧P部落	上層	14		町全体，いかに負債をなくすか。
		17		
	中層	16		
		18		
		19	執行委員	
	下Ⅰ	13		
旧H部落	中層	△21		
		△23	執行委員	
	下Ⅰ	△20		
	下Ⅱ	△22		

変わった。普及所本来のものになったけれども，農協とは少し離れた普及事業をやればよい。」（14の父）という言葉にも示されているが，そのことは，同時に「普及所の人がどんな人なのか，農協と普及所が（場所的に）離れている。農協しか行かなくなる。（△23の夫）という結果をもたらした。「声かけても来てくれない。広域になってまわりきれない。」（⑨）と農民層はみている。

ところで，このことは普及所に対して，農民層が何の期待も抱いていないということではない。一般的な技術指導のほか「農村青少年の育成指導，優良品種の奨励」（⑧）また「こまごまとした技術指導なんかしなくていいから，モデルケースをあげて指導してほしい。」（⑤）という声もある。農協の営農指導が不十分であることは先に述べたが，それに対応してこの声は，いわば普及所に経営指導を要望する声と受けとることができよう。逆に，農協の指導も普及所の指導も技術指導という形で重複しているから，普及所は技術面（耕種）を，農協は経営指導をという要望もある。「よくやっている。かゆいところに手がとどくように一生懸命やっている。あらゆることについて，耕作面，牛

の管理。牛は共済組合が徹底してやっているが，耕作面は農協・普及所と重複するから農協は経営面を。」（⑨の父）農民層は，それぞれの機関に，機能分化した形での役割期待を抱いていることは，これらの声からもあきらかであろう。

(3) 共済組合及び乳業会社と農民層

先にみた⑨の言葉にあきらかなように，牛の個体管理に関しては，共済組合の獣医との関係が立ちあらわれる。しかし第2部でみた標茶町虹別と比較して，また同じ大樹町の他地区（ＳＫ地区）と比較して，共済と個々の農家の関係はこゝでは差程密接ではない。④が牛の個体管理にわたる助言を獣医からうけているほか，病気，受精での関係が ⑨ ⑪ ③ 14 23 等限られた農家との間にでてくるのみである。共済の獣医も，「昔は地区別にいたが，今は町一本」である。雪印の獣医との関係であるが，「昭和２０～３５年頃までは，酪農の指導は雪印中心，農協よりも熱心。腕のいゝ獣医もいたが，昭和３６年以降は乳価の問題がからんで，農業技術班は蔭にかくれてしまっている。」（⑪の息子）。後の表にもあきらかだが，乳牛の個体管理に関しては共済の獣医のほか，農協の獣医との関係がこゝでは柱となっている。

さて，乳業会社と農民層との関係だが，「牛の質が問題だというので品種改良した。きれいな乳を絞って出せるようになった。」（⑪の妻）「今年検査にきてくれた。」（⑨の妻）「旅行に招いたりする。」（⑨の母）等のコンタクトは現在もあるが，その関係は一口にいって疎となっているということができる。乳業会社に対して「特に衛生管理面での指導を要望したい。雪印は品評会位で何もしない。」（17）。個々の農家が直接雪印とコンタクトをもつ機会はきわめて限られている。農協が組織として雪印に直接関係している。いうまでもないことだが，乳価についても個々の農家が直接雪印と交渉するわけではない。

こうした中で，雪印に対する農民層の評価が大きく変わってきていることに私たちは注目しなければならない。

「戦前は農民の会社だったが，戦後は資本家の企業になった。」（⑤の息子）「集乳合戦の頃，こゝの農民が雪印工場を守った。」（⑦の夫）「色メガネでしょうか，いまゝではわれわれの雪印と思って使っていたが，牛乳工場でも何でもひっぱってきたが，今はわれわれの雪印ではなくなってきた。乳代を低くおさえるようになってきた。餌も雪印の方が割高。一つの大きな企業だ。」（⑨の父）「雪印工場とは昔から親子関係みたいなもの，すべての助成，補助事業もタイアップして仲よくやってきた。しかし乳価闘争がやかましくなってそうした関係も整理されている段階に入った。内輪取引きはダメ，理論どおりやらなければダメ。会社の人も変わる。敵 ── 味方はないが，いまゝでのようなことはなくなった。」（14 の父）

農民層は長い間，雪印を自分らの会社として受けとめてきた。事実，雪印の前身は農民の会社として発足した。しかし，現在雪印はひとつの企業として農民の前に立ちはだかる。「昭和４３年前は乳さん菌とかなかった。一・二等乳等うるさくなった。むずかしくなった。脂肪率。」（13 の夫）「乳価には満足していない。雪印のサービスは全然ない。」（19 の夫）。「乳価が労働から比較して安すぎる。」（④）「生産牛乳が消費者に高く供給されるので疑問だ。」（⑤）「同盟が乳価あげろと要求しているのに社長そのものが乳価をあげるなと阻止している。とんでもない話。」（⑨）「地元の農協としては乳価問題で雪印と交渉しているが，ホクレンは配乳権で雪印へ入っている。この辺がスッキリしない。地元で反目しあうようなことはダメだ。」（⑭）等々酪農民の諸要求は結局のところ「乳価」にしぼられてくる。

表6－4－6　乳業会社（雪印）の変容に対する受けとり方

旧T部落	上層	④		
		⑤	父	農民組織の乳業会社だったものが，農民離れしてきている。共同乳業（四葉）は乳価問題に答えてくれる。
			息子	戦前は農民の会社だったが，戦後は資本家の企業になった。
		⑥		
		⑧	妻	もっと乳価が上がればと思う。
		⑨	父	（雪印），色メガネでしょうか。今までは雪印は我々の雪印と思って使っていたが，牛乳工場でも何でもひっぱってきたが，今は我々の雪印ではなくなってきた。乳代を低くおさえるようになってきた。エサも雪印の方が割高。→ 1つの大きな企業。
			母	原料乳はずっと安い。旅行に招いたりする。もうけすぎる。
			妻	毎年，酪農民とは研修旅行に行って話すくらい。今年検査にきてくれた。
		⑪	父	雪印チーズ工場
			息子	S20～35　酪農の指導は雪印中心。農協よりも熱心。腕のいい人，獣医もいた。
				S36～　　乳価の問題からみ，農業技術はん，かげにかくれている。
			妻	牛の質によるというので品種改良した。きれいな乳を絞って出す。
	中層	②		
		③		
		⑫	夫	変わらず，いぜんとして強気。
	下Ⅱ層	①		
		⑦	夫	集乳合戦の頃，ここの農民が雪印工場を守った。乳価の問題点はある。
		⑩		
旧P部落	上層	14	父	雪印工場 ── 昔から親子関係みたいなもの。すべての助成・補助事業のタイアップ　仲よくやってきた。しかし乳価闘争がやかましくなって，整理される段階。内輪取引きはダメ。理論通りにやらなければダメ。会社の人も変わる。敵一味方はないが，今までのようなことはなくなった。地域の大きな産業だから，なくなってもいいとは考えていない。
		17		
	中層	16	夫	S35　農協 ↔ 雪印　直接関係，乳価についても企業間と交渉していない
		18		
		19	夫	乳価には満足していない。雪印のサービスは全然ない。
			妻	牛出した頃からクーラー車が家の前まで入る（5年くらい）
	下Ⅰ層	13	妻	このころクーラーが入った。来年までに全戸クーラーが入れるように。牛乳の質をよくするために。
			夫	（雪印）S43前は乳さん菌とかなかった。一・二等乳うるさくなっただむずかしくなった。脂肪率。
旧H部落	中層	△21		
		△23		
	下Ⅰ	△22		
	下Ⅱ	△20		

第3項　農民層の諸要求と諸機関

(1)　諸機関と農民層の要求の機能分化

現実を生き抜く農民層は，さまざまな要求をもっている。農協，普及所，雪印等の諸機関に対する主体的対応，またそれら諸機関に対する要求の一端はすでに垣間みたところであるが，国，自治体に対する彼らの諸要求をみたのが表6－4－7である。

そこで要望として出された意見は多岐にわたっているが，大きくは農業生産にかゝわる要求と農村生活にかかわる要求にわけることができる。そうして，農村生活にかかわる要求が意外と多いことも特筆されるが，農業生産に直接的にかかわる諸要求はとりわけ上層農から，しかも町，道へ対する要望としてよりも国へ対する要望として出されているところにその特徴がある。

農業生産に直接かかわる諸要求としては，長期低利融資，構改での補助・融資事業の促進，融資より補助を，という要求がまずある。そして，農畜物価格の保証，乳価の適正価格という要求は「農家の労働賃金を安くみている」という意見を土台として，「他の商品は高くなっているのに農産物は放置されている」「自分で作ったものを自分で値段をきめることができない。政府は農業に対して何をしているのか。」という意見を経過して「生産資材価格を安く」「飼料対策」という意見に結びついている。そうして，それはさらに濃厚飼料価格のみではなしに粗飼料生産レベルにおける「牧草の冬枯病対策」を望む声ともなって立ちあらわれている。これらは「農政をはつきり」「農政の一貫性」という声にみられるように，生産者農民の立場に立った諸要求を反映する農政を望む声としてとりおさえることができる。こゝにはあきらかに，現実の農業生産にかゝわる諸矛盾は，国政をとおしてこそ解決されうるという射呈がすでに構築されている。彼らの認知枠の中には，農業生産にかかわる諸側面にかんする諸矛盾解決の諸要求は「道に望んでも国の下請でバットしない」「町は案外無力，あまり望んでいない」「町は農業に熱心，これ以上望まない」という声に端的にみられるように，直接的に国政のあり方そのものにむけられている。道に対しては「資金のかし出し」「土地改良」を望む声がみられるが，町に対しては，それが主として生産・生活諸関連また生活的諸側面にかかわる諸要求として出されていることにその特徴がみられる。巨大な資金的裏付けを必要とするトラクター営農という経営形態での諸矛盾解決のためには，もはや国レベルでの諸施策が根幹となっているという認識，また，地域社会レベルにおける農業生産上における諸矛盾解決のためには，農協，農民同盟等々の営農諸機関が機能すべきだという農民層の側からの諸機関に対する機能分化した意味での役割期待の構造がそこにはあきらかに看取される。生産・生活関連としては町に対して「農道整備」の声がみられるが，人口流出の防止，つまり過疎化対策，具体的には後継者確保の要求，娯楽施設への要求等々，さらに福祉要求として「老人年金の増額，老人医療はそれぞれに応じて」等の声が出されている。別稿で私たちが論ずるように[1]，大樹町における老人福祉対策は，道内においてもかなり行きとゞいている。そのことは「町の福祉行政はよい。」「社会福祉でよく面倒みてくれる。部落もよく今は不服はない。」という声としても反映されているが，その上に立って「楽しみをつくっていたゞきたい。福祉に力を入れているのはいい。老後を楽しく」「所得による適正配分を底辺にあつい政治を」「後継者対策，若いものが希望をもてる農家をつくるようにしてほしい」という声ともなって出されているが，それらの諸要望が「農民自身がもっと環境をよくし，生活を豊かにする農政を，〃自分だけ〃という感情はよくない」「支持政党は別にないが，選挙のとき農村の代表をおくり出したい。」という形で，国政のあり方へそれ自身連動していることは，こゝに指摘するまでもないであろう。

表6－4－7　国・自治体への評価及び要望

			国・自治体への評価及び要望
旧T部落	上層	④	楽しみをつくっていただきたい。福祉に力を入れているのはいい，老後を楽しく。
		⑤	国は過疎対策と，長期低利融資。乳価斗争を徹底してやってほしい。
		⑥	希望とはり合いのある方向（おじいちゃん）
		⑧	農畜物価格の保証。生産資材価格を低くする。人口流出の防止，ヘルパー制（おばあちゃん）
		⑨	国→構改で予算をとってもらいたい。補助・融資事業を。道→資金のかし出し，町→農道・娯楽施設・過疎・後継者＜家＞
		⑪	（おじいちゃん）国→農政をはっきり，価格の問題・農家の労働賃金を安くみている。 （おばあちゃん）国→牧草の冬枯病対策，乳価の適正価格 道→道に望んでも国の下請でバットしない。 道→土地改良 町→福祉行政はよい。所得による適正配分を底辺にあつい政治を。 町→酪大分校。高校の経営
	中層	②	町→観光地の造成（おじいちゃん）　農政の一貫性（息子）
		③	―― 不明 ――
		⑫	町は農業に熱心。これ以上望まない。　国→生産者にもっと関心をもってほしい。
	下Ⅱ層	①	町→老人年金の増額。老人医療はそれぞれに応じて（おじいちゃん）
		⑦	町は良くやっている（おじいちゃん）　社会福祉でよく面倒みてくれる。部落もよく今は不服はない。
		⑩	自分でつくったものを自分でねだんを決めることができない。政府は農業に対して何をしているのか。　他の商品は高くなっているのに（農産物）は放置されている。（おじいちゃん）
旧P部落	上層	⑭	国・道→融資より補助を。　町→案外無力，あまり望んでいない。
		⑰	町→機械メーカーをしぼってほしい。道路整備・資金・物価抑制・飼料低価格
	中層	⑯	道→道路をよくしてほしい。農業委員会，農協同盟がとりあげ，町民・農協懇談会をやっている。
		⑱	―― 不明 ――
		⑲	国→飼料対策
	下Ⅰ層	⑬	売るものは高く，資材は安く，物価さえ上がってゆかなければ本当にいい。
旧H部落	中層	△21	国→後継者対策・若いものが希望をもてる農家
		△23	支持政党は別にないか，選挙のとき農村の代表をおくり出したい。
	下Ⅰ	△22	―― 不明 ――
	下Ⅱ	△20	農民自身がもっと環境をよく，生活を豊かにする農政を，「自分だけ」という感情はよくない（おじいちゃん）

(2) 農民層の教育要求と諸機関

ところで，表6－4－8をみていたゞきたい。農民層が現在一番学習したいと願っていることは，直接的な生産過程での知識，技術である。

私たちが，かつて提示した仮説によると[2]，農民層の農業生産にかかわる関心領域，したがってその学習対象領域は三つの階梯をもっている。すなわち直接的な農業生産技術にかかわる領域から，経営としてそれを把握する領域へ，そうして，そうした農業経営をとりまく農業経済，農政レベルへといわば累重的に発展せざるを得ないものとして把握されるが，このT部落においては，そうした意味での学習要求は，主として上層農から出されているということ，しかも，それが直接的な生産過程での知識，技術に限られていることが特徴的である（第5章参照）。

このことは，すでに第3～4章で詳細に分析したように，急速な形での大型機械化酪農生産への進展それ自身に技術的にも酪農民自身が主体的に対応しきれないことを物語っている。別の言葉でいうならば，何よりもまず技術的レベルにおいて，かかる大型機械化酪農経営に対応する諸力を主体的に培うその過程を歩ゆんでいるということになる。すなわち乳牛の選別法，乳牛資質の改善，受精技術，種牛の仔の改良，仔牛の飼養管理，牧草の反収増加，飼糧問題等々がそこにはあげられている。さらに，肉牛飼育による地力増進法等が指摘されるのである。経営分析をあげたのは⑥のみである。そして，そのための情報ルートとしては，第5章でもふれたところであるが，各農家がとくに意識的に設定しているとはいえないが，そうして各農家ごとにそれは異なるが，新聞，雑誌，本等を活用する姿勢をみせているのは④の〃デイリーマン〃，〃近代酪農〃，〃農業新聞〃，⑧⑨の書籍と数少なく，機関利用では④の共済の獣医，[16]の受精技術の共済利用，また⑧の農協技術指導員利用，[14]の農協機関利用，⑥の酪農協会，⑧の酪農同志会利用があらわれるのみである。このほか⑤⑨は他農家を参考にするという姿勢をみせているにとゞまる。しかしとりわけ目的意識的に学習対象を主体的に内在化しようとするさい，各種のメディア，また営農指導機関，そして酪農同志会のような団体等が不可欠に必要とせられることはいうまでもあるまい。

かかる点を表6－4－9によって吟味してみよう。表は，これまで農民層が生活・生産上で影響をうけた人及び機関を垣間みたものであるが，仕事上，すなわち，生産に関する側面からみると，このT部落の場合，とくに旧T部落の場合，拓殖実習所の影響がある点がひとつの特徴になろう[3]。「北海道農業を教えてもらって助かった。」（⑤の父）「牛飼いの技術」（⑥の父）「農業技術，精神面（がまんすること）」（③の父）「ことごとくそのおかげで永住できるもととなった。」（⑧の妻），そしてその基底に旧T部落の「部落の人たちみんな親身になって手伝ってくれた。」「お互い助けあってきた。」という部落社会の土壌があったことはいうまでもあるまい。かかる意味で，部落社会レベルでの営農技術・知識の伝播，「家」相互間での影響力，言葉を替えるならばインフォーマルな形での，インフォーマルリーダーを中心とした技術・知識の伝播過程は「畑作ではSさん，牛に関してはYさん，経営上手なYさん」という形で，現在もみられるものであるが，この部落の場合，たとえば，⑥⑦[14]にみられるように広く町内，また町外特定農家からの影響をうけている農家が存在することもひとつの特徴となろう。しかし何といっても，町内外営農諸機関から，多くの農家が影響を受けてきたという事実は看過することはできない。「経営的には普及所，農協，技術面で役立つ，農協指導部は経営にもタッチしている。」（⑨の父）「農協，普及所，増産，生産技術，入植以来いまもなお」（⑪の父）「酪農講習会，農業青年クラブ，農協青年部，牛づくり，牧草，組織づくり。」（⑪の息子）「雪ぐされ，雪枯れ，同盟の役員」（⑨の妻）「乳しぼりの方法 → 酪農短大大樹分校，

表６－４－８　いま一番学習したいこと

			いま一番学習したいこと
旧T部落	上層	④	乳牛資質の改善，子牛の飼養管理，牧草の反当収量を上げる。雑誌，デリーマン近代酪農，新聞，農業新聞，牛については共済の獣医について相談する。
		⑤	よい牛の見わけ方の勉強がしたい。常に牛に関心をもっているいい牛の人のところへ行って見る。学校ではダメ。
		⑥	経営分析のために酪農協会主催の講演会に行ったが（４４年）非常に役立っている。自分の牛の材料をもっていくとよくわかる。
		⑧	育成牛の技術，本（子牛育成技術）指導者，農協の技術指導員，酪農同志会，２５人，お互いに話し合っている。
		⑨	牛の技術的なもの，本，指導者の話，篤農家の話，見に行った。
		⑪	
	中層	②	
		③	
		⑫	
	下Ⅱ	①	
		⑦	
		⑩	
旧P部落	上層	14	飼料問題，農協の人もいるが不満もあり，講師をまねいて勉強，道の草地課などから来る農協で冬期間の「見学」機会があれば出ている。乳牛管理，種牛の子の改良（大樹の牛は一割高）
		17	労働は３人が限度だし，あまり金をかけないで，現状を考えた上で可能性を追求したい。
	中層	16	受精するのに（共済へ行って）自分でやりたい。息子にも（２番目，農校→就職）むりやりとは言えない。本当にやるつもりならやってほしい。大きな借金をしない理由親父時代に基礎をつくらないとダメだ。牛ぎらいだった。親をうらむじやないけれどこれからは酪農，ビート，デントコン，輪作，新しい牧草
		18	
		19	
	下Ⅰ	13	
旧H部落	中層	21	
		23	生産のあがる方法，地力，金肥一本やり→金カク病など出た。もとの畑にもどってない。和牛で２～３町，タイ肥が入るようになりもどってきている。肥料代150万円。
	下Ⅰ	22	畑作物の場合も基盤整備して土地の性質を牛にとるようにわかっている量を上げる。草地改善事業を導入して，肉牛の一貫経営，複合経営をどういうふうにやっていくか。
	下Ⅱ	20	

表６－４－９　　これまで生活，生産上，影響をうけた人びと及び機関

	階層	ケース	続柄	生・活上のこと	仕事上のこと
旧T部落	上層	④	息子	皆でしなければ……	
			妻	乳児のことについて，保健婦とたまに話する。	主人
		⑤	父		実習所→北海道農業を教えてもらって助かった。部落の人たちみんな親身になって手伝ってくれる。 能美内の金丸ヤサ吉，尾田の尾田忠吉
		⑥	父	清水町の沢本さん（Ｓ３７～３８ころ）月給制度	実習所→牛飼い技術，石坂・開進方面の人 大正町の遠藤多三郎 大正町の高丘地試験場→大豆・中ナガ・ビルマ
			妻	Ｓ５０　婦人学級（料理視察）１～２ケ月に１回　１２～１３人，冬は編物	農協→家庭内での人間関係（消費者協会から講師）
		⑧	妻	自分でいろいろ工夫してやって来た。 <生・仕> 実習所　ことごとくそのおかげで永住できるもととなった。	お互い助け合って来たこともある。
		⑨	父	内田清蔵（一期生・同年）働いて仕事を大事にする人で感心していた。昼は外に出ているので夜に 一町の豆を刈りとった。	経営的には普及所，農政→技術面で役立つ。 農協指導部→経営にタッチ
			母	おじいちゃんが，がっちりやってくれるから心配ない。 普及所→食生活の講習，栄養のこと。	
			妻		普及所，農協指導員
		⑪	父	別に影響をうけたことはない。知らず知らず順応して来た。	農協・普及所→増産・生産技術（入植以来今もなお） Ｓ３６～４０，酪農講習会，農業青年クラブ　３１.３５.４０.　農協青年部→牛つくり，牧草，組織づくり
			妻	<生・仕>　目で自然に覚えてきた。同盟の役員（雪ぐされ，雪枯れ）	飼料屋さん→騒いでいる割りには出てこない。
	中層	②	母	親→親が借金で苦しんだのを見ていて，借金だけは恐いと思っていた。木と預金だけはだまっていても大きくなるから欠かさないようにといわれ，きちんと守っている。	全部，自分でやって来た。
		③	父	開拓実習時代からの友だち，同じ釜のメシを食った人→一番頼りにしている。	開拓実習所（Ｓ８～９）→農業技術，精神面（がまんすること）
		⑫	夫	軍隊の友だち （Ｓ１９～２２）気が合う。	

	階層	ケース	続柄	生活上のこと	仕事上
旧T部落	下層Ⅱ	①	夫	<生・仕> 自分の判断で生きて来た。自分の思うままくいのない人生，その時，その時で全力を尽した。親しくしている人→T・M・Tさん。	
			妻	部落全１２戸と平等につき合っている。 農協婦人部に入っている。	
		⑦	夫		T・Kさん→計算高い。そろばんが上手， Tさん→学問だけでなく，力もある。 Uさん→行政的指導性，温厚であった。 畜産協同組合，農業協同組合→畜産指導 旧町長Sさん→大樹町の畜産指導者
		⑩	妻	増田町洋裁学校→洋裁（物のないとき着物こわして子どもに作ってきせることができた。	
旧P部落	上層	14	父	機関・集団→あまりない。親しくしている人は，小久保彦太郎（町議・自民党支部幹事長） 遠藤辰三（町議・総務委員長・元農協監事） 清信能雄（町議・前副議長）	島田町長・高橋進町長（前の農協組合長）→組合の運営のことで相談した。 十勝農協連の朝日会長→組合員に対する考え方、経済のもち方（堅実にやってゆく）
			母	<生・仕> 別になし	
			息子		機械化のとき，おじさん
			妻	自分の親	夫
		17	息子		農協→今は個別にまかせてしまっている。獣医等の専門家の話をよくきくようになっている。形式的な指導ではもうダメだ。土地・肥沃等，基礎にもどって粗飼料の問題から再検討しなければならない時期。
	中層	16	夫		酪農短大大樹分校（Ｓ４０～４４）→乳しぼりの方法，普及所のＨさん→病

旧P部落	中層	18	夫		気について教わっている。 肥料会社→パンフレット（農協は肥料の講習会はやっていない）
		19	夫	忠類のWさん→青年時代の友人，部落の人（特にKさん）酒飲みの仲間	畑作ではSさん，牛に関しては→Yさん，経営の上手な人→Yさん
	下I	13	妻 夫	婦人部→料理の講習，農協主催の講演→家庭の生活，野菜の講習	牛を飼いはじめた頃，牛の飼い方，畑作→共同仕事上部落の牛飼いの人
旧H部落	中層	△21	父 母 息子		戦争で自分でヤルということを学んだ。別にない。パンフレットなどあるが，実施指導なし。息子が専問書を買ってやっている。自分たちで勉強しなければダメだ。 青年活動を２０人くらいでやっている。先輩，後輩がないのがよい。
		△23	夫	自分の経済にあうような生活しかできない。	牛→Sさん　畑→Hさん　S・Kさんは先生，まねはできないが勉強している。機械が一緒
	下I	△22	父 息子 妻	家族のことで特に相談することもなし 青年会（講師）→家族のみんな，豆のつくり方	牛の飼い方→専門家，役場のSさん。 豆→農協の指導員（施肥料のことで土壌の条件のことなどの関連で，牧草の収穫） 帯広農協連，流通センター（今年）肉畜について→長期的展望に立ったとき必要だった。（現２６頭）
	下Ⅱ	△20	夫	まわりの人のエゴをまざまざと見せつけられてイヤになった。選挙など10,000円位で買収。選挙のとき事務所に顔を出すのは１回くらい。	

病気について → 普及所のHさん，肥料の知識 → 肥料会社のパンフレット（農協は肥料の講習会はやっていない。）」（ 11 の夫）「牛の飼い方 → 専門家である役場のSさん，豆及び牧草の収穫 → 農協の指導員 ── 施肥と土壌の条件のことなども」（ 22 の父）等々にこのことはみられるが，これら諸機関との関係は必要に応じて町外にも及んでいる。それは「大豆・中ナガ・ビルマの作り方 ── 大正町の高丘地試験場」（⑥の父）「肉畜について長期的展望に立ったときの知識 ── 帯広農協連流通センター」（ 22 の息子）等に垣間みられる。かような意味で地域営農諸機関の現実に果たしてきた諸機能を私たちは正当に評価しなければならない。旧T部落の場合にみられた「拓殖実習場」での教育内容が，現段階においてはもはや有効性をもちえないことは当然だが，それだけに地域営農諸機関の専門性は，農民層の現実の営農の展開にとって大きな役割を有しているといわなければならない。それはあきらかに閉された部落社会の中でいわば自生的に開発せられたものではない。その専門性の中に全体社会が開発した「生産力」水準が反映されていることはいうまでもない。

しかしながら，かような形での専門性に支えられた諸機関をリレー・ポイントとして諸技術・知識が個々の農家に伝播される場合，それが本当に地域社会の中に根づくか否かは，孤立した形での個々の「家」でそれらが現実的に体現せられるレベルをこえた社会的共有性が不可欠に必要である。そこに今日の段階における土壌としての〃部落社会〃のもつ意味もあろう。そのことは，かかる形での社会的土壌の〃深耕〃をとおして，全体社会が開発した「生産力」が地域社会の中に，それ自体社会的存在である農民層の生産・労働 ── 生活過程を濾過して，はじめて社会的なものとして自らを立ちあらわすということを意味する。そうして，そこでの現実的な諸成果が，統体としての全体社会の「生産力」の発展にさらにフィードバックして寄与するという過程が「生産力」の真に人間的な発展の中には常に存するということを物語る。ところでこのさい，現実の農民層の生産・労働 ── 生活過程が如何なる協業・協働の形態をとっているかが大きな意味をもってくる。第3節で私たちはすでに，旧T部落では，トラクターの共同所有を挺子として形成せられていた社会的協業・協働の形態が，ふたゝび個別経営を主潮としたものへと再編されつつ，そこで惹起している諸矛盾の中であらたなる対応をせまられていること，これに対して旧P，旧H部落の場合，トラクターの共同所有を土台とした社会的協業，協働の形態が個別経営をまさに補完するものとして形成されていることにふれたが，こうした社会的協働の諸形態を土台にして必要とされる知識・技術の社会的共有性が実現される。「牛を飼いはじめた頃，牛の飼い方を畑作で共同に仕事をしていた部落の牛飼いの人から学んだ。」（ 13 の夫），「牛はSさん，畑はHさん，S・Kさんは先生だ。真似はできないが，勉強している。機械が一緒」（ 23 の夫）「青年活動を20人くらいでやっている。先輩，後輩がないのがよい。」（ 21 の息子）この青年活動とは酪農同志会であるが，こうした自主的な地域団体の果たす基底的役割は看過してはならない。

生活的側面に関しては，「別に影響をうけたことはない。知らず知らず順応してきた。」（⑪の父）「自分でいろいろ工夫してやってきた。」（⑧の妻）「親。親が借金で苦しんだのをみていて，借金だけは恐しいと思っていた。木と預金だけは黙っていても大きくなるから欠かさないようにといわれ，きちんと守っている。」（②の母）等々，自主的な側面が強くなるが，こゝにおいても，農協，普及所，保健所等の諸機関の果たす役割は看過することはできない。

ところで，すでに第2項において検討したように，農協，普及所等々の諸機関，それ自体が現実の農民の生活から離れたものとなりつゝあると農民層は感じている。それら諸機関を農民のものとして再生しなければならぬと受けとめている。そして，彼らにとっての部落社会のあり方も，とりわけ

旧T部落では，個々の「家」の孤立化を伴なった競争の論理そのものに支配される形で現時大きく変容してきていると彼らは感じている。こうした現状は，少なくとも所謂，地域諸機関の生産者のため民主化の問題を客観的に提起しているといわざるを得ない。そうして，同時にこの民主化のためには，現実の農民層の生産・労働 ── 生活過程レベルでの農業生産の社会的協働のあり方の変革の問題を，部落社会の社会的編成の問題として提起しているといえる。

そして，この問題は少なくとも農民層の政治的態度にかかわる問題領域を構成する。そしてそこには「まわりの人のエゴをまざまざとみせつけられてイヤになった。選挙など1万円位で買収。」(㉑の夫）という現状があることは事実だが，農民層の政治的態度の相違によって，部落の現実の生産－－生活連関が二分されているわけではけっしてない。彼らの支持政党の相違の如何にかかわらず，生産者の立場に立った場合，その社会の構造は，まさに構造的に変革されざるを得ない動きを現実は示しているといわなければならない。この問題は第6節で検討する。その前にまずT部落農民層の，部落をこえる社会的諸関係の実相をあきらかにしておこう。

(注) 1) 布施鉄治ほか『農村社会における「家」の解体と老人生活』（北大産研・研究報告書，第16号，1978，8，刊行予定）
2) 布施鉄治「農民層の〝生活の論理〟と農村社会再編過程」(『村落社会研究』第5集,塙書房 昭和44年）
3) 本編，補論参照のこと

第5節　部落をこえる農民層の社会的諸関係の諸相

本稿で問題とするT部落の場合，とりわけその機械化大型酪農経営の最先端を歩ゆむ旧T部落に顕著にしめされるように，血縁のネットそのものを地縁の中に有していない農家層も少なくはない。そして地域に根ざした社会的協業経営を志向するその動きはあきらかに階層差を基軸として動いており，そこでは血縁のネットはもはや主要な展開軸たりえていない。けれども町レベルをこえる血縁のネットが現実的に如何なる形で構成され，また如何なる機能を果たしているかが検討されなければならない。さらにまた現実の農民層は，あきらかに町範域をこえる社会的行動空間を有している。かかる点の吟味も当然に必要となる。

第1項　部落をこえる血縁のネットの地域的拡がりとその機能

こゝでは現T部落各戸の血縁のネットを部落内，あるいは町内に限定することなく，それぞれの血縁者の現在の「家」としての職業をふくめて，三世代にわたってあきらかにした。三世代とは，具体的には父母，世帯主夫妻，子供となるが，父母の兄弟，世帯主夫妻の兄弟のネットをみることによって，「家」としての地域への根づき方，また農業生産者としての彼らの生業が，その「家」のネットの中で如何に位置づけられるのか，をみた。なおこのさい，親の世代における父方，母方の区分，世帯主夫妻の場合も，夫方の兄弟，妻方の兄弟という区分はしていない。両者をあわせてみている。なお子供に妻がいる場合，その妻方の兄弟のネットは省略してある。

(1) 世代別にみた血縁者の職業のひろがりとその変遷

まず，父母，夫妻，子供といった世代別にみた兄弟の職業ならびに現在の居住地を示したものが表6－5－1と表6－5－2である。その職業の特徴でみると，全体的に第一に農業自営者は世代が若くなるにつれて，その構成比を大きく低下せしめ（父母 ── 62.2% → 夫妻 ── 30.8% → 子供 ── 2.9%），そのかわり商業等の自営は逆に漸増する点である（父母 ── 5.4% → 夫妻 ── 9.3% → 子供 ── 14.7%）。第二は雇用労働者が，やはり世代が若くなるにつれて増大することで

ある。（父母 ―― 27.0％ → 夫妻 ―― 57.5％ → 子供 ―― 76.5％）。第三は雇用者の性格をみると公務・公社関係（警察官，国鉄現業，営林署，郵便局，電々公社等）ならびに製造業工員，土木建設作業員，運輸通信関係（１９人のうち１５人は運転手，そして２人は電話交換手）のように，とりわけ夫妻世代では、その現業的労働過程に従事するものがほとんどであるという点である。第四として，地区別の特徴では，とくに夫妻の代で，農業自営の構成比は旧H，旧P，旧Tの順（それぞれ39.4％，33.3％，26.2％）で低下し，そのかわり，その他自営ならびに教員職では，むしろ旧Tの方が高い傾向をみせることと，父母の代の兄弟で教員，公務・公社関係の雇用者がみられるのはこの旧Tのみであるということである。そしてもう一つの特徴として，旧Tの場合，全て子供が他出してしまった①，⑦，⑩，⑫では，一人も農業従事のものがいないということである（旧Hに農業従事で一人いる子供の場合も二女が日高の農家に嫁いだケース―⑳―）。そしてこれら４戸は前述の如く後継者がいないために，老夫婦のみの世帯でもはや経営を縮少しつつ，一部は賃耕に頼っているところである。したがって，この４戸の場合，家族構成面では夫妻となっているが，他の父母，夫妻の構成を示す世帯の場合の父母と同じ世代とみるべきであろう。

かくして，これら世代別にみた兄弟の職業的特徴を要約すれば，父母世代での農業自営は，夫妻，子供へと世代が若くなるにつれ急減し，一部は「その他自営」を示しつゝ過半数は賃労働者，それも現業的労働に従事するものが急激に増加する特徴を示しえた。しかも，その中で，旧Tのみが，夫妻の代での「その他自営」「教員職」が又，父母の代での教員，公務・公社関係雇用者のウエイトが他二地区より高いという地域性が看取しえた点は注目したい。

(2) 世代別にみた血縁者の地域的ひろがりとその生活関連における諸機能

次に，そうした職業的特徴を示す兄弟達はどのような地域に居住し，現農家との交流を有しているのだろうか，それをみたのが表６－５－２と表６－５－３である。兄弟の居住地でみた特徴では全体として第一に父母の代で過半数（66.0％）は道外にいるのに対し，夫妻の代では町内，隣接町村（忠類含む），帯広がそれぞれ同比率（16.5％）で分散的にみられ，概して日常接触もしくは日帰り可能な地域にいるものが，ほぼ半数（49.5％）に達し，道外の比率は少なくなる。これに比べ子供はむしろ町内隣接地域より，その他の道内諸地域に散在しており，道外は夫妻の代とほゞ同じ比率を示すことである。第二には，入植が旧Hより古い２地区（旧T，旧P）の父母の代でみると，６割～７割（とりわけ旧Tが高い）までが道外に居住しており，旧Hは分家層等で入植が新しいことにもよって，道外より道内居住のものが約８割と高い比率を示し，二地区との対照をなす。第三に夫妻以下の世代でみると，子供では，町内隣接町村居住のものは旧Tに３名いるのみで，他二地区は皆無でむしろ全て帯広かそれ以外の道内ならびに道外に分散している。ところが，夫妻の代となると，むしろ，町内，隣接町村での居住のものは，旧T（25.5％）の方が他二地区（旧P ―― 39.5％，旧H ―― 42.5％）より，かなり少なくなり，その他道内，道外に居住するものが相対的に高い比率を示すという特徴がみられるのである。

かように，旧部落別に細かくみると，そこには，世代別にみた兄弟の地域的居住分布の差異が明らかにみてとれる。すなわち，旧Tは他二地区と比べ父母，夫妻の代でむしろ，町内，隣接町村よりも，その他道内，道外といった広範な分布を示しており，逆に，子供では，町内，隣接町村，帯広まで含めると他二地区よりも，より近接地域に居住しているものが多いという特徴が指摘しえる。

さて，以上の特徴をふまえ，より細かくケース毎に分析してみよう。旧Tの父母の代（但し，①，⑦，⑩，⑫の夫妻は，世代的には，他ケースの父母と同じように扱う）でみると，その兄弟が全て道

表６－５－１　世代別にみた兄弟の職業

農家番号	職業／世代	農林自営	その他自営	医師	教師・保母	公社職員・公務	商業販売雇用	製造業雇用	土木建設雇用	運輸通信雇用	炭鉱雇用	金融雇用サービス・	団体雇用	会社員	内職日雇・行商	その他	計
①	夫妻		1					3									4
	子供						4			1						1	6
②	父母	2															2
	夫妻	2	1		1	1			1	2							8
③	父	1				2					1						4
	夫妻	2				1		1	2	1			2	2			11
④	父	2		1													3
	夫妻	2	1		5									2			10
⑤	父	2													2		4
	夫妻	1	3			1		1	1			1	1	1			10
⑥	父母	2															2
	夫妻	4	1			1	1			1						1	9
⑦	夫妻	1	1				2		1								5
	子供				1			2						1			4
⑧	父母	1			1				1				1				4
	夫妻	1				3		2		2				2		1	11
⑨	父母	5											1				6
	夫妻	6			1	1		1						5			14
⑩	夫妻	3				1											4
	子供					1		2		1		2	2				8
⑪	父	1															1
	夫妻	2	1		1			4				2					10
⑫	夫妻	5	4			1		1	1								12
	子供		3														3
13	夫妻	6	1			1		1		2		1		2	1		15
14	父母	1															1
	夫妻	5				3		2	1			3					14

（註）　既に死亡の兄弟，職業不明のもの，ならびに無職のもの，学生は除く。ここでいう父母，夫妻とは二世代夫婦家族の場合，それぞれの世代に分け，一世代夫婦家族の場合は夫婦と子供とした。

農家番号	職業 / 世代	農林自営	その他自営	医師	教師・保母	公社職員・公務	商業販売雇用	製造業雇用	土木建設雇用	運輸通信雇用	炭鉱雇用	金融雇用サービス・	団体雇用	会社員	内職日雇・行商	その他	計
16	夫妻	2	1			1		3		1							8
	母	1															1
17	夫	3				3	1	1									8
	子供					1								1			2
18	夫妻	3	2		1	2		1	3	3				1			16
	子供					1											1
19	夫妻	4					1	1	1		1						8
20	夫妻	5	1						2							1	9
	子供	1	1						2	1							5
21	夫妻	3		1 看護婦					3	3						1	10
	子供								1					1		1	4
22	父母	5	1						2		1						9
	夫妻	2				3				1		1					7
23	夫妻	4	1	1 獣医	1	1						2		1			11
旧T	父母	16	−	1	1	2	−	−	1	−	1	−	2	−	2	−	26
	夫妻	28	13	−	8	10	3	13	6	6	−	3	3	12	−	2	107
	子供	−	3	−	1	1	4	4	−	2	−	2	2	1	−	1	21
旧P	父母	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	2
	夫妻	23	4	−	1	10	2	9	5	6	1	4	−	3	1	−	69
	子供	−	−	−	−	2	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	3
旧H	父母	5	1	−	−	−	−	−	2	−	1	−	−	−	−	−	9
	夫妻	15	2	1	1	4	−	−	5	4	−	3	−	1	−	2	38
	子供	1	1	1	1	−	−	−	3	1	−	−	−	1	−	1	10
総計	父母	23	1	1	1	2	−	−	3	−	2	−	2	−	2	−	37
	夫妻	66	19	1	10	24	5	22	16	16	1	10	3	16	1	4	214
	子供	1	4	1	2	3	4	4	3	3	−	2	2	3	−	2	34

表6—5—2　世代別にみた兄弟の居住地

農家番号	世代＼居住地	町内	忠類	隣接町村	帯広	道内	道外	計
①	夫妻						5	5
	子供				1	2	3	6
②	父母						3	3
	夫妻	3		2	2	1	1	9
③	父		1			3		4
	夫妻						6	6
④	父					1	2	3
	夫妻	3		1	2	4	1	11
⑤	父母	1				2	4	7
	夫妻			3	4	2	3	12
⑥	父母	1					1	2
	夫妻	1		1		6	2	10
⑦	夫妻						5	5
	子供	1				2	2	5
⑧	父母						3	3
	夫妻		1	1	3	3	3	11
⑨	父母						12	12
	夫妻	2	2	1	3	8	1	17
⑩	夫妻						5	5
	子供	2			2	4		8
⑪	父						2	2
	夫妻	3			1	5	2	11
⑫	夫妻	2	3			3	4	12
	子供				3	1		4
⑬	夫妻	6	2	2	1	2	2	15
⑭	父母				1		3	4
	夫妻	3	1	1	2	6	1	14
⑯	夫妻	2	1		4	3		10

農家番号	居住地 / 世代	町内	忠類	隣接町村	帯広	道内	道外	計
⑰	母	2					1	3
	夫	3		1	3	1		8
	子供				1	1		2
⑰	夫妻		1	4	4	4	3	16
	子供					1		1
⑲	夫妻	2	1		3	2	2	10
⑳	夫妻	1	1	5	2	1	2	12
	子供					2	3	5
㉑	夫妻	1	1	1			7	10
	子供				1	3		4
㉒	父母		1		1	3	1	6
	夫妻	3	1		2		1	7
㉓	夫妻	3			2	3	3	11
旧T	父母	2 (5.6)	1 (2.8)	0	0	6 (16.7)	27 (75.0)	36 (100)
	夫妻	14 (12.3)	6 (5.3)	9 (7.9)	15 (13.2)	32 (28.1)	38 (33.3)	114 (100)
	子供	3 (13.0)	0	0	6 (26.1)	9 (39.1)	5 (21.8)	23 (100)
旧P	父母	2 (25.0)	0	0	1 (12.5)	0	5 (62.5)	8 (100)
	夫妻	16 (21.1)	6 (7.9)	8 (10.5)	17 (22.4)	20 (26.3)	9 (11.8)	76 (100)
	子供	0	0	0	1 (33.3)	2 (66.6)	0	3 (100)
旧H	父母	0	1 (16.7)	0	1 (16.7)	3 (50.0)	1 (16.7)	6 (100)
	夫妻	8 (20.0)	3 (7.5)	6 (15.0)	6 (15.0)	4 (10.0)	13 (32.5)	40 (100)
	子供	0	0	0	1 (11.1)	5 (55.6)	3 (33.3)	9 (100)
総計	父母	4 (8.0)	2 (4.0)	0	2 (4.0)	9 (18.0)	33 (66.0)	50 (100)
	夫妻	38 (16.5)	15 (6.5)	23 (10.0)	38 (16.5)	56 (24.3)	60 (26.1)	230 (100)
	子供	3 (8.6)	0	0	8 (22.9)	16 (45.7)	8 (22.9)	35 (100)

（註） 既に死亡の人，ならびに居住地不明のものは除く。

表6－5－3　世代別にみた兄弟との交流の内容

		盆・正月・法事・葬式の時に往来する家	日常頻繁に往来する家
父	町内		⑤－1，⑥－1
	忠類	③－1	③－1
	隣接町村		
	帯広		
	道内	③－3	⑤－2
母	道外	②－2，⑨－3，14－1	
	計	②－2，③－4，⑨－3，14－1	③－1，⑤－3，⑥－1
夫	町内	②－1，③－2，⑨－1，⑫－2，21－1 13－3，16－2，17－3，19－2，22－1	③－2，⑥－1， ⑫－2，21－1
	忠類	⑫－3，13－1，16－1，18－1， 19－1，21－1	⑫－2，16－1
	隣接町村	②－2，⑤－1，13－2，17－1， 18－4，21－1	⑥－1
	帯広	⑤－1，16－4，17－3，18－4 19－3	
	道内	③－2，⑤－1，⑥－1，⑫－2，16－3 17－1，18－4，19－2	⑥－1
妻	道外	③－7，⑫－4，13－2，18－3 19－2，21－5	
	計	②－3，③－5，⑤－3，⑥－1，⑨－1，⑫－1，13－8 16－10，17－8，17－16，19－10，21－8，22－1	③－2，⑥－3，⑫－4，16－1，21－1
子	町内		
	忠類		
	隣接町村		
	帯広	⑫－3，17－1，21－1	21－1
	道内	⑫－1，17－1，21－3	21－1
供	道外		
	計	⑫－4，17－2，21－4，	21－2

（註）　○印は旧T，□印は旧P，△印は旧Hを示し，印の中の数字はケース番号，右数字は延人数を示している。

就職・借金の保証を相互にする家	父母・夫妻が各々頼りにする家	この一年間に顔を合わせた家
⑤—1	⑤—1，⑥—1	
③—1	③—1	③—1
⑤—2	⑤—2	③—3
14—1	⑤—4，⑥—1，14—1	②—2，⑤—4
③—1，5—3，14—1	③—1，⑤—7，⑥—2，14—1	②—2 ③—4，⑤—4
⑫—2	②—1，⑫—2	②—2，③—2，22—1
⑫—2	⑫—2，16—1，18—1	⑫—1，16—1，21—1
	18—4	21—1
	18—4	②—2
⑪—1	18—4	②—1，③—2，⑤—1 ⑫—2
	18—3	③—1，21—1
⑪—1，⑫—4	②—1，⑫—4，16—1， 18—15	②-5 ③-5 ⑤-1 ⑫-3 16-1 21-3 22-1
		21—2
		21—2

		2年以上に1回程度合う家	ナシ又は不明
父	町内		[17]－2
	忠類		△22－1
	隣接町村		
	帯広		[14]－1，△22－1
	道内		④－1，△22－3
母	道外	②－1	④－2，⑥－1，⑧－3，⑨－9，⑪－2，[14]－2 ⑰－1，△22－1
	計	②－1	④－3，⑥－1，⑧－3，⑨－9，⑪－2，[14]－3 [17]－3，△22－6
夫	町内		④－3，⑨－1，⑪－3，[13]－3，[14]－3，△20－1， △22－1，△23－3
	忠類		⑧－1，⑨－2，[13]－1，[14]－1，△20－1，△22－1
	隣接町村		④－1，⑤－2，⑧－1，⑨－1，[14]－1，△20－5
	帯広		④－2，⑤－3，⑧－3，⑨－2，⑪－1，[13]－1 [14]－1，△20－1，△22－2，△23－2
	道内		④－3，⑥－5，⑧－3，⑨－4，⑪－4，[13]－2 [14]－6，△20－1，△23－3
妻	道外	②－1	①－5，④－1，⑤－3，⑥－1，⑦－5，⑧－3，△22－1 ⑨－1，⑩－5，⑪－2，[14]－1，△20－2，△21－2，△23－3
	計	②－1	①－5，④－11，⑤－8，⑥－6，⑦－5，⑧－11 ⑨－11，⑩－5，⑪－10，[13]－7，[14]－13，△20－11 △22－4，△21－2，△23－11
子	町内		⑦－1，⑩－2
	忠類		
	隣接町村		
	帯広	①－1	⑩－2
	道内	①－1	①－1，⑦－2，⑩－4，[18]－1，△20－2
供	道外	①－2	①－1，⑦－2，△20－3
	計	①－4	①－2，⑦－5，⑩－8，[18]－1，△20－5

外にしかいないものは，７戸（①，②，⑦，⑧，⑨，⑩，⑪）で，その中には子供が全て他出した３戸（①，⑦，⑩）の下層農が入り，それに対し，有力上層農３戸（④，⑤，⑥）を含む５戸は（上記以外に③，⑫）町内．隣接町村もしくはその他道内に兄弟が居住しているという地域的近接性をより強く有している事が注目される。この傾向は，他２地区における父母の代がいる３戸（14，17，22）とて，同じ傾向をみせる。

このように，前述の生産・生活上に関する農家間社会関係の分析でみた各地区での比較的に拠点的，主導的な農家としてあった旧Tの⑪を除く他の上層農４戸（⑤，⑥，14，17）の場合，父母の代における兄弟との関係を密ならしめうる地域的に有利な条件下にある点である。このことは，旧Tにおいてとりわけ生産・生活上の社会関係の場面で，孤立的位置を示していた下層農３戸（①，⑦，⑩）と中層②が全て，父母兄弟が，道外にしかいないという地域的に疎遠ならざるをえない条件下におかれているのと，対照的である。

(3) 血縁者間の相互交流と階層的諸特徴

かように，その親族との関係をみる場合，現居住地の地域的，物理的範域の問題は，相互の交流を考える上できわめて大きく関係していよう。この点をさぐるべく表６－５－２が用意された。まず第一に全体的に各々の世代別構成をとっている家のうちで，相互に交流関係を全く示さない農家をみると，父母で１１戸のうち５戸（④，⑧，⑩，17，22）と約半数近くになり（45.5％），夫妻となると２２戸のうち８戸（①，④，⑦，⑧，⑩，14，20，23）と約３割強（36.4％）を示し，最後の子供では，８戸のうち４戸（⑦，⑩，18，21）と丁度半数となる。これでみると，④，⑦，⑧，⑩，20の５戸の場合，各世代毎の交流がかなり疎遠になっている事実がうかがえる（但し，④の場合，他の親族がくるというより，むしろ，④の父母の方が子供達をこちらから訪ねる頻度がかなり高いので同じようには扱えない）。たゞとくに⑦，⑩のように夫妻の兄弟や子供達との交流が殆んどない前述の下層農家が問題となる。（全体のうち子供が町内にいる唯一の農家がこの２戸であるにも拘らず，交流を示さないでいることに注目）それに20とて，下層の兼業農家（夫は郵便局員で子は全て他出）での関係をもたぬところであり，⑦，⑩と同じような条件におかれている。これに加え，①の場合も夫妻兄弟との交流は道外居住のため全くなく，また子供とて，せいぜい「２年以上に１回」程度会うにすぎない点では，上記の農家群に入ろう。したがって，前述の兄弟居住地との関係から疎遠性をみせていた，①，⑦，⑩の下層農３戸と，地域的には近接したところに兄弟がいるにも拘らず，現実は疎遠になっている20の下層４戸はその交流の質的面でかなり深刻な孤立性を明らかに示すことになる。第二に，その居住地の近接性と交流の質的な面との問題をみてみよう。父母の代では町内・忠類という最も近接性の高いところにいる兄弟との交流では，「日常頻繁」や「就職・借金保証」といった密度の高いものが相即している事実に気づく（③，⑤，⑥）。そしてしかも⑤，⑥といった前述の有力上層農が目立つことである。ところが，夫妻の代となると，町内・忠類という最も近接した地域に限ってみても，そこに居住する兄弟を有する１８戸のうち，かような父母の代のような密度の高い接触をみせるのはわずかに５戸（③，⑥，⑫，16，21）をかぞえるにすぎず，しかも，⑥を除き，全て中農層となる。この③，⑥については前述の如く，当該地区に於ける関係では，それほど目立った特徴をしめしていなかった農家である。そしてまた，旧Pに於て，その生産・生活上の主導的な上層農であった⑭，⑰の場合，そうした密な血縁のネット・ワークをここではみせない（ともに町内に夫妻の兄弟がいるが）。ともに有力な社会的役職経験を担ってきた両農家（⑥，14）の場合，⑥は地区内で殆んど関係の中軸になりえていない反面，近接の親族とは強い血縁関係を示し，他方，14はそうした血縁

表６－５－４　目的別の外出先（過去１年間）

		道内											道外	計
		札幌	帯広	旭川	苫小牧	登別	根室	阿寒	知床	然別	釧路	その他		
旧T	旅行	③—夫 ⑨—父夫 ⑪—妻	⑤—父 ⑨—父 ⑦—父	②—父 ③—妻 ⑤—母妻 ⑪—夫			⑩—妻		⑦—母			②—母	②—夫 ⑨—父夫 ④—母 ⑪—父	20
	親族訪問	⑨—母 ④—父	⑩—妻	⑨—母	⑩—妻				⑨—母				⑦—父母	8
	仕事		⑨—夫 ⑪—夫									⑨—父	⑨—夫 ⑥—父	5
	病院	③—父母	③—父母 ⑩—夫 ④—父											6
	その他													—
	小計	8	10	6	1	—	1		2	—	—	2	9	39
旧P	旅行	17—妻		14—妻				19—夫 14—父	17—妻 18—妻 19—妻	16—長男	17—夫	16—夫 13—妻 17—母	14—夫妻	14
	親族訪問		14 —父									16—妻		2
	仕事													—
	病院		18 —夫											1
	その他	14—父	14 —妻 16 —長男									16—夫		4
	小計	2	4	1	—	—	—	2	3	1	1	5	2	21
旧H	旅行	△22—夫妻	△23—妻			△22—夫妻					22—母	△22—父		7
	親族訪問											△21—夫	20—夫妻	3
	仕事		△21—夫											1
	病院													—
	その他													—
	小計	2	2	—	—	2	—	—	—	—	1	2	2	11
計		12	16	7	1	2	1	2	5	1	2	9	13	71

関係の強さを全くみせない反面，当該地区では強い地縁的リーダーとして位置づいている。そうした血縁，地縁といった関係がむしろ分離した形で存在している典型的な⑥と⑭に対し，双方がむしろ重層した関係構造を示すのが，旧Tの中でも相対的に高い一つの中軸的位置にあった⑤ならびに，それと姻戚関係にある⑫である。したがって，第三としては，夫妻の代にみられる「盆・正月・法事等」の時のように，通常の交流を示す関係の農家が約6割（63.6％）というのが大勢をしめ，それを標準として，父母の代はより濃密な形で，又子供の場合はより希薄化した形での交流が展開されていることである。とりわけ，子供の場合，全体的に父母の代ほど道外居住のものが少くないにも拘らず，日常接触を示す1ケース（㉑）を除き，他は全て形式的な交流の形をとっているにすぎない点は注目されざるをえない。

第2項　T部落農民層の日常の行動範域

そこで次に，こうした家を中心とした諸関係に濃淡がみられるとはいえ，家を構成する各世代のメンバーは部落をこえた社会的行動空間の拡がりという面からみるとどうであろうか。それをみるために表6－5－4がつくられた。過去1年間と限定したとはいえ，どこにも外出してない農家はさすがに少なく，4戸（①，⑧，⑫，⑬）にすぎない。たゞ，ここでも前述でみたように親族との関係がとりわけ疎遠になっていた，①，⑧の場合，当方からも外出していず，その，自閉化，孤立化の様相が再度注目され，また，離農寸前の⑫，下層の⑬というように，その経営基盤の弱い農家がみられる点が特徴的である。次に目的別にみると，過半数の人は，旅行（とりわけ，女性の場合，農協婦人部等の，又，父母では老人クラブによる団体旅行が多い）で出かけ，親族訪問等，その他の所用による外出は比較的少ない。そして道内外別でみると，旧Tが他二地区より道外へ出かけたものが相対的に高く，その行動空間の広がりを示している。しかも道内でも近接の帯広以外，札幌，旭川といった上級都市へ慰安旅行以外の所用による外出が目立つといえる。すなわち有力上層農が中心の旧Tでは，その外出先も地域的に広がり，目的に於いても多様化しており，他地区と比べ，相対的に活発な行動空間を形成せしめている点が特徴といえる。しかし概して，この側面に関する限り，全体として，階層の差意はそれ程顕著にみられない。*

＊大樹町の場合，第2部でみた標茶町，虹別地区と異なって，大樹町市街に，南十勝の医療センターを，ある意味において町独自の努力において創設している。

第6節　T部落農民層の政治的態度と部落の社会構造

小　序

前節でみた如く，もはやT部落の農民層の現実の生活行動空間は，部落社会の範域，また町社会の範域にとどまっているものではけっしてない。しかしながら，その日常的な生活の本拠は，少なくとも地縁にもとづいた部落社会，そうして，行政的な枠組内における地方自治体内にあるといわなければならない。現段階における農民層が現実的に自らの生活の営為にもとづいて，まさに〃目的意識的〃に直接的にその諸力を発揮しうるのは，そうしてその社会的土壌となるべきものは，たしかに血縁の諸関係がそこに存しているとはいえ，地縁にもとく諸関係，しかも自生的なそれではなしにアソシエィションとしての地域社会の再建過程をとおしてのそれがもっともたしかなものであるといわなければならない。言葉を替えるならば，社会学が伝統的に有していたコミュニティとアソシエィション

といった二分法的な現状把握の理解をこえて総体としての国民社会が保有せる生産諸力の発展段階に相応してのアソシエィション＝コミュニティ，つまり，全体社会の中での生産諸力の発展に相応した変容が，そうして，現段階においては少なくともその社会過程が進展しているものと私たちは把握している。かゝる観点に立ってみる場合，部落を基点としての，すでにこれまで述べてきた諸相の中での日本資本主義の「経済」としての発展を，自らの「生活＝社会」を土台において，それ故，「政治」としてそれを如何に止揚せざるを得ないかという所謂，農民層の政治的態度，及びその構造化の諸相は不可避的に分析する必要がでゝくる。

すなわち換言するならば本章第３～５節に限ってもそれはＴ部落構成各戸の現実の生産 ── 生活過程における諸矛盾そのものが構造政策を基礎とした「農基法」体制下の家の生産組織体としての危機として体現されたものである。しかし，農民層は，自らの危機を受動的に受けいれるのではなく，地方自治体 ── 道 ── 国に対する政治的要求としての自覚を促していくとともに，自らの政治的態度の変容を迫られていることは事実である。

本節では，こうした自作小農制危機の下における農民の政治的態度をあきらかにする。

分析の課題は，政治的態度と階層・地縁・血縁関係，家族成員の政治的態度，家の生産・生活関連と政治的態度，農民運動と地域の政治構造について明らかにし，現下の農民の政治的対応と地域の政治構造の全体的なありようを解明するところにある。

第１項　農民層の政治的態度と階層・地縁・血縁関係

大樹町Ｔ部落の農民の政治的態度は，表６－６－１に示したように，革新系支持農家と保守系支持農家の二つに大きく分れており，さらに支持政党なしを表明する世帯主が二戸いる。革新系支持は，社会，共産両党の支持を意味しているが，２２戸のうち，世帯主が革新系支持であるものは７戸，家族員のうちに革新系支持者がいる農家を含めると１２戸に及んでいる。

これに対し，自民党支持を意味する保守系支持農家は，世帯主で５戸，家族員を含めても７戸で

表６－６－１　大樹町Ｔ部落農民の政治的態度

	革新系支持農家			政党支持なし
	上層	中層	下層 (I)	
旧Ｔ	⑤ ⑥ ⑨※ ⑪※	⑧※ ⑫※	①	⑩ ⑫
旧Ｐ		[18] [19]※		
旧Ｈ		△22	△21 △23	
	保守系支持農家			不明
	上層	中層	下層 (I)	
旧Ｔ	⑧	②※ ③※		④ ⑦
旧Ｐ	[14] [17]	[16]	[13]	
旧Ｈ	―	―	―	△20

注）※印は世帯主不明で革新系又は保守系支持者がある農家
実態調査より

である。

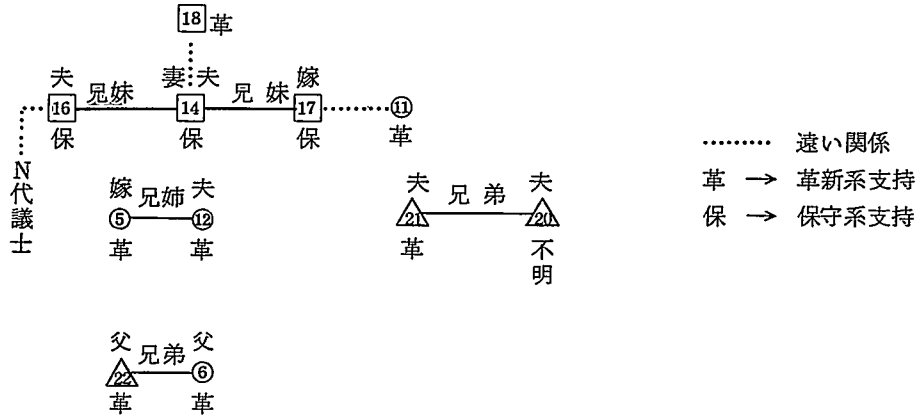
革新系支持農家には，社会党支持のほかに①など共産党支持が明白な農家も含まれていて，一つのまとまりをもっているわけではないが，部落としては，保守基盤が崩れ，革新系が多数を占めるという特徴をみせている。

これらの政治的態度を，経営階層別に検討してみると上・中・下各層に保守，革新それぞれが分散していて，特定の階層に特定の政治的態度の農家が集中するようになってはいない。上・中層をみると革新系４戸（世帯員の支持も含む），保守系３戸，中層でも革新系５戸，保守系３戸になっている。また，下層では，革新系３戸，保守系１戸である。裏をかえせば，今日，保守・革新のいづれもが，地域の農業生産力の中核となっている上・中層を基盤にしていることを示している。事実，地域の革新，保守それぞれのリーダーは，⑥（社会党町支部役員，町議），⑭（自民党町支部長,元町議）といずれも上層農家である。

さらに，地縁的関連からの政治的態度の分布をみると，家族員のうちの支持者を含めて旧Ｔ部落では１２戸のうち７戸が革新系支持，旧Ｐでは６戸中２戸，旧Ｈでは４戸中３戸が革新系支持，保守系支持農家は，旧Ｔで３戸，旧Ｐで４戸，旧Ｈでは一戸も存在していない。こうしてみると，全般的傾向として革新系が旧Ｔ，旧Ｈに，保守系が旧Ｐに相対的に多く分布している。これは，先に述べた旧Ｔの⑥の革新系リーダーとしての存在，並びに旧Ｐの⑭の保守系リーダーの存在との関連を想定することはできる。しかし，不明の１戸のいる旧Ｈをのぞき，他の二つの旧部落には，保守，革新の政治的態度をとる農家が共存していて，旧部落が一つの政治的態度にまとまる構造になっていない。むしろ旧Ｈのように，「かつては４戸（ ⑳㉑㉒㉓ ）が政治的に革新統一であったが，今は崩れている。」（ ⑳ ）と述べているように，政治的態度の地縁的まとまりは，現在では存在していない。*

政治的態度と血縁関係をみると部落内の親戚関係⑤ ― ⑫，⑥ ― ㉓ は，それぞれ革新系であり，兄弟の関係にある ⑳ ― ㉑ は，かつては両家とも革新系であったが，調査の時点では ⑳ は不明である。部落内の血縁関係と政治的態度との関連を示したのが６－６－１図であるが，このうち部落内で比較的大きな血縁関係をもつ ⑭ グループは，保守系リーダーの ⑭ を軸に，自民党Ｎ代議士と遠

図６－６－１　血縁関係と政治的態度



注）　実態調査より

い血縁関係にある [16]，及び [17] が保守系であるが，⑪,[18] は革新系である。一つの親戚関係の中でも，必らずしも政治的態度が同一でないことをこのことは示している。例えば，[16] は「家内がN代議士のいとこにあたるので（自民党だが),彼が立たなければ，だれでもよい」と述べる。しかし [13] が，「親（部落外）がそうだから（自民党だから）」と述べているように，血縁関係の政治的態度に及ぼす影響は，無くなっているとはいいきれない。

＊　ここでは，国政選挙における政治態度を分析の対象にしていて，いわゆる町段階の選挙における地縁的関連については明らかにしていない。但し，O地区における町議会議員は⑥を含め2名が革新系である。

第2項　家族成員の政治的態度

ここでは，分析をもう一歩深めて,「家」内部の成員の政治的態度のありようをみてみよう。表6－6－2にあるように，「家」内部の政治的態度には，夫・妻同一型，夫・妻分裂型，父・子同一型，父・子分裂型の四類型がみられる。夫・妻同一型は，⑤，⑥，①，△22 の革新系の四戸，保守系では，[13] [14] の二戸である。同じく父・子同一型では，⑤ ⑥ △21 △22 の革新系の四戸，保守系では，[14] の一戸のみである。このうち，⑤ ⑥ △21 △22（革新系）と [14]（保守系）は，「家」としての同一の政治的態度が確立していることを示している。

夫・妻分裂型では，保守・革新の分裂は，⑧の一戸にみられ，夫が保守，妻は革新である。この⑧は，同時に，父・子分裂型であり，後継者は革新支持で，母は「息子に加担する」として父と政治的態度を異にしている。

夫・妻分裂型では，夫が支持なし，妻が革新であるのが⑪⑫，夫が革新，妻が支持なしであるのが [18] である。

家族成員のうち，後継者の政治的態度は，⑤ ⑥ ⑧ △21 △22 の5戸が革新系，[13] [14] の二戸が保守系である。部落全体の革新化の傾向と同じく，若い世代の革新の傾向が強い。「安保（条約）には反対。日本は（アメリカの）核のカサの下にあり，（アメリカの）余った農産物を輸入し，日本の農

表6－6－2　「家族員」の政党支持類型

夫・妻同一型	革　新	⑥ ⑤ △22 ①
	保　守	[14] [13]
夫・妻分裂型	夫一保　守 妻一革　新	⑧
	夫一支持なし 妻一革　新	⑫ ⑪
	夫一革　新 妻一支持なし	[18]
父・子同一型	革　新	⑥ ⑤ △22 △21
	保　守	[14] [13]
父・子分裂型	父一保　守 子一革　新	⑧

注）　実態調査より

表6－6－3　後継者及び婦人の政治的態度

	革　新	保　守	支持なし
後継者	⑥⑤⑧ △21 △22	[13] [14]	
母	⑧ △21	②	
妻	①⑥⑨⑪ ① [19] △22	[13]	[18] ⑩

注）　実態調査より

民を圧迫している。……乳価闘争は激しくやらねば」（⑤息子）と述べるように一定の政治的理念にもとづいた革新系支持の後継者も存在している。

一方，保守系支持者でも「社会主義とは合わないように思う。（農家は）資本家でもあり，事業家でもある。……ストだけはやめて欲しい。」（[14] 一二代目）と革新系に対する批判の意見をもとに，保守系支持の後継者も存在している。

また主婦の政治的態度にも，革新化と自立化の傾向をみることができる。１２戸の革新系支持農家のうち，９戸の農家の妻又は母は，同じ革新系支持の態度を明らかにしている。それらの妻，又は母の政治的態度には，「家が社会党だから」（⑥一嫁）という「家」の政治的態度に従属している妻の存在もみることができるが，その一方で「貧乏人は麦を食えなど，農家はしいたげられているのに自民党が多い」（△21 一妻），「こんなに物価があがっているのに，いいかげんにおさまってほしい」（△22 一妻）と主体的な理念のもとに政治的態度が形成されている妻が生れている。⑪のように，知事選挙での投票行動が，夫 ── 自民党，妻 ── 革新系と夫との投票行動と異なる妻，あるいは先に示した⑧のように夫と妻が政治的態度が異なるような妻又は母の存在の中にも，主婦層の自立的態度の現われをみることができる。但しこの傾向は革新系支持農家に顕著にみられ，保守系支持農家には，みることができないことを特徴としている。

第３項　「家」の生産 ― 生活連関と農民の政治的態度

先にＴ部落の生産組織の形成について述べ，さらに日常的に「家」がもっている社会連関について詳述したが，ここでは「家」の社会的連関と政治的態度との関連について検討してみる。

表６－６－４　生産組織の構成員と政治的態度

	生産組織	革新	保守	支持なし
旧	トラクター利用組合１班	⑪	⑧	⑩
	〃　２班	⑤ ⑥		⑫
	〃　３班	⑨	③	④
T	サイレージ作業集団	⑤⑥⑨⑪	③ ⑧	④
	ビート移植作業集団	⑪	⑧	
旧	種いも	[18] [19]	[13] [14] [17]	—
	ビート	[18] [19]	[13] [14] [16] [17]	—
	いも	[18] [19]	[13] [14] [16]	—
P	サイレージ作業集団	[19]	[13] [14] [16]	—
	トラクター利用組合	[18] [19]	[14] [16] [17]	—
旧 H	トラクター利用組合	△21 △22 △23		△20
	共同畜舎利用組合	△21 △23		

注）旧Ｔトラクター利用組合は現在は解散している。
実態調査より

表６－６－４は，旧三部落に作られている生産組織のメンバーとそれぞれの「家」の政治的態度を示したものである。旧Ｔの三種の生産組織をみると利用組合，サイレージ集団＊，ビート移植作業

グループのいずれにも，保守，革新及び支持なし層が混在している。

＊　この利用組合は現在では解散している。

これに対し，旧Pでは，現存する五つの生産組織には，3～4戸の保守系支持農家が集まり，サイレージ作業集団をのぞいて，それに [18] [19] の革新系農家が加わっている。ここでも保守・革新がいりみだれている。

旧Hに関する限りは，△20をのぞいては革新系の集まりである。

しかし，これら三つの旧部落では，あらためて云うまでもなくいまだ部落の枠をこえた生産組織の形成がすすんでおらず，部落内農家の集まりによる生産組織であるが故に，政治的態度は混在するか，又は部落内の政治的態度がそのままあらわれる結果になっている。ともあれ，政治的態度と生産組織の関連は明確にはあらわれていない。

ついで，先に明らかにした各農家の生産上参考にする「家」と政治的態度の関連をみてみよう。

表6－6－5　生産上参考にする「家」と政治的態度

選択＼被選択農家の態度	革新	保守	不明・支持なし
革新支持農家 ⑤	⑥ ⑪	③ ⑧	④ ⑨
⑪	⑤ ⑥		④
△21	△22 △23		△21
△22	△21		④
△23	[18] △21 △22	[16]	
保守支持農家 ③	⑪		
[17]		[14]	—
[16]	[18] [19]	[14] [17] [13]	
支持なし不明 ⑫	⑤		
[19]		[14] [16] [17]	—

注）　実態調査より

表6－6－5は，各「家」の生産上参考にする「家」の政治的態度を示したものである。これでみると，政治的態度を同一にする関連は，革新では ⑤ ↔ ⑪，⑤ → ⑥，⑪ → ⑥，△21 ↔ △23，△23 → △22 [18]，保守では [17] → [14]，[16] → [13] [14] [17] である。つまり，政治的態度の同一の関連は，△23 → [18] のケースを除いて，部落内の関連とはいえ革新系に多くみられる。

これに対し，政治的態度の異なる関連をみると，まず革新 → 保守の関連は，⑤ → ③ ⑧，△23 → [16] の三ケース，保守 → 革新は ③ → ⑪，[16] → [18] [19] の同じく三ケースである。

つまり，生産上の「家」の関連は，いづれも旧部落単位の枠を殆んどこえず，部落内成員のフラットな結合が一般的であるため，政治的態度との関連は明確にあらわれていない。従って，旧Hで革新支持農家間の結合が，逆に旧Pに保守系間結合が顕著にあらわれてくるが，そうしたなかでも異なる政治態度の関連は当然のことながら包含されている。

第4項　農民運動とT部落農民層の政治的態度

大樹町T部落の農民運動は，北海道農民同盟＊　傘下の大樹町農民同盟に，[18] [17] ③の三戸を除いて全戸が加入し，残りの三戸は農民連盟に加入している。かつては全戸農民同盟員であったが，税金対策をめぐって分裂し，[18] を初代委員長に農民連盟が生れた。農民同盟は社会党の指導下にあるが，農民連盟はどちらかといえば保守系である。農民同盟の活動内容は，乳価，畑作物の価格対策，

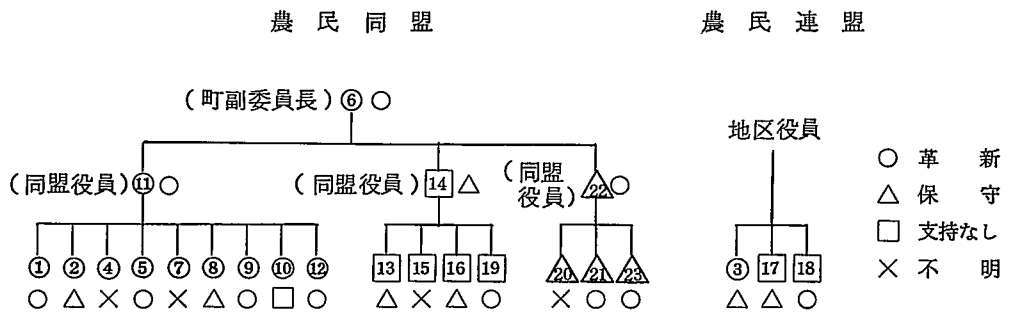
及び税金対策が中心となっている。これに対し，農民連盟は，様々な農村問題に対する請願行動を行っているが，政治的には自民党のN代議士の系列が強い。

現在，T部落の農民同盟の役員は，旧部落レベルの⑪，[14]，△22，町レベルの役員が⑥であるが，[14]をのぞいていづれも革新系支持農家となっている。とりわけ，社会党役員であり，町農民同盟副委員長である⑥の果たす役割は大きい（表6－6－2参照）。革新系支持の基盤は，社会党M代議**――十勝地区農民同盟――大樹町農民同盟と農民同盟を媒介にして作られている。

*　北海道農民同盟は，全道一円に組織されている農民運動組織である。上部団体はなく，社会党系の組織で全日農と道段階では共闘を結ぶが，運動は，農協と一体となった運動が多くみられる。

**　M代議士。幕別町出身。同町農協組合長で農民同盟を一つの組織基盤としている。昭和47年の衆院選で大樹町でM代議士は41.4％を得票している。因みに，N代議士は同じく36.1％である。

図6－6－2　農民運動と加盟員の政治的態度



注）　実態調査より

しかし，農民同盟加入者は，革新系，とりわけ社会党の全一的な支持の集まりとなっているのではなく，同じ革新系でも共産党支持者を含むのは勿論，[14]以下5戸の自民党支持者をも含んでいる。現実に，「人事をめぐって派閥があり，もめている。分裂しつつあった」（△22）と述べている点にも，農民同盟員の政治的態度の多様性が示されている。

一方，農民同盟に対抗する農民連盟は，政治的態度としては保守系であるが，ここでも連盟が保守系支持一つになっているのではなく，[18]は社会党，③[17]の二戸が自民党である。

大樹町の保守系の基盤は，隣接のH町出身の自民党N代議士の支持層にあって，同じ農民同盟員でありながら自民党支部長である[14]，N代議士の遠縁にあたる[16]など農民同盟内部にも強い影響力を与えている。

こうしてみると，農民同盟や農民連盟などを軸とする農民の主体的運動による政治的かかわり合いは，政治態度の形成に関連しつつも，特定の団体の成員が，一つの政治態度を作るのではなく，農民運動を通じての個々の農民の政治的態度の形成は多様であることを明らかにしている。

以上，T部落の農民の政治的態度と地域の政治構造を具体的に明らかにしてきたが，要約すると次の諸点を指摘することができる。

現下の家の生産組織体としてかかえる諸矛盾を農民が如何なる形で解決していくかという志向性において保守・革新の二つの政治的態度に分化していること，しかも，農民層がかかえている矛盾を現行の保守政治の延長のなかに求めるのではなく，国・道を含めた政治変革によって解決しようとする革新系支持の農家が多数を占めていることを特徴としている。

個々の農民の政治的態度は，いわゆる地縁，血縁のネットワークのなかで形成されるのではなく，より自立的な態度形成がすすんでいること。

階層的にも特定の階層が特定の政治的態度をもつのではなく，各階層に保守・革新の分化があることを示している。その点では，革新系も上・中層がその支持層の中心になっている。

しかし，現実の生産 ── 生活過程においては，政治的態度の同一の「家」が連関をもつのではなく，逆に多様な政治的態度の農家が生産・生活連関を作り出し，そこに体現されている諸矛盾の解決の志向性の相違を基底にして政治的態度が形成されていることが明らかとなった。

こうした農民の政治的態度の形成と地域政治構造の変動には，農民の主体的な運動としての農民運動が一定の役割を果たしている。農民がかかえる生産 ── 生活過程の諸矛盾の解決を農民運動に求めて，そこでの実践的な過程が政治態度の形成に寄与しているとみることができる。

さらに，地域社会機構の要職である町議・農協理事に革新系支持の農民が選出されていて，地域社会構造の変革の過程と展望は，必らずしも明確ではないが，その基礎的な要件を作り出そうとしている事実をみることができる。

こうして，自作小農制の危機の下にある現下の農民が，地域社会，さらには国会レベルにいたるまでの変革を志向しつつ，自らの政治的態度を変容させていっている事実を，私たちはみることができる。

終章　社会的協働・協業体への志向性と地域農業システム化

序　「事例分析」をとおしてあきらかにせられた問題の所在

以上，私たちは，現T部落を事例として，そこに現に惹起している「大型機械化酪農」への道が，如何なる具体的内実をもち，またそこで農民層がかみしめている矛盾が如何なるものであるかを詳細に分析してきた。第2章で私たちは，構造改善事業を導入して，ひたすら，「大型機械化酪農」確立への道を歩む販売金，年額1.３００万円をこすトップクラスの層（長期負債を2.０００万円近くかゝえる「家」もあるが実際の農業所得，また家計費水準のレベルにまで下りてみると，中層と同程度，ないしそれ以下のかなりきびしい経済状況にあること，すなわち，年間の家計費すらもまかなえぬ層も存すること，またかゝる層の経営を実質的に支える息子夫婦の労働時間においても，それは年間無休の長時間労働として特徴づけられ，機械化に相応して飼育頭数が増大するのだから，機械化は多頭数飼育を可能ならしむるメリットはあっても，農民層の労働時間軽減には直接的には連らなってはいないこと，そうした中で「大型機械化酪農」への道を歩む上層農は特徴的に「家」として直系家族の形態をとりつゝ，母が妻に替って家事労働を主担するという形の家族協働の型をとっており，いわば一家総ぐるみで現在の「家」そのものを支えていること。さらに現実的な家族協働の型をみてもそれはもはや所謂「家父長型」とはいえぬことを指摘してきた。かような意味においても現段階の農民層にふりかゝる長時間労働，そしてその低所得という構造は単純に「家父長型」を止揚すれば解決しうるというような性質のものではないこと，そうして親が子供と顔を合わせられない事例にあきらかなようにその矛盾は家庭生活全般にわたっていることもあきらかになったであろう。

大樹町の農業生産形態の豆作から酪農専業への移行は，昭和３７年～４１年の冷害を転期としたが，寒冷地農業の確立という観点からの酪農化への転換は北海道全体の歩みの中に位置づけるとかなり遅れている。ここは典型的な豆作地帯であった。構造改善事業の導入も昭和４１年以降のことである。４１年まで続いた冷害によって農家１戸あたりの負債は１８０万円（この年の粗収入平均120万円）と累増した中で地域ぐるみ大型酪農化へふみ切った。その意味で酪農化への道は，地域に根ざした安定的産業確立への地域住民としての創造的な営為であったといえる。しかしながら「大型機械化多頭数飼育」の道をたどったこと自体の当否はまた別の問題である。事実，急速なる大型化の中でむかえた昭和４６年の冷害は，酪農は冷害に強いという「神話」を根底からくつがえした。急速なる大型機械化の矛盾は，乳牛頭数増と飼料生産基盤とのアンバランスとして露呈した。粗飼料の減収と品質低下は生乳生産量にはねかえるだけではなしに，個体そのものゝ維持にも支障をきたし，次年度以降の再生産に影響を与えるという問題を提起した。豆作で収奪しつくされた土地を牧草畑に転換するさい多量の金肥を与えていたが，牧草畑自体の「地力」の問題がこうして提起されることになった。飼料自体の購入費は増加せざるをえない。経営費率は前年の６０％から７０％へと上昇した。しかしながら，上層がこの冷害にも比較的優位であったところから，以降も，トラクターはもちろんのこと，自走式ハーベスター，バンクリーナー，パイプラインミルカー，バルククーラーの導入による「省力化」が一層進展すると共に，農協は飼料対策としてヘイキューブ生産工場の稼働をはじめた。酪農生産の分業体制確立への志向性を内包した「大型機械化多頭数飼育」経営のより一層の進展である。しかしながら，それ以降，農民層の階級・階層分化はより一層進展した。地域産業それ自体の酪農化へ

の営為そのものが，高度に発展した日本資本主義経済の中にくみこまれて，国独資体制下，国家政策をとおして，好むと好まざるとにかかわらず一つの鋳型をはめられて展開せられたという問題がここにはある。私たちは第3章において，T部落を事例として，昭和41年以降のかかる生業の展開過程を，とりわけその経営収入のレベルに立ちかえってとりおさえたが，激しい階級，階層分化の中で，現在急速に形成されつゝある上層農の経済的存立基盤そのものがきわめて厳しい歩みの中で，形成されつゝあるものであること，その道はけっして平坦なものでありえなかったし，現況においてもこのことは指摘しうることは十二分にあきらかにせられたと考えている。

ところで，わが国の農業生産は，施策的にも「自立経営」として，すなわち家族協業体としての「家」を単位としている。私たちは，現段階におけるわが国酪農生産にかゝわる諸問題・その展望を，農民層の現実の生産・労働 ── 生活過程を土台において，生きた人間としての自ら培ったそうして培いつゝある諸力の発展のレベルにまでおりて把握することを志している。かかる立場に立つと何よりも，現実を生きぬいている農民層の生産・労働 ── 生活史の分脈にまでおりて，問題をふかめることが必要となる。何故ならその「主体性の確立」とは，けっして一朝にしてなるものではないからである。そのさい「家」としての生産・労働 ― 生活史の分析が不可欠に必要となる。私たちは第4章においてこの課題に応えた。その生産・労働 ── 生活の過程はすでに詳細に分析したように，農業生産そのものが直系家族にもとづく「家」を土台としている限り，鈴木栄太郎が指摘したように，家族協業体としての「家」の世代的発展のステージによって，規定されている。しかしながら，それだけではなしに，日本資本主義経済・社会の，発展段階によって，すなわち統体としての日本資本主義社会の発展によって，それはさらに大きく規定されていた。「家」として，農民層が自らの，そうしてその子弟をはぐくんだ生活史はそれ自体苦渋にみちたものであったが，それはまさに前者と後者の交織する世界の中で構成せられていたといえる。しかも，後者の規定性は，現実の問題としてより強い。本事例でみるかぎり第4章でみたように，「家」の生活史は，三つの大きな節を有していた。一つは，入植期であり，第二は太平洋戦争期であり，そうして第三期は，昭和37～41年の冷害・凶作期以降の「大型機械化多頭数飼育」段階である。それはそれぞれの「家」にとっての，ひとつの生活の危機であり，またその転期であった。しかし，この三つの節は，日本資本主義の発展に相応して，質的に異なった諸影響を個々の「家」の生活史そのものゝ中に刻印している。すなわち，第一者の場合，その危機を克服するにさいして，「家」の世代的発展のステージが如何なる段階にあったかが，とりわけ自家保有労働力の量が，大きな意味をもったし，また同じ冷害・凶作という事態に直面しても，この「家」の発展のステージによって，その対応の仕方，その危機の克服の仕方はあきらかに異なっていた。ところで第二者の場合，かかる「家」の発展のステージに関係なく，いわば強制的に主幹労働力の徴兵という事態の中で，「家」は大きな危機を迎えることになる。主幹労働力が徴兵されたか否かが，現段階においても「家」における営農諸手段の蓄積の多寡として大きな影響を及ぼしている。しかしながら，この第二者の場合においても，旧T部落と旧P部落の相違にみられたように「家」の世代的発展のステージの相違はあきらかに存していた。すなわち，主幹労働力である夫が徴兵されたか，あるいは若い息子が徴兵されたかの相違である。後者の場合，父・母・嫁という労働主体者を「家」は確保しえた。ところで第三者の場合，そこでの生活の節はあきらかに異なっていた。「家」そのものゝ継承における危機として，それは立ちあらわれている。この場合，これまで日本農民が伝統的に培ってきた「家」にもとづく農業生産様式の好むと好まざるとにかゝわらぬ，日本資本主義の統体としての発展の中での危機としてそれは立ちあらわれていた。言葉を替え

るならば前二者の場合，「家」のあり方，そうして，その生活史の中での節となった，転期，危機としてそれはあらわれているのに，後者の場合，それは，まさに「家」そのものの解体，危機となってあらわれている。私たちは第2章第2～3節において，「家」そのものが，すでに変質していることについてふれたが，第4章第3節以降の分析であきらかなように，そこではとりわけ「後継者」問題，その確保の問題，すなわち「家」継承の問題が現段階における酪農生産にとっては，まさに前提的条件として存していたことをあきらかにした。こゝには，その基底に，現段階におけるわが国資本主義経済過程の中での産業としての農業生産の位置づけがあり，そうしてまた，農民層にとってのその重要なる階級矛盾が，「独占資本対農民」の図式の中で描けるという指摘が生きてくる。実際，T部落の分析であきらかなように，下Ⅱ層は，いずれも後継者が「家」を去って，すでに老令に達した親夫婦がとり残された「家」であった。

さて，現実を生き抜いてきた農民層の生産・労働 ── 生活史の文脈にまでおりて分析すると，かような形での「家」のあり方そのものゝ危機が，現段階においては，まさに構造的に惹起しているということを指摘せざるを得ない。ところで，こゝで指摘するまでもなく，前述した意味での家族協業体としての「家」は，それ自体，所謂「共同体」的諸関係をいわば不可欠の同伴者としていた。明治以降の〃むら〃は，言葉の正しい意味では「半共同体」として存していたが，私たちがすでに第6章で分析したように，かかる意味での「家」の危機は同時に，「半共同体」としての〃むら〃の解体を伴なっていた。そのことは，土地共有制で出発した旧T部落における〃むら〃の解体過程に何よりも端的に示めされていた。昭和9年の開拓以降，部落社会にとっての第一の危機はあきらかに太平洋戦争下にあらわれていた。かって部落が有していた生産共同機能は衰退し，〃むら〃は半生活共同体として機能せざるを得なかった。そうして〃むら〃の再生は昭和25年以降をまたなければならなかった。昭和27年，土地の共有制は解体せられ，自作小農制として部落は再出発するが，部落が有していた共有地，また，生産共同機能，さらにその自立性，という観点からみると，第一に昭和30年以降，第二に37年以降，そうして第三に44年以降と，幾つかの段階を劃しての「半共同体」としての〃むら〃の解体過程はあきらかである。そうしていまや部落は行政の下請団体としての性格を色濃く有するに至っている。言葉を替えるならば，前述の第三の節における「家」の危機は，同時に〃むら〃の解体過程を同伴している。すなわち，裸になった「家」の危機として立ちあらわれていた。部落社会はかかる意味においてもはやかっての部落社会ではない。こうした変質過程が，同時に激しい農民層分解を伴なって，とりわけ多くの脱農家を伴なって進展している。生産諸関連，また生活諸関連レベルにまで下りて把握した部落社会の構造も第6章でみた如く，旧部落ごとにその構造は同一とはいえないが，すなわちそこには，旧部落ごとの生産・労働 ── 生活史の累重的重みがあきらかに生きているが，とりわけ生産諸関連においては，血縁の関係はもはや重要なものにはなっておらず，地縁，そうしてさらに生業形態，また階層的諸関係がそこでは強く働いている。つまり下層，とくに下Ⅱ層はかかる意味においても村落社会の中で孤立化されつゝある。村落社会の構造はあきらかに大きく変質している。ところで裸になった「家」は，それ自体，農業構造改善事業導入にあきらかなように，国及び道の財政投融資を不可欠の同伴者として，さらに地域営農諸機関を不可欠の同伴者としつゝ家族協業体としての「自立経営」の道を歩ゆんでいる。こゝには少なくとも「家」それ自身が，裸のまゝの自力では，かつての産業資本主義段階のように，富農化しうる客観的な諸条件が，もはや現国独資体制下においては存せぬことを端的に示めしているといわなければならない。別の言葉でいえば「自立経営」は育成されつゝある。

しかしながら，本事例分析を通して私たちが特に指摘しなければならぬのは次の諸点である。

すなわち，第一に私たちは現段階のわが国社会の変動過程を「経済的社会構成体」の前進的な移行過程として把握しているが，その際私たちは，特定の歴史的に与えられた「経済的社会構成体」の胎内において，労働者，農民，勤労者層が，その生産・労働一生活過程をとおして，現にとりむすんでいる社会的協働・協業形態のあり方自体を，自らの有する諸力能の伸長に相応して，如何に変革しているか，という観点から問題を把握している，という点である。

今日，都市事業体においては，所謂，自営業と称されるきわめて零細規模の事業所においても資本一賃労働関係がもはや普遍的になっているのに対して[1]農業生産においては，所謂「高度経済成長期」以降の「目玉」として体制的に育成されつゝある「大規模酪農自立経営」においてすら，その経営内において，資本一賃労働関係が存せぬこと，本稿でみたごとくである。それは「家族協業体」として与えられている。しかし，それはもはやかってのそれではない。家族員の「家」内での協働の形も変ってきている。私たちはこのレベルにまで立ちいって，その具体的変容について問題を深めた。

そこには，たしかに前述のように，「家」の資本主義的解体過程が，激しい農民層の階級，階層分解を伴ないながら進展している。同時に，全体社会が開発した生産力水準の一端をしめす〝機械化〟過程がもうひとつの柱として，農業経営，農民生活のあり方を大きく変容せしめている。しかし，こゝで私たちが看過してはならないことは，そのことに対応して，諸個人の主体的力能も大きく変革されつつある，という現実である。第5章，また第6章第4節において，私たちはこの問題に接近したが，たとえば⑥の妻が育成技術習得のため通信教育を受けはじめる等にもその一端は示めされている。後継者層の学歴水準の階梯もあがり，畜産大学卒業の獣医もそこにはいるのである。もとより本第3部の補論「北海道拓殖実習場・十勝実習場における農民教育の特質」にみるように，拓殖実習場の教育に比しても，現段階における公教育として農業・農民教育には多くの問題点がある。しかし，学歴水準階梯の上昇に伴なって，農民層の変動・変革に対する創造的適応のキャパシティの巾がひろがったことは事実で，しかも，現実に彼らが学習し，自らの主体的力能として内在化しなければならぬ諸力は，現実に彼らにふりかゝっている生産・労働一生活過程を濾過したもの，しかもそこでの諸矛盾を止揚せんがためのものであることを看過してはならない。もとより，それは，第5章でみたように，現在「大型酪農経営」がおかれている客観的状況を考えるなら十全にそれに応えるほど有機的な体系性を有したものではない。しかしながら，個人として個性的な対応を可能ならしむる土台は，かっての実習場一期生の集団的対応のレベルをこえて，そこに形成されているといわなければならない。

第二に指摘しなければならぬ点は，諸個人としての農民層の保有せる力能の増進過程は，孤立した個人としてのそれではないという点に関してである。それは具体的につねに彼らの現実の生産・労働一生活過程における協働のあり方の変容・変革を伴なっている。彼らの協働の形は，直接的には「家族協業体」の中で展開せられているが，こゝで私たちが協働という言葉を使う場合，それは勿論このレベルにとどまるものではない。直接的な「協業体」は異っていても，「家」をこえるレベルのそれが当然に存するし，つまり「家」をこえる社会的協働の形は存するし，さらに直接的な協働の形態はとらなくとも，社会的分業がこれほど発達した現段階においては，少なくとも統体としての国民社会レベルにおいて，各分業単位の現実的担い手である労働者，農民，勤労者は，たがいにその全生活の社会的再生産のために協働していることは事実である。そうして，それは人類が資本主義的生産様式を生みだして以降，全世界レベルでの諸国民の協働となって立ちあらわれていることも事実であ

る。しかし，協業と異なれるこの協働概念は，何れにしても協業概念と対になって語られねばならない。

たとえば，前述のように都市賃労働者においては「資本主義的協業体」の中でそれは展開せられる。また公務員労働者の場合には「社会的協業体」の中でそれは営まれているが，そこではその協業体の性格の相違にもかゝわらず，資本一賃労働の関係に擬した使用者一労働者の関係は立ちあらわれている。農民層の場合，それは「家族協業体」として与えられている。したがって，そこでは「資本一賃労働」「経営一使用者」の関係は立ちあらわれない。「家族協業体」自体が総体として階級的矛盾の中にさらされているといってよい。こゝにおいては，まず第一に「家」の経済的レベルでの資本主義的解体過程が進行せざるを得ないが，同時に資本主義的イデオロギー，つまり「資本の価値増殖」の論理に基づく「能率の論理」が「家」をおゝっている。

けれども，これまでの各章での事例分析にあきらかなように，現実の彼らの生産・労働一生活過を土台において，こうしたイデオロギーの虚偽性は，土地の疲弊，さらに彼らの現実の全生活過程をとおして顕在化せざるを得ない。こゝに現実をまさに土台においた現段階の農民層の思想の発展が立ちあらわれることになる。もとより，こうした形での現実変革の思想は賃労働者層を中心として各層に立ちあらわれているものであるけれども，こゝに所謂「労農同盟」の基底があることも事実であろう。

さて，私たちは主題にもどろう。前述した諸点は，本稿での主題に関していえば，まず第一に，「家族協業体」の変容から論じなければならぬであろう。すなわち，私たちは「家族協業体」としての「家」の世代的発展のあり方を第4章において分析したが，補節で要約した如く，昭和35～40年を転期として「家族協業体」内の保有労働力のあり方が変容してきている。つまり「家族協業体」という名称で総括されても，かっての日本の「家」がその世代的発展の型として伝統的に保持していた直系家族のそれではもはやあり得なくなっている。当然に，「家」の内部構造のあり方も異なり，実質的に後継者夫婦二人がその生産的労働を主担するものになっていることも前述の如くである。

さらに第二にそのことに相応して，かって〝半共同体〟として存した〝むら〟のあり方も前述の如く大きく資本主義的に解体，再編されつつある。しかしながら第6章で論じたように人びとが本源的に有する社会的協働の精神，そのあらたなる生産力の発展段階に照応した再現過程がそこにはみられる。本稿で私たちがモノグラフィーの手法によってあきらかにしたごとく，その際統体としてのあらたなる生産力の発展段階にみあった社会的協働の場としての地縁的結合が組織的に生まれざるを得ない。それは，かっての血縁的また自生的なものではない。と同時に，その組織は生産者の組織として特徴づけられ，したがって脱農志向の下Ⅱ層は排除される。生産単位としての「家」を中心にして，農家の生活連関は変質する。ところで，この場合，社会的協働・協業への志向性といってもそれは多様な道すじをもっている。旧部落ごとに同一ではない。段階的にいうならば，旧H，P部落に比して，旧T部落の場合，それは一階梯進んでいる。逆にいうならば，後者が「大型酪農経営」の先端をきり，前者が借金をひかえた「マイペース経営」の道をあゆんでいるということになるが，それぞれの道程において「家」をこえる社会的協働・協業への志向性が立ちあらわれている点に注目しなければならぬ。

ところで，第三に指摘しなければならぬのは，かような形でうまれつつあるあらたなる生産力の発展段階下での社会的協働・協業への志向性は，かってのように自生的，孤立的なものではもはやあり得ない，という点に関してである。それ自体，全国的な機構として，その傘下に入る地域営農諸機

関との連鎖を不可欠に必要としている。農協．普及所等の機関のいまのあり方に対する農民層の批判はきびしい。しかし，このことゝこれら諸機関の必要性とはまた別の問題である。つまり，これら諸機関の自らの営農と生活にとって不可欠に必要の要は，いよいよ増大している。地域諸機関の民主化の課題もこうして提出される。かような意味において，現段階の地域協働・協業のあり方は，もはや部落社会レベルをこえている。そうした地平に立って打ちだされたのが，所謂「地域農業のシステム化」構想である。大樹町においても農協をキイステーションにして「地域農業のシステム化」は進められている。

さて，かゝる意味で，現段階の酪農民にとって，部落社会レベルをそれ自身の中に包摂する地方自治体，地域農協，さらにそれをこえる〝地域〟内での地域的協働・協業の問題，そこでの矛盾解決の方向性の問題等がきわめて大きな意味をもってくる。つまり，自らにとっての地域社会の再建，その計画性の思想の問題がこうして提起されることになる。

以下，本章では，次の二点にしぼって問題をさらに深めることにしよう。

第一点は，いわば下からのアプローチとして，現実に地域にふみとどまって営農を展開するか否かの決め手となっている，「後継者」問題の検討をとおして，そこで「家」の枠をこえる社会的協働・協業への志向性が如何にたちあらわれているかの問題。

第二点は，「地域農業システム化」とその思想，その現実的展開過程の吟味である。

第一点の分析において，とくに留意してほしいのは，そこで私たちは酪農経営を放棄した「家」を含めてその分析を行なったが，「家」の世代的発展の中で累重せられた蓄積の多寡，つまり史的に形成せられた階層の問題を基底において，現段階においては，もはや後継者との合意なしには，離農も営農継続もなしえなくなっているということ。そうして，その基底に，人間として国民として平等に生きんがための職業選択の思想が横たわっているということ，つまり，そこにはかってのわが国農民層が伝統的に保持せしめられていた〝分度〟の思想はもはやない。農民層が有する価値志向の変質はあきらかである。かゝる意味でも「家」は変質している。そうして，それを土台にして，私たちの分類したそれ自身後継者を確保し，後継者夫婦が経営を主担している酪農「上昇一発展」型において，「家」の枠をこえたレベルでの社会的協働・協業への志向性が看取されるということである。

第二点の分析においては，農協の「地域農業システム化」は，たとえば，「家」における労働力をすでに後継者夫婦二人と規定する等，たんなる机上プランではなしに，大樹町の農業，農民の生活実態をふまえたそれであるということ，しかし，当然のことながら，こゝでは「地域農業システム化構想」を貫ぬく思想性が問題とされなければならない。

注1）その一端は，岩城完之，酒井恵真「現下の都市零細規模事業体の生成過程と労働力構成」（『北海道大学教育学部紀要』第24号　昭和50年）を参照されたい。

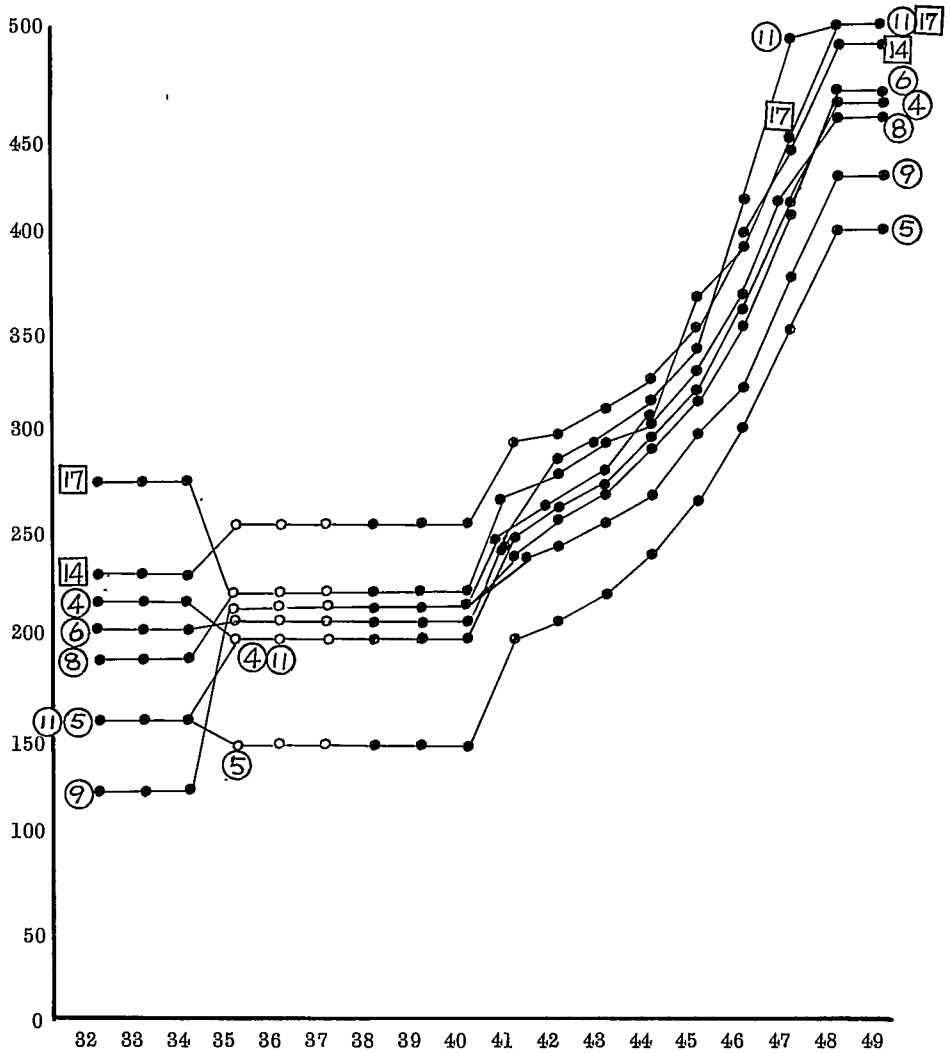
第１節　酪農経営の「大規模化」と後継者問題

＝ あらたなる段階での社会的協働・協業への志向性＝

小　序

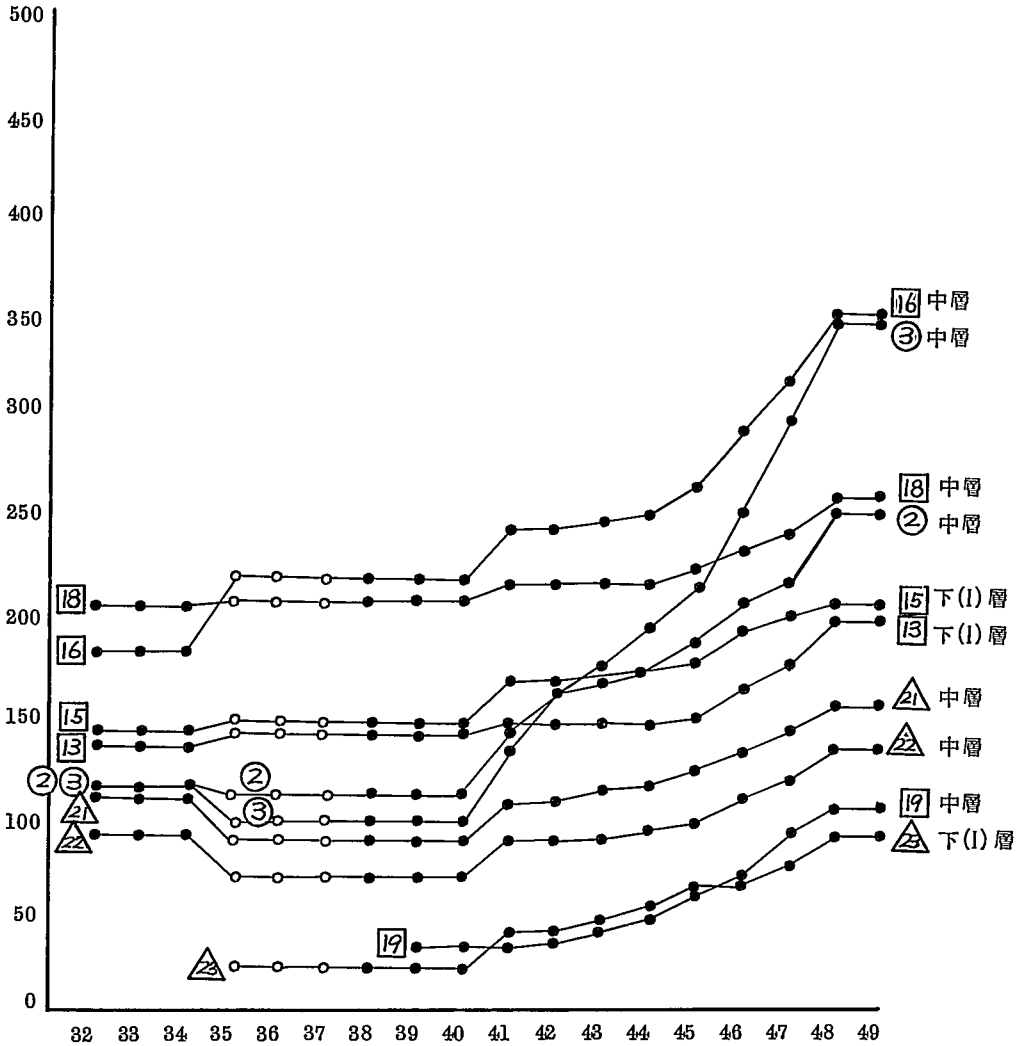
すでに第４章で分析してきたように，現在のＴ部落における各[家]の階級・階層分化には入植時，そうしてそれ以降の「家」の発展段階が，農業生産が「家族協業体」の形態をとる以上，たしかにき

図 7 － 1 － 1　＜上層＞



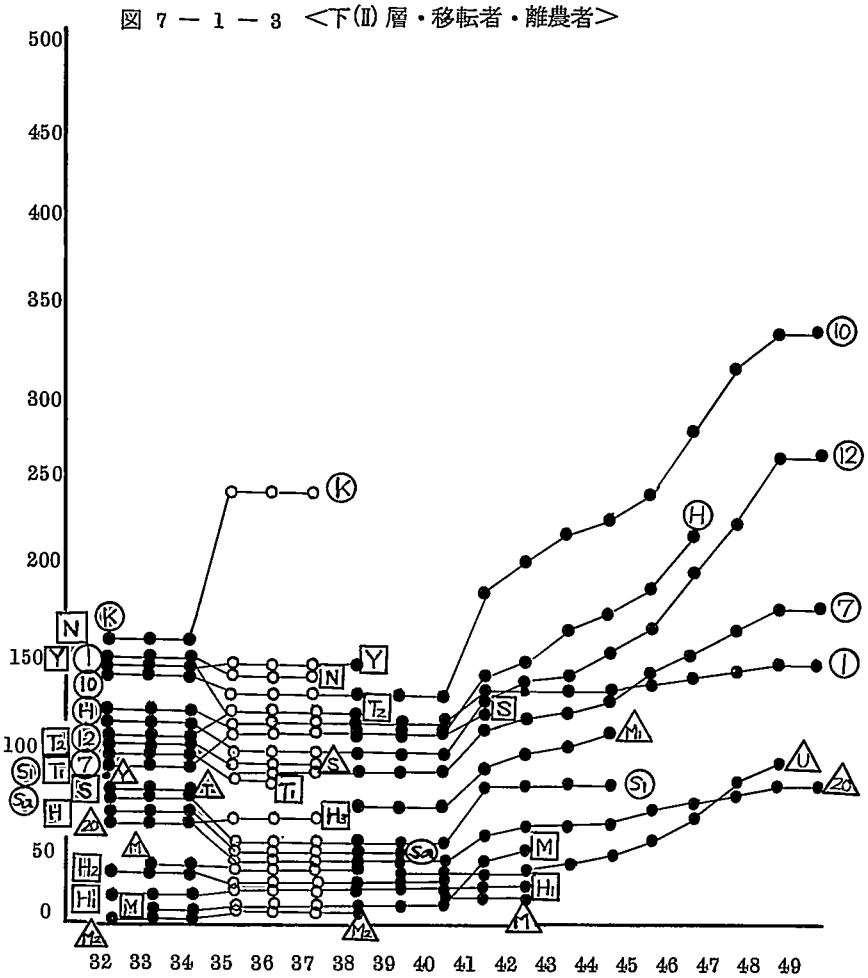
わめて大きな規定要因となっていた。端的にいうならば，それは「家」自体が有する自家保有労働力の多寡，そうしてまた直系家族としての「家」の世代的継承の問題があった。「家」の生活史分析から私たちは三つの大きな節を剔出しえたが，その節において「家」のあり方，すなわちそのライフ・ステージの発展段階が，大きな意味をもっていた。しかしながら，日本資本主義の発展過程の中にこれを位置づけると，とりわけ第三の節において，「家」の世代的発展そのものゝ危機，すなわち，「家」の後継者の問題がするどく立ちあらわれていた。現段階における酪農経営の「大規模化」を可

図 7 － 1 － 2　＜中層・下(I)層＞



能ならしめたか否かは、「家」が後継者を確保しえたか否かということが，いわばひとつの〃きめ手〃となっていた。そうしてその基底に第三の節における各「家」の有する経済的基盤の相違 ＝ 「家」にもとづく生産諸手段の累重性の相違があった。実際，図7−1−1,2, 3で，その一端を，農協への「 出資口数」でみても，現在の上層，中層，下Ⅰ層，下Ⅱ層の相違はあきらかである。上層に比しての中層，下Ⅰ層，下Ⅱ層，離農者が，そして戦前入植者に比しての戦後入植者が「大規模」酪農専業へと移行するそのスタートラインですでに劣位であった。

図 7 − 1 − 3 ＜下(Ⅱ)層・移転者・離農者＞



（注） Y・N・T・M は移転者である。

しかしながら，現在上層を構成している８戸も３８年時点において，乳牛頭数の側面では高々10頭段階であり，下Ⅱ層も上層ほどではないにしてもそれに後続する位置にあった。表7—1—1，2，3は，乳牛頭数レベルからそれぞれの「家」の発展階梯的パターンをみたものであるが，それ以降，階層的な形での各戸の差が急速に立ちあらわれた。一方の極に「上昇—発展」をしめした上層農家，それを追う「後発—上昇」農家群，さらに分解基軸自体の上昇に対応しえなかった農家層は，「停滞ないし下降」型をしめさざるを得ない。

すなわち，現在上層を構成しているのは，３８年以降，（A→B→C→D）と急速に「大規模化」をとげてきた「家」であり，中層はA 形態継続の「家」か，多様な道を通ってB（又はC）階梯に移行した「家」，下Ⅰ層は５０年段階でA′からA階梯となった「家」，逆に下Ⅱ層は５０年までに酪農を放棄した「家」である。私たちは，酪農発展階梯にそって，上層の８戸を「上昇—発展型」，中層の４戸を「後発—上昇型」，下Ⅰ層の２戸及び下Ⅱ層の４戸をそれぞれ「停滞型」「下降型」と呼ぶ。そして非酪農志向の５戸をまとめて「非酪農型」としよう。そうすると，「非酪農型」の中には上層はなく，また酪農の「大規模化」のプロセスと到達水準が階層区分を規定していることは明らかである。なお，表7—1—3に明らかなごとく，下Ⅱ層及び４３年以降の離農者の中にはB階梯ないしC階梯から酪農放棄又は離農する者がでている。

表7—1—1　昭和３８年以降の階層別酪農発展階梯

		X	Ao	A′	A	B	C	D
	３８年			５０.０	５０.０			
上　層	４３年					１００.０		
（８戸）	４６年					１２.５	８７.５	
	５０年						１２.５	８７.５
	３８年		７１.４	１４.３	１４.３			
中　層	４３年		４２.８	２８.６	２８.６			
（７戸）	４６年		２８.６	２８.６	１４.３	２８.６		
	５０年		４２.６			４２.６	１４.３	
	３８年		６６.７	３３.３				
下Ⅰ層	４３年		３３.３	６６.７				
（３戸）	４６年		３３.３	６６.７				
	５０年		３３.３		６６.７			
	３８年		４０.０	４０.０	２０.０			
下Ⅱ層	４３年	２０.０	２０.０	４０.０	２０.０			
（５戸）	４６年	２０.０	２０.０		２０.０	４０.０		
	５０年	８０.０	２０.０					
	３８年		３４.８	３４.８	２６.１			
計	４３年	４.４	２６.１	２１.７	１３.０	３４.８		
（２３戸）	４６年	４.４	１７.４	１７.４	８.７	２１.７	３０.４	
	５０年	１７.４	２１.７		８.７	１３.０	８.７	３０.４

表７－１－２　階層別酪農化展開パターン

		上　　層	中 層	下(1)層	下(2)層	計
上昇－発展型	(A→B→C→D)	④ ⑤ ⑥ ⑧ ⑨ ⑪ [17]				7
	(A→B→C→C)	[14]				1
後発－上昇型	(A→B→B→C)		③			1
	(A→A→B→B)		②			1
	(A_o→A→A→B)		[16] [19]			2
停滞型	(A→A→A→A)			[15]		1
	(A_o→A_o→A→A)			[13]		1
下降型	酪農放棄型				①⑦⑩⑫	4
非酪農型	畑作型		[18]			1
	畑作＋肉牛型		△21 △22	△23	△20	4
計		8	7	3	5	23

（注）　酪農発展水準は，第２部第５章と同じく，(A′)総頭数１０頭未満，(A)１０以上，(B)１８～２０頭以上(搾乳牛１２～３頭以上)，(C)３５～６頭以上(搾乳牛２５頭以上)，(D)総頭数６０頭以上(搾乳牛４０頭以上)，の区分を一応のめやすとした。(A_o)は畑作専業または畑作と肉牛の混同経営であり，(X)は後継者他出の結果，酪農を放棄した「家」である。なお，階層区分においては４９年時における乳牛頭数等の資料を用いたが，ここではオイル・ショック後の推移をみるため，５０年８月現在の聞きとり調査による頭数を用いた。

表７－１－３　下(Ⅱ)層及び４３年以降離農者の酪農発展階梯

		３８年	４３年	４６年	５０年
下(Ⅱ)層	⑩	A′	A′	B	A′
	⑫	A_o	A′	B	X
	⑦	A	A	A	X
	①	A′	X	X	X
	△20	A_o	A_o	A_o	A_o
離農者	△10	A_o	A_o	A_o	—
	(H)	A′	A	B	—
	(Si)	A_o	A_o	—	—
	△M	A_o	A_o	—	—
	(Sa)	A′	—	—	—
	[Hi]	A_o	—	—	—
	[M]	A_o	—	—	—

(注)　⑫は４９年にC階梯となる。

ところで，これら各型をとおして，いずれも「家」の世代的発展における後継者の問題，すなわち，後継者の意志決定が現実的に大きな比重をしめている。つまり，たしかに前述のようにそこには「大型機械化酪農」への出発点においての経済的基底の相違があった。しかしすべてをそこに帰着させて問題を解くことはできない。「家」の生業の決定は，もはや親の意志だけできまるものではない。むしろ，そこには後継者の意志がきわめて強く働き，その上での親の世代との合意形成の中で，現実的に「家」の進路決定がなされている。しかも，後継者の世代は，親の世代とはあきらかに農業生産・農民生活に対する価値観が異なっている。したがって当然に現実の農政に対する評価も異ならざるを得ない。そこには，統体としての国民社会の生産力の発展に相応した農民個人の諸力の発展の反映があきらかに看取される。「停滞・下降型」をとった「家」においても，また「上昇一発展型」，「後発一上昇型」をとる「家」においてもこのことは，おしなべて指摘しうる点である。その中で，「上昇一発展型」の経営を現実的に支える若い世代の中において，その現実の「家」の生産・労働一生活過程から生ずる諸矛盾を土台において社会的協働・協業への志向性が立ちあらわれてきているのである。以下，私たちは，(1)下Ⅱ層の「下降型」の「家」，(2)現段階における分解基軸をなす「後発一上昇型」の中層及び「停滞型」の下Ⅱ層，(3)そして，「上昇一発展型」，(4)最後に「非酪農型」の「家」ごとに分けて，かかる点をみてみるが，そこには世代交替の過程をとおして，農業生産へ対する価値観，そうしてまた，「家族協業体」としての農業生産様式を何らかの形で変革せざるを得ない，あらたなる段階での村落構造再建への志向性があきらかに垣間みられるのである。しかしながら，この過程は，けっして平坦な道ではなしに，別の言葉で表現するならば，そこに現段階における農民層の「家」の有している苦渋にみちた生活の実相がある。

第1項　酪農放棄型の『家』と後継者

下Ⅱ層は，とりわけ「大規模酪農」経営確立を急速に歩ゆんだ旧T部落の中にあらわれてきている。そうして，その重要な契機は結論的には，後継者または後継期待者の他出ということになる。が，しかし，そうした結果をもたらした理由のレベルにまでおりてみると，事態はそれほど単純ではない。「家」の蓄積の度合，負債，健康問題等々，彼らが「家」にもとづく生活史にもとづいて価値判断した場合，現況の外在的に支えられた「枠内」での，また彼ら自体の有する基底を土台においての，酪農経営の将来展望に対する評価＝判断がそこにはあきらかに働いている。彼らは当初より，酪農経営の進展に対する希望を捨てゝいたわけではけっしてない。

以下，大規模酪農化過程以前に酪農を放棄した①，構改導入時点での⑦，構改終了時点での⑩，そうして47年時点から大型化を志向した⑫についての事例を検討する中で，そこで，現に展開せられた「家」の生産・労働一生活過程を土台においた生活の実相にせまろう。

構改導入以前に酪農を放棄した①の場合は，太平洋戦争の痛手が直接的に作用している。

すなわち，①は昭和18年に千島に出征し，敗戦－抑留で復員したのはT部落で一番遅く23年であった。その後，生業と生活の再建にとりかかり，経営のたてなおしの面では，14.5町の土地の整備に10年かけた。他方，長女、二女、三女を就職他出させ，18年生れの長男の後継を期待しつつ，30年代に入ってから畜舎の整備もはじめた。しかし，36年時点での頭数は成牛4・仔牛1であり，また土地も14.5町と変わらず，生業＝経営基盤の戦後段階での拡大はほとんどなしえていない。従って，37年に長男が高卒のときも，農家を継ぐかどうかは「子供の好きなようにさせたが，息子は嫌いだといった」。もっとも，妻からみれば「長男が家を継ぐのを拒否したのはショックだった」。長男の帯広への他出後，中学生の四女もいて酪農は

成牛２頭くらいで細々と続けたが，４２年に四女が高校農業科を卒業して帯広へ他出し，高校普通科に入学したばかりの二男がいるのみとなって，「労働力がなかった」ので酪農をやめた。そうして肉用として牡牛を若干飼うが，４５年に末子の二男が他出したので，牛はみんな売る。こうして，旧Ｔ部落の上層農が大規模化への道を歩みはじめる時点で，⑪は後継期待者が他出し，さらに I^{x} ステージとなった。以後，畑作を夫婦２人でしたが，４８年（夫６４才・妻６１才）からは土地を部落の上層農に貸すようになる。現在4.1町の畑（大豆1.5町，菜豆２町，燕麦0.6町，うち販売用3.5町）を作っているが，「畑おこしは反いくらで，他人にやってもらう。おこすのに反900円，デスク１回かけ700円。年に１０万円くらいかかる」。実行組合の会合にはほとんど出ない。⑪は，「自分が開拓した土地だから，自分で処分していくつもり。土地の三分の二は売り，残った土地の小作と金利とで食っていく。小作料は 4,000 円くらいだから，５町貸しても２０万になる。軍人恩給も年に１６万円出る。Ｔ部落に骨をうずめるつもりでいる，子供のところへは行かない」と将来設計を述べ，①の妻は「おじいさんが先に亡くなって一人になったとき，どうしたらよいか」を心配している。

補注　上述の「I^{x}ステージ」等「家」のライフステージ区分に関しては第４章参照の事，以下の記述も同様。

このように，①の場合，戦争による世帯主の長期にわたる不在が，戦後段階における経営の再建を不十分なものとし，旧Ｔ部落の中でも最も経営基盤が小さく，土地集積だけをみても，４７年離農の Ⓗ（２９町），４５年の Ⓢi（２０町），３８年の Ⓚ（２０町）より少なく，４０年離農の戦争未亡人 Ⓢa（13.7町）と同じであった。かかる状態が後継期待者であった長男をして，他出せしめた大きな理由となっているということができる。

これに対して⑦の場合，３８年に後継者の二男が嫁をとり，「家」の世代的発展は前進的に展開したが，その後継者が構改導入時点で離農した。そこには構改にともなう借金の増大と後継者自身の健康の問題がかかわっていた。

⑦は４５年に離農した Ⓢi と同じく，旧Ｔ部落における酪農導入のイノベーターの１人であり，「戦後は酪農だけでやってきた」。そして子弟の教育に対しても，旧制中学中退で助教員の資格をもっている⑦は，「これからは高校を出ていなければということで，はじめに高校に入れたのは⑥（長男一他出）と自分のところ（長男）の２人だけだった。人にいろいろいわれたが今にして思えばよかったと思う」とのべている。しかし，第４章でもみたごとく，この⑦の長男は通信教育で資格をとり，教員となった為，二男が継承することになる。二男は３９年に結婚。こうして構改を迎えるのだが，３８年及び４３年の搾乳牛１０頭は上層農に比しても遜色なかった。構改に対しては⑦は「共同のものは日本人は粗末にするので入るつもりはなかった」というが，経営の責任を負っていた⑦の二男は「構改に入るか入らないかというとき，諦めた，借金をするのがいやで」。その上，二男は「胃下垂で，無理をすると三日もねる」身体であって，機械化貧乏に耐えられないと判断したといえよう。こうして⑦の二男夫婦は入植者の妻の実家（秋田・家具商）の手伝いをするようになる。しかし，⑦の妻は「息子が農業をやめて内地へ行ったことが一番ショックだった。孫がかわいくて，出たとき４～５才だった。嫁をもらったのでやってくれると思ったのだが，いまになればやめてくれてよかったと思う。嫁と姑の問題もあるし，今はかえって楽だ」とのべている。そうして⑦自身も次のようにのべる。「息子が出ていって家の農業が終わりになった。息子にはついでもらいたかった。しかし，今の農家の状態からしたら，この方がいい」。そして「自分が４０数年間いた所を友人にわたすつもりはない」とする⑦は，４９年までは草地作業を賃耕にたのみながら，牛を飼っていたが，「今年から全部整理して，畑は貸している」。４９年の牛乳販売は，150万円，牛の販売（整理）で100万円だった。今年貸している土地は，⑥に 4.2町，④に 3.5町，⑨に 3.3町，⑧に 2.5町，そして③に 1.5町で，反 3,500円である。今後は「小作させて，かって牛たくさんいたか

ら，その金利」で食べていくつもりでいる。

以上みたように，①とちがって兵役体験のない⑦の場合，戦前から酪農導入のイノベーターとして地域社会をリードしてきたのだが，そのことが，上にみた「家」の世代的展開の問題とともに，大規模酪農専業体制を受容しにくくさせた要因ともなったと考えられる。⑦が次のように述べるとき，そこには⑦の体験からは押しはかれない変動が存していたのである。

⑦「農業近代化がいわれた頃，農業技術者が来て，経済状態の話をしてくれた。１０％成長だといわれたので，牛を１頭づつ増やせばいいと思ったが，経済はそれより急速に進んだ。高度成長は大変なものだった」(入植者)。

構改を導入し，その終了時点で酪農を放棄した⑩の場合も，⑦と同じく戦前から酪農導入を積極的にやり，戦中も「６～７頭飼って減らすことはなかった」。しかし⑩は酪農を主体とすることはなく，４３年では乳牛６頭(成牛５頭)に対し，豆作が12.3町と旧T部落のみならず，T地域全体で一番作付が多かった。そうして⑩は構改導入により大型酪農化への転換をはかるのだが，それには一時他出の長男の復帰とその結婚という条件があった。

すなわち，３８年時点では入植者と妻のほかに長男(２３才)・四女(１９才)が農業に従事し.五女(１５才)・六女(１３才)も通学のかたわら手伝いをしていた。この豊富な自家保有労働力で⑩は経営基盤の拡大を行ないえたのだが，３９～４３年の間に中学在学中の七女を除く４人の子供が他出した。⑩は，「子供たちを内地の型にあてはめて厳しく育ててきたので，その反動がおきた」と語っている。しかし，構改導入にさいし長男を「家」にもどし，結婚させるが，構改による乳牛・サイロ・畜舎・ミルカーの導入はなく，乳牛頭数を１０頭(成牛７)から２８頭(成牛１７)にすることが主たる計画であった。しかも４６年２月の時点での頭数は２０頭(成牛１０)と計画を下まわっており，上層農群との差異が生じていた。そこで⑩は４７年までの２年間に３０頭(搾乳牛２０頭)へと急激に拡大したが，その無理，そうして累積されてきた負担は長男をして他出せしめる。⑩は次のごとくのべている。「長男が４７年に他出したのがさびしい。このとき牛30(搾乳牛２０頭)いた。現在やればやるほど傷口が大きくなる。牛飼は手間と金がかかる。長期利子が大きい。見ばえはいいけど。息子はこのままいけばどうなる，政治がわるいといっていた。いま帯広の第一ハイヤー運転手で嫁も動物園で何かの仕事をしている　(入植者)。妻は「長男の他出は時代だからしょうがない。しかし自分で開拓してきたところだから，ここからはなれたくない　という。しかし，長男夫婦が他出してから経営はしだいに小さくなっていき，現在は豆５町，牡仔牛５頭で，「２５町を小作に出し，４人に貸している」。⑩は今後の展望として，「死ぬまでここで頑張る。楽隠居はすぐダメになるし，畑に出ているのが張合いだ。故障がおきるまで続ける」というが，妻にとってみれば，「一人になったらどうしたらよいのか」が，不安の種である。

この事例からは，構改によって一気に大型酪農化への転換を試みた「家」の挫折を読みとることができる。その最大の理由は大規模化の負担(労働時間・借金の増大など)による後継者夫婦の他出であった。そうして，⑩また①⑦のごとく実習場の一期生層は，I^{x}ステージとなってからも，４０数年間にわたり開拓一生活して来たこの地から離れる意志はなく，この地に骨をうづめるとのべていることが特徴的である。

これに対し，「自分は実習所の仲間ではない外来品」とする戦後入植の⑫は，４３年にはじめて牛を２頭導入し，構改参加によって乳牛７頭，畜舎，ミルカーを導入，４６年には２0頭(成牛１０)

段階へと急速に拡大した。しかも⑫は４７年から４９年の３年間にさらなる拡大をとげ，５０年の離農の時点では４５頭とC階梯に達していた。かかる急激な拡大を可能ならしめた要因としては，当然のことながら，後継者の確保という問題があった。

すなわち，⑫の長男は４２年の高卒とともに札幌に他出（その後，帯広にもどって自動販売機販売業を自営）したが，４４年，４６年，４８年とそれぞれ高卒の長女，二男，三男が農業を手伝うようになった（長女は４８年に結婚他出）。このような豊富な自家保有労働力をもとに，「４７年に，霜が早く，豆が毎年被害をうける。ラチあかんから豆を切りあげ，酪農へ転換した。ビートは4.7町つくっていた。資金がないから安くあげるのに苦労し，離農した人（Ⓗさん）の建物を改築した。ミルカー，牛１３頭，土地4.2町を買った。４９年にはトラクターも購入した」（入植者）。こうして一応の基盤は作ったが，未だ上層農に比して脆弱だった。そこで，「土地をふやそうとしたが（３～５町），豆作りたいから返してくれといわれ，長期的目安が出なかった。このことがきっかけとなって，限りない拡大にもこのへんで終止符を打とうと思い，５０年１月１日午前０時を期して離農を決意し，トラクター組合の初会合でいった。みんなびっくり，ショックを受けていた。あまりもうからず，拡大すれば資本がいるが，その割には利益が上らない。これでは働けど働けどの一生になるからだ。二男・三男も農業を手伝っていたが，３月にやめて先に帯広へ行っている。５月１０日より牛を売りはじめた。８月末に帯広に材料をもっていって自分で家をたてた。来年から収入のため働き出す。あとで仕事考える」（入植者）。

そうして，本章にとって重要なことは，⑫の妻が次のようにのべていることである。「離農を決心した理由は，牛にけられて身体が弱くなり，子供にやめろといわれたから。農業後継も子供達がいやになったので仕方ない。農業やめれば仕事はなくなるし，子供もいないから，大樹から去る」。私たちの調査時点（５０年７月）までに，⑫は４５頭の牛を８００万円，土地２３町を1,４００万円で売り，トラクターは姉婿の⑤に残金もつけて譲り，トラクター付属機と建物は５０万円で売った。そして４９年の負債700万円（長期540万円・短期160万円）も整理し，残った土地9.4町を年3,５００円で貸しながら，離農一他出準備の完了をまっている。二男は兄の自営業の手伝い，三男は板金屋の見習いを，それぞれ帯広でしている。

４９年時点での資料にもとづく階層区分では⑫は中層に属する。すなわち，後述する「後発一上昇型」の中層農の分解の一典型ともいうことができる。そうして，下降分解を他の「後発一上昇型」の中層農より一歩早くとげた⑫が、「拡大」について次のごとく述べていることは銘記しなければならない。

⑫「近代化ということが言われてきたが，みんな農業にしわよせが来ている。今は限りなき拡大を進めており，近代化の裏を返せば拡大だ。構改も構造を変えたのではなく，工業製品のはけ口に農村をもってきただけだ。工業の人口のために，農家人口をへらし，機械化させたのではないか。結局，文化的生活をすることが，近代化（＝都会並み）であるはずなのに，金も暇もない近代化なんておかしい」（入植者）。

以上の分析であきらかなごとく，「下降型」の①⑦⑩⑫は，それぞれ異なった契機で酪農放棄に至っているが，そこに後継者の問題がある。しかもそれは「家」としての蓄積，「家族協業体」としての労働一生活過程のあり様，そして「家」にもとづく経営の将来展望といった，酪農大規模化過程における「家族協業体」のおかれている構造的矛盾とかかわっている。このことは，単に一部の不利な「家」がたまたま離農せざるをえなかった，ということではなく，「家」を単位とした「家族協業体」それ自体に内在する矛盾が，大規模化の中で顕在化したものとして受けとらなければならぬ内実

をもっている。そうして，地域社会の発展しつづける生産諸力を「家族協業体」を単位として受容せざるをえないという構造が続くならば，かかる意味での「家」の，さらなる「社会的淘汰」が当然に予測されざるを得ない。後継者においてはなおさらのこと，入植者においても，たしかに，現段階での状況判断の「資」として，もはやそれ自体「身分階層」的に，構成せられた戦前段階の〃農本主義〃の思想は生きてはいない。彼らの中には，すでにみてきた事例分析であきらかなように，自らの「家」として，すなわち〃家族〃としての，労働一生活過程を土台においた将来展望がある。それは，たしかに与えられた状況下での判断であるとはいえ，〃農民〃としての〃分〃の思想はない。しかしながら，客観的にいうならば脱農化した彼らに，どれほどの「生活状況」が体制的に用意せられているのか，ということは全く別の問題である。

第2項　酪農『後発 ― 上昇型』及び『停滞型』の『家』と後継者

ところで，上述の区分による酪農「後発一上昇型」及び「停滞型」は客観的にはあきらかにそれ自体，粗収入区分からみると「分解基軸」に位置づけられる層として特徴づけられるわけであるが，こゝにおいては，所謂，「マイペース」型，及び，少なくともかっての旧部落社会が有していた〃むら〃としての社会的土壌に依拠したところの酪農経営に対する展望が看取される。こゝにおいても，親世代と後継者世代との農業生産に対する価値志向の相違はあきらかにみられる。そうして親世代の動揺がみられる。

こゝでとりあげるのは，中層の ③ ② 16 19 と，下Ⅰ層の 15 13 である。そのさい，酪農発展階梯からみるならば，（A→B→B→C）と上層に一階梯おくれて拡大し，構改も導入している③，旧T部落で構改を拒否し，畑作も放棄していない「マイ・ペース」型の②，３８年はA。階梯で，50年に至ってB階梯となった 16 19 ，さらに「停滞型」の 15 13 ，の４つの性格の異なった「家」に区分することが可能である。そうして，後継者を先にみておくと，③②は二代目が継いでおり， 16 は確定せず，19 15 13 は不在ないし不定である。

さて，中層の中では旧T部落の③は上層と類似の軌跡を描いている。

すなわち，③は３８年時点で１４頭（成牛７）を飼育しているが，４３年で１５頭（成牛１１）と漸増である。これには，３５年の中卒後，「家」の手伝いをしていた二女が３９年に他出したこと，４１年には高卒の三女が他出したこと，そして，長男が３０才をすぎても嫁がきまらなかったこと，によって自家保有労働力が４３年で2.45と最低値を示す事態が影響していた。そうして長男に嫁がきまった時点で③は構改を導入した。③自身は構改に対して，「自分では前からそういう方向でやってきたと思っている。機械は子供が勉強し，年寄は入れることに同意した」と評価する。この構改によって③は乳牛４頭・畜舎・ミルカーを入れ，４６年には２６頭（成牛１８）とし，東京のタイピスト出身の嫁が舎内労働に慣れてきた４９年にはC階梯にのせた。しかし，構改導入後の労働過程を実際にになっている③の二代目は，旧T部落の上層農の二代目と同じく，「構改は伸びようとしていたので利用したが，結局は負債を多くした」と，機械化貧乏を指摘している。また，③の二代目が次のようにのべるとき，それは一緒に機械共同などを行なってきた上層農の二代目と同じ発想である。すなわち，「労働力が足りないことが一番の問題だ」，「機械の共同利用は時間的に作業が集中するのでだんだん個人的な所有になる」，「離農者が出て実行組合が小さくなると，共同作業がやりにくくなる」。

このように，③は「家」の世代的展開においても，大規模酪農専業志向という点においても，上層農と大差はない。しかも現在の負債 1,200万円は⑨⑤に次ぎ，④⑪と同じである。問題は，かかる

負債をつみあげながら，販売収入等において中層と区分されざるをえない実績しかあげられない，投資効率の悪さ＝経営力量にあろう（第３章第２節参照）。

これに対して，構改を拒否し，「構改に入った人の生活が今どれだけ楽になっているか疑問だ」とする②は，入植者のみならず二代目も「マイペース」を志向している。

②「借金までして牛をふやすことない。楽に生活できればよいと思っている」（入植者）。「経営は父と相談してやっている。農業は結局は人に頼らずに自分の家だけでやるべきだと思っているから，畑でも牛でも何でもやっている。機械は全部自家購入。全面共同化は，病気・仕事の時間などの問題があって絶対にムリだ」（二代目）。

しかし，上記の言葉にもあるごとく，機械化＝地域社会の生産諸力の保有を否定しているわけではない（４９年に５００万円をかけてトラクター及び付属機械を自費購入）。また，大小豆やビートを７～８町現在でも作り，かつ酪農もＢ階梯（２３頭，搾乳牛１６頭）である混同経営なので，労働力の不足は深刻である。

「労働力が足りず，賃耕に出したり，草とりに人を傭わざるをえない。畑の草とりは５月から８月までで，１日2,600円のほかに送り迎えや食事を出したりしなければならない。町役場の出面の受入れ協議会を通して，やっと４人の人に頼んだ」（二代目）。

すなわち，「マイペース」の営農は②をして負債を７０万円にとどめさせているが，上にみた労働力の問題，また「機械の価格が高く，ビートや牛乳の農産物価格が安い」（②二代目）という，他の「家」と共通の問題をかかえさせている。

ところで，以上の２戸は２０年代から牛を導入していた「家」であるが，次にみる16 19 15 13は３９－4･1年冷害までは畑作専業であった（15のみ１頭あり）。そうして16は４１年，19は４３年に牛を導入し，４６年がＡ階梯，５０年にＢ階梯となった。そして現在Ⅳ′ステージの16は豆５町・ビート３町，Ⅰステージの19もそれぞれ2.5町，３町を作付している。このように，基礎のないままでの酪農化の導入と畑作との並立は，労働過程における無理を生じさせる。

16「夫婦２人では２０頭で限界」（二代目の妻）。「畑作があるから，今は大変だ。苦労したわりには利益がないし，去年から神経を使うと頭がガンガンするようになった。トラクターにのっていてもねむたくてしょうがなくなる。釧路の労災病院へ行ってきた」（二代目）。「畜舎の中に洗濯機を置いてある。汚れやすい着物など何でも洗わなければならない。おばあちゃんがいた頃は，部屋の中の掃除をしてくれた。今は外の仕事もあって，掃除なんかできない」（二代目の妻）。19は私たちの調査員に「牛を今，全部売ったらどうだろう？」と相談をもちかけたが，「牛は労働力の問題で大変だし，牛では身体があかない」（入植者）という問題もあるからである。

そうして，16 19は混同経営を酪農専業の方向で当面は解決しようとしているが，その決断には迷いがある。

19「４９年までで豆に見切りをつけた。しかし，経営的には豆の方がよい」（入植者）。16「豆づくりはやめてしまおうかと思っている。こんなわずかな豆を苦労してやるよりも，牧草専門にしたらなんて，仕事から考えている」（二代目の妻）。「豆は今期でやめる。労働の面からみると一本化した方がよい。しかし，牛一本はものたりない。豆作も少しやっておいた方がよい。種イモ（メークイン）２町はじめた。息子が

主にやっている」　（二代目）（種イモ組合，16 18 13 14 ）。

かかる「迷い」の背後には，「家」の世代的発展及び経営体としての存続に対する一定の評価がある。すなわち 16 には４９年高卒の長男がいるが，彼は農業後継の意志が確立しているわけではない。４９年の農業従事は150日以下，５０年には種イモ作付する合間に，農協などのアルバイトに出ている。むしろ５０年に農業高校を卒業し忠類村の農協に就職した二男の方にやる気はあったのだが，

16「基礎がないので，二番目の息子にも，おいやれや，とはいえなかった。本気にやるつもりならやってほしい。後継者が定まっていないことが大きな借金をしない理由だ」（二代目）。

そうして，夫の健康を心配する妻は離農さえも考えている。

16「体力と経営しだいによっては離農ありうる。経営の先行きに不安があり，子供についでもらうかどうか未定で，夫は離農して出ていった人がうまく行っているのを聞くと，やめようかという」（二代目の妻）。

他方，19 は妻の流産後，子供が生まれず，Ⅰステージのままである。

19「子供がいないのでいずれは市街へ出ていくが，５年後には牛をやめて牧草売りと，イモ・ビートでやろうかとも考えている」（入植者）。

つまり，当面酪農専業の方向を追求するというのは，19 の場合，市街への他出のための一ステップであり，16 の場合は離農ぶくみの選択である。16 19 ともに分解基軸の線上に立たされているということができる。

それでは「停滞型」の下(I)層の２戸はどうであろうか。４６年A′階梯，５０年でA 階梯となったこの２戸のうち，15 は豆類を5.3町，13 は豆５町にビート２.６町を作付し，混同経営で，子供は 15 は現在高校２年の一人娘のみで，13 の長男は中学２年生である。４７年に交通事故で身障者となり，４９年に父母を相ついで亡くした 15 は近い将来の離農を覚悟している。

「百姓やることはあまり好きではないが，親がやっていて長男である自分がやめるということはできない。弟妹は３人いて，現在，市街に出ている。農業なんかやめたら，とすぐいうが，そうもいかない。しかし，自分はトラクター，バイク，大型トラックの免許をもっており，仕事をする気になれば，外に出てやることが出来る。いま高校２年の娘しだいだが，続けることはムリだろう。借金は今は何もないからやめる時には楽だ。こんな状態で，２００万も３００万も借金しておいては，いざとなると何もならないことになる」（二代目）。

こうして 15 は「機械の共同など何もない。（妻の実家の）13 や 16 に仕事の手伝いを依頼するだけ」になっている。他方，13 は妻がいうごとく，「主人は身体が弱いので長男には継いでもらいたいが，子供が後継者となってくれるかどうかはまだわからない」状態であるが，同時に「家」の蓄積の低さ，とりわけ土地集積の低さ（２０町）が展望を阻害している。

13「子供にできれば家をつがせたいが，土地が少ない。牛をたくさんやりたいといっても，土地もないのにそうもやれない。いまは豆も少し作っているが，子供がやらないなら豆に一本化する」（二代目）。

すなわち，ここでも後継者の有無が酪農継続ないし拡大の判断基準となっており，後継者が未定

の現状において，[13]には拡大志向はない。

「牧草の不足分は[18]の2町，[15]の2町をやってやり，それを折半にしてまかなっている。500梱包なら250梱包づつ買えば1梱包600円する。」そうして，「酪農は故障が多いし，牧草の更新のためもあって，今年から種イモをはじめた。一番草と二番草との間が暇だということもある」（二代目）。

以上みてきたごとく，分解基軸をなす「後発一上昇型」・「停滞型」の6戸の中で，旧T部落の③②はそれぞれ「家族協業体」としての問題をかかえながらも，若い二代目が「家」を継承しているのに対し，旧P部落の4戸は中層・下I層を問わず，離農含みである。すなわち，旧P部落の4戸は共通して，「家」の蓄積・基盤のなさとの関連における後継者の未確定という状況があり，また共通に家族員の健康上の問題を有している。

しかし旧P部落には「離農が出すぎた」という認識のもとに，上層の[14]や非酪農型の[18]を含む機械共同が存していることに注意しなければならないが，ここでは[19][16]の言葉を示すにとどめる（第6章第4節参照）。

[19]「部落共同は機械が入ってから始まった。現在の共同作業はビート植え（[15]を除く全戸），サイレージ・イモの病株とり（[15][17]を除く全戸）。困ったときや牛が悪いときは，すぐに頼んだり頼まれたりする。兄弟より隣近所だ」（入植者）。[16]「部落の人は，年令もそろっている。みんな親戚みたいだ。婦人部の寄合い，みんなで話している。何するにしても，だれがリーダーということもなく，みんなでもちあげていく。1時間とか2時間とか，すぐたってしまう。暗がりになっても話をやめない。熱心になって話ができる」（二代目の妻）。

第3項　『上昇一発展型』の『家』と後継者

ところで，「上昇一発展型」には，旧T部落6戸，旧P部落の2戸が属するが，この上昇化のプロセスを現実にトラクターを運転し，搾乳労働を担うものとして推進してきたのは，旧T部落では現在34～40才の二代目，旧P部落の場合，トラクター導入当時，40才，35才の二代目であった。かかる意味において後継者層が，すなわち，後継者確保が「家」としてのこの発展を可能にしたということができる。しかしながらその道はけっして平坦ではなかったし，またその「上昇一発展」の型そのものも旧T部落の6戸と，旧P部落の2戸とでは異なっている。後者の場合，前項でみた③の如き所謂「マイペース」志向があきらかにうかゞえるのである。私たちは，前章で旧T部落の場合，構改での共同での機械導入を梃子として，それを個別所有するという方向をするどく志向する中で，現段階での「家族協業体」としての矛盾を，その時点でとらえなおして，そこから社会的協働・協業への志向性が芽生えてきていることについてふれた。これに対して旧P部落の場合，旧来の部落の社会的紐帯の中での「マイペース」の志向性の上で，社会的協働・協業への志向性が看取される。両者とも志向する方向は同一方向であるとしても，その内実の〃質〃が異なる点を看過してはならない。つまり，現段階における家族協業→社会的協業はかような意味において重層的に展開せられているという点にこそ，私たちは注目しなければならない。そうした中で，入植者と比して後継者（二代目）の自らのおかれた立場への現状認識は，よりクリアーに立ちあらわれている。以下，旧T部落と旧P部落にわけて問題にせまろう。

〔1〕旧T部落で，これに属するのは④⑤⑨⑥⑧⑪であるが，そこでの「家」としての特質は次の諸点にある。すなわち，第一に，構改導入以前の37～40年の間に，二代目が嫁とりをして，「家」

の世代的発展が前進的に解決されていたこと（④のみは４４年）。第二に，二代目の後継者のうち④⑤⑧⑪は構改導入後の４５～４７年に経営権を移譲され，また大規模酪農化への転換の３９～４０年時点で「家」の意志統一に難点のあった⑥⑨は，それぞれ４０年から二代目に経営権を移譲していたこと。これらのことは，構改導入後における大規模酪農専業体制を二代目が担ったことを意味している。そうして彼らは，４６年時点で3～7町作っていた豆・ビートを４９年までに放棄し，酪農専業に移るとともに，５０年のD階梯を形成したのである。

しかし旧T部落の上記6戸の「家族協業体」は，けっして単線的歴史を歩んできたわけではなかった。すでに第4章で分析したごとく，酪農化への転換の時点において，⑥の長男に端的にみられるごとく，豆作への執着が存しており，⑨の入植者が「幾晩も寝ないで考えた」のも，酪農へ転換した場合，後継者がついてくるか否かという点に対してであった。⑥の場合は大卒後に雪印の獣医をしていた二男が「家」にもどり，⑨は酪農への転換と同時に，長男に経営権を移譲する形で，この危機をのりこえた。

しかし，こゝで私たちが指摘しなければならぬことは，「家族協業体」の危機は豆作から酪農への転換にのみあったわけではなく，いわゆる高度経済成長の結果としてもたらされた「農工間拡差」の増大という，より社会的な射呈からもたらされた問題＝その状況認識が他層と同様，この層にも存していたということである。すなわち，⑪の入植者が，「所得倍増はなかった。農業と工業の拡差が増え，農業はつまらんと思ったが，やめるわけにもいかず，悩みながらもやっていた」と，述べているがごとき事態は，④の入植者にも離農を深刻に考えさせたし，また⑤⑨の二代目にも「結婚前は農業をやめようかとも思った」と述懐させている（第4章第5節参照）。

ところで，４４年以降の構改導入に対しては，導入した入植者の世代と，構改以後の酪農生産を担っている二代目とでは，その評価に差異がある。入植者は構改による機械化・基盤整備の側面を評価し，二代目はそれが「首切り」政策であり，「生きぬくため自分のことで精一杯」となっている状況を指摘する（前章・表６－４－２，３，７参照）。すでにみたところであるが，二，三の事例をみておくと，機械による労働過程については，④⑨が次のごとく述べる言葉に，それは端的にあらわれている。

④「労働力二人には無理な面がある。たまに休みたい。機械といっても人間が使うものなので，３０代ではやれるけれど４０代になったら大変。搾乳牛５０頭はゆるくない。30代は現状のままで40代になるころには牛の飼い方が変ると思う。フリーストール，フリーバーンなどの導入等。新得町の方をみてくるとゆるくやっているようだ」（二代目）。

⑨「機械化・大型化で一部は楽になったが，男の人が機械に乗れば，女はこまいことをしなければならない。１０軒くらいの共同で2台しかなかったころは，秋の収穫の時期は夜もかわりばんこに使った」（二代目の妻）。

また生活過程については⑥⑧⑤の指摘がある。

⑥「子供と顔をあわせない日もある。子供は7時半にスクールバスで行くが，自分と妻は牛舎，子供が帰る頃は畑。牛舎終ってかえると子供はねている。父母がいて面倒みてくれるので助かる。時たま，大樹に家族で出て天プラや寿司をたべたり，帯広の動物園に行くようにしている」（二代目）。

⑧「毎日，牛の顔ばかりみているのはどうも……。若妻会をもっと盛んにして出てゆけたらと思う。今は牛にしばられた生活。レジャーをたのしめるように，たとえば酪農ヘルパー制を早くやってほしい」（二代目の妻）。

⑤「過疎化が激しいが，農村の実態みて，国なり道が，農民が人間らしい生活をできるように考えてほしい。一番さびしいことは，若者がいなくなることで，将来が展望できない。残った者の中では競争相手・競争意識が強すぎる」（二代目）。

すなわち，現に酪農生産を担っている，３４～４０才の二代目及びその妻たちは，第Ⅱ′または第Ⅲ′ステージという自家保有労働力の少ない中での生産・労働一生活過程を通して，大規模化の矛盾に直面している。その根底に労働力問題，つまり「家」の世代的発展の現局面的特質と規模拡大による労働の質量両面にわたる増大との構造的矛盾が存している。そうして，生産＝生活共同体としての「家」の現状，その将来展望とのかかわりにおいて，一方で，経営の最も安定している「家」の一つである ⑤ においても農業経営に対する迷いが現に生じている。

⑤「経営上の一番の問題は労働力不足。この土地で農業を続けていくかどうかは，決めかねている。隣り近所も離農して行き，生活不安がかなりある」（二代目）。「働き手があるかどうかで農業を維持するかどうかが決まる。今のところどちらともいえない。子供は女の子であるし，今の仕事を継げば一日中働かなければならなくなる。生活が不安だ。実習生でも雇い入れ，夕方できるだけ早くあがりたい。一週に一度は休みが欲しい」（二代目の妻）。

しかし，こゝで私たちが何よりも指摘しなければならぬことは，かような現状をふまえて，「家」を土台においた，「社会的協業」形態への模索がすでに志向せられているということであろう。その実相を以下，後継の二代目の対応からみてみよう。(1)機械共同については，「共同所有は個人所有への腰かけのようなもので，これからは個人所有にしていく」（⑤）というプロセスを現に歩んでいるが，そのことは一面では乾草作業が個々の「家」単位となることによって，機械利用の面では楽になっても，「家」としての総体の負担は増大すること。(2)従って，共同作業は決して否定されているわけではなく，第一に⑪のごとく「将来は作業の共同化がいいと思う。若いうちはいいが，年をとったり，１人でも病人がでたら大変だ」との判断がある。そうして⑪はかかる共同の作業を行なう母体を実行組合に求め，「実行組合を法人格をもった生産組織にかえる」方向を主張している。もっとも，「実行組合は，牛を飼って経営拡大するものと，じいさん・ばあさんだけのものにわかれて，やりにくくなっている。じいさん・ばあさんは実行組合の活動に参加しないし，問題多い。牛飼なら牛飼だけをわけたらよいと思う。トラクター組合ではわかれている」と⑨がいうごとく，少なくともライフステージが I^{x} ステージである４戸は除外されることになる。他方，「家族協業体」を土台においた「社会的協業形態」模索の第二の形は，④が志向しているヘルパー制あるいはそれにかわるものの追求としてあらわれている。「牛は年中の仕事なので，ヘルパーはうまくできない。仲間である場合は，それにかわるものを作ったらと話がでる。話としてはあんまり具体化していないが，必要性感じている。とりあえずは農休日の設定。」（二代目）。第三に，⑥が志向している二戸共同経営の方向がある。「解決しなければならないことは労働力で，あと１人ほしい，実習生でもよい。ヘルパー制は考えているが，できない。最終的には共同経営を考えている。２戸経営ぐらい。所得は持分，労働は労働時間制でやりたい。親戚（㉓）に話したことある。２～３年前から畜大に問いあわせているが，相手に条件がな

い」（二代目）。(3) なお，旧T部落の二代目層は，「２０頭→３０頭と急に忙しくなったため，まず生活のためということで，心にゆとりなくなり，近所づきあいや盆・正月なくなった」という状況下にありながらも，幼児期に託児所で一諸に遊び，小・中・高校と同級生であったので，⑨二代目の妻が，「今のトラクター組合，６人，すごくつきあいは良い。子供みたいに『ちゃん』呼ばわりしている。会長は交代。今の後継者，みな尾田中一大樹高卒。畜大出た人もいるが，みんな同じようにつきあっている。自分の夫と⑧だけは，一期上のため，地元に高校がまだできていなかったので，高校には入らなかった。同じ条件で，同じ年令の人が多くいたからできる」とのべるような共通の生活史を有している。そこから生まれる「仲間意識」が旧T部落の上層農（及び中層の③）を支え，「社会的協業形態」を模索するさいの前提ともなっていることは銘記しなければならない。

〔2〕ところで，以上の旧T部落の上層農に対し，旧P部落の場合，同じ社会的協業への模索といってもその形態は異なっている。そこには，長く組合長をやった 14 の入植者が次のごとく述べる発想が，部落の者に共通して存していたことを認めなければならない。

14「構改以後，農家のいき方は，国の資金によって大きく動いた。自分は健全財政一本で来た。急激な発展でなく，つみあげ方式，無理しない経営。生活の安定を基礎においた経営形態。借金政策には賛成できない。返せる借金はしてもいいが，返せない借金はするな。自分勝手主義はダメ。辛抱が大切だ」（入植者）。

かかる「つみあげ方式」は決して大型機械化を否定するものでないことは，すでに第４章においてもみた。旧P部落の特質は，部落全戸での機械共同を保持しようとしているところにあった。その中から，上層農２戸のうち 17 は多頭化追求の面で先行し，トラクターを自費購入して機械共同からぬけ，14 は他の４戸との共同のリーダーであるが，５２年からの構改導入により経営の内的充実をはかろうとしている。

このように，旧P部落全体の動態の中では，17 と 14 が突出した軌跡を示すが，それには酪農文化受容に対する生活史的背景及び大規模化過程においての「家」の世代的発展の側面での優位性が存していた。

すなわち，17 の入植者は兵庫県淡路島出身で，大樹町内では酪農先進地のK部落から分家入植してきた。また 14 の入植者は入植以前に，福井県武生市において搾乳一販売をしていた実父を手伝っていた。そうして，ともに戦前段階から牛を導入し，畑作と酪農との混同経営を行って来たという点で，旧P部落の他の「家」とは異なり，旧T部落と同一の志向性を有していたのである。

また，３７年以後の大規模過程において，義理の兄弟にあたる 17 と 14 の二代目は，トラクターを共同利用するとともに，ライフステージの側面においても 17 は３７年以降，Ⅵ → Ⅳ′（４２年）→ Ⅴ′（４４年）→ Ⅵ′（４６年）→ Ⅱ″（４９年）と極めて豊富な自家保有労働力を有し，「家」の世代的展開も順調であった。これと比べるならば，Ⅵ → Ⅲ′（３８年）→ Ⅳ′（４４年）の 14 は相対的には劣位であるが，そしてそのことが 17 に比して 14 の酪農発展階梯をより低くさせている一因であるが，それにもかかわらず，旧P部落の他の「家」と比すると，より優位な「家」としてたちあらわれてくる。とりわけ 14 では二代目の長男・二男とも酪農家を志向し，「分家させるのは大変」という「悩み」を持っていることは，中層・下Ⅰ層にはみられないことである。なお，17 では４４年に三代目が嫁をとり，５０年に経営権を移譲しており，14 の二代目は４０年に農協組合長の父から経営権を渡された。

ことわっておくが，４７年にトラクターを個人で所有して機械共同から抜けた 17 にあっても，

部落のまとまりを軽視しているわけではない。[17]の二代目は，長男の結婚後の４７年以降，基盤整備を目ざして，農協に働きかけ，それによって現在の経営基盤を形成したのだが，同時に次のことを指摘する。

[17]「農協は，以前は経営指導したが，いまはしなくなり，個別農家の計画君みてチエックし，農協対個別農家の関係が一般的となる……。その結果，従来の実行組合の連帯も弱まり，個別農家にまかされるようになった。結局はあまり農協などに頼れないわけで，各自がしっかりとやり，実行組合を強めるなりして，やっていくのがよい」（二代目）。

ここには個別農家の「社会的淘汰」を放置するのではなく，「離農者が多くなるのがさびしい，気がぬけてしまう。今後，自分に来るのではないか。」（[17]二代目）という点も含めての，「実行組合の連帯」を現段階において「強める」こと，すなわち私たちの言葉でいうところの「社会的協業形態」への予感がある。そうして[17]の場合には，その背後に「家族協業体」による酪農規模拡大の限界の自覚，すなわち，「マイペース」酪農経営確立への自覚がある。

[17]「経営上の問題点は別にないが，牛の頭数に限界もたねばならない。頭数・施設の無制限な拡大をさける。現在では搾乳牛３０頭（総頭数６０頭，成牛３５頭）くらいで，夫婦２人で精一杯。２年ごとに５頭ふやし，施設→多頭化の悪循環の歯止めが必要。乳量-番付等個々人の考え方が先行しているが，自分の頭を止める。酪農経営の限界を自覚し，基本から考え直すこと」（二代目）。

他方，酪農発展階梯が（A→B→C→C）の[14]の二代目は，旧T部落の「多頭化」を厳しく批判し，入植者のいう「つみあげ方式」を実行している。

[14]「良い牛をふやし，施設はふやさず，借金しないで安定した経営でいきたい。牛をふやす→施設をふやす，ということはあまり考えない。農協のヘイキューブをいかにうまく生かしていくか。若干割安になるのではないか」（二代目）。

つまり，「家族協業形態」にもとづく酪農生産の限界は[17]とともに自覚しているのであって，[17]より以上に，「家族協業体」を土台においた「社会的協業形態」模索の姿勢がある。上記のヘイキューブに対する考え方にもその一端があらわれているが，とりわけ旧P部落のトラクター利用組合のリーダーとしての側面において端的にあらわれる。

[14]「４２年，１構のあと，飼料作物関係でトラクターの共同利用。それまでは[14][17]で１台もっていた。現在，利用組合は無報酬。面積にかかわらず１人づつ出す。不満は聞かない。人間関係は良くなっている。公平という面に気をつけている。たとえば機械導入の場合，経営に応じた負担など。全面共同は，話に出すが，労力の不均等などでムリだ」（二代目）。

第４項　「非酪農型」の「家」と後継者

中層の[18]△21△22・下(I)層の△23・下(II)層の△24は，酪農導入を行なっていない「家」であり，このうち旧P部落の[18]以外は，旧H部落の戦後入植者である。そうして△22△21は後継者が定まっているが，[18]は未定，△23の長男は現在６才，△24の長男は他出している。

△22△21はそれぞれ４０年・４６年に高校を卒業した長男が，現在，「家」を継ぎ，△22の長男は５０年に嫁とりを行なった。これら若い後継者の農業に関する見方は次のごとくである。

△21「自分は好きだから農業をやった。自分の土地だし，自由がある。自然がいい。自分が労働するようになってから，施設などをふやした」（後継者）。△22「自分たちは農業は楽しいと思うが，離農が出るのは経営困難，先行き不安があるからだ。他産業に比べて，真黒になって働くのに収入が保障されない。冷害になると生活するのがぎりぎりの収入になってしまい，冬も忙しく，肉体的限界まで働いている。所得が保障されれば，離農は少ないと思う」（後継者）。

このように，農業は楽しいし好きだと彼らは考えるが，酪農化については共に否定する。

△22「酪農は負債が多くなりできない。」

△21「酪農だったら一代では借金を返せないので，農業はやめている。」

そうして，かかる後継者の志向を入植者たちも支持し，大規模酪農化過程の中で，旧H部落は，45年に肉牛（和牛）を導入した。

△21「酪農やるには金がかかるので黒牛をはじめた。堆肥づくりの意味もある。酪農を現段階からはじめるのは問題だ」（入植者）。

△22「これからの農業経営は畑作を主力にした農畜林の組合わせだ。問題は地力にある。基盤整備をして，土地の性質が手にとるようにわかって，収量をあげる。草地改良事業の導入も必要になる」（入植者）。

同時に旧H部落でも，トラクターを中心とする大型機械を入れ，地域社会の生産諸力を保有しようとしている。しかしそのことは，これら中層の2戸においても，肉体的軽減と共に，経済的負担をもたらしている。

△21「44年に機械が入り，また水道がついたので楽になった。昔はツルベ井戸から水をくむのが大変だった。しかし肉体的には楽だが，経済的にはつらい」（入植者の妻）。

△22「入植の頃は身体は楽ではなかったが，精神的には楽だった。今は楽なようで，借金に苦しめられている。畑作れば農薬，機械使って走れば費用がかかる。暮しは昔しより良くなっているのだが」（入植者の妻）。

これらのことは，後継者を確保しえた中層農といえども，戦後入植者にとって，大型機械を導入しつつ，農畜林組み合わせの経営形態を創出するプロセスが容易でないことを物語っている。

ところで，旧P部落の中層農 [18] は「非酪農型」の中では唯一の戦前入植者だが，後継者を確保しえていない。

[18] の長男は「身体が弱く，労働では食べていけないと先生にいわれている。子供も物理学者になりたいといっている」（二代目の妻）。彼は49年に高校を卒業し，「北大を受けて失敗，一年浪人させてもいいと思ったが，いいとこ（税関）に入ったので就職した。しかし大学はあきらめていない。現在では学歴が重点的だ」（二代目）。

このように，かって警察予備隊を志望し，子供に対しても，「職業は本人の自由」としている [18] は，「酪農の場合，施設への投資が大変だし，後継者問題もある」ので酪農化は志向しなかったが，機械化は旧P部落の他の「家」と共同で導入した。

「近代化にはそれほど抵抗なかった。機械化して仕事は楽になった」（二代目の妻）。

しかし，長男に後継の意志がなく，二男が未だ１３才である 18 にとって，やはり後継者問題は極めて深刻である。夫５０才・妻４５才の 18 夫婦は次のように述べる。

「現在もっとも心配なのは，自分たちの老化と後継者の問題。ここには，身体の自由のきく間はいたい」（二代目の妻）。「後継者の問題は自分たちの老化との関係でみなくてはならない。働けるだけ働いて，どうなるか。ここにとどまるかどうかは，その時になってみないとわからない」（二代目）。

これに対し，下(I)層の 23 の事例は，後継者の有無にかかわらず（長男は６才），大規模化過程の矛盾が，蓄積の少ない「家」にまともにあらわれている。

23「農業は自分が考えていたより反対の方向に来た。もっと農業に力を入れてほしい。（分家前に）おじ（⑥）のところにいた時なら，農夫やってもいいと思っていた。今でも自分の代だけはやらなきゃと思っているが，サラリーマンになればとも考える。農夫は，つらいとも思っていないし，経費もかからない。今さら離農してもはじまらないのだが，町へ行って生活できるなら，日雇でなくて専門的に使ってくれるところがあれば，今からでも行きたい。子供が大きくなるまで頑張っていて，子供が継がないということで行くなら，ジジ・ババになる。それが駄目なら，せめて子供が一人前になるまでここにいる」（入植者）。

23 の妻もまた，夫と同様である。

「稼動力がない。せめて一番上（長女）が手伝ってくれればいいのだが，高校へ行くといって何もしない。でも，高校くらい卒業させたい。三人とも。上の子は農家は無理。２番目（二女）は好きだけれど，今の（経営基盤の）ままならあととりにできない。今の農政がこのまま行くなら無理だ。拡大させられるなら，あととりさせたい」（入植者の妻）。

つまり，「家」の世代的発展を前進的に展開させるためには，分解基軸の上昇にともなう「家」の蓄積の増大が不可避なのであって，その条件が保障しえないときは，現世帯主が若ければその離農となり，後継者がいる場合にはその他出となる。後者の例を示しているのが 20 の場合である。

すなわち，20 の入植者は２３年から４０年まで郵便局外勤掛として常勤し，３４年中学卒業の長男も，町内の農家の手伝い・育成牧場と出ていて，「家族協業体」のまとまりは４０年の入植者の退職後であった。しかし，４３年には長男は，土建関係の兼業に出，また４５年には入植者と衝突して東京に他出してしまった。「長男は兄弟・親類への相談なしにやめた」（入植者）。「長男が途中で出てゆき，夫と息子の間にはさまれた」（妻）。この葛藤は家族内の人間関係のみではなしに，旧Ｈ部落における大型機械の導入とかかわっていることに留意しておきたい。その後，二女・四女と農業を営むが，４８年の五女の他出により Ⅰ^{x}ステージに後退し，以後，ヘイキューブ工場及び一般農家への牧草売りと兼業とが主な生業となっている。「牧草は粗放で，手入れや肥料まきなどはほとんどしない。時々，畑まわりをする程度」である。しかし，20 は現在３３才の未婚の長男と「親子契約をしてもどすつもりでいる」。そのため，５０年春に，「妻が息子に会いに東京へ５０日行った」ばかりである。

さて，以上みてきたように，「非酪農型」の５戸は，それ自体，「家」としての生産諸手段の蓄積の浅い戦後入植者層が主となっている。３戸は，後継者が確定していない。その背後に後継者との合意の形成における困難さが存することは指摘するまでもない。しかし，彼らが「大型機械化」酪農にふみきらない理由は，「酪農は負債がかかりすぎる」，「一代では借金がかえせない」等々，その「家」としての蓄積の多寡にあきらかに関係している。もとより彼らは，自らの「家」の蓄積に

見合った形で，構造改善事業によって，肉牛を導入し，機械化は共同でおこなっている。その意味において，農業生産力の発展それ自体を彼らは下から担っている。そうしてこれまでみた他層と同様に，現農政に対する批判を有し，前述の各層との比較でいうならば，所謂「マイペース型」に属しているということができる。ところで，この層の大きな特徴は，本節第1項でみた，「酪農放棄型」とは異なって，戦前入植者ではなしにその大宗が戦後入植者として位置づけられるということである。当然に，「家」としての蓄積は浅いが，この層は，後継者が「家」を去っても，自らは「農夫として」この地に骨を埋めたいと志向している。実は，この点が北海道農村における現実的な農民層分解の特徴のひとつをしめすものだが，ここには〃去ることのできる〃階層と本項で問題にしている諸層との相違があきらかに存している。本項での事例は，すでに第2章第1節でみたように，負債額そのものもけっして多額ではない。しかしながら，北海道各地においては，より多額の負債をかかえて去るに去られぬ層が存することも忘れてはならぬ。それ故，この層は，〃マイペース〃で共同でトラクターを導入する等，それ自体たしかに社会的協業体への絆をたちきらずにいるといえる。が，その〃経営〃基盤の浅さから，好むと好まざるとにかかわらず，自らこの地にとどまって，営農を続けようとするかぎり，かかる〃マイペース〃も，地域の〃大型機械化酪農〃地域形成の波の中にのまれざるを得ないという特質をもっている。このことは，すでに垣間みたところであるが，以下若干附言しよう。

すなわち，前述のように地域の大規模酪農化の展開に対応する形で，この層は専業大規模酪農家に対する牧草提供農家という色彩を事実強めているのである。

表 7－1－4　「非酪農型」の作付内容の変化

		43年	46年	49年
18	豆	9.2町	10.2	10.8
	ビート	0.8	2.5	3.0
	牧　草	2.7	5.9	8.1
	乳牛・肉牛	—	—	—
㉒	豆	9.1	12.1	12.6
	ビート	1.0	2.5	3.6
	牧　草	4.1	5.3	11.3
	肉　牛	—	8.0	27.0
㉑	豆	8.2	6.8	5.6
	ビート	1.5	2.5	3.6
	牧　草	2.5	6.0	13.9
	肉　牛	—	7.0	27.0
㉓	豆	4.8	5.9	3.5
	ビート	2.0	2.4	2.5
	牧　草	3.0	5.1	9.1
	肉　牛	—	7.0	32.0
⑳	豆	1.4	1.9	—
	ビート	—	1.0	—
	牧　草	10.0	14.0	7.9
	肉　牛	2.0	4.0	—

農業基本調査による。

表7－1－4のごとく作付内容の変化にそれはあらわれているし，また前にみたごとく18は主に旧P部落内に，旧H部落の農家はヘイキューブ工場及び旧T部落に牧草を販売している。とりわけ下層はそれに依拠している。

㉓「酪農みていると，なんぼ小屋作ってもいつ終るかわからない。和牛なら乳搾りでないし，夏は町営牧場へもって行ける。しかし時期になったら牧草刈らねばならない点は酪農家なみだ。乾草は49年は1番草で反当35個，2番で10個だった。畑からもって行くと，夏は1個500円，秋口600円，春先には800円になり，牧草売りの方がもうかる。ベーラー4,850個つくって 1,500個売った。ヘイキューブは8年契約で5町作っているが，牧草の作り方がちがう。生草1Kg3円だ。一般農家とは1反4,500円だが，かわりにベーラーを頼んで，さしひきチョンにしている。㉓ ⑳ ㉑が旧T部落の ⑥④⑨⑪としている。」（入植者）。⑳「49年はヘイキューブ工場が故障して牧草買ってもらえず，大変な損をした。青田売りで反3,000円で15～6戸が草を買いに来た。④へ7町分位売った。今年はヘイキューブ工場に6.5町売り，残り8町を一般農家と刈

分け5：5でやっている。」（入植者）。

このように，大規模酪農専業体制にともない，他方に牧草販売農家が生れてきているが，それは全町的現象である。⑪は次のごとくのべている。

⑪「旧T部落は牧草が大樹町で一番足りない。町内へ買いに行く。海岸線の方の部落に牧草売るところが多い。また旧To 部落（旧P部落の南隣）でも売る。昔，畑作を専門にやっていたところや 牛を小さくやっていた農家が，牧草作りをしている。」（二代目）。

ここに次の第2節で私たちがふれる地域農業のシステム化の方向が端緒的に形成されつつあることを指摘するのは容易である。

第5項 結 び

以上，みたように「大規模酪農」専業化過程は，好むと好まざるとにかかわらず，即，「家」としての後継者確保の問題に連なっている。後継者世代との合意にもとづく「家」の意志決定がそこでは，不可欠に必要とせられている。そうして，農業生産が「家族協業体」の形態をとる限り，これはいわば不可避的なことであるといわなければならない。

(イ) ところで，39－41年の冷害以降に「上昇一発展」をしめした「家」はかかる意味での後継者との合意が成立しえた「家」であった。しかし，それればかりではなしに，彼らはいずれも戦前入植者層として特徴づけられた。その意味においての「家」としての蓄積が存する「家」であった。これに対して「後発一上昇型」及び「停滞型」は，後継者を確保しえた層と，然らざる層とに分かれ，後継者不在，または未確定の「家」は，まさに分解基軸の上にあった。この点は「非酪農型」の「家」についても同様に指摘しうる点であった。たゞ「非酪農型」においては，戦後入植者層，すなわち「家」としての生産諸手段の蓄積の乏しい「家」として特徴づけられた。そうして「酪農放棄型」としてこゝで名付けた「家」は，いずれも後継者の脱農が明確となり，それ自体，非生産農家層として自らを位置づけざるを得ない層であることもこうしてあきらかになったであろう。

(ロ) さて，私たちが次に指摘しなければならぬことは，これまでの分析であきらかなように，ⓐ第一に，入植以来の「家」としての蓄積，すなわちその蓄積の多寡が農業生産そのものが，家族協業体の形をとっているかぎり，かかる「型」の相違において，きわめて大きな要因となっているということ，つまり，「家」の発展＝経済的な諸要因による階層差の問題である。ⓑしかしながら，前述の第1～4項の分析であきらかなように，いずれの「型」＝あらたなる段階の階層形成においても，親世代と後継者世代との間の「合意形成」過程は，けっして平坦な道を歩ゆんでいるものではないこと。それぞれの階層において，かゝる過程は，まさに人間的な情感を含めた意味での，ひとつの世代的交流の中でなされているということである。その中で，たしかに脱農家が立ちあらわれたことは事実である。そこには現段階における大きな人間ドラマが展開していることはすでに前述の事例分析であきらかになったであろう。もはや現段階においては，後継者との合意なしには「家」の維持＝発展は不可能になっている。そうして，そこには総体としての日本資本主義発展の中での「農工間格差」が政策としてそのまゝ推進せられ，その中で，「農夫」として生きたいと願う下層農はもとより，中・上層農においても，するどい政策批判が立ちあらわれている。

農業後継者を維持すれば，農業生産がいわば自動的に発展するという状況ではけっしてないので

ある。このことは、第3項でみたように、「大型機械化酪農」経営を確立する志向性にもえる「上昇一発展型」において，親世代よりも後継者世代において，現実の自らの「経営」のおかれた立場に対する認識がより明確に立ちあらわれていた点に端的に示めされていた。つまり，世代交替をとおして農民層それ自体が有する諸力は，あきらかに発展している。この事実を私たちは看過してはならない。

(ｲ) ところで，この事実をふまえて，私たちがこゝで何よりも指摘しなければならぬことは，とりわけ農村にふみとどまって，現実的に農業生産を担う後継者層を中心として〃統体〃として国民社会の生産力の発展水準にみあった形での農業生産の社会的協働・協業形態への志向性が立ちあらわれているという事実である。もとよりこの立ちあらわれ方は一様でない。現実的に多様なあらわれ方をしている。しかし，この事実にこそ私たちは注目しなければならない。しばしば指摘される「経済的社会構成体」の前進的な移行とは，そうしてその経済・社会・政治過程はおそらくかかる形でのいわば重層的な形態をとって構造的に進行するものであることが当然に予測されるからである。すでにみたように農民層の資本主義的階級・階層分解は激しい。しかしながら各階層をとおして所謂階級的諸矛盾は「家」として激化しているのであり，そうした矛盾を止揚するための生産・労働一生活過程の中での営為はたしかに階層的に異なっているとはいえ，ひとつの大きな共通のベースを有しているといわなければならない。こゝで私たちが，農業生産の社会的協働・協業形態への志向性が，たしかに立ちあらわれているという場合，まさにかかる意味においてである。

すなわち，第6章でみたように「大型機械化」酪農確立へのトップをきる，ここでいう「上昇一発展型」の大宗をしめる旧T部落構成各戸は，急速に〃むら〃の紐帯から裸にせられた。そうした過程を現に歩ゆんでいる。しかしその中で集中的に生起した諸矛盾は，もはや「家」内で解決しえぬ状況に到達している。それ故当然に〃仲間〃として解決するために，農業生産そのものの社会的協働・協業形態への志向性がたちあらわれることになる。そうして現実的に彼らは巨額の負債を背負って，かかる道をいわば好むと好まざるとにかかわらず，「資本効率の論理」＝「資本主義的競争の論理」の中に身をまかせて歩ゆんできた層，かかる意味では，「総合農政」の優等生であった。その彼らの中に，協働・協業化への志向性，また法人格をもった実行組合への〃むら〃の再組織化（⑪）の志向性がたちあらわれてきている点に注目したい。また、かっての〃むら〃が急速に解体されつゝあるとはいえ，彼らは子供のころからの託児所→小学校→中学校→高校での仲間であった。

他方には，本節でみたように所謂〃マイペース〃酪農，また〃マイペース〃非酪農経営層が存する。自らの〃体力〃に見合った形で農業経営の機械化・高度化を歩むこれらの層は，中・上層にいる。ところで，旧P部落，旧H部落には，未だ〃むら〃の紐帯は生きており，機械化もこゝを土壌としての共同所有であった。〃マイペース〃経営という場合，当然にそれは，孤立した「家」のそれではなしに社会的協働・協業組織の土壌としての〃むら〃を有している点を看過してはならない。ところですでにみてきたように，こうした意味での〃むら〃＝部落社会そのものが，多数の離農者を輩出する中で大きな危機に見舞われている。ここでも〃むら〃は好むと好まざるとにかかわらず，変質・変革されざるを得ない。そうして本節でもみたように，「非酪農経営」各戸の中には，地域の急速な「大型機械化酪農」経営化の中で，牧草販売をはじめるに至っている。

地域農業のシステム化，地域における農業生産そのものの分業化は，あきらかにすゝんでいる。次節では，地域における農業システム化志向の「枠組」の中に，前述してきた意味での後継者層を中心とした経営矛盾解決のための，「家族協業体」→「社会的協働・協業」志向性を，彼らの有する主体的力能と関連させて，もう少しつめてみたい。

第2節　地域農業のシステム化と酪農民の生産・労働ー生活過程

第1項　地域農業システム化のもつ意味

現在，大樹町の営農指導諸機関，とりわけ農協を中心としてすすめられている「地域農業のシステム化」は，これまでT部落の事例でみてきた個々の酪農民の現実の生産・労働ー生活過程にふりかかっている諸矛盾を一歩一歩解決しようとする志向性の中から生みだされつゝある、あらたなる段階での家族協働・協業→社会的協働・協業への志向性（本章前節参照）とかならずしも一致するものではない。農民層はすでに第6章でみたように部落社会の社会的紐帯そのものが〃疎〃となっている現状に満足しているわけではない。そうして大樹町の営農指導諸機関の現在のあり方について，非常に多くの批判をもっていた。そこには所謂，上からの「農業の現代化」ではなしに，自らの生活の場である〃社会〃を土台としての社会的協働・協業への志向性があきらかに看取される。これに対して以下みるように農協を中心として構想せられている「地域農業のシステム化」においては，地域農業生産機構の中で，個々の農民は好むと好まざるとにかゝわらずそのひとつの歯車として機能しなければならぬことがするどく志向せられている。

けれども，このことは第一に，従来の局地的な部落を単位とした農民層のせまい運命共同体的な〃社会〃から，農民それ自体が共通の利害関心＝〃協同体的〃な連帯性を好むと好まざるとにかゝわらず，農協単位に拡大せざるを得ないということを意味している。そうして事実，第二に住民数の激減の中での現実の大樹町の地域社会の再編過程をみるならば，町を単位とした学校統廃合にみられるように，彼らの子弟の肌でつきあう仲間は，地域的にあきらかにその局地性を脱皮しつつある。第三に指摘しなければならぬことは，次項でみるように農協を中心として構想せられている「地域農業のシステム化」がそれ自体，単純に「上からのもの」としては措定できぬ〃現実認識〃に立脚しているということである。それはけっして霞を糧とする獏の如きものではない。しかし第四にここで私たちが，何よりも問題としなければならぬことは，たしかにその構想の一端が現実に根ざしているとはいえ，その問題解決の目指す方向が果して個々の農民層の生活要求に合致しているか否か，という問題である。さらにまた，今後のわが国の農業生産，したがってまた当然に農村社会の農民層・国民層の合意に根ざしたところの計画性をそれが有しているか否か，という問題である。

いうまでもなく，現時，国家独占資本主義体制下におけるわが国においては，その「経済的社会構成体」の前進的な移行の問題が重要な関心事となっている。かかる観点からみると，日本農民としての生産・労働ー生活過程を土台においた意味での長期的展望において，現時，北海道農村社会において展開せられている酪農経営の「大規模化」にともなう地域社会再編過程は，真に北海道農民層の生活に根づくものとなるか否かが，こゝであらためて問われざるを得ないことになる。

というのは，少なくとも現段階，本州都府県においては，その農業生産・農民生活の展開にとって〃むら〃の再認識がするどくすゝめられているという現実が，私たちの前に横たわるからである。〃むら〃の再認識の問題は社会科学的認識としては「経済的社会構成体」の前進的移行の問題と関連して，戦前とはレベルを異にした意味での「アジア的生産様式論争」として展開せられているが，わが国の現実認識にもとづいていうならば，そこにはあきらかに二つの道すじが同時並行的に〃むら〃の再認識へむかっているということができる。ひとつは，本州都府県においては農民層にとっての生活の危機への対応は，多くの地域が所謂「混住化」傾向を強めながらも，少なくとも個々の農民にバラされることなく〃むら〃としての対応が存するということ，言葉を替えるならば〃むら〃がもつ人び

との〃社会〃としての伝統，その世代から世代をとおした累重的生活の営為の重みが危機の段階における地域住民層の生活互助・生活防衛の社会的単位として作動しているということ。第二にはすでに本稿，第１編，序章でみたように，国政レベルにおける施策においても，ポスト「高度経済成長」下，農業生産と農民生活を機能的に分離しながらも，所謂，地域政策として〃むら〃の再認識がすゝめられていること，である。（しかし，この二つの道の後者の場合，それが言葉の正しい意味での，今後のわが国経済・社会の計画性にただちに連動するか否かは別問題であり，この点をこそ私たちは問題としている。）

ところで，北海道地域社会の場合，とりわけ本稿で問題としている「新酪農地帯」の場合，〃むら〃の資本主義的解体は著しい。農民層は個々にバラされつゝある。そして問題は，かような方向性をいわば既定の道すじとしての地域農業のシステム化の方向は，果して人類社会発展の本道に合致するものであるかどうかという点に存するといわなければならない。この問題は少なくとも，農民層の構成する〃社会〃の問題として論じられなければならない領域，そこを基底としてのわが国における「経済的社会構成体」の前進的移行の問題，言葉を替えるならば，そこにおける真の国民のための計画性の確立の問題を提起しているといわなければならない。すなわち，論理的につきつめていえば，生産様式自体の資本主義的な，それから社会主義的なそれへの，つまり「経済」自体の国民社会レベルにおける無計画性を止揚しての，国民のための計画性の実現への課題ということになろうが，実はそれを達成するためには，何よりも諸個人のもつ諸力能の発展が前提とならざるを得ないであろうし，さらにその反映としての社会計画がなによりも自らの生の実現の場である地域社会→国政レベルで実現される必要があろう。そうした諸力を地域住民層が有しているか，また如何にして形成しつつあるかが当然に問題とされざるを得ないことになる。そうしてこの場合の社会計画とは，それ自体経済計画と分離せられたそれではなしに，不可避的にあらたなる生産力の発展段階に相応した形での経済計画を土台とせざるを得ない。

第２項　大樹町における『地域農業システム化』の展開過程

さて，現段階の大樹町における「農業システム化」構想は次のような史的文脈の中に位置づけられる。３９年の冷害によって酪農化へのステップが地域ぐるみで図られた第１段階，４２年の乳価の「不足払い制度」実施以降４６年の冷害に至る第２段階，そして４７年以降の第３段階である。

第２段階において「不足払い制度」の実施によって乳価が保証されたことにより，〃酪農はもうからんという話〃は消えた。農協も「多頭数飼育酪農」育成のために積極的に資金融資をした。４５～４６年にかけて急速に多頭化が進展した。畑地の草地化，トラクターの導入が進んだ。しかし第３段階において〃酪農は冷害に強い〃という神話は消えた。地力の疲弊は表面化した。そして同時に，これまでの入れもの（設備）はすでに限界に到達していた。搾乳牛と仔牛が同数となり，牛舎の増改築が必要となっていた。事実，牛舎の増改築と同時に４４年頃からバルククーラー，そのあとバーンクリーナーの導入が進められていたが，第１章で分析した文脈に沿うならば，設備の整った上層農が冷害の影響をストレートに受けなかったところから第３段階において，さらに巨額の資金を導入しての設備増強，機械化を伴なった多頭化がすすむことになる。この段階で農民層の階級・階層分解はさらに進展した。

しかしながら農協自体の認識としても，第一に地域の農業人口のこれ以上の減少はどうしても食いとめなければならぬという課題，さらに第二に現実の酪農民の労働過重の問題，これ以上の労働過

重には歯止めをかけなければならぬという課題，第三にそうした現実をふまえた上での地域農業の豆作から酪農化への道，しかも多頭数飼育酪農化への道を如何に建設するかという課題を自らの設定した解決課題として有していた。

農協は地域農業の分業化の中にその突破口を求めた。４７年，Ｙ組合長は農協による大型機械，とくに自走式ハーベスターの保持を主張した。彼は，農家はたとえ「利用組合で機械化」しても，使う時期が皆一緒なのでデントコーン，サイレージを中心に牧草のサイレージ作業の緩和を考えた。個々の農家の機械化のバックアップを農協が担うべきであるという考えである。つまり具体的には，牧草，デントコーンを中心とした飼料生産を高能率機械を使って農協が賃刈りする，オペレーターは農協職員，こうして１戸当りの頭数の伸びを図ることができる，という構想である。

ところで，こうした発想が同時に「地域農業のシステム化」構想と連鎖していることについてふれなければならない。農協の発想は，現段階の大樹の酪農「大規模」化は，「家」を単位としたもの，具体的には若夫婦を基本とするという前提をおいている。それを前提として町レベルでの社会的協働・協業形態の確立を志向している。昭和４７年，帯広畜大のＯ教授及び国の経済企画庁の職員等にアイデアを求めて，地域農業システム化の方向を確立した。つまり，そこでの認識は，夫婦二人では労働力の限界が当然あるし，さりとて「家」を単位とした生産・労働過程の中に農協が関与することはタブーである。それ故，地域的なレベルでの農業生産の分業化を図ることによって，これまで「家」の生産過程の中にくみこまれていた過程を「社会化」することによって，それを地域における酪農「大型化」＝つまり「多頭数飼育経営」の確立の突破口にするという方針である。

こうした観点から，農協は４７年にヘイキューヴ工場の建設を計画，４８年から操業した。また４７年には自走式ハーベスター２セットを導入した。農家の側においてもその労働過重を解消するため，パイプラインの導入をはじめだした。ところでヘイキューヴ工場であるが，それは単に，地域における粗飼料の効率的利用，また個別経営の側面的援助という域にとゞまるものではなく，実は，地域農業システム化構想の要として位置づけられているものであった。それは，搾乳，育成，飼料の三部門に地域酪農生産体制を分業化する要として位置づけられている。飼料生産部門を搾乳部門から切り離せば，夫婦二人で搾乳牛100頭～200頭の経営は可能になるという発想である。*

* ヘイキューヴ工場は，十勝農協連が４５年に幕別に建設したのがその〃はしり〃である。幕別の場合，コストを安くするということに眼目がおかれたが，原料としての草地造成が遅れた。工場は建ったが牧草が不足したという教訓に学んで大樹では，３００町の草地確保をヘイキューヴ工場建設の前提としておいた。当時激しい地域農家の階級・階層分化の中ですでに牧草売り農家が立ちあらわれていた。また町内Ｋ部落ではこれ以上の設備投資酪農は疑問とする農家層も集団として立ちあらわれていた。しかしヘイキューヴ工場に牧草を売っても１Kg３円，生計はなりたゝないことは目にみえている。肉牛導入を説いた。農協は土地の信託（農協集約）をすゝめ（つまり土地の集団化），同時に常時100頭規模の肉牛確保のため〃100頭牛舎〃も建てた。肉牛飼育に関しては，エサ代，モト牛，販売を含めて，ホクレンと提携した。

ヘイキューヴ工場の建設は，肉牛との組みあわせ，しかも具体的には肉牛生産はホクレンの下請という道すじである。

ところで，地域「大規模酪農」主産地形成のための搾乳，育成，飼料の三部門への地域ぐるみの分業化体制確立のための「育成部門」であるが，農協は「育成事業（個体販売）」の有利性を確保するため，４８年にはアメリカから８０頭，また道内の優良牛150頭を石狩，北見方面から導入した。

個体の資質改良が，個体販売農家のみではなしに，「搾乳経営」にとっても大きなメリットであることは指摘するまでもないが，かように，農協を中心とした「地域農業のシステム化」構想及びその実現過程は，いわば〃先手〃をとって着々と展開せられていることは，事実として認められる。地域農民層にとっては，その入るべき「部署」がすでに用意せられている。

そうして農協は，現在，機械化によってオヤジの仕事がなくなったことを知っている。また農協にとって「農民と肌でふれあうこと」「肌で納得するような仕事を農協がすべきで，農民が自分を守ろうとしていることを理解し困まっていることを早く解決する」ことの急務を感じている。事実，農協所属の獣医や人口授精士は仕事におわれ，農民の信頼も厚い。４８年に土地ブームがおき，離農跡地を土地ブローカーが買占めたさい，土地を担保にしての融資に関連して地価評価の問題で農協は悩んだ。土地の地元での確保の必要性を痛感した。

農協は，現在の大樹農業にとっての問題点を，農業生産の非計画性にあると考えている。個人の都合のつみあげでは，大型機械化酪農主産地形成は不可能で，むしろ町レベルをこえた十勝南部の〃広尾郡〃を単位としての社会化＝分業化が必要だと考えている。

調査時点で農協は，ヘイキューヴは「天候とたゝかう意味で不可欠」だが，ヘイレージは「サイレージが失敗しやすい」ので作らない方針でいる。「自動給餌機が入れば完全省力化できる」という考え方である。その上で地域農業の分業化を志向するわけであるが，標準的には以下みるような２０戸単位の生産組織の確立を目標としてもっている。*

搾乳	１０戸（１戸１００頭で計1,000頭）		
調整牛舎（分娩前後）	３戸	｝	２０戸
牝の保育	１戸		
育成前期	２戸		
育成後期	１戸		
牡の保育	１戸		
牡の肥育	２戸		

* このほか，町レベルで保有せる牧場としては，次の二カ所がある。すなわち＜育成牧場＞，主体は開発事業団であり，７００町歩，これは，十勝実習場の跡地である。ハラミ牛の育成が重点だが最近は本州都府県への供給が多くなっている。＜光地園牧場＞，すでに第１章でみたように戦後開拓集落として開拓せられた地域であるが，集落は解体した。開拓農協が和牛をしていたが農協がひきうけ，４８年に大規模草地化した。地域農家の育成牛の与託をしている。

さて，こゝに貫ぬく考え方は，育成牧場等の補強施設をあわせての，搾乳１０戸，育成１０戸，計２０戸の農家集落と農協単位のヘイキューヴ工場を連鎖するという考え方がその基本となっているということであろう。**

** ことわっておくが，こゝには畑作と養豚計画は入っていない。畑作に関してはビート，馬鈴薯等の耐寒作物の作付は減少している。豆作は農家のいわば名人芸的に残っている。養豚も技術はたかい，と農協はみている。

ところで本項の最後に私たちが何よりも指摘しなければならぬことは，かゝる意味での社会的協働・協業体制確立の根っ子に「現在，大樹町での一番の問題は，ヘイキューヴ工場を何カ所つくるかということだ。労働力の限界がある中で，生産組織などの社会的分業体制をつくろうとしているのは

<生きていこう，分業で>という発想からだ。」としながらも「いまゝでの農業生産の非計画性の原因は，個人の都合の積みあげであったことにある。農家はこれで良いが，日本国や人間社会にとってはこれは不安定だ。そうして，これでは何時も価格闘争をやっていなければならない。だから計画生産をしていかなければならない。今後は輸入との闘いになっていくはずだ。タマ農協の山口一門の考えではないが，北海道の農民は政府の援助を口をあけてまっている。」という言葉に端的にしめされる思想が横たわっているということである。

第3項　酪農民の生産・労働一生活過程と地域農業システム化の構想に関連して

さて，この思想をこゝで私たちが問題とする所以は，実は現状を打開するために農協自体がたしかに「家」を単位とした家族協働・協業形態の限界，その「枠」をこえる社会的協働・協業への志向性，当然にかっての部落の枠をこえた計画的生産様式確立への志向性を有しているということ。つまり，一定の「計画性」の思想を評価した上で，〃誰のための計画か〃というもっとも基本的なレベルにおいて，大きな問題点を見出すからである。そうしてこのことは，実はすでに第1部，第1章でふれたように，わが国における食糧の自給率低下・農地の人為的荒廃・地力の疲弊の問題を含めて現段階のわが国農業生産が有している諸矛盾を直視したとき，現段階における所謂上からの〃農業システム化構想〃は，日本国民社会の累重的発展にとって，言葉の正しい意味での国民にとっての計画性を有しているのか，という問題を提起する。すでに第6章，第4節でみてきたように地域農民層は現実の地域営農諸機関の指導のあり方について実に厳しい批判をもっていた。それは〃雪印乳業〃をも含めて，かっては自らの友と感じていた諸機関がもはや友ではなく，自らにとっては疎遠なものとなりつゝあるという実感に支えられていた。そうして自らの日々の生産・労働一生活過程にふりかかる諸問題を見詰めたとき，〃乳価の問題〃つまり価格闘争をとおしての価格保証こそ，その諸矛盾解決の環をなしているということを熟知してきている。こうした農民層が現に形成しつつある諸力とは別に，それから離れて〃日本国や人間社会の課題〃が打ちだされることに実は問題がある。この思想は，きわめて抽象的な言葉で語られているが，もっと端的にいうならば，国際競争に勝ちぬくための日本独占のための地域農業システム化の発想・計画と連鎖しているといえる。この発想の中には現実を生きぬく，生きた地域農民層の生活がない。それ故，言葉の正しい意味での国民社会にとっての計画という内実に乏しい。

さて，私たちはマルクスが『経済学批判要綱』の中で指摘した「資本の偉大な文明化作用」[1]を無視しているわけではない。むしろ，それを積極的に評価している。前述の農協を中心とした地域計画経済の「思想」の中にもその一端はあらわれている。しかしながら，そこにおける問題点は，かかる志向性自体が地域農民層の生活に根ざしたものというより，むしろ資本の価値増殖の論理に律せられて展開せられているという点にあるといわなければならない。けれども，一定の計画にもとづいた社会的協働・協業様式としての地域農業のシステム化，を問題にせざるを得ない段階に国民経済・社会の発展構造が到達していることは事実である。すでに，山田定市が指摘している如く，わが国における小農生産様式そのものの社会的協働・協業様式への移行の物質的基底としての，生産諸手段の共同は，直接的生産過程における生産者相互間の生産共同よりも，むしろ地域レベルでの流通諸過程での設備共同が先行してなされている。両者の跛行的発展の差はたしかに著しい[2]。この意味において独占資本主義の「上からの社会的協業形態の育成」が，「農基法農政」以降，たしかに一歩先行しているということができる。本事例分析においても，旧T部落に端的に示めされた如く，「トラクター

共同利用」組合は，結成後数年たらずで，適期使用の問題，そうして，さらなる「機械化」に追われて，その上に，さらにトラクターの個別所有を集積せざるを得ないという形で，解体せられている。「大型機械化酪農化」を主体的に担ったのは，入植二代目層である。「競争」の論理が作用して二代目には，人間としての結びつきがなくなったと，入植一代目はみるが，こゝにはあきらかに，現国独資段階下における「資本の価値増殖」の論理が貫ぬいているといわなければならない。客観的にみるならば，地域農業システム化の手のひらの中で，個々の農民層は小農として家族協業体の「枠内」で競争の論理によって互いに生きるための精一杯の努力を重ねているということができる。

事実，その中での農民層の階級・階層分化はきわめて激しい。T部落のヘイキューブ工場への牧草販売農家は，それ自体，農民層の階層分化を前提として構築せられているシステムに包摂せられている。さらに巨額の負債の下，「大型機械化多頭数飼育」経営の道をひたすら歩ゆんでいる上層農の「経済状況」はかならずしも順調とはいえない。収支つぐなわぬ経営の存することはすでにみたところである。むしろ中層に属する所謂「マイペース」経営の中に現段階における有利性は看取され得た。

ところで，こゝで私たちが，マルクスの「資本の偉大なる文明化作用」を問題とするとき，そこに資本主義社会を生きぬく人びとの現実の生産・労働一生活過程をつねに濾過した上での弁証法的論理が横たわっているという点に着目するからである。それは一口でいうならば，現実の階級的矛盾の中で，その規定性をうけながら，しかも従前とは異なった質的発展をとげつつある統体としての人類社会の生産力発展水準の中で，つねに自らをよりきたえあげてゆく諸個人のもつ諸力の発展の問題である。それはしばしば「主体形成」という言葉で語られるが，しかしそれはけっして孤立した個人としての生活の営為ではありえない。私たちがつねに諸個人という形で表現しているように，人びとは常に社会的存在である。そのことは何よりも，あらたなる社会のあり方を現実の問題として創出しつつある諸個人という把握を中心においている。しかも，農民層は「家」を単位とした，また〃むら〃を単位としたその世代から世代にわたる苦渋に満ちた生活史を共有している。かかる意味において，「資本の偉大なる文明化作用」を問題とするとき，当然に私たちはマルクスの「アンネンコフへの手紙」を貫ぬく論理をそのベースにおいている。私たちが本稿において，農民層の「家」を中心とした生業史，そうして何よりもその生活史，また，〃むら〃の生活誌・史を克明においあげた理由も実はこゝにあるといわなければならない。人類社会発展の大道は，まさに，かかる意味においての人びとの「生産・労働一生活過程」分析を土台において語られ，分析せられる必要がある。しかし，そのことは同時に，人類社会の発展とは，勝手気儘にアーティフィシャルになされるものではなく，代々にわたる人類の生産・労働一生活の営為がつみあげた構造的発展として理解されるべきものであるということを含意している。つまり，あらたなる段階での「経済的社会構成体」の前進的移行の内実をなすところの社会の具体的変革過程一とりわけ，機構一構造の実体としての変動・変革と不可避的に連動せるものとして，問題を把握していることを意味している。

事実，本事例でみたT部落における〃むら〃及び「家」の資本主義的解体過程は激しい。けれども，そのことの中で，諸個人はしばしばいわれた所謂「家」・〃むら〃に埋没した諸個人から，所謂自立した諸個人への脱皮を図らざるを得ない段階に，好むと好まざるとにかかわらず到達しているといえる。すでにみてきたように（第四章　第7節），T部落において世代交替をとげ，現にその家族協業体を支えている子弟の有する諸力は，学歴水準ひとつをとってみても，入植一代目に比してあきらかに向上し，「家」の継承にさいしての親子世代間に展開せられた人生ドラマは，入植一代目を含めて農民層それ自体が自立せる諸個人へと自らを質的にあきらかに高めつつあるということを，如実

に示めしているといわなければならない。農民家族はもはや伝統的な「家」として自らを存立しえてはいない。

それは少なくとも，自立した家族諸成員が主体的に構成すべき，生産・生活組織体として与えられているということができる。酪農経営の急速なる「大型化」に伴なって，技術的にも解決すべき問題点は従前とは質的に異なってきた。第5章,第3節でみたように，その中で酪農民は，かかる側面における主体的力能を高める努力をおこたってはいない。ところで，そうした歩みはそれ自体，階級的矛盾のより一層の深化の過程として現象している。第6章，第4節でみたように，そのことの中であらたなる諸要求，学習要求も芽生えている。

本第2部の大樹町T部落の事例分析において，私たちが終章に「家」の後継者問題を当てた所以も実はこゝにある。「家」の後継者問題は，まさに現段階における農民層がもっとも基底的なレベルにおいて，その主体的諸力を如何に形成せざるを得ないか，というまさにその環をなしているということができるからである。そうして，そこにおいて（終章，第1節，とりわけ第3項）私たちが論じたように「大型酪農」経営をするどく志向せる層において，個別の「家」にもとづくぎりぎりの労働強化の中で，あらたなる意味での，すなわち，かっての土地共有制にもとづく社会的協働・協業組織体としての〃部落〃の構成戸が「家」として個々にバラされた段階をへての，あらたなる段階での地縁を基礎とした社会的協働・協業への志向性が芽生えてきていることに私たちは注目した。同時に，そうした動きが旧T部落に特徴的に立ちあらわれているとするならば，旧P部落においては，現段階が，はじめての大型機械の共有段階を歩ゆんでいるということ，その中で各戸は「利用組合」のメリットをかみしめていることにも私たちはふれた。その意味において，まさに多様なる形態をとおって，あらたなる段階での家族協業体→社会的協働・協業への志向性が現時芽生えてきているということができる。しかも第6章，第6節「T部落農民層の政治的態度と部落の社会構造」で分析したように現T部落を構成せる各戸，そうして家族内諸個人の「政党支持」は，その現実の生産・労働一生活形態とかならずしも一致するものではない。むしろ現実は「家」相互間の生産・労働一生活諸関連とは別に，「政党支持」がなされているということができる。現実は「各戸」の階級・階層分化に相応して「政党支持」がなされているわけでは決してない。しかも現状は「家」内諸成員によるその分化が，たしかに垣間みられる。つまり，逆に表現するならば，家族協業体としての「家」またそれらの「家」を単位とする社会的協働・協業形態は，その「政党支持」とは別に，一定の社会的土壌，しかも自ら変革せざるを得ないと感じつつある土壌を共通にしつつあるということになる。そのことの中で，自立せる諸個人を単位として「政党支持」の分化が「家」においても，もたらされているということができる。私たちがかって本州の事例で分析したように[3)]，村落社会の変動・変革の時代，村民にとっての村落社会の質的な一歩の発展は，現実の問題として農民層間のまさに階級的地位による真二つにわかれた層の闘争としてはけっして展開せられてはいない。そこには両者に共通した日本資本主義の発展に伴なう〃むら〃自体の構造的変化，それを土台においた「多数者工作」，すなわち村民にとっての諸要求を〃むら〃として如何に把握するかという問題が横たわっている。本事例の場合，現国独資体制下においての，好むと好まざるとにかかわらぬ，農業生産のあり方自体の，社会的協働・協業形態への移行過程として，かかる構造的変化は看取される。そうして，その過程それ自体の中で，農民諸個人の政治的態度そのものゝ中に「家」単位ではなしに，諸成員単位の分化が生じているという事実を私たちは直視しなければならない。

こうした意味での構造変化の中で，本稿で私たちが問題としている地域諸機関の民主化の問題，

そうして，それを支えるにたる農民層の諸力能の伸長の問題が現実的に提起されるのである。言葉を替えるならば，村落社会の変動・変革期においては，つねにそれ自体，従前の地域社会が培った諸力能を，はるかにこえるところの諸力能が，現実の経済過程の進展に伴なって不可避的に要請せられるのであって，その意味において，現実的に，下から地域農民層それ自体が，そうした質的に一歩たかまったレベルにおいて，自らの生活，その社会を，自らの家族を含めて，地域の仲間を含めて，如何に計画的に展望しうるかというその諸力の伸長が現段階においては，まさに要請せられているということになる。そうしてこゝに〃教育〃の問題が提起されざるを得ないことになる。

さて，本モノグラフ研究『酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働一生活過程』第2編は，すでに緒論「第2編を編むにあたって」で述べたように，第1編を含めてのその総括的な比較分析，第4部を留保してある。それらの課題には，さらなる事例研究のつみあげの中で，別稿をおこして，あきらかにしたい。

最後に，私たちは，本稿で私たちが採用しているモノグラフィー法の現代的特徴，また本文中しばしば用いている「変動・変革」，さらに「協働・協業」等のタームについての，若干の説明を，補説として用意した。

補説　私たちの採用しているモノグラフィー法について

1) 戦後の日本農村社会学の展開過程をみるならば，そこでは，多様な道すじをとって，学的諸成果が蓄積せられつゝあることはあきらかであるし，[4] とりわけ福武直の主導した所謂「構造分析」の方法，そうして，そのあと島崎稔が主導した「農民層分解論」的視角の果した役割は大きい。しかしながら，福武の場合，日本農村社会の「近代化のために」という問題意識がきわめて強烈で，現実のわが国農村社会の展開をその内在的展開法則としてつかむというより，たとえば同族結合，講組結合という村落類型を貫ぬく論理に端的に示めされるように，研究者主体の側からの「鋳型」での分析が勝ちすぎていたことは，否めない事実であった。そのことが，昭和30年代における「農業近代化」を積極的に評価する志向性となって立ちあらわれ，その門下生によって批判された。他方，島崎稔の場合，わが国社会科学の中に「社会学」的発想を定着させるべく努力した福武直のウイーク・ポイント（たとえば戦後20年代における栗原百寿の福武理論批判）を自らうけて立って「農民層分解論」を積極的に日本農村社会学の中に導入した。しかし，そこでの志向性が所謂，現段階においてマルクス主義社会理論において問題とせられている「経済一元論」的把握に勝ちすぎたことは，すでに河村望による，島崎の立論それ自体が生きた農民層の生活の把握が欠如する故，結局のところ「農業近代化論者」と同一の結論しか導きだしえないという批判をまねいた。事実，島崎は，農村社会の資本主義化が徹底すれば，農村社会学は労働社会学に解消するという立論を展開していた。そうして，こうした立論に対する蓮見の批判は正当であるが，[5] 実は現段階における最大の問題点は，日本農村社会学者が現実を見詰めて，そこに着実にうまれつつある農民層の生活の営為をくみとめて一体如何に創造的に学問の営為をなすべきか，という点にあるといわなければならない。考えてみるならば，日本農村社会学はすでに戦前段階において，鈴木栄太郎，また有賀喜左衛門という両峰をもっている。両者は，いずれもモノグラフィー法を重視して，[6] 当時の段階のわが国農村社会の構造を社会学・民俗学的理論として見事に剔出した。現段階のわが国農村社会は，きわめて激しく変動している。かっては〃いえ〃と〃むら〃を中枢として構成せられた農村社会の構造は現時，激しく資本主義的に解体せられてきている。かような段階においてこそ鈴木，有賀ら諸先達の，モノグラフィー法の伝統は再生されるべきであると，私たちは考えている。しかし，現実に激しく変動しつつある日本農村社会の実相を捉えるためには，つまり言葉を替えるならば，実体としての社会の変革期においては，戦前段階において，鈴木，有賀が採用した，私たちのいう所謂〃制度論〃的

アプローチ（具体的にはE，デュルケームの採用した方法を考えればよい）には，一定の限界があるといわなければならない。何故なら制度それ自体が変動・変革されつつあるからである。その，あらたに創られつつあるものゝ実相を剔出するためには，どうしても諸個人の現実の生活誌レベル，その生産・労働―生活過程，生産・労働―生活史レベルにまで立ちかえって，モノグラフィー法の真価を駆使しなければならない。社会，機構，組織，集団それ自体が変動・変革されつつあるわけであるから，当然のことながら最末端単位にまでおりて，つまり，諸個人の諸力の現実的発展のレベルにまでおりて，その変動の実相を把握しなければならない。私たちは本稿において，まさにかかる方法を採用している。それは，別の言葉で表現するならば，「変動・変革期におけるモノグラフィー法」ということにもなろう。私たちが別稿で[7]ふれたように，鈴木，有賀とも自らの析出した「原型」そのものが，日本の現実の資本主義経済の展開の中で，するどく変質していることを熟知している。しかし彼らの論理には〝村落〟にとって，また〝農民生活〟にとってそれは外からもたらされたものという理論規定の「枠」が勝ちすぎている。資本主義的生産様式の進展・展開過程は，まさに村落社会にとっては，外からもたらされたことは事実であり，そのことは戦後の「農民層分解論的視角」にまで及んでいる。けれども，現段階におけるわが国農村社会の変動をつぶさにみると，そうした変動の中で，すゝんで国民社会のあり方そのものを変革せざるを得ない諸力が，農民層の現実の生産・労働―生活過程の中で培われてきていることは事実である。そうして「経済的社会構成体」の前進的移行が問題とせられているのは，まさにかような現実を背景としているといわなければならない。こゝに私たちが「変動・変革期におけるモノグラフィー法」をあえて問題にする所以もある。ところで，こゝで私たちのいう「モノグラフィー法」であるが，それは始源的にみるならば，とりわけ労働社会学の分野で顕著にしめされるように，資本主義社会に人類社会が入ってから，すなわち，先資本主義段階とは全く質を異にした「資本―賃労働」関係が律する「職場」における労働者生活の剔出のため，まさに最初に採用せられたのが「モノグラフィー法」であったということを看過してはならない。[8]そうして，もとより社会人類学者によって「モノグラフィー法」は駆使せられているが，そこでは，すでに資本主義的社会に入った「西欧文明」の「枠」では，植民地・後進諸国の人びとの生産・労働―生活過程の実相，すなわち，その社会の実相がとけぬという前提があった。「モノグラフィー法」を採用しての「比較文化史」的観点が不可欠に必要とせられたということが，そこには示めされている。かようにみてくるならば，「モノグラフィー法」とは，そもそも人類社会があらたなる発展の段階に入った場合，社会学においてまず不可欠に採用されざるを得なかった「分析方法」であったということがこうしてあきらかになろう。その意味においては何も「変動・変革期における」という枕言葉をつける必要は全くないということになる。しかしながら，こゝで私たちがあえて「変動・変革期におけるモノグラフィー法」と称する所以は，先に，その一端を述べたが，こゝでは，さらに次の諸点を指摘する必要があろう。すでに私たちが，冒頭の本研究報告書「第2編を編むにあたって」でみたように，社会学をはじめとする社会科学界における変革期における研究の発展水準を考えるならば，現在，何よりも必要とせられていることは，この変革期にみあうところの，あらたなる段階での理論の再構築である。しかしながら，その「理論」はこれまでの「社会学」の中での伝統的に培われたエリートを社会変革の主体として位置づけるということでは再建されえないことはもはやあきらかである。ましてや，きわめて精緻に構成されているとはいえ，それ自体「主観的観念モデル」の域を脱しえないパーソンズの社会学理論は，多様にしかもダイナミックに変動しつつある現実のわが国社会の「変動・変革」過程を剔出しえていない。現時，問題とせられている現象派社会学にしても，それは端的にいってジンメルの「生の哲学」の再現であり「経済的社会構成体」の前進的移行が問題とされている現段階におけるトオタルな社会把握，その変動・変革のダイナミズムを客観的，経験科学的に把握しうるものとはなりえていない。さらに，マルクス主義理論陣営においては，従前の史的唯物論の再検討がするどくすゝめられているが，[9]その論理は，かならずしも，実体としてのわが国社会の変動・変革の客

観的な分析を土台においての労働者，農民，勤労者層の現実的解決課題と接合しているとはいえない。そうした中で，マルクス主義社会学の確立を志向する研究者集団の中からも，社会学的立場からの従前の史的唯物論の図式の方法論的，理論的再構築の試みがなされつつあるが，[10]しかしそれらも，かならずしも現実を生きぬく人々の生産・労働―生活過程，その中で現に惹起している諸解決課題と結びついているとはいえない。研究者自身の「分析図式」の確立にあまりにも走りすぎている感が強い。もとより研究主体の中に方法論として内在化した思想性の確立の要は，社会理論を志向する場合，まず第一義的に要請されることは疑いえない。しかしながら，その場合，とりわけ社会学研究者の場合，現実を生きぬく労働者，農民，勤労者の現実の生産・労働―生活過程にそれ自体内在化している論理，それを土台としての，そこを貫ぬく客観的法則性の剔出がその前提とならなければならない，と私たちは考えている。つまり，生活主体者と研究主体者の共感，生活主体者の中から研究者が学び，その生活を科学する志向性がその基底になければならぬ，と私たちは考えている。変革期を共に生きる思想性の問題が，そこには横たわる。私たちがこゝで「変動・変革期におけるモノグラフィー法」をあえて提唱する所以は，モノグラフィー法がこのことを確実に保証するからである。

2) さて，こゝで私たちが「変動・変革期におけるモノグラフィー法」という場合の〃変動・変革〃の意味について次に若干ふれておく。私たちが〃変動〃というタームを用いる場合，それは統体としての国民社会レベルからもたらされる社会変動を意味し，また〃変革〃というタームを用いる場合，そうした変動の中で，そこで現実的にもたらされている諸矛盾を如何に受けとめ，また如何に解決するかというたんなる〃適応〃ではない，その生活の創造的な営為を意味している。そうして図式的に表現するならば，一見，私たちのいう「資本の価値増殖の論理」に主導されての変動が前者で，人びとの「生活の論理」に立脚しての〃変革〃が後者というようにもみえるが，しかし私たちは，こうした二分法的論理を採用してはいない。前者においても人びとのそれぞれの労働―生活の部署において，当然のことながら，たんなる「資本の価値増殖の論理」に律せられないところの，それ自体「生活の論理」に立脚した人びとの生活の営為は，つねに作動しているわけであるし，その総体が国民社会における社会変動として立ちあらわれる，と私たちは捉えている。そうしてかかる意味においての統体としての社会の変動が個別の地域に，とりわけ個々の農民の生活に及ばされる場合，そこでもたらされる諸矛盾は当然のことながら，変革・止揚されざるを得ない，ということになる。すなわち本稿における変革というタームは，かような意味において重層的に用いられているが，「変動・変革」は，いずれにしても「階級的な力の拮抗関係」の中で，まさに動的にそれ自体運動している実体を意味する概念として用いている。しかも，そのさい私たちは，あらたなる生産力の発展そのものとして，社会的にあらたなる集団，組織，機構を創設，または既存の集団，組織，機構の質的変革を図らざるを得ないものとしての，かかる意味での社会の実体の変革を同時に伴なうものとして諸個人の諸力の発展を位置づけている。

3) 最後に，私たちの用いている協働概念と協業概念について若干ふれておこう。協働と協業の意味する内実は，もとより同一ではない。いうまでもないことだが，今日における一般的な協業形態は，企業組織をみればあきらかなように，それ自体資本主義的協業体として与えられている。そして農業生産の場合，家族協業体として存立している。ところで協働といった場合，そうした協業体内での諸成員の協働ということが直接的には考えられる。しかし，より大切なことは，そうした協業体の「枠」にとらわれない社会的協働といった内実を協働という言葉に私たちは含意させているということである。かかる観点から考えると，客観的には人びとはその生産・労働の過程をとおして，まさに社会的に協働しており，そこでの諸結果を「交換」することをとおして，総体としての人類社会の構造を維持させている。そうした客観的な構造が，主体的な意識に転化した場合，働らく者同志の社会的連帯（〃万国の労働者よ団結せよ〃の社会的基底）としての社会的協働意識が当然にめばえ，定着化せざるを得ないということになろう（所謂〃労農同盟〃の社会的基底）。そうしてかかる過程の進展の中で，現に存

する協業体のあり方自体の変革が当然に問題とされざるを得なくなるであろう。しかし，そうした動きは，結局のところ，国民社会レベルでの統体としての生産様式の変革の問題，そのための「国家権力」のあり方の変革に連動した問題を提起せざるを得ないことになろう。ところでそうした過程の進行の中での，社会的協働のあり方―社会的機構・構造のあり方，その変動・変革のプロセスをこゝで私たちは問題としている。別稿で論じたように，[11]この射呈の中に，私たちはマルクスのいう生産力概念の広義な意味での実体的なあらわれをみている。そうしてそれは現段階の社会学での，所謂〃ゾチアール〃な領域への着目ということにもなろうが，いずれにしても，かかる点の理論的解明は別稿にゆずらざるを得ない。

1) マルクス『経済学批判要綱』高木幸二郎監訳　第2分冊３３８頁
2) 山田定市「農民的生産力の基本的性格」(『北海道大学教育学部紀要』第２６号，１９７６）参照
3) 布施鉄治ほか「機業村落の構造変化と農民運動」(上）(中）(下の１）(下の２）(『社会労働研究』１５巻4号，１６巻1～4号，１９６９～７０年)
4) 福武直編『戦後日本の農村調査』(東大出版会　１９７７）参照のこと
5) 上記の諸点に関しては，布施鉄治「戦後農村社会学の展開と農民層の『生産・労働―生活過程』分析の視角」(石川淳志ほか『社会・生活構造と地域社会』時潮社　１９７５）参照のこと
6) 鈴木栄太郎がモノグラフィー法を如何に重視していたかについては，鈴木栄太郎著作集　第7巻『社会調査』(未来社　１９７６）所収の諸論考参照のこと。
7) 布施鉄治「村落社会構造分析方法についての若干の考察」(『社会学評論』５０号　１９６２）。
8) 布施鉄治，小林甫「わが国における労働・産業社会学形成過程に関する一考察」(『社会学評論』１１０号，１９７７）参照のこと。
9) 代表的なものとして，中野徹三『マルクス主義と人間の自由』(青木書店　１９７７），講座『史的唯物論と現代』2，服部文男編『理論構造と基本概念』(青木書店　１９７７）をあげることは容易である。
10) とりわけ注目しなければならぬのは，関西の研究者を中心として組織せられた現代社会研究会の活動である（機関誌『新しい社会学のために』）。
11) 布施鉄治「社会機構と諸個人の社会的労働―生活過程」(『北海道大学教育学部紀要』第２６号，１９７６）参照のこと。

補論　北海道拓殖実習場・十勝実習場における農民教育の特質

序　問題提起

すでに本論（第３部）でみたごとく，北海道拓殖実習場十勝実習場の一期生が集団入植して形成した部落が旧Ｔ部落であるが，かかる一期生層が学んだ拓殖実習場は，戦前段階における修練農場＝農民道場の一種であった。そこでの教育は，「時代に醒めたる開拓者」，「自治的精神」と「科学的農業経営」を旗印とし，家族協業形態を中心としながらも，部落の生産的機能，生活上の役割を，開拓地において意図的に創出しようとしたものであった。そして，個々の実習生の農業恐慌下の農村生活の中で生まれた「必要一要求」を，第二期拓殖計画へと連動させることによって，農業に対する社会的価値づけを行なったのである。そこにはあきらかに，加藤完治の山形県自治講習所（及び日本国民高等学校）を淵源とする農村更生運動下の農民道場との共通性と差異が存していたが，北海道開拓の担い手の教育においてきわめて効果的な成果をおさめたということができる。

私たちは以下，補論として北海道拓殖実習場における農民教育の特質を分析するが，それは当時とは異なった状況下であっても，今日においてもまた農村の「更生」，つまり新たな地域社会の形成という課題の中で，その担い手の教育にとって参考となるものが見いだしうると考えるからである。そこで，補論の序論として，今日の農業の担いてに対する教育のかかえている問題点を，簡単にみておこう。

(1)　最近の農業高校教育における農民道場精神への着目

私たちは本論において，「家」を単位とする家族協業体がいかなる矛盾に逢着しているか，そうしてその矛盾克服としていかなる方向が模索されつつあるか，について詳論した。家族協業体は「家」を単位としながらも，その「家」においてはかってのごとき家父長制的位座構造は崩壊しつつあり，他方で地域社会の生産力水準の累重的発展を孤立した家族協業体のみでは包摂しえない事態が進展している中で，「家」を越えた何らかの形での「社会的協業形態」の真剣な追及，つまり地域社会再編＝再興への志向性が創出されはじめているところに，現段階の酪農民の解決課題がある。このことは同時に農民教育，後継者教育の課題でもある。

ところで，ひるがえって考えてみるならば，農業基本法体制自体，第１５条での「自立家族経営」の選択的育成とならんで，第１７条において「共同的集団経営」を指摘してはいた。しかしそれは「規模拡大」のネック解消という側面からの把握であり，「自立家族経営」を補足する役割以上のものではなかった。従って様々な共同化の試みを輩出させながらも，結局は旧全総・新全総における大型機械の個別経営ごとの所有を基礎とする大規模専業経営創出という方向の中では，主要な傾向とはならなかった。こうして，いわゆる「ゴールなき拡大」路線に家族協業体は包摂されたのである。

この間，農民教育の課題は農業の近代化に即応する新しい担い手の養成におかれた。とりわけ農業自営者養成においては，高等学校程度の教育水準が前提とされ，かつ農業高校教育は単独制で一学年３～４学級を有する全日制課程が目標とされた。かかる方向は，昭和３９年の中央産業教育審議会答申「高等学校における農業自営者の養成および確保のための農業教育の改善方策について」が提起した，自営者養成大型農業高校の設立として結実する。[1)]

文部省はこの答申をほぼ全面的に取入れ，「自営者養成農業高等学校拡充整備実施要領」（昭和３９年）にもとづき，新型農業高校を設置しはじめた。北海道では，名寄農業高校・岩見沢農業高校・大野農業高校・帯広農業高校がそれである。

かかる農業高校の選別的育成は，他方において農村部における定時制課程の縮少または施設・設備の貧弱化をもたらしたことは否めない事実であったが，そのことについてはここでは立入らない。むしろ，上記の自営者養成大型農業高校教育の中に，昭和３５年の農林次官通達「農業伝習施設に関する要綱制定について」が強調した経営伝習農場教育の方法がとり入れられようとしていることに注目しなければならない。

３５年の農林次官通達は，「農村青少年活動の中核として農業および農民生活の改善を推進するに必要な農業および農民生活に関する知識，技術および教養を生産学習に重点をおいた学習と全寮制による共同生活とをとうして修得させるものとする。」[2]と，伝習農場の教育内容・方法を規定した。

経営伝習農場における農民教育が想起される場合，ふつう「２４時間教育，農場体験教育」の重視と「座学や，社会科学的思考は従とされる教育方法」によっての「勤労と耐乏を柱とした日本農民の伝統」[3]の固定化とが指摘される。たしかに加藤完治らの修練道場は，かかる特質を濃厚に有していた。戦後の「民主化」を経た後においても，戦前の「伝統」を直接的には持たない北海道農業講習所の『創立２０周年記念誌』でさえ，「今日なお，農業教育の中に師弟同行や，教養を高め技術に熟達し，更には，他を知り己を知ってこそ，その中から生まれでる根性の教育は，当時から受け継がれている教育精神である。」[4]と，山形県自治講習所との精神的親近感を語っている。

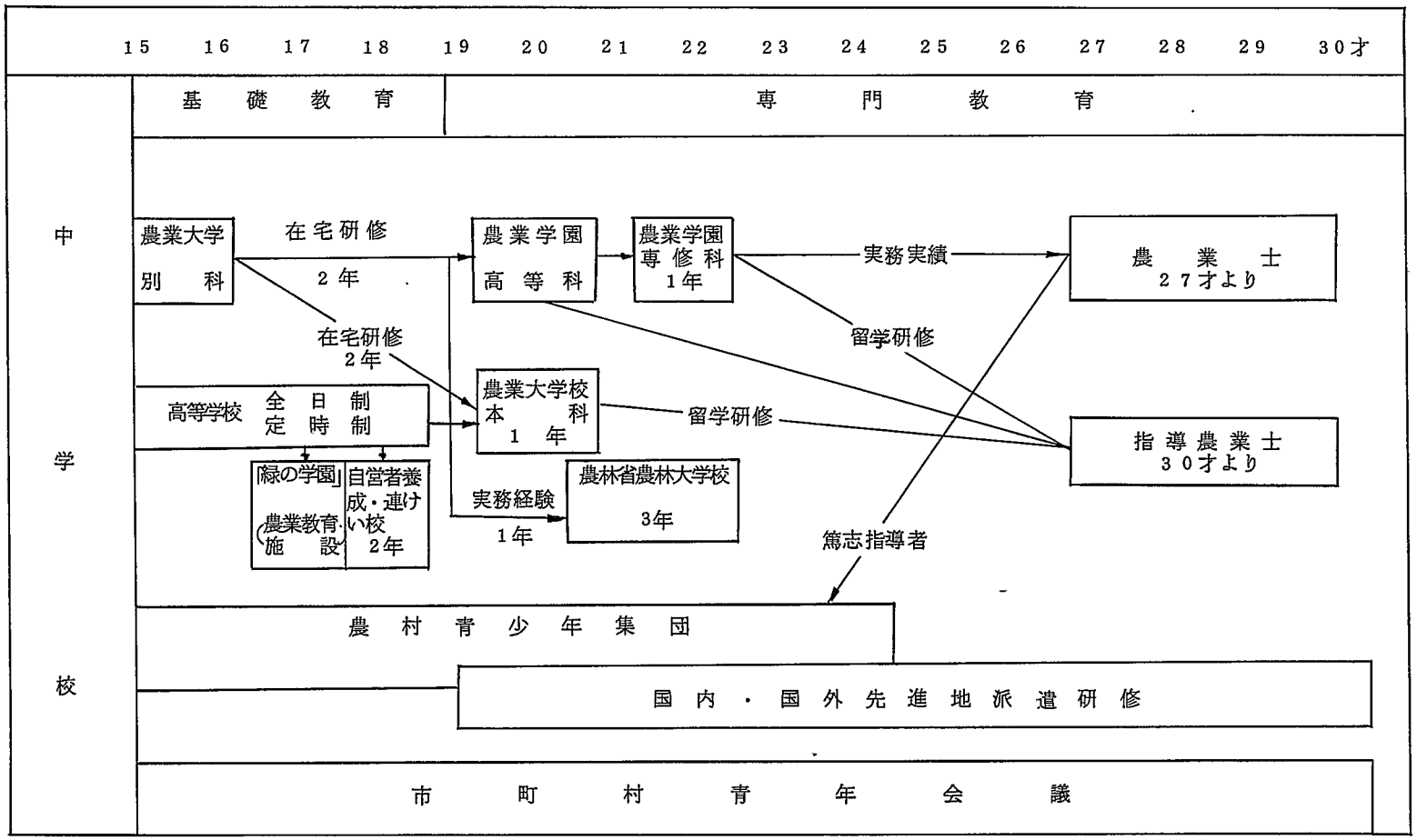
もちろん，直接的「復権」は不可能で，『日本近代教育百年史（農業教育）』の筆者が指摘するごとく，「単に農業技術を習得した職人」ではなく，「もっと高度な経営技術と，経営全般を見とおせる視野をもった農民の育成」[5]という農業近代化施策以後の要請に対して，伝来の伝習農場は対応しきれなかったといえるであろう。従って先にみた自営者養成大型農業高校においては「高度な経営技術と，経営全般を見とおす視野」の養成を重視することになる。その上で，それを担うところの「農業自営者の心構え」，つまり「自律，協同，責任を重んずる態度」[6]の養成という側面において，伝習農場の精神主義が，戦後の高校教育のあり方に対置して，想起されたのである。そうして，大型の農業高校と伝習農場との相互交流の中での農業経営の担い手の養成が，農業近代化のもとでの後継者教育の基本的な方向とされてきたのであった。

(2) 北海道における農業後継者教育とその問題点

ところで，上述したごとき方向は本道においても受容されている。「高度な農業技術と優れた経営能力を身につけた農業の担い手を育成確保する」対策の一つとして，「普及事業と農業高校との連携事業を促進するとともに，夏季休暇を利用した緑の学園を道立農業大学校で実施する」[7]という方策がたてられる。図８－０－１ の研修教育体系図においての，本道唯一の経営伝習農場＝農業大学校の位置づけは大きい。

しかし，本道の農業担い手教育の現実の事態は図式通りには進まず，きわめて深刻な事態にある。北海道においては，後継者の他出・新規就農者の減少に歯止めがかからず，農家補充率は５０％を割り，行政担当者の側からも現状をベースとする限り，北海道農業は支えられないとの声が出る事態に

図８－０－１　農業経営の担い手育成研修教育体系図



（出所）　北海道農務部農業改良課『昭和５０年度農業経営の担い手育成対策事業』ｐ１４

たち至っている。３０年代までの農業後継者教育がその質的向上を問題としていたのに対し，４０年代の半ばになると，人の確保を第一課題とせざるをえなくなる。その背後には，すでに本論でみてきたように，「家」を単位とした家族協業体における家族成員の現実の生産・労働一生活過程における諸問題が介在していることは，いうまでもない。「高度な農業技術と優れた経営能力」の内実が，まさに問題なのである。しかも家族協業体を越える「社会的協業体制」が考えられなければならないとすると，それを担うべき諸個人の中に，それに見合うべき諸力能を育成する必要が生ずる。

この点，たとえば新潟県農業教育センターが，自営者養成高校での教育をベースに，「協業経営や，村での指導性，つまり農業指導者養成のためにリーダーシップという学科目が作られ，また，経営計画へくいこむ能力と地域計画への主体的参加を訓練させるために農林行政・農業経営・営農設計などの農業科目に重点を置い」て，「従来の伝習農場のもっていた技術・錬練主義からの脱皮を試みようとし」[8]たのは，一つの行き方である。

しかし，本道に関してみるかぎり，農業学園・農業大学校・各種の研修講座など，メニューは豊富だが，教育理念と教育方法の体系化においては，今後の課題といわざるをえない。少なくとも本道の場合，全道４～５カ所の自営者養成高校と農業大学校の組み合わせから，全道２１３市町村の農業指導者が養成されるという構造は存していない。そうして現時点で本道の農業教育を考えるさい，自営者養成高校を含めて全日制課程の高校農業科１８校に対し，定時制が４４校あることが重視されねばならない。定員に満たない応募人員，入学者最低点が極めて低い，施設・設備が整っていないなどの悪条件の中で，これらの学校ではそれぞれの地域社会の期待に答えるべく様々な努力をしてきているが，矛盾は深く大きい。

拓殖実習場十勝実習場のあった大樹町をとりあげてみると，大樹高校全日制農業科は，町レベルでの大規模酪農化開始の４２年に季節定時制（４年制）となった。現在，「地域住民の要望は，大樹町の議決をはじめ，広尾町，忠類村，の校下三町村は，あげて全日制酪農科設置の線でまとまり，……道へ陳情に及び，結果的には，当面現状維持」を余儀なくされている。かかる事態のもとで，大樹高校の教師集団は，「『この地域として農業教育は必要である。』との結論は出るものの，ではその『教育体制はどうあったら良いのか？』と言うことになると，中々まとまらず」[9]にいる。その根底にある「学歴尊重主義，誤れる職業観，進路決定の時期」といった問題の解決は，たしかに「学校にのみ負わされる課題ではなく国民全体で考えなければならない根の深さをもっている」[10]。しかし，ここで注意したいことは，このような現実の中から次にみるごとき将来展望，もしくは願望が出されていることである。

「『自由選択制を拡大して高校と大学の中間を行くような……学校』『生徒の一人一人が正しい職業感や価値感，使命感をもち，学校生活に生きがいを持てるような学校』を，『地域性に密着した郷土愛豊かな人間育成が出来る学校』『ローカルで独自のあり方に誇りのもてるような学校』こんな学校が道内に一つ位生まれてもよいのではないか。」[11]

ここには，新潟県農業教育センターにおける農業教育の方向とは違った，いわば地域に根ざした分権的な農業教育への志向性がある。それが，父母の生産・労働一生活過程に基づく子弟への教育要求（資料１参照）と，また高校生自体の今後の農政や，酪農の将来に対する認知欲求，大型機械等の実習充実欲求[12]と結合し，行財政的にも人員的にも保障され，高い指導性を持ちえたとき，地域社会

に農業教育センターとしての高等学校の役割が定着するであろう。

このようにみると，酪農経営の「ゴールなき拡大」の矛盾を発展的に克服する方策とともに，それを主体的に担うべき後継者教育における教育理念・内容・方法の確立は極めて重要な問題となる。そうして，上述までの行論の中でふれてきたところであるが，かかる教育理念・内容・方法を考えるさい，戦前からの修練農場＝伝習農場の伝統の評価，その再生の方向性の検討は不可避である。私たちは以下，北海道拓殖実習場における農業教育を十勝実習場を中心として検討するが，そこには加藤完治らの修練農場と同一視しえない貴重な体験が脈うっている。それを把握することを通して，現段階における，新たなる段階での農民教育機関を考えるさいの，一基礎作業としたい。

以下，第１節においては北海道拓殖実習場の目的と沿革，第２節でその設立＝運営の中心人物であった松野伝の開拓観・農民観を，第３節では十勝実習一期生における教育過程を分析する。

なお，松野伝は青森県出身，大正１１年，北大農学部（農学科）卒業後，北海道農業試験場に勤務，昭和２年より同根室支場初代場長，７年より北海道拓殖実習場十勝実習場初代場長，１２年に渡満，奉天大学々長となり，「満州」開拓に北海道農業をもちこんだ人物である。戦後は，旧Ｔ部落の⑥によれば，郷里の弘前女子短大学長や青森県副知事をしたとのことである。

＜注＞

1) 上記の答申における農業教育方法改編の性格は次のごとく指摘されている。「極端にいえば，卒業生に就農の義務的な枠をはめた高校の設置を意味するし，同時に農業従事者たらんとする者は，全寮の精神的な指導を受ける必要があるという一種の精神主義的農業教育の流れの再登場をも意味していた。／通学者の便を考えたり，長時間あるいは，不断の農作業の便のための宿泊施設としての寄宿舎というよりは，教育施設としての寮を必須なものと考える農業教育方法の主張であった。そして，当然そのため大幅な資金援助と，広大な実習農場（自立経営農家のモデルセット的な規模）の整備をともなうものであった。」（国立教育研究所『日本近代教育百年史１０・産業教育(2)』昭和４８年12月）ｐ８２６。

2) 同上，ｐ８３０参照。

3) 同上，ｐ８３２。なお，武田清子「加藤完治の農民教育思想 ― 国民高等学校運動と満州開拓団」（国際基督教大学学報，Ⅰ―Ａ教育研究Ⅱ，昭和４０年）参照。

4) 北海道立農業講習所『２０年のあゆみ』（昭和４１年刊），ｐ３３。なお，加藤完治の山形県自治講習所は次のように紹介されている。「この講習所の中心は，筧克彦博士の『かんながらの道』を指導精神とし，全寮制による師弟同行，みそぎ，礼拝，やまとばたらきによる心身の潔斉，武道，特に直心影流の型による気力鍛練等，いわゆる日本精神を中心とする農民魂の練成を教育の主眼とし日本農民としての理想信念の確立に重点がおかれた。」（同，ｐ33）。

5) 前掲『日本近代教育史１０』ｐ８３４

6) 中央産業教育審議会答申「高等学校における農業自営者の養成および確保のための農業教育の改善方策について」。前掲『日本近代教育百年史１０』ｐ８２４～６参照。

7) 北海道農務部農業改良課『昭和５０年度農業経営の担い手育成対策事業』ｐ１

8) 前掲『日本近代教育百年史10』p839。なお，藤岡貞彦「経営伝習農場の変貌と農業教育センターの発足」（宮原誠一編『農業の近代化と青年の教育』，農山漁村文化協会，昭和３９年，所収）に詳しい紹介がある。

9) 背戸田信男「本校における農業教育について」（北海道大樹高等学校『研究紀要』第４号,昭和48

年３月，所収）p11

10)　同上，ｐ１３

11)　同上，ｐ１５

12)　小林甫「過疎地域社会の高校生とその進路志向性」（全国過疎地域対策連盟発行『過疎情報』№52，昭和５１年３月）参照。

資料1.

農業後継者教育に関するご意見，ご希望等（大樹高校定時制生徒課・教務課調査，昭和４７年）

- 農業後継者は少なくとも高校はぜひ出すべきであり専門教育とともに精神面の教育が必要である。出来れば高校時代に２０～３０日位等農家などで，精神と実学の両面にわたる委託実習をさせ，卒業後は１年位実習させることが必要である。
- 働らきながら学ぶことは大変良いことであるが，現実には自宅での仕事はあまり期待できないし，学ぶ時にはやはり学業に専念すべきであり親も割きってしっかり勉強させることが必要であると思う。
- この地帯は主として酪農地帯であり特に酪農や機械に力を入れるとよい。
- 早急に全日制酪農科として内容も充実させるべきである。できれば２学級位にし農業後継者教育の内容充実をはかるべきである。
- 農村婦人の家庭教育は非常に大切である。食生活の改善に力を入れてほしい。
- 酪農，乳業に対する教育の充実を願います。
- 農業の「良さ」を人生観からとらえて欲しい。
- 農場における単位生産量の増大。
- ３年間位の徹底した学習が必要。
- 学校で基礎的な一般知識を修得，卒業後専門的に入る方がよい。
- 女子にも後継者として農業の基礎知識は必要である。
- 近代的経営をするために，普通教科と専門教科を学習した方が今後変ぼうする状勢に対応できる。
- 若い時代に学習に専念した方がよいので３ケ年がよい。
- 学校時代に一般基礎的なことを。社会に出てから専門を深く。
- 遠い通学生は定時制は通学が困難。
- 女子にも農業教育を。主人が不在でも作業が可能でありたい。
- 地域の農業に密着した教科が必要である。

第１節　北海道拓殖実習場の目的と沿革

北海道拓殖実習場は昭和７年１２月に開設され，３７年５月に閉鎖された北海道開拓民の教育機関である。本節ではその開設目的及び沿革をみておこう。

第１項　第２期北海道拓殖計画と拓殖実習場

北海道拓殖実習場十勝実習場は昭和７年１２月に開場された。それは，「本道農業ノ特質ニ即シタル経営方法ト生活様式トヲ体得セシメ，併セテ堅忍不抜ノ開拓精神ヲ涵養センコトヲ期シ」[1]，全道５カ所に設置された拓殖実習場の嚆矢をなすものである。

拓殖実習場創設の意図・経過については，松野伝『北海道拓殖実習場概況』（昭和１１年６月）に詳しいが，北海道第二期拓殖計画に基づく移民の陶冶がその当初の目的であった。

「昭和二年第二期拓殖計画樹立とともに移民の招来頓に多きを示したりしも，当時経済界の不況年と共に深刻を加へ移民の素質漸次低下し且つ又爾来作況の不振は其の成績香しからざりしを以て本道移民政策に対し免角の論議なすものあるに至れり。昭和五年当時全国的に失業救済問題喧しく之れが対策の一助として〔北海道〕庁内に於て府県失業者を移民収容地の一団地に招来し国営的農場設置をなすの計画ありしも其の具体案は諸種の事情によりて樹立するに至らざりき。／更に本問題に関し其の根本的の対策として道の内外より本道開拓に志ある有為なる青年を集め自給自足的の実習農場を経営せしめ其の技術の修練と開拓精神の振作をなし之れを各移民地に扶植することによりて移民の全福的向上に資せんとするの施設を計画し着々其の豫備的調査を行ひたり」[2]。（傍点筆者）

かくのごとく，拓殖実習場設置の背後には，昭和２年からの北海道第二期拓殖計画があった。そして，農耕適地158万町歩の造成，牛馬100万頭の充実，移住者197万人の収容を三本柱として，「帝国国富増進」を企図した第二期拓殖計画自体，人口政策・食糧政策が根底にあり，当時の日本資本主義の体制的危機の緩和政策としての性格を有した。その意味では，「地主対小作の矛盾の爆発を外地移住（移住地での生活に幻想を与えて）という方向へそらす」[3]という役割を，全国的レベルでは担ったのである。

ところで，北海道への来住人口は大正８年をピークに減勢に転じていた。入植者も移民前地での不況により困窮者が多くなる。その上，北海道開拓自体が外延的拡大から内包的発展にさしかかっており，この期における移民受け入れ地は従来まで耕境外地とされていた根釧原野・サロベツ原野等の国有未開墾地が主体となっていた。かかる事態のもとで第二期拓殖計画は，自作農創設維持を背後に置いているので，自作農の扶植，移住小農に対する直接的保護政策がとられる。すなわち，大正１２年の許可移民制度，昭和２年の民有未墾地開発に対する道独自の開発資金貸付規程等により，「特定地貸付或いは民有未墾地買入れへの移民（第二期拓殖計画以降）に対し平均300円の移住補助金が交付されるほか，公課免除，種子配布，優良農具の貸付，等の起業助成」[4]が行なわれた。そうして，畑作農家一戸について牛２頭・馬１頭の「大家畜三頭主義」がとられた。

他方，第二期拓殖計画においては，営農技術体系自体としても，従来の穀菽萬能に対し「北海道農業」の確立が志向されたことを看過してはならない。詳しくは次節でみるが，本道移民地の外延的拡大にともない，当然の結果として，火山灰地・泥炭地・重粘地・強酸性地等での開拓が余儀なくされ，それは一方で土地改良事業を第二期計画の農事奨励策の一つの柱とさせる。そして，それと並んで，甜菜栽培と酪農に重点をおく経営が志向されたのである。第二期計画自体は，その前半はうち続く凶作・冷害により，後半は太平洋戦争により，目的を達成せずに終るが，「第二期拓殖計画期における開拓政策の流れは，戦時の中断を経て戦後開拓につながる重要な意義をもつ時期」[5]であった。

第２項　拓殖実習場創設当時の基本的性格

さて，北海道拓殖実習場は，かかる第二期拓殖計画の時代に，「不屈の開拓魂と優秀な経営技術を身につけた中堅開拓者の育成・訓練」[6]を目的として，従来耕境外とされていた「僻遠の地」に設けられたものである。設立に至る経過は表8－1－1のごとくであり，昭和７年１２月１０日入場式の十勝実習場を皮切りに，８年１２月の北見実習場（置戸村），１０年３月の釧路実習場（弟子屈村）が開場

された。その基本的性格は，着実勤勉な腕と頭を有する農民育成という点で農村更生運動下の塾風教育と共通点を持ちつつ，道内未墾地開拓に焦点を合わせる点で，そうして農業科学を重視する点で，独自性を有していた。『北海道拓殖実習場要覧』はその「設立の目的」において，塾風教育との共通性と，差異性を次のごとく述べている。

「 輓近文部省案による拓殖訓練所及農林省案による農民修練場と，一面時勢の進運と輿論によって全国的に勃興しつつある国民高等学校及勤労主義的の塾堂教育機関に於て主張する趣旨と一脈相通ずるものがあるが，本道独自の立場より之等を合理化し実際化せるものと称して溢言ではない。即ち拓殖実習場は一種の拓殖訓練所であり農民道場である。」（傍点筆者）[7]。

表８－１－１　北海道拓殖実習場創設経過

昭和　2年	北海道第２期拓殖計画
4年	民有未墾地開放による入植者増大
5年	道庁内に実習場に関する計画起こりしも中止
5年	第３０回通常道会，議員河合才一郎氏よりの建議，「拓殖実習場設置に関する件」提案可決
6年	第３１回通常道会に昭和７年北海道拓殖実習場歳入歳出予算案及び北海道地方費特別会計設置の件，長官より提案可決。（北見・置戸，十勝・大樹，釧路・弟子屈，北見・遠軽，根室・別海＜奥風蓮＞の５カ所に設置予定）
7年	（ 7月）内務省より，国有林籍の営林財産目的廃止の件認可さる。（北見・置戸，十勝・大樹，釧路・弟子屈，根室・別海＜上風蓮＞の４カ所に設置予定） （ 9月）北海道庁令をもって北海道拓殖実習場規定公布 （ 9月）十勝実習場実習生５０名の募集方，各府県庁・支庁長に依頼通牒す。１０月末日迄に出願せる者，道内１０１名・府県２０５名の計３０６名 （１２月１０日）十勝実習場入場式
8年	（ 8月）北見実習場建築工事 （１１月）十勝実習場第１回修了式 （１２月）十勝実習場第２回入場式及び北見実習場開場式
9年	（ 3月）十勝実習場１期生２０名，旧Ｔ部落に集団入植
9年	（ 8月）釧路実習場建築工事
１０年	（ 3月）釧路実習場開場式 （ 5月）北海道第２期拓殖計画改訂案の一部として実習場国費移管案提出
１１年	（ 5月）天塩実習場の用地調査を行なう（天塩・豊富） （ 6月）１１年度予算において各実習場人件費は拓殖費支弁となる （ 9月）陸軍特別大演習の際，天皇，十勝実習場及びその修了生の集団入植した旧Ｔ部落に行幸
１２年	十勝実習場初代場長・松野伝，渡満（奉天農業大学々長） 天塩実習場開場
１４年	旧Ｔ部落の１期生３名，農業技術指導員として渡満
１７年	根室実習場（中標津）開場

（資料出所）　松野伝『北海道拓殖実習場概況』（昭和１１年）ほか

表８－１－２　実習場別保有施設

	十勝（8年）	十勝（10年）	北見（10年）	釧路（10年）
事務所兼寄宿舎	1棟(220坪)	1（382）	1（280）	1（299）
倉庫	—	1（120）	1（30）	1（30）
作業場	—		1（80）	1（50）
農具庫	—	1（45）	1（15）	—
厩舎	1（60）	3（194）	2（260）	2（104）
牛舎	—	2（70）	1（60）	2（32.5）
豚舎	—	2（88）	1（30）	1（30）
羊舎	—	1（32）	—	—
鶏舎	—	1（53）	1（20）	1（20）
装蹄舎	—	1（8.8）	1（10.5）	1（10）
畜産加工室	—	1（15）	1（15）	—
貯蔵庫	1（4.5）	2（11.5）	—	—
納屋	1（30）	1（45.5）	1（22.5）	—
車庫	—	1（10）	1（10）	—
飼料室	—	1（8.8）	—	—
肉加工室	—	1（7）	—	—
経営農舎	—	1（15.8）	—	—
サイロ	—	1基	—	—
簡易地下サイロ	—	—	1基	—
公宅	1（2戸，40）	3（4戸，84）	3（5戸，110）	3（5戸，80）
定夫舎	2（2戸，25）	2（4戸，50）	2（4戸，25）	2（4戸，50）
炭窯	1箇	10箇	5箇	3箇
共同浴場	—	1（8.5）	—	—
農産加工及醸造室	—	〔1予1年定〕	—	—
大農具庫	—	〔1予1年定〕	—	—

ここにいう塾風教育の本道独自の立場からの合理化・実際化の背後には，「開拓従事者一般の向上，延ては農村の着実合理的な経営，本道拓殖の円満なる進展」[8]という実習場の最終目的があり，さらに精神主義では如何ともしがたい北海道の大自然があった。

このように，設立当初の北海道拓殖実習場は満州移民養成を直接の目的とはしていず，第二期拓殖計画に基づく道内への新規入植者の教育機関であった。それは，当時の道庁長官・佐上信一が初代理事長に就任した北海道酪農義塾における全寮制塾式教育とともに，第二期拓殖計画の農業開発構想を実現するための農民教育の両輪として位置づけることができる。

なお，拓殖実習場は道庁管轄だが自給自足の方針をとった。初期は農産・畜産収入よりも林産収入に依拠したが，かかる自賄いは同時に実習生指導の基本方針ともなる（後述）。しかし昭和１０年現在の実習場別保有施設・経営面積・家畜数(表8－１－２～４）をみると，少なくとも十勝実習場ではその基礎がほぼ固まっていたといえよう。

表８－１－３　実習場別経営面積

		十　勝	北　見	釧　路
用　地　面　積		935町	845	1,000
8年	開墾面積	92	—	—
	既墾地	92	—	—
9年	開墾面積	58	45	—
	既墾地	150	45	—
10年	開墾面積	50	33	70
	既墾地	200	78	70
11年	開墾面積	50	15	50
	既墾地	250	92	120

表８－１－４　実習場別家畜数

		十勝（８年）	十勝（10年）	十勝（計画数）	北見（10年）	釧路（10年）
耕馬	騙	29	28	15	15	22
	牝	6	14	30	5	10
乳牛	種牡	—	1	1	—	—
	牝	8	24	50	8	10
緬羊		5	19	80	11	—
豚		7	40	30	10	10
兎		—	51	30	21	9
鶏		112	202	500	65	30
蜜蜂		—	—	—	—	2群

第３項　拓殖実習場と「満蒙」開拓

昭和６年より９年まで冷害凶作が全道を襲い，開拓地ではそれ以後も不作は続く。そのため第二期拓殖計画の手直しが迫られた。１０年の計画改訂の主な内容は，「産米増殖計画蹉跌の後始末，および北海道の風土特性の再認識の上に，北方有畜農業の確立が提唱」[9]されたところにあった。しかし，食糧増産計画目標自体の縮小はできず，さらなる移民奨励策がその中核を占める。根釧原野中心の特定地入植を中心とした１６万余戸の許可移民計画がそれである。

こうした拓殖計画改訂の中で，拓殖実習場の役割の重要性が強調され，道庁拓殖部殖民課は第二期計画改訂に伴なう拓殖実習場改訂案を提出した。当時，十勝実習場初代場長で，この作業に加わった松野伝は次のように改訂目的を述べている。

「昭和１１年度より本道の其の後の実状に即し之れが開発を促進せしむるが為め拓殖計画の改訂の議起るや，之れが根幹をなす移民の招徠は其の年期の延長と共に重要なる事項にして且之れに伴ひ特殊原野の開発計画あり実習場の存続を要するや更に切なるものあり且つ其の施設の根本に於て拓殖費にて行ふ可き性質の事業なるを以て此の際従来地方費にて行ひ来れる施設の全部をあげて之れを国費に移轄し且つ特殊原野開発に伴ふ泥炭地及火山灰地に夫々，実習場を開設するの案を〔道庁〕殖民課より提出する所ありたり」。[10]

すなわち，拓殖実習場改訂案の第一は経費の国費（拓殖費）移轄，第二は新たな実習場の開設である。後者では天塩実習場（泥炭地，天塩郡幌延村豊富），胆振実習場（火山灰地，勇払郡苫小牧町）のそれぞれ１１年度，１８年度の開設が企図されたが，大蔵省査定で天塩のみが認められた（12年１０月開場）。国費への移管については，「其の性質上之を拓殖費の施設と為すの必要」はあるが「其の経営方法は自給自足を基礎とする」[11]ということで，職員人件費が国費支給となった。

ところで，満州事変以後，加藤完治らは「弥栄開拓団」や「満蒙開拓青少年義勇軍」を「満州」の軍事的要衝地に送りこんでいたが，昭和１１年以降になると「満州開拓移民計画」（20年間に100万戸）の国策が喧伝される。こうして「純内国殖民たる北海道への移民が，とみにその意義を喪失」[12]し，逆に北海道からも開拓団員 2,007人，義勇隊 1,122人の計 3,129人が満蒙へと送出された。「多くの指導者陣（元根釧農試・拓殖実習場長　松野伝，道庁　安田泰次郎ほか）および馬耕指導員等の実践的技術指導者，開拓実験農家，畜力農機具製造業者等」[13]も渡満した。また，すでに本論でみたごとく，標茶町虹別地区からは⑫の「家」が開拓指導農家として，大樹町尾田地区旧Ｔ部落からは，十勝実習場一期生層３名が渡満している。

しかし松野伝が加藤完治らの農法に批判的だったことは留意されてよい。

「満州事変直後に処して，加藤完治氏等の先覚者は，其の燃ゆるが如き懸案と熱を以って俗論を一蹴し，……二十箇年百万戸計画なる日満両国の大国策移民とまで当局を動かし」たのであるが，「此の大国策の遂行は何れの観点よりするも決して容易なものではあり得ない」。殊に「営農の安固定着」を「農業科学陣営は一丸となって」目指さなければならない，と松野は指摘している。[14]

松野は在来式満州農法や府県式手耕，また加藤完治流の神がかり「農法」に対し，北海道プラウ畜耕農法を普及させようとした。つまり松野は「限りなき失敗の累積」，「血みどろの苦闘の後にかち得たる成果」であり，「日本人の生活を基底として，世界における農業科学の枠を吸収消化し，開拓農業として独自の営農を確立させる北海道農業」[15]に着目したのである。ここには次節でみるごとく，北海道農業確立に全力を尽くした農業技術者・松野伝の自信と抱負が溢れている。

もっとも松野においても，彼が大日本帝国の植民地経営の尖兵の役割を果たしていたことへの無自覚を指摘するのは容易である。次の松野の文章には「満蒙国策」の第一線に立っている自負がうかがえるとともに，戦時体制下の拓殖実習場の実相をもみることができる。

「北海道約二十万戸の農家には小作農も多く，二・三男は年とともに溢れつつあり，現在それ等農家の土地取得の問題は，相当大なる問題となってゐる。曾て筆者の直接関係した，全道四箇所に設置された北海道拓殖実習場は，今日大部分此の種の青年層を収容し訓練の上，昨年〔昭和１５年〕よりは府県移住民同様の補助金給与の特典をも与えて，国有未開地に入植せしめているが，とても之れだけでは全道農民の要望を満しえないことも事実である。青少年義勇隊に今日一千名を送りつつあるが，未だ直ぐにも満州開拓民として国策の第一線に躍り出したくて腕のムズムズしてゐる農家の少くない事は確かである。……又拓殖実習場の如き此に募集難にも陥っている事情を仄聞するのであるが，あの設備の如きは開拓民訓練機関として孰れかに移管するが如き事も当然考慮されるのである。」（傍点筆者）[16]

このように，北海道開拓民養成機関たる拓殖実習場は，昭和１１年の職員人件費の国費移管以後，その性格を若干変容させる。そうして太平洋戦争直前になると「募集難」，また「満蒙」開拓への実習生の志願も出てくる。拓殖実習場の性格はあきらかに変質していった。敗戦までの間に，中標津実習場（昭和１７年）が開場されるが，それは北海道農業試験場根室支場の施設と圃場を借用しての設立であり，修了人員も１７～１９年の３カ年で４５人と少なかった。

第４項　戦後の実習場とその終焉

実習場はどこも「地力の消耗し切った畑，栄養失調の家畜，荒れ放題の建物，食糧の貯えとてなく，水や灯火にも事欠くという荒廃した姿」[17]で戦後を迎えた。北見実習場本庁舎は２０年に焼失し，天塩は設備不備の上，破損が甚だしく，北海道農業試験場根室支場の施設・圃場を借りていた中標津は，同支場の酪農部門拡大のため２１年に廃止となった。

しかしこのような状態にあっても，緊急開拓による北海道農業未経験の開拓志願者が殺倒し，中標津を除く４実習場は「苦しい態勢の中で訓練を行ない再建への命脈をつない」[18]だ。『北海道戦後開拓史』によれば，この間，実習場は緊急開拓者・復員軍人等の入植待機者の訓練，開拓増産隊々員の訓練，開拓基地農場の併設（十勝・釧路・天塩）等の社会的活動を担っている。

２４年になると緊急開拓の嵐はほぼおさまり，開拓者教育のための実習場の再建とその活用が企図される。しかし「荒廃の甚しさから，予算と職員を集約して行なう以外ない」[19]との判断で，北見・天塩の二場が廃止された。そうして十勝実習場は「耕地２５０町，搾乳牛３０頭，長期輪作の混同経営」，釧路実習場は「耕地１００町歩（飼料作物主体），搾乳牛５０頭の主畜経営」[20]という再建方針で，緊急開拓期につづく地区開拓計画期への対応をはかった。この時代の十勝・釧路両実習場の社会的機能で重要なものは，北海道農家委託生制度にもとづく委託生の教習，３１年から開始された根釧パイロットファーム入植者・３３年からの新営農類型モデル地区入植者の短期講習である。

農家委託生制度とは，「府県の入植希望者を入植前に予定地附近の農家に委託して住み込ませ本道農業を習得させる」[21]ための制度で，本報告書第１編第２部標茶町における戦後入植者のうち ⑮ ⑤ ④ ⑪ [1] [2] がそれを経験している。２８年の４月の拓殖実習場規定の改正により，委託生となり（前者が二部生，後者は一部生），二部生は農家委託の前後約一カ月間，実習場に於て必要な学科教習をうけた。（ [7] ③ ⑨ がこれを経験した）。

なお，実習場は技術講習のほか，集団生活・集団訓練等にも利用されたし，予備自衛官の入植希望者，府県農業高校生の夏期実習，派米青年・ブラジル移民の訓練などにも活用された。

しかしながら，高度経済成長期に入ると，新規入植者の減少とともに実習場入場希望者も激減した。中堅入植者養成の意義もうすれ，「この広大な施設の有効利用を別な見地から図るべきであるとの意見が支配的となり」[22]，実習場は３７年５月３１日，その３０年の幕を閉じた。十勝実習場の跡地は北海道酪農開発事業団の乳牛育成牧場となり，トラクター等は大樹高等学校に移管された。釧路実習場は，一部道庁林務部の管理下に入った。

以上みてきた北海道拓殖実習場は３０年の歴史を通じて，4,582人の修了生を世に送り出した(表８－１－５参照)。実習場ごとにみると，３７年まで存続した十勝(45.6%)，釧路(30.2%)がその大半を占めている。戦前・戦後の比率はほぼ半々で，戦前の第二期北海道拓殖計画下のみならず，戦後緊急開拓期，地区開拓計画期においても，中堅的入植者を次々に開拓地へ送り出したのであった。

表８－１－５　北海道拓殖実習場修了者数

		研究生	男子	女子	二部生	計
十勝(7～37年)	開場～１９年	１２１	８０２	７１	—	９９４
	２０年～閉場	４３	９１６	４０	９０	1,０８９
	合計	１６４	1,７１８	１１１	９０	2,０８３
北見(8～24年)	開場～１９年	９１	６１２	—	—	７０３
	２０年～閉場	—	６４	—	—	６４
	合計	９１	６７６	—	—	７６７
釧路(10～37年)	開場～１９年	５４	４４４	—	—	４９８
	２０年～閉場	１７	７８９	—	７９	８８５
	合計	７１	1,２３３	—	７９	1,３８３
天塩(12～24年)	開場～１９年	２０	１６７	—	—	１８７
	２０年～閉場	２	８９	２６	—	１１７
	合計	２２	２５６	２６	—	３０４
中標津(17～21年)	開場～１９年	１	４４	—	—	４５
	２０年～閉場	—	—	—	—	—
	合計	１	４４	—	—	４５
全実習場	開場～１９年	２８７	2,０６９	７１	—	2,４２７
	２０年～閉場	６２	1,８５８	６６	１６９	2,１５５
	合計	３４９	3,９２７	１３７	１６９	4,５８２

出所：『北海道戦後開拓史』

<注>

1) 北海道拓殖実習場創設案の道議会提案のさいの佐上長官趣旨説明より。(北海道庁拓殖部『北海道拓殖実習場十勝実習場第1回実習生感想録』昭和8年3月刊, 所収) P53
2) 松野伝『北海道拓殖実習場概況』(昭和11年6月, 謄写印刷) P1
3) 北海道総合経済研究所『北海道農業発達史(上)』(中央公論社, 昭和38年)P836
4) 同上 P841
5) 北海道庁『北海道戦後開拓史』 P24
6) 同上 P220
7) 北海道庁『北海道拓殖実習場要覧』(昭和10年7月版) P2
8) 同上 P8
9) 前掲『北海道農業発達史(上)』 P827
10) 前掲『北海道拓殖実習場概況』 P88
11) 同上 P105
12) 前掲『北海道戦後開拓史』 P24
13) 同上 P25
14) 松野伝『満州開拓と北海道農業』(生活社, 昭和16年2月)の「序説」 P4
15) 同上 PP4～5
16) 松野伝「満州に於ける開拓民事業の新段階と北海道農業」(同上書所収) PP35～6
17) 前掲『北海道戦後開拓史』 P221
18) 同上 P222
19) 同上 P222
20) 同上 PP222～3
21) 同上 P223
22) 同上 P225

第2節 松野伝と根釧原野開拓の教訓

以上, 私たちは拓殖実習場設立の背景, 目的, 経過, その戦後における変容と終焉をみてきた。それからもわかることだが, 拓殖実習場の農民教育論にとっての意味は, とりわけ設立当初の教育内容に端的にあらわれている。私たちは以下, その検討に入るが, その前に初代十勝実習場長・松野伝についての検討をしておく必要がある。拓殖実習場は農民道場との共通性を自覚しながらも, 「之等を合理化し実際化せるもの」で, そこに松野の強調する「科学的精神」があった。しかもそれは机上のものではなく, 昭和初年の大凶作時代に根釧原野開拓で苦闘した経験により裏うちされていたもので, 初期の拓殖実習場の農民教育のバックボーンとなっていた。

本節では, 第二期拓殖計画下の根釧原野開拓事業, そして昭和8年からの根釧原野農業開発五カ年計画に対する松野の見解を分析し, 彼の開拓観・農民観をみておこう。

第1項 根釧原野における穀菽農業の失敗

第二期拓殖計画は第一期計画の反省の上に構想される。その根幹は穀菽農業からの脱脚というと

ころにあったが，松野伝は穀菽農業の形成事情を次のように説明する。

「明治三十年以後大正時代は北海道として比較的気候に恵まれた時期であって，到る処に水稲は稔り，荒地は開墾と共に各作物がよく稔ったのである。斯くして蟻の甘きにつくが如く，自ら殺到せる府県よりの移民は，其の開墾技術を会得せる道内転住者を先達者として，十勝，北見，天塩，釧路及び根室国に迄開墾の歩を進めた。而も偶々欧州戦乱の開かれ農産物価の高騰するや，此等農民は一躍小成金になり澄し，開墾農業そのものを，全く一攫千金の投機的企業化するに到った」[1]。

かかる事態の招来を，松野は北海道移民及びアメリカへの移民許りの傾向ではなく，「始めて近代資本主義的段階」に入った「日本農業界全体」・「日本農村の偽らざる姿の一反映」としてみる。そうして，「本時代は外面的には正に飛躍時代であったが，内面的には農民精神の堕落時代であり，粗放乱作時代であり」，「苦悶時代」で，穀菽萬能の「槿花一時の儚なき黄金時代」でもあり，「且つ又其の悲壮なる終幕の挽歌をも奏なでたる時代」[2] であったことを指摘する。すなわち，

「如斯く前期に於て，苦心して修得せる能率的な開墾耕作法を寧ろ農家は乱用し，其の地力の減耗と経営費の増加は唯だ耕作面積の拡大と，化学肥料の施用によって糊塗し，粗放掠奪的な大耕作をなし，かって開拓時代に重視された家畜は単に耕馬としての一部利用に止め，牧畜は専門資本家に委し，全く殖産収入を唯一の目標とする偏れる穀菽農業に堕したのである。」[3]

このように，松野によれば，穀菽農業は資本主義的農産物市場への対応の一形態として現われ，金肥農業・掠奪農法を結果したものであった。彼は単純な農本主義でなく，むしろ農本主義が復古的・守旧的であるかぎり陥らざるをえない方向を示唆したのである。しかし松野には穀菽農業にもとづく粗放掠奪農法により生産・労働過程を営なんだ農民たちが，地主一小作関係下で辛吟していたことに対する指摘は乏しい。むしろ逆に「農民精神の堕落」を次のごとく説いた。

「即ちその経営形態に於ても不健全に陥り，農民精神は地を払い，思想に於ても亦悪化し，小作争議の勃発頻りであり，誠に憂ふべき危機を招致したのである。此の一時的なる好況の悪夢に酔ひしれてゐる間に，欧州大戦後の経済恐慌時代に入り，一たまりもなく悲境のどん底に軽落した事は，之れ亦当然の帰結」で，「当局に於ては，既に此の時代の末期より，北海道農業の確立に対する根本的革新の気勢を示しつつあったのであるが，大衆農家の迷夢は未だ醒むるに至らず，笛吹けども人踊らざるの憾深きものがあった」[4]。（傍点筆者）。

さて，第二期拓殖計画が実施された昭和２年に，松野伝は北海道農業試験場根室支場の初代支場長として，「最も恵まれない辺陲の新植民地である根室原野に，抜擢らしい遠島を仰せつか」り，「満五カ年開墾農業の試験と約四千戸の移民の指導に随分苦労もした」[5]。つまり，松野は第二期拓殖計画の開始期に，根釧原野の農業開発の推進に努力し，「一般農家をして在来の穀菽農業偏重の弊風を清算」[6] すべく尽力した。穀菽農業に代わるべき方向は「有畜農業の確立」であった。

「昭和２年第二期拓殖計画は従来の経験に基き，年額約三千万円の巨額により，爾後二十年に亙る大計画であった……。其の農業開発方面をみても，明らかに躍進せる現代科学の脚光を浴び，北海道農業の樹て直しの為めに，牛馬百萬頭計画なるものをも包含し …… 有畜農業の確立を期し，極めて積極的指導奨励を行ふに至った」。すなわち，「乳牛飼育の奨励も伴ひ有畜農業を目標とし農業技術は科学的集約化を目指し，甜菜の耕作によってそれを徹底的に教育し，漸次合理的北海道農業の確立に邁進するに至った。」（傍点筆者）[7]。

かかる視点から，松野伝は，根釧原野開拓の農業指導の責任者として，「根釧原野混同農業経営方案」（昭和４年，５年に一部改訂）を樹てる。それは，1.新墾地農業経営方針，2.経営進度方針，3.年度別開墾面積竝に方法，4.年度別家畜飼養数，5.各年度に於ける経営概況，6.輪作式の６項目よりなるもので，その骨子は，≪ 家族協業体 ≫ の標準を「一戸労働者三名，小人二名計五名」とし，着業期（３年）・準備期（３年）・完成期（４年）の１０カ年でもって，「十町歩混同農業経営を完成せしむる」というものであった。[8)]

穀菽経営にかわる混同農業経営方針を，根釧原野の許可移民に「指導督励」する方策は次のごとくである。まず第一に根釧農事試験場員をはじめとする集団的現地指導体制がある。

「道庁農産課，殖民課，支庁，農会，農産物検査所，試験場員全部を大体世話所別の班に分け，班長を置いて指導領域を定め，各小学校毎に集合指導として講演をなし，後，戸別指導として各戸３回乃至４回督励指導するものであって，春季は四十日，秋季は二十日位各現地に止って行ひ，筆者は常に総監督の位置にあり，乗馬にて連絡協調を保たし，……而して現地にあって実地指導に当たる指導農家及び世話嘱託員も，時運に伴ふ技術の進歩に遅れず，指導方針の徹底を期し，昭和６年よりは毎年試験場に集め，講演会を行ひ其の訓練を行った。」[9)]

かかる集団的現地指導体制の末端としての世話所は，根室厚床・釧路・中標津にあったが，松野は釧路を廃し，西別・計根別・茶内・中春別・西春別・上春別・虹別・弟子屈と，根釧原野の奥深くに設置していった。各世話所では２～３名が駐在して３～500戸の移民を管轄し，「先住者」からなる世話嘱託員も昭和７年には計２６名に達している。

第二に，『根室支場指導時報』を通しての開墾法に関する各種試験結果の公表がある。[10)]

第１号　根室地方に於ける重要農産物優良品種の解説
第２号　昭和３年の作況に鑑み耕種上注意すべき事項
第３号　注意しなくてはならぬ燕麦の赤黴病
第４号　農事指導上の参考事項
第５号　誰でも出来る麦類種子の消毒法
第６号　新墾地に於ける播種時の注意
第７号　根室，釧路地方の入地初年目の作物のつくり方（1）
第８号　「スジコガネ」の防除に関する注意
第９号　根室，釧路地方の入地初年目の作物のつくり方（2）
第10号　秋蒔作物の作り方
第11号　根室，釧路地方に於ける収穫時期の注意
第12号　作物不振に鑑み農家諸君に警告す
号　外　霜害予防に就て
号　外　霜害を被りたる場合の注意

ここにみられるごとく，根釧原野の「自然要素」，地勢・気候・土性・土地の生産力についての科学的分析と，農業試験場内に設けた十町歩の「経営試験農場」での試験結果にもとづき，松野は「現代科学」にもとづく「合理的農業」のあり方を「指導督励」したが，有畜化に対する「根本的なる大方針の決定なかりしを以て，其の効果の極めて薄かった事は遺憾至極であった」[11)]と松野は指摘

している。

第三には「開拓精神の発揚」の問題がある。これに対しては学校教育及び婦人教育に着目していることが重要である。

「原野に於ける文教の中心たる小学校（植民地に於ける小学校の位置は到底都会に於いて想像し得ざる程重要なものである）の職員自らが原野の農業を理解し，青年及び児童を指導せねばならぬ事に留意し，昭和5年8月夏季休暇を利用して根室支庁管内の各小学校を支庁主催の下に試験場に集め，三日間に亙り農事講習会を催し，開拓農業精神と原野の農業に対する理解を求めたのであるが，非常なる共鳴の下に，爾後青年団，女子青年団等にも密接なる連繋を採り得る様になった。」[12)]

とりわけ婦人教育に努力を傾けるが，「移民の開拓半にして退去する大半の理由は，其の婦人の薄志弱行と農業に対する理解なきに原因する」ととらえたからである。

この点では次の方策がとられた。昭和6年より根室支庁主催の下に，各小学校（別海村約三十校，標津村約二十校）に「母姉の会」を作り，「毎年移民の婦女に対し，原野の開拓農業の概念と其の使命を理解せしむる様に努め，各小学校毎に村当局よりも菓子，蓄音機等を携行して」慰安会や講習会を開催し，また漬物及び原野産の（主として馬鈴薯の）農産加工講習会をも開かれた。[13)]

以上みたごとく，農業技術者の利点を生かしながら，松野は根釧原野の開拓指導にあたった。しかし彼の個人的努力は開拓行政の壁と自然災害の嵐にぶつかる。その結果として「移民の営農の状態を見るに実に悲惨なる状況にして，累年の疲弊は昭和7年の大凶作に遭会し，其日の食糧すら得られず全く飢餓線上を彷徊するに至り，一大社会問題」[14)]が惹起したのである。松野はこの原因を第一次的原因（根本的原因）と第二次的原因（直接的原因）とにわけて把握した。[15)] すなわち，根本的原因となったのは，(イ)開拓の大方針なかりしこと，(ロ)天恵薄きこと，(ハ)土地選定の杜撰なりしこと，(ニ)交通不便なること，(ホ)農業経営形態に対する研究足らざりしこと，(ヘ)制度の不備なることだと指摘する。しかしとりわけ松野が強調しているのは，集団的植民地における移民事業は一つの新農村社会を形成すべき「綜合的計画」の下に行なわれるべきであるにかかわらず，主として拓殖部殖民課において極めて不用意の裡に多数移民を招来入地せしめたことである。その根底にある「官僚的独善主義」，殊に「殖民課の属官政治」の悪弊により，「補助助成の権を握れるが故に傲然たる態度」，移民に対し「旧幕時代の大名が下臣に特別の恩賞をほどこすかの如き誤れる行動」は，「殊に心外に堪へざる」ことであったと松野は糾弾している。[16)] このような根本的原因の上に直接的原因が重なるのであるが，それは(イ)移民の素質劣悪なりしこと，(ロ)気候の特に不順なりしこと，(ハ)移民の社会生活の不安，(ニ)指導の不徹底なりしことであった。とりわけ(イ)・(ハ)の指摘は松野の重視するところであった。

「本原野の移民は，其の一部を除いては其の素質に於て極めて劣悪であった。即ち関東震災罹災民と謂ひ，大半は東京，横浜に於ける都会の失業者であり，農業の経験を欠き，且つ本原野の如き辺陬の地に開拓者たらんとするには最も不適当なる群衆である。其の後の入地者も経済不況の為めの落伍者多く，農村出身者と雖も，其の村に於ける厄介者を周囲より煽て上げて送り込みし者少なからず，町村長の証明及び身元調書の如きは，誠に疑はしき者が多かったのである。或る世話所での調査によれば，約四百戸の移民に対し表面上は大部分前職業は農業と言ふ事になってゐるが，仔細に調べた所によれば約38種の異れる職業を有し，殆どあらゆる職業の敗残者を網羅せる事実を確かめたとの事である。即ち上は村長を始め，下はチンドン屋，下駄の歯入れまでも含まれているのである。之れを立派な開拓者に仕上げる事は誠に至難の事であり，而も何らの訓練も行は

ず，出身は青森県より鹿児島県に至るまでの地域に互り（東北及び北陸，四国の者最も多し），其の農業技術の如きは全く役に立つものなく，馬や牛を始めて手に触れる者多き状態であった。」（傍点筆者）[17]。

しかし入植民を愚民視してすむ問題ではない。関東大震災後の根釧原野開拓は，たしかに一面では棄民政策の側面をもった。その棄民＝農民は「昭和7年の大凶作なる最後的打撃」の中で，「自ら糾合し，当局の偽って此の原野に宣伝入地せしめたる非を鳴らし，百姓一揆の如き騒然たる物情を醸し，人心極度に悪化し，道庁，支庁の役人は叩き殺すと号し，怨嗟の声囂々として収拾すべからざる」[18]事態を生じせしめたのである。

第2項　根釧原野農業開発5カ年計画

このような大凶作，そして開拓民からのプレッシャーを背景に立案・施行せられたのが根釧原野農業開発5ケ年計画である。松野伝はこの計画の原案作成者であった。

すなわち，「道庁に於ては，殖民課，農産課，畜産課，農事試験場及び根室，釧路両国支庁を始め各方面の専門家を集め，之れが対策を練り，其の根本的更生策を連日に亙って協議するところがあった。これより先き同年四月拓殖部長羽生雅則氏より筆者に対し，原野更生策の諮問あり，之れが答申ありたるを以て，右の原案に基き，衆智を集め之れが立案をなし，直ちに長官の決裁を経て，同年中の食糧の給与救済工事の実施をするとともに，昭和8年度より計画の実施を見るに至ったのである。」[19]

根釧原野農業開発五カ年計画は，「凡ての政策と体面をかなぐり捨てて，技術者の自由なる手腕に委ねた」[20]ものと松野は評価するが，その大綱は，(1)農業組織は主畜農業組織とし，(2)経営法は三圃式輪作法で，耕馬（牝）2頭・乳牛2頭乃至6頭とする。(3)各世話所に農業及び畜産技術員を常置する。(4)入地後4年目を以って原野農業の根本的経営に着手せしむる。(5)将来1戸当経営面積を15～20町歩とする。(6)地方移住者農家戸数を3,600戸に整理し，(7)夏収作物に重点をおき，(8)防風林の設置をなす。(9)五カ年間，新移民は入地せしめざること。そして，「以上の外根釧原野の開発躍進は一に交通網の完備に待たねばならぬので，標津・厚床線（原野縦貫）及び標津・標茶線(原野横断）の鉄道の速急敷設を要望し，殖民軌道は之れが培養線として一層の拡張を要する」[21]というものであった。

このように，五カ年計画は政策的間引きをとりつつ，残住開拓民を主畜農業経営として再編しようとする意図を有していた。このことは五カ年計画の「施設事業」により明確にみることができる。すなわち，「従来共行ひ来った開墾助成，医師，産婆，学校建設，教員俸給補助又は一般比率による助成施設の外に」[22]，(1)移民指導農会技術員嘱託（農事，畜産の2名），(2)甜菜耕作利用肥料共同譯入補助，(3)緑肥竝に飼料作物奨励費，(4)優良農具購入貸付（甜菜耕作用），(5)病虫害防除薬剤配布，(6)堆肥場設置助成，(7)蕃殖牝牛購入補助（毎年根室400頭，釧路100頭の割合にて，2才牝牛を8割補助にて購入せしむる），(8)種牡牛購入貸付竝に管理補助，(9)共同集乳所竝に経営補助，(10)製酪工場新設竝に設備補助，(11)牝馬購入補助，(12)種牡馬購入貸付，(13)牛舎設備補助，というごとき「本計画の中に計上せられた特別施設」[23]をみれば，その目ざしているものは明白である。

このような5カ年計画は，戦争の影響によって十全には実施しえなかったとはいえ，次のごとく評価されるだけの意味を，北海道農業に対して持ちえた。

すなわち，「それは，移民の窮迫した惨状もさることながら，穀菽経営をこのような原野にもちこんだ指導

方針への強い反省のうえに立ったもので，主畜もしくは混同経営への転換を基本として行政および試験機関等が一体となって指導実践にあたったことは高く評価せらるべきである。」[24]

松野伝自身はこの五カ年計画の実施をみずに，北海道拓殖実習場が「計画されるや，その創設の大任を引き受けさせられる」。[25] しかし松野の北海道農業試験場根室支場長としての経験は，拓殖実習場における農民教育に多大の影響を与えた。第一に，技術と開拓精神を持った有為の青年を移民地に扶植し，移民の全福的向上を図るという拓殖実習場の目的は，根釧原野における許可移民の実情の反省に立ってのものであった。第二に，松野は十勝実習場の一期生の集団入植で旧T部落を形成せしめた時に密居制をとるが，それもこの時代の反省（開拓民の社会生活の不安）に基づくものである。

「北海道の移民入植方法は，従来より疎居制度であって，十町歩の土地が相接続するに過ぎず，隣家にも五町を距て，而も四千戸の移民は全原野にバラ播かれたのである。各世話所の所在地と雖も二，三十戸のバラック建の小市街に過ぎず，凡ての社会施設整はず，誠に荒涼たる広野の新植民地である。…… 而も娯楽的設備なく，年に2回位殖民課の活動写真の巡回が関の山であり，移民家族の生活上の不安も察するに余りあった。……如斯き無人の大原野に多数入地せしむる場合は，今日の農村社会生活上に於ても，或る程度の密居制を要する事は，当時の原野の真の移民の実情を知る者には考へさせられる事であった。」（傍点筆者）。[26]

第三に入植直後の畑作確立前の生業手段の問題がある。松野は

「当時移民指導は農業関係のみによって行ったのであるが，材木其他木材利用上，当然林業関係に最初の指導を行はしむべきであって，貴重なる木材を徒らに悪徳造材師の跳梁に委したが如きは，確かに指導の欠陥であった。」[27]

と指摘するが，この点もまた拓殖実習場の運営に際し配慮されることとなる。

以上みてきたごとく，松野の根釧原野時代の経験は拓殖実習場の農民教育に反映されて行く。そのさい何よりも注目しなければならないことは彼の開拓観である。簡単にいうならば，根釧原野の自然的諸条件に対する科学的分析を基礎に，開拓民の資質及び生活過程への着目というところに松野の特質がある。そこから営農上の細かい指導とともに，開拓民の≪ 家族協業体 ≫がその内部から解体せぬように婦人教育を重視する視点が出てくる。さらに開拓は新農村社会の建設であると見るところから，開拓民社会として最低限必須の社会的諸施設の整備に留意したのであった。つまり，「当時の原野の真の移民の実情を知る者」としての松野の殖民政策観は，机上のプランではなく，少なくとも，移住民＝開拓民の生活の具体的あり様からは目をそらしてはいなかったということができる。

<注>

1) 松野伝「北満開拓に対する北海道農業の新使命」（前掲『満州開拓と北海道農業』所収） p 124

2) 同上 pp 125～6

3) 同上 p 124

4) 同上 pp 124～5

5) 松野伝『満州開拓と北海道農業』の「はしがき」 p 1

6) 松野前掲論文 p 126

7) 同上 p 126

8) 松野伝「北海道に於ける新植民地更生の一事蹟――根釧原野農業開発五箇年計画の実績――」（『満

州開拓と北海道農業』所収）　p 238

9)　同上　p 242

10)　同上　pp 243～4

11)　同上　p 248

12)　同上　pp 247～8

13)　同上　p 248

14)　同上　p 251

15)　同上　pp 251～9 参照

16)　同上　pp 254～5

17)　同上　p 255

18)　同上　p 259

19)　同上　pp 259－60

20)　同上　p 260

21)　同上　pp 262～3

22)　同上　p 263

23)　同上　pp 263～4

24)　前掲『北海道戦後開拓史』　p 23

25)　松野伝『満州開拓と北海道農業』の「はしがき」　p 1

26)　松野前掲「北海道に於ける新植民地更生の一事蹟」　p 257

27)　同上　p 258

第3節　十勝実習場における教育過程

本節では北海道拓殖実習場の十勝実習場に焦点を据える。とりわけその一期生の出身，入場にさいしての希望，また十勝実習場における「教育」の位置づけ，教師集団，実習・教習・集団生活等の「教育」内容を考察し，生徒と教師とがおりなした生きた教育過程に接近していこう。

第1項　拓殖実習場への入場資格・待遇条件

十勝実習場は昭和7年9月4日に実習生50名を募集したが，10月末までに道内99名，道外208名の応募があった。実に6倍の「競争率」である。

表8－3－1にみるごとく，7～8年度は約7割が道外（9～10年度では5割台となる）で，東北及び甲信越，とりわけ宮城（4年間に96人応募）・新潟（87人）・福島（79人）・秋田（67人）・長野(50人）からの応募が多い。道内では地元の十勝（208人）のほか，網走（96人）・上川（94人）が上位を占めている。

公募に際し各役場に送られた『北海道拓殖実習場案内』をみると，「設立の趣旨及び目的」のほかに「入場案内」として，(i) 拓殖実習場の教習方針，(ii) 入場資格，(vi)拓殖実習生の受くる待遇及修了後の取扱い等，6項目の説明がある。(i)は後述するので(ii)(vi)をみておくと，「入場資格」には4点の制限ないし奨励条項がある。第一に，将来本道で自ら開墾耕作に従事せんとする志操健全かつ

表８－３－１　　北海道拓殖実習場への応募者

	７年度	８年度	９年度	１０年度	計
東北	７３	９８	８１	８７	３３９
関東	３５	３９	３２	２２	１２８
甲信越	２７	５１	３９	５４	１７１
東海	２３	２７	２４	２０	９４
近畿	９	１７	２１	１１	５８
中国	２１	２２	２１	９	７３
四国	９	２５	１７	８	５９
九州	１１	１６	１５	９	５１
小計	２０８	２９５	２５０	２２０	９７３
北海道	９９	１２９	１９７	１９０	６１５
（石狩）	７	３	９	—	１９
（空知）	２１	１０	１２	３	４６
（上川）	１８	１５	３５	２６	９４
（後志）	３	９	５	８	２５
（檜山）	２	２	—	７	１１
（渡島）	１	３	１	—	５
（胆振）	３	４	１	１	９
（日高）	１	１	—	—	２
（十勝）	１３	３４	８０	８１	２０８
（釧路）	８	４	１５	１５	４３
（根室）	１１	１０	３	６	３０
（網走）	７	２７	２９	３３	９６
（宗谷）	—	１	１	６	８
（留萌）	４	６	６	４	２０
総計	３０７	４２４	４４７	４１０	１，５８８

（資料出所）　松野伝『北海道拓殖実習場概況』（昭和１１年）

「家族的条件も之が実現を可能とするもの」，すなわち

イ　実習場修了後家族も共に新開地に移住せんとし先づ本人が実習を受けんとする者

ロ　本道移住出願者の子弟

ハ　分家独立せんとする者の子弟

が「歓迎」される。(ハ)の項については，「農業経営上家族構成を必要とするが故に実習修了後独立する場合は妻帯するか，家族の一部と共に一家を構成するか其の他如何なる方法をとるかを願書に詳記すること」と念が押される。

第二に年令は１７才以上３０才未満という制限はあるが，学歴・職歴・前住地等は問われない。しかし，第三に「身体は強健であって充分に其の労働に耐へ得る」という条件がある。すなわち，体重５５Kg以上，身長155cm以上，胸囲は身長の半分以上で，かつ手指の機能障害・伝染性疾患，また既往症でも心蔵疾患・胸膜炎・肺結核等の完治せざる者は入場取消しもある。もちろん「開墾事業は相当過激な労働を伴ふ」からである。第四に，特別の事情がない限り，実習期間中の帰省は認められない。つまり，実習期間中に家族労働力として期待されないでもすむ「家族的条件」も必要なのである。

このように，「入場資格」は，妻帯して入植する意志のある者で，「家族的条件」と本人の身体的条件の具わっている者ということになる。しかし，一たび入場を許可されたならば，「食費も小遣の仕送りも要しない」。(ヘ)にかかわる点だが，実習生は寄宿舎に入り，食費の場費支弁，作業服の年１回支給のほか，毎月若干の手当が支給される。修了後に「国有未開地の貸付並に特売又は，民有未墾地の貸付を受けんとする際には出来るだけ斡旋と便宜を与ふる」と明記されている。

第２項　第一期生の出身と実習場への期待

応募者に比し一期生入場者の出身地は，道内の比率が高まり東北がこれにつぐ。世帯主の職業は圧倒的に農業で，兼業農家を含め９４％に達する（表８－３－２）。世帯主との続柄では，当然のことながら「家」の後継期待者以外の者であり（表８－３－３），学歴は大半の者が高等小学校一農業補習学校までで（表８－３－４），実習場入場以前は，ほぼ全員が農業に従事していた（表８－３－５）。

学歴において，中等教育をうけた者が，１期生で１２名（うち農家出身者１０名，そのうち５名が農学校），２期生で２２名（うち農家出身者１７名，農学校出身１１名）と，それぞれ１・２期生の約１割を占めていることは，許可移民と比べて高いことを重視すべきであろう。しかし，加藤完治らの山形県自治講習所卒業生が「四期生頃までは，高学歴の者が多く，当時の大学，専門学校，中学校，甲種農学校卒業生の方が多数で，当時の農民の学歴取得構造を考える時，はなはだしく富裕な農民相手の教育機関として発足」[2] したのと比べると，はるかに「農民的」である。

表８－３－２　　出身地と世帯主の職業

			北海道	東北	関東	甲信越	東海	近畿	中国	四国	九州	計
一期生	農業	農業	28	9	1	3	2		1			44
		農＋漁	1									1
		農＋木挽				1						1
		農＋大工				1						1
	農業以外	中学教員	1									1
		公職		1								1
		代書							1			1
	合計		30	10	1	5	2	—	2	—	—	50
二期生	農業	農業	39	15	8	3	2	3	3	2	4	79
		農＋養蚕		1								1
		農＋鍛治				1						1
		農＋小売業					2					2
		養蚕		1								1
	農業以外	製炭	1									1
		鍛治		1								1
		大工				1						1
		郵便局長		1								1
		神主								1		1
		僧侶				1						1
		刑務所保健技師				1						1
		土木現場監督			1							1
		電気部職工	1									1
		飲食店	1									1
		不明			1							1
	合計		42	19	10	7	4	3	3	3	4	95

（注）　一期生の場合，入所前の住所であるので，出身地とは若干の違いがある。
資料出所：一期生は『北海道拓殖実習場十勝実習場第１回実習生感想録』（昭和８年）
二期生は『北海道拓殖実習場十勝実習場実習生名簿』（昭和９年）
以下同じ。

表８－３－３　世帯主職業と本人の世帯主との続柄

	世帯主職業	本人続柄	人数	備考
一期生	農業	長男	6	北海道美瑛・別海・黒松内・音別：青森県・山形県
		2男以下	37	道内23・道外14
		養子	1	道内1
		弟	3	道内1・道外2
	中学教員	弟	1	
	公職	長男	1	
	代書	長男	1	
二期生	農業	長男	12	北海道真狩・新得・音更・大樹・幌延 岩手県・宮城県・三重県・和歌山県2人・徳島県・熊本県
		2男以下	55	道内31・道外24
		弟	10	道内1・道外9
		叔父	1	神奈川県
		甥	2	福岡県・宮崎県
		2孫以下	4	北海道下湧別・大樹：秋田県・千葉県
	製炭	長男	1	
	鍛冶	2男	1	
	大工	長男	1	
	郵便局長	4男	1	
	神主	3男	1	
	僧侶	4男	1	
	刑務所	長男	1	
	土木監督	弟	1	
	電気職工	3男	1	
	飲食店	2男	1	
	不明	2男	1	

表８－３－４　本人の学歴

(1)　世帯主が農業の者

	1 期生	2 期生
尋常小学校	4 (1)	10 (1)
尋常小学校→青年訓練所	1	―
高等小学校	18 (3)	34 (6)
農業補習学校	6 (1)	15 (1)
実業補習学校	3	6
高等小学校→青年訓練所	1 (1)	―
農業補習学校・青年訓練所	3	―
農事講習所	1	2
農学校	5	9 (1)
旧制中学校	4	7 (2)
工業学校・実業学校	1	1 (1)
小　計	47 (6)	84 (12)

(　)は長男を示す内数

(2)　世帯主が農業以外の者

一期生	中学教員	弟	高等小学校
	代書	長男	簿記専修科
	公職	〃	旧中→日本高等国民学校
二期生	製炭	〃	尋常小学校
	鍛冶	2男	〃
	大工	長男	高等小学校
	電気職工	3男	〃
	飲食店	〃	〃
	不明	2男	〃
	土木監督	弟	農学校
	僧侶	4男	〃
	神主	3男	工芸学校
	刑務所	長男	工業学校
	郵便局長	4男	旧制中学

表８－３－５　本人の前職

(1)　世帯主が農業の者

	1 期生	2 期生
農業	40 (6)	82 (12)
農事研究生	3	―
牧畜見習	3	1
製材	―	1
新聞配達	1	―

(　)は長男を示す内数

(2)　世帯主が農業以外の者

一期生	中学教員	弟	農業
	代書	長男	事務員
	公職	〃	学生
二期生	製炭	〃	製炭
	鍛冶	2男	農業
	大工	長男	大工
	電気職工	3男	農業
	飲食店	〃	世話所助手
	不明	2男	農業
	土木監督	弟	請負業代理人
	僧侶	4男	農業
	神主	3男	〃
	刑務所	長男	製図
	郵便局長	4男	農業

つまり，道内及び東北・信越出身の農家の二三男以下の者で，高等小学校・農業補修学校を終ってから農業に従事していたというのが，実習場一期生の典型像である。しかしここで重要なことは，彼らが喜々として，前途の大いなる希望に溢れて実習場に入場してきた事である。かかる「教育」を受ける側の構え，期待と努力に満ちた態度を，『北海道拓殖実習場十勝実習場第一回実習生感想録』（昭和8年3月刊）のコンテント・アナリシスを通して明らかにしておこう。

この感想文は，昭和7年12月10日の入場式のあと，ほぼ12月下旬から2月上旬までの間に書かれたものである。従って実習場における教育を1～2カ月うけた後であり，当然にその反映がみられる。しかし私たちはこれから第一期生の実習場入場への動機・期待をみることができる。（附表1参照）

さて，一期生50名のうち47名が農家出身だが，そのうち41名は二三男以下の者で，道外21名，道内20名である。（A－1）道外出身の二三男をみると，この層は二つのグループにわかれる。（A－1－1）実習場入場により始めて渡道した者（④ ⑥ ⑦ ⑩ ① ②：UT. IS. HK. YT. YM. OK. NY. NR. FS. MS. OR の17名）と（A－1－2）単身で渡道していた者（⑨ ⑪ ⑤. NMaの4名）である。前者の実習場入場の動機・期待には次のごとき特徴がある。すなわち，本州農村の二三男である彼らは分家の可能性がほとんどない中で，南米・「満州」とならぶ一つの「憧憬」の対象として，しかもそれらよりは実現可能性のある地として北海道に注目していた。彼らはそれを「前途有望の北海道開拓」（YM），「開拓の雄図」（④），「無限の宝庫の開拓」（⑦），「原始の開拓」（FS），「土に還れ」（MS）等と表現している。ここでの「憧憬」の内容は⑩がいうごとく，「私は二男なので早くから独立して生活しなければならぬ」ことに規定された，つまり「吾々の如く故郷の生家に大して責任のないものは，大地を求めて働かねば」（①）ならないという意味での，生業取得 ── 独立とりわけ土地取得 ── 独立の志向である。しかもそのことが「行き詰まれる農村の振興」（IS）という農村更生運動に沿うた形で社会的な意味づけを与えられようとしていた。従って，「毎年の小作問題は実に厳しい」（HK）ことが認知されていても，地主 ── 小作関係の打破ではなく，独立の地を取得することを通して「地主対小作間の見苦しい争闘」（①）から脱却することが志向される。そこから「こうした境遇に頭を痛めて居る若者を歓喜の慶びで迎えてくれる処はないか」（IS）という痛切な期待が生まれてくる。だから，「天運」（HK），「神の守り」（YK）によって「希望は達せられ」（④），「遂に憧れの地へ」（UT）来て，「燃ゆる前途は開け」（NR）「喜び例えようもなし」（YK. MS. ②）と様々に表現はされるが，拓殖実習場は「7年間も待った」（②，⑥）北海道開拓による土地取得 ── 独立の夢をかなえてくれる「殿堂」であった。つまり不安と裏腹であった北海道開拓の「憧憬」がまさに実習場によって現実のものとなったのである。この点は⑩が端的に表現している（附表1，A－1の⑩を参照）。

他方，（A－1－2）の実習場入場前に渡道した者においても基本的には事情は変わらない。違う点があるとすれば，本論第3部第4章でみたごとく⑨ ⑪ ⑤ はそれぞれ道内の親族のネットワークを頼って渡道し，独立の機会を待っていた事である。東北の二三男である彼らは「蜉蝣の如き籠城的な，然も極端な消極的な考へ」（⑪）ではなく，「歓喜の生活」（⑨）を求めて渡道したが未だ独立するに到らずにいた所へ実習場ができた。それは「開墾農業を組織的に習ひたいという熱望」（⑨）にとってまさに「時来れり」（⑪）であり，そこでは「男性的の事業」（NMa）である開拓に従事する者の「堅実なる心身の養成」（⑤）がなしうると考えられたのであった。

これらの層に対し道内出身の二三男の場合はどうか。道内での農業生活を送ってきた者たちは，

「憧憬」ではすまされなかった。入植後間もない者たち（A－2－1）は開墾の苦労の上に凶作が加わり（③, SH. OS. YS. NJ. NM），比較的開拓の古い所の者（A－2－2）は小作問題や連年の凶作に悩まされ（NT. HT. SK. TS. NM_0. MSi），また二三男なので更なる未開地を求めて独立しなければならなかった（SY. KR. FS. OT. MS. TT. SH. OI）。すなわち（A－2－1）層は十勝の民有未墾地に入植していた者（③, NJ），根釧原野に入植していた者（虹別の [4] → 養子で [5], OS. YS）とも昭和6～7年の大凶作の痛手をうけ，「内地社会」に比して「寛容」（OS）を感じたとしても，「働いても働いても一文も残らず，却って負債が出る」（③, [5]）北海道農業への「疑問」（③）・「渡道以来の悩み」（NJ）を持っていた。実習場はそれに「光」（YS. NJ）を与えてくれるものであった。

標茶町虹別地区S部落出身のNは [4] の4男で，のち昭和10年に [5] の婿養子となったが，その入場の動機は次のごときものであった。

「僕は昭和5年3月10日家族と共に釧路国川上郡標茶村字虹別に入地致しました。入地以来3年間一心に開墾致しましたが，春は雪融けが遅く，夏は濃霧のため，又秋は霜害にて何も利益を見ることが出来ませんでした。或日移住者世話所長さんより拓殖実習生募集案内書を頂戴致しましたので，家内中で相談の結果，すぐ出願致しました。」

ちなみに，本報告第2部でみたごとく，「根釧原野農業開発5カ年計画」のもとで，大凶作の克服と混同農業経営樹立への農民的努力を行なった一事例である標茶町虹別地区から，根釧原野を去った松野伝が初代場長として創立した拓殖実習場十勝実習場の第一期生として入学者があったことは，決して単なる偶然ではない。

（A－2－2）層は本州農村の二三男と同じく，一方で「疲弊困憊其の極に達し」（HT），「行き詰まってゐる」（SK）農村の更生のため，他方で「小作より自作たらん」（NT. TS）とするため，また「出来ることなら家の厄介に余りならずして」（OT）独立するため，実習場を介しての未開地開墾を志向する。この点で実習場は，本州からの入場者に比しその感激性は若干薄れているとはいえ，「日頃の念願を叶」えてくれる所（SY），「自分の前途の照明弾」（MS）であった。しかもKRやOIのごとく父・兄の激励をうけて送り出された者もいるのである。

このようにみると，農家の二三男にとって拓殖実習場は，技術習得，そして土地取得――独立の途を準備する個人的栄光への殿堂であった。しかも後述するごとく，第二期北海道拓殖計画に連動することにより，農村更生――国難打開と自己の営為との結合という社会的価値をも付与された「道場」であった。このことは，紙幅の関係で詳論は避けるが，後継期待者の長男でありながらも，凶作を契機に農業経営方法の変革を求め，また自作農家への「悶え」をもって実習場へ入場した層（A－3，A－4）でも同様である。つまり一期生層は未開地開墾に自己の夢を托し，そのための技術と心身を求めていたところに特質がある。そうして，「教える側」が場長の松野伝にみるごとく，北海道開拓の要として実習場を位置づけていたこと，「教わる側」がそれと同等に自己を賭けて教わろうとしていたことを，私たちは強調しなければならない。そこにこそ「教育」の原点がある。

第3項　十勝実習場における『教育』の位置づけ

実習場の修業年限はわずか1年である。この1年間は3期にわけられ，それぞれの期に対応して，つまり十勝の自然条件の年間サイクルに応じて，実習種目が組み立てられている（表8－3－6）。教習学科も21科目あるが「随時之を行なう」とされ，実習を通しての開墾農業の体得に最大の比重

がかけられた。すなわち，

「拓殖実習場に於ける実習生指導の方針は，……飽く迄実際の訓練を主体とし，自らの勤労と流汗を通して将来開拓者として将又農人として起つ可き確固不抜の信念と，其の技術の真骨髄を把握せしめんとするにあって，即ち大自然の黙示と，体験を基調として開拓の第一線に立つ健児をつくる方針である。而して特別会計の建前上，実習場全体として完全なる自給自足の経営に立脚し，各実習場は夫々地方的の特異性に即したる，一種の大農場として立ち，其の広大なる圃場と設備を挙げて実習生の実習作業に供し，原始林の伐木，造材，運材，製材より，開墾耕作，家畜の増殖飼養管理及農畜林産加工並に製造に至る迄，各般の開拓農業に伴ふ実務と，農業経営上に於ける経済活動の訓練を，徹底して行はしむるものである」[3]（傍点筆者）。

ここにみるように，十勝実習場における「修練による体得」とは，端的にいえば，伐木・造材・運材・製材・製炭，そして開墾・伐根・整地・播種・肥栽管理・収穫の諸過程と家畜飼養管理，農畜林産加工といった「各般の開拓農業に伴ふ実務」の流れに沿って，実習生自らが「汗と血のにじみ出る努力」をすることを意味している。

しかし注意しなければならないことが二つある。第一に松野らは「拓北魂」を強調するが決して精神主義のみではない。実務＝技術をもって「偉大なる自然をあらゆる視角から見，之れを正しく認識する」とともに，「農業経営上に於ける経済活動の訓練」をも実習場は意図していた。精神・技術・

表８－３－６　実習生規則施行細則（抜粋）

第　２　条（教習学年区分）	
第１期	１～３月
第２期	４～８月
第３期	９～１２月
第　３　条（服務時間）	
１～３月	８～１６時
４月	７～１７時
５～９月	６～１８時
１０月	７～１７時
１１月～１２月	８～１６時
第１０条 ①（実習種目）	
第１期	測樹，造材，運材，林産製造，開墾準備，家畜飼養管理
第２期	開墾，耕種肥栽管理，家畜飼養管理，林産製造
第３期	収穫調整，農産・畜産・林産加工，家畜飼養管理
第１０条 ②（教習学科種目 ── 随時之を行なふ）	
国勢概況，北海道概況，拓殖精神の涵養	
開墾耕作法一般，作物学大意，土壌学大意，肥料学大意，病害虫学大意，畜産学大意，林業大意，農具学大意，土地改良法大意，農地測量大意	
林産製造一般，農産加工一般，畜産加工一般	
農業経営法大意，農会経営大意，畜産組合大意，農業簿記大意，農業法規一般	

資料出所：『北海道拓殖実習場要覧』

経済の三位一体こそが開拓を成功裡に進めうることを松野は根釧原野開拓の指導から学びとっていた。つまり，開拓とは「人類が大自然に対する大きな争闘である。そこから「唯開拓者のみが享有する慶びと誇り」，「事業そのもの」に対する「形而上学的感激」，「祖国愛の純情」が生まれる。しかし「此の感激と，此の純情のみで，凡ては解決するとは断じ難く，更に之れを話す可き力と頭脳を要す」[4]。かかる実力をつけることが実習場の根本的な「教育」目標の一つの柱を構成する。

第二に，形式主義的教育，スパルタ主義的教育が否定されていることである。松野は場員＝「教える側」を「テーチャー」と規定する。テーチャーの役割は「教わる側」の「気持をよく理解し，本当の愛によって楽しい生活の中に此の〔開拓の〕真髄を誤りなく自覚せしめ」[5]るところにある。従ってそれは一方通行的なものではなく，「教わる側」と「教える側」の相互の日常的コミュニケーションの中で形成されることが自覚されていた。

「即ち一面精神鍛練の道場としてあらゆる機会に於て其指導と教導に努めては居るが，あまりに形式的な窮屈さを与へず，伸びやかに自由な朗らかな気分で凡ての生活に，物の見方，考へ方に導く事を主眼として居るのである。斯るが故に髪を伸しても，丁年以上のものは喫煙も許し，根本的の精神の鍛練に精進するならば，其末葉は之れを束縛しない方針であって，全くこの寮生活は職員も実習生も一丸となって，楽しい家庭生活を営みつつあると云っても過言ではない。静かな夕にはレコードをかけては皆で楽しみ，且つ歌ひ，作業しながらも歌声は響き和やかな，朗らかな，風景と気分は溢って居る現況である。而して作業上の能率の向上と，寮生活の改善は毎週班長会議を催して職員と共は懇談して漸次之れが完成を期している。」[6]（傍点筆者）

札幌農学校のクラークの「ビー・ジェントルマン」の精神，グルントウィヒらデンマーク国民高等学校における，教育はそれに信念と力を持った教師によってなされるとする根本的発想の継承，そうしてある意味では「個人的人格性を含んだヒューマニズムの可能性」[7]を，十勝実習場は有した。大正デモクラシー期に自由教育思想が主張した労働＝自働教育の理念は，ここでは厳しい労働と朗らかな集団生活を通しての教師と生徒の魂の結合として，追求されようとしていた。

第4項　教師集団

それでは如何なる教師集団がかかる「教育」を担ったのか。実習場一期生で入場式に生徒代表として答辞を行なった⑥によれば，表8－3－7のごとく8人の「教師」がおり，それぞれ実習・教習の専門分野を担当していた。

このうち，松野場長・熊・横内の三氏は入場式以前からの在職，鉢呂氏は翌8年2月上旬の赴任である。これら4氏の開拓観・実習場観・教育観を，私たちは『十勝実習場第一回実習生感想録』にみることができる。

さて，松野場長についてはすでに言及して来たので，拓殖実習場の「綱領」に彼の開拓観・教育観が集約されていることを指摘するにとどめる（資料2.参照）。

すなわち，「綱領」では，「農業経営の合理化」が期され，「時代に醒めたる開拓者」たらんこと，そのための「勤労による身心鍛練と技能修練」，「自治的精神」，「希望を懐き朗らかに正しく大道を歩」む教育が期されたのである。この「綱領」は「拓北会歌」とともに，実習場の行事のたびに復唱ぜられ，歌われた。

熊博彦は北大専攻科卒業後「多くの友人は南米，満蒙に雄飛して我大和民族の為に万丈の気焔を挙げてゐる」中で，「第二の故郷北海道に踏み止まり」[8]上川管内下川町で開墾農業に従事して

表８－３－７　十勝実習場の「教師集団」

松野　場長	北大農学科卒（大正１１年）	北海道概況，拓殖精神
熊　　博彦	北大農学科卒（昭和３年）上川管内下川で開拓農・炭焼	学科全般，とくに蜜蜂・炭焼
横内　友之	宇都宮農林卒後，デンマークへ留学	農作技術（防除・耕作），農家簿記
鉢呂　繁雄	獣医	家畜の衛生管理（牛，耕馬）
安孫子六郎	北大実科農業卒（昭和５年）	蔬菜・園芸
田辺　慶磯	北大実科農業卒（昭和７年）	小家畜（豚・鶏），ラード・バター，ハム，チーズ
樋口　幸美	昭和8年北大卒（生徒より年下。ちょっと後から来た）	農業全般について学科的な担任
中江　藤蔵	（定夫）	発動機・脱穀機
㊚　ほかに前田正寛主事補。このほか道庁から専門官がいつも来ていた。		

資料出所：第１期生の⑥から聞きとり，前掲『感想録』及び北大同窓会々員名簿による。

いた人物である。のち釧路実習場が開場されるや，その場長として転出した。熊は７年１１月に実習場職員となり，「手腕あり力量ある快男児，松野場長」の指導をうける。熊の実習場観を，引いておこう。

「我等が拓殖実習場はデンマーク国民高等学校の粋を参考にした現在我国の国民高等学校，軍事教育の教習を主眼とせる青年訓練所，小学教育の延長の如き教習を実施せる農業補修学校とは趣を異にし，而も其事業計画は遠大で，創造的なるに他の追従を許さないのである。」(9)

「全国の熱血迸る若人よ，護国の勇士として進め北海道へ来れ我等が拓殖実習場に，今日我国の生命線が満蒙に存するが如く我国人口食糧問題の解決の鍵は六千万里の宝庫北海道に在り。」(10)

熊は熱血漢として一期生に知られたが，熊の「熱血」を教育論として展開したのは横内友之であった。横内は宇都宮高等農林卒業後，デンマーク留学の経験があった。

「私は幾年かの間，塾教育の精神に少からず思慕を持って居た，其の後デンマーク国民高等学校生活を通して更に其の感を深くしたのである。或る意味に於て我が実習場が，現代的塾教育の思想に通ずる処あるを思ひ，秘かに感激を禁じ得ない」。(11)

横内は拓殖実習場を「旧来の画一的教育の殻を破った天下無類の学校」(12)と把握する。それは次のごとき彼の教育感からの判断であった。

「最近勤労教育乃至は労作教育などの思潮が強調せられつつある。これは教育者としての立場からみれば教育の方法としての労作が尊ばれてゐる，即ち肉体を通して体験させんが為の労作である。勿論私は少からず共鳴を覚ゆるのであるが，今将に経済人として社会に立たんとするものに対しては，一層徹底的な経済生活を基調に置いた職業としての労作を併せて求め度い。教育としての労作は真剣味に触れ得ない嫌はなからうか。其れ故に動物最初の慾望である生存慾に，直接交渉を持つ職業としての労働程我等に真剣さを与へるものはない。当実習場が或る一部の学校の様な見本的な労働と異なる点は此処にあると思ふ。彼等実習生が大艱難を平気で突破して居るのはこれが為である。これが嬉て開拓者としての第一条件を備ふることになるのである。拓殖実

習場は人物を鍛えるハンマーである。」(13)

資料2.

綱　領（松野場長作成）

1. 我等は建国の大精神を体し時代に醒めたる開拓者たらんことを期す
1. 我等は汗に依りて魂を浄化し自治的精神の発揚を期す
1. 我等は勤労に依って身心を鍛へ技能の修練を期す
1. 我等は努めて智識を広く索め農業経営の合理化を期す
1. 我等は常に希望を懐き朗らかに正しく大道を歩まんことを期す

拓北会歌（松野場長作詩）

1. 嗚呼拓北の任負ふて
集り団ふ若人が
聖国の血汐火と燃えて
雄叫び起てる姿かな

2. 大地の心心して
自然の黙示かしこみて
道を求めて進むこそ
我若人の誇なれ

3. 原始の森に斧を振り
処女地は鍬に耕して
汗と力に鍛えたる
我等が腕を君や知る

4. 時の流れにおくれじと
真理の秘奥さぐりては
やがては来る独立の
ていたて
時こそ待たん我経営

5. 高き望みは星にかけ
正しき道を誇らかに
踏みて進まん前途こそ
栄光ぞ多し我等かな

大正末期から昭和初期にかけての「労作教育」は，学校教育においては「思想善導」と陳腐な形式主義以上のものではなく，むしろ農村更生運動下の村是＝興村計画確立と結びついた農村社会教育においてその内容を持ちえた。しかし教育史家はそれに対し「当時の軍部や資本家たちが望んでいた，『質実剛健常に黙々として働く人物』の形成に終始した」(14)との評価を下す。たしかに「文句を言わずに働け」と，批判を圧殺する天皇制ファシズム体制下で，かかる指摘が成り立ちうる構造は確実にあった。しかし，かかる構造の中でも生き抜かねばならない農民にとって≪勤勉≫は何よりの前提だったのであり，そのことを否定しては民衆の生活倫理は語れない。農村更生運動全体は日本資本主義体制破綻の弥縫策だったが，興村計画の中には体制から放置されればされるほど，自らの手で何とかして営農と生活を防衛しなければならない農民の苦闘が，当然に階級・階層的矛盾を内在させながらも，秘められていたのである。体制側の施策とそれに組みこまれつつ自からの生活の社会的再生産を営む農民層の営為とは同一視しえない。

そうして，実習場一期生のごとく，農民運動の中にではなく，北海道開拓の中に自己の全生活の存立基盤を見い出そうとしていた，農村の二三男の熱望を具現化するためには，横内のいう「労作教育」の徹底，「経済生活を基調に置いた職業としての労働」の提唱は当然だった。しかも横内の教育観においては「職業生活と人間生活」との「渾然一致」が主張され，そのための「人間味を没却」しない，つまり「所謂修養団体」とは軌を一にしない「団体」としての性格を実習場に付与している。こうして横内は，ハンマーとしての実習場で「鍛へられる所の各個人の人格的向上を計ること」が，「我々最後の目的」だとする。かかる「人格的向上」の内容には，たとえば「我が実習場の一名物と

なってゐるレコードコンサートなど」による「若き魂の浄化」とともに，「社会に起りつつある政治的方面，或は経済方面」についての「一応の判断力の養成」が内包される。もっともそれは，当時の拓殖実習場の置かれた位置からは，当然にもいわゆる「公民教育」以上のものとはならなかった。

なお，横内の次のごとき社会主義観は「教師集団」に共通のものであったと思われる。「現代の資本主義社会を以って我々の心を満足さすものではないが，理論上不合理の故を以って一足飛びに人間を機械視し，理論で処理しやうとする社会主義を望むことが出来ない」(15)。

鉢呂繁雄は横内のいう「人格的向上」を「農民の自覚」とおきかえる。(16)すなわち，「根深い第三期的困窮」に立ち入った農村更生は，「他動的通り一遍の救済事業等」によってではなく，合理的農業経営に対する「農民の自覚」によるとする。鉢呂によれば，「伝統的姑息的不生産的経営」，そうして「資本主義化した農民の生活様式（既に行詰った生活様式）」は「農の本態」を喪失しており，それこそが更生されねばならない。ここでいう「農の本態」とは，「大地を耕し，日月に依って種を播き，季に依って実を収穫し，己が生計を継承すべき農其れ自体」という農本主義的発想からのものである。そこから次のごとき主張が出てくる。

「如何なる方法に依り自ら更生すべきかと云ふ問題に対し，現今農作物の統制或は組合制度の確立等，種々叫ばれて居るが，要は農民の協力であり，多角農業乃至は有畜農業，経営副業の奨励は，要するに農業自体真の農業経営に皈還せしむる法に外ならない。所謂農民が因習の殻を脱し，農業を真に理解し，農の本態に立ち皈った秋，初めて農業経営が基礎付けられ安定するのである。」(17)

このように，鉢呂においては比較的農村更生運動に忠実で，農民への責任の転稼になりかねない発想がみられる。しかし，獣医学という近代農学の一分野を学んだものとして技術の重要性を認知している鉢呂にとってみれば，かかる技術（有畜農業）の担い手であるべき農民自体の中にある「因習」の打破に，その力点がすえられ，それが農民の自律性の強調となる。

以上みてきた十勝実習場の「教師集団」はいずれもいわゆる塾風教育以上のものを志向している。そうして熊の熱意・横内の理想・鉢呂の農民の自覚の強調のそれぞれの側面が松野によって統合されていた。それは農村更生運動に連なるものであったが，この教師集団の農本主義と農業科学とを随伴せる拓殖精神は，実習生の志向性を見事にとらえ得たのであった。

第５項　実習・教習・集団生活の内容

実習生は二重の仕方で「生徒集団」として組織された。班編成と拓北会組織がそれである。班は「実習組織」であり，各１０名づつの班には耕馬２頭・農具類一式が専属し，作業はすべて班単位で行なわれた。原則としてその班の最年長者がなった班長は責任をもってそれを統轄するという組織であった。同時に班はまた，５０名からなる一大「家族的組織」の下部単位とされ，「全般的の雑役，即ち炊事，厩舎係，風呂係等は当番制度によって自治的に行ひ，掃除は各班の受持区域を定める毎朝之を行」(18)った。班長会議が毎週土旺の夜に開かれ，作業上の苦情と能率の向上，寮生活上の注文と改善について職員を含め論議された。

拓北会は実習生全員と職員とで組織され，「自治的に相互の親睦と向上」を目的とした。道庁拓殖部長・同殖民課長を顧問とし，場長が会長となったが，副会長には実習生の投票による生徒代表（⑥）・副代表（ＨＴ）が選任されている。拓北会は庶務・学芸・娯楽・購売の四部を設け，部長１

名・委員3名は実習生から選任された。

庶務部 …… 会の会計，火防衛生方面

学芸部 …… 会報の発行，篤農家座談会，弁論会の開催，図書購入回覧等

娯楽部 …… 相模・ビンボン・乗馬・盆踊り・運動会・カルタ大会等の開催

購売部 …… 寮生活に必要な日用品・雑貨・菓子・果物等の依托販売，理髪店の毎月招致等，共同生活の利便を計る。

かかる班編成・拓北会組織を通して，実習場における日常の労働と生活が営なまれ，そのこと自体が一つの教育過程であるとされていた。手もとに資料のある，冬場の日課は次のごとくであった。

「炊事の当番2名は交互に手伝ひ，其他の生活上の事は極めて自由であって，現在（1月末）に於ては最も日の短い時なので，当番は5時半起床，全員は6時半起床（振鈴による），7時半朝食，8時作業開始，12時昼食，1時作業開始，4時終了，5時夕食，隔日に風呂があって各班15分宛5時半より7時までに終了し，7時半より9時まで自習時間として静寂を旨とし，9時半消燈，就床となって居る。而して日旺日は隔日に全員休養し，その間の日旺は午後より農具の手入れを行はしめ，祝日，祭日には挙式を行ふ事は勿論である。」(19)

表8－3－8　班編成と班長及び拓北会役員

	第1班		第2班		第3班		第4班		第5班	
	道内	道外	道内	道外	道内	道外	道内	道外	道内	道外
19才		○	○	(O・I)			○			○
20			○		○		○	○	S・J●	
21	○			○ ⑤	N・J●	N・T●		○	○ ○ S・K●	
22	○	O・K●				○	○ M・S●	○		
23	○ ○ O・S●		○			○	○		S・H	
24				⑧	③		○		○	
25		②				○		⑪▲	○	
26	H・T●		K・H●▲		○	⑦				⑩▲
27		⑨▲		⑪ ⑥●						
28										④●
29										
30										
31						U・M▲				
計	6	4	4	6	4	6	6	4	7	3
	10		10		10		10		10	

（注） ▲印は班長，●印は拓北会役員，但し，⑥（2班）生徒代表，HT（1班）副代表，OK（1班）学芸部長，KH（2班）庶務部長，SH（5班）娯楽部長，OS（1班）購売部長。また，2班のOIは3月入場。このOI以外のローマ字及び①～⑪の番号で表記した者は，旧T部落に集団入植した者である。

拓殖実習場における実際の教育過程がいかに行なわれたかを，昭和７年に１２月１１日から翌８年２月８日までについて見たのが，表８－３－９である。年間区分の第１期であるので，実習内容は測樹 → 造材 → 製炭が中心となっているが，これらの作業は未開地開墾の第一になさねばならない事であった。しかもこの作業過程を軸としながらも，それに伴なう様々な作業が，実際上の必要もあって，組みこまれている。そうして重視すべきはそれらの作業の流れに沿って教習内容が組み立てられていることである。たとえば，第一番目の測樹作業に先立って，測樹学及び森林利用学に関する講義と石油発動機の使い方，鋸の目立の理論と実際の教習がある。造材・運材には馬を使うので，馬の飼養管理の講義もなされているといった具合である。

表８－３－９ 北海道拓殖実習場十勝実習場における実習及び教習内容の事例

（昭7.12.11～昭8.2.8）

年月日	天候	実習内容	教習内容
昭7.12.11	曇	入場式準備（事務室・応接室係，式場係，炊事係，薪切，荷物運搬，場外係，掃除：実習生総数３９人）	・「実習生教習規定施行細則」に関して，場長の説明指導 ・細則外の各自の心得に就て，場長よりの話 ・拓北会の設置に就て，場長より提案，各自の意見を聴く
12.12	晴	作業休	・測樹学及び森林利用学に関する講義（道庁林務課三戸技師）
12.13	曇	作業休，午後測樹（３９人）	・測樹学に関する講義及実習（三戸技師），及び石油発動機の使い方（場長）
12.14	晴	測樹（２０人）・炭小屋の建設（８人）・道具調整（１人）・厩舎雑役（２人）・事務手伝（３人）	・拓殖実習場綱領について，場長より説明
12.15	晴	測樹(20)・炭小屋の建設(8)・測量実習(2)・馬橇の準備(2)・大樹行(2)	
12.16	晴	測樹(20)・薪運搬(9)・製炭準備(2)・鋸目立(1)・事務室手伝(2)	・拓北会創立大会（会長・松野場長，副会長は⑥）
12.17	晴	測樹(20)・厩舎雑役(7)・製炭準備(2)鋸目立(1)・事務室手伝(1)・風呂場の雑役(3)	・鋸の目立の理論と実際についての講演（北見国下生田原，伊藤松治氏）及び同氏を囲んでの開墾苦心談
12.18	晴	日旺日で作業休，但し室内掃除・煙突掃除・農具整頓	・歌の教習（場長）とデンマーク体操（横内技手）
12.19	晴	測樹(20)・厩舎雑役(10)・製炭準備(3)・造材用道具調整(1)	・デンマーク国民体操（横内技手）
12.20	雪	測樹(20)・測樹記録整理(10)・薪作り(2)・厩舎作業(2)　（総数４０名となる）	・歌の練習と北海道開墾農業に関する講話（熊技手）
12.21	晴	測樹(20)・造材用道具調整(2)・農具整理(2)・薪運搬(8)・大樹行（造材用具引取，１）	・北海道の開墾農業に関する講話（熊技手）

表８—３—９

年月日	天候	実習内容	教習内容
昭7. 1 2. 2 2	晴	作業休	・馬の飼養管理に関しての講義（種畜場大須賀技手） ・北海道の開墾農業に関する講話（熊技手）
1 2. 2 3	晴	作業休	・馬の飼養管理に関しての講義（大須賀技手） ・北海道の開墾農業に関する講話（熊技手）
1 2. 2 4	晴	測樹（12）・造材（16）・厩舎移転雑役(4)・薪切(2)・炭小屋(1)	・造材開始の祝（マサカリ立の祝及び諸注意，場長を中心に団欒，レコード，得意の芸あり）
1 2. 2 5	晴	製炭実習(2)・造材道具調整(2)・馬具手入(2)・薪作り(2)。祭日のため実習は小数にして午前中に終え，午後は各班耕馬の配当・造材道具分配・鋸の目立・場長よりの造材及道具取扱に関する注意。	・デンマーク国民体操教習の実演（横内技手）
1 2. 2 6	晴	造材（20）・測樹(8)・製炭(4)	・北海道開墾農業に関する講話（熊技手）
1 2. 2 7	雪	造材（20）・測樹(8)・薪切(3)・製炭(1)厩舎雑役(3)	・馬に就て講演（大樹村・田村泰成氏）
1 2. 2 8	晴	集材及薪整頓（28）・薪割薪切(7)・大樹行(1)。昭和７年の実習終了	・拓北会創立祝（忘年会）
1 2. 3 0	曇		・北海道開墾農業の方法に就ての講話（熊技手，希望者のためになしたるもの，３７名聴講）
昭8. 1. 1	雪		・四方拝
1. 4	曇	造材(5)・厩舎雑役(3)・造材運材のための雪道造り（26）	・北海道開墾農業の方法に就ての講話（熊技手）
1. 5	晴	造材（18）・運材(5)・除雪(4)・薪切(3)・馬糧調整(3)	・歌の教習及び新年宴会
1. 6	曇	造材（27）・運材(3)・造材道具調整(2)・大樹行(2)	・北海道開墾農業に就ての講話及び開墾成功者談（熊技手）
1. 7	曇	造材（27）・運材(6)・除雪・道具調整(2)。（総数４１名となる）	
1. 8	曇	造材（18）・運材(6)・除雪(6)・運材用道具作り(2)・大樹行(3)。（４２名）	・愛国精神涵養（山海関日支両軍の衝突にちなんで） ・デンマーク国民体操（横内技手） ・班長会議を開き各班の希望を聞く
1. 9	晴	造材（24）・運材(2)薪切(5)・農具調整(2)・大樹行(4)。（４３名となる）	・デンマーク国民体操（横内技手） 清水町下人舞小学校教師・木呂子繁彦氏来訪され，体操を参観
1. 1 0	晴	造材(18)・運材(7)・薪切(5)・炭材切(2)・運材用の道路直し(2)・農具調整(1)・大樹行(2)。（③⑦ほか3名入場し48名となる）	・農民精神鼓吹に関する講演（木呂子繁彦氏） ・デンマーク農業に就ての講演（横内技手）

表８—３—９

年月日	天候	実習内容	教習内容
昭8. 1.11	晴	造材(20)・運材(10)・炭俵装(4)・薪土場(2)・丸太土場(2)・薪作り(5)	・デンマーク農業に就ての講演（横内技手）
1.12	晴	造材(22)・運材(9)・製炭実習俵装(4)丸太土場(3)・薪土場(2)既舎雑役(1)・大樹行(1)	・新入生歓迎と山神祭の夕（場長訓辞・団欒・余興）
1.13	晴	造材(26)・運材(8)・薪土場(4)・丸太土場(1)・炭窯作業(2)・農具調整(1)	・北海道概況に就ての講義（松野場長）
1.14	晴	造材(29)・運材(2)・薪土場(4)・丸太土場(1)・農具調整(1)・大樹行(5)	・拓北会予算会議・自治指導
1.15	晴	作業休，（⑤入場し，４９名となる。	・班長会議・自治指導。(処女会・青年会等千客万来）
1.16	晴	造材(29)・運材(8)・土場積(5)・馬糧切り(1)	
1.17	晴	造材(32)・運材(8)・土場積(5)	・デンマーク農業に就ての講演（横内技手）
1.18	晴	造材(29)・運材(10)・土場積(5)	・デンマーク農業に就ての講演（横内技手）
1.19	晴	造材(30)・運材(10)・土場積(6)	
1.20	晴	造材(26)・運材(10)・丸太土場(4)・薪土場(1)・製炭(2)	・製炭に関する講義（道庁地方林課製炭指導員・本田賢次氏）
1.21	晴	造材(28)・運材(4)・製炭(4)・土場(4)大樹行(4)	・製炭に関する講義（本田賢次氏）班長会議
1.22	曇	造材(20)・運材(5)・炭窯の火入(1)・土場(4)・道作り(6)・薪作り(3)・大樹行（４，燕麦７２俵の運搬）	
1.23	晴	造材(24)・運材(9)・薪作り(5)・道作り(2)・土場(4)	・製炭に関する講義（本田賢次氏）
1.24	曇	造材(25)・運材(9)・土場(4)・炭材切(2)・道作り(2)・雑作(1)	
1.25	晴	造材(26)・運材(4)・土場(2)・道作り(2)・炭材切(2)・造材手直し(2)・馬糧調整(1)・大樹行（４,燕麦78俵運搬）	・製炭に関する講義（本田賢次氏）
1.26	雪	造材(23)・運材(9)・土場(5)・道作り(3)・炭材切り(2)	
1.27	晴	造材(27)・運材(4)・土場(3)・製炭(2)道作り(2)・大樹行(4)	・製炭に関する講義（本田賢次氏）・場長より帰場の挨拶，レコードの慰安
1.28	晴	造材(23)・運材(9)・土場(5)・炭材調整(4)・道作り(3)。伐木を誤り遭難する者あり。奇蹟的に無事なりき。伐木作業は道作りに変更。	・北海道概況に就ての講義(松野場長)・班長会議
1.29	曇	作業休	・開墾座談会開催（来賓は竹村大樹村長代理・猪狩世話所主任・玉木農

表８－３－９

年月日	天候	実習内容	教習内容
昭8. 2 9		作業休	会技手・篤農家角倉氏・尾田氏ほか４氏。実習生の質問は，大樹附近の開墾に就て，入地当時の最も苦しい事，大樹附近の反当収量，各農家の食費，開墾農業に於ける配偶者，開墾資金，子供養育と開墾農業）
1. 3 0	晴	造材（24）・運材(5)・土場(4)・製炭(2)道作り(2)・大樹行(2)	・製炭に関する講義（終了），その後，レコードコンサート。
1. 3 1	曇	造材（26）・運材(6)・土場(3)・道付け(2)・除雪(1)・大樹行(3)	
2. 1	晴	作業については不明	・感謝の集り（本田氏の帰札，レコード・コンサート ―「進め北海道」）
2. 4	雪		・歓迎の夕べ（新任職員鉢呂繁雄氏）
2. 5	雪		・公民教育と歓迎の夕べ（川上道庁殖民課長の講演及び盛大なる団欒。場長指導の日本国民歌，空中艦隊，丘ヲ越エテの歌，「進め北海道」を合唱）
2. 8	曇		・副業に関する講演（道庁農産課地方農林主事・北村元治氏）

資料出所：『北海道拓殖実習場十勝実習場第１回実習生感想録』（昭和８年３月発行）

何回かに分かれての少し組織立った講義としては，この２カ月余りにおいては，熊技手の「北海道開墾農家の方法についての講話」，横内技手の「デンマーク農業についての講演」，道庁地方林課製炭指導員，本田賢次氏の「製炭に関する講義」，そうして松野場長の「北海道概況についての講義」があった。

熊の話は，伐木の仕方，段どり，伐木後の火入と火入れの手段，削耕・筋耕・本耕の詳細，開墾の年次計画・農具・資金，また講話の間に開墾成功者の挿話を入れ，「拓殖精神の鼓吹」「実習生の使命の自覚」をうながした。横内のデンマーク農業についての話は，デンマークの農家の事情・組合組織・農業教育・高等国民学校について論じ，本田賢次の「製炭に関する講義」は「寒気酷烈ノタメ短時間ヅツ隔日に聴講」されたもので，築窯位置決定，胴堀，排煙口・不動枡・嵐口，胴巻き・炭化室・点火口・鉢形構成，鉢土・鉢土の方法・窯の乾燥，木材炭化原理・炭木調整・炭木の詰込，口焚・炭材・化中排煙口と嵐口の調節・消炭化後の注意と，「講義ハ熱アリ，而モ数十年来ノ尊キ経験ニヨリ，実際ニ心ユクバカリ平易に説明サレ」た。松野の「北海道概況に就いての講義」は，北海道の気候概略，各地に於ける適地適経営の農業につき話したもので，「権威アル講義ニ満足セリ」とされている。なお，道庁林務課三戸技師の「測樹学及森林利用学」は森林の種類・目的，造林の必要，樹木の数量，測定の単位，立木材積測定法，伐木・造材・運材について，そうして間縄・輪尺を持っての実習。また種畜場大須賀農林技手の「馬の飼養管理」は，馬の歴史・分類・飼養，飼料一般，馬の放牧とその注意，馬の運動，削蹄取扱，そして馬の取扱法と鑑定法の実習であった。

これらの講義が実習の筋道に沿うて，つまり入植後に直接役立つように組立てられていることはいうまでもない。この点で，講義とならんで，或はそれ以上に実習生に喜ばれたのは大樹周辺の篤農家を囲んでの開墾座談会であった。たとえば1月29日の大樹村の篤農家との座談会で実習生側から出された質問，すなわち大樹附近の開墾，入地当時の最も苦しい事，大樹附近の反当収量，開墾資金，各農家の食費，開墾農業における配偶者，子供養育と開墾農業についての質問には，これから未開地に入地しようとする者として，まさに正鵠を得た質問であった。

他方，いわゆる「愛国精神涵養」は意外と少なく，1月8日の「山海関ノ日支両軍ノ衝突事件ヨリ戦没負傷シタル同胞ヲ偲ビ，激励の辞ヲ述ベ」る集会，1月10日の清水村下人舞小学校教師による「郷土愛，農村愛護，農村振興」についての所感講演，そうして2月5日，道庁殖民課長の視察にさいしての「社会人トシテノ農業者ノ社会常識ノ必要」と「今日ノ我国政治憲法政治」についての講演が主なものであった。加藤完治らの日本国民高等学校におけるごとき教育勅語奉読・弥栄三唱・「天晴れ，あな面白，あな手伸し，あな明け，おけ」，直真陰流は拓殖実習場には存せず，拓北会歌の合唱，デンマーク体操があった。逆に実習においては日本国民高等学校の日課及び学課目(表8-3-10参照)に比し，拓殖実習場の場合は徹底的にプラグマティックであること，すなわち入植 ── 開墾を見こしての実務重視に徹しているところに特質があることは明らかである。

「何れの点に於ても官僚風臭味を脱し」，「一大家族的生活の気分を醸成」せんとする実習場の上にみたごとき特質は，他の塾風教育の追随を許さないものであった。そうしてかかる実務主義は次にみるごとき集団主義の志向性を生み出している。すなわち，先の表8-3-9にも明らかなごとく，教習の中には拓北会主催により各種の行事が組み込まれていて，それは「自治精神の発揮」と「一大家族生活」を期しているものであった。

たとえば，12月14日には拓殖実習場実習生綱領について松野場長より説明がなされ，「各自の意志を聴」いたのだが，そのさいにも「実習生の教習指導ハ規則ノミニ拘泥セシメズ，各自自覚アル行動ヲ導キ，時代ニ醒メタル精神ノ人，腕と頭ノ人物を養成」するとの方向が貫徹される。しかも，会合あるごとに拓北会歌・空中艦隊の歌や「進め北海道」の歌，北海道移民招徠の歌，そして古賀政雄の「丘ヲ越エテ」や日本国民歌等を，場長自らの音頭で歌い，「勇壮ニシテ朗ナルレコードヲ聴カシメ，感情ナゴヤカナサシ」めたのであった。

昭和6年の流行歌「丘を越えて」に象徴的な十勝実習場のかかる雰囲気は，加藤完治らの日本国民高等学校のそれとは対照的であった。この点を，旧制中学卒後，日本国民高等学校を終えて実習場に入場したOI(19才)は「到底今迄の自分の生活にはなかった美しくもかけへだてのない美しい事」と語っている(附表1のB－3参照)。

以上，拓殖実習場の教育過程を分析すると，教育方針や「綱領」で謳われたものが御題目ではなしに，生徒集団の「班編成」や拓北会組織に立脚しながら実行されていたことがわかる。そうして，実務主義に徹するが故に，「自然をあらゆる視角から見，之れを正しく認識する」ことが強調され，実習に先だちそれに関連した学科目の教習がなされた。しかもそこでも実務主義が貫徹されていることは，講師は大学の人間ではなく，地位にかかわりないその道のエキスパートが呼ばれていることからもわかる。⑥の語るところによれば，「加藤完治は汗と鍬だったが，松野さんはアメリカ農法」だったのである。

なお，上述までの詳細は冬場を対象としているので，プラウ農法や畜産は出て来ていないが，松野の「アメリカ農法」はこれらを重視していたことを看過することはできない。酪農についてみると，

表 8－3－10　日本国民高等学校における学課目及び毎週教授時数

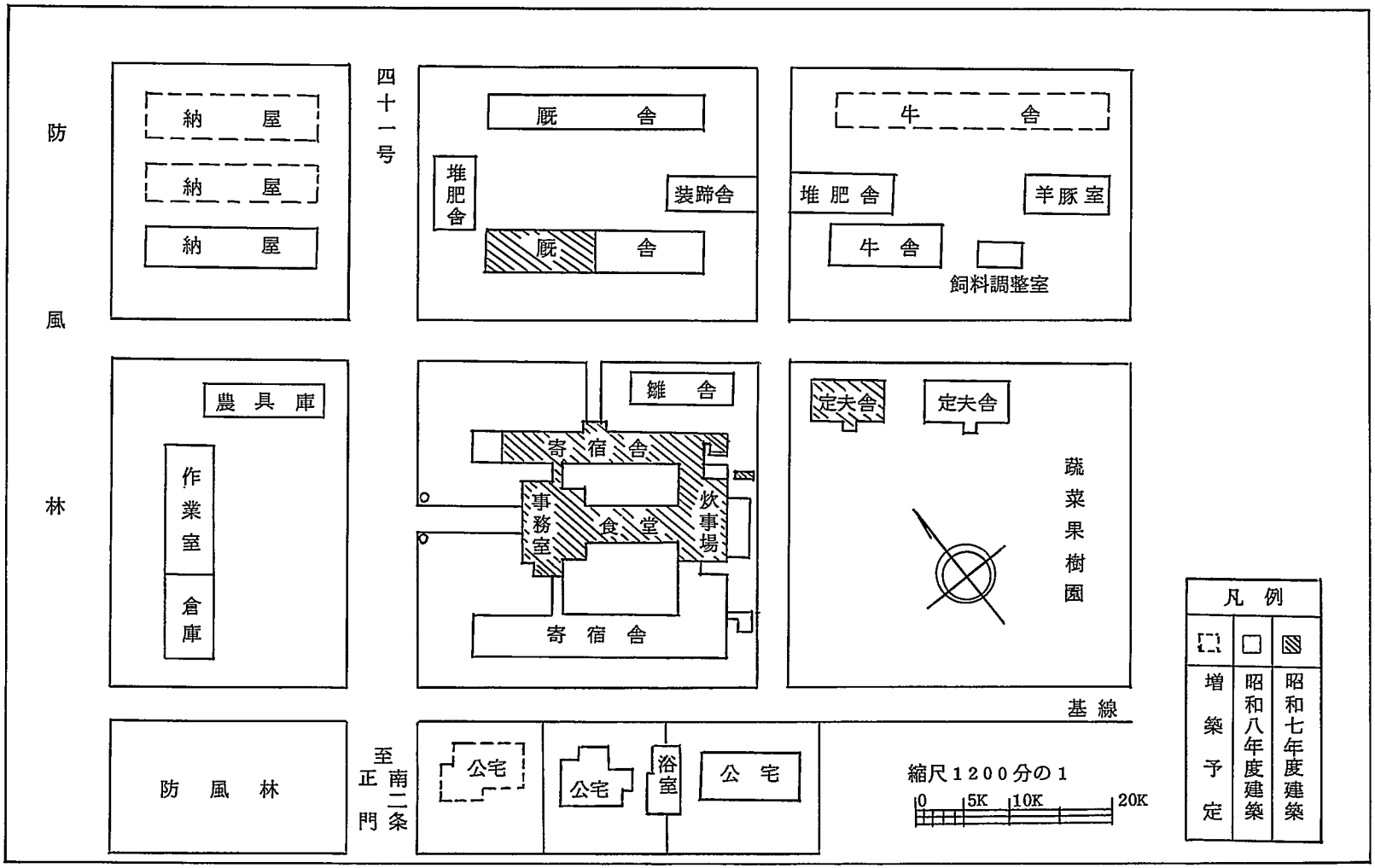
授業は午前8時より午後2時に至る。但し季節により一定せず。農場実習亦不定。

教科目	第一部（長男教育）		第二部（次三男教育）		第三部（少年教育） 第一年		第三部（少年教育） 第二年		第四部（女子教育）	
	課程	時数	課程	時数	課程	時数	課程	時数	課程	時数
修身	皇国精神及農村経営	6	皇国精神及農村経営	6	—	–	皇国精神及農村経営	4	皇国精神及農村経営	3
地理歴史	一般	2	一般	2	—	–	一般	2	一般	1
国語	—	–	—	–	講読作文習字	5	講読作文習字	3	—	–
教学	珠算	1	珠算	1	算術代数	4	幾何三角珠算	4	—	–
農学	農業綱要	12	農業綱要	12	農林学大意理科大意農学実験	13	農林学大意理科大意農学実験	8	農業綱要	6
外国語	—	–	初歩	2	初歩	4	初歩	3	初歩	1
武道	剣道	4 10	剣道	4 8	剣道	1	剣道	2	武道講話	2
体操	皇国運動	3	皇国運動	1	皇国運動	1	皇国運動	1	皇国運動	2
家政	—	–	—	–	—	–	—	–	料理・看護育児・教育裁縫・洗濯	14
音楽	—	–	—	–	—	–	一般	1	一般	1
農場実習	（農場実習時間は時期に依り一定せざるも各部最も之に重きを置く）									
殖民	（殖民に必要なる学科及実習、第二部の生徒に対し随時之を課するものとす）									
視察旅行	（卒業間際に於て内地朝鮮に行う）									
計		28		28		28		28		28

備考　本課程は必要に応じ変更することあるべし。
主な日課は下のごとし。
学課　自午前8時30分、至正午
実習　自午後1時30分、至日没
自習　7時～9時、一週間撃剣、柔道各2日、講義をなす場合もあり。
礼拝　9時

（資料出所）
協調会『農村における塾風教育』（昭和9年10月）PP36～37

図８—３—１　北海道拓殖実習場十勝実習場建物配置図



建物配置図(図8-3-1)や施設一覧(表8-1-2)にあるごとく，乳牛は馬・豚・緬羊・家禽とならんで位置づけられている。また「今後の施設」計画においても，

「十勝実習場に於ては，其自然要素の関係上，所謂混同農業組織で進む方針であって，畑作は食糧，飼料の他，販売作物をも相当作り，一面繁殖牝馬，乳牛，緬羊，豚，家禽等を相当数入れ，模範的の放牧地をも経営する予定である。」(20)

とされる。当時の牛飼は「糞を取って土を肥やし，牛乳飲んで健康に，医者にかからないで子供をふやす，余ったら売る」(⑥)というものではあった。しかし，第一期生が集団で入植した旧T部落においても，炭焼，枕木が終ったあとは牛が生計源となった。そのため，とれた豆類は将来への投資用として残しえたのである。

さて，この節の終わりに，以上みてきた実習場の教育過程に対して，在学生が当時それをどうみていたかについて簡単にふれておこう。まず実習場の「教育」の精神については次の感想が端的に表現している。

「定めし拓殖精神を涵養する処であるからには，寄宿舎等は最初移民の入るべき堀立小屋か，又はお拝小屋に近い者と想像してゐたのにも拘らず，学校以上の建築であり，又学校以上の設備であり，食事等は移民として将来困苦欠乏，粗食に耐へ得る様計画してあるものと信じてゐた処，否々毎日の食事も山海珍味で充分戴く事が出来る等，私は全く有難く感泣するより外はなかった。」(T・D，２０才。別海村出身，高小卒)。

「私は最初実習場の日常生活は，多分軍隊生活の様なピリピリ行ふものと予想して出て来たのであるが，いざ実習場に入るや先生は自から親切に案内して下され，又実習生達は荷物を運んでくれるやら，全く予想に反し，嬉しく思った。…… 実習場に入り，先生，実習生の区別が無く，我等は常に自由な身であり，日常諸先生には拓殖に関する仕事を叮寧に教へられる事は，我等の今後自分の力で原始林に入り事業に働く場合，如何にも成功が目に見ゆるが如く覚える。」(Y・M，２２才。山形県出身，農学校卒)。

そうして，実習場が閉鎖的小宇宙ではなかったことは，

「場内では社会一般のことを報ずる新聞は，東京朝日，北海タイムス，小樽新聞，十勝毎日等あり，各種月間雑誌の購読も出来，最近のレコードもあり，近くラジオの設置も出来るはず」(K・H，２６才。美瑛出身，尋小卒)。

との言より明らかである。

教育内容についての感想をみると，教師の夢が実習生の夢として共有されていったことがわかる。

「体験を徹して御指導下さる熊先生の強調されるのは，青年の意気と国家の運命であり，先生は青年の意気は宮に一身の浮沈に関するのみならず，また国運消長のバロメーターとも云ふ可く，実に明治維新の偉業は青年の意気がなければならなかったと云ふてゐる。自分も断然緊褌一番したのである。…… デンマーク帰朝の横内先生の彼の地の農業経営法を聴き，嬢ては来る独立の我経営を知る熊先生の北海道開墾農業に就て，又は松野場長殿の北海道概況等に踏みて進む前途こそは，余りに栄光された我等ではないか。」(S・H，23才。本別村出身，苫小牧工業２年終了)。

「此頃農村の振興策が各方面で叫ばれてゐる。だが農村の振興には何よりも先づ農民の教育を改めねばならぬ。今迄の様な偏見的な机上の教育でなく，全人格的活動に立脚した労作教育を基礎とする，教育形式でなければならぬと私は思ふ。北欧の一小国デンマークがあの恵まれざる国土で，世界に羨望さるる農業国となった

のは，熱血の詩人グルンドビーの残した独特の教育法の為であった。私は之等の事を思ふ時，今更乍ら我等の幸福に感謝の念を禁じ得ない。我等の学ぶ拓北寮こそは独特の教育法に於て，国民高等学校に優るとも劣らぬ若人の修養の道場ではないだろうか。私は過去に於て鍛えた頑健な腕で力強き鋤鍬を体し，我等の北海道をして農業の楽土たらしむ可く，科学的な経営法と溢るる日本的農業精神を以て，理想に向ひ決死的な努力をなさんとする者である。」（⑨，２７才，新潟県出身，高小卒）

ここにみるように，土地取得 ── 独立という各自の将来への期待が，農業ならびに開拓の社会的価値づけへと連動され，個人の理想が社会・国家にとっての役割分担として把握せられようとしていた点は注目すべきである。

以上みてきたごとく，拓北実習場においては，一方に土地取得 ── 独立を熱望する生徒がおり，他方に北海道開拓，とりわけ穀菽農業に対して混同もしくは主畜農業による人口食糧問題の解決と，そのための人材養成に身体を張る教師がいた。そうして両者は，生徒集団（班編成，拓北会組織）の基礎の上に，時代に醒めたる開拓者・科学的農業経営・自治精神という拓殖精神を合言葉に，労働と生活を通して，技術の伝受とその技術を担っている人と人との魂のふれあいを有したことは事実であろう。私たちが初期の拓殖実習場にひかれるのは，かかる教育の原点が存していたからである。そうして，それなるが故に，実習場で学んだ技術は，応用可能なものとして，その後，少なくとも旧Ｔ部落を形成した人々の中に生き続けたのである。

最後に，項を変えて，実習場終了以後４０年たった今日の時点で第一期生たちがその教育をどう評価しているかを，旧Ｔ部落の人たちについてみて，この補論を終えよう。

<注>

(1) 北海道庁「北海道拓殖実習場案内」，更紙大１枚。
(2) 前掲『日本近代教育史１０』，Ｐ７１３
(3) 前掲『北海道拓殖実習場要覧』，Ｐ５.
(4) 松野伝「直ぐよかに伸びよ！」（前掲『北海道拓殖実習場十勝実習場第１回実習生感想録』所収），PP４３―４.
(5) 同上，Ｐ４５.
(6) 同上『感想録』　PP６０―６１.
(7) 武田清子，前掲「加藤完治の農民教育思想」，Ｐ６４.
(8) 熊博彦「我等が拓殖実習場」（同上『感想録』所収）Ｐ４５.
(9) 同上，Ｐ４５.
(10) 同上，PP４６―７.
(11) 横内友之「教育から見た私の拓殖実習場観」（同上『感想録』所収），Ｐ５０.
(12) 同上，Ｐ４７.
(13) 同上，Ｐ４８.
(14) 宮坂広作「日本資本主義の危機と教育」（小学館『教育学全集』増補版３.『近代教育史』昭和５０年），Ｐ１６７
(15) 横内前掲　Ｐ４９.
(16) 鉢呂繁雄「農村問題と拓殖実習場」（前掲『第一回実習生感想録』所収），PP５１―２.
(17) 同上，Ｐ５１

(18) 同上，『感想録』P 60.

(19) 同上，P 60.

(20) 同上，P. 62.

第4節　まとめにかえて ― 現在における旧T部落一期生の実習場及び集団入植に対する評価

昭和9年3月15日は旧T部落の入植記念日である。すなわち実習場一期生のうち16名（のち20名になる）が，集団で実習場東隣3㎞の地に入植した日である。この20名は表8－4－1でみるとおり，数え21～32才の人達で第一期生の中では高年令者 ＝ 農業経験が長い者が多いという特徴がある。つまり，旧T部落は第2期北海道拓殖計画における開拓者養成のモデル地区（⑤の言葉，附表2参照。以下同じ），実習場センター的役割（⑧）をもたされたので，農業を知った，簡単にはやめない者が求められた。

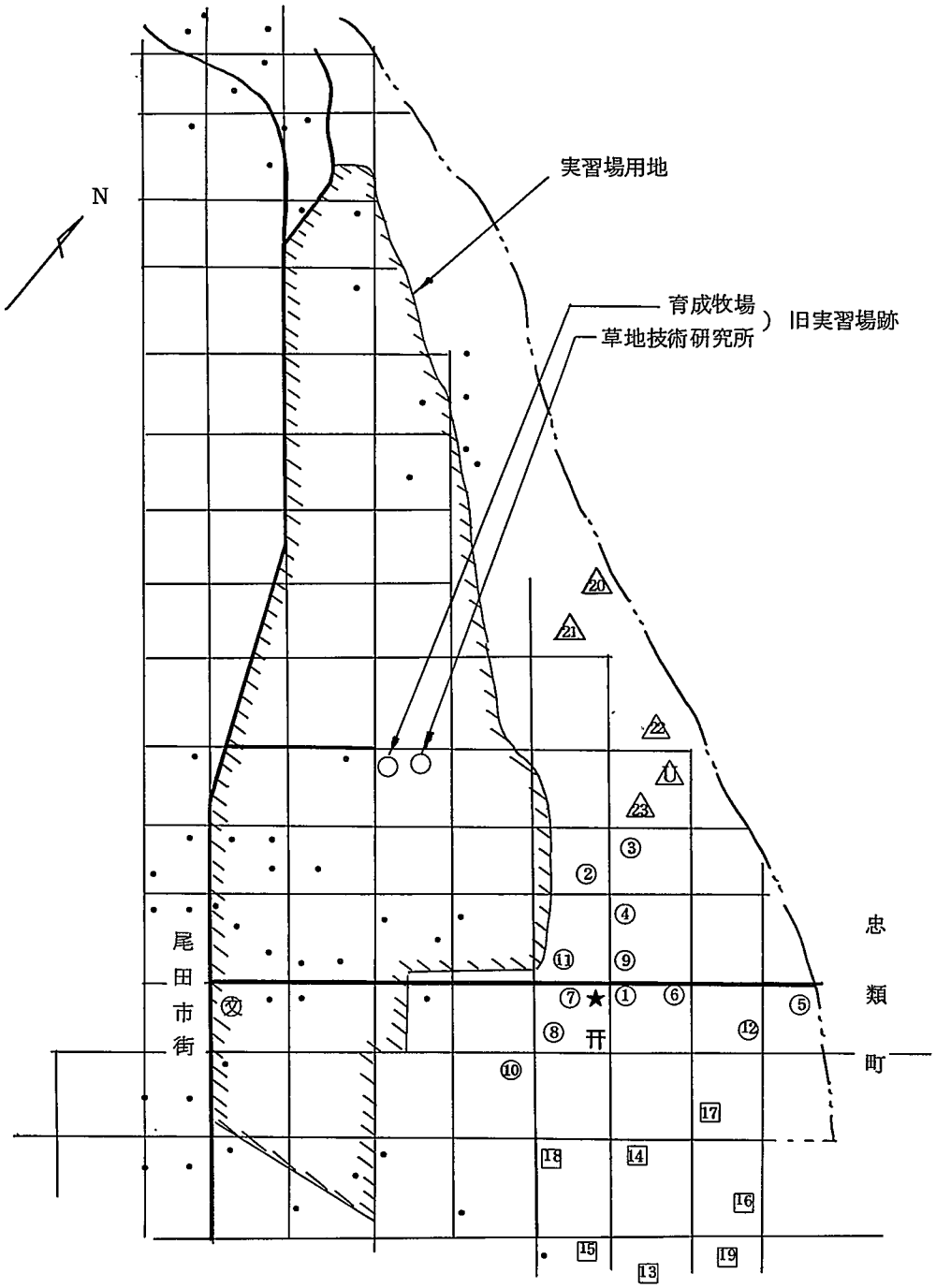
旧T部落入植者は，岡山から来た32才で経理事務ベテランのUMと，山形から自作農をめざして来た⑧を除くと，いずれも二三男で農業にたずさわっていた。そして，新潟4人，秋田・福島3人，山形2人と東北・北陸出身者で過半数を占め，道内は7人だがそのうち3人は十勝出身（大樹，忠類，本別）で，他は長沼・江部乙・留萌・智恵文である。

表8－4－1　十勝実習場一期生の進路

	農学校，中学校，農事講習所卒業または農事研究生をしたもの	左記以外のもの
20才	● ●	● ● ●
21才	㊎	● ● ● ST（大樹出身）
22才	㊍ ● ●	● ● ● ● 5（虹別へ） ⑤
23才	㊉ ㊉ ㊉ ㊎ ●	●
24才	㊎ ㊎	● ● IS. SH. HK
25才		③ ⑧ AM. KR
26才		① ② UT. SY
27才		● ● ⑦ ⑩ HT
28才		⑥ ⑨ ⑪
29才		④
30才		
31才		
32才		UM

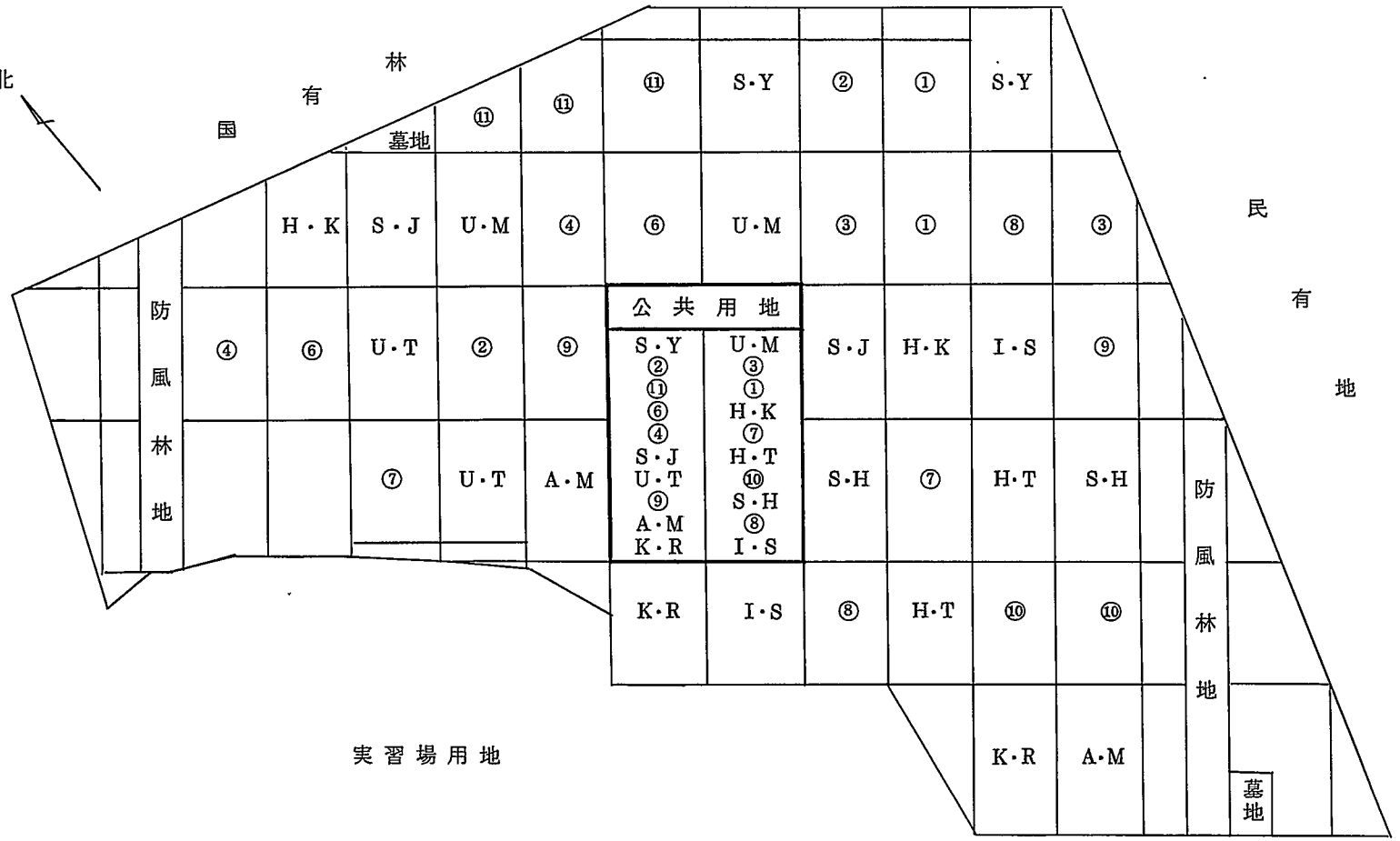
（注）①～⑪及びローマ字は旧T部落入植者（⑤⑪は昭和10年入植。HKは抜け，二期生が入る）
㊉㊍㊎はそれぞれ十勝・北見・釧路実習場の助手となったものを示す。
● は一般入植又は帰郷を示す。アンダーラインは二カ年修業者を示す。
資料出所：『北海道拓植実習場十勝実習場第1回実習生感想録』（8年）及び『北海道拓植実習場十勝実習場竝拓北部落行幸記念録』（12年刊）による。

図８－４－１　拓殖実習場と旧Ｔ部落の位置



（注）　★部落会館
〒拓北神社
㊏尾田小学校・中学校
・他部落の農家
○ 旧Ｔ部落
□ 旧Ｐ部落
△ 旧Ｈ部落

図８—４—２　　密居制時代の旧Ｔ部落



このように，モデル地区であったということは，「鞭撻にはなるが窮屈」で「何かにつけて干渉され」（⑧）ることになった。第一に入植時の集落形態自体が一つの実験的役割を負っていた。密居制がそれである。これは⑨がいうごとく，松野場長と上原轍三郎の構想にもとづくものであった。第二に，開墾＝混同農業経営確立過程の実験的意味がある。これは二つのことに分かれる。その一つは部落の形成と産業組合の創立である。⑥の言葉にあるごとく，西当縁部落の形成，また大樹産業組合の創立に実習場の「指導」があったことは明らかである。二つめは酪農の導入であった。④⑥⑨が端的に述べているごとく，混同農業確立のための実習場の「指導」で，「5年以内に全戸が牛を持つ」ということは，道庁補助牛や産業組合の援助もあって，昭和10年にはほぼ達成しえた。また実習場は乳牛の講習会をやるのみでなく，クローバーの導入なども積極的に行なった。

第三に，密居制廃止後の土地共有の問題があった。入植直後の開墾が一段落し，各種の家畜が入りはじめると密居制は生産過程に対する阻害物に転化しはじめる。⑦⑨⑪が指摘するごとく，馬の子や豚などが畑を荒したり，圃場に通う手間が大変だったので，農民たちは密居制をやめ交換分合を志向するようになり，昭和14年に第1回分合が行なわれた。しかしそのさい天皇行幸他の開拓農場が簡単に解散されたら困るという道庁の意向（⑤），そして離農者を出さない（⑪），異分子を入れない（①）という同期生たちの意向で，土地の共有（名儀上の複数の持ち合い）が行なわれる。これは昭和28年に解散するが，隣接部落とは異なる村落構造を旧T部落がもちえた一因となった。

このように第二期拓殖計画における移民教育のセンターとしての拓殖実習場，その第一期生の集団入植ということで，旧T部落に対する「行政指導」が多々行なわれたのである。

他方，入植した側から問題をとらえてみると，実習場一期生層が集団入植した旧T部落の歴史は，彼らが実習場で学んだ技術により混同農業を地域社会に定着させて来た歴史であり，拓殖精神と同期生の「競争」＝「協力」がそれを支えた。現存する一期生のすべてが語るごとく，実習場で学んだ農業技術はそのまま開拓に役立ち，「実習場があったから自分でもやれた」（⑤）のだし，とりわけブラウの技術・牛飼についての技術は有効であったが，それにもまして同期生集団の強味を発揮しての，北方農業確立の誇りと自負をもった営農と部落形成の努力がなされた。たとえば一年遅れて旧T部落に入った⑤が，「自分たちはよその人より励まし合い，目先のことだけではなく，将来の展望をもってやって来た」と語るごとくである。

つまり，実習場が養成したのは技術的側面のみではなく，北方農業＝混同農業経営という経営目標を水路づけ，生産・労働過程と生活過程での協力体制の重要性を認識した諸個人を生み出したことが看過されてはならない。前者，すなわち混同農業経営は昭和11年の乳牛導入以後，戦中―29・31年冷害をへて大規模酪農専業体制を創出するまでの約30年の間，この旧T部落の主要な営農形態となるが，その間一期生層の中ではこの形態に関する迷いは見られない。この点，隣接の旧P・旧H部落とは対照的である。他方，生産・労働過程と生活過程での協力体制については，本論第三部第6章で詳論したところであるが，表8-4-2の役割分担（一人一役）をみても，部落が生活過程上の機能のみでなく，生産・労働過程上の役割を，とりわけ戦前段階において大きく有していたことがわかる。そうして実習場における「一大家族組織」の同じ釜の飯を食べた一期生層は，その共通体験を入植後においても増幅させ，競争と協力を意識的に追求したものである。

この「競争」＝「協力」についてもう少しふれると，それは一人一役というムラ仕事の役割分担と，その分担にさいしての各人の平等性＝互換性（役割は毎年変わる）保持という組織原則の上になされたものである。同じ釜の飯を食べた同世代集団ということがそれを可能ならしめたのであり，

表８－４－２　旧Ｔ部落の役割分担

	昭和９年の役割分担	戦争との関係	昭和４４年の役割分担	５０年の現存農家
⑥	実行組合長	応召	土木係，農業水利係	
UM	行政部長	満州農業技術員	×	×
⑦	統計係		電協組合長	後継者なし
④	庶務部長兼時間励行係		税務係，会係監査	
KR	技術部長兼耕作係	満州農業技術員	×	×
HT	地力維持増進係兼亜麻ビート係	応召	副区長，尾田消防後援会副会長	離農
UT	林業兼土木係	応召 → 離農	×	×
SH	畜産係	応召 → 戦死	×	×
IS	農具係肥料係	満州農業技術員	×	×
SY	経済部長兼購売係	応召 → 離農	×	×
⑧	簿記係		副実行組合長，ビート集団長，信用評価委員，農協畜産専門委員，土地共有委員長	
③	販売係		共同作業係	
①	社会部長	応召	娯楽修養係，時間励行係，会計監査	後継者なし
SJ	娯楽修養係	応召	小中学校ＰＴＡ係，農業資材係馬係	離農
⑩	火防衛生係		有線放送推進係	後継者なし
②	社会福祉係	応召	区長，火防衛生係，社会福祉係婦人連絡係	
AM	共同作業係	応召 → 離農	×	×
⑨	副実行組合長兼記録係		庶務会計係，労務者世話係	
⑪	都合により１０年入植		共済組合総代，作物評価委員	
⑤		応召	実行組合長，統計係	
(⑫)	昭和２２年入植（⑤の妻の弟）	（応召）	作物防除係，農民同盟執行委員	離農

入植 ＝ 結婚が各自同時であったことが妻の労働軽減（大樹までの買い出し共同や託児所設置など）での合意を得やすくさせたということができよう。しかもかかる生産・労働過程と生活過程における協力体制は，営農が「家」を単位とする家族協業形態にもとづきながらも，それらの「家」が第二期拓殖計画と連動させられ，農業生産に対する社会的価値づけが同一方向にむけられることを通して，精神的にも補強されていたのであった。

以上みてきたごとく，拓殖実習場の教育は，旧Ｔ部落入植の一期生層でみるかぎり，次の４点の

質を指摘しうる。第一は，加藤完治らの精神主義に対して農業科学の成果にのっとり，北海道の自然的条件に対応しうる農業技術（とくにプラウ農法）を重視し，しかもその技術を開拓過程に沿うた「実務」のレベルにまで下ろして，実習生に把握させようとしたことである。知識の暗記ややみくもの体験主義ではなく，自然条件を分析した上での開拓の将来展望に到る道筋を把握し，それに徹底した実務主義の精神で追って行こうとしたといえよう。第二に，将来展望としての混同経営という目標の確立である。すなわち，実習場綱領は「合理的農業経営」を目ざし，「時代に醒めたる開拓者」たることをその「拓殖精神」の中核にすえるが，第二期拓殖計画に基づいて農業生産の社会的価値づけを実習生に社会化させるとともに，具体的な経営目標を混同経営におき，穀菽農業からの脱皮の必要性とその道筋を実習生に与えようとした。

そうして第三に指摘せねばならぬことは，実習場での共同生活，つまり班編成によってなされた労働と拓北会組織のもとに「自主的精神」による規律と鞭撻に溢れた寮生活とを原型とするところの生産・労働過程と生活過程の両側面における協力体制の形成である。松野伝は根釧原野開拓失敗の分析から，開拓は新しい農村社会を建設することだという視角を打ち出したが，そのための諸個人の陶冶が実習場生活の全体を通して追及されたのであった。とくに開拓者との座談会を通して，家族協業体における主婦労働や子供の教育問題を理解させるとともに，農会経営大意・畜産組合大意などの教習学科種目が用意され，産業組合主義の方向での「社会的協業体制」が志向されていたことは注意すべきである。

最後に，入場してきた生徒は土地取得 ── 独立の希望に溢れ，教師集団は北海道開拓に熱意を燃やしていたこと，そうしてこの両者が原始林開墾の実習と自治的寮生活を通してぶつかりあい，相互の人間的理解が確立していたことをあげなければならない。グルトウィヒのデンマーク国民高等学校運動の精神の継承と，「労作教育」の徹底がここではみられた。「窮屈な形式主義」ではなく「自治的精神の涵養」が教師集団の自覚的な教育方針として堅持された。それは教育過程においては，一方で実習や学習教育の内容，教授 ── 学習過程での徹底した「実務」主義となり，他方，拓北会組織を通しての生徒集団の「サボタージュ」をも許容する幅をもっていた。こうした過程を通じて形成された人間的共感・理解は，松野が実習場を離れた後もたち切られることはなかった。表８－４－３にみられるごとく，戦後になっても松野はしばしば旧Ｔ部落をおとずれ，歓迎されているのである。

表８－４－３　戦後の旧Ｔ部落と「実習場」との関係

昭和２５年	松野場長歓迎会，熊先生歓迎会
２７年	実習場２０周年記念講演（北大・矢島武教授）渡満したKH，KR氏来る
２９年	松野伝先生他１２名来村
３０年	松野場長来る
３１年	松野場長来る
３２年	安孫子先生来る
３３年	場長・香典
３７年	実習場閉鎖となる，餞別
４４年	実習場記念碑に寄附
４６年	札幌・熊先生香典

（旧Ｔ部落「出納帳」による。）

ところで，以上の特質を旧Ｔ部落の二代目層（その大半は大樹高校農業科の卒業生）の受けた教育と比較してみよう。

大樹高校の沿革は表８－４－４にみるごとくであり，大規模酪農化過程への本格的な端緒が切られた４２年に，大樹高校の農業科は全日制から季節定時制に変わった。これは一面では，農繁期の「家」の手伝いを用意にさせたものではあるが，他方，産

表８－４－４　大樹高等学校沿革

昭２３.１０	帯広市立商工高校大樹分校として設立認可
２５.　３	村立大樹高校設立認可（独立）
１１	通常過程農業科，普通科各一学級設立認可
２８.１０	道立移管
２９.　２	農地７２,９３７坪（管理人室２１坪，畜舎５０坪，農具室１６坪を含む）を町より寄贈受く
３０.１０	農場サイロ１基完成（177坪）
３１.　３	産振法により芝浦ＡＴ５型１０馬力トラクター購入
３３.　６	産振法により農業科実習教室（３３坪）完成
１０	農具室（２５坪）完成
３４.　４	通常課程普通課２学級募集認可
１１	畜舎豚舎上棟式挙行
１２	簡易水道完成通水
３５.　５	第一次農場整地
６	産振法による農産加工室（４０坪）完成
３６.　８	牛乳冷却槽・農場井戸完成
３７.　５	産振法により農業科収納庫兼作業室（３６坪）・農業管理室（４０坪）完成
４	クボタトラクター（１８HP）購入
６	牛乳処理場（３坪）完成
８	十勝拓殖実習場閉場に伴うトラクター他保管転換を受く
３８.　３	全日制普通科３学級募集認可
９	農業科機械化練習場・自動車練習場竣工（５８年型トヨペットクラウン１台購入）
３９.１０	文部省の指定を受け「農業機械の理論と技術」開放講座開設（9月1日～10月5日）
１１	農場ビニールハウス完成
４０.１２	産振法による牛舎（２０坪）・堆肥舎（４０坪）竣工，また小型貨物自動車・トラクター購入
４１.１１	産振法により農機具練習室（４０坪）竣工
４２.　４	高校再編計画により，全日制農業科は定時制農業科に転換，全日制家政科１学級設置
４４.　４	全日制家政科募集停止
４７.　８	新体育館完成

資料出所：大樹高等学校要覧

業教育振興法の適用からはずれ，学校の保持する施設・設備は，地域社会の大規模酪農化が進展する中で，少しも整備されないという問題をもたらした。しかし旧Ｔ部落の二代目層はそれ以前に，つまり全日制農業科時代に同校を卒業している。彼らがうけた教育カリキュラムは入手しえなかったが，その大要は表８－４－５ ～ 表８－４－８でわかる。かかる教育に対しての二代目層自体の評価は表８－４－９のごとくである。

表８－４－５　大樹高校農業科の施設・設備

	３８年	４２年	５０年
作物畜産実習室	３３坪	３３坪	４０坪
土肥料飼料実習室	４０	４０	３３
農業管理室	４０	—	—
収納庫兼作業室	３６	３６	—
農具庫	２５	２５	—
牛舎	３９	３９	３９
厩舎	19.5	２０	—
豚舎	９	９	９
牛乳処理場	３	３	３
サイロ	３２㎥	４	４
畜牛実習室（牛）	—	２０	２０
肥料室	—	４０	４０
農業実習室	—	４０	４０
農機具実習室	—	—	４０
〃	—	—	３６
〃	—	—	２５
畜産実習室（飼料室）	—	—	２０

	３８年	４２年
耕地	7.3町	8.0㏊
永年放牧地	9.2	7.0
農業機械練習場	2.0	2.0
実習林	5.5	2.8
その他	1.0	4.3
実習用地計	25.0	24.1
乳牛	５頭	１０頭
馬	３	１
豚	２	２
緬羊	７	８

表８－４－６　昭和３８年度のカリキュラム

(イ)　教育課程表

	１年	２年	３年
国語	３	３	５
社会	３	５	２
数学	３	２	４
理科	６	２	３
英語	３	３	３
保体	4／2	４	３
家庭	0／2	—	—
農業	１１	１２	１２
計	３３	３３	３３

(ロ)　農業科の履習内容

	１年	２年	３年
作物	３	２＊	２＊
畜産	２	２＊	２＊
経営	２	２＊	３
園芸	２	２	
土・肥料	２＊		
機械			３＊
加工		２	２
作物保護		２＊	
計	１１	１２	１２
総合実習	２	２	２

＊印は女子家庭科選択を示す。

(ハ)　家庭科の履習内容

	１年	２年	３年
家庭一般	２	２	
被服		４	２
献立調理		２	２
手芸			３
意匠	２		
計	４	８	７

表８－４－７　大樹高等学校農業クラブの沿革

本校の農業クラブは昭和２６年４月の農業科設置にともない，同年の１０月に１８名を以って結成され，爾後１２年を経た今日，農業クラブを通じて３００余名の卒業生（昭和３８年度までに）を送り出した。彼等がクラブ員中に果した功績は次の通り

昭和２７年度　道東地区大会（技術競技会）家畜審査　１位　牛乳検査，歩測量にはそれぞれ入賞
全道大会（研究発表会）プロジェクトの部　１位

昭和２８年度
昭和２９年度　道東，全道大会において各部に入賞

昭和３０年度　道東地区の本部校となりその大任を果す
道東地区大会（技術競技会）牛乳検査　１位　家畜審査，亜麻結束，調味鑑定，調理競技にはそれぞれ入賞
農業クラブ旗の寄贈をうける　　寄贈者　農業科第３回卒業生一同

昭和３３年度　全道大会（研究発表会）クラブ活動の部　１位
全道大会（研究発表会）クラブ活動の部　入賞

昭和３４年度　道東地区技術競技会，幹部講習会の当番校となりその大任を果す
道東地区大会（技術競技会）　鑑定　優秀賞
飼料計算，歩測量，牛乳検査，簿記計算それぞれ努力賞を得る
（研究発表会）プロジェクトの部　優秀賞

昭和３５年度　道東地区（幹部講習会）の当番校となりその大任を果す
道東地区大会（技術競技会）牛乳検査　優秀賞

昭和３６年度　道東地区大会（技術競技会）牛乳検査　優秀賞，　歩測量　優秀賞
（研究発表会）プロジェクトの部　最優秀賞，優秀賞
全道大会（研究発表会）プロジェクトの部　第三位

昭和３７年度　道東地区大会（研究発表会）プロジェクトの部　優秀賞

昭和３８年度　道東地区（幹部講習会）の当番校となりその大任を果す

昭和３９年度　道東地区本部校となる。全道技術競技大会出場

昭和４０年度　全道技術競技大会出場

昭和４１年度　全道技術競技大会出場

表８－４－８　農業科重点目標

（３８年）
1. 牧草の増産並びに牧草地の拡張
2. 飼料作物見本圃・種子標本の整備
3. 農業機械の導入
4. 畜舎・畜体の衛生管理

（４０年）
1. 牛乳の増産
2. 基礎実験圃場の整備
3. 牧草の増産並びに草地造成
4. 教科実習の充実と問題集の作成

（４１年）
1. サイロの新築整備
2. 牧草サイレージの研究実施
3. 第２次長期計画案作成
4. 一部植林移殖，耕地拡張について

（４２年）
1. 定時制転換に伴う農場再整備
2. 農場区画の明確化と放牧場の整備
3. 教科実習としての利用状況の分析
4. 作業機械の一連体系と利用状況の分析
5. 農業クラブ技術競技会の実施遂行

表８－４－９　若い後継者と学校教育

		夫			妻		
		生　年	学　歴	学校教育で得たもの	生年	学歴	学校教育で得たもの
上層	⑧	１０年	中　卒（25年）	中学校時代，教科書なかった。紙不足でバラバラな教科書。やっぱり高校へ行きたかった。	１５年	中卒	中卒後，大樹家政女学校で編物・和裁（冬）。皆は寮に泊ったが，自分は１里半の道を歩いて通った。
	⑨	１０年	中　卒（25年）	勉強は好きな方だった。上の学校へはあがってみたかった。大学へも。	１５年	中卒	青年学級，仲間と交わりたい。料理（今でも生かせる）お花・コーラス・フォークダンス。先生は学校の先生や教育主事。校長先生が自分達と同じ気持になってやってくれた。 ── 文芸サークルの若人会，１２～３人。同じ考えをもつものの自主的な集まり。詩や短歌をつくる。
	⑤	１２年	高　卒（31年）	高校では，農業技術の現実の知識をえたかった。	１７年	中卒	小学校では，皆仲良くしようということを教わった。中学では家事について教わった。家庭内でやることをもっと学びたかった。
	⑥	１３年	大　卒（37年）	大学より小中学校時代の印象の方が強い。町の子が遊んでいる間に，一生懸命家を手伝った。	１６年	高卒	岩見沢農業高校卒業後，家事の手伝いをしながら，冬に編物・洋裁。
	⑪	１４年	高　卒（33年）	中学時代に農業簿記，基本的なことはまあ。担任の先生の人間性にひかれた。教育にも熱心。今でも行ききし，選挙で迷っていた頃，相談。高校時代はあまり勉強しなかった。むしろ農場の主任から学んだ。もっと勉強しておけばよかった。英語→農業雑誌を読む。農業団体で外国に行ける。	19年	中卒	子供だったが，農家をやると思っていた。牛が好きで勉強もしないで動物の世話をした。 人一倍，負けたくないという気持。小さい時から良く働いていた。
	④	１６年	高　卒（35年）	高校時代の思い出が一番印象深い。農業実習を皆と一緒にやったことや校内マラソンなど。同級生は農業３人，農協職員２人家族ぐるみ年に１～２回話をする。	２１年	高卒	中学校時代は農業を無視するような教育にがっかりした。妹はサラリーマンになったが，自分には長女の重みがあって，そうはできなかった。
中層	③	１２年	高　卒（30年）	もう少し勉強したかった。	１０年	中卒	タイプ学校で学び，日本製版につとめた。
	△22	２３年	高　卒（40年）	高校は農業をするのに必要と思ったが，教育を身につけた程度。専門実習を教えてほしかった。忠類の普及所にいる友人とは今もつき合っている。	２２年	中卒	小学校は僻地のハンデイキャップがあった。大樹中では，勉強に役立つ話をしているのによそ見をしていたと叱られた。
	△21	２９年	高　卒（47年）	高校時代，勉強もまじめにしなかったし，クラブもしなかった。他のこともすればよかった。			

さて，入植者である実習場一期生層の受けた農業教育の４つの特質ごとに，後継者のうけた教育を対比してみよう。第一の，農業科学の成果にのっとった実務主義という点に関しては，戦後の農業高校教育は一般に不徹底であったといわれるが，そのことは，たとえば「農業技術の現実の知識を得たかった」（⑤），また「高校は農業をするのに必要と思ったが，教養を身につけた程度，専門実習を教えてほしかった」（△22）という声に反映されている。しかし，その中にあっても，⑪や④が語るごとく，農場実習から学んだことが指摘される。また熱心な教師や思い出深い高校教育も存したのである。こうした中での課程転換，すなわち大樹町全体が酪農専業化してゆく中で，全日制農業科から季節定時制への転換は，産業教育振興法による施設・設備拡充の道が閉ざされ，高校教育と地域社会の解決課題に立脚しない，教育行政の側の論理がそこには看取できる。

第二に農業経営の展望と農業の社会的価値づけの側面についてみると，とりわけ後者の家族協業体を単位とする農業の社会的価値づけの点に，戦前とは異なる特質があらわれている。前者については，少なくとも二代目層にとって酪農専業化の方向性は唐突ではなかった。しかし，それが「ゴールなき拡大」を随伴せる大規模酪農専業経営という形で現出するという見通しは当然なかった。そうして構造改善事業導入に対する評価が入植者とは微妙にくい違うのは，「ゴールなき拡大」の矛盾をもろにかぶらざるをえないという現実的基盤と同時に，農業後継に対する峻巡の基礎にある，家父長制的構造の変容過程の反映によるところが大きい。長男だから農業を継ぐのは当り前という発想は，戦後社会の展開の中で変容しはじめていた。たとえば⑤の二代目が「高校を終ったとき，自主性を尊重してほしかった」と語るごとくである。農工間格差の増大，見通しのない農政が，それを増幅させた。しかし，かかる営農主体者としての生産・労働 ── 生活過程の中で，二代目の農業に対する社会的価値づけは当然のことながら発展せしめられる。

第三の生産・労働過程と生活過程における協力体制の形成の必要性ということについては，学校教育よりむしろ家庭及び部落における体験が大きい。勿論，学校教育の場における友人，教師との関係の重要性を指摘するものはいる。たとえば⑪④△22の二代目がそうである。しかしそれは，いうならば個人的な諸関係であって学校教育の教育過程を通して集団的に陶冶されたことを指摘する者はいない。むしろ，二代目層は幼時から同じ託児所・小学校・中学校・高校で学んだ同窓生であって，年令的にも大差ないことから来る相互の理解が存している。それが「ゴールなき拡大」の矛盾克服過程の中で，新たな協働体制を形成するさいに，想起されようとしているのである。

第四に，いままでみてきたことからもうかがわれるように，教師集団と生徒集団のぶつかりあいの中での相互の人間的理解の確立ということは，実習場と比較するまでもなく，濃密なものではなかった。生徒の魂をゆさぶり，その要求を引き出し，社会的価値づけを与えるという点では，もちろん前述の⑪④が語るごとく皆無ではないのだが，少なくとも「村づくり」の観点を含めて考えるならば，決して十全ではなかった。

このようにみると，二代目層の学んだ農業高校教育は，普通科目を通しての視野の拡大をたしかにもたらしたのであるが，当面の農業技術・経営的力能については，家庭と部落，又は友人間のコミュニケーションを通してであり，とりわけ「ゴールなき拡大」の展開過程の中で学ばざるをえなかった。附表３に示したごとく，二代目が父母から学んだと意識していることは，とりわけ農業に対する構え，部落の人間関係での教育が主になっている。しかし，現実の二代目層の生産・労働 ── 生活過程は高度の農業技術・経営手腕を要求しているのであり，またその中での苦渋にみちた歩みを通して農業政策そのものに対する認識が形成されている。このことは第6章6節でみたごとくであり，かか

る認識をもちえるところに，一期生層が実習場から学んだ価値志向とは異なる志向性をみることができる。それは，高校教育を通しての視野の拡大 ── 当然にも農業継承に対する考え方，つまり職業としての農業の選択という視点を含むが ── を基底に，「資本の論理」に主導された「ゴールなき拡大」過程をかいくぐっての，新たな段階での新たな社会的協働・協業への志向性へと連らなるものである。たとえば共同経営を志向する⑥の二代目は次のように言うが，そこにはかつての段階とは異なった農民像を垣間みることができる。

「雪印の獣医をやめて家を継いだとき，まわりの人からもったいないことをするといわれた。しかし自分としては何の職業でも同じだ，全力をあげてやるしかないと思っていた。」「今は仕事に追われて心の豊かさがなくなっている。そのためにも価格を上げてほしい。革新になったら違うと思う。労農提携を味方にするから資金面でも違ってくる。今までの『首切り』はある程度仕方ない面もあるが，残ったものを強くするようでないと駄目だ。生かさず殺さずではなんにもならない。本人の努力しだいでどうにかなるというようにしてもらいたい。その点で価格面みても国の方策がしっかりしてもらわないと困る。血のかよった，がっちりした政策をたててほしい。」

そうして⑥の入植者は息子のかかる考えを支持し，それを発展させようと考えている。そこに実習場精神の現代的変容形態をみることも可能である（第6章6節でみたごとく，旧T部落に革新系支持者が圧倒的に多いことは注意されてよい）。

「自分は農業人だから，農業に対するみなおしがなされないかぎり，大樹の振興はむずかしいと思う。従って，若い人に対しても，責任をもってもらうと同時に，希望と張り合いのある方向を出さないかぎり，極めて大変な結果になりはしないか。とくに，いまの学者あるいは報道関係の中で，今日ほど農政問題について，これほど統一した方向づけになったということは，大正の不況時代以外にはない。若干残念なことには，今の若い人たちに意欲的な積極的なことがまだでてこないような感じがする。一つの新しいものを目ざすグループが出てくるといったことが必要だ。未だ個人プレイが目だつようだ。」（⑥の入植者）。

かかる点で二代目層は，今まさに新たな段階での社会的協業・協働形態の創造を目ざして，好むと好まざるとにかかわらず，その生産・労働一生活過程における諸矛盾を基底において，日々学び，歩みつつあるといえよう。しかし，かかる新たなる方向は，決して短期間でできるものではなく，どうしても子供の代（三代目）との協働が確立されねばならない。現段階における農業教育が再び問われるのである。

今後，地域社会における農業教育，とりわけ公教育の質的発展を展望するさいには，二代目層の親より高い学歴，すなわち社会的生産諸力をわがものとしうる力量，そうして「農産物，生産用具ではない人間」（鈴木栄太郎）としての社会的生活を希望する人間的自覚の基盤の上に，親としての子供への期待が生まれてくること，すなわち親自身の中にある農業（とりわけ大規模酪農専業）への危惧，そして希望がまず第一にとらえられねばならない。子供はそうした環境の中で生育している。その上で，単なる技能や根性ではなく，多額の負債と労働過重の解消の方向，社会的協業・協働形態の必然性とそのプロセスが，それぞれの地域社会に応じて，教えられねばならない。しかも，現に農業高校に通学している生徒は農業後継期待者のみでなく，農家の二三男・女子，また他産業の子弟も多数おり，私たちが大樹高校生で調査した限りにおいても，地元での就労の保障のないことが，都市への流出の根底にあることを考えると，地域社会における地場産業育成を中心とする社会計画が不可避となる。今日における農業教育は，地域社会再建計画の重要な環となっているのである。

附　　表

1.　一期生の実習場入場の動機・期待

2.　現在における旧T部落の実習場一期生の実習場及び集団入植についての評価

3.　世代間の生活倫理の継承

附表 1.　一期生の実習場入場の動機・理由

A．家が農業の者

A－1　道外出身の後継期待者以外の者

④	新　潟	28才	遠く故山を離れ，北海の新天地に開拓の雄図を抱き，遙々渡道して高鳴る腕を処女地で振ふ味は，開拓者ならでは味ふことは出来ない。希望は達せられ，幸に実習場入場を許可された。……暖い内地の狭苦しい箱庭式農業を捨て，六千方里の沃野が大手を拡げて待って居るのであるから，心ある開拓者は来りて大いに活躍すべきだと思ふ。
⑥	新　潟	27	入場の上からには，上司の御訓育を厳守し，……最善の努力を続け，修業の暁には，本道農業経営合理化の先駆者として上司恩師を始め，社会の期待に添ふべく堅く心に誓ふ。日は早や西山に没せんとして，十勝平原を我等の心と同じく赤々と照らして居る。
⑨	新　潟	27	渡道後の2ケ年，それは余りに歓喜の生活だった。憧れの牧場真駒内……。粗暴な人夫との労働はかなり激しかったが，広い広い青草の高原，朝霧を破る長閑な牛の声，詩的な周囲の慰安は，労働の苦しみなど償ふて余り有った。かうした環境の変化は，奇蹟的にも自分を健康体に導いてくれた。そして……個人の牧場に数ケ月間独立準備として働いた。然し独立するにはまだ大きな危惧があった。どうかしてもっと開墾農業を組織的に習ひたい。斯うして熱望して拓殖実習場へ入場を許可された。（十勝・大津村の牧場にいた）。
⑪	秋　田	27	僕の渡道を思ひ立ったのは，今を去る数年前だった。郷里は秋田県で，舟川港と言ふ本県唯一の開港場を去る東北方約一里半に位する一寒村がそれである。渡道の動機は柄にもない事で，述べ難る様にも思ふが，僕は平常から郷里の同輩及び後輩の余りに蝸螺の如き籠城的な，然も極端な消極的な考えを慨嘆し，後輩に今少しく進取的な刺戟を与へて積極的な有為の後進者を得たいと言ふ老婆心が第一だった。それが延て国運消長に重大な関係があると思ったから。次に刻下の重大問題の一たる人口食糧問題の解決は僕等青年の双肩にあるとの熱慮からでもあった。此処に於て内地諸地方に比して未だ広大な未墾地を有する本道，此の開拓こそは其の食糧問題解決に最も有利な発展地と考へたからだった。斯うした動機で一昨年早春渡道して，……開拓に従事する機会も待った。時図らずも道庁で拓殖実習場を開設して，有為の開拓の使徒を養成するとの事を聞き，時来れりと計りに当局に志願書を提出したのである。（姉夫婦を頼り，美唄に住む）。
⑦	秋　田	26	希望に燃えて家人の反対をも退け．淋しい長途の一人旅に発ち，……あの大平原を見た時は実際驚ろいた。……山の多い秋田，（ことに私の村の）せまいせまい耕地で暮らして来た僕は，……何だか外国にでも来た

			ような気がした。僕の村からこちらに来ている先生の土産話に，右の様な話を聞いたことがある。「北海道は無限の宝庫だ。誰か意志強固な青年はあの十勝の大平原を開墾する為に行かないか」と。
⑩	秋　田	26	私には男の兄弟が4人ある。私は其の二男なので早くから独立して，生活しなければならぬことる考へて居ったが，家は農家なので，小学校卒業後今迄10年間は養育の恩に酬ひるため，家で農業に従った。其間考へて見るに，自分の天分は学問よりも労働に適して居る事を自覚し，恵まれたる健康を資本に北海道に渡り，開墾に従事したいと思って居った。けれども土地も不案内，その上方法も分らぬので不安で居る内に，去年1月朝日新聞で北海道で拓殖実習場開設のことを見たので，直ぐに道庁に規則書を申込んで置くと，9月に其の規則書が届き，夫れで見ると一ケ年と二ケ年の修了期間で，拓殖精神と，其の耕作方法を学理と実地に就き訓練し，修了の暁には土地と補助金を与へるとあった。之れで不安なく開墾が出来ると思ひ出願した。
①	福　島	25	廿有四年，余りにも惨めな，地主対小作農民間の見苦しい争闘を見た時に，誠に寒心せざるを得ませんでした。それは土地の狭いのに人口が密であり，耕すに地なき為なる事を痛感しました。吾々の如き故郷の生家に大して責任のないものは，大地を求めて働かねば，斯くの如き事を再び繰り返すの時が来るのを恐れました。考慮幾度，遂に幾万の人を入れ尚且つ余地あり，而も無限の宝を秘す北海の天地に憧れを懐き，而してその機を狙って居ました。
②	新　潟	25	自分は北海道開拓の目的を樹つる事過去7年間に亘り，T君（⑥）と其志を同じうして，北海道開拓の研究を致して居りました所，今回北海道庁では僕等独身者，希望に燃ゆる青年の為に拓殖実習場を建設致され，自分等2名は共に手を取り合って出願せし所，……ここに入場致す事の出来たのは自分としては，誠に慶びにたへない次第であります。……自分等は兎に角北海道開拓の為めに紛骨砕身大活躍致し，国家の為めに万分の一も御奉公致す覚悟であります。
U・T	福　島	25	長い汽車の旅に揺られて，遂に憧れの地に来た。……入地したならば困苦欠乏に耐え，二本の腕を唯一の資本として大いに努力するつもりである。
I・S	福　島	23	まだ嘴の黄色い俺がなぜ，海を越え，丘を越えて故郷を離れし島国を撰んで来たか。……想ふに抑々の出発点は，吾が郷土である農村が，近年打続く不況に疲弊困憊して，政策上にも経済的にも行詰りを見るに至った。吾等農村青年は，これが振興対策に努力する事を惜む者は誰一人無いのであるが，しかし愛する郷土は極めて耕地狭く，年を追ふて人口は密となって，将来は大家族的に海外の新天地に移住しなければ，到底更生光明の路は無い迄に行き詰ってるのである。それ故，そうした非才を抱き乍らも，永久に郷土に愛着し，平凡な箱庭的農業生活を続けるのが，

			何となく馬鹿げてもあり，……何時か機会を見て海外に雄飛仕様と強く決心するに至った。嗚呼こうした境遇に頭を痛めて居る若者を歓喜の慶びで迎えてくれる処はないか，招く処はないかと，夜の猫の眼の様にして日々に新しい智識，新らしき事件を報道して呉れる新聞を，作業の余暇趣味をもって愛読して居た。
H・K	岐　阜	23	私の生地は岐阜県であって，音に名高き薬草の名山の麓に生れ，そこで22年間田園生活して来たのである。私の故郷は土地狭く，毎年の小作問題は実に厳しいのである。近時農家の困憊，農村の疲弊は年と共に甚だしく，加ふるに思想の動揺を来した。私は一日も早く生地を飛出し，何処か未開地多き土地に移住して，愉快に且つ又希望多き生活をしたく，毎日夜となく昼となく，天運来るを待ってゐたのである。
Y・T	宮　城	23	僕の考へは北海道に移住して働いて見たいと考へて居る所が，神の守りと云はふか，此の拓殖実習場で働く事の出来た事は大いに感謝致します。
N・Ma	不　明	22	将来の開拓者たる我等……。元気潑剌，力一杯の腕が唸る我等青年に取っては，極く男性的の事業である。（札幌，琴似発寒に下宿）
Y・M	山　形	22	前途有望視され居る原始林の拓殖，僕はそう思ふた時，北海道庁殖民課では十勝実習場に於て，第1回拓殖実習生の募集を行ったので，早速願書を出したら，残念ながら不許可となり，第二期の募集を待って居りし所に思ひがけなくも，道庁から一通の手紙が来たので，早速開封して見たら，僕の日頃念じた入場許可証であった。僕の喜び例へ様もなかった。
O・K	静　岡	22	未開地開拓！思っただけでも愉快な事だ，まして……。北海道，即大陸，神秘，そのものの大自然の恵みを充分受けたミレーの名画，晩鐘を心に描きながら，感謝しつつ，一歩一歩確実な歩調で，目的に向って進んで行きたい。それが僕の心である。
⑤	山　形	21	人煙絶えた未開の原野に独り居を定め，開拓の大業に従事仕様とする蓋し其の道や嶮，その事たるや難なるは察するに余り有る事だろう。然しそれが嶮難なる道ならば，我々はそれ以上の堅実なる心身を，此の希望多き実習場に於て養成しなければならぬ。（札幌に下宿）
N・Y	不　明	21	北海道，広漠たる平野，其処には春光を浴して群遊ぶ牛馬，さうした光景を胸に浮べては，一人憧れて居たのでした。今度望みを得て，実習生として入場す。
N・R	群　馬	21	東京日日新聞にて『聴け，農村の青少年！』北海道十勝国に拓殖実習場を建設して，拓殖実習生を採用すとある。早や僕の希望に燃ゆる前途は開けたりと悦に満ちて熟読し，……
F・S	広　島	20	吾々50名の実習生は，北海の地，前人未踏の処女地，未開の原始の森に勇ましく斧を振り，手に鍬を取り原始の開拓に当り，理想の農業経営をなし，移住民の指導者として進む覚悟を持たなくてはならぬ。
M・S	富　山	19	僕は此の「実習場」に全道否な，日本全国津々浦々より注目されてゐる実習場に入場し得た事を無上の喜びとする一人である。……今の日本国

			状から見れば，都会の青年にも，都会に憧憬を持つ農村青年にも，土に還れ，土に還れと痛烈な叫び声があり，又還らなければならない秋である。青年よ、日本の青年よ．北海道に注目せよ！進め北海道と造化の神様が指さしてゐるのである。
O・R	新　潟	19	私の家では去年から北海道に行くと云って，支度をして居た。其れで私も北海道に行きたいと思って居た所，運よく拓殖実習場が出来たと云ふ事を聞き，家の移住許可願と，実習生入場志願書と一しょに道庁に提出した所が，幸移住も実習生入場も許可になり，私を始め家内は皆喜こんだ。

A－2　道内出身の後継期待者以外の者

N・T	妹背牛	26才	貧しい農家に生まれ，小作より自作たらん事を志し，朗らかな春の訪れを待って居る処へ，拓殖実習場の開設の声高くなり，これこそ我等の進むべき道ならんと信じ，早速願書を調整して出した。
H・T	江部乙	26	如何にして疲弊困憊其極に達し，凶作水害相次いで起れる農村を更生させて，真に平和に豊かな生活を営む事が出来得るか。／私が当実習場へ実習生として入所した動機は至って平凡であるが，……一つの信念を持って絶えざる研究と不断の努力に依り，時代に目覚めた開拓者として農村経営の合理化を計り，開発の道程にある吾等の郷土北海道建設の為め，微力を尽す覚悟である。
S・Y	長　沼	25	労働に親しむ可き我等の奮闘すべき時が訪れた。今度拓殖実習場が生れ，その第一回実習生として許可された事を非常に感謝して居る。……これで日頃の念願が叶ったと思へば実にうれしかった。
③	大樹村上当縁	25	燃ゆる希望を抱いて北海道に渡り，現住所忠類におちついた。其の後4ケ年北海道の農夫として農業に従事して来たが，何故か僕には不安なものがあった。夫れは僕の将来の事もあったが，其れより以上不安でならなかったのは，現今の北海道の農業の遣方に対する疑問であった。働いても働いても一文も残らず，却って負債が出来る有様を見た時，僕の心持は何んなであったろう。今後は我々の責任が如何に重大であるかを自覚し，共に行きつまれる農村開発の為，聊か成りとも尽したいと思ふものである。
K・R	智恵文	24	私に取って一生忘れることの出来ない嬉しかった時，それは入場許可証を受けた日であった。……父母兄弟に門口まで見送られて，父に「身体を大切にしっかりやってこい」と激励された時は，万感胸に迫って，……其の瞬間「よし俺も男だ」，一度故郷を後にした以上は，女々しく帰れるものかと胸の奥深く刻みこんだ。
S・H	本　別	23	吾ら希望多き若人が／血湧き肉躍る活躍の／時期が到達したのだ／……我等は青年の意気と熱情によって／此の処女地を開拓し／不景気！生活

			難！／此の暗黒な全日本を開拓し／……
F・S	音　江	23	静かな山村の一副産物として，修養の殿堂たる原始林中に建てる拓殖実習場へ押流されて来た。……山村に眠れるささやかな農業魂，……
O・S	中標津	23	農村教育に対して各農村は余りにも無理解な感がする。子は親から引き継いだ方法を以って，即ち伝統的農業に陥って創造の念は毛頭もない様に感ぜられる。内地府県地方の如く，幾百年来引きつがれてゐる土地に於ては，或ひは充分な理解もあり得ようが，しかし現在此の向上せる社会に於ては，農業を営むにも只に力量のみでなく，頭脳の問題が生じて来る。土地資本に対して，作物に対して，或ひは其の他すべてに対して理解ある農業者たらん事は，心掛けねばならない事と思ふ。……此の新しき心に新しく北海道に対して感じた愛着の念は実に大きいものがある。野良犬の如く，人の後に付いて来て，色々と批評を浴びせかける内地社会から見て，北海道は実に寛容を感ずる。……内地から直接集められた諸君の誰しもが，此の事を心に持って居らるる事であろう。……苦悩多き過去を顧みて……やがて来る理想の世に邁進せん覚悟である。
O・T	常　呂	22	出来るなら家の厄介に余りならずして，将来の安定を速やかに得可き道を索める時，適々北海道開拓を使命とし，且つ興農維新，時代に活躍せんとする我等待望の道場が開設せらるるのを見た。
Y・S	中標津	22	我等の殿堂は，……輝やかしい光を目指して集ひ来る，丸木小屋の若い英雄を，心から迎えてくれました。
M・S	恵　庭	22	入場許可の報を受取った時は，全く夢かと許り喜び，…。此の一報は自分の前途に照明弾を投げつけた。
N・J	大正村	21	渡道以来常に悩みとして居った，農業経営の確立は，実に当拓殖実習場の設立に拠って，或る光を求め得た自分である。
N・M	虹　別	21	僕は昭和5年3月10日家族と共に釧路国川上郡標茶村字虹別に入地致しました。入地以来3年間一心に開墾致しましたが，春は融雪が遅く，夏は濃霧のため，又秋は霜害にて何も利益を見る事が出来ませんでした。或日移住者世話所長さんより拓殖実習生募集案内書を頂戴致しましたので，家内中の相談の結果，すぐ出願致しました。
S・K	沙　流	21	思ふに我等の任務は重且つ大である。現今は内外多事多難の秋に当り経済的に，思想的にも行詰って居る今日，我々は凡ゆる艱難と闘って開拓せねばならぬ。現に本道の如きは大水害，大不凶作と連続して苦境のどん底にある。此の不況非常時を打開しつつ開拓して行く為には，不撓不屈の確固たる精神の必要な事は言を待たぬ。
M・Si	当　麻	21	私の村は明治26年に私達のお父様方が，屯田兵として渡道致しまして早や40年，今や耕地3400余町に対して戸数1700戸を算し，一戸平均2町余，本道に於ては極めて狭い耕地しか有しないのであります。で今後の私達青年の伸びゆく道の行詰まれる事を思ふ時，如何にしてもお父様方の採った道，即ち本道未開地の開拓を志し，自分達の道を開くよ

			り外はないのであります。
N•Mo	余　市	２１	将来の進展に一頓挫を来して居る我が国の農村，殊に富源は多いとは謂へ，気象上の障害の多い此の北海道の農村に入って，進んで此の北海道独特の淋しい荒漠たる未開地を開墾しようとしてゐる僕の決心，……
T•S	池　田	２０	私の父は今より３５年前……まだ開墾地の無き時期に，鳥取県より渡道を致しまして，まだブラウも珍しき時に，暫く未墾地の開墾請負業を致したのでありますが，……其の後は開墾の請負もやめて，小作農家となったのであります。昭和２年高等科１学年の時に父が農業が忙しいと云ふので，自分から退学をして農業方面のあらゆる父の手伝を致して居りましたが，２年続いた凶作の際，毎日毎日小作の問題に小作農家がいやに成り，一日も早く自作となり，且つ又独立的農業で生活致し度い心を抱くに至ったのであります。
T•T	当　麻	２０	吾れは実習場で腕を鍛へ，そして之れより北海道のモグラとなって土と闘ひ，北海道発展の為め死力を尽す覚悟。
S•H	大樹村	２０	私も実習場へ入場致す事となりました事は，私自身にとって誠に喜んで居る次第であります。（村内歴舟部落）。
O•I	月　形	１９	何の気もなく新聞を見ると，当実習場で実習生を募集するとの記事が出てゐたので，すぐに父や兄に相談して其の日の内に手紙を書いて道庁に出しました。……未開地開墾仕事をして見たい。

A－３　道内出身の長男（後継期待者）

名　前	出身地	年令	実　習　場　入　場　の　動　機　・　期　待
K•H	美　瑛	２６才	僕は生れ乍らの百姓である。故に将来共農業に依って生活をなし，奮闘努力しようと常に考へて居る。さて農業をやるとしても如何なる農業経営をなすべきか？昭和５年の豊作飢饉，同６年，７年続いて２ケ年の天災に依る大凶作，之れに依って農産物の下落，凶作，不況，生活苦と我等農業経営者は極度に疲弊困憊した。……今後の農業経営は，旧来の因習にとらはれた経営では，所期の成果を得ることは難しいと思ふ。……混同農業，労働の分配，多角形農業を理想としている。……扨而愈々入場と云ふ時に，色々家庭問題もこんがらかって実に事めんどうであったが，僕は断然所期の目的貫徹の為に奮然入場したものである。（家は美瑛村ルベシベ御料地）
T•M	黒松内	２３	私は本道に渡道したのは昭和４年４月で，一家は許可移民として未開地開拓農業に従事したが，内地とは異り，気候の変化の多い本道に，打続く不況と毎年の凶作の為に，憧れた北海道開墾農業の意気も，消沈せんとして来たのである。……恰度作年６月新聞紙上に掲載された拓殖実習場の記事を見て，移民開拓，農村更生には此の時だと，自分も熱と意気

			に燃えて，願書を提出……。
T・D	別　海	２０	幼少の頃から大陸的農業を憧憬羨望して止まなかった私……，昭和５年３月墳墓の地を後に，希望を抱いて家内一同と共に，許可移民として渡道根室に移住……。然れ共此処に於て，早秋大降霜大凶作に遭遇し，彼の偉大なる欲喜は泡沫に帰したのである。……けれど今後又去年の如き場合が再来せぬとも限らず，不作凶作に対する用意がなくてはならぬと自覚したのである。其れは従来なしてゐた如き穀菽農業経営では，前年の如き収穫皆無の時等は，当然生計に困苦を感ずるものと思ひ，余程前より提唱されてゐた主畜農業酪農組織によって，生活を向上せしめなくてはならぬ事を信じたのである。斯く自覚すると共に反省を促され，主畜農業によって生計をなして行く上に於いては，当然経営すべき技術の習得が必要……，又本道特有の農業経営に就いて研究の出来る所無きかと考慮してゐたのである。
F・K	音　別	１９	同窓と泣き別れてから早や満２年を過ぎ紅葉間近な頃，父に勧められて当拓殖実習場の志願者となり……。現在迄の私の心は，今後の生活線の何処を採るべきかの問題でした。或る時は同窓生の少年航空兵に採用され羨望の心湧き，……亦中等学校の苦学の決心も許されず，……毎日々々薄暗い牛舎の中で，一生終るのかと感慨無量でした。（家は音別町音別原野）

A－４　道外出身の長男（後継期待者）

⑧	山　形	２４才	僕の生れし所は，山形県飽海郡の一山間僻地であって，余り土地に恵まれず，水田と少々の畑にて一家の生計を送って居た。それで幼小の頃より土と言ふものに対して憧憬を持ってゐたのである。それで村の高等小学校を卒業するとすぐ，家庭に於て農業に従事したのであるが，一生懸命やった故に，郡農会及び村農会実行組合等の各種品評会にて褒状を授けられること前後４回，併し僕にとっては満足は出来ないのである。何故なれば，土地狭少の為め自分の理想通りの活動が出来ない，そこで当地に居っては僕のやうな資本の無い者は，到底土地を得ることは出来ない。又資本があったにしろ土地狭少のため売地もない。売地があっても需要供給の関係上高価である。そこでつらつら考へた結果，どうしても此処では駄目だと感じた。尚我が国の現状を見る時，経済上，政治上，将又国際上にも多事多難の時である。中でも先決問題と思ったのは人口過剰問題であった。これを解決するには何？……北海道に行きたい，そして自作農になりたいと心に悶えていた。併し僕等のやうな北海道の気候風土にも慣れず，又内地の農業経営法とその趣きが根本より異ってゐる為，中々不安の点が多大であったため渡道出来なかった。そんな思

			ひを持ち続けて北海道の地に憧れてゐた。ときしも……。
T・C	青　森	21	父上及び私は前より様々の書籍，知人の話にて，北海道の地形，風土，気候，農業経営法等を知り非常に趣味を有し，一両年前道庁に移民に関する事を問い合せたり等しては居った。……自分のやうな農業に就ての経験なき者は，多少其の道を体得致したい……。（家は上北郡横浜村）

B．世帯主が農業以外の者

B－1.　中学教員の兄のもとで農業をしていた者

A・M	留　萌	24才	東京朝日新聞で拓殖実習場開設の記事を見てから，開場を待ちに待つ事三百有余日。願望叶って入場許可証を手にした時の喜び！嗚呼，永久忘れる事は出来ない。恰も暗黒の世界より光明の世界に救ひ出された様に，一時に前途は明くなった。

B－2.　父が代書屋，本人は事務員をしていた者

U・M	岡　山	31才	空想と相違せるは当然なれど，数百里を離れ海を越えた，雪の北海道に居ると思はれず。然し事実は事実，同志達は数年の知己の如く，愉快に談話に花を咲かせて居るを見聞きする時，自分は此の一ケ年を有意義に暮らせる事を思ひ浮かべると共に責任の重大なるを感じ戦慄せざるを得ませんでした。

B－3.　父が公職で，本人は学生であった者

O・I	福　島	19才	3月11日父と同道にて最も新しき補欠として入場す。此の北海の天地に足を踏み入れたのはこれが始めてであるが，斯く程迄に広々とした気持の良い天地がこの日本の国にあらうとは，如何に憧れの北海道であったとは言へ，想像外の事だった。……其の夜自分の歓迎を兼ねて集会をして下されたが，……郷里の民謡を異郷の空でがっちりした男らしい声で謡ひ，上手な身振りで踊り，果ては蓄音器に合はせてくちずさみ，足拍子を取る様子は，到底今迄の自分の生活にはなかった美しくもかけへだてのない羨しい事だった。……自分も実習場で此様な生活者の一員となり得るのかと思って実に感謝に堪へない。

附表 2.　現在における旧T部落の実習場—期生の実習場
及び集団入植についての評価

①	人材養成ということで全国から募った。第1期生は４９名で，あとから茨城の加藤完治のところから１名来た。自分はそこさ行って習えばなんとかなると思って入った。北大の松野さんが場長で，そもそも農業とは，というところからはじめて北方農業を教えてくれた。実科は１０カ月あって，開墾・流木処分（枕木・製炭）農産加工，畜産加工や蹄鉄のこと，また実習場に１～2頭の乳牛がいて酪農も習った。実習場に入ったことは自分の人生を変えた。同期生は昔も今も変わっていない。
②	学校出たあと，自分の家の農業の手伝いをしながら，同じ村の親戚のところで大工の修業を5年間した。拓殖実習場時代から今に至るまで大工の技術は役に立っている。
③	実習場では開拓精神を学んだ。精神的にしっかりしなければいけない。ガマンしなければいけないということ。入植したときの苦しいときに役立った。生産上の知識も実習場時代に勉強した。実習場出てから，昭和１０年に酪農を入れた（２頭）。２年たって4頭になった。
④	実習場の目的は，北海道に人口少ない，補助移民の中堅人物をつくる，ということだった。勉強は主に開拓の勉強，原始林の木を切る。柏の林は下が雑草で，ここには毎年のように野火が入る。しかし柏は火に強かった。柏の木を切って馬で集材，いいところはそのまま売って，悪いところは炭にして売った。雨が降ると勉強，一般の作物のつくり方，乳牛の飼い方を教えた。畜力道具，２頭引きのプラウも習った。この辺は火山灰で捨ててあったところだが，過燐酸で作物ができるというので昭和3年に開拓が入り，それから開けた。しかし自分たちの入植したところは１０アールあたり７～８本の柏があった。実習場で教わった「開拓」のこと，炭焼のことは役に立った。炭窯は実習場で習った時のノートを家内とみながら作った。二カ月かかった。実習場時代から，ここは濃霧地帯だから豆作はだめ，牛でなければといわれていた。最初は２～３頭くらいで豆作と混同だった。そうこうしているうちに，息子が学校あがってから，本格的に牛に切りかえた。／昭和１１年に天皇陛下行幸，かざらない開拓地だというのでここへ来た。その後，道庁はここは行幸地だから，簡単に解散されたら困るというので，土地を共有にした。
⑤	大農経営を夢みて実習場に入った。自分は北海道の農業を全然知らなかった。実習場があったから，自分らでもやれた。また，同じ釜の飯を食った同志で部落を作ったから，仲良くやった。今でも兄弟以上だ。実習場の先生は，道庁の職員を兼ねた人で，学校終ったばかりの，学校あがりの先生だった。実地に即したことはわからなかった。安孫子孝次の弟にあたる人はいい技術をもって教えてくれたが，実際の牧夫さんの方が良く学べた。／入植する当時，ここはモデル地区だった。自分はみんなより１年遅れて出た。１年遅く入ったとき，みんな親身になって手伝ってくれた。家建てなど。自分たちはよその人より励まし合い，目先きだけではなく将来の展望をもってやって来た。一つのものを何人ででも分け合うということは誇ってもよい。開拓者の意地でみんなやってきた。共同で牛乳の運搬をしたり，生活物資も当番で購入しに行った。一人一役で，区長・実行組合長・生産資材係・亜麻係・土木係・火防係・衛生係・会計係・庶務係など，みんなでやってきた。

⑥	実習場の初代生徒代表をした。寮の規約は新潟にいたときにしていた青年団の規約をまねて作った。実習場での作業割は生徒の代表で決めていた。各班でジャンケンポンをしてきめた。自分たちはジャンケンポン・クラブといっていた。ものごとはジャンケンでするという原則があり，入地個所も番号ふってジャンケンできめたくらいだ。しかし実習場時代に，生徒が集まってサボタージュをしたこともある。荒仕事の中でのまる１年の寮生活はとても良かった。昭和９年３月１５日が入植記念日だ。最初２０戸入る予定だったが，⑪が８年１１月に骨折入院で，⑤が徴兵検査終ったばかりで，研究生として残ったりして，はじめに入ったのは１６戸だった。入地場所は実習場から３㎞ほど離れた昔の熊とり場で１反あたり７～８本の柏がはえていた。２５間の100間はばのところに２０戸がかたまって入り，まわりに圃場があるという密居制で，土地は300間以内に5町歩，以外に5町歩の計10町歩をもつということにした。入植時は炭焼を主に鉄道枕木も出したが，木の量には甲乙あった。しかし木のないところは開墾がどんどん進むのでトータルはしないことにした。木のある人は木の仕末をしなければならなかった。入植してすぐに実行組合の形成をした。西当縁と一緒になって４０戸で部落をつくり，部落の和・共同・協調・協和をモットーとした。また，大樹には産業組合がなかったので，９年の１０月ころ大樹産業組合をつくった。実習場の安孫子先生が，日本肥料株式会社との取引の中で，大樹駅レール渡しの肥料共同購入をしたのがきっかけだった。出資105円で，尾田全域120～130戸のうち３０ちょっとの出資だったが，拓北は全員が１０づつ持って１６出した。こういうのは拓北だけだ。実習場との関係ではさらに，ここは冷害・凶作があるので，５年以内に全戸が牛を持つということを決めた。これは実習場の流れで，場長にも報告した。実習場の講習もうけた。１１年の道庁補助牛を全戸が入れ（⑨，SJ は２頭），１２年以降も産業組合が第二期拓殖計画にもとづいて乳牛導入をはかった。炭がなくなったときは牛２頭が生計源になった。馬も２頭いたので，子は軍馬に売れた。牛は，１０月～１１月に２頭とも必ず分娩させた。くず豆などをエサにして，３月までの乳牛は手をつけないで，肥料・資材用として残した。４月までは３回搾りをし，プラウをにぎったとたんに２回搾り，８月には亜麻の金も入るので生計はまかなえた。とれた豆類は牧草の更新用にむけた。そのころ，牧草の更新用に実習場の熊先生が横浜からクローバーの種子を入れた。入地者は月１回集会所に集まり経営会議をし，年に１回支庁と実習場から人が来て収支決算をみていった。
⑦	就職難の昭和９年に実習場に入った。実習場のことを最初に聞いたときは夢のようだった。／拓北は最初は密居式にしていたが，面積が広いのでかえって不便だった。行政区長は８月１５日に全員投票。昔は一戸の戸主のみだったが，去年まで部落の全員投票（有志）でしていた。
⑧	昭和７年１２月１０日入場，８年１２月２３日に修了。実習場ができたのは，それまでの開拓が軌道にのっていなかったからだ。一獲千金を夢みてやるようにしての開拓だった。夜逃げもあり，５年もすると７～８０％離れる。これをくいとめる中堅人物がほしいということだった。第一期５０人の卒業生のうち，他の実習場の職員として中学校出など８人とった。自分たちは２０人で旧T部落に集団入植した。実習場所有の1,000 町歩の中に入植，実習場センター的役割だった。鞭撻にはなるが窮屈だった。何かにつけて干渉された。１人１０町，２０人で200町を５年目に登記するとき，共有地としてキメ細かい分割がなさ

	れた。１人の持地に対して他の者が持ち合った。たとえば⑧他〇〇人という登記になる。売るときは全員の了解を得なくてはならないことになっており，なかなか抜け出ることは出来なかった。実習場まで３㎞ほどあった。実習場で作っていた７尺の枕木で家を建てた。皆で手伝ってつくった。宮大工がいたので拓北神社もつくった。部落では一人一役で，区長・実行組合・精米・道路・学校などの仕事を分担した。学校・道路・グランドなど共同作業をしたし，実際に奉仕のための仕事がずいぶんあった。
⑨	加藤完治や石田伝吉の講演をきいて，日本の土地を一反歩でも，農地を広めてくれという内容の行動主義・農本主義にひかれ，家族に反対されても北海道に逃げてきた。札幌で親戚をたずねて真駒内の種羊場に入り，町村敬貴と一緒だった。実習場は第二期拓殖計画の目玉で，自分たちはその尖兵になるということだった。昼は開墾し，夜，講義があった。７０町歩は開墾したと思う。定夫が実地にプラウを使って開墾を教えた。炭焼の技術も重視した。／第一期生で拓北入殖以外の３０人は全道にちらばった。文通する人もいなくなったが，Ｍ・Ｓはエリモ牧場の場長，Ｎ・Ｍは野幌の酪農大学にいる。拓北は２０人のうち１１人残った。戦争のとき戦死，徴兵 → 内地帰還や満州の開拓の指導者になっていった人が部落を出た。戦後，２～３人が離農した。／入地したときは大農具もくれたし，非常にいいことだと思った。共同風呂・託児所も構想した。開墾は馬２頭でやらねばならなかったが，補助耕馬１頭しかないので，２人共同で共同耕作をした。３年後，内地の金持の息子も北海道の貧農の息子も各々馬２頭となり，１人で耕作するようになった。／集団密居制はいろいろ問題あった。松野さんや開拓の権威の上原轍三郎さんが，ドイツ・イギリスの二つの型の植民政策のいいところ，エキスをとって構想されたものだが，馬から牛からニワトリから家畜を飼いはじめると，ブタやニワトリが逃げて畑を荒す，馬の子もよその畑を荒してしかたなかった。密居制に問題があると，道庁に何回も願ったがなかなか許してくれなかった。／戦後，隣接部落にたくさん人が入ったが，２～３年たつとやめていった。ここの開拓には技術がいる，とくにプラウの技術で，２頭・３頭引きでやるのは大変な技術だ，自分らは実習場で学んでいたが。ハローやウネキリも技術がいり，サラリーマンでは無理だった。
⑩	実習場は北海道の開拓に従事する人間をつくるということで，昼は作業，夜は学校があった。馬は１０頭いたし，搾乳もした。実習場の中にバター工場もあった。朝６時半から５時まで開墾，120町歩はおこしたと思う。冬は伐採，炭焼で，専門家を入れていた。夜９時から学科があった。実習場は米だけはよかった。週に２回．ライスカレーが出た。実習場での勉強はそのまま開拓に役に立った。それに，旧Ｔ部落は道庁の直轄地で，自分らは第一期生なので道庁の面子もあり大事にされた。農具も入った。自分たりも夢中でやった。みんな同じ釜の飯で親密だったし，同じ世代だからリーダーがほしいといってもみんなうけ入れず，競争心が強かった。意識してすべて競争してやったことが成功の因だと思う。大樹まで２０戸分の買い物を共同してやったり，保育所も作った。昭和１１年に産業組合の世話で牛を２頭入れた。牛のことは実習場で習った。２～３年して６～７頭になったが，牛を入れたのはまだ早すぎてマイナスだった。子供・開墾・牛で，手がまわらなかったからだ。実習場では家計簿をつけろとも教えられた。

⑪	実習場は開墾農業，開拓者の養成を目的とし，山子（杣夫）仕事や炭焼をよく教えた。ここも４０年たってはじめて耕地になった。自分は卒業のとき，足がすべってベルトの内側に入り，ベルトに長靴がひっかかって，１年遅れた。翌年の卒業のとき，集団に入れといわれたが，皆は集団を嫌って，各支庁を希望した。集団というのは密居制の実験をしていた。１０軒づつかためて木をつけて貸付したが，木の疎密があり，地形・地味的に不均一だった。実際やってみたら，密居制は圃場に通う手間が大変だし，分合しようということになった。昭和１４年頃，自分が実行組合長のときに分合で共有にした。共有は過疎になることの足どめだった。

附表 3.　世代間の生活倫理の継承

	父母から学んだこと（一代目・夫）	二代目に対する希望・意見（一代目・夫）	父母から学んだこと（二代目・夫）
①	社会生活に忠実，正直。人と争わない，誠実に生きた。	今の人間は，個人の生活，かせぐのには真剣。いうところはなし。早く金を貯めていい経営を，ということで精密な設計をしている。ただ，礼儀作法など関係ないと思っているらしいが，そういうところは欠けている。	（後継者他出）
②	お金は大切に使うべきだ，物を大切に。古いものでも間に合わせる。親に迷惑かけないで，自分でできるだけやる。	自分の生活そのものが歴史，子供はそれを見ながら生きて来た。子供も物を大切にする。	不明
③	母は柔和な，物の考えのない人だが，よく心配してくれた。父はもう少し自分たちの将来を考えてほしかった。積極性がなく，自分たちの将来の方針を導いてくれなかった。	子供は自立してやっている。いうことはない。	父からは，世話ずきで，人徳のあるところを学んだ。
④	真面目な方だった。まず学問より仕事させよ。仕事をするにも厳格だった。田圃の仕事でも自分が卒先して，コイコイ主義で，生活もすべてそうだった。	息子には努力することを教えた。皆，努力型に育った。頭がきれるより，まじめに仕事をすることを望んでいる。	父母は両方とも思い切りが良い。しかし小さい時，父は自分を甘やかした。少々きびしくしつけてくれていたらと思う。自分は悩みごとがある時，くじけやすい。母はしんが強くて，判断力は自分よりある。自分は判断力が欠けていると思う。

	父母から学んだこと（一代目・夫）	二代目に対する希望・意見（一代目・夫）	父母から学んだこと（二代目・夫）
⑤	父は女遊び，家族に責仕をもつという考えはなかった。母は信心家で，寺にいってはしみじみ話してくれた。善悪の別と，人のためにどんなでも犠牲になることを教わる。	放任主義。素直に，人に犠牲かけずに，やれと親にいわれたことを子供にも。——今の時代の人がうらやましい。こんなに自由に暮せるなんて考えられないことだ。ただ，軍隊教育みたいのが1年あっても良い。人生は順調なばかりではない。	無駄のない生活をすること，世の中の人から後指をさされないようにすること。——学校終った時に後継ぎするのが当然ということでなく，自主性を尊重してほしかった。
⑥	祖父が早く亡くなり，父は19才で経営をした。オイチョカブで田地田畑を全部とられたが，人をごまかさないお人よしだった。人にごまかされても，ごまかすことを知らなかった。何ぼ貧しくても，親に対しては立派だったと考えている。母は，父が遊びすぎ，しっかりしたカカをということで来た人で，手間暇かまわず野菜つくりをした。	若い人に対して，責任をもってもらうと同時に，希望と張り合いのある方向を出さないかぎり，きわめて大変なことになる。若干，残念なことに，今の若い人たちに意欲的な積極的なことがまだわいてこないような気がする。一つのグループが出てくるといったようなこと。個人プレイが目立つようだ。	辛抱強く努力屋だ。一緒に仕事をしても自分の方がアゴを出す。早寝早起もなかなか真似のできないこと。自分は父親似と思うので見習いたい。
⑦	のんびり育ててくれたけど厳格だった。学校から帰った時は，手をついて挨拶した。そういう点は後の生活に役に立っている。また，人のめんどうをよくみるということは学んだ。	人と争わない，人の和が必要。人に嫌われたらダメでないか，子供には問題があったら，相手にするなといっている。——同じ釜の飯を食った仲間は，決めたことは絶対に守った。2代目は張り合ってばかりいて，まとまりがない。時間励行など自分にあわせる。昔は論議が始まると長くなって家内に仕事の負担かかったが，今の人は極端なことはいわない。	（後継者他出）
⑧	不明	努力すればいつかはむくわれるということ。農業はいいものだ，家庭的結びつきも，こ	（やっぱり高校へは行きたかった。）

	父母から学んだこと（一代目・夫）	二代目に対する希望・意見（一代目・夫）	父母から学んだこと（二代目・夫）
		こでは可能だ。息子はすでに継いでいるが，自分がせっかく苦労してきたものを，ぜひ発展させてほしい。	
⑨	父から，ものは辛抱だということは教った。母はばかにやさしい人で，ものをいわない人だった。ただ，悪いことをするなとばかりいっていた。	新潟人の伝統で，悪いときがあっても，必ずよいときがあるから，辛抱していくということ。一度逃げ出していけば，どこへいっても苦しいからといって，また逃げてしまう。	社会的なことなど，いろんなこと。生きていくための趣味を生かしながら，楽しみながら仕事をするという人生観。
⑩	別にない。北海道に来るのには反対しなかった。	今の若い者はだらしがない。恵まれすぎている。軍隊式の訓練を1年くらいやらせた方が良い。	（後継者他出）
⑪	父は飲んべでいい印象ない。母は文盲だが忘れがたい。世の中真面目にまっすぐ見る。他人に迷惑かけるな，とよくいわれた。	まちがいのない市民として義務を果すこと。できるならば，社会に恩返ししてほしい。	父からは開拓者魂，頑張り。人の集まりで「人の和」，共同精神。母はあまり物事にこだわらない頑張り屋。少し大ざっぱで，内地の人みたいでない。

第２編　執筆者紹介

氏　　名	（所属・職名）
布施鉄治	（北大教育学部・教授）
岩城完之	（北大教育学部・助教授）
小林甫	（北大教育学部・助手）
白樫久	（北見工業大学教養部・助教授）
酒井恵真	（札幌商科大学人文学部・助教授）
安倍喜美子	（北大大学院教育学研究科・博士課程）
安倍恒雄	（北大大学院教育学研究科・修士課程）
鎌田明子	（北大大学院教育学研究科・修士課程）
藤井史朗	（北大大学院教育学研究科・修士課程）
加藤慶一	（北大教育学部・研究生）

産業教育計画研究施設　研究報告書　第15号

昭和53年3月13日　印刷
昭和53年3月20日　発行

発行機関　北海道大学教育学部 産業教育計画研究施設　〒060 札幌市北区北11条西7丁目

発行者　美士路達雄

印刷所　札幌室谷印刷株式会社　札幌市豊平区美園7条8丁目

後　記

本研究における「標茶調査」は，昭和４７年に本調査を実施したが，以降数次におよぶ補足調査を加えている。「大樹調査」は昭和５０年の本調査および以降数次にわたる継続地域調査によっている。本稿はその一部分を分析したものである。

心よく調査に応じて下され，きわめて貴重な体験を私たちにお教え下さった多くの酪農民の方々に心からのお礼を申しあげます。また，地域の諸機関，とりわけ町，農協の方々にもお世話になった。記して謝意を表したい。

なお，調査参加者は，布施鉄治，岩城完之，小林甫，白樫久，酒井恵真のほか，「標茶調査」には，川崎実，神田嘉延（当時北大大学院学生），安倍恒雄，三田博，西出博芳，早川幸雄，前田利明，宮崎正名，高田雅博，佐藤律子，川端まゆみ（当時北大教育学部学生），「大樹調査」には，安倍喜美子，安倍恒雄，鎌田明子（北大大学院学生），藤井史朗，加藤慶一，酒井英資，浜田一康，禿巨花，小野哲，能山偃子，笠井六夫，尾沢武司（当時北大教育学部学生）が参加している。